

令和 5 年 6 月

市川市議会定例会会議録

令和 5年 6月 9日 開会
令和 5年 6月 26日 閉会

市 川 市 議 会

目 次

第1日 6月9日（金曜日）

○議事日程（第1号）	1
○会議に付した事件（34件）	2
○出席議員（42名）	3
○欠席議員（なし）	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	5
○開会・開議	6
○議長報告	
・執行機関に対する出席要求	6
○会議録署名議員指名	6
○日程第1 議席の一部変更の件	6
○日程第2 会期の件	6
○日程第3 議案第3号 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
日程第4 議案第4号 市川市税条例の一部改正について	
日程第5 議案第5号 市川市火災予防条例の一部改正について	
日程第6 議案第6号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）	
日程第7 議案第7号 （仮）市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約について	
日程第8 議案第8号 損害賠償請求事件の和解について	
日程第9 議案第9号 損害賠償請求事件の和解について	
日程第10 議案第10号 市道路線の廃止について	
日程第11 議案第11号 市道路線の認定について	
日程第12 議案第12号 市道路線の変更について	
日程第13 議案第13号 農業委員会委員の任命について	
日程第14 議案第14号 農業委員会委員の任命について	
日程第15 議案第15号 農業委員会委員の任命について	
日程第16 議案第16号 農業委員会委員の任命について	
日程第17 議案第17号 農業委員会委員の任命について	
日程第18 議案第18号 農業委員会委員の任命について	
日程第19 議案第19号 農業委員会委員の任命について	
日程第20 議案第20号 農業委員会委員の任命について	
日程第21 議案第21号 農業委員会委員の任命について	
日程第22 議案第22号 農業委員会委員の任命について	
日程第23 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	
日程第24 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	

- 日程第26 報告第12号 継続費の通次繰越しについて
- 日程第27 報告第13号 繰越明許費の繰越しについて
- 日程第28 報告第14号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
- 日程第29 報告第15号 下水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第30 報告第16号 下水道事業会計予算の事故繰越しについて
- 日程第31 報告第17号 専決処分の報告について
- 日程第32 報告第18号 市川市土地開発公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
- 日程第33 報告第19号 公益財団法人市川市清掃公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
- 日程第34 報告第20号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について

(一括議題)

・代表質問

1.	公 明 党 宮 本 均	8
	(補 足 質 問 者) 久 保 川 隆 志	
	市 長 田 中 甲	
	街 づ く り 部 長 小 塚 眞 康	
	学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康	
	保 健 部 長 川 島 俊 介	
	市 民 部 長 佐 藤 敏 和	
	福 祉 部 長 菊 田 滋 也	
	経 済 観 光 部 長 根 本 泰 雄	
	道 路 交 通 部 長 岩 井 忠 良	
	こ ど も 部 長 鷺 沼 隆	
	企 画 部 長 小 川 広 行	
	久 保 川 隆 志	19
	市 民 部 長 佐 藤 敏 和	
	福 祉 部 長 菊 田 滋 也	
	道 路 交 通 部 長 岩 井 忠 良	
	こ ど も 部 長 鷺 沼 隆	
○休 憩		26
○開 議		26
2.	創 生 市 川 小 泉 文 人	26
	学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康	
	財 政 部 長 田 中 雅 之	
	環 境 部 長 二 宮 賢 司	
	保 健 部 長 川 島 俊 介	
	経 済 観 光 部 長 根 本 泰 雄	
	企 画 部 長 小 川 広 行	

福 祉 部 長	菊 田 滋 也
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良
こ ども 部 長	鷺 沼 隆
街 づ くり 部 長	小 塚 眞 康
市 長 公 室 長	麻 生 文 喜
ス ポ ー ツ 部 長	立 場 久 美 子
管 財 部 長	稲 葉 清 孝
総 務 部 長	蛸 島 和 紀

○散 会	5 0
------	-----

第 2 日 6 月 12 日 (月曜日)

○議事日程 (第 2 号)	5 1
○会議に付した事件 (32件)	5 2
○出席議員 (41名)	5 3
○欠席議員 (1名)	5 4
○説明のため出席した者の職氏名	5 4
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	5 5
○開 議	5 6
○日程第 1 議案第 3 号 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
日程第 2 議案第 4 号 市川市税条例の一部改正について	
日程第 3 議案第 5 号 市川市火災予防条例の一部改正について	
日程第 4 議案第 6 号 令和 5 年度市川市一般会計補正予算 (第 2 号)	
日程第 5 議案第 7 号 (仮) 市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約について	
日程第 6 議案第 8 号 損害賠償請求事件の和解について	
日程第 7 議案第 9 号 損害賠償請求事件の和解について	
日程第 8 議案第 10 号 市道路線の廃止について	
日程第 9 議案第 11 号 市道路線の認定について	
日程第 10 議案第 12 号 市道路線の変更について	
日程第 11 議案第 13 号 農業委員会委員の任命について	
日程第 12 議案第 14 号 農業委員会委員の任命について	
日程第 13 議案第 15 号 農業委員会委員の任命について	
日程第 14 議案第 16 号 農業委員会委員の任命について	
日程第 15 議案第 17 号 農業委員会委員の任命について	
日程第 16 議案第 18 号 農業委員会委員の任命について	
日程第 17 議案第 19 号 農業委員会委員の任命について	
日程第 18 議案第 20 号 農業委員会委員の任命について	
日程第 19 議案第 21 号 農業委員会委員の任命について	
日程第 20 議案第 22 号 農業委員会委員の任命について	

日程第21	議案第23号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第22	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第23	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第24	報告第12号	継続費の逡次繰越しについて
日程第25	報告第13号	繰越明許費の繰越しについて
日程第26	報告第14号	下水道事業会計予算の継続費の逡次繰越しについて
日程第27	報告第15号	下水道事業会計予算の繰越しについて
日程第28	報告第16号	下水道事業会計予算の事故繰越しについて
日程第29	報告第17号	専決処分の報告について
日程第30	報告第18号	市川市土地開発公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
日程第31	報告第19号	公益財団法人市川市清掃公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
日程第32	報告第20号	公益財団法人市川市文化振興財団の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について

(一括議題)

・代表質問

3. 市民クラブ	中町けい	56
学校教育部長	藤井義康	
こども部長	鷺沼隆	
市長公室長	麻生文喜	
道路交通部長	岩井忠良	
福祉部長	菊田滋也	
街づくり部長	小塚眞康	
生涯学習部長	板垣道佳	
4. 日本共産党	清水みな子	69
保健部長	川島俊介	
市民部長	佐藤敏和	
福祉部長	菊田滋也	
道路交通部長	岩井忠良	
経済観光部長	根本泰雄	
企画部長	小川広行	
市長公室長	麻生文喜	
○休憩		77
○開議		77
清水みな子(再)		77
保健部長	川島俊介	
市民部長	佐藤敏和	
企画部長	小川広行	
市長公室長	麻生文喜	

市 長 田 中 甲	
・発言の訂正（経済観光部長）	84
5. 市川維新の会 堀内しんご	84
（補足質問者） つかこし たかのり	
街づくり部長 小塚 眞 康	
学校教育部長 藤井 義 康	
こども部長 鷺 沼 隆	
道路交通部長 岩井 忠 良	
危機管理監 本住 敏	
つかこし たかのり	90
こども部長 鷺 沼 隆	
道路交通部長 岩井 忠 良	
危機管理監 本住 敏	
○散会	93

第3日 6月13日（火曜日）

○議事日程（第3号）	95
○会議に付した事件（34件）	96
○出席議員（41名）	97
○欠席議員（1名）	98
○説明のため出席した者の職氏名	98
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	99
○開議	100
○発言の取消し（中町けい）	100
○日程第1 東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について	
・東京外郭環状道路に関連する特別委員会の設置、付託及び委員の選任	100
○日程第2 議案第3号 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
日程第3 議案第4号 市川市税条例の一部改正について	
日程第4 議案第5号 市川市火災予防条例の一部改正について	
日程第5 議案第6号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）	
日程第6 議案第7号 （仮）市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約について	
日程第7 議案第8号 損害賠償請求事件の和解について	
日程第8 議案第9号 損害賠償請求事件の和解について	
日程第9 議案第10号 市道路線の廃止について	
日程第10 議案第11号 市道路線の認定について	
日程第11 議案第12号 市道路線の変更について	
日程第12 議案第13号 農業委員会委員の任命について	
日程第13 議案第14号 農業委員会委員の任命について	

日程第14	議案第15号	農業委員会委員の任命について
日程第15	議案第16号	農業委員会委員の任命について
日程第16	議案第17号	農業委員会委員の任命について
日程第17	議案第18号	農業委員会委員の任命について
日程第18	議案第19号	農業委員会委員の任命について
日程第19	議案第20号	農業委員会委員の任命について
日程第20	議案第21号	農業委員会委員の任命について
日程第21	議案第22号	農業委員会委員の任命について
日程第22	議案第23号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第23	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第24	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第25	報告第12号	継続費の通次繰越しについて
日程第26	報告第13号	繰越明許費の繰越しについて
日程第27	報告第14号	下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
日程第28	報告第15号	下水道事業会計予算の繰越しについて
日程第29	報告第16号	下水道事業会計予算の事故繰越しについて
日程第30	報告第17号	専決処分の報告について
日程第31	報告第18号	市川市土地開発公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
日程第32	報告第19号	公益財団法人市川市清掃公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
日程第33	報告第20号	公益財団法人市川市文化振興財団の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について

(一括議題)

・代表質問

6. 清風いちかわ	竹内清海	100
道路交通部長	岩井忠良	
危機管理監	本住敏	
経済観光部長	根本泰雄	
スポーツ部長	立場久美子	
生涯学習部長	板垣道佳	
下水道部長	藤田泰博	
こども部長	鷺沼隆	
財政部長	田中雅之	
7. 自由民主の会	細田伸一	115
こども部長	鷺沼隆	
総務部長	蛸島和紀	
消防局長	角田誠司	
行徳支所長	秋本賢一	
危機管理監	本住敏	

文化国際部長 森 田 敏 裕

○休憩	1 2 1
○開議	1 2 1
細 田 伸 一 (再)	1 2 1
こども部長 鷺 沼 隆	
総務部長 蛸 島 和 紀	
消防局長 角 田 誠 司	
下水道部長 藤 田 泰 博	
危機管理監 本 住 敏	
文化国際部長 森 田 敏 裕	
8. チームいちかわ 丸 金 ゆ き こ	1 3 0
福祉部長 菊 田 滋 也	
総務部長 蛸 島 和 紀	
市民部長 佐 藤 敏 和	
経済観光部長 根 本 泰 雄	
こども部長 鷺 沼 隆	
危機管理監 本 住 敏	
学校教育部長 藤 井 義 康	
保健部長 川 島 俊 介	
○委員会付託 (議案第3～12号)	1 4 1
○採決 (議案第13～23号)	
・各同意	1 4 1
○採決 (諮問第1、2号)	
・各異議ない旨答申	1 4 2
○日程第34 議員の派遣について	
・承認	1 4 3
○散会	1 4 3

第4日 6月19日 (月曜日)

○議事日程 (第4号)	1 4 5
○会議に付した事件 (11件)	1 4 5
○出席議員 (42名)	1 4 5
○欠席議員 (なし)	1 4 6
○説明のため出席した者の職氏名	1 4 6
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	1 4 7
○開議	1 4 9
○日程第1 議案第3号 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
日程第2 議案第4号 市川市税条例の一部改正について	

- 日程第3 議案第5号 市川市火災予防条例の一部改正について
- 日程第4 議案第6号 令和5年度市川市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第7号 (仮)市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約について
- 日程第6 議案第8号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第7 議案第9号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第8 議案第10号 市道路線の廃止について
- 日程第9 議案第11号 市道路線の認定について
- 日程第10 議案第12号 市道路線の変更について

(一括議題)

・委員長報告

健康福祉委員長	西村	敦	149
環境文教委員長	石原	たかゆき	149
建設経済委員長	小山田	なおと	150
総務委員長	国松	ひろき	151

・各可決	152
------	-----

○日程第11 一般質問

1. 廣田徳子	154
---------	-----

- (1)教育行政(教育センターと市立学校との連携、特別支援学級の今後の設置計画、特別支援教育就学奨励制度、全国学力・学習状況調査の結果の活用)について
- (2)高齢者支援について
- (3)市政をより市民に身近に感じてもらえる施策について
- (4)保育行政(今後の保育園の整備計画、保育料第2子以降無償化の影響、3歳以上児の給食費の徴収、株式会社の保育園の運営)について

学校教育部長	藤井	義康
福祉部長	菊田	滋也
市長公室長	麻生	文喜
総務部長	蛸島	和紀
こども部長	鷺沼	隆

2. 青山ひろかず	167
-----------	-----

- (1)行徳地域内における公共施設の老朽化について
- (2)ぴあばーく妙典について
- (3)防犯カメラの設置について
- (4)市立学校及び学校周辺の安全対策について

行徳支所長	秋本	賢一
消防局長	角田	誠司
街づくり部長	小塚	眞康
市民部長	佐藤	敏和
学校教育部長	藤井	義康

○休憩	174
-----	-----

○開議	174
-----	-----

3. 国 松 ひ ろ き	174
(1)子育て政策について	
(2)江戸川河川敷の安全対策について	
(3)防災公園について	

こども部長	鷺 沼 隆
街づくり部長	小 塚 眞 康
スポーツ部長	立 場 久 美 子

○散 会	187
------	-----

第5日 6月20日（火曜日）

○議事日程（第5号）	189
○会議に付した事件（1件）	189
○出席議員（41名）	189
○欠席議員（1名）	190
○説明のため出席した者の職氏名	190
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	191
○開 議	192
○議長報告	
・東京外郭環状道路に関連する特別委員会正副委員長互選結果	192
○日程第1 一般質問	

4. 小 山 田 な お と	192
(1)認知症フレンドリー社会について	
(2)新型コロナウイルスの5類感染症移行に伴う本市の対応について	
(3)若者の声を市政に反映する仕組みづくりについて	
(4)国分川鯉のぼりフェスティバルについて	

福祉部長	菊 田 滋 也
保健部長	川 島 俊 介
管財部長	稲 葉 清 孝
環境部長	二 宮 賢 司
経済観光部長	根 本 泰 雄
こども部長	鷺 沼 隆
市民部長	佐 藤 敏 和
市長公室長	麻 生 文 喜
企画部長	小 川 広 行
下水道部長	藤 田 泰 博
市長	田 中 甲

5. とくたけ 純 平	205
(1)動物愛護活動への支援について	

(2)ジェンダー平等の実現に向けた取組について

(3)ベンチの設置について

(4)市立中学校の校則について

(5)江戸川河川敷の整備状況について

環 境 部 長	二 宮 賢 司
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳
総 務 部 長	蛸 島 和 紀
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良
街 づ く り 部 長	小 塚 眞 康

○休 憩..... 2 1 8

○開 議..... 2 1 8

6. 浅 野 さ ち..... 2 1 8

(1)重層的支援体制整備事業（市川よりそい支援）について

(2)小栗原架道橋歩道整備の進捗状況及び今後の取組について

(3)選挙管理委員会の取組について

(4)高齢者見守り支援について

福 祉 部 長	菊 田 滋 也
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	岩 井 滴

7. や な ぎ 美 智 子..... 2 2 9

(1)新型コロナウイルス感染症について

(2)若宮児童公園の設備管理と安全確保について

(3)若宮第1緑地について

(4)道の駅いちかわ5周年記念イベントについて

(5)JR下総中山駅南口のバリアフリー化について

保 健 部 長	川 島 俊 介
街 づ く り 部 長	小 塚 眞 康
経 済 観 光 部 長	根 本 泰 雄
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良

○休 憩..... 2 4 0

○開 議..... 2 4 0

8. 石 原 み さ 子..... 2 4 0

(1)選挙事務について

(2)孤独・孤立対策について

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	岩 井 滴
福 祉 部 長	菊 田 滋 也
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
総 務 部 長	蛸 島 和 紀

○散会…………… 251

第6日 6月21日（水曜日）

○議事日程（第6号）…………… 253

○会議に付した事件（1件）…………… 253

○出席議員（42名）…………… 253

○欠席議員（なし）…………… 254

○説明のため出席した者の職氏名…………… 254

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…………… 255

○開議…………… 256

○日程第1 一般質問

9. 門 田 直 人…………… 256

(1)登下校時の見守り及び児童の安全確保について

(2)保育行政（隠れ待機児童の急増に対する本市の認識・対応、本市独自基準の待機児童に関する調査を実施する考え、1・2歳児を持つ子育て世代への支援）について

(3)公立保育園の民営化について

(4)買物弱者の現状及び支援について

学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康

こ ども 部 長 鷺 沼 隆

道 路 交 通 部 長 岩 井 忠 良

10. ほ と だ ゆ う な…………… 265

(1)高校進学における就学支援金制度や千葉県独自の授業料減免制度における本市の見解について

(2)市道3306号の安全について

(3)公立保育園の給食について

(4)児童生徒の登校渋りの現状と対策について

学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康

道 路 交 通 部 長 岩 井 忠 良

こ ども 部 長 鷺 沼 隆

○休憩…………… 276

○開議…………… 276

11. 石 原 たかゆき…………… 276

(1)選挙管理事務について

(2)地域防災力の向上について

(3)教育行政（学校教育に求められる変革の現状と課題及び今後の展開）について

選挙管理委員会事務局長 岩 井 滴

危機管理監 本 住 敏

学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康

12. 中 村 よしお…………… 287

- (1)公園を巡る諸課題について
- (2)平和行政（取組、核廃絶への本市の認識、これからの考え方）について
- (3)公共交通利用補助制度について

街づくり部長	小塚真康
総務部長	蛸島和紀
市長	田中甲
道路交通部長	岩井忠良
福祉部長	菊田滋也

○休憩・・ 298

○開議・・ 298

13. 大 場 論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 298

- (1)行政サービスについて
- (2)市川市放課後保育クラブについて
- (3)道路交通行政（都市計画道路3・4・18号におけるガナズ通りの振動、振動調査の結果及び今後の道路改修）について

福祉部長	菊田滋也
総務部長	蛸島和紀
企画部長	小川広行
生涯学習部長	板垣道佳
道路交通部長	岩井忠良

○散会・・ 307

第7日 6月22日（木曜日）

○議事日程（第7号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 309

○会議に付した事件（1件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 309

○出席議員（41名）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 309

○欠席議員（1名）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 310

○説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 310

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名・・・・・・・・ 311

○開議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 312

○日程第1 一般質問

14. 沢 田 あきひと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 312

- (1)健康寿命日本一に向けた本市のさらなる挑戦について
- (2)本市の雇用対策の在り方について
- (3)本市における子ども医療費の自己負担分の無償化について

企画部長	小川広行
経済観光部長	根本泰雄
保健部長	川島俊介
管財部長	稲葉清孝

15. 西 村 敦	3 1 8
(1)災害対応について	
(2)保健行政（HPVワクチンの男性接種）について	
(3)道路行政（入船6番地内を南北に走る市道8086号）について	
(4)行徳支所の庁舎の諸課題について	
危機管理監 本 住 敏	
保健部長 川 島 俊 介	
道路交通部長 岩 井 忠 良	
行徳支所長 秋 本 賢 一	
生涯学習部長 板 垣 道 佳	
○休憩	3 2 8
○開 議	3 2 8
16. 太 田 丈 之	3 2 8
(1)新型コロナウイルスワクチン接種の推進について	
(2)市立学校におけるマスクの着用について	
(3)超過死亡について	
保健部長 川 島 俊 介	
学校教育部長 藤 井 義 康	
総務部長 蛸 島 和 紀	
17. 石 崎 ひでゆき	3 3 3
(1)本市職員の給与について	
(2)事務事業評価について	
(3)消防行政（算定消防職員数と市の現状、南部地区の現状と課題、消防職員の定数増）について	
総務部長 蛸 島 和 紀	
企画部長 小 川 広 行	
財政部長 田 中 雅 之	
消防局長 角 田 誠 司	
○休憩	3 4 2
○開 議	3 4 2
18. にしむた 勲	3 4 3
(1)地方創生臨時交付金について	
(2)児童虐待について	
(3)小学校区防災拠点について	
(4)少子化対策について	
(5)デジタル地域通貨推進事業について	
企画部長 小 川 広 行	
こども部長 鷺 沼 隆	
危機管理監 本 住 敏	

○散 会…………… 3 5 3

第 8 日 6 月 23 日 (金曜日)

○議事日程 (第 8 号)…………… 3 5 5
 ○会議に付した事件 (1 件)…………… 3 5 5
 ○出席議員 (42 名)…………… 3 5 5
 ○欠席議員 (なし)…………… 3 5 6
 ○説明のため出席した者の職氏名…………… 3 5 6
 ○職務のため議場に出席した事務局職員職員の職氏名…………… 3 5 7
 ○開 議…………… 3 5 8

○日程第 1 一般質問

19. 川 畑 い つ こ…………… 3 5 8

- (1) 県道 264 号高塚新田市川線に係る安全対策について
- (2) 学校教育 (市川スマイルプラン、特別支援学級及び通級指導教室) について
- (3) 放課後等デイサービスについて

道 路 交 通 部 長	岩	井	忠	良
学 校 教 育 部 長	藤	井	義	康
福 祉 部 長	菊	田	滋	也
こ ども 部 長	鷺	沼		隆

20. 石 原 よ し の り…………… 3 6 8

- (1) 子ども支援政策の広報について
- (2) 環境行政 (カーボンニュートラル推進の取組と今後) について
- (3) チャレンジドオフィスについて
- (4) 本八幡駅北口にある商業ビルの耐震強度不足問題について

こ ども 部 長	鷺	沼		隆
市 長 公 室 長	麻	生	文	喜
市 長	田	中		甲
総 務 部 長	蛸	島	和	紀
街 づ くり 部 長	小	塚	眞	康

○休 憩…………… 3 7 7

○開 議…………… 3 7 8

21. 富 家 薫…………… 3 7 8

- (1) 市立学校における政治教育の推進について
- (2) 第 1 庁舎 7 階スペースの活用について
- (3) 塩美歩道橋の現状と今後の取組について
- (4) 市川塩浜駅周辺のまちづくりについて

学 校 教 育 部 長	藤	井	義	康
-------------	---	---	---	---

市長公室長	麻生文喜
管財部長	稲葉清孝
行徳支所長	秋本賢一
街づくり部長	小塚眞康

22. 加藤圭一…………… 384

- (1)行徳近郊緑地の周辺環境について
- (2)市内の買物難民の状況と対策について
- (3)市立学校のプールについて

環境部長	二宮賢司
道路交通部長	岩井忠良
福祉部長	菊田滋也
学校教育部長	藤井義康

○休憩…………… 390

○開議…………… 390

23. 越川雅史…………… 391

- (1)宮田小学校の建替えにおける現在の進捗状況と今後の進め方について
- (2)学校給食費の無償化の施策の意義と効果について
- (3)デジタル地域通貨事業の目的とする効果、事業展開について

企画部長	小川広行
学校教育部長	藤井義康
管財部長	稲葉清孝
危機管理監	本住敏
市長公室長	麻生文喜
教育長	田中庸惠
総務部長	蛸島和紀
副市長	松丸多一
経済観光部長	根本泰雄

○散会…………… 401

第9日 6月26日（月曜日）

○議事日程（第9号）…………… 403

○会議に付した事件（6件）…………… 403

○出席議員（42名）…………… 403

○欠席議員（なし）…………… 404

○説明のため出席した者の職氏名…………… 404

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…………… 405

○開議…………… 406

○日程第1 一般質問

24. 野 口 じゅん	4 0 6
(1)外国人支援について	
(2)KUGURU展について	
(3)生活困窮者への食の支援について	
文化国際部長 森 田 敏 裕	
こども部長 鷺 沼 隆	
福祉部長 菊 田 滋 也	
○日程第2 議案第24号 副市長の選任について	
・提案説明	
市 長 田 中 甲	4 1 7
・質疑	
1. 石 原 よしのり	4 1 7
総務部長 蛸 島 和 紀	
2. 加 藤 武 央	4 1 9
市 長 田 中 甲	
3. 越 川 雅 史	4 2 0
総務部長 蛸 島 和 紀	
・同意	4 2 3
○日程第3 発議第1号 市川市議会会議規則の一部改正について	
・可決	4 2 3
○日程第4 発議第2号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について	
・可決	4 2 3
○日程第5 委員会の閉会中継続審査の件	4 2 4
○日程第6 委員会の閉会中継続調査の件	4 2 4
○閉議・閉会	4 2 4
————— • —————	
○議員の派遣について	4 2 5
○委員会審査報告書	4 2 6
○閉会中継続審査申し出書	4 3 0
○閉会中継続調査申し出書	4 3 1
○会議録署名議員	4 3 2

第 1 日

令和5年6月9日（金曜日）

令和5年6月市川市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年6月9日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議席の一部変更の件
- 第2 会期の件
- 第3 議案第3号 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第4号 市川市税条例の一部改正について
- 第5 議案第5号 市川市火災予防条例の一部改正について
- 第6 議案第6号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第7号 （仮）市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約について
- 第8 議案第8号 損害賠償請求事件の和解について
- 第9 議案第9号 損害賠償請求事件の和解について
- 第10 議案第10号 市道路線の廃止について
- 第11 議案第11号 市道路線の認定について
- 第12 議案第12号 市道路線の変更について
- 第13 議案第13号 農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 第15 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- 第16 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 第17 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- 第18 議案第18号 農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第19号 農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第20号 農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第21号 農業委員会委員の任命について
- 第22 議案第22号 農業委員会委員の任命について
- 第23 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第24 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第26 報告第12号 継続費の通次繰越しについて
- 第27 報告第13号 繰越明許費の繰越しについて
- 第28 報告第14号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
- 第29 報告第15号 下水道事業会計予算の繰越しについて
- 第30 報告第16号 下水道事業会計予算の事故繰越しについて
- 第31 報告第17号 専決処分の報告について
- 第32 報告第18号 市川市土地開発公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
- 第33 報告第19号 公益財団法人市川市清掃公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
- 第34 報告第20号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について

(代表質問) 公 明 党 宮本 均議員、久保川隆志議員
創 生 市 川 小泉文人議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の一部変更の件
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第3号 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第4号 市川市税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 市川市火災予防条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 令和5年度市川市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第7号 (仮)市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約について
- 日程第8 議案第8号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第9 議案第9号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第10 議案第10号 市道路線の廃止について
- 日程第11 議案第11号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第12号 市道路線の変更について
- 日程第13 議案第13号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第18号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第19号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第20号 農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第21号 農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第22号 農業委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 報告第12号 継続費の通次繰越しについて
- 日程第27 報告第13号 繰越明許費の繰越しについて
- 日程第28 報告第14号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
- 日程第29 報告第15号 下水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第30 報告第16号 下水道事業会計予算の事故繰越しについて
- 日程第31 報告第17号 専決処分の報告について
- 日程第32 報告第18号 市川市土地開発公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
- 日程第33 報告第19号 公益財団法人市川市清掃公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について

日程第34 報告第20号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について

(代表質問) 公明党 宮本均議員、久保川隆志議員

創生市川 小泉文人議員

出席議員 42名

門田直人	野口じゅん
丸金ゆきこ	富家薫
沢田あきひと	太田丈之
小山田なおと	川畑いつこ
ほとだゆうな	国松ひろき
やなぎ美智子	とくたけ純平
中町けい	つちや正順
つかこしたかのり	加藤圭一
浅野さち	久保川隆志
西村敦	中村よしお
大久保たかし	石原たかゆき
清水みな子	廣田徳子
にしむた勲	石崎ひでゆき
堀内しんご	細田伸一
青山ひろかず	石原みさ子
宮本均	大場諭
稲葉健二	

小石増越中松竹加岩	泉原田川山永内藤井	文よし好文雅幸鉄清武清	人りの秀史紀兵海央郎
-----------	-----------	-------------	------------

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	一
代表監査委員	植草	一
教育長	田中	庸
危機管理監	本田	敏
市長公室長	麻生	文
総務部長	蛸島	和
企画部長	小川	広
財政部長	田中	雅
管財部長	稲葉	清
情報管理部長	小森	林
文化国際部長	立	敏
スポーツ部長	佐場	久美
市民部長	佐藤	敏
経済観光部長	根本	泰
こども部長	鷺沼	滋
福祉部長	川田	俊
保健部長	二島	賢
環境部長	小塚	眞
街づくり部長	岩井	忠
道路交通部長	藤田	泰
下水道部長	秋本	賢
行徳支所長	角	誠
消防局長	岩	
選挙管理委員会 事務局長	井	滴

農業委員会事務局長	藤	城	久	保
会計管理者	六	郷	真紀	子
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	板	垣	道	佳
学校教育部長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	小	泉	貞	之
事務局 次長	町	田	茂	幸
議事課 長	米	津	孝	成
(議事担当)				
主 幹	宮	嶋		茂
主 査	尾	本		悠
主 任 書記	北	川	陽	介
主 任 書記	高	柳	陽	一
主 任 書記	三	澤	啓	成
(調査担当)				
主 幹	渡	辺	孝	文
主 査	前	田		悠
主 査	岡	澤	英	康
主 任	関	口		舞
主 任 書記	荒	木	智	貴
書 記	福	井	寿	明

会 議

午前10時開会・開議

○稲葉健二議長 ただいまから令和5年6月市川市議会定例会を開会いたします。

○稲葉健二議長 直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

○稲葉健二議長 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、野口じゅん議員及び岩井清郎議員を指名いたします。

○稲葉健二議長 日程第1議席の一部変更の件を議題といたします。

この際、都合により加藤武史議員を41番に、岩井清郎議員を42番に変更することにいたしたいと思っております。

お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よってただいま申し上げましたとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

○稲葉健二議長 日程第2会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月26日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって会期は18日間と決定いたしました。

○稲葉健二議長 日程第3議案第3号市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第34報告第20号公益財団法人市川市文化振興財団の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 議案第3号から議案第23号まで、諮問第1号及び諮問第2号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第3号市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業の手当を廃止するとともに、今後、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合に、同様の手当を速やかに支給することができるようにするほか、条文の整備を行う必要があることから提案するものです。

議案第4号市川市税条例の一部改正については、地方税法等の改正に伴い、個人の市民税と併せて新たな賦課徴収を行う森林環境税に関する規定を定めるとともに、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の課税区分を見直すほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第5号市川市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気

器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を改めるほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第6号令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

補正予算総額は、歳入歳出それぞれ28億9,552万1,000円の増額を行い、予算の総額を1,701億5,834万1,000円とするものです。

今回の補正予算は、物価高騰の影響に対する支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、低所得者世帯等に対する支援や第2子以降の保育料無償化、中小事業者等に対する支援を行うほか、千葉県と連携して実施する子育て世帯への支援、新型コロナウイルスワクチン接種関連経費、その他必要となる事業費について補正を行うものです。

歳出予算の主な内容について申し上げますと、第2款総務費では、第2子以降保育料無償化や、千葉県と連携して行う子どもの成長応援臨時給付金、また、低所得者世帯等への重点支援給付金を実施するためのシステム関連経費について、第3款民生費では、障害福祉・介護サービス事業者に対する燃料費等の支援や、低所得世帯等への給付金のほか、健康寿命延伸のため75歳以上のゴールドシニアを対象としたイベントの実施に係る経費や第2子以降保育料無償化の実施により必要となる経費について、第4款衛生費では、一般公衆浴場に対する燃料費の支援のほか、新型コロナウイルスワクチン接種関連経費について、第7款商工費では、市内中小事業者等に対する電気・ガス料金の支援や、中小貨物運送事業者に対する燃料費の支援について、第9款土木費では、新たに任用する空家対策推進参与への報酬や、4月から着用が努力義務化された自転車乗車用ヘルメット購入費補助金のほか、バス、タクシー、公共交通事業者に対する燃料費の支援について、最後に第11款教育費では、成人祝賀会において、令和5年度市川二十歳の集いの開催を2部制とするための追加経費について、それぞれ計上するものです。

また、歳入予算につきましては、第2子以降保育料無償化の実施により減収となる分担金及び負担金並びに使用料及び手数料の減額のほか、歳出予算の補正に伴う財源として国庫支出金から繰越金まで、それぞれ計上するものであります。

最後に、繰越明許費の補正では、子どもの成長応援臨時給付金給付事業について、年度内に完成しない見込みであることから、繰越明許費の補正を行うものであります。

議案第7号（仮）市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約については、一般競争入札の結果、株式会社大城組との間に工事請負仮契約を締結したので提案するものであります。

議案第8号損害賠償請求事件の和解については、市川市消防局の職員が相手方を救急搬送する際、相手方自宅のシャッター式雨戸の取っ手に相手方の右眼瞼部が接触し、相手方が負傷したことによる損害賠償請求事件について、当事者間で合意に達し、和解により解決を図る必要があるため提案するものです。

議案第9号損害賠償請求事件の和解については、市川市の管理する樹木が根元の腐食により倒れ、相手方のフェンス並びに駐輪場の屋根及び照明が損傷したことによる損害賠償請求事件について、当事者間で合意に達し、和解により解決を図る必要があるため提案するものであります。

議案第10号市道路線の廃止については、東日本高速道路株式会社の京葉市川パーキングエリア整備に伴い、計画地内に含まれる市道について、同社においてパーキングエリアの周囲に代替の道路を整備する計画があることから、この道路の整備に伴い当該市道を廃止する必要があることから、提案するものであります。

議案第11号市道路線の認定については、東日本高速道路株式会社の京葉市川パーキングエリア整備に伴い、新たに築造する道路及び廃止を予定している市道のうち、終点が変更となり引き続き使用する道路を認定する必要があることから、提案するものであります。

議案第12号市道路線の変更については、東日本高速道路株式会社の京葉市川パーキングエリア整備に伴い、市道の経過地を変更する必要があることから提案するものであります。

議案第13号から議案第22号農業委員会委員の任命については、現農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって満了となることから、石橋弘嗣氏、板橋利行氏、太田裕士氏、小川治夫氏、小沢伊知郎氏の再任及び現農業委員会委員の5名の後任として、朝倉一江氏、石井宏氏、岡崎博一氏、神澤晶子氏、山野孝一氏を任命いたしたく、市議会の同意を求めるため提案をするものであります。

議案第23号固定資産評価審査委員会委員の選任については、現固定資産評価審査委員会委員の任期が本年7月3日をもって満了となることから、後任として松井光男氏を選任いたしたく、市議会の同意を求めるため提案するものであります。

諮問第1号及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、法務大臣から委嘱されている本市の人権擁護委員のうち、本年9月30日をもって任期満了となる委員2名の再任推薦につき、市議会の意見を求めるため提出をするものであります。

以上よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○稲葉健二議長 これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

公明党、宮本均議員。

[宮本 均議員登壇]

○宮本 均議員 おはようございます。公明党、宮本均です。代表質問を始めます。

江戸川河川敷安全対策についてです。

3月30日、市川南3丁目江戸川沿いの公園を訪れていた際、男児が行方不明、死亡するという事故がございました。残念でなりません。御家族の皆様にお悔やみ申し上げます。美しい江戸川を危険な場所にしてはいけないとの思いから、市川南3・4丁目自治会から、子どもたちを守るための対策要望書を、6月1日、自治会長とともに市長にお渡しし、お願いしたところでございます。水難事故防止策として、本市はどのようなことを行っているのかお伺いいたします。

次に、学校部活動の地域移行についてです。

現在の中学校学習指導要領では、部活動は学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意するとされています。地域移行によって学習指導要領で示されている部活動の位置づけが変わってしまうことが考えられます。教育の一環としての部活動への参加の形、学校単位での部活動も変化する可能性があります。

(1)現状と課題、(2)今後の対応についてお伺いいたします。

带状疱疹の予防についてです。

昨年の6月、公明党、浅野さち議員の一般質問で、公費助成に関する答弁では、市としては国の結果を踏まえて対応していくということでございました。(1)ワクチン接種に対する国の動向について本市の見解をお伺いします。

次に、発症予防効果が高いワクチンがあることから、ワクチン接種について市民に広く周知する必要があると考えます。近隣市などは、既に带状疱疹発症予防の観点から、市のホームページ上で带状疱疹の原因、症状、ワクチンについて掲載をしております。市川市では带状疱疹に関する記載はございません。ワクチン接種も含めて市民に広く周知する必要があると思いますが、(2)ワクチン接種に向けた市の取組についてお伺いします。

带状疱疹の予防にはワクチン接種が有効と思っても、ワクチン接種をためらう。ためらいのハードルは高額な費用にあると考えます。ワクチン接種の公費助成は既に東京都で始まり、最近では、習志野市が7月以降の開始

に向けて準備中であると聞いています。(3)帯状疱疹ワクチン接種の公費助成について、近隣市の取組について伺います。

次に、自治会の活性化・支援と高齢者向け施策についてお伺いします。

地域コミュニティの活性化で自治会は不可欠な団体です。自治会加入者の減少、担い手不足が課題となっております。今年度から自治会支援の事業の拡大、新規事業など、さらなる支援の必要を感じますが、(1)現状の支援策の評価について、(2)新たな支援策について伺います。

同様に、高齢者向け施策についても、その支援策の評価と新たな支援策について伺います。

次に、第39回市川市民納涼花火大会についてです。

本年8月5日、江戸川河川敷で4年ぶりに開催されることが決定をいたしました。多くの方が待ち望んでいる一方で、開催場所の近隣住民の方からは心配する声も聞いております。特に警備体制、ごみ、トイレの問題は、いつも苦情が寄せられます。4年ぶりということも考えると、今まで以上に多くの来場者が予想されますが、どういった体制を組んでいくのか、市の花火大会の取組についてお伺いします。

次に、公園整備の計画ですが、昨年の12月定例会で公園整備の答弁では、トイレの洋式化に向けて、点検を基に優先順位を整理、計画的な改修を検討する旨の答弁がございました。その後の進捗についてお伺いします。

次に、自転車の安全利用の推進についてです。

市川市は交通事故のうち自転車に関係する事故がおおよそ40%を占め、千葉県内の平均おおよそ25%を大きく上回っております。平らな道が多く、通勤通学的手段として自転車を利用する人が多いことなどが要因となっております。(1)自転車の安全利用に関する市の取組について、現状と課題についてお伺いします。

次に、自転車乗車用ヘルメットの購入補助の補正予算、今回提出をされておりますが、(2)購入費助成について、その内容と経緯についてお伺いいたします。

次に、子育て支援についてです。

補正予算で計上されております(1)子どもの成長応援臨時給付金給付事業の概要と事業実施による効果についてお伺いをします。(2)保育施設等における保育料の第2子以降の無償化の概要と制度実施による効果についてお伺いをします。

次に、中核市についてです。

中核市の議会質問を繰り返しておりますが、令和4年12月定例会では、今後、議論を深めていく姿勢を持ち続けていくとの趣旨の答弁を市長からいただきました。令和5年2月定例会では、本市が中核市に移行した場合でも不交付団体を維持するものと見込んでいる、財政負担は少なからず生じるものと考えているが、市民サービスがさらに向上すると考えている、引き続き財政の影響額について精査していくことと併せて、移行の効果を分かりやすくお示しするため、先行市の具体的事例を挙げるなど情報を提供していき、市議会や市民の皆様、市の方向性を御理解いただけるように進めてまいりたい旨の答弁がございました。これは今でも変わっていないのでしょうか。中核市移行について、まだ結論が出ていないものと承知しておりますが、これまでの市の取組と今後の課題についてお伺いをいたします。

なお、補足質問として、自治会の活性化・支援と高齢者施策について、自転車の安全利用の推進について、子育て支援について、久保川隆志議員が補足質問を行います。

以上、1回目の質問とします。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

田中市長。

[田中 甲市長登壇]

○田中 甲市長 私からは大項目の8つ目、子育て支援についての(2)保育施設等に係る保育料の第2子以降無償化の概要と制度実施による効果についてをお答えしたいと思います。

ただいまも御質問いただきましたが、この問題は前議会の中でも数名の議員の皆さん方から指摘、質問がなされているところでありまして、さらには、4月に行われました市議会議員選挙の中でも、公約として多くの市議会議員候補の皆さん方が公報に記載をされている内容でもございました。子どもの数の減少や子育て世代の転出超過が続いておりまして、私も少子化対策のための施策は待ったなしの状況であるという認識をしております。

そこで、これまで以上に子育てしやすい環境整備が必要と考えている中で、本年10月より第2子以降保育料無償化を実施したいという考えでございまして。この制度は、世帯の2番目以降の子どもの保育料を、所得制限を設けずに、また、第1子の年齢にかかわらず無償化をするものでございまして。保育料無償化の実施に伴いまして、2人目を望む御夫婦の後押しをするとともに、出生率の向上、子どもの数の増加、子育て世代の定住促進が期待できると考えております。

また、保育料無償化のみならず、市内全ての市立小学校・中学校の学校給食の無償化や、子ども医療費助成制度を高校3年生まで拡大することと併せて、手厚い支援策を広くアピールしてまいりまして、子育てしやすい町市川というイメージを定着させていきたいというふうに思います。少子化対策及び子育て世代の定住促進を、さらに図ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは大項目、江戸川河川敷の安全対策と公園整備の計画についてお答えいたします。

初めに、江戸川河川敷の安全対策でございます。江戸川は、一級河川として国土交通省が河川区域の護岸、河川敷、堤防などの管理を行っております。本市は国土交通省から河川敷の一部を占用許可により、市民の憩いの公園、野球場、運動広場などを市民に広く開放しております。これら占用場所の維持管理、安全対策につきましては、占有者が行うこととなっており、河川敷の公園、野球場、運動広場及びサイクリングロードとその両脇1mを本市が管理しております。本市の事故後の対応といたしましては、事故発生後の4月4日に現場確認を行いました。既設の注意喚起の看板が老朽化しており、水難事故への注意喚起のメッセージが見づらい状況を確認しました。このことから、翌日の5日と6日にかけて看板を設置している43か所に、川に近づかないことを周知する暫定の看板を掲示いたしました。その後、老朽化している看板を子どもにも分かるようなイラストを使用した新たなデザインの看板に交換する作業を行い、5月19日に交換作業を完了いたしました。江戸川は市民の皆様が豊かな自然環境の中で水辺に親しみ、スポーツなどを行うことができる本市の貴重なオープンスペースであります。市民の方が安全、安心に利用できる環境を確保するため、河川管理者である国土交通省と協議を行い、さらなる追加対策を進めてまいります。

次に、公園整備の計画についてでございます。公園のトイレの洋式化につきましては、高齢者や障がい者の方の利用の観点からも進めていく必要があると認識しております。現在、市内には公園などに約170棟のトイレが設置されております。これらの洋式化や老朽化に伴う修繕や建て替えには多額の費用を要しますことから、計画的な改修が必要となります。現在、大規模な公園のトイレにつきましては、建て替えや新築時に洋式化を順に進めております。小規模な公園のトイレの洋式化につきましては、設置数が多いため、優先順位の整理をしております。施設の健全度、利用頻度、利用者ニーズ等の調査を行っております。施設の健全度につきましては、全体の90%以上が築年数30年以上経過しており老朽化が進んでいること、利用頻度は、トイレトペーパーの補充状況から公園ごとの差異を確認しております。また、利用者ニーズにつきましては、これまで寄せられている地元自治会などからの要望等で把握を行っております。

さらに、改修の対象となるトイレについて、便器のみの交換が可能か、個室の大きさを変更するなど建物の改修が必要か、改修方法に関する現地調査を行っております。

今後、これらの調査結果に加えて、近接している公園等のトイレの洋式化の状況も踏まえ、優先的に整備する箇所を精査し、計画的に改修を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、学校部活動の地域移行についてお答えいたします。

初めに、(1)現状と課題についてです。本市では、学校部活動の地域移行に向けた諸課題の解決及びその実現に向けた取組を行うため、令和4年10月に教育委員会が主体となり、本市の文化スポーツ部、校長会、市川・浦安支部小中学校体育連盟委員長等で組織した市川市部活動の地域移行検討協議会を設立いたしました。この協議会において、スポーツ団体等を活用した地域クラブ活動のモデル校の設置を検討し、第四中学校をモデル校として決定いたしました。第四中学校では、今年度の夏休み以降を目途に、地域指導者の確保が可能な部活動において、休日の地域移行に向けた準備を進めていく予定です。

また、市民の方々向けましては、教育委員会保健体育課のホームページに「学校部活動の地域移行について」を掲載し、令和5年度より、休日の学校部活動を段階的に地域クラブ活動へ移行するスケジュールや目指す方向性を示しております。このほか地域クラブ活動の団体設立に向けて、現在、スポーツ部の関係課と連携し、受皿となる団体の設立準備や先行実践している自治体の視察を検討しているところです。

続いて、課題についてです。課題につきましては、大きく2点となります。

1点目は、地域指導者として携わっていただく方の条件の整理です。モデル校である第四中学校の部活動において、夏休み以降から休日の部活動を指導するための地域指導者の資格要件、報酬額、練習中及び移動中の事故に対する対応方法などの条件を整理することが必要です。

2点目は、学校部活動を地域移行していくための全市的な調整です。今年度、モデル校である第四中学校の取組を参考にして、次年度以降、千葉県目標である市内各中学校の1部活動以上において、休日に地域指導者に携わっていただくため、市内の各地域にどれだけ地域指導者がいるか、子どもたちが必要としている部活動は何か、また、地域ごとのバランスをどのように取るかなど、全市的にわたって調整することが必要です。

次に、(2)の今後の対応についてです。これまでの学校部活動の現状と課題を踏まえ、今後につきましては、先行実践している自治体を視察することで、課題に対する取組事例などを参考にするとともに、今年度も市川市部活動の地域移行検討協議会を活用し、引き続き学校や関係部署と連携を図りながら、今後の取組を一つ一つ丁寧に進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは带状疱疹の予防についてお答えいたします。

初めに、(1)ワクチン接種に対する国の動向についての本市の見解です。带状疱疹ワクチンは、国の厚生科学審議会において、定期接種化について検討すべきワクチンとして、期待される効果や導入年齢に関して検討が必要と審議されているところであり、現状は任意接種として位置づけられております。本市といたしましては、疾患の重症度や感染力の高さなどに対する審議内容や審議経過を含め、継続して国の動向を注視してまいります。

次に、(2)ワクチン接種に向けた本市の取組についてです。带状疱疹の原因となる水痘带状疱疹ウイルスは、成人の9割以上が体内に潜伏しており、加齢や疲労、ストレスなどによる免疫力の低下によりウイルスが再び活性化し、带状疱疹として発症するものです。また、带状疱疹が消失後3か月以上にわたって痛みが続く带状疱疹

後神経痛といった合併症に苦しむ方がおられます。そこで、帯状疱疹の原因や症状、治療方法とともに発症率を低減させ、重症化を予防する効果がある帯状疱疹ワクチンの情報などについて、市公式ウェブサイトやSNS等を活用し、今後速やかに周知してまいります。

次に、(3)帯状疱疹ワクチン接種の公費助成についてです。費用助成を行っている近隣自治体でございますが、県内では我孫子市、鎌ヶ谷市、いすみ市など6市町村で行っており、本年7月より習志野市においても実施予定と聞いております。また、東京都では本年4月より費用助成を実施した市区町村に対して費用の半額を補助しており、その制度を活用して、文京区や港区をはじめ費用助成を開始しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 私からは大項目4つ目、自治会の活性化支援と高齢者向け施策についてのうち自治会の活性化支援についてお答えいたします。

初めに、(1)現状の支援策の評価についてですが、現在、自治会活動の活性化を目的とし、補助金制度を軸に様々な支援を行っておりますが、その軸であります自治会を支援する補助金制度を御紹介いたしますと、まず、掲示板の設置に対するもの、また、防犯灯の設置や維持管理費に対するもの、次に集会施設の新設や改修、修繕など整備事業に対するもの、そして、地域住民との交流を目的としたコミュニティ活動に対するもの、最後に、地域を活性化する効果が期待できる新しい事業に対するものの5つとなっております。

続きまして、自治会加入率につきましては、令和2年度は53.9%、令和3年度は53.2%、令和4年度は52.9%と、ほぼ横ばいの状況です。しかしながら、自治会の連合組織である市川市自治会連合協議会の定期総会では、活発な議論が行われるとともに、コロナ禍以前の活動を工夫しながら実施、または計画している自治会も今年度は多く見受けられます。一例を申し上げますと、最大規模の自治会であります大和田自治会では、先月4年ぶりにふるさと大和田祭を開催し、多くの方が来場し、にぎわいを見せておりました。このように、各自治会とも活性化に対する意識の高まりが見えることから、市の行う支援策には一定の効果があるものと評価しております。

続きまして、(2)新たな支援策についてお答えいたします。今年度は、カメラ付防犯灯の導入経費やイベントで使用する消耗品の経費なども補助できるように、対象枠を拡充いたしました。また、市の広報物の掲示や回覧などを自治会へ委託しておりますが、平成22年度から据置きとなっている委託料を増額いたしました。これら支援により、自治会が活動目的として掲げる町の安心、安全や人と地域の交流の達成のため、継続的に支援してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からは高齢者向け施策についてお答えします。

初めに、(1)現状の支援策の評価についてです。少子・高齢化が急速に進展する中、社会の活力を維持するためには、全ての年代の人々がその特性や強みを生かし、地域の担い手として活躍できる環境整備が必要であります。特に高齢者には地域活動や生涯学習、また、社会参加のため多様な活動機会の提供が必要であると認識しております。

まず、本市では高齢者の生きがいをづくりとして、次の4つの主催事業を行っております。1つは絵画や書、工芸手芸、写真の4部門の作品展である明青展、2つ目は高齢者クラブの会員による日頃の活動の発表の場として歌や踊りを披露する長寿ふれあいフェスティバル、3つ目は囲碁・将棋大会、4つ目はグラウンド・ゴルフ大会です。次にいきいきセンターがあります。こちらは地域コミュニティの場として、健康の増進、教養の向上、レクリエーションによる仲間づくりや生きがいをづくりのための施設であり、市内に13か所あります。本市にお住

まいの60歳以上の方であれば誰でも利用できる施設であり、昨年度は延べ約7万人の方が利用されております。また、いきいきセンターでは、ヨガや太極拳等の多彩な講座を展開するシニアカレッジを実施しております。昨年度は13講座で延べ約2,200人が参加しております。次に、高齢者クラブがあります。こちらは地域を基盤とした高齢者の自主的な活動団体であり、会員相互の親睦と健康づくり、社会奉仕活動、世代間交流等、地域を豊かにする様々な活動に取り組まれております。本市の規則に定める基準を満たし、会費によって運営されているクラブに対して補助金を交付しております。次に、地域コミュニティーを充実させる取組として、地域での支え合いの仕組みである地域ケアシステムがあります。年齢を重ねても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域におけるコミュニティーの充実を図ることが重要と考えております。

この事業は平成13年度にスタートした本市独自の取組で、次の3つの基本的な考えに基づいております。1つは地域での支え合い、2つ目は身近な場所での相談、3つ目は行政の組織的な受皿体制です。地域ケアシステムは、地域住民が中心となって創設された地区社会福祉協議会を推進母体として活動しており、市内15か所に地域福祉活動の拠点を整備するとともに、拠点で活動する相談員の実費弁償やサロン活動の経費の一部について、市が市川市社会福祉協議会を通じて補助しております。

最後に、これら支援策の評価といたしましては、地域コミュニティーづくりに取り組み、本市主催事業には多くの方に御参加いただくなど、一定の評価はできるものと考えております。地域活動の担い手不足や活動場所の確保など課題はありますけれども、高齢化の進展に伴い、今後ますます地域コミュニティーの必要性が高まるものと考えます。引き続き積極的に推進してまいります。

次に、(2)新たな支援策についてです。地域コミュニティーにおける新たな事業としては、重層的支援体制整備事業、本市ではこの事業名称を市川市よりそい支援事業としますが、この事業の一つとして地域づくり事業を実施いたします。地域づくり事業では、高齢者に限らず全ての住民を対象とした地域コミュニティーとしての交流の場や居場所づくりを進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により不要不急の外出の自粛が長期化したことで、高齢者の健康面への影響が憂慮されております。新型コロナウイルスの感染による重症化リスクが高いと言われる高齢者は、友人や遠方の家族と会えないなど、他の世代の方より行動制限を余儀なくされてきました。そこで、先月、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に移行し、外出の制限がなくなったこの機会に合わせまして、外出のきっかけとなるイベントを開催したいと考えており、今定例会に補正予算として提案させていただいております。イベントは今年10月3日に市川市文化会館大ホールで開催予定であり、多くの方と一緒に笑うというようなテーマで、対象は75歳以上の方を想定しております。また、事業の名称ですが、健康保険法上において後期高齢者となる75歳以上の方をゴールドシニアと称し、ゴールドシニア事業としております。一般的に65歳以上の高齢者をシルバー世代、シニア世代と呼称することがありますが、シニアとは先輩や目上の人を意味する言葉であり、より先輩である75歳以上の方をゴールドシニアと称することとしたものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは第39回市川市民納涼花火大会についてお答えします。

市川市民納涼花火大会は、新型コロナウイルス感染症の影響で3年間中止となっておりますが、令和元年度以来4年ぶりの開催が決定されました。大会の規模は、令和元年度第35回大会と同等の打ち上げ総数1万4,000発を予定しており、観覧者につきましても、前回同等の約49万人を想定しております。花火大会は地元の自治会、商店会などの60近い関係団体で組織された市川市民納涼花火大会実行委員会の主催により開催され、その準備が進められております。花火大会の開催に当たり実行委員会では、関係者会議、警備会議などを開き、その中

で国土交通省江戸川河川事務所、千葉県警察本部をはじめ市川警察署、行徳警察署の指導、助言をいただきながら安全対策をまとめております。大会当日はJ R市川駅から打ち上げ会場となる江戸川河川敷まで大変多くの来場者があることから、平常時と比べ、人々の滞留やトイレ不足のほか、ごみのポイ捨てなどについても、これまでも少なからず御意見などをいただいているところでございます。そこで、当日の混雑緩和対策として、J R市川駅前会場までの案内看板を設置し、警備員の誘導により、会場までの移動経路の分散を図ります。さらに、会場周辺の通路にも誘導員を配置して、安全で円滑な来場者の移動を促してまいります。来場者用のトイレにつきましては、会場となる江戸川河川敷及び会場周辺のコンビニエンスストアやJ R市川駅から会場への動線上にある公園などに約220基の仮設トイレの設置を予定しております。

花火大会当日におけるごみ対策でございますが、これまでの大会と同様に、ごみの持ち帰りに関する啓発に取り組んでまいりますが、一定量のごみは発生するものと思われまます。そこで、会場周辺に仮設のごみ集積所を約70か所設置し、無秩序にごみを捨てられることを防止するほか、花火大会当日に従事する市職員が担当場所に散乱したごみを各自拾い集めるなど、対策を講じてまいります。また、花火大会の翌日は、地元の皆様や企業ボランティアの方々による清掃の実施も予定されているほか、朝の早い時間帯にごみの回収、仮設ごみ集積所の撤去作業も実施してまいります。第39回を迎える今回の花火大会は、4年ぶりの開催となることから、関係者会議などの指摘事項や、これまで寄せられている御意見などに対応できるよう、実行委員会で綿密な協議をしており、当日の来場者対応として市職員250人のほか、おおむね400人の警備員を動員し、安全で快適に楽しんでいただける大会となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは大項目、自転車の安全利用の推進についての(1)、(2)についてお答えいたします。

初めに、(1)本市の取組の現状と課題についてです。本市では、自転車の安全利用について、平成23年4月1日付で自転車利用者による危険な運転の防止及び自転車の安全利用に関する普及啓発を図り、市民の安全で快適な生活を確保することを目的に、市川市自転車の安全利用に関する条例を制定し、取り組んでおります。現状の取組といたしましては、千葉県では、毎月15日を自転車の安全利用推進運動の日と定めているため、所管の警察署と本市及び関係団体が共同で街頭指導を実施しており、マナーの悪い自転車運転を見かけた場合は、警察官が直接注意や赤切符を配付するなどの指導を行っております。このほか本市独自の取組として、東菅野児童交通公園と南沖児童交通公園において、一般の市民を対象とした自転車の安全運転講習会を実施しております。さらに、広報等の啓発にも努めており、令和4年度は「広報いちかわ」の6月18日号と3月4日号の2回にわたり自転車の安全な乗り方について特集を組み、周知を図っております。

しかしながら、本市では自転車が関係する事故が県内でも非常に多く、自転車のマナーも十分に守られていない状況が見受けられております。千葉県の資料によりますと、令和3年度の千葉県全体での交通事故のうち自転車が関係するものが約26%であるのに対して、本市で発生した事故については約38%になっております。このようなことから、まずは自転車のマナーを守ることにに対する意識の醸成と、それを浸透させていくことが課題と認識しており、課題への対応を図ると同時に、自転車事故の減少に向けても取り組んでまいります。

続きまして、(2)自転車乗車用ヘルメットの購入補助についてでございます。補助の内容につきましては、全市民を対象に、ヘルメットの購入費用の一部として1人当たり2,000円を補助するもので、申請受付枠は2万5,000件として本定例会に補正予算を計上させていただいております。対象要件としましては、令和5年4月1日に遡って購入された新品の自転車乗車用ヘルメットで、かつ安全基準を満たしている認証があるものとしてお

ります。申請受付は本市の担当窓口、またはオンラインによるものとし、本年7月上旬から令和6年3月末まで行う予定としております。

次に、このヘルメット補助に至った経緯としましては、千葉県資料によりますと、平成29年度から令和3年度までに自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメット非着用者の致死率は、着用していた場合の約2.2倍となるなど、ヘルメットの着用が効果的であること、一方で、努力義務化され2か月が経過しても普及が大きく進んでいない状況が見られていること、これらを踏まえ、早期にヘルメットをかぶることへの環境づくりを進めるのと同時に、さらなる安全対策を促進するため、購入費用の一部を補助して、多くの市民の方々に普及と着用に関する意識の醸成につなげたいと考えたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目の8つ目、子育て支援についての(1)子どもの成長応援臨時給付金給付事業の概要と効果についてお答えをいたします。

この給付事業は、千葉県の子育て支援策として、小学校1年生から中学校3年生までの児童を養育する子育て世帯に児童1人当たり1万円を支給するものでございます。本市では、県の事業と併せまして、ゼロ歳から6歳の未就学児を養育する子育て世帯に対しても同じ金額の給付を予定しております。

効果につきましては、県によりますと、物価高騰の影響を受ける中、給付金の支給により習い事や体験活動などにかかる経費を軽減し、将来を担う子どもたちの豊かな成長につながる機会を得られるとのことでございます。また、本市の給付金は、物価高騰や電気料金の値上げによる影響を受けやすい比較的若い子育て世帯に給付金を支給することで、経済的負担の軽減につながるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からは中核市移行に向けた本市のこれまでの取組と今後の課題についてお答えいたします。

本市が検討してまいりました中核市につきましては、人口20万人以上の市であることが要件とされ、これまでに全国で62市が指定されております。中核市の指定を受けますと、民生、保健衛生、環境、都市計画、文教など、住民生活に身近な分野の事務が県から移譲され、市の権限の範囲が広がることとなります。中核市をはじめとした都市制度につきましては、平成19年度から平成20年度にかけて、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、そして本市で構成しました東葛飾・葛南地域4市広域連携研究会において様々な検討、研究を重ねてまいりました。その後、令和2年に世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症という健康危機に当たりまして、感染者に関する個人情報や変異株の情報などの不足により保健所の重要性を感じたことから、令和2年9月市議会定例会におきまして、中核市への移行を目指すことを表明いたしました。

令和3年6月以降につきましては、ワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策を最優先事項として取り組んできたため、議論を中断することとなりましたが、その間に先行中核市の保健所及び動物愛護センター等を視察するなどの情報収集を行い、組織体制の検討や財政への影響額の精査など、調査研究を進めてまいりました。

また、市議会におかれましては、令和3年2月に中核市移行に関する特別委員会が設置され、中核市移行へのビジョンや中核市移行の効果、財政への影響額などを議論いただいておりますが、市議会議員の任期満了に伴いまして、令和5年3月に審査未了となっております。

中核市に移行した場合、保健所を設置することで感染症に関して迅速かつ詳細な情報を把握でき、健康に関す

る危機管理対応が向上すること、また、保健センターとの連携により生涯を通じた切れ目のない支援が可能となることが期待できるほか、動物愛護管理センターの設置により動物愛護に関する事業を充実させることが可能となります。また、県と市の手続の一元化によりまして、身体障害者手帳の交付期間の短縮など、事務の迅速化、効率化が見込まれ、市民サービスが向上するものと考えております。

今後の課題でございますが、中核市に移行した場合、本市は普通交付税が交付されない不交付団体を維持すると見込んでおります。そのため、県からの移譲事務を行うための経費につきましては市税収入などで賄うことになり、財政負担が経常的に生じることが課題であると考えております。また、移行に当たり必要となる医師、薬剤師、獣医師などの専門職の確保及び育成も課題であると考えております。

今後も人口減少など社会情勢の変化を踏まえながら、よりよい都市制度を選択できるよう、これまで検討を進めてまいりました中核市をはじめ、都市制度について引き続き調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

宮本議員。

○宮本 均議員 答弁大変にありがとうございました。それでは、一問一答で再度質問を始めます。

まず、江戸川河川敷安全対策ですが、早急な対応、お子さんでも分かりやすい看板を設置いただいたとの答弁ございました。さらに、柵、ネットなどの防護整備等の対策はどのようにお考えでしょうか。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

追加の安全対策につきましては、河川の治水対策上、水の流れを阻害しないものとする必要があります。現在、河川管理者である国土交通省と低木の植栽など可能な追加対策の実施に向けて協議を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 もう既に国交省との協議を始めているということですから、ぜひとも追加対策をお願いいたします。

以上です。

それでは、学校部活動の地域移行です。現状、課題、今後の対応については分かりましたが、さらにお伺いをいたします。(2)についてです。地域移行が進んだ場合、移行先への、例えば会費、指導料、月謝、いろいろな名称がございますが、そういった支払いが必要にならないのか。これは主に保護者の負担という観点から、こういった心配をされている保護者の方々も多くいらっしゃいます。また、学校から離れた部活の場合、生徒の送迎も必要になり、送迎費用はどうするのか。結果的に部活に参加するための費用負担が増え、参加機会の格差が生じるのではないかという問題。

もう1点、こちらは答弁にもございましたが、部活の、いわゆる指導者をはじめとする人材確保の問題です。部活の種類によっては適切な人材が見つからない、居住地の違いで参加できない部活も出てくることが想定されます。その結果、こちらも同様に、部活への参加機会の格差が生じる可能性が考えられます。この2点について再度質問いたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

初めに地域指導者の人材確保についてお答えさせていただきます。人材確保につきましては、保健体育課で所管している部活動地域指導者協力事業で登録していただいている約50名の方々への意向確認や、関係団体との連

携等を図りながら進めていく必要があります。しかし、資格要件や報酬額等、条件によって確保できる人材の数も変わってくるのが予想されますので、モデル校の第四中学校での状況をしっかり把握し、地域指導者の条件を整理し、人材の確保について準備を進めてまいります。

保護者負担についてですけれども、先行する自治体では、子どもたちの参加費用、部活動や移動中の事故に対応する保険費用などを保護者が負担している自治体もあります。本市では、現在、対応について調査研究している段階ですが、学校部活動の地域移行によって保護者の負担が過度に生じないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。今答弁があったように、まさにこれから一つ一つ丁寧に進めていくという状況だと分かりました。非常に課題の多い部活の地域移行ですが、ぜひ丁寧に進めていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、次の带状疱疹の予防についてです。まず、(2)の市の取組でございますが、早急に周知するという答弁でございました。実はその際、ほかの市では公費助成は行っておりませんという一文も付け加えております。市川市も同じ状況かと思いますが、ワクチンの公費助成についての問合せが多分多いのではないかと思います。市川市も現在行っておりませんので、現状、公費助成については行っておりませんという一文を私は付け加えてもいいのではないかと思います。

再度質問をするのは(3)でございます。近隣市の取組については直近の分も含めて分かりました。带状疱疹ワクチン接種の費用助成について、本市ではどのように考えているのかお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

費用助成につきましては、带状疱疹ワクチンに対する市民の関心も高いことから、県内でも費用助成を実施している自治体が増えているところでございます。そのため、本市では本年4月に県に対し、東京都が行っているような市町村への費用助成を創設するよう要望を行いました。今後も引き続き国や県の動向、また近隣市の状況などを踏まえながら、費用助成について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。率直に言いますと、国や県の動向を待っているのは公費助成、私は一切進まないと思います。ここ最近特に費用助成を望む声も多くなっていると思います。市の側もそういう要望が多いという答弁が一部ございましたから、ぜひとも市川市でも助成を行えるよう、再度検討を続けて、ぜひとも公費助成を行っていただきたいと思います。

带状疱疹については以上です。

次に、自治会の活性化・支援と高齢者向け施策については、自治会については、特に今年からカメラ付防犯灯、こちらは自治会からも評価が非常に高いものでございます。また、委託費の増額、これも皆さん大変に喜んでいらっしゃるようです。しかしながら、一方で自治会の加入率格差、これは自治会単位で見ますと、その格差というのは大きく広がっているのではないかと思います。そうしますと、業務の委託、これもなかなか今後できにくいところも出てくるのではないかと思います。今後は個別の自治会への対応も検討していく必要があるかと思います。

また、高齢者施策、こちらの中では、特に新規事業はゴールドシニアという名称を使うということはよく理解

いたしました。

こちらは以上でございます。

それでは、5番目の第39回市川市民納涼花火大会についてです。こちらのほうは答弁の中で警備員400名、市の職員250名ということでした。ただ、これと警察関係の方、それを合わせて35回花火大会のときは49万人ですか。49万人をこの人数で対応しなければいけないというのは、やはり大変に難しく、大変な体制かと思えますけれども、安全で楽しい花火大会をお願いしたいと思います。こちらはよく分かりました。ありがとうございます。

公園整備の計画についてです。こちらのほうはおおむね理解をいたしました。再度お伺いしたいところ、具体的な実施時期、スケジュール的なものはいつ頃を予定しているのでしょうか。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

今年度中に改修に必要な費用や優先順位を整理し、関係部署との調整を行い、来年度から計画に基づき整備の実施を目指してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。ようやくここまで来た感じがございます。ぜひ精力的に進めていただきたいと思えます。

次の自転車の安全利用の推進についてです。こちらもおおむね理解をいたしました。統一地方選の最中も多くの方からヘルメットの購入助成の要望をいただいております。他市の状況を見ますと、中学生までの助成というところもございますが、市川市は全市民を対象にしたところはいい判断かと思えます。こちらは補正予算でも出ておりますし、質問に関しては以上でございます。

次に、子育て支援については、こちらは2つの補正予算案でもある事業については、その効果はよく分かりました。ありがとうございました。

中核市についてです。中核市について、最後に、市長にぜひともお伺いをしたいところですが、都市制度を推進するためのハードルを幾つか確認させていただきました。これを推進するために何が必要なのか。また、さきの答弁では、審議会における議論、議員の皆さんの意見をいただくようなこともおっしゃっていましたが、現状の市長のお考えというのを、ぜひともお聞かせください。よろしく願いいたします。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 宮本議員に御質問いただきました。代表質問初日から一番大きな問題をぶつけてこられたなという思いで今、発言自体が非常に重要になってくるというふうに思っております。

まず、中核市に移行する考えをどのように考えるかということですが、これは、大前提として市議会議員の皆さん方が構成する市議会、いわゆる議決機関と、私を筆頭とする市川市の理事者が、執行機関が両輪となって、同じような思いを持って前に進めていくということが、やはりなされませんと、最初に提案されましたときは、令和2年のたしか9月だったと記憶しておるんですが、それから今年の9月で丸3年がたちます。お互いにいろいろ調査をし、議会においては中核市移行に関する特別委員会でいろいろと検討していただく、こういうことが続いてきたわけでありますから、どこかで結論を出して、これからの市川市の方針というのを決めていかなければいけない。この結論を出すことに関しては先送りしてはならないというふうに思っています。ただ、ではどのタイミングがいいんだろうかと。ましてや、市民にとってはこの中核市という項目が、少額ではない税金を投入するという必要性を果たして理解してもらっているんだろうかということもにらみながら、千葉県並びに総務省

と協議、連携を図って前に進めていかなければいけないだろうというふうに考えています。

現在の市川市の人口は、もう御存じだと思いますが、49万2,836人。4月30日現在であります。1年前から見ますと人口は825人増加している。3月の段階からは急激に増えて347人、市川市の人口が増えているという傾向がここで戻ってまいりました。ただ、一方で隣接する松戸市の人口は、市川市より約5,000人多くて49万7,679人という現状もございます。松戸と市川がにらみ合いながら中核市に移行する、そういう市の大きさを十分にクリアしていながら、それ以上のことはお互いにしてこなかったという長い長い時間の中で、いよいよここで決断をしていくに当たっては、来年の11月3日が市川市の市制施行90周年ということになります。そこは、やはり市川市がこれから、市制施行してから長い、市民と市川市をつくり上げてくる中で次のステージに入っていく最大のタイミングになるんだろうということを私は考えて、そこに照準を合わせるためには、本当に議会の皆さん方と理事者側が一体となって、新しい市川市の時代をつくるという機運が高まっていかなければいけないだろうというふうに思っています。

大変分かりづらい話になってしまったかもしれませんが、ここで新たな市川市のフェーズを上げていくという状況は避けられないだろうと。そして、日本全体としては人口減少していく中においても、市川市が活力があって、現在進めている子育て施策も相まって、活気のある市川市を持続可能な状況にしていくためには、中核市ということをしっかり視野に入れて、そして皆さんとタイミングを図っていきたいというのが現在の私の考え方です。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 大変にありがとうございました。議員の皆様のお意見をいただくというのは、例えば議会質問だったり、市長に直接、そういう場は少なからずあるんですが、実は審議会における議論、要は議会の意思表示の場所、または検討する場所というのが、今、特別委員会はございませんし、何らかの形で、これは議会として意見を集約、または市川市と協議する場が必要であると思います。この辺は今後、稲葉議長をはじめ議員の皆さんに、私は問いかけていきたいところかなと思います。

以上で代表質問を終わります。大変にありがとうございました。

○稲葉健二議長 代表質問終わりではなくて補足質問者と。

〔宮本 均議員「私の質問は終わります。続いて久保川議員の補足質問を……」と呼ぶ〕

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 公明党の久保川隆志でございます。引き続きまして、通告に従いまして補足質問3点、大項目がありますが、行わせていただきます。

大項目、自治会の活性化・支援と高齢者向け施策についてから進めます。地域コミュニティーが醸成をされ、強化されることにより地域力が強化されてくることから、本市の支援策と今後について、市民部と福祉部に答弁をいただきました。部をまたぎますので、先に市民部長に再質問をさせていただきます。

自治会を支援する補助金の制度を5項目挙げていただきましたが、この中の一つである掲示板に関して、市から依頼されている掲示物が大半を占める中で、補助率が60%となっているのは、自治会の負担割合が大きいのではないかと、また、ステンレスの高騰もあり、上限額6万円では持ち出しが大きい、そのような声を聞いておりますが、防犯灯は95%、カメラ付防犯灯では75%の補助率となっております。補助率や上限額の見直しができないものなのか。また、別の対応策がないのか、市の見解を求めます。

さらに、令和4年度の自治会加入率は52.9%と、3か年の中ではほぼ横ばいの状況とのことで、加入率低下の自治会もある中、自治会活動への参画を推進するため、親睦を兼ねた日帰り研修等を実施する際、以前は市所有のバスを利用できましたが、大変重宝しておりました。リース期間の終了に伴い利用できていない現状であるこ

とから、それに対応する補助制度の創設等で支援策を考えられないのか、併せて伺います。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

掲示板設置の補助金制度は令和2年度に改定を行い、補助率を50%から60%へ、また、補助金の上限額を2万5,000円から6万円に引き上げました。改正に当たっては、各自治会の掲示物の実績から、市の掲示依頼物が約6割であるため、補助率を60%としたものでございます。実績を基に算出しておりますことから、早急に補助率を引き上げることは難しいものというふうに考えますが、市が依頼する広報物は増えていることに加え、掲示板の価格も値上がりしていることは認識しております。掲示板以外の効果的な方法があるかを含め、研究を進めてまいります。

続きまして、民間バスの借り上げ補助につきましては、現在制度を設けておりませんが、民間バスを借り上げでの研修などは、地域コミュニティーを醸成させるためには大きな効果が見込まれることから、導入に向け検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 伺いました。掲示板設置の補助金制度を令和2年に改正を行い、補助率や上限額の引き上げを行ったとのことですが、市の掲示依頼物が約6割であったため、補助率60%にしたとのことですが、現状、果たしてそうでしょうか。コロナ禍の中では自治会行事も行えず、市から依頼される掲示物が大半で、自治会からの掲示物は年賀等の掲示となっていますが、これから新型コロナウイルスの5類移行に伴い、自治会独自の掲示物も増えていくものとは思いますが、それでも自治会が4割負担するのに違和感を生じます。また、上限額に関しても、物価高騰の影響もあり、壁付けのような足場のない木製の掲示板であれば8万円前後で購入ができますが、ポールをつける——足場ですね。両足の足場をつけて、長もちするようなステンレス製にすると十三、四万円前後、このような料金になってき、さらに雨に濡れないようなスライド扉つきを仮につけるとなると、さらに値段が上がってしまいます。3年前の実績を基に算出したということから、早急に補助金を上げることは難しいとの先ほどの答弁を伺いましたけれども、掲示板の老朽化から整備検討をし始める自治会が出てきておりますので、物価高騰による上限額の見直しも含め、いま一度の御検討をお願いしたいと思います。

また、バスに関して、民間バスを借り上げでの研修などに補助制度の導入に向けた検討を行うとのことですので、今年の秋から予定されてくる自治会もありますけれども、そのような自治会のためにも、来年になるのかもしれないと思いますが、早急に検討をお願いし、地域コミュニティー向上のためにも、ぜひとも補助制度の創設、導入をお願いしたいと思います。

続けて、高齢者向け施策について福祉部長に伺います。現状の支援策の評価については、高齢者の生きがいづくりや地域コミュニティーづくりの様々な施策を実施されていることを理解いたしました。その中の一つである高齢者クラブについてですが、令和5年2月に高齢者クラブに対して補助金説明会を実施したかと思いますが、参加者からはどのような声があったのか、また、その声を受け、今後、市としてどのように支援していくのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 まず、補助金制度の概要ですけれども、市では高齢者福祉の増進を図ることを目的に、おおむね60歳以上の方20名以上で構成され、会費によって運営されている団体に対して、市川市高齢者クラブ補助金交付規則に基づき補助金を交付しております。この補助は活動費や運営費などの経費の一部に対して行っており、額は高齢者クラブごとに年額6万2,000円に、20人を超えた会員数に500円を乗じた額を加算しております。

また、補助の対象となる経費については、市川市補助金の交付に関する基準に基づき、社会一般通念上、公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費については、補助の対象としておりません。御質問の今年2月に行った補助金の説明会は、例年4月に行われています補助金申請及び前年度の収支報告、この事前説明のために行ったものでありまして、ここでいただいた御意見としては、次のようなものがあります。提出書類が多過ぎる、また、高齢化が進み書類作成が困難である、また、弁当などの食事も補助対象としてほしい、また、補助対象となるもの、ならないものを例示してほしいなど様々でした。市といたしましては、申請書類の作成などに大変苦慮されている状況等につきましては改めて認識したところでありまして、今後、高齢者クラブの活動実態をより把握し、申請書類の簡素化を図るなど改善に努めたいと考えております。これからも身近な地域で生きがいや健康づくりを通じたクラブ活動が継続できるよう支援してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。年額6万2,000円に20人を超える会員数に500円を乗じた額を補助金交付しているとのことで、この補助金申請や収支報告に関する説明会を開催した際に寄せられた声として、書類申請の作成が困難であることや、提出する書類の多さ、弁当や茶菓子等も補助対象にしてほしいなど様々な意見が寄せられ、本市としては、先ほどの答弁では、これからも身近な地域で生きがいや健康づくりを通じたクラブ活動を継続できるよう、改善できることは改善し、高齢者クラブの活動を支援していきたいということでした。現在でも、依頼があれば担当職員が申請書類のお手伝いをさせていただいているようですので、より一層の寄り添ったサポート体制や書類の簡素化、ニーズに応じた支援強化が必要と感じますので、ぜひともお願いしたいと思います。

再度伺いますが、高齢者クラブの会員数は年々減少していると聞いております。高齢化の進展と合わせて、高齢者同士の地域のつながりは支え合いの地域づくりという観点からも、このままでいいとは思っていないかと思いますが、本市の認識を伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 高齢者クラブは5年前の平成30年4月1日時点では133クラブ、会員数5,317人であったのに対して、今年の4月時点では102クラブ、3,650人と、この5年間で31クラブ、会員数では1,667人減少しております。クラブ数及び会員数の減少は全国的な傾向でもあり、主な要因といたしましては、高齢就業者の増加など、社会的な状況の変化による新規加入率の低下、また役員等の担い手不足などによりクラブの存続が困難となっていることが考えられます。各高齢者クラブで構成されます市川市高齢者クラブ連合会では、こうした状況に鑑みまして、健康づくりや各種講座の企画等の各クラブへの支援策の検討や、連合会のウェブサイトの立ち上げなど、会員を増やすための独自の取組を行っております。市といたしましては、地域コミュニティの形成や支え合いの地域づくりにとって高齢者クラブはなくてはならない存在と認識しております。今後さらに高齢者クラブ連合会と協働しまして、会員数を増やしているクラブの事例や楽しくやりがいのある地域活動の紹介、また、自治会、町会との連携強化などにより、既存クラブの活動の継続や新規クラブの立ち上げ、新規会員の加入促進を支援してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。高齢者クラブはこの5年間で31クラブ、1,667人の会員数減少とのことで、働く高齢者の増加や役員等の担い手不足が主な要因ということでしたが、資料をいただきまして、令和4年度と令和5年度とを比較しましたら、13団体、483人の会員数が減少となっております。直近のこの1年

間で13団体、483人も減少していると。補助金交付規則には、会員数は20人以上、会費によって運営といった要件があり、コロナ禍の中、この要件を満たせずに解散する団体が増えてきているようにも感じます。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていける環境づくりには、人と人、地域と地域がつながるコミュニティーづくりが必要不可欠です。地域のために役に立ちたい、趣味や特技を生かしながら社会参加することで、楽しく生き生きと生きがいを感じながら活躍をされる高齢者クラブは、健康維持と健康増進につながっており、存在意義は大変大きいと考えますので、伸び伸びと活動できる環境を整備していただいて、より一層の寄り添った支援をお願い申し上げます、次に移ります。

(2)新たな支援策では、重層的支援体制整備事業の一環として、交流の場や居場所づくりで地域づくりを実施するとのことで、ゴールドシニア事業を10月3日——これ火曜日ですね。平日ですけれども——に文化会館大ホールにて開催するとのことでした。ゴールドシニアを対象としたイベントの出演者や内容及びイベントの周知方法や応募方法について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 出演者については3組程度を予定しており、内容としては、75歳以上の方がみんなで笑い合える内容として、出演者のうち1組以上は全国的な知名度がある方を考えています。また、周知方法につきましては、来月の「広報いちかわ」や市のウェブサイトで案内をさせていただくほか、地域活動をしていただいています民生委員・児童委員、また、高齢者クラブ連合会の皆様を通じて多くの方に周知してまいります。また、応募方法につきましては、往復はがき、またはウェブでの申込みを予定しております、文化会館大ホールの収容人数が1,700人程度でありますので、応募者多数の場合には抽せんを行いたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 75歳以上の方がみんなで笑い合える内容で、往復はがきかウェブ予約での申込みとのことで、周知方法についても理解をいたしました。75歳以上の高齢者を対象にした初めての取組であり、予約方法や会場までの移動手段、有事の際の対応など想定し得る課題、これもありますけれども、一切無事故で大成功となるよう取り組んでいただくことをお願いしまして、次に移ります。

自転車の安全利用の推進についてです。(1)本市の取組の現状と課題について伺いました。本市の自転車関連事故が県内でも非常に多く、千葉県警の令和3年度の県内の交通事故のうち、市内で発生した事故で自転車に関係するものが約38%とのことで、自転車マナーの向上と自転車事故の減少が課題とのことでした。自転車交通量の多い道路として八幡小学校校門があります、こちらを通る商美会通りがあります。こちらは通学路にもなっており、駅に向かう自転車の往来が非常に多い道路で、勢いよくスピードを出して走ったり、道路の右側を走って逆走したり、また、日没後、無灯火であったり、雨の日の傘差し走行も散見をされ、大変危険に感じます。この代表的な地域を含めて自転車のマナーに関する本市の安全対策について伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

八幡小学校前の商美会通りは、以前から通勤や通学の自転車利用者が多いことから、駅に向かう自転車のマナーに関する要望が寄せられております。このため、安全対策の現状としまして、所轄である市川警察署では、自転車指導啓発重点地区路線に指定しており、本市においては、歩行者の安全な通行を確保するため、緑色のカラー舗装などを整備して安全対策に努めているところでございます。

また、定期的な対応としては、市川警察署や交通安全協会などの関係団体と協力しながら、自転車の安全利用推進運動の日などで自転車の利用者へ直接、運転ルールやマナーに関するリーフレットをはじめ、ポケットティ

ッシュや反射材等を配布するなど、街頭啓発を実施しております。

なお、このリーフレットは、「自転車保険に入ろう」、「ヘルメットをかぶろう」、「飲酒運転はやめよう」といったもののほか、「車道の左側を走ろう」、「歩いている人を優先しよう」、「夕方からライトをつけよう」といったものを、誰もが分かりやすいようにイラストでまとめたものとしております。このような啓発のほか、今年度はハード面の対応として、自転車が走るべきところを明示するためのマークとして、自転車と矢印のピクトグラムを道路面に標示することを予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。定期的な街頭啓発を実施し、運転ルールやマナーに関するリーフレット等を配布しているということですが、ソフトとハードの両面から継続して粘り強く行っていただき、SNS等を使いながらも、相手の身になって運転する心の醸成をつくり上げていく工夫が必要かと思っておりますので、そのような取組も付け加えてお願いできればと思います。児童生徒含めて、歩行者が立ち止まる状況をいかに改善できるかが安全で安心なまちづくりだと思いますが、先ほど商美会通りにおいてはピクトグラムを路面標示する予定との答弁もありましたので、市川警察署での取締り強化も含めまして、より一層の安全対策強化をお願いいたしまして、次に移ります。

(2)自転車乗車用ヘルメットの購入費補助について伺います。4月から自転車乗車用のヘルメット着用が努力義務になりましたが、普及が進んでいない状況ですが、自転車のヘルメットの着用率が向上すれば、死亡事故を防ぐことができます。自転車乗車用ヘルメットの購入費補助で期待する効果について及び継続した取組も大事かと思っておりますが、今後の対応について伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

本市は都心からの20km圏域にあり、都心へ通勤通学する方が多いことから、駅に向かう交通が集中しております。また、狭隘な道路事情や地形の平坦性、市内中心部の交通事情などにより、県内でも交通手段に占める自転車の分担率が高い傾向にあります。このため、自転車に関係する交通事故の割合が県内でも非常に高くなっております。そこで、今回のヘルメット購入補助による効果といたしましては、ヘルメット利用者が増え、着用することが習慣化することで、安全意識の醸成にもつながることを期待しております。さらには、一人一人の意識が少しでも高まり、重大な事故の減少にもつながるものと考えております。

今後は、ヘルメットの着用の重要性や普及率の向上に向けて、庁舎や市営駐輪場、さらには自転車販売店などにも協力を得ながら、ポスターやウェブサイトなど様々な媒体を活用した周知方法を検討してまいります。

また、事業の継続性につきましては、今回の補助は現時点で予算の範囲内としたもので考えております。しかしながら、今回の申請状況や他の自治体の制度も参考にしながら、来年度以降につきましては慎重に見極めたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。本市は県内でも交通手段に占める自転車分担率が高い傾向にあることから、ヘルメット着用率が向上し、着用の常習化となれば安全意識の醸成につながる効果が期待され、重大な事故の減少にもつながるとのことでした。今回の助成は予算の範囲内としたとのことですが、命を守るヘルメットの普及は継続して行うべきと考えますので、申請状況で仮に予算の上限に達してしまえば、補正予算を組むなりしていただいて、機運の高まり、これを逃すことなく、希望する市民への補助をお願いし、さらには、来年度

以降もしばらくは継続して補助していただくことを要望とさせていただきます。

また、補助事業への協力店で購入した場合は、補助分を値引きして購入できるようにしている自治体もありますので、参考にいただきながら、御検討をお願いしたいと思います。

それでは次、子育て支援について移ります。(1)子どもの成長応援臨時給付金給付事業について伺いました。ゼロ歳から6歳までの未就学児を対象に、1人当たり1万円を支給するとのことで、子育て世帯の経済的負担の軽減となり、市川市では小中学校の給食費無償化もスタートしていただいておりますが、このようなものとも併せまして、子どもを産み育てやすい環境づくりが一つ一つ整備されてまいります。本給付金の支給時期と支給方法について、DVで避難を余儀なくされている世帯等への対応も含めて伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

最初に、給付金の支給時期についてでございます。児童手当を受給されている世帯には、8月31日に支給する予定となっております。また、児童手当を勤務先より支給されている公務員や、これから生まれる新生児を養育する世帯には、8月以降に申請していただき、順次支給する予定としております。

次に、給付金の支給方法でございます。児童手当を受給されている世帯には、手続不要のプッシュ型により支給いたします。8月上旬に給付金支給の案内を発送しまして、8月31日に児童手当の登録口座に振り込む予定となっております。公務員や新生児を養育する世帯につきましては申請手続が必要となっておりますので、申請書に振込口座を記載の上、提出していただく必要がございます。

最後に、市内に居住しているもののDVによる避難などにより、住民票を本市に登録できない世帯につきましては、児童手当の受給状況やDVによる避難を確認できる書類の提出により、支給要件を確認の上、支給する方針としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 来年4月1日生まれとなる同学年の新生児も入れていただいて、プッシュ型と申請必要な方とを分かりやすく答弁をいただきました。また、コロナ禍の中、浮き彫りとなったDV避難されている方に関しても、情報が入らないこともありますので、過去の申請給付の方を把握されているかと思いますが、そのような方、また、新たに相談を受けていて把握している方、このような方にも、プッシュ型とまではいかないかもしれないですけども、しっかりまた漏れのないような形で連携を取っていただいて、給付できる体制もお願いしたいと思います。

次に、(2)保育施設等における保育料の第2子以降無償化について伺いました。市長から答弁、大変にありがとうございました。少子化対策は待ったなし。この状況は言うまでもなく、子育て世帯の定住促進につなげる意気込みを強く感じました。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳に関しては無償化となっており、ゼロ歳から2歳の第2子以降の子どもの保育料を無償化とし、所得制限も設けないとのことでした。第2子無償化のもう少し詳しい制度内容について伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

保育料につきましては、先ほど御質問ありましたけれども、3歳から5歳については、国の制度、幼児教育・保育の無償化により令和元年10月から無償化となっておりますので、今回はゼロ歳から2歳の子どもが対象となります。ゼロ歳から2歳の現在の保育料につきましては、国の制度として、例えば子どもがお2人いた場合、2番目の子どもの保育料は、1番目の子どもが小学生未満の場合には半額の負担となりますが、1番目の子どもが

小学生以上となると全額の負担となっております。10月からは、同一世帯であれば、1番目の子どもの年齢にかかわらず、2番目以降の子どもの保育料を所得制限を設けずは無償といたします。また、この無償化は認可外保育施設などにも適用いたします。認可外保育施設などのゼロ歳から2歳の保育料は、現在、世帯の所得に応じて、2万1,000円、2万5,000円、2万8,000円の市単独での補助をしております。これに加えまして、3番目以降の子どもには2万5,000円を上乗せして補助をしております。10月以降は、この2万5,000円の上乗せ分を2番目以降の子どもに広げることといたしました。3歳から5歳につきましては、国の制度として既に3万7,000円を上限として無償化の給付を行っているところではございますが、こちらも同様に2万5,000円の上乗せ補助を2番目以降の子どもに拡大いたします。なお、この無償化の対象人数は、認可保育施設など約2,100人、認可外保育施設などが約200人、合計約2,300人と見込んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。子どもの兄弟の年齢にかかわらずに、第2子目からカウントするというので、本当にすばらしい制度だと思います。認可外施設も対象にし、複雑に上乗せ補助をしていますが、第2子や第3子以降の補助についても理解をいたしました。

再度伺いますが、認可保育施設等と認可外保育施設等となっており、等が多く分かりにくいのですが、今回の補助の対象は具体的にどうなるのか。また、幼稚園に関しては、待機児童対策に預かり保育等の実施で御協力をいただいておりますが、幼稚園は対象にならないのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

幼稚園は基本的に対象が3歳から5歳になっておりますので、既に国のほうの制度によりまして無償化の対象となっております。今回の補助対象となる施設の大きな区分といたしましては、認可保育施設などと認可外保育施設などがございます。認可保育施設などには、公立、私立の保育所、小規模保育事業所、認定こども園の保育所部分、家庭的保育事業所、事業所内保育施設が対象になります。また、認可外保育施設などとしましては、市の補助基準を満たした簡易保育園が対象となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。そうしますと、保育を必要とする御家庭、預けられているその御家庭に関しては、もうほぼほぼこの補助の対象になるということで、多子世帯への補助が期待をされ、また、経済的な負担の軽減になってくるということでもありますので、しっかりまたこの制度一つ一つを見ていただきながら、本当に市川市の市民が子育てしやすい環境づくり、また、この市川市で住んでよかったと言える環境づくり、また、定住促進にそのままなっていく、そのような施策かと思っておりますので、そのような整備を、またさらに広げていただければと思います。

幼稚園の預かり保育、これも幼稚園で行っていただいておりますが、保育園の延長保育ほど遅い時間まで対応はしていませんが、パートやアルバイト、時短勤務で働くママにとっては非常にありがたい制度で、待機児童問題解消の一端を担う制度とも言えます。保育環境が充実をされ、保育の質、これはいろいろニュースも今出ておりますが、今後このゼロから2歳児の第2子の無償化に応じて、保育の質の低下にならないように、保育の質が悪くならないような対策としては、保育士確保の強化、また、その育成も引き続き必要となりますので、施設事業者との連携も密にさせていただきながらも、安心して預けられる環境づくりにも取り組まれることをお願いいたします。公明党の代表質問を終わらせていただきます。御答弁、誠にありがとうございました。

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3議案第3号から日程第34報告第20号までの議事を継続いたします。

創生市川、小泉文人議員。

〔小泉文人議員登壇〕

○小泉文人議員 皆さん、こんにちは。創生市川の小泉文人でございます。

まず初めに、2つの項目を取り下げておりますので、議長のほうにおかれましては、お取り計らいのほどお願いいたします。

改選後初めての質問です。会派の代表質問でありますので、時間も長く、通告項目も多岐にわたっております。田中市長をはじめ執行部の皆さんにおかれましては、リズムよく簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

それでは、早速質問に移らせていただきます。大項目1、生活基盤づくり重要プロジェクトについて。

当初で示された予算重点施策に盛り込まれている生活基盤づくり重要プロジェクト、基本的な考え方とし書かれていたのは、近年、新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックや、国際情勢の悪化による食料やエネルギー等の物価高騰、それに伴う世界的な政策金利の上昇によるさらなる円安は、我々の日常生活に大きな影響を与え、未だ先行きが見通せない状況です。このような中では、市民の命や生活環境を守り、いつまでも住み続けたいと思えるまちをつくるため、具体的な施策を展開していくことが大切です。そこで、本市が今まで先送りしてきた事業について、テーマを絞り込み、市民生活の基盤に最も重要な3つの課題を『生活基盤づくり重要プロジェクト』と位置づけたと書かれております。その3つは、学校給食費の完全無償化、クリーンセンターの建て替え、斎場の建て替えとなっております。

お伺いいたします。

1、学校給食費の完全無償化が子どもたちをはじめ、その関係者となる家族やその周辺に与える影響、効果はどうか。また、一方で施策を行っている教育委員会として、今後想定できる課題は何か。そして、この施策を行うに当たり約18億円の一般財源が使われていると認識しています。これだけの多額の財源が必要な事業とは、そう多くないと思いますが、市全体で見るとどの程度の割合を占めているのか。また、教育予算全体のどれくらいの割合を占めているのか。

2、クリーンセンターの整備について。昨年、令和6年9月の市議会に事業者と契約する議案を提出する計画と答弁がありました。建設費が高騰している今、事業の進捗状況はどのようになっているのか。

3、現在の斎場は開設から40年が経過し、老朽化が進んでおり、バリアフリー化や葬儀の小規模化など、新たなニーズへの対応も必要となっております。このような市民ニーズを取り入れながら、遺族や会葬者の最期の別れの場としてふさわしい施設整備や運営を行っていく必要があると考えます。また、施設の建て替え中も火葬を止めることはできません。斎場を稼働させながら建て替えを行うことが求められます。そこでまず、斎場整備事業の現状と課題についてお答えください。

大項目2、デジタル地域通貨の実証実験について質問をさせていただきます。

1、本八幡駅周辺の飲食店やコンビニエンスストアの店先にはデジタル地域通貨 I C H I C O ののぼり旗が立ち、いよいよ実証実験が始まったということを実感します。そこで、現時点ではどのくらいの市民や店舗が参加し、どのくらいの I C H I C O が使用されているのか。 I C H I C O を実際に使用した市民や店舗からは、どの

ような意見が寄せられているのか具体的にお聞かせください。

また、今回の実証実験では、新健康ポイント事業A r u c oを同時に開始していますが、地域経済の活性化と健康寿命日本一に向けて、事業間でどのような連携を図ってきたのか伺います。

次に、当初の募集期間では実証実験の参加者が集まらず、市は追加募集を行っていますが、追加応募に至った経緯はどのようなものだったのかお聞かせください。

3、また、これまで議会答弁では、今回の実証実験による効果を検証して、市川市全域におけるデジタル地域通貨の導入を目指すとしておりますが、まずは実証実験で明らかになった課題を整理することが必要であると考えます。そこで、実証実験中ではありますが、現段階ではどのような課題があると認識しているのか、課題への対応と、併せて市の見解を伺います。

大項目3、健康寿命日本一に向けた取組について。

総人口が減少し、特に生産年齢人口が減少する中、今後も高齢化が一層進んでいくことが見込まれます。高齢者、要介護者の増加に対処するためにも、健康寿命の延伸は重要であるが、本市が掲げている健康寿命日本一に向けた施策はどのようなものがあるのか。

2、健康寿命日本一を目指すに当たり、本市で行っている高齢者の認知症対策への取組と、その強化についてお聞かせください。

3、健康寿命日本一を目指すには、まずは市民の健康を足元から支える健診を推進していく必要があると考えます。現代社会では、生活習慣病の要因とされる食事、運動、休養などが十分に取れておらず、健康寿命を保つ上で最大の阻害要因であると言われております糖尿病、高脂血症、高血圧といった生活習慣病は、初期の段階ではなかなか自分では気づかないものであり、病院に行ったときには、かなり進行している場合が少なくありません。健診によって自覚症状が現れる前に生活習慣病をチェックし、早期発見、早期治療につなげることができれば、市民の健康を守ることができます。自分や家族が健康であれば、毎日の生活は、より充実したものになります。健診は健康寿命日本一を目指す本市の施策の重要な一つであると思います。そこで、本市における健診の種類や現状についてお答えください。

大項目4、地域公共交通政策について。

1、まず、公共交通を利用する高齢者の多くが日常の買物や通院する際の移動手段として、公共交通は重要な役割を担っており、その高齢者が安心して移動できるための環境整備が必要であると思います。その1つがバリアフリー化であり、このバリアフリー化については、バリアフリー法が施行されてから15年以上がたちますが、今、高齢者の日常生活を支える移動手段として欠かせない公共交通施設のバリアフリー化はどのくらい進んでいるのか、お聞かせください。

次に、仙台市などで既に行っている施策である敬老乗車証をシルバーパスと呼んでいます。この種の質問については、遡ると約10年前、2012年、平成24年9月定例会において、市民の移動手段の確保という観点から私が質問したのを皮切りに、今までも多くの議員が質問をしてきました。今の時代背景と今後の高齢者外出支援を考えると、そろそろ機運が高まってきたのではというふうに感じています。そこで伺います。バス、タクシー等のシルバーパスの導入に向けた進捗状況はどうか、お聞かせください。

次に、大項目5、少子化対策及び近隣市への人口流出対策について。

1、本市の少子化の現状や人口構成、人口動態の特徴と、これらに対する市の認識はどうか。

2、昨今、弱視、難聴、肢体不自由などの身体的ハンディキャップについても様々なケースが見受けられます。そのような中、学校内にある支援学級という縛りにおいて、児童へのケアがしっかりとできているのか疑問となりません。伺います。身体的ハンディキャップを抱える児童生徒への教育現場における支援について、学

校の状況や今後想定される見直しについてお伺いいたします。

(3)保育施設整備、子ども医療費助成対象の拡大、第2子以降保育料無償化、子どもの成長応援臨時給付金など、今後実施していく多くの子育て施策において想定される効果と課題についてお答えください。既に先順位者の質問に答えているところは結構です。

次に、大項目6番目、市川市都市計画マスタープランについて。

通称都市マスについては、20年に1度大きな見直しが見込まれます。前回の方針が示されたのは2004年であり、来年2024年には新たな都市計画マスタープランを示さなければなりません。そこで伺います。20年前より加速している少子・高齢化と人口減少を踏まえて、市川市として人口を増加させる取組に対する認識はどうか。

持続可能な都市構造を目指す上で、人口減少を考えた都市計画マスタープラン改定の基本的方向性について、現状どのように考えているのか。

3つ目、現状との乖離があると思われる用途地域について、今の実態に沿った土地の活用が図られるよう、用途地域の変更についてはどのようにしていくのか。

4、各地の特性を生かした本市全体の発展につながる施設配置についてお答えください。

大項目7、カーボンニュートラルへの市民理解について。

カーボンニュートラルシティを表明して1年が経過していますが、2050年までにカーボンニュートラルを実現させるため、令和4年に実施したe-モニター制度による調査において、カーボンニュートラルについて75%の方が知っているものの、目標内容まで知っている市民が僅か8%であるという結果が出ています。この結果から見ても、まだまだ市民には知ってもらわなければならないことがたくさんあると思います。これまでの取組と市民への周知、理解はどのような状況か、お答えください。

次に、大項目8、老朽化するスポーツ施設の整備について。

市内スポーツ施設のうち、老朽化が進む体育館やプールの整備について、令和4年度に策定した第2期市川市スポーツ推進計画に基づき、広く多くの市民がスポーツに親しめる環境や機会の拡充が必要だと考えます。令和4年度策定の第2期市川市スポーツ推進計画では、スポーツ施設の拡充も基本施策に挙げられていて、皆さんも御承知のとおり、既に国府台は野球場が整備中であり、その後、陸上競技場、体育館と計画が続くと聞いています。また、市内北東部には市民プールがありますが、その市民プールも老朽化が著しいと思うが、どうか。また、健康寿命日本一をうたっている市川市として、スポーツに親しむ環境と機会の拡充は必要と考えるが、どのように進める予定かお聞かせください。

大項目9、公共施設マネジメントについて。

本年度新たに新設された管財部公共施設マネジメント担当室が中心となって行っている事業だと思います。伺います。1、令和5年3月に行われた公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画の改訂に至った経緯をお聞かせください。

2、これまでの計画期間での実績についてはどうか。

3、今後の公共施設マネジメント計画の進捗管理の考え方についてはどうか。

4、計画に基づく整備の効果等の見える化についてお聞かせください。

最後、大項目10個目、本市職員の給与制度についてお話をさせていただきたいと思います。

連合が本年4月13日に公表した春闘の中間集計によると、賃上げ率は定期昇給込みで3.69%となり、比較可能な2013年以降で最も高く、また、大手企業の昨年冬のボーナスは、経団連の集計で前年比8.29%増の約89万4,000円になったとのことです。一部報道によれば、人事院はこの夏の給与勧告において、国家公務員の

給与及びボーナスについて引上げの勧告をするのではないかと予想されております。本市常勤職員の給与は、地方公務員法の均衡の原則など給与の諸原則により、国家公務員の給与等との均衡を図ってきていると認識しているが、仮に人事院の引上げ勧告に基づき国家公務員の給与改定が行われた場合、本市はどのように対応するのか、お伺いいたします。

次に、管理職について、本市の重要な行政課題を解決していくためには、優秀な管理職職員を確保していくことが必要不可欠であります。管理職昇任選考試験の受験者数は減少しており、その受験を希望しない理由の一つとして、管理職に魅力がないなどがあるのではないかと考えます。その課題を解消するためには、職責に見合った魅力ある給料制度が整備されているとなっておりますが、本当に今のままでよいのか、甚だ疑問でありません。私はいま一度、本市として積極的に管理職を目指したいと思うような仕組みが必要ではないかと考えています。そこで、管理職手当の引上げなど、管理職職員の給与の見直しを行うことができないか、お聞かせください。

以上が1回目の質問となります。答弁によりまして再質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目1つ目、生活基盤づくり重要プロジェクトについての(1)及び大項目5つ目、少子化対策及び近隣市への人口流出対策についての(2)についてお答えいたします。

初めに、生活基盤づくり重要プロジェクトについての(1)物価高騰による学校給食費完全無償化への影響についてのうち、無償化が与える影響と課題及び教育予算に占める割合についてお答えいたします。まず、現在の物価高騰の状況ですが、食料に係る消費者物価指数は、2020年を基準の100として、本年4月には111.6、前年同月比で8.4%上昇となっております。ウクライナ危機などの世界情勢を背景に、昨年4月頃より急激な高騰を始めた物価のうち、特に食料品については現在も高い水準で高騰を続けているものと認識しているところです。学校給食費の無償化につきましては、子どもたちの成長を社会全体で支え、重要な発育期にある子どもたちへ安心な食環境を提供することを目的として始めておりますが、昨今の物価高騰下では、家計への支援としての効果や影響が大きいものと考えております。

また、教育委員会として今後想定される課題ですが、学校給食費の無償化に当たっては、第1に給食の質を確保し、これを維持することが前提であると考えております。学校給食は必要な栄養を確保できるだけでなく、給食を通じた学びができ、そして子どもたちにとっておいしく、安心、安全で学校生活を豊かにするものでなければなりません。その点において、現在のような急激な食材価格の高騰は、給食の質を確保するためには大きな課題と言えます。あわせて、市の財政全体で見ても、このような状況が続けば、必要な予算を確保していくことが厳しくなり、事業の継続性も課題になってくるものと考えます。

次に、教育予算に占める学校給食費無償化の割合ですが、令和5年度当初予算では、これまで保護者負担としていた給食費を含む食材費として約18億4,000万円を市が負担することとなりました。これは、学校給食を含む教育に関する予算である教育費146億200万円の約12.6%を占めております。

続いて、大項目、少子化対策及び近隣市への人口流出対策についての(2)様々な課題を抱える児童生徒への支援などの学校福祉施策についてお答えいたします。身体的なハンディキャップには、弱視、難聴、肢体不自由など様々なものがあります。市内の公立学校には、これらの身体的なハンディキャップを抱える児童生徒のための特別支援学級、通級指導教室を開設しています。この特別支援学級の中には、県内唯一の肢体不自由の学級も含まれております。また、特別支援学級や通級指導教室のほか、市内には市立、県立の特別支援学校があり、それ

ぞれの児童生徒に合わせて特別な支援を行う学ぶ場の提供を行っております。

次に、障がい種ごとの対応についてです。まず、見え方、聞こえに課題のある児童生徒に対しては、希望により拡大教科書や音声教材を使用することを勧めています。また、見え方きこえの相談会を毎年夏に実施し、市内の弱視、難聴の児童生徒の早期発見に努めるとともに、通級指導教室の案内や通常学級でできる支援に関する助言を行っております。さらに、人的サポートとして、難聴の児童生徒の情報保障を補助するため特別支援学級等補助教員を配置したり、須和田の丘支援学校に理学療法士を配置したりしています。

医療的ケア児への支援についてです。本市では、平成29年度から市内の公立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、当該学校に看護師を配置し、医療的ケアが実施できる体制を整備しております。

肢体不自由の児童生徒への支援としては、車椅子を使用できるよう、当該児童生徒が通う学校に階段昇降機を設置したり、また、使用しやすい机や椅子も配置するなど、適切な環境づくりに努めております。車椅子を使用している児童生徒の移動を補助するため、人的な支援も行っております。

様々な課題に対する保護者の関心も高まり、身体的なハンディキャップへの理解も広がってきております。また、今後は医療の進歩などにより、地域の学校に通えなかった児童生徒が通えるようになり、さらに人的サポートが必要になってくると予想されます。教育委員会としましては、今後も多様な教育的ニーズに対応できるよう、教職員に向けた研修会を充実させ、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な合理的配慮及び指導、支援の提供に努めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を生かした教室環境の整備、授業改善について周知してまいります。

また、各学校の校内支援体制の充実と市川スマイルプランの活用を図り、関係する療育、福祉、医療などの各機関と必要な情報を共有、連携しながら一貫した支援に努め、インクルーシブ教育システムを構築するための取組を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 私からは大項目1つ目の生活基盤づくり重要プロジェクトについての(1)のうち学校給食費の無償化で使われている一般財源の割合と、同規模の事業についてお答えいたします。

学校給食費を無償化することに伴う経費につきましては、翌年度以降も継続して支出する経常的な経費に当たることから、毎年入ってくる経常的な収入のうち主に使い道が自由とされる市税等の経常的な一般財源によって賄う必要があると考えております。御質問の学校給食費の無償化で使われております一般財源の割合といたしましては、令和5年度の一般会計の当初予算で申し上げますと、経常的な一般財源収入額の総額約980億円のうち1.8%を財源として活用しているところでございます。この割合は予防接種を実施するための事業費や、ごみの収集運搬を行うための事業費に係る一般財源額に相当するものとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 私からは生活基盤づくり重要プロジェクトのうち(2)クリーンセンター整備事業の進捗状況についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の高騰、円安の影響などによるエネルギー価格の上昇により、廃棄物処理施設建築費が上昇しています。報道では、建築費が10年前と比べ2倍近く上昇していること、また、県内では、建設を予定していた市町村が、当初の事業費より大幅に増額となったため入札公告を延期したとのことでした。建築資材高騰を受け、国は契約後に大きく建築費が高騰した場合、契約金額の見直しなどを図るよう各自治体に通達を出しています。本市でも、この

ように先行きが不透明な中で、当初の予定どおり事業を進めることはリスクが伴うと考えています。現在は、事業の発注時期の見極めを行いながら、課題を整理し、その解決に向け検討を重ねています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは大項目、生活基盤づくり重要プロジェクトの(3)及び大項目、健康寿命日本一を目指す施策についての(3)についてお答えします。

初めに、斎場整備事業につきましては、現在の斎場を稼働させながら、同一敷地内において建て替えをすることを計画しております。このため、仮設の建築物を設けるなど、火葬を続けながら建て替えを進めてまいります。また、本事業においては経費の縮減を図りつつ、終えんの場合、お別れの場合としてふさわしい建物や運営となるよう、設計、施工、運営を一括で発注するDBO方式で進め、バリアフリー化や葬儀の小規模化など新たなニーズへも対応してまいります。本事業を進める上での課題につきましては、式場や待合棟は、工事期間中、現在駐車場となっているスペースに仮設の建築物を設けて運営を継続することが想定されます。このため、駐車場の利用が一部制限されますことから、駐車スペースの確保が課題となります。また、仮設の建築物であっても、お見送りや葬儀を執り行うのにふさわしい施設となるよう、施設整備や運営について十分な配慮が必要となります。このような課題を整理しながら、施設整備事業を進めてまいります。

続きまして、健康寿命日本一を目指す施策についての(3)市民の健康を足元から支える健診の推進についてです。本市では、妊産婦健診をはじめ生後3か月から6か月の間と9か月から11か月の間に実施する乳児期の健診、1歳6か月と3歳で実施する幼児期の健診がございます。成人では40歳から74歳の国民健康保険加入者に生活習慣病予防を目的とした特定健康診査を行っており、75歳以上の後期高齢者に対しては、生活習慣病の予防に加え、重症化やフレイル予防を目的とした健康診査を実施しております。また、これら以外に一定年齢以上の全市民を対象として、肺、大腸、胃、前立腺、子宮、乳がん、胃がんリスク検査の7種類の検診を実施しております。健診の現状といたしましては、コロナ禍の影響により受診率の減少が見られましたが、現在は回復傾向にあり、引き続き多くの市民に健診を受けていただくよう、周知や受診勧奨を進めていき、健康増進に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは大項目、デジタル地域通貨の実証実験についてお答えします。

初めに、参加者数、加盟店数、利用状況についてです。令和5年5月22日から本八幡駅周辺においてデジタル地域通貨ICHICOの実証実験を開始し、1万5,000人の市民の方から参加の申込みをいただいております。加盟店につきましては、6月8日時点で192店舗から登録の申込みをいただいております。現在も店舗数は増え続けております。ICHICOの利用状況ですが、6月8日時点の総発行額は約2億円で、実証実験で発行する総額5億9,490万円の約3分の1を発行したことになります。また、加盟店に支払われた総額は約5,100万円分で、全体の約9%に相当します。

次に、利用者や加盟店の反応についてです。市民の方からは、お得にお買物ができてうれしい、スムーズに決済ができるという意見をいただいている一方で、ICHICOを使える場所が本八幡駅周辺に限定されていて、日頃買物をしている店舗で利用できない、実証実験への申込手続やアプリへのチャージ方法が分かりにくいという意見をいただいております。店舗からは、地域の活性化にぜひ貢献したいという事業目的に賛同する意見や、売上げの増加を期待しているという声が寄せられています。そのほか、買物代金の支払い時にアプリから、ありがとうという音声が発せられて、支払いが確実に行われたことを確認できる点がよいなどの意見がございます。

また、実証実験の対象地区から外れている店舗からは、事業に参加したいので、今後は地域を拡大してほしいという要望をいただいているところでもあります。

次に、新健康ポイント事業との連携についてです。本市が目指すデジタル地域通貨は、地域経済の活性化に加えて健康づくりやボランティア活動にインセンティブとして行政ポイントを付与することで、市民活動の後押しをするものです。このため、今回の実証実験では、新健康ポイント事業A r u c oに参加した方や新たに自治会に加入した世帯、運転免許証を自主的に返納した方などにポイントを付与して効果を検証することとしています。事業の周知に当たりましては、このような制度趣旨や実証実験の目的を理解していただくため、I C H I C OとA r u c oを一連の事業としてPRしてきたほか、第1庁舎2階に特設コーナーを並べて設置することで、利用の促進を図っているところでもあります。

次に、追加募集に至った経緯についてです。今回の実証実験では、当初3月17日から3月28日にかけて参加者の募集を行った後、申込期限を4月21日まで延長し、約5,000件の申込みをいただきましたが、締切り後も市民の方から申込みを希望する声が寄せられました。さらに、実証実験が始まりますと市民の方が加盟店や口コミ等でI C H I C Oを見聞きする機会が増え、募集再開を希望する意見をいただくことが想定されたため、実証実験の開始2日前である5月20日から追加募集を行い、申込人数が定員の1万5,000人に達したため、6月7日に募集を終了いたしました。

次に、課題と今後の対応についてです。実証実験の実施に当たりましては、市川商工会議所をはじめ、本八幡駅周辺の商店会や商業施設等に賛同いただき、数々の協力をいただいておりますが、店舗や自治会、市民活動に取り組んでいる団体など、関係者の意見を伺う機会が少なかった点が課題であると認識をしております。実証実験後、まずは事業効果の検証を行いますが、事業を継続する運びとなった際には、実証実験に参加した関係者の意見を取り入れ、よりよい制度を目指してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からは大項目の健康寿命日本一に向けた施策についての(1)、少子化対策及び近隣市への人口流出対策についての(1)、市川市都市計画マスタープランについての(1)の3点についてお答えいたします。

まず初めに、健康寿命日本一に向けた施策についての(1)健康寿命日本一に向けた取組についてお答えいたします。本市の65歳以上の高齢者人口は、令和5年4月30日現在、10万6,040人と年々増加しており、高齢者人口の増加とともに要支援・要介護認定者数も増加しております。人生100年時代を迎えようとする今、誰もがより長く元気に活躍できる社会を実現するためには、全ての世代において健康寿命の延伸に取り組むことが重要です。そこで、本市では健康寿命日本一に向けた施策といたしまして、健康寿命延伸事業に取り組んでいるところでございます。昨年度は市民の健康意識の向上と、よりよい生活習慣の実践、継続を目的とした健康講演会を歯科口腔、運動、健康法に関するテーマで計4回実施いたしました。今年度も食と生きがいをテーマといたしまして年4回実施する予定でございます。また、身近な場所で健康データを測定する機会を創出することで、住民の健康意識を高めるとともに、健康的な生活習慣に取り組むきっかけづくりにつながることを目的といたしまして、市内20か所に体組成計と血圧計を設置いたしました。これらの測定器は誰でも利用できるようになっており、体組成計では、体重、肥満度を表す体格指数、いわゆるBMI、体脂肪率、内臓脂肪レベル、筋肉量、基礎代謝量、体水分率、推定骨量を測定することができます。また、この健康データ測定環境の整備に合わせまして、新たな健康ポイント事業A r u c oを本年5月より開始いたしました。この事業は、歩くこと、はかることにポイントを付与することで、市民の皆様が自身の健康データを知り、健康的な生活習慣を送ることができるよ

う支援することを目的としております。今後は市民の皆様が継続して健康づくりに取り組み、さらなる健康意識の向上を図ることができるよう、これらの事業を進めていきたいと考えております。

続いて、少子化対策及び近隣市への人口流出対策についてのうち(1)本市における少子化や近隣市への人口流出の現状及びこれらを抑制するための取組についてです。本市の人口は一時的な減少を挟みつつも、2015年以降は微増傾向が続いており、令和5年4月30日時点の住民基本台帳ベースで49万2,836人となっております。人口構成を見ますと、平成17年以降では65歳以上の老年人口が15歳未満の年少人口を上回り、その差は拡大傾向にあります。このことから、総人口はこれまで増加傾向を維持しているものの、高齢化が着実に進行していることが見えてまいります。令和3年度には、出生数から死亡数を減じた自然増減が減少に転じ、合計特殊出生率は平成27年の1.39をピークに、令和3年度には1.17まで低迷いたしました。また、転入数から転出数を減じた社会増減では、東京圏への就学や就職により、20代前半の転入超過と、子育て世代である30代、40代及び未就学児童の近隣自治体への転出超過が顕著となっております。このことから、第三次基本計画における将来人口推計では、現在の出生率が続いた場合、本市の人口は2025年頃から減少局面に突入することが見込まれております。将来にわたり持続可能な町であるためには、子育て世代の転出超過により、働き盛りの世代と本市の未来を担う子どもたちが市外へ流出してしまう状況を止めることが重要な課題の一つであると認識しております。

続いて、市川市都市計画マスタープランについてのうち(1)人口を増加させる取組に対する市の認識についてです。令和3年度に実施いたしました将来人口推計では、今後一時的に人口増加が続くものの、令和7年の約49万7,000人をピークに減少に転じ、令和42年にはピーク時から約17%減の約41万3,000人になると推計されております。また、年齢構成の内訳といたしましては、令和42年にはゼロ歳から14歳の年少人口が約32.5%の減となる約3万9,000人まで減少する一方、65歳以上の老年人口が約43.7%の増となる約15万2,000人まで増加する見込みとなっております。人口減少や少子高齢化の進行により労働力人口が減少することになれば、市税収入の減少につながる懸念されます。また、高齢化が進むことにより社会保障関連経費が増加し、財政の硬直化が進行していくことになれば、全般的に行政サービスの低下を招くおそれがございます。そのため、本市ではこれまで、道路や下水道、公園などの都市基盤整備や再開発事業をはじめ、老朽化した公共施設の更新など魅力ある良好な都市機能の充実に努めてまいりました。また、進行する少子・高齢化に対しましては、介護予防や生活支援など高齢者を包括的に支援するほか、子ども医療費助成制度の拡大や学校給食費の無償化など、妊娠、出産から育児までつながりを持った支援を進めてまいりました。このように、ハード面、ソフト面の両側面から様々な施策を実行することで、市民が安心して暮らせる良質な住環境整備に努めてきたところでございます。今後も市民が安全、安心に、そして豊かに暮らしていける施策を多面的に取り組むことで、いつまでも住みたい、住み続けたいと思っただけけるよう、まちづくりを進めてまいります。

私からは以上です。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からは健康寿命施策の(2)認知症予防について及び地域公共交通政策の(2)シルバーパスの御質問にお答えします。

初めに、認知症予防についてです。本市では、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、また、早期における症状の悪化を防止するため、様々な取組を行っております。取組の柱としまして、認知症の方やその家族に関わる医療、介護、地域の結びつきを深め、認知症になっても安心して暮らすことができる地域づくりを推進するため、令和3年度より専任の認知症地域支援推進員の配置を進めているところでございます。今年度は9か所の高齢者サポートセンターに1名ずつ配置し、認知症の方の活動、交流の場の拡大として社会参加活動の場づくりや認知症カフェなどの集いの場の立ち上げ支援及び認知症本人ミーティングの開催等を行って

るほか、相談支援体制の構築に向けて、各地で出張相談会を実施しております。また、認知症の正しい知識と理解の普及として、勉強会の開催や認知症ガイドブック設置場所の拡大、認知症サポーターの養成支援、また、認知症サポーター等のボランティアによる支援活動の体制整備を行っています。これらの認知症地域支援推進員の活動により、地域における認知症支援の広がりが見られるとともに、既に認知症の高齢者に対して様々な取組を実践しているお店などの存在が把握できたことから、昨年9月より、認知症の人にやさしいお店・事業所の認定を開始したところでございます。また、平成27年度より、市職員と専門医で構成します認知症初期集中支援チームを設置し、認知症、またはその疑いのある本人及び家族に対して、早期診断、早期対応に向けた支援を行っております。

健康寿命の延伸には、このような認知症施策と併せて介護予防やフレイル予防が重要であると考えております。本市では、昨年10月よりフレイル状態の方を対象とした通所型短期集中予防サービスを開始したほか、地域住民主体の団体活動の立ち上げや健康教育を行うなど、職員が出向いて介護予防活動の支援や知識の普及啓発を行っております。また、認知症や介護予防など高齢者の健康に関する情報や講座につきましては、市のウェブサイトのほか、LINEにおいても月3回程度の配信により周知を図っております。今後も認知症施策の強化とともに介護予防事業の推進を図り、健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

次に、シルバーパスの導入に向けた進捗状況についてです。本市では健康寿命日本一の目標を掲げ、様々な分野から健康寿命の延伸に取り組んでいる中、高齢者にとっては外出の機会の減少は、身体機能の低下や鬱のリスクの増大など、心身に悪影響を及ぼすということが様々な研究結果から明らかになっております。シルバーパスの導入につきましては、コロナ禍により減少した外出機会を回復、また増大させる目的からも大変有効な手段と考えております。これまで福祉部において、高齢者に対する外出・移動支援の観点から、他市の状況や市内公共交通事業者の実施する高齢者に対する優待制度など、情報収集をしながら研究を重ねてまいりました。現在、公共交通事業者や道路交通部等とも協議を重ねており、市として実施に向けた具体的な手法の検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは大項目、地域交通政策についての(1)公共交通を利用する高齢者に対する配慮についてお答えいたします。

バリアフリー法では、高齢者や身体障がい者だけでなく、知的障がい者など全ての障がい者を対象としており、公共交通機関の施設等の新設や大規模な改良などをする場合においては、一定のバリアフリー化基準に適合させなければならないこととしております。本市のバリアフリー化の現状として、鉄道駅については市内に16駅がございますが、令和3年度までに全ての駅でエレベーター等の設置による段差解消や、車椅子に対応したトイレの整備が完了しております。現在はホームにおける転落事故の防止などを目的としたホームドアの整備が進められており、平成30年度には都営新宿線の本八幡駅で完了しております。今後の整備予定としまして、JR東日本では、市内の5駅、市川駅、本八幡駅、市川大野駅、市川塩浜駅、二俣新町駅について、令和13年度末までの整備を目指しており、東京メトロでは、市内の3駅、妙典駅、行徳駅、南行徳駅について、令和7年度末までの整備を目指しているとのことでございます。このほか、京成本線と北総線については、今のところ整備時期は未定と伺っております。

次に、路線バスの現状についてでございますが、本市で運行しているバス事業者にもノンステップバスの導入率を確認したところ、京成バスの3営業所、江戸川、市川、松戸営業所の合計で約96%となっており、南行徳駅と舞浜駅、東京ディズニーシー間を運行している東京ベイシティ交通では約84%となっております。このほか京成

トランジットバス及び京成バスシステム、京成タウンバス、市川市コミュニティバスでは全車導入済みとなっております。全車導入済みとなっていない京成バスと東京ベイシティ交通については、今後、車両の更新の際に順次ノンステップバスを導入していく予定とのことでございます。

最後にタクシーについてです。本市域で営業しているタクシー事業者の団体である千葉県タクシー協会京葉支部に車椅子使用者や高齢者、ベビーカー利用者などが利用しやすいユニバーサルデザインのタクシーの導入状況を確認したところ、導入した車両数は把握していないが、導入を促進していきたいとのことでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目、少子化対策及び近隣市への人口流出対策についての(3)についてお答えをいたします。

初めに、保育施設整備についてでございます。本市では、増大する保育需要への対応及び待機児童の解消を目的として、新たな保育施設の整備に取り組んでまいりました。その結果、4月時点での国基準の待機児童数については、令和3年度から今年度まで3年連続でゼロとなっておりますことから、一定の効果があったものと認識をしております。しかしながら、地域によっては宅地開発などによる保育需要の増加が見込まれることから、保育施設の不足を想定しているところでございます。本市の現状としまして、少子化の進行により未就学児童数が減少傾向にあり、既存の保育施設で需要を満たしている地域がある一方で、充足していない地域がございます。今後につきましては、保育需要の動向を適切に見極め、必要な地域に必要な施設を整備し、引き続き待機児童の継続的な解消を図っていく必要があるものと考えております。

次に、子どもの医療費助成対象の拡大についてでございます。この制度は、本年4月より助成の対象を中学生から高校生相当年齢まで拡大をいたしました。子育て世帯の経済的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境は向上するものと考えております。一方で、自己負担額が減ることにより、頻回な受診が発生する可能性があることから、今後、受診件数などを検証していくことの必要性を認識しております。

次に、保育料第2子以降無償化についてでございます。子育て世帯の経済的負担を軽減することで、2人目の子どもを希望する夫婦の夢を後押しすることができるなど、少子化対策に寄与するものと考えております。また、子育て環境の向上は、子育て世帯の定住促進につながるものと期待をしているところでございます。なお、無償化によりまして保育施設の利用希望者の増加も見込まれるところではございますが、計画的な施設整備の継続や、引き続き丁寧な入園調整を行い、既存の施設を有効的に活用するなど、対応してまいりたいと考えております。

最後に、子どもの成長応援臨時給付金についてでございます。県の子育て支援策として、小学生から中学生の児童を養育する世帯に、児童1人当たり1万円を支給し、また、本市では未就学児を養育する世帯に対して同じ額を給付することで経済的負担の軽減を図ることにより、子どもたちの豊かな成長につながるものと考えております。なお、本給付金は継続する事業ではないため、今後も物価高騰が続く場合には、子育て世帯にさらなる経済的支援などの方策について課題になるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚真康街づくり部長 私からは大項目、市川市都市計画マスタープランについての(2)から(4)についてお答えいたします。

初めに、(2)都市計画マスタープラン改定の基本的方向性についてでございます。市が策定する都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定められている市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市の

まちづくりの目標やまちづくりの方針を示しております。その内容は、市全域を対象とした全体構想と身近な地域を対象とした地域別構想、これらを実現するための考え方を示したまちづくりの推進方策で構成しております。現在の計画は、平成13年に作成された市川市総合計画に掲げている将来都市像を具現化するための都市計画分野における基本的な方針として、平成16年3月に策定しました。策定から20年近くが経過し、目標年次を総合計画と同じとしていますことから、次期総合計画の策定に合わせて改定する必要があります。近年、国や県では今後の人口減少を見据えて集約型都市構造に関する方針として、都市機能や居住機能の集約化、それらをつなぐ交通アクセスの向上などが示されております。また、まちづくりの新たな要素としてカーボンニュートラルなどの社会情勢の変化も踏まえながら検討していく必要があります。今後、本市の次期総合計画における将来人口推計やその内容を踏まえて改定作業を進めてまいります。

次に、(3)用途地域の変更についてでございます。用途地域の変更につきましては、大きく2つの観点から検討を行います。1点目は、都道府県がおおむね5年ごとに実施する都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえ、見直しの必要について検討を行います。2点目は、市の都市計画マスタープランの改定内容に応じて計画的に土地利用を誘導する必要がある場合に行います。1点目の見直しにつきましては、令和3年に実施した都市計画基礎調査で、人口規模や土地利用、宅地開発の状況などの調査結果を踏まえ、令和7年度までに千葉県において一斉に行う予定である定期的な都市計画の見直しに合わせて本市の用途地域の見直しの検討を行います。2点目の計画的に土地利用を誘導する例としましては、駅周辺で高度な土地利用が図られていない地区において、土地の高度利用と都市機能の更新を図る場合や、広域道路の整備により新たな土地利用を誘導する場合に用途地域の見直しの検討を行います。

次に、(4)各地区の特性を生かした本市全体の発展につながる施設配置についてでございます。本市の発展につながる施設配置につきましては、都市計画マスタープランで掲げる将来都市像を実現するためにも検討が必要と考えております。このことから、現状の道路や公園などの施設の整備状況を検証し、国や県の施設整備の計画等を確認しながら、各地域の特性に必要な施設の配置について検討を行います。また、検討に当たりましては、関係部署などとの調整のほか、市民の意見を聞く機会を設けてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 私からは大項目、カーボンニュートラルへの市民理解についてお答えいたします。

本市では、カーボンニュートラルの実現への理解と協力を得るため、「広報いちかわ」の特集や、今月4日の日曜日に開催いたしましたいちかわ環境フェアといった各種イベントを通じて広く周知を行ってきたところでございます。また、平成9年12月に京都議定書が採択されたことを契機に、環境省が12月を地球温暖化防止月間と定めたことから、毎年12月に専門家を迎え、講演会などを実施してきております。さらに、自然エネルギー100%大学を目指すことを宣言している千葉商科大学とは市が包括協定を結んでおり、千葉商科大学のキャンパスに市内小学生や保護者を招待し、環境学習の普及に努めております。また、大学が推進するエコキャンパスをめぐる活動に市が協力することや、市川市地球温暖化対策推進協議会の役員になっていただくことで、共に温暖化対策を協働して実施しているところでございます。本市の事業といたしましては、カーボンニュートラルの実現に向けた市民、事業者の皆様への取組として、太陽光発電設備の設置や住宅の断熱化などに対しまして費用を補助しているところでございます。昨年実施いたしました御質問のe-モニター制度の調査結果につきましては真摯に受け止めており、2050年のカーボンニュートラルを実現するためにも、様々なCO₂削減のための取組、目標、内容について、これまで以上に市民、事業者の皆様へ御理解と御協力をいただくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 私からは大項目、老朽化するスポーツ施設の整備についてお答えいたします。

スポーツは心身を健康で明るく保つ力を持つほか、スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など、スポーツの社会活性化等に寄与する価値は大変高いものとなっています。本市においては、スポーツ振興の最上位計画と位置づける第2期市川市スポーツ推進計画を令和4年度末に策定いたしました。この計画の中では、特に重点的、先進的に取り組むべき施策を重点施策とし、スポーツに親しむきっかけの創出やスポーツによる地域の活性化、拠点の拡充などを定めております。スポーツ施設の整備につきましては、この重点施策のうち、拠点の拡充において施設の不足や老朽化を課題としており、競技人口や適正な施設配置等を踏まえた整備計画を検討し、誰もが身近で好きなスポーツに取り組める環境整備を行うとしています。現在、策定済みの施設整備に係る計画等には、国府台公園再整備基本計画と北東部スポーツタウン基本構想がございます。国府台公園再整備基本計画は平成30年に策定したもので、現在再整備中の国府台公園野球場は、本計画に基づいて着手したものであり、球場整備の後は、陸上競技場、体育館と順次整備を進める計画となっております。また、北東部スポーツタウン基本構想は平成26年に策定したもので、その内容には市民プールの再整備などを含んでおります。この構想を基に、平成29年度にJ：COM北市川スポーツパークを開設したほか、平成30年に整備を求められる施設について、1回目の基本構想の一部見直しを行っております。第2期市川市スポーツ推進計画に沿った今後のスポーツ施設に関する整備の検討につきましては、まず策定から相当年が経過している北東部スポーツタウン基本構想について、社会情勢等も大きく変化していることから、2回目の一部見直しを行う予定としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 私からは大項目、公共施設マネジメントについてお答えいたします。

初めに、(1)公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画の改訂についてです。本市では、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、これを踏まえ、令和2年3月には個別計画を策定しておりますが、今回の改訂は令和4年4月に総務省から総合管理計画の見直しが要請され、脱炭素化の推進方針などを新たに盛り込むこととされたため、内容の見直しを行ったものでございます。あわせて、策定から7年がたち、これまでの進捗や最新の人口推計の内容を踏まえ、従前の計画を補完する形の総合管理計画補記改訂版並びに個別計画改訂版を策定いたしました。

次に、(2)これまでの実績についてです。個別計画の第1期である令和元年度から4年度では、市役所第1庁舎の建て替え、小中学校の統合による塩浜学園の整備、市川南保育園の民営化、文化会館等の改修などを行いました。また、野鳥観察舎あいねすとなど新設された施設もございます。延べ床面積では、総合管理計画がスタートした平成28年度以前に比べ、合計約1万4,600㎡の減となっております。

次に、(3)今後の進捗管理の考え方についてです。公共施設などの整備は、基本的には施設の老朽化の程度に応じて順次進めていくべきものと認識しておりますが、近隣施設との統廃合や複合化が可能かどうか、また、民間の力を活用する公民連携の手法は導入できないかなど様々な角度からの検討を行い、可能な限り各手法を組み合わせることが重要と考えております。そこで、進捗管理につきましても、計画との整合はもとより、社会経済情勢なども踏まえながら、適切な手法を選択し、対応できているかといった点に主眼を置き、進めてまいりたいと考えております。

最後に、(4)効果等の見える化についてお答えいたします。

市としましては、施設の現状や整備による効果の見える化は、マネジメント上重要な要素であると認識しております。そこで、個別計画の対象施設について、統一様式によるカルテを施設ごとに作成し、一元的に管理することを考えております。現在、他市の作成例なども参考にしながら、カルテに記載すべき事項や様式などの検討を進めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 私からは大項目、本市職員の給与制度についての2項目についてお答えいたします。

初めに、(1)職員の給与水準についてです。御質問にあります給与月額や期末手当、勤勉手当などの増額改定が行われた場合の本市の対応につきましては、その年度の4月に遡って適用し、後日、既に支払った給与との差額を支給してきております。令和4年度におきましても給与月額の増額改定を実施し、令和5年1月にその差額を支給したところであります。仮に人事院がこの夏に予定される給与勧告におきまして、国家公務員の俸給月額及びボーナスにつきまして引上げの勧告をし、その勧告に基づき国家公務員の給与改定が行われた場合には、職員団体の意見も踏まえ、これまでと同様に国家公務員に準じて本市職員の給与改定を行ってまいりたいと考えております。

次に、(2)管理職職員を確保するための魅力ある給与制度についてお答えいたします。本市の管理職職員の給与につきましては、現行の給与月額及び管理職手当により、おのおのの職責に応じた給与水準を確保できているものと捉えております。しかしながら、御質問者から御指摘いただきましたとおり、管理職昇任選考試験の受験を希望しない理由の一つといたしまして、管理職に魅力がないとの意見もあることは理解しており、それらを含めた管理職登用上の様々な課題に対して何らかの手だてをしていく必要があると考えているところであります。これまで管理職の実情や試験制度などをまとめたリーフレットを配布する取組などは継続しつつ、管理職昇任選考試験の対象者のみならず、より若い世代に対しましても管理職になることへの魅力を発信し、将来のキャリア形成に向けた意識の醸成を図るなど、受験者の増加を目的とした取組を進めるほか、管理職昇任選考試験につきましても、時代に即したものと見直しをしてまいりたいと考えております。そして、提案いただいた管理職手当の引上げにつきましても、積極的に管理職を目指す動機の一つになり得るものと考えられますことから、管理職昇任選考試験の見直し等の種々の取組を進める中で検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

小泉議員。

○小泉文人議員 答弁いただきましてありがとうございます。これから再質問や要望をさせていただきたいと思っておりますけれども、私の都合で大変申し訳ないですけど、もう少しピッチを上げていただけたらと思います。

まず、生活基盤づくり重要プロジェクトについてですけれども、改めまして、当初予算で配付されているこういう資料があります。これに、開きますと1ページ目に書いてあるのがこの3種類の項目です。学校給食の無償化について、私の記憶が定かであれば、学校給食の無償化という政策が議論され始めたのは、およそ14年前かと思っております。4期生以上の先輩、同僚の皆さんならばおよそ御承知かと思っておりますけれども、約10年ほど前に、その前より続く景気動向によって、当時は約22億円とか23億円というふうに使われていた予算の確保が厳しくて、給食費の無償化はできないといったような文書まで配付した経緯があります。田中市政になり、ようやく実現したこの政策を、私たちは大切にしていかなければならないし、今年はできました、来年はやりませんというようなことは、議会として、市役所としてできない。継続事業の一つとなりました。先ほど財政部長の答弁にあったように、今現在、予算規模で、単独事業としては各種予防接種やごみの回収事業などと肩を並べて、市単独事業と

して3本の指に入るような大きな事業です。予算の安定化を図るべく考えていく必要があるというふうに思います。

そこでお伺いします。政府は、本年度予算として異次元の少子化対策をうたっており、その予算総額は約3兆5,000億円となっています。もちろんその予算の使い道については、出産補助拡大や教育費の補助拡大となっており、既に予算計上されている施策がありますが、私たち市川市としては、ここで学校給食の完全無償化について、今後、国庫補助を求めるべきだと思います。本市は今後どのように考えていくのか、お答えください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校給食費の無償化は生活基盤づくり重要プロジェクトに位置づけられた市民生活の基盤に重要な施策であることから、物価の高騰など様々な社会情勢下にあっても安定して継続していくことが必要と考えています。そのためには、財源を確保していくことが大きな課題であると認識しており、教育委員会といたしましては、国や県に対し財政負担を要望していけるよう、関係部署と連携し、適切な手続を行っていく考えであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 リズムよくいきたいですけども、では、今なお物価高騰が続き、答弁でも安定して継続していくことが必要というお話ですが、今後、油や調味料などの価格が想定価格を超えたとき、補正予算等を考えているのかお答えください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

物価高騰に対しましては、まずは調理現場において使用する食材や献立を工夫することで食材費を抑えるなどの努力をこれまでどおり行ってまいります。その上で、物価高騰がこのまま続き、当初の見込みを上回る事態となった場合において、必要があればほかの事業と同様、補正予算を要求させていただき考えとしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 今年は大丈夫、来年は分かりませんみたいなことは許されない事業であります。まず、今答弁があったように、物価高騰についてもぎりぎりの調整になると思いますけども、子どもたちの食の安定確保をする上で努力をしていただきたいと思います。また、既に18億円と多額の費用負担となっています。補正となれば、私たち議会のほうでも議論しなければなりませんので、ぎりぎりの見極め、そして鋭意、事業を推進するための努力をお願いしたいと思います。

そして、県や国に対しての補助についてですけれども、県の補助については、県政の予算の関係上なかなか厳しいのかなというふうに思いますけども、国庫補助については、先ほどもお話ししましたが、子どもたちに対する予算が多くつき始めている今がチャンスかと思います。本市として速やかに国庫補助を要望していくよう強くお願いをします。私たちもできる限りの協力をしていきますので、これは市単独だけを考えていくのではなくて、国との協力で少子・高齢化対策、教育予算の拡充ということを考えていけたらいいなと思います。18億円を市民の方々に対して、他の有意義な施策に充てていけるような形をつくっていただけると幸いです。

この件に関しましては結構です。後は委員会でやりましょう。

2、クリーンセンターの建て替えについて。答弁で建築費が10年前と比べて2倍近く上昇していると、県内では建設を予定した市町村が、当初の事業費より大幅に増額となったため入札の公告を延期、延長したと、云々かんぬんありましたが、建設を多分予定していたのは東金だったかと思います。昨年より資材高騰でかなり

厳しいというお話が出ていましたけれども、5月の新聞にも出ていました。ほかの市のことはともあれ、本市としては2017年の6月定例会の質問で、当時289億円と答えていたものが、昨年の9月定例会の委員会で、クリーンセンター建設費で400億円、D B O方式の運営費で200億円となっており、既に倍額になっていると。発注時期を見極めて、これはある程度のところで決断するというのも考えていかなければなりませんので、今後とも課題に向き合って事業を進めていただきたいと思います。

続いて、斎場整備について。現在の施設を稼働させながら終えんの場、お別れの場としてふさわしい施設の建て替えを行っていくという答弁でした。市民ニーズに合った建て替えを着実に進めていくことが必要だと考えますが、具体的にどのように進めていくのか、今後のスケジュールも併せてお答えください。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

建て替えの具体的な手法の1案といたしましては、現在の火葬棟での運営は続けながら、仮設の待合棟と式場を設置し、既存の施設を解体した敷地に新しい火葬棟、待合棟、式場を建設する手法が考えられます。今後の事業者の選定の中で技術提案を求めてまいります。

スケジュールにつきましては、令和10年度の完成を目指し、今年度の秋以降を目途に事業者の公告、募集が行えるよう手続を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 じゃあもう一つ、火葬を止めずに斎場を整備していくという手順とスケジュールについては理解しました。そのため仮設を設置することになり、課題が生じるという答弁もありましたが、駐車場の台数が制限されるという課題や、仮設の建物で葬儀にふさわしい施設とする課題にはどのように対応していくのか、お答えください。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

駐車場台数の課題につきましては、敷地内緑地の一時的な利用のほか、仮設建築物の建てる位置を工夫するなどが考えられます。また、仮設であっても葬儀にふさわしいしつらえにし、利用される方々に御満足いただけるよう、今後、事業者の選定の中で技術提案を求めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 斎場というのは1人の人間の人生の終えんを迎える場です。また、遺族や親しい友人、関係者が一堂に集まり悲しむ場、お悔やみをする場でもあります。そこで故人への思いが語られ、穏やかな気持ちとなって故人と最期のお別れをすることになります。斎場の建て替えも大きな事業の一つだと思いますが、ぜひ利用される方々の思いを酌んだ施設整備や運営になるよう、経済性だけでなく市民サービスも重視した整備をするよう要望します。

次に、デジタル地域通貨の実証実験について。部長、頑張っているなというふうに思っています。ピッチを上げてお願いします。今回の実証実験は本八幡周辺で行うということですが、実証実験の範囲を市内全域にする、あるいは複数の地区にするということは検討しなかったのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 デジタル地域通貨を導入している先進事例では、人口規模や地域特性の面で本市に類似する先進事例が少ないことから、また、先進事例と比較するという点でも、市全域ではなく同規模の地区を市

内に設定することとしました。地区の選定に当たりましては、複数の地区ではなく、小売店や飲食店等の様々な店舗が集まる1地区とすることで実験結果を検証するためのデータを確実に取得できると考え、実施場所を本八幡駅周辺の地区にいたしました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 既に実験は始まっていますので、これについては大丈夫です。

次に、参加者から申込方法やチャージ方法が分かりにくいという意見を聞いていますけども、市はどのような対応をしたのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 参加者からの問合せに対応するため、I C H I C O専用のコールセンターを開設しているほか、申込サポートコーナーを設置し、アプリのインストールやアカウント設定などの操作を職員が補助することで、スムーズに申込みができるようサポートを行っているものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 I C H I C Oだけじゃなくて、今回は新健康ポイント事業との連携というのがあって、デジタル地域通貨と新健康ポイント事業A r u c oとの間で、事業の周知や利用促進に当たって連携を図っているとのことですが、どのような効果が出ているのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 I C H I C OとA r u c oを連携させることで地域経済に加え、市民の健康増進を図るという事業目的を強く打ち出しすることができ、市民の方の関心が高まり、多くの方に事業参加していただいているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 追加募集に至った経緯についてお伺いしますが、追加募集により申込件数が増加したとのことですが、当初の募集と比較して何が増加の要因と考えているのか、市の見解をお聞かせください。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 これまでの周知活動に加え、市長が先頭に立ち、本八幡駅駅頭でチラシを配布したり、第1庁舎でA r u c oとI C H I C Oの実際に使用したデモンストレーションを行うなどの広報活動を報道機関にもニュースとして取り上げていただいたことで、多くの方が事業を知ることとなり、申込件数の増加につながった。そのように考えております。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 やっぱり市長が先頭に立って出たというのが大きいのかなと思いますし、報道の力というのは、それで動いたのかなと思います。追加募集に当たって実証実験の期間やI C H I C Oの利用期限を延長しているけれども、その理由はなぜか。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 実証実験の期間につきましては、開始日以降も追加募集を行うこととなったため、参加者の利用期間に配慮し、9月30日までに延長いたしております。また、チャージ額の30%相当額を付与するプレミアムポイントについては、実証実験の期間内に利用データを取得して検証作業を進める必要があるため、利用期限を実証実験の終了日に当たる9月30日にしております。また、参加者がチャージしたポイントや健康づく

りや市民活動でためた行政ポイントなどにつきましては、実証実験後も十分な利用期間を確保することから、会計年度末日の令和6年3月31日を期限としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 実証実験の検証を行うということですので、今回の実証実験ではデジタル地域通貨の成果をどのように評価するのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 今回の実証実験では、実証実験の参加者や加盟店を対象としたアンケート調査を行い、デジタル地域通貨の導入が市内におけるお金の循環にどれだけ寄与したか評価を行う予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 Arucoなどの行政ポイントについてはどのようにするのか、続いてお聞かせください。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 デジタル地域通貨をインセンティブとすることで、市民の方が地域活動に参加する機会が増えて町に活気が生まれ、さらに多くの方が活動に参加する好循環を生み出す可能性があると考えております。今回は短い期間での実証実験となるため、行政ポイントを付与することで地域活動の参加者がどれだけ増加するか傾向を把握し、インセンティブとしての有効性を評価いたします。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 本当にリズムよくお答えいただきまして、ありがとうございます。今後、関係者の意見を伺う機会を設けて、よりよい制度を目指すとのことですが、現時点ではどのような制度を目指しているのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 まずは実証実験の結果を検証いたしますが、将来的には市全域でデジタル地域通貨を本格実施して、市内でお金を循環させ、地域経済を活性化していくことを目指しています。今回の実証実験では、健康ポイント事業Arucoに5,000人が参加して健康づくりに取り組んでおり、デジタル地域通貨の仕組みをインセンティブとして活用することで、本市が実現したい施策を推進することができる可能性が見えてきたと考えております。事業規模を拡大する際には、Arucoを1つのモデルケースとして位置づけ、様々な施策分野で行政ポイントを付与する事業を拡大し、健康増進をはじめとした地域課題の解決に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 じゃあ、このICHICO、Arucoについてはまとめていきますけども、市民1万5,000人と200店舗が参加して無事に実証実験が始まり、Arucoとの連携では健康施策を推進できる可能性も出てきたということですから、まずよかったなと思います。本当に部長、お疲れさまでございます。事業を継続するのであれば、手続の方法やチャージ方法など諸問題があると思いますので、今いろいろお話しありましたが、運用の見直しを検討していただきたいと思います。また、今回の実証実験では、チャージ額の30%に相当するプレミアムポイントを付与して多額の予算を事業に投じていますので、今後検証を行う際には事業費の妥当性を評価していかなければならないと思います。その上で、例えば事業のPRや利用促進のためのイベント企画を

商店会や加盟店と協力して行うなど、効率的な事業を運営する方法について、これは焦らなくてもいいと思うんですけども、時間をかけてしっかりと慎重に議論を重ねていただきたいなというふうに思います。

この項目については以上です。

大項目3、健康寿命日本一に向けた取組について、(1)については後にさせていただき、先に(3)についてお伺いします。本市では幅広く健診を実施していますが、成人になると日常生活が多忙になるため、健康意識の低下が懸念されます。毎年健診を受ければ、症状が出にくく、疾患の早期発見、早期治療をすることができ、病気の進行を食い止め、治療して直すことも可能となります云々かんぬんというふうになっています。成人に関する健診の受診者数と受診率は現在どの程度になっているのか、お答えください。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 令和3年度では、国民健康保険加入者を対象としている特定健康診査を約2万6,000人が受診し、受診率は41%、後期高齢者の健康診査では約2万1,000人が受診し、受診率は43%となっております。一定年齢以上の全市民が対象となるがん検診は、延べ17万9,000人以上の方が受診し、受診率は肺がんで21%、子宮がんで19%、乳がんで18%などとなっています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 本当に肺がんとか乳がんというのは多いんだなというふうに思います。受診率について伺いましたけれども、健康寿命日本一を目指すためには、より多くの方に健診を受けていただき、早期発見、早期治療を目指し、健康を維持していただくことが重要であると思います。そこで、受診率を向上させるための取組はどのように行っているのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 本市では受診率の向上を図るため、時間のない方が何度も医療機関に足を運ばずに健診が受けられるよう、健康診査とがん検診の受診券を同時に発送しています。また、がん検診ではいつでも予約可能なウェブ予約システムによる集団検診も実施しております。今後も受診しやすい環境を整えた上で、広報、市公式ウェブサイト、SNS等による周知を行い、受診率の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 受診率の向上のための対策に取り組んでいるということ等はある程度理解しました。市民の生涯を通じた健康の保持増進のため、市として必要な予算や人員を十分に確保し、健診をはじめとして具体的な健康施策を推進していただくことを通常で要望させていただきます。

次に、(1)ですけれども、本市の65歳以上の高齢者人口は令和5年4月現在で10万6,040人と年々増加しており、今後も増加が見込まれます云々かんぬんという御答弁がありました。令和4年度より健康寿命延伸事業に取り組んでいるというお話がありましたけれども、そもそもこの健康寿命日本一というふうとうたっていますけど、何を指針として日本一としていくのか、お答えください。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

健康寿命日本一に向けた取組を進めていくためには、市民自ら自身の健康づくりに取り組むだけでなく、健康に無関心な方でも健康づくりに取り組むことのできる環境づくりが必要であると考えます。国が策定している健康寿命延伸プランにおいて健康づくりを推進するためには、自然と健康になれるよう、食事や運動のできる環境、居場所づくりが必要であるとされております。また、自主的な行動への変化を促すために、インセンティブ

の付与などを活用することで、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣の形成、疾病予防、重症化予防、そして介護予防や健康と要介護の間である虚弱な状態、いわゆるフレイル対策の3分野を中心に取り組むよう示されており、本市では、既に保健部や福祉部において様々な取組を進めておりますけれども、今後も全ての世代で健やかな生活習慣形成を推進していけるよう、関係部署と連携して事業を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 健康寿命日本一というふうに大きなタイトルを冠としてつけています。議会事務局に問合せをすると、もう既に全国から視察の問合せが来ているそうです。それぐらいやっぱりインパクトのある言葉、そして何やっているのかなとみんな気になっているんだと思うんですね。ですから、タイトルが大きくなって、それに潰されることなく、これからも保健部、福祉部、当然企画部が中心となって回していくんでしょけれど、どこかでこういうのをやって日本一なんだというのをやっぱり示していかないと、視察の受入れしている側だって、今多分、保健部がやっているんですかね、福祉部がやっているんですかねというふうになっていく中では、企画部さんがちゃんと指示してあげないときついと思うんですよ。その辺はぜひともお願いします。要望で結構です。

次に、地域公共交通について、先ほどの総括質問でもお話しましたがけれども、シルバーパスについては、そろそろ機運が高まってきたのではと感じています。また答弁でも、市も実施に向けた具体的な手法の検討を進めていると前向きにお答えいただきまして、ありがとうございます。現状、市川市というのは道幅も狭く段差もあります。ユニバーサルデザイン化していくには程遠い世界で、予算もかかるし、歩道を一気に拡幅することというのはできないと私は考えています。お金もかかるし、少しずつですね。予算もかかるし、歩道を一気に拡幅することができない中で、この施策で御年配の方々の移動手段を確保すること、そのことこそが、その方々の足を確保する一助となれると考えています。年配のひきこもりをなくすこと、買物弱者をなくすこと、外に出ていただき、地域経済に貢献していただけたらと考えます。このやり方は様々だと思いますけれども、例えばバスについては、市内を一律100円とするようなチケットを購入していただくのか、配布していただくのか考えていただいて、それを入れれば済むような形にいただければ、バスの運転手さんの負担にもならないと思いますし、また、タクシーに関しても、もう既に妊婦さんのタクシーチケット補助というのがありますから、その制度を活用すればいけるのかなと思います。バス会社との折衝が最大の難所だと思いますけれども、ぜひぜひ前に進めていただき、やっていただけたらなと思います。市長、子どもの次には、やっぱり御年配に対する施策だというふうに思います。どうぞお願いいたします。

この件は以上です。次に行きます。

少子化対策及び近隣市への人口流出ということです。転入から転出を減じた社会増減では、東京圏の就学、就職により20代前半の――これは先ほどお話がいろいろありましたけれども、(2)にもう行きますけれども、学校福祉施設の答弁において、答弁はある程度理解しました。しかしながら、また昔と違って、教育委員会ですけれども、発達障がいであっても、肢体不自由だったり身体的ハンディキャップであっても、学校側に話しやすくなったといういい面もあるんですけども、それよりお子様たちのサポートも多種多様になっていると思います。特別支援学級や院内学級だけで種別的にサポートし切れないところが出てきたというふうに心配しています。昨今、学校福祉という言葉があるように、学校内での福祉業務が増えてきているのではと思います。学校福祉課があってもいいのではないかなというふうな考えもありますけれども、人員、予算の確保をお願いできればなと思います。組織はすぐ変えられるとか、変えたほうがいいのかということではなくて、学校福祉という福祉の観点から、これからは教育現場に入っていかなければいけないと思いますので、これは要望で結構です。

次の(3)についてですけれども、新たな医療費助成の対象になった高校生相当年齢の方について、どの程度の補助を想定しているのか、お答えください。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

1人当たり年間で7,000円程度の助成を見込んでおります。

以上です。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 7,000円で、分かりました。

続きまして、第2子以降の保育料無償化について、少子化対策としての効果を検証するためには、どのような指標を参考とする予定か、お答えください。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

既に第2子以降保育料無償化を実施している兵庫県明石市の例では、子育て世帯の転入超過、合計特殊出生率の上昇や未就学児の人口増などの効果が見られております。これらの指標も参考として、事業の検証をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 ありがとうございます。分かりました。そもそも私たち市川市というのは、第3子以降の保育料の無償化を廃止したという経緯があります。その際のやり取りも踏まえて施策を進めていく必要があるというふうに思います。また、今回、第2子以降の保育料無償化については、コロナの感染症対策地方創生臨時交付金の一部というふうに思います。それらを活用しているんだと思いますので、この施策についても給食費の無償化と同じで、これをやり出したら、単年度の事業ではなくて継続事業となります。この今回の第2子以降の保育料の無償化については、今回資料で配られていましたけども、ここに金額が——ごめんなさい。そちらから見るとちっちゃくて——書いてありますけども、改めて来年度以降の概算予算はどの程度なのか、お答えください。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

来年度につきましては、歳入の減少分と歳出の分を合わせまして、影響額として約6億円を見込んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 だから、この6億というのは、今年国から来ている補助を使って3億ぶつけているわけです。来年からは市単独で6億を確保して事業を実施していかなければいけない。これは別に嫌みじゃなくて、今いい時期なので、みんなに本当にしっかりと前に進めていただきたいと思うのは、既に給食費の無償化で約17億、18億というお金を市の単独で使っていて、この第2子の無償化についても6億をキープしていかなければいけないから、単純にですけど、トータルすると24億円、毎年毎年これをやるには必要だということです。私たち市川市は県内でも財政的に優れているので、今のところはいいかと思えますけれども、これからの経済の景気動向等を見ながら、ぜひぜひ維持し、頑張って鋭意前に進めていただきたいというふうに思います。これはこの件、これで結構です。

次に、都市マスについて。都市計画マスタープランの改定に伴う用途地域の変更はどのようなことが考えられ

るのか、お答えください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

都市計画マスタープランの改定に伴う用途地域の見直しにつきましては、将来都市像で示している道路整備のほか、市街地再開発事業や土地区画整理事業などの面的整備が具体化し、新たな土地利用が発生する場合、用途地域を見直すことがあります。また、市街化調整区域においては、市街化区域に囲まれた地域や新たな道路整備により交通利便性の向上が見込まれる地域において、住民や土地所有者等の合意形成を図りつつ、道路など基盤整備を伴う土地区画整理事業と併せて市街化編入と用途地域の指定を行います。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 もう部長、御承知だと思いますけども、昨年もこの用途地域等についても質問しているし、そのときにも都市マスについて触れました。また、12年前から、多分一番最初の一般質問から、この件はずっとやっていて、本当にもう50年間変わらぬ用途指定になっていて、実態と乖離している用途地域の変更については、都市マスタープランの改定の際に変更していくことを明記できないのか、答えていただきたい。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

都市は固定的ではなく、社会状況の変化の中で変化するものであります。このことから、目指すべき将来都市像を実現するためには、都市計画を適時適切に見直す必要があります。また、実現には相当程度長期間を有しますことから、計画には一定の継続性、安定性も要請され、状況の変化や今後の見通しも勘案する必要があります。このことから、都市計画マスタープランの改定に当たりましては、土地利用の現況が現状と乖離している地域を含め、目指すべき将来都市像を市民と共有し、それに応じた用途地域などの都市計画の変更が適時行えるよう、まちづくりの方針を示してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 1回目の答弁であったように、令和7年に向けて県は見直しをしているという答弁がありましたね。他の市町村では、もう既に農振とかについて県の調査があって、会議がもう行われているというのを、そういう旨のことを耳にしています。市川市はいつ農振や調整の見直しをしていくのか。また、いつ調整の見直しを図られていくのか。この始まりというのは、いろんな考え方があるんですけど、僕は都市マスだというふうに考えています。本当にもう先ほども言いましたけれども、一部の見直しじゃなくて、この50年間硬直している用途地域の見直しというのは、今回も改めて強く要望しなければならないし、必ず何かやるときに県の調査で都市マスタープランに記載されているんですかというふうに聞かれると思うんですよね。これからいろいろな開発もするでしょう、また、まちづくりも変わるでしょう、20年に1回しかなくて4年に1回しか見直しができないんだったら、今しっかりと考えていくべきだと思いますよ。

前回の20年前の本がこれ。当時の市長さんは千葉光行市長さん。2004年、これは私が本当に政治に入った頃のあれで、市川市はこのときの人口とも既にもうずれている。このときが駄目だったということではなくて、それぐらい大きなことを私たちはやっていかなければいけないんだということを、ぜひ小塚部長にも分かっていたきたいし、いいマスタープランをつくってもらって、面と線というのでまちづくりを見据えていただきたいと思います。

これについては以上です。

項目の7、カーボンニュートラルの市民理解について。これは再質問させていただきます。先ほどの答弁でいちかわ環境フェアの開催とありました。イベントは地球温暖化対策推進協議会の共催だと思いますけれども、これは市民、事業者との協働の取組の一つと考えてよいか、お答えください。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

本市では平成22年度に市民、エネルギー事業者、教育機関、関連団体などから構成される市川市地球温暖化対策推進協議会を設立し、これまで地球温暖化対策の推進に向け、協働して取り組んでいるところでございます。この協議会は、いちかわ環境フェアにおいて地球温暖化対策の必要性、重要性を周知しており、ほかにも、夏休みに小学生向けの親子環境映画上映会の開催などを実施し、親子で環境問題について考える機会を提供しております。このように市民、事業者、関係団体と連携を図りながら、地球温暖化対策の必要性について、さらに周知啓発を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 本当はもっといろいろ聞きたいというところもあるんですけども、まだこのカーボンニュートラルについては始まったばかりだと思いますので、これもタイトルが大きいだけに、少しずつでいいので、中身をしっかりと伴った筋肉質な事業にしていきたいなと思います。タイトル負けしないようにお願いして、これはもう結構です。

次に、老朽化するスポーツ施設の整備について再質問をさせていただきます。リズムよくお願いします。市内には様々なスポーツを楽しむ市民がいます。野球場の整備に着手したならば、次はサッカーだというふうに、競技人口の高いスポーツから対応するべきではないか、お答えください。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

例えば江戸川河川敷では、野球場に比べサッカーグラウンドの数が少ないなど、市内のスポーツ施設の整備について、その適正な施設配置の必要性は認識しているところでございます。北東部スポーツタウン基本構想において、サッカーのほかラグビーのできる多目的競技場の整備計画を進める予定であります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 ありがとうございます。北東部のスポーツタウン構想を一部見直すという答えがありましたけれども、どういうふうに見直していくのか、教えてください。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 北東部スポーツタウン基本構想は、市内北東部におけるスポーツ施設の整備構想をまとめたものですが、一部見直しに当たっては、第2期市川市スポーツ推進計画の策定に当たり整理した本市のスポーツ施設の状況や、市民アンケートの結果等を踏まえ、検討を進めます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 多分その第2期市川市スポーツ推進計画、これ。最近皆さんにも配られたと思います。これはできるまでに何度か、コロナだったりとか、延長したらオリンピックが当たってしまって、これは部長のせいでもないんですけど、たまたま延びてしまって、少し期間が延長して今回私たちに配られました。市民のアンケートを踏まえ検討するというので、市内全体を考えると、南部のほうにスポーツ施設が少ないと言えるだけ

ども、これについてはどのようにお考えなのか、お答えください。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 北東部スポーツタウン基本構想の一部見直しの一環として、市南部も含め、市内全域を俯瞰して各地域へのスポーツ施設の適正配置を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 今お話しいただいたように、私も思っているんですけど、私、実は北東部の出身なので、今のスポーツタウン構想というのは非常にうれしいところでもあります。私たち市川市、また市川市議会というのは、市川市全体を考えていく上で、そう考えると、やっぱり南部のほうにはちょっと少ないのかなと思います。これから見直し等を含めてやっていくと思いますので、その辺についてはきちっと市民の皆さんのアンケート等を見て、事業として着手していただきたいなと思います。この件については結構です。

公共施設のマネジメントについて再質問をさせていただきたいと思います。計画改訂による内容の見直しについて、変更になった点を具体的に教えてください。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 公共施設の管理方針の中に、新たにユニバーサルデザイン化や脱炭素化の推進を位置づけております。また、令和2年に実施した人口推計の結果、令和12年度までほぼ横ばいに推移することが見込まれており、このことについて記載をいたしました。計画期間の最終年度である令和12年度末には、公共施設全体の延べ床面積を2万6,000㎡削減することを新たな目標として掲げております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 2万6,000㎡本当に削減できるのかなというふうに思います。目標として掲げることはすごくいいことですし、それに向かってやるというのは、今の時代背景としてはきちっとできていると思います。公共施設マネジメントの目的は、人口減を見据えた施設の適正配置と将来負担の軽減にあると思いますので、将来負担の軽減についてはどのように考えているのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 将来負担の軽減につきましては、いわゆるイニシャルコストとランニングコストの双方をトータルで捉えるべきと考えております。このことから、施設の統廃合や複合化、さらに公民連携などによる実質的な経費の縮減手法などを調査研究することで、市民サービスの質と施設運営の効率化を両立してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 ありがとうございます。昨年、結構重要なことがあって、公共施設の整備基金というのができました。それについて、また新しい部屋が、マネジメント室というのができたんだと思いますので、ここでもう一度伺いますけれども、昨年度に設置された公共施設整備基金と計画の進捗との関係について、市はどういうふうに考えているのか教えてください。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

まず、基金の残高でございますけれども、現時点で約60億円となっております。公共施設の整備につきましては、財源を含め様々な手法を研究し、施設ごとに最適な手法を選択したいと考えており、基金への今後の積立

てにつきましても、将来を見据え、適宜適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 基金の残高というのは約60億円だということであります。大型のプロジェクトをこれからもたくさん抱えているので、多分デリケートなところがこれからも多々出てくるとは思いますけども、しっかりと室、部、もちろん市長を先頭に頑張っていただけたらなと思います。再々質問——再々再々かな——させていただきますけども、施設のカルテを作成されたということですので、作成において目指す形についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 公共施設カルテの内容につきましては、用途、築年数、構造、床面積、建設費などに加え、修繕の履歴、清掃や管理に係る委託料、光熱水費などの維持管理経費について、他市の事例も参考にしながら検討を進めております。これにより当該施設に係る現時点のトータルコストを把握するとともに、固定資産台帳の減価償却額などを加味することで将来の資産価値やコストの推計を行い、今後の施設整備に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小泉議員。

○小泉文人議員 答弁ありがとうございます。すみません。私も今さらながらだったんですけど、もうこれは既に民間がやっていることだったんですよね。でも、これを作るということは非常にいいことだし、将来どこをどういうふうにするか。先ほども2万6,000㎡というふうな数字が出ていましたけれども、このカルテを作っておけば、将来に対してどんどん引継ぎができるし、増やすというのはなかなか今の状況下でいうとあれでしょうけど、集中と選択とか、どこを削る、削減とかというには、こういうカルテがあったほうが見やすいし、やりやすいだろうというふうに思います。この件については了といたします。

最後のところになります。この最後については、本市職員の給与制度についてです。まず本市職員、常勤職員の給与水準でありますけれども、本市常勤職員の給与は、国家公務員等の給与と均衡が図られたものとなっております。人事院の給与勧告に基づき国家公務員の給与改定が行われた場合には、これまでと同様に国家公務員に準じて本市の職員の給与改正を行うという御答弁が先ほどありました、本市職員の給与の増額改定は、その年度の4月に遡って適用し、1月に既に支払った給与との差額を支給しているということですので、民間企業の賃上げがあった4月から遅れて給与の差額が翌年の1月に支給されることとなるため、昨今のエネルギーや物価高騰の折、いつときでも職員の負担が私は増しちゃうんじゃないかなという心配から、今回質問をしています。この夏の人事院の給与勧告においては、俸給、報酬、ボーナスともに増額が予想されていますけども、その勧告に基づいて国家公務員の給与の増額改定が行われた場合は、総務部長、速やかに国家公務員に準じて本市の給与改定を行うこと、これはお願いで結構です。国に準拠しているということであれば、国家公務員の給与が上がった場合は、しっかりとそれに準拠していただきたいと思います。

また、本市の職員の中で結構問題だというふうには私はずっと思っているのが、次の管理職職員を確保するための魅力ある給与制度についてということです。市川市というのは、試験を受けられて入ってこられる方、今の制度になってからは本当に優秀な方が多いなというふうに思います。その倍率も、もう10倍を優に超えて入ってこられているわけで、なのに管理職になるという方々がいないのは、何かしらの問題があるんじゃないかなと思います。その中で、ちょっと文章に戻りますが、管理職の職員を確保するために、管理職の昇任選考試験の見直し等に合わせて管理職手当の見直しを検討するとの御答弁もいただきました。私は管理職手当のみならず、

管理職職員が公務の運営の必要により日曜日など勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当の額も、積極的に管理職を目指す動機を失わせる一因ではないかというふうに考えています。これは何を言っているかというのと、皆さん、ぱっと分かりやすいのは、開票がある日の開票立会いと、あと開票作業事務等のことなんですけれども、管理職以外の職員には勤務した時間に応じて時間外勤務手当が支給されるのに対して、管理職職員の特別勤務手当は定額とされているため、逆転現象が起こっているんですね。勤務時間が長くなればなるほど、時間外手当の差が管理職と特別勤務手当の額を上回る結果となっているため、積極的に管理職を目指したいと思う妨げになっているというふうに私は考えています。本市常勤職員の給与は国家公務員の給与等との均衡が図られているので、本市の給与表は、国家公務員の表を基本としたものとなっていますけれども、本市の管理職の手当とこれに対する国家公務員の手当の特別調整額を見比べると、9級では、本市が10万1,500円のところ、国家公務員は13万300円となっているなど、9級から6級に格付された管理職職員の管理職手当は総じて国家公務員の俸給特別調整額を下回っている状況であります。この状況を鑑みれば、国家公務員と同水準まで、今現状で上げてもらえないかなと思います。本市の管理職の手当を引き上げることで可能ではないかというふうに私は思いますので、地方公務員法の均衡の原則は国家公務員の給与のみならず、他の地方公共団体の職員の給与も考慮しなければならないことも十分理解しています。というのは、要は、例えばこの辺でいうと、お隣の船橋市さんはどうだ、浦安市さんはどうだ、松戸、柏さんはどうだということも見なければならぬんだけど、私たちのこの市川市が優秀な人材が入ってきているのに管理職になりたくない、なりたいという思いが少ないというのは、会社が職員を潰しているのと私は同じだというふうに思っていて、私たちの町はせっかく市民の方々のおかげで潤沢な財政運営ができるというところに来ているのに、本当に頑張って厳しい狭き門をくぐってきた優秀な職員たちが途中で、いわゆる気持ちが中折れしているというか、やる気を失っているのか、はたまた先ほどお話ししたように、休日や水防の手当が管理職と一般職等で逆転していることで、やる気を失っているんじゃないかなと思いますので、この辺については、先ほどもお話ししましたが、できるところ、今、手だてとしては何もできないんだというふうにお伺いしていますけど、今年的人事勧告の件、そしてまた国家公務員に準拠しているという手当の件、何かできることがあれば知恵を出していただいて、職員の方々を守っていただきたいと思います。

もう一度言いますけども、これは管理職だけをつければいいというふうに私は言っているんじゃないかなと思いますよ。職員の方々が、今ある状況として、給与が高いとか安いとかを言っているんじゃないかなと、企業が給与が全体的に上がれば、私は職員も上がるべきだというふうにお話をしているんです。基本的に公務員さんというのは、下げるのは早く上げるのは遅いという、こういうあれがあるようで、その辺についてはしっかりと役所として、会社として、優秀な総務部長がいらっしゃいますから、ぜひ市長と話していただき、知恵を出し合ってください、将来に対しての人材確保をお願い申し上げます、私の代表質問を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時54分散会

第 2 日

令和5年6月12日（月曜日）

令和5年6月市川市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年6月12日（月曜日）午前10時開議

- 第1 議案第3号 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第2 議案第4号 市川市税条例の一部改正について
- 第3 議案第5号 市川市火災予防条例の一部改正について
- 第4 議案第6号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第7号 （仮）市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約について
- 第6 議案第8号 損害賠償請求事件の和解について
- 第7 議案第9号 損害賠償請求事件の和解について
- 第8 議案第10号 市道路線の廃止について
- 第9 議案第11号 市道路線の認定について
- 第10 議案第12号 市道路線の変更について
- 第11 議案第13号 農業委員会委員の任命について
- 第12 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 第13 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 第15 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- 第16 議案第18号 農業委員会委員の任命について
- 第17 議案第19号 農業委員会委員の任命について
- 第18 議案第20号 農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第21号 農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第22号 農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第23 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第24 報告第12号 継続費の通次繰越しについて
- 第25 報告第13号 繰越明許費の繰越しについて
- 第26 報告第14号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
- 第27 報告第15号 下水道事業会計予算の繰越しについて
- 第28 報告第16号 下水道事業会計予算の事故繰越しについて
- 第29 報告第17号 専決処分の報告について
- 第30 報告第18号 市川市土地開発公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
- 第31 報告第19号 公益財団法人市川市清掃公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
- 第32 報告第20号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について

（代表質問） 市民クラブ 中町けい議員
日本共産党 清水みな子議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第4号 市川市税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第5号 市川市火災予防条例の一部改正について
- 日程第4 議案第6号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第7号 （仮）市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約について
- 日程第6 議案第8号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第7 議案第9号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第8 議案第10号 市道路線の廃止について
- 日程第9 議案第11号 市道路線の認定について
- 日程第10 議案第12号 市道路線の変更について
- 日程第11 議案第13号 農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第18号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第19号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第20号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第21号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第22号 農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 報告第12号 継続費の通次繰越しについて
- 日程第25 報告第13号 繰越明許費の繰越しについて
- 日程第26 報告第14号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
- 日程第27 報告第15号 下水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第28 報告第16号 下水道事業会計予算の事故繰越しについて
- 日程第29 報告第17号 専決処分の報告について
- 日程第30 報告第18号 市川市土地開発公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
- 日程第31 報告第19号 公益財団法人市川市清掃公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
- 日程第32 報告第20号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
- （代表質問） 市民クラブ 中町けい議員
- 日本共産党 清水みな子議員

市川維新の会 堀内しんご議員、つかこしたかのり議員

出席議員 41名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
小	山	田	な
川	畑	い	つ
ほ	と	だ	ゆう
国	松	ひろ	き
や	な	ぎ	美
と	く	た	け
中	町	け	い
つ	ち	や	正
つか	こ	し	た
加	藤	圭	かのり
浅	野	さ	一
久	保	川	隆
西	村		ち
中	村	よし	敦
大	久	保	お
石	原	た	かし
清	水	た	か
廣	田	み	ゆき
にし	む	た	な
石	崎	ひ	な
堀	内	し	子
細	田	伸	勲
青	山	ひろ	か
石	原	み	かず
宮	本		子
大	場		均
稲	葉	健	諭
小	泉	文	二
増	田	好	人
越	川	雅	秀
			史

中 松 竹 加 岩	山 永 内 藤 井	幸 鉄 清 武 清	紀 兵 海 央 郎
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

欠 席 議 員 1 名

石 原 よ し の り

説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 甲
副 市 長	松 丸 多 一
代 表 監 査 委 員	植 草 耕 一
教 育 長	田 中 庸 惠
危 機 管 理 監	本 住 敏
市 長 公 室 長	麻 生 文 喜
総 務 部 長	蛸 島 和 紀
企 画 部 長	小 川 広 行
財 政 部 長	田 中 雅 之
管 財 部 長	稲 葉 清 孝
情 報 管 理 部 長	小 林 茂 雄
文 化 国 際 部 長	森 田 敏 裕
ス ポ ー ツ 部 長	立 場 久 美 子
市 民 部 長	佐 藤 敏 和
経 済 観 光 部 長	根 本 泰 雄
こ ど も 部 長	鷲 沼 隆
福 祉 部 長	菊 田 滋 也
保 健 部 長	川 島 俊 介
環 境 部 長	二 宮 賢 司
街 づ く り 部 長	小 塚 眞 康
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良
下 水 道 部 長	藤 田 泰 博
行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一
消 防 局 長	角 田 誠 司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井 滴
事 務 局 長	藤 城 久 保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	六 郷 眞 紀 子
会 計 管 理 者	小 倉 貴 志
教 育 次 長	

生涯学習部長	板垣道佳
学校教育部長	藤井義康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	小泉 貞之
事務局 次長	町田 茂幸
議事課 長	米津 孝成

(議事担当)

主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成

(調査担当)

主 幹	渡 辺 孝 文
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任 書 記	関 口 舞
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

会 議

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1議案第3号市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第32報告第20号公益財団法人市川市文化振興財団の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

市民クラブ、中町けい議員。

〔中町けい議員登壇〕

○中町けい議員 おはようございます。会派市民クラブの中町けいでございます。改選後初めての議会ということもございまして、私どもの会派市民クラブについて、一言御挨拶をさせていただきます。

当会派につきましては、つちや正順議員、にしむた勲議員、石崎ひでゆき議員、私、中町けいの4名での会派構成となり、我々は是々非々の立場で、安心社会の構築に向けて市民の声を議会に届け、さらなる市民サービスの向上に向けて努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、初回総括、2回目以降一問一答にて質問させていただきます。

まず、大項目1番目は、学校給食費の無償化についてです。

1番、今後の期待する効果と検証について。

中核市規模の市町村では類を見ない取組として、今年の1月より中学校、4月より小学校の学校給食の無償化がスタートしました。近隣自治体をはじめ他市も、今後、この事業の効果や検証について注目し、関心を持っていると考えられます。その中で、毎年発生する約18億円のランニングコストについて、教育現場では、例えば、給食費を徴収しないことによる負担の軽減や子どもたちの反応、これまで徴収していた18億円について、保護者はどんなことにお金を回しているのか、子育て世代にとって給食費の無償化がどのような部分でどのような効果が生まれているのか、アンケートなども含めて検証し、データとして蓄積していく必要があると考えます。

そこで、今後の期待する効果と検証についてお尋ねをいたします。

2番、今後の財政への影響についてです。

食料品の高騰や、これまでコロナで開催が中止になり予算が余った部分や、国からの交付金等もありましたが、これからはアフターコロナに向けて社会を回していかなければなりませんし、市民サービスの向上のためにやるべきことはあります。学校給食費の無償化だけが原因ではないと思いますが、選択と集中ということで、これまでの予算を見直し、原則3年間は新規事業停止とマイナス5%シーリングという状況、給食費の無償化を継続していかなければならない中で、今後の財政への影響と、どのような財源の確保をしていくのかお尋ねをいたします。

次に3番、県や国に対する財源負担の要望についてになります。

さきの創生市川の清泉議員の代表質問でも触れられていましたが、ここは大事な論点であり、給食費の無償化を実施したから終わりではなく、行政課題としてまだまだやるべきことがあると思っていますので、少し違う角度からお尋ねをさせていただきます。

私は本来、学校給食の根幹的な部分としては、自治体の予算規模にかかわらず、国が全国で統一的に給食費の無償化を実施するべきだと考えますが、県や国の判断に先駆けて給食費の無償化を決断したことは評価をしてお

ります。一方で、今後財源負担が伴う中で、本市でも学校の老朽化をはじめ、教育面やその他の市民サービスの向上に向けて、まだまだ予算も必要でやるべきこともある中で、県や国に対して財源負担の要望をしていく必要があると考えますが、要望までの具体的な流れと見解について伺います。

次に、大項目2番目、第2子以降の保育料無償化についてです。

1、ゼロ歳から2歳児の需要増加に伴う待機児童対策について。

本市は、これまで毎年出生数の低下や子育て世代の転出が大きな課題であったと認識しております。また、兄弟が欲しいと願っても、経済的な不安から産み控えている子育て世代は多いと思いますし、経済的な負担の解消に向けて行政が安心感を与え、子育てしやすい環境をつくらなければならない上で、第2子以降の保育料無償化は有効だと考えます。しかし、現在は国基準では待機児童ゼロだとしても、今後出生数の改善が見込まれた場合に、特にゼロから1歳クラスの需要が増加すると思いますが、待機児童が発生したらこの施策の意味がなくなってしまうと思います。

そこで、第2子以降の保育料無償化を実施するに当たりまして、保育施設の整備や保育士の確保などの待機児童対策について、どのように対応していかれるのかお尋ねをいたします。

2番、今後の周知方法についてになります。

私は、昨年7月に兵庫県明石市に視察に行き、第2子以降の無償化について感銘を受け、昨年の9月定例会で初めて田中市長に答弁を求め、第2子以降の保育料無償化のお考えを聞き、要望させていただきました。江戸川を挟んで隣の東京都は、今年の1月12日に第2子以降の保育料の無償化について小池百合子都知事が発表しております。そこから約半年後の発表ではありますが、これまで大変スピーディーな決断だったと評価をします。一方で、既に発表している東京都に対して、市川市も同様の施策を行うことについて、子育て世代へ速やかに周知をして、東京都への転出を食い止めなくてはいけない課題もあります。

そこで、子育て世代に対する周知や、まだ保育園に入園していない世帯をはじめ、今後どのように周知を図っていくのかお尋ねをいたします。

次に、大項目、第1庁舎の1階ファンクションルームの現状と今後の利活用について伺います。

2021年の1月に本庁舎が全面開庁してから約2年半近くになろうとしております。本庁舎の1階は、特に市民の方が訪れる機会の多いフロアの一つで、レイアウト的にも待ち時間や用事を済ませた後に市民が立ち寄りやすいのがファンクションルームだと思います。市長の定例記者会見など、市の広報活動において重要な役割を担っているだろうと思いますけれども、年間を通じて利用頻度が低く感じます。

そこで、ファンクションルームの稼働状況と課題についてお聞かせください。

次に、自転車利用における交通ルールについてになります。

1番、市立学校における教育について。

市川市では、通勤通学や買物などに自転車を利用する方が多く、全国や千葉県内に比べて自転車事故の割合が高くなっております。歩行者との事故により加害者としての事故や、自動車との事故による被害者側としての重大事故など、場合によっては加害者または被害者どちらにもなる可能性があると言えます。そのために、繰り返子どものときから交通ルールや、時には道路交通法を覚えるための教育が重要と考えます。

そこで、現在の市立学校における自転車の教育についてお尋ねをいたします。

次に2番、市民への道路交通法の理解の普及についてになります。

車の免許を持たない方や、その免許が不要な方にとって、道路交通法は身近にありながら、なかなか全てを理解するのが難しい法律の一つと言われております。また、大人になると道路交通法を学ぶ機会がなくなるために、事故のもとになりかねません。自転車の共通ルールとして、自転車が車道を通行するときは自動車と同じ左

側通行ですが、たまに京成八幡駅のロータリー付近で早朝から政治活動をしておりますと、八幡小学校方面の踏切から、本来は左側車線の矢羽根に従って自転車が進むところを、右側車線を逆走する光景や、保育園のお迎え帰りのお母さんが子どもを乗せて自転車で右側車道を逆走している光景を見かけます。

このように、大人の市民に対して基本的な自転車ルールや道路交通法に関して、市はどのように指導を徹底していくのかお尋ねします。

次に、大項目、光熱費及び物価高騰に対する生活者支援策の現状及び今後についてになります。

大手電力7社が、6月の使用分から15%から39%余りの値上げ幅で電気料金の値上げが実施される見通しだそうです。これから本格的な夏の時期に入り、省エネを意識することは大切ですが、エアコンの利用控えによる体調不良や物価高による食料品の値上げなど、特に年金だけで生活、暮らしている御家庭にとっては切実な問題だと思います。

そこで、光熱費及び物価高騰に対する生活者の支援策についてお聞かせください。

次に、大項目、高齢者の移動支援についてになります。

現在の光熱費及び物価高の状況の中で、特に免許を返納された高齢者や自転車に乗ることを控えられた方、また、病院までの日常的な通院時など、バスやタクシーなどの移動手段に対する経済的負担が大きいというお話を今回の選挙を通じても様々なところで伺っております。免許を返納された方に対しては、現在本市ではエコポ満点カード2枚の提供と、デジタル地域通貨I C H I C Oから1万ポイントの付与となっておりますが、恐らくこの動機づけで免許を返納しようと思う方は少ないと思いますし、免許を返納された後にも利用できる代替サービスがあれば、安心して返納にもつながりやすいと思います。

そこで、昨年度の12月定例会でも、高齢者の移動手段について、それぞれ地域や用途に応じて民間バスやタクシー、コミュニティバスを組み合わせた割引券の導入などを要望しましたが、その後の進捗状況を踏まえてお尋ねをいたします。

次に大項目、江戸川河川敷における安全対策の現状と今後についてになります。

本年3月30日に江戸川にて発生した3歳の男の子の水難事故について、まずは亡くなった男の子■■■■■■■■■■に対して御冥福をお祈りするとともに、救助活動の任務に当たられた消防局の皆様には敬意を表します。また、議員の皆様の中にも捜索活動に参加されていた方もいらっしゃると思いますが、私自身もあの日市川市からの行方不明のメールを見て、慌てて懐中電灯を持って自転車で江戸川に捜索に行きました。多くの市民の方も懐中電灯を持ち捜索に協力をされ、予想以上に暗い河川敷に多くの救急車両や水難救助隊の職員の皆さんが集合された光景は、きっと生涯忘れることがないと思います。大切なことは、今後このような痛ましい事故が二度と繰り返されないように、安全管理について考える必要があります。

この市川市は、名前のおり川とともに共存し、江戸川は市民にとってかけがえのない自然であり、市民生活にとって必要不可欠な存在である一方で、危険と隣り合わせでもあります。かねてから私は江戸川での万が一の水難事故防止に向けて過去にも質問でも取り上げ、緊急時の救命器具の設置も行っていただきましたが、まだまだ安全対策においては不十分であると改めて痛感した次第です。先順位者の公明党の宮本議員も江戸川の安全対策について質問されていきましたので、重複する部分は割愛しまして、重要なテーマになりますので、そのほかに私なりに気になった安全対策について質問させていただきます。

実際、事故当時の夜7時から夜11時ぐらまで私も捜索をしていて感じたのが、予想以上に真っ暗ということと、草の長さでした。3歳くらいの身長だと、草むらに入ってしまうと、日中でも万が一のときに非常に見失いやすいと感じました。

そこで、安全対策上、江戸川の照明の設置についての考え方と、草刈りの頻度についてお尋ねをします。

次に、大項目、柏井町1丁目社宅団地跡地の今後の活用に対する市の認識についてお尋ねをします。

昨年の6月定例会の私の一般質問でも、柏井町1丁目の株式会社淀川製鋼所の10棟の団地解体の件や跡地の計画予定についても質問させていただきました。また、その後、創生市川の加藤武央議員も昨年の12月定例会でこの当該跡地についても質問で取り上げていましたが、ついにこの4月で解体工事が終わり、現在は更地の状態となっており、これからどのような計画予定なのか、近隣の関心も高い状況です。近隣住民からは、かねてから買物不便地域でもあるのでスーパーの誘致や市民サービスにつながる公共施設を新設してほしいなど様々な御意見を伺う機会が多く、そこで、改めて今後の開発計画についてお伺いします。

また、当該私有地は権利関係においても所有者が1者だけなら交渉もしやすく、近隣には公園も3か所あります。県道に面したあれだけの広い土地が売却されるケースはまれだと思いますが、全てではなくても、分割取得も踏まえて市が買い上げる動きはないのか、こちらも併せてお尋ねをいたします。

以上が初回の質問とさせていただきます。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。

答弁を求めます。

藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは、大項目1つ目、学校給食費無償化について及び大項目4つ目、自転車利用における交通ルールについての(1)にお答えいたします。

初めに、学校給食費無償化についての(1)今後の期待する効果と検証についてです。

学校給食費の無償化は、子どもの成長を社会全体で支えるという考えの下、子どもの成長における食の重要性を鑑み、安心して充実した食の環境を整えることを目的として、本年4月から全ての市立学校の給食費を無償としたものです。期待される効果といたしましては、保護者の収入や家庭環境、あるいは物価の高騰などの社会情勢に大きく左右されず、子どもたちが安全で安心な給食を食べられる環境が整うことです。加えて、1日に必要な栄養素の一部を学校給食で摂取できることから、朝食の欠食や偏食による栄養の偏りといった子どもの食に関する諸課題に対応していく効果もあると考えます。そのほか、子育てに係る経済的な負担が軽減され子どもの教育費に費やすことができるなど、家庭における子どもの教育環境が充実する、あるいは安心して子育てができる住みやすい町として、子育て世代の転入増加や転出抑制、出生率の向上が図られるなど、この施策がもたらす様々な二次的効果も期待できると考えております。

学校給食費の無償化については始まったばかりであり、この施策の効果につきましては、今後保護者のアンケートや統計情報などを活用し、できるだけ定量的に把握していく手法を検討していく必要があるものと考えます。学校給食は、子どもたちにとって学校生活を豊かで楽しいものにする役割があります。このような視点から、効果検証の一つとして、給食を楽しみにしている子どもたちの声も聞いていきたいと考えております。

次に、(2)今後の財政への影響についてですが、学校給食費の無償化により、令和5年度当初予算では食材費等として約18億4,000万円を市が負担することになりました。昨今の世界情勢を背景とした物価の高騰が続いている状況などを踏まえても、必要な食材費として引き続き約18億円規模の財政負担が続いていくものと認識しております。この財源を確保するため、これまでどおりの給食の質を確保していくことを前提として、まずは貴重な市税による限られた予算の中で、適切な価格の給食提供に努めてまいります。あわせて、昨年度より千葉県で始まりました第3子以降の学校給食費を無償化する事業へ補助を行う千葉県公立学校給食費無償化支援事業補助金を引き続き活用していくとともに、国においても学校給食費無償化の検討が行われていることから、国や県の動向を注視してまいります。

次に、(3)県や国に対する財源負担の要望についてです。

財政負担の要望につきましては、本市だけでは解決が困難な行政課題解決に向け、毎年千葉県市長会などを通じて国や県に要望書を提出する関係で、関係部署から全庁的な照会がかかります。学校給食費の無償化は、社会全体で子どもたちの成長を支え、健やかな心と体を育みたいとの思いから実施したものであり、この費用は広く社会全体で負担すべきと考えております。よって、要望書の提出に当たりましては、緊急性、継続性、公益性の観点から選定が必要なことから、教育委員会といたしましても、先順位者へも答弁させていただいたとおり、学校給食費の財源確保を第一に考え、今後も関係部署と連携を図りながら国や県に対して要望を上げてまいります。

続きまして、大項目、自転車利用における交通ルールについての(1)市立学校における教育についてお答えいたします。

市立学校における自転車利用を含めた交通安全教育につきましては、教科等で学習した基礎知識を基に、日常的な安全教育や交通安全教室を実施することで、子どもたちの交通安全に対する理解を深め、安全な行動に結びつけております。具体的には、小学校では第5学年体育科の単元、けがの防止において、交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止の中で学習します。また、中学校では第2学年保健体育科の単元、障がいの防止において、交通事故による障がいは人的要因や環境要因などが関わって発生すること、交通事故などによる障がいの多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できることを学習します。このように、教科で学んだことを基にして、朝の会や帰りの会などに日常的な安全教育として自転車の乗り方や整備の仕方、安全管理について、発達段階に応じて指導をしていきます。また、交通安全教室は毎年交通計画課が主体となって、主に小学3年生を対象とした自転車安全教室を全ての市内小学校において実施しています。市内中学校におきましても同様に交通計画課が主体となり、市川市立中学生を対象に、事故の様子を視覚的に理解するスケアード・ストレイト自転車交通安全教室を実施しており、3年間で全ての市立中学校で実施できるように計画し、今年度は5校実施する予定です。このように、各学校では自転車における交通安全教育を実施しておりますが、今年度は新たに全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。教育委員会といたしましては、各学校に対し、本市が実施予定の自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について周知するとともに、児童生徒が自転車を利用する際の乗車用ヘルメットの着用を含め、自転車の安全な乗り方について今後も継続して取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目2つ目、第2子以降保育料無償化に関する御質問についてお答えいたします。

初めに、(1)待機児童対策についてでございます。

本市の4月時点の国基準の待機児童数は、令和3年度から3年連続でゼロを達成しておりますが、希望する保育園に入園のできなかった児童数は4月現在で477名であり、そのうち約62%の298名が1歳児クラスとなっております。一方、地域によっては定員に空きがある保育園がありますことから、保育園整備は地域ごとの子どもの数や保育需要の状況を細かく分析し、保育園が必要な場所に適切な規模で新設することとしております。今後は、保育料の第2子以降無償化に伴い予想される利用者数の増加なども考慮に入れながら、保育需要の推移を注視し、引き続き待機児童ゼロを継続し、また、できるだけ多くの方が希望する園に入園できるよう整備を進めてまいります。

次に、保育士確保についてお答えいたします。本市は、これまで保育士確保対策として、保育士の処遇改善や保育環境の改善に向けた複数の取組を継続的に行ってまいりました。現在、保育士の処遇改善のため、運営法人

に対して3つの事業を実施しております。1点目は、家賃補助でございます。保育士の住宅を私立保育事業者が借り上げた際に、1人当たり月額最大7万5,000円を補助しております。2点目は、保育士就業開始資金支給事業です。新たに私立保育施設で働く方へ、新生活に備えた資金として最大10万円を支援しております。3点目は、保育士の賃金水準引上げのために施設の運営費に市独自の加算を行う通称いちかわ手当でございます。月額最大10万円程度の給与の上乗せができるよう実施しております。このほかに、保育士資格の取得を目指す個人への支援として、受験対策に要した費用を最大15万円まで助成する保育士資格取得支援事業の実施や、幼稚園教諭や保育士を目指す学生などを対象とした就職説明会の開催などを実施しております。

今後は、これまでの取組に加えまして、各施設に対して実施しております指導監査において、監査を行うだけでなく、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事など、保育士の職場環境の改善に向けた効果的な取組事例などを紹介し、具体的なアドバイスを行うことで、保育現場での働きやすさの向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、(2)今後の周知方法についてお答えいたします。

第2子以降保育料無償化は、5月30日の定例記者会見後、テレビや新聞、ネットニュースなどのマスコミに取り上げられ、多くの市民の皆様から制度に関する問合せや、市への応援のメッセージをいただいております。今後は、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、フェイスブックやツイッターといったSNSによる情報発信により、市内外を問わず、広い世代への周知を行ってまいります。さらに、直接影響のある子育て世帯への周知といたしましては、妊娠初期から利用できる母子保健相談窓口アイティや保健センター、こども館などの施設でチラシ配布やポスター掲示を行ってまいります。また、保育園などに入園を検討する方に配付している冊子である「保育施設利用のご案内」においては、7月の更新時に第2子以降保育料無償化に関する情報を掲載いたします。なお、保育施設内には制度に関するポスターを掲示し、現在利用している保護者の方などにも情報が届くようにいたします。さらに、コミュニティバスをはじめ、公共交通機関での周知、多くの人が利用する駅などでのポスター掲示なども検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 私からは、大項目、第1庁舎1階ファンクショナルルームの利活用の現状と今後についてお答えいたします。

ファンクショナルルームは、本市の情報発信の拠点と位置づけており、その主な用途といたしましては、記者会見、各種式典、協定の締結式を実施する場所のほか、本市の事業や魅力を紹介する啓発コーナーとしての利用をしております。このような考えの下、ファンクショナルルームの稼働状況といたしましては、令和3年度は防災対策やスポーツ関連の展示などを行い、稼働率は約76%でございました。また、令和4年度は市にゆかりのあるスポーツ選手の企画展や偉人たちの名言展などを行いました。約48%の稼働率となっており、減少傾向となりました。令和3年度は、オリンピックやパラリンピック関連もあって利用も多かったものの、令和4年度は年度当初に利用を希望する部署が少なかったこと、また、周知が必要な大きなイベントも少なかったことが利用状況の低迷の要因の一つであると考えております。

このような現状を踏まえまして、本市の情報発信の拠点としての機能をしっかりと発揮していくことが必要でありますので、庁内各部署へ積極的な利用を呼びかけるとともに、催事で使用しない場合でもPR動画の放映や常設の展示を行うなど、市民の皆様が様々な情報に気軽に触れ合える場となるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは、大項目、自転車利用における交通ルールについての(2)市民への道路交通法の理解の普及についてお答えいたします。

現在、一般の市民に対しては、自転車の基本的なルールやマナーを再認識していただくため、リーフレットを作成し、市内の全自治会に配布しております。さらに、高齢者専用のリーフレットも作成しており、安心、安全な自転車利用ができるような内容として民生委員の方々にも御協力をいただき、配布しているところでございます。また、一般企業などに対しても、毎年数件ではございますが、自転車の交通安全講習会の依頼があった際には、本市の経験豊富な交通指導員が出向いてDVD等の映像と実演による分かりやすい講習会を実施しております。一方、成人の方がマナーを守らないとの御意見があることから、令和4年度は東菅野児童交通公園と南沖児童交通公園を活用して、市民全般を対象とした体験型の自転車運転講習会を実施し、指導しております。この講習会では、市川警察署と行徳警察署の協力の下、現役の警察官に講師をお願いし、交通ルールやマナーの実演により理解を深めてもらう内容で、2日間で約60名の方の参加をいただいたところでございます。今後は、さらに多くの方の参加をいただくため、市民の皆様がより興味や関心が持てる、魅力ある内容の講習会やイベントの開催などについて検討してまいります。

このように、本市といたしましては、子どもはもちろん大人から高齢者までの幅広い世代に対して、より一層自転車運転に関するルールとマナーの向上について意識の醸成が図れるよう、他の自治体の事例も参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からは光熱費及び物価高騰に対する生活者支援策及び高齢者の外出及び移動支援についてお答えします。

初めに、光熱費及び物価高騰に対する生活者支援策についてです。

国は、今年3月28日に令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費として2兆2,226億円を閣議決定しました。本予備費においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を7,000億円増額するとともに、低所得世帯の支援のため、当該交付金に5,000億円の低所得世帯支援枠が創設されたところです。また、当該交付金には物価高騰の影響を受けた生活者などに対し、国が示す推奨事業から各自治体が事業を選んで行う推奨事業メニューがあります。本市においては、今定例会に補正予算として提案をさせていただいており、物価高騰における生活者支援策として、低所得支援枠では、生活保護者を含む令和5年度分の住民税均等割の非課税世帯に対し、低所得世帯に対する重点支援給付金1世帯当たり3万円を給付する予定としております。この対象者数は4万5,000世帯を見込んでおり、13億5,000万円を計上しております。また、推奨事業メニューの一つとして、令和5年度課税世帯のうち、予期せず家計が急変し住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯などに家計急変世帯等に対する重点支援給付金、1世帯当たり3万円を給付する予定としております。この対象者数は1,600世帯と見込み、4,800万円を計上しております。実施時期につきましては、来月上旬に対象となる世帯に書類を送付するとともに、市のウェブサイト及び「広報いちかわ」により周知してまいります。また、申請期間については3か月程度設け、7月下旬より、来月下旬より順次給付する予定としております。

次に、高齢者の外出及び移動支援についてです。

昨年度、次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料を得ることを目的として、市川市「健康とくらしの調査」など複数のアンケート調査を実施いたしました。この調査の中で、高齢者の移動手段や外出の頻度

などに関する設問を設けており、その結果から、年齢や身体状況等に応じて利用している交通手段や外出の頻度などの実態を把握することができました。公共交通機関の利用状況について具体的に申し上げますと、昨年12月に要支援・要介護認定を受けていない方を中心に実施した市川市「健康とくらしの調査」の結果によりますと、外出するときに利用している交通手段は、複数回答で路線バス41.8%、タクシー12.4%となっております。これらの結果から、要支援や要介護認定を受けていない比較的元気な高齢者の方はバスを利用する割合が高く、それと比較して要支援・要介護認定を受けている高齢者はタクシーを利用する割合が高いことが分かりました。現在、調査結果を踏まえ道路交通部や市内公共交通事業者等と意見交換をしながら、本市のゴールドシニア事業の一環としてどのように支援していくか具体的な手法の検討を進めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは江戸川河川敷における安全対策と柏井1丁目の社宅団地跡地の今後についてお答えいたします。

初めに、江戸川河川敷の安全対策でございます。

河川敷は、台風などの大雨時に浸水しますことから、現在も照明は設置されておらず、今後も電気工作物の設置は困難なものと考えております。草刈りにつきましては、本市が占有している河川敷の野球場、サッカー場等で競技利用に支障が生じないよう1年間に9回行っております。なお、国が管理している堤防の草刈りは、今年度は3回行う予定と伺っております。

次に、柏井1丁目の社宅団地跡地の今後についてでございます。

当該地の開発計画につきましては、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例に基づく計画相談書がまだ提出されていないため、把握できておりません。当該地は敷地が約2haであることから、土地を譲渡しようとする場合には公有地拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法に基づいた届出が必要となります。所有者から令和5年4月26日に届出が提出され、その内容を庁内の関連する部署へ照会を行いましたところ、取得希望がありませんでした。このことから、同年5月16日に公拡法第6条に基づき、本市として買取り希望のないことの通知を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

中町議員。

○中町けい議員 それぞれに御答弁ありがとうございました。以降は一問一答にて、必要に応じて再質問させていただきます。

まず、大項目、学校給食費の無償化についての1番、今後の期待する効果と検証についてです。先ほど期待する効果について伺いました。それでは、再質問で1点お尋ねしたいと思います。先進市である市川市が給食費無償化がもたらす様々な効果を広く今後アピールしていくことで、近隣市をはじめ、他市にも広がりを見せるとともに、国や県が本格的に財源確保に動くことも考えられますが、その点についてはどのように考えているのかお尋ねします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、子どもたちの未来という強い思いを持って始めた施策です。本市の重要施策という覚悟を持ち、今後とも強く推進していくものと考えています。このような本市ならではのこの施策の目的や思いを発信していきたいと考えており、あわせて、この施策の適切な効果検証方法の検討を進め、これを

広く発信していくことも重要であると考えています。他市や国、県が追従して無償化に取り組んでいく機運が高まるよう努めていく考えであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 ありがとうございます。教育現場の視点、子どもたちの視点、保護者の視点、また市にとって転出や転入の状況など、項目ごとに効果について整理と検証を積み重ねて対外的にしっかりと示していけるように、今から準備をしていただきたいと思います。

そして、無償化の効果の発信を、どんどん発信をしていただいて、他市でも無償化の事例が増えて機運が高まっていく流れをつくるためにもお願いをしまして、次に進みます。

次に、2番、今後の財政の影響についてですが、物価高騰の影響もありまして、予算がさらに今後上がっていく可能性もあると思いますが、くれぐれも給食の質が低下しないように、また、ほかの事業にも影響を及ぼさないように、バランスを考えた財源確保をお願いしまして、こちらも再質問はありませんので、次に進みたいと思います。

次に3番、県や国に対する財源負担の要望についてです。このテーマの質問の中で、ここがやはり一番重要だと考えております。繰り返しになりますが、本来は国が全国で統一的に給食費の無償化を実施するべきだと私は思います。国や県の判断に先駆けて無償化の決定をしたことは評価をしますし、ぜひ今後も継続をしていくべきだと思います。しかし、やはりこの18億円を国や県が負担してくれれば、違う市民サービスの向上のためにも展開できます。ですので、市にはしっかり給食費無償化の効果の検証と発信を行っていただきまして、近隣他市をはじめ全国の市町村を巻き込んで無償化の実例を増やして、県や国を具体的にどうやって動かしていくのかというところをぜひ戦略的に考えていただきたいと思います。これは中核市規模の市町村では類を見ない取組を率先して決断をした田中市長だからこそできる仕事であり、その役割に私は期待をしております。今後、他市でも給食費無償化の流れが増えればとても喜ばしいことだと思いますし、ゆくゆく市川モデルと言われるように、そして、さらなる市民サービス向上の原資となりますように御尽力をお願いいたしまして、この項目の質問を終了して次に進みます。

2番目の大項目、第2子以降の保育料無償化についてになります。

1番、ゼロ歳から2歳児の需要増加に伴う待機児童対策についてです。こちらも御答弁ありがとうございました。特に、北部地域の住宅価格は中心部や南部と比較して購入しやすい価格帯のために、若い世代が増えている実情があり、待機児童が発生しやすい状況となっております。私も現在北部に住んでおりますけれども、私、自分の子どもの保育園がようやく柏井町1丁目から車で15分ぐらいの保育園、第3希望の保育園でしたけれども入れましたが、やはり特にゼロ歳から1歳のクラスはなかなか入りづらい状況です。また、北部は特に戸建て住宅が多いエリアなので、賃貸需要が多い中央や南部エリアと比較すると、事業者もなかなか保育園を新設しにくいエリアでもあるかもしれませんが、これからしっかり保育士を確保していただきまして、子どもが保育園に入れないという状況だけは発生しないように待機児童対策をお願いしまして、次に進みます。

次に2番、今後の周知についてになります。先ほど周知についての方法を伺いました。質問冒頭でもお伝えしましたが、既に東京都は今年の1月12日時点で第2子以降の保育料無償化について発表していますので、そこから約5か月遅れての後発になります。ターゲットについても、兄弟が保育園に通っているケースや通っていないケース、妊娠中の方、これから兄弟をつくろうかと考えている世代、また、市外の子育て世代に向けての発信を含めて、しっかり整理をして伝わるように周知について対応をお願いします。

また再質問で1点お伺いしますが、今回小学生以下の子育て世代への大きな支援が増えて、小中学校の給食費

無償化、18歳までの医療費助成も行い、そろそろ対外的に子育て世代に対する市川らしいキャッチコピーがあってもよいと考えますが、この点についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市の取組をアピールする際には、子育て世代に伝わりやすく、分かりやすいキャッチコピーを活用することも有効であると考えられますので、今後関係部署と連携し、検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 ちょっと私も調べてみたところ、例えば、神奈川県大和市は子育てに関する情報をまとめたポータルサイト名ですが、「子育て王国大和市」や、有名どころだと千葉県流山市の「母になるなら、流山市」、また、近年特に子育てしやすい町ランキング上位のお隣の松戸市は、「まつどDE子育て」など、キャッチコピーもそうですけれども、特設サイトが非常に分かりやすいという特徴があります。そこには市の子育てに対する理念であったり、市独自の力を入れている子育て支援策が一つ一つ分かりやすく紹介されていますので、子育てするなら、または定住するならという理由づけの部分で、非常に市内外の子育て世代に向けて戦略的につくり込まれているなど印象を受けました。

キャッチコピーもそうですが、市川市で言うところの特設サイトはいちかわっこWEBだと思いますが、キャッチコピーからさらにどんな独自の子育て支援をしているのかと、子育て支援と定住促進に結びつくように、動線なども踏まえてしっかりと市川市の子育て施策を対外的にPRし発信をしていただきますようお願いしまして、このテーマの質問は終了いたします。

次に、大項目、第1庁舎ファンクションルームの現状と今後の利活用についてです。私もこれまで近くを通るたびに見てみますと、比較的閉まっていることが多く、利用状況については令和3年が76%、令和4年が48%ということで、せっかく市民の方の往来が多い1階のいい場所ですので、現状は本市の情報発信の拠点ということですが、利用状況としては少しもったいないなという印象を受けております。

そこで再質問になりますけれども、市内には数多くの団体が活動しており、それぞれ団体によって歴史があると思います。そして、団体ごとに様々な分野において市の発展に寄与していると思いますが、このような団体が、例えば20周年、30周年などの周年事業などで、これまでの歩みについて、例えばファンクションルームを活用して展示をしたいなどの声が、実際私のところにもそういった相談が来ておりますけれども、今後も引き続き市の広報活動とともに、ほかの団体への貸出しについても門戸を広げるという利活用についての考え方についてお聞かせください。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

御質問のとおり、市内には多くの団体の方々が公民館などで様々な活動を活発に行っていることは認識しております。ファンクションルームの利活用には、災害時の記者会見を開いたり、大規模災害が発生した場合には被害情報や避難者情報の掲示などの利用も想定しており、突発的な対応にも配慮する必要があります。また、公民館などと同じように貸し出すには、公共施設の本来の目的や機能、そして利用に関する費用面での公平性など様々な視点で検討する必要があります。貸出しの門戸を広げることにつきましては様々な課題がございますが、市と共催で展示することなど幅広い利活用について検討してまいりたいと考えております。ファンクションルームは情報発信に最適な条件が整っていることから、様々なアイデアを取り入れ、よりよい運営に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 ありがとうございます。市内でも団体の数も多いので、判断基準や料金を取る、取らないなどの利用基準にしても難しいところはあるとは思いますが、本市だけの利用でどこまでそうしたら稼働率が上がるのかと考えると、やっぱりそこは本市だけの企画で急に上げるのも難しいと思いますので、ぜひ柔軟な対応をお願いしつつ、立地も1階のいい場所なので、市民の皆様にも有益なスペースとしての活用をぜひお願いをいたしまして、次に進みます。

次に、大項目、自転車利用における交通ルールについてになります。先ほど学校教育における取組についてはお伺いしました。

再質問させていただきますが、先ほどの御答弁の中で、自転車安全教室や市内中学生を対象としたスケアード・ストレイト自転車交通安全教室とは、こちらは具体的にどのような内容なのでしょうか、その点についてお伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えいたします。

交通安全教育は、人格や行動習性の形成期にある子どものうちから行うことが効果的であると言われております。本市では、入学して1人で通学を始める小学1年生を対象に、歩行についての安全教室を実施しております。また、自転車で道路を走行し始める小学校3年生を対象に、自転車についての安全教室を行っているところでございます。さらに、平成24年度からは、自転車に乗る機会が増えてくる中学生を対象にスケアード・ストレイト方式の安全教室を実施しております。このスケアード・ストレイト方式とは、スタントマンによりリアルな交通事故を再現してもらい、生徒が危険な場面を直視して恐怖を感じることで、交通安全に対する意識の向上を図るものでございます。本市では、それぞれの年代に対応した適切な時期に安全教室を実施しており、その時ごとに改めて交通ルールやマナーを理解してもらい、交通事故の防止が図れるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 それぞれ具体的な取組内容について理解をしました。年齢に応じて交通ルールをしっかり覚え、事故に遭わない、事故をしないように教育していくことが重要だと思います。人身事故を起こしますと、一般的に加害者は罰金などの行政処分、減点などの刑事処分、損害賠償などの民事処分を受けることになります。例えば、1つ具体的な事例として、一時停止の規制がある道路から一時停止を無視して直進してきた自転車を仮にAとして、交差点を直進する車がBだとします。ここで衝突した場合に、このBの車の過失が60%で、Aのこの自転車の過失が40%というふうに言われております。また、このときにこのAの自転車がライトをつけていない場合の過失の割合が、自転車のほうが約55%、車が約45%の過失だそうです。このように自転車が一時停止を見落として無電灯だった事故でも、ドライバーにも車を走行している以上過失責任が発生しますので、人身事故だった場合大きな影響となり、車側に行政処分、刑事責任、民事責任が発生して、生活にも大きな影響となり、お互い不幸な結果となります。また、暗くなったらライトをつけることや、一時停止という標識や道路標示を子どもたちがしっかり日頃から認識していれば防げる事故です。実際、このような事故が発生したことを市民から報告いただいたケースもあります。また、自転車におけるルールもそうですが、歩行者としてのルールも子どもの頃からしっかり覚える必要があると思います。

そこで再々質問になりますが、今以上に自転車交通ルールについて、さらに授業で取り入れることができない

のかお尋ねをいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

学校では、長期休業前の7月や12月、3月には、自転車の乗り方や交通ルール等について全校集会や各学級において指導を行っております。また、千葉県交通安全対策推進委員会が主体となって取り組んでいる各季節の交通安全運動において、教育委員会から各学校に対し、自転車の乗り方等を含め、積極的な交通安全指導を依頼し、各学校ではPTAや自治会の協力をいただきながら、学校の実態に応じた指導を行っています。今後も、定期的に集会や学級指導において自転車の交通安全教育の充実に向けて働きかけてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 ぜひよろしくお願いいたします。特に市川市は自転車利用者が多い特徴がありますので、他市以上に時間をかけて教育をしていかなければならないと思います。例えば、市内には交通公園も2か所ありますので交通公園を活用してもいいと思いますし、警察関係者やOBの方などにも協力してもらい、様々な事故のケースを想定して繰り返し教育をしていくことが、市川市の自転車事故を減らすために大きな意味があると思います。とある市民の方からは、毎週授業で取り扱ってほしいという要望もいただいております。これまで以上に時間をかけて繰り返し自転車利用における交通ルールについて教育をしていただきますよう要望させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に2番、市民への道路交通法の理解の普及についてです。先ほど取組としては理解しました。成人の方々に自ら率先して講習会に参加してもらうことはなかなか難しい側面もあると思いますし、特に保育園の保護者に向けて、子どもを乗せて逆走の禁止や乳幼児のヘルメット着用の周知については、こちらはもっと徹底してくださるようお願いをいたします。

また、提案ですが、多くの方に講習会に参加していただき関心を持ってもらうために、例えば、参加した方にはI C H I C Oにポイントを還元することや、親子で楽しく自転車ルールを学んでもらい、交通事故を減らす取組を行うなど、ぜひ工夫をしながら検討をお願いしまして、この項目の質問は終了させていただきます。

次に、大項目、光熱費及び物価高騰に対する生活者支援策の現状及び今後についてになります。特に、この冬場の暖房費の請求がかなり高騰しているという内容を、メールや電話、中には手紙などでもいただきました。年金で生活をされている方が御自宅で御家族の介護をされていて、冬場は一日中暖房をかけないといかない状態で、高額な光熱費の請求が来て困っているという御相談でした。このことは、これから夏場でも電気料金の値上げがもう既に分かっておりますので、同じような状況が発生すると思いますし、実際このような事情の方は大勢いらっしゃるかと思います。今回は国の決定でございますが、今後もぜひ状況を注視しながら、例えば、物価高騰などで食費への影響が高い方にはフードバンクなどの支援も含めまして、包括的な生活者支援策についてぜひ御尽力をお願いしまして、次に進みます。

次に、高齢者の移動支援についてになります。田中市長が目指す健康寿命日本一の施策として、健康ポイントA r u c oの事業も始まり、市内合計20か所に体組成計と血圧計を設置する測定コーナーを整備しています。市独自の高齢者福祉サービスの一環として、高齢者の外出機会の確保や、質問冒頭でもお話したように、今後免許を返納される方に向けても大変重要な支援だと思っております。また、現在京成バスでは70歳以上の方が利用できる路線の組合せが違う2種類のバスを販売しているそうです。ゴールドバスが半年で1万6,800円、年間で3万1,500円、ダイヤモンドバスが半年で2万3,000円、年間で4万1,900円で販売されているそうです。こちらは人によっては回数チケットより年間パスの助成を希望される利用者もいると思いますし、家族の付添いや病院に買

物に行かれる方は、タクシーのほうが利用しやすい方もいるでしょう。民間バスやコミュニティバスなど地域によっても走っている路線が違いますので、様々な地域差を想定して幅広い方に利用できる支援の実現に向けて、先ほどの御答弁では具体的な手法の検討を進めているということでしたので、ぜひ早期の実現に向けてお願いをしまして、再質問はありませんので次に進みます。

次に、江戸川河川敷における安全対策の現状と今後についてになります。河川敷には電気工作物の設置は物理的に難しいということと、草刈りは市が管理している部分が1年間に9回、国が3回ということでした。国の3回というのは少し少な過ぎるなという印象ですので、夏には花火大会もありますし、今回このような事故を受けて適切な回数を検証して、必要に応じて国に要望をしていただきますようお願いいたします。

また、1点再質問させていただきます。河川敷には野球場やサッカー場などがあります。例えば、乳幼児を連れてスポーツ観戦をされている間や、または団体でのお花見やピクニックなど、僅かに気が緩んでしまい、保護者や大人が子どもから目を離してしまうこともあるかもしれません。したがって、どんなときも乳幼児から目をそらさないでという保護者や大人向けの注意喚起の看板があってもいいのではないかと思います、この点についてお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

現在行っている注意喚起看板等の対策に加えて、さくら堤公園や利用者が多い箇所への新たな注意喚起の看板設置については検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 こちらは今回の事故を受けて大切なことだと思いますので、ぜひ前向きにお願いをいたします。また、市民の皆様がこれからも安心して利用できるように、引き続き江戸川の安全対策の在り方や、2次被害を含む水辺における水難事故防止に向けても取り組んでいきたいと考えていますのでよろしく願いいたします。こちらはその後の再質問はありませんので、次に進みます。

次に、最後、柏井町1丁目社宅団地跡地の今後の活用に対する市の認識についてになります。こちらは現在まだ売却先が決まっていない可能性もありますし、これだけ広いまとまった敷地ですので、活用方法について1点再質問をさせていただきます。これも昨年の12月定例会に質問と要望をさせていただきましたけれども、北部地域には中央図書館や行徳図書館のような居場所として、生涯学習の場としての図書館施設がなく、公民館図書室や学校図書室など、いわゆるサテライト施設が中心で、図書館サービスの均等化という部分においては課題があると思っております。

そこで、将来の図書館施設の候補地の一つとしても検討する価値があると思っております、この点について御見解を伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

教育委員会といたしましても、御質問の土地に図書館を建設する計画はございません。しかしながら、御指摘いただきましたように、本市北部地域には図書館がないことによりサービスの面で課題があることは十分認識しているところでございます。そのため、本市では代替サービスといたしまして、大野公民館や西部公民館にある図書室の機能を拡充し、市内の図書館の本の貸出しや返却を可能としております。また、図書館が近隣にない地域に向けて自動車図書館みどり号を巡回させておりますが、令和4年10月より巡回地点をそれまでの18か所から北部地域を中心に増設し、25か所に拡大いたしました。

昨年12月定例会におきまして、御質問者より本の返却ポストの増設についての御質問、御要望をいただきました。これを受けて検討、調整をいたしました結果、今月1日より柏井公民館及び西部公民館の入り口付近に新たに返却ポストを設置し、近隣にお住まいの方の利便性の向上を図ったところでございます。今後もこうしたサービス面での拡充を着実に進めることにより、本市北部地域を含め、市内全ての方が図書館をより便利に利用できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 今、御答弁もいただきました柏井公民館及び西部公民館に新たに返却ポストを設置していただきましたことに関しては、率直に感謝いたします。しかし、以前にもお伝えしていますが、北部エリアには本を借りて、その場でゆっくり本を読んで学べるような居場所としての生涯学習できるような、中央図書館のような広いスペースの図書館施設がありませんので、物理的にも図書の種類についても限界があると思います。このことは、本当に北部の子どもたちをはじめ図書館サービスの地域差についても問題だと感じています。余り言いますと通告外になってしまいますので、これはまた別の機会に質問しようと思っておりますけれども、一旦本題に戻しまして、この解体跡地について、既に行かれているかもしれませんが、田中市長にもぜひ現地を一度御覧になっていただきたいと思います。今は時期尚早かもしれませんが、市街化区域でこれだけの広さの土地を取得する機会というものがそうそうあることではありませんし、またいずれ将来選定地として仮にこちらが希望しているエリアがあったとしても、必ずしも土地が取得できるかどうかは別話であります。チャンスはいつ巡ってくるか分かりませんが、今からしっかりと北部地域への図書館の新設事業についても、日頃からアンテナを張っていただいて、国や県ではどのような補助金が活用できるのか、他市の図書館の新設事例なども研究し備えていただくことを要望させていただきまして、会派市民クラブの代表質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、日本共産党、清水みな子議員。

[清水みな子議員登壇]

○清水みな子議員 日本共産党の清水みな子です。代表質問を行います。

今国会では、悪法が次々と数の力で強行採決されています。岸田政権が進める大軍拡に関わって、医療費や年金積立金などを流用し、防衛力強化資金という特別のプールをつくって軍拡の財源を捻出する軍拡財源法案、5年間で43兆円の軍拡です。大軍拡、増税を支持しないという国民が8割と圧倒的多数を占めていますが強行されました。また、軍需産業に国民の血税をつぎ込む軍需産業支援法案、外国人の収容、送還のルールを見直し外国人の命を危険にさらす入管法改悪案、保険証を廃止しマイナンバーカードを強要するマイナンバー法等改定法、脱炭素を口実に原発回帰へと大転換を進める原発推進等5法案、GX電源法案、原子力産業救済法にしか見えないこの法案は、原発の運転期間を40年としていたものを60年、70年を可能とする仕組みです。東日本大震災の福島原発の事故から、まだ12年。避難をされている方、またふるさとを奪われた方たちは現地に帰れません。その原発の再稼働、運転期間延期など許されるものではありません。日本は成長が止まった国、このように言われています。こういうときだからこそ、地方自治体の役割、市民の暮らし最優先に進めるべきだと思います。

それでは質問に入ります。

まず、国民健康保険税についてです。

国民健康保険は、加入世帯主の4割が年金生活などの無職の方、3割が非正規労働者で低所得者が多く加入する医療保険です。ところが、保険料は同じ年収のサラリーマンの保険料の2倍となっています。全国知事会、市長会などは、国保の構造的な問題だとして1兆円の公費投入を国に要望し続けています。これが実現すれば、1

人当たり3万円、4人家族で12万円の軽減となり、協会けんぽ並みの保険料になります。

(1)として、昨年度の国民健康保険運営協議会で国保税の見直し案が諮問され、答申がなされたと聞きますが、その内容はどのようなものか。また、物価高など厳しい社会経済情勢の中で引上げを検討するに至った理由を伺います。

その際に、これまでの数年間は高所得者への国保税の引上げはありましたが、全世帯に対する国保税の引上げは8年間ありませんでした。このたび引上げということで、(2)として、低所得者へはどのような対応を考えているのか伺います。

次に、(3)として、国保税が高過ぎて払いたくても払えない世帯が増えていると思います。そこで、本市の滞納状況、滞納額、滞納者数、また短期被保険者証の発行状況と、それらの世帯に対する徴収状況はどのようなものか伺います。

次に、マイナンバーカードについてです。

国会では、多くの批判の声を無視して、来年秋、2024年秋には健康保険証を廃止してマイナンバーカードを国民に強要するマイナンバー法等改定案が強行採決されました。国民と医療機関に負担と混乱、そして不安をもたらすものとして、7割を超える市民が、国民が反対を表明しています。また、誤登録で別人の診療情報とひもづけられた問題で、国会では別人情報に基づいて医療行為や薬剤投与が行われることは生死に関わる重大事案だと追及されています。6月7日にデジタル庁が記者会見し、別人への口座のひもづけ、これがこれまで報道されていた21件から748件、家族名義の口座へのひもづけが約13万件、マイナ保険証への誤登録が約7,300件と大問題になっています。また、国はマイナンバーカード交付促進のために、交付者にマイナポイントを付与しています。ひもつきでポイントを引き上げるやり方です。それによって交付率は上がっているようですが、本市の交付状況について伺います。併せて、マイナポイントについての周知についても伺います。

これは地域の高齢者の方から、友達が市から2万円もらったと聞いたが私も欲しい、どうすればもらえるのか、こういう問合せがありました。よく聞いてみると、2万円は2万ポイント、マイナポイントのことでした。テレビCMなどでもよくやっておりましたが、その方は知らなかったのか、ちょっと問合せがありました。私はマイナンバーカードを持っていませんし奨励もしませんが、周知について伺います。

次に、(2)と(3)を入れ替えて質問させていただきます。マイナンバーカードの申請が困難な障がい者への対応について、まず伺います。

申請写真は、背景が写っていれば駄目、黒目が写っていなければ駄目、またサングラスは駄目など厳しいと聞いています。そこで、障がいなどで申請用の写真撮影が困難な方への対応について伺います。

(3)として、本市におけるトラブルの対応や相談窓口について伺います。

現在、マイナンバーカードのひもづけに関する誤処理が連日報道されていますが、他人の口座へのひもづけや、マイナポイントが別人に付与されるということもあり、不安を感じている市民は少なくありません。まず、本市の誤処理の状況について伺います。もし、市民が誤処理に気づいたり不安を感じた場合には、市はどのような対応をするのか伺います。

次に、(4)マイナ保険証を医療機関で利用した場合の市民の負担について伺います。

マイナ保険証の利用登録者数、利用できる市内の医療機関はどのような状態になっているのか、また、マイナ保険証を利用した場合と利用しない場合の利用者負担、これはどのようにになっているのか伺います。

次に、障がい福祉についてです。

千葉市在住の天海さんという方が今、裁判を行っています。天海さんは子どもの頃から脳性麻痺の障がいがあります。天海さんが65歳を迎えたとき、それまで利用していた障がい福祉サービスから介護保険サービスへの切

替えを行政から要請されました。しかし、介護保険に移行すると、多くの障がい者は暮らしぶりを変えざるを得ません。天海さんは月に70時間ほどのヘルパー介護を活用し、千葉市で独り暮らしをしています。月収は、年金、障がい年金などで11万円程度です。65歳の誕生日を前に、千葉市から介護保険の申請を迫られて、子どもの頃から障がいがある、65歳だからといって何も変わらない、社会参加を前提とした障がい福祉を引き続き使いたいと、このように市の要請を拒否しました。そうしたところ、市は全ての支援を打ち切りました。介助がなければ日常生活を送るのは困難です。全額自己負担となり、月14万円もの支払いを余儀なくされました。そこで裁判に訴えたということです。

障がい福祉サービスは、障がい者の日常生活全般を保障することで、天海さんのような住民税非課税世帯の障がい者の場合は無料となっています。介護保険サービスは、要介護状態の高齢者の日常生活を支援するもので、非課税世帯でも月に1万5,000円の利用料負担がかかっています。

そこで質問です。1として、障がい者が利用するサービスが65歳から切り替わり利用者負担が発生することについての市の認識について、市内の該当する方が何人ほどいらっしゃるのか伺います。

次に、(2)として65歳の壁問題での市の対応について伺います。

次に、補聴器購入費補助制度の創設についてです。

高齢になると聞こえづらくなります。もう一度聞き返すのが恥ずかしい、人とおしゃべりができない、コミュニケーション不足になり認知症にもつながると言われています。2017年のアルツハイマー病協会国際会議では、脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、それが認知症にもつながるという指摘がされています。今、全国の自治体に広がっている補聴器購入補助制度です。2022年度末で32都道府県、123市区町村で行っています。東京都豊島区では、定期的に区役所で聴覚検査を行い、耳鼻咽喉科への受診につなげているそうです。医師の診断で補聴器が必要であれば、購入時の補助も受けられます。また、港区では60歳から所得制限なしで、非課税の方は13万7,000円、課税の方でも6万8,500円まで助成する港区モデル、これを22年4月からスタートさせました。21年2月定例会で共産党の金子議員が質問しましたが、その際には本市は研究するというにとどまりました。

そこで質問ですが、(1)として、全国、また県内の実施状況について。

(2)として、本市の制度創設に対する考えについて伺います。

次に、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金についてです。

改正道路交通法で4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務になりました。他市ではヘルメット購入費補助をこの4月から行うことが報道されました。ぜひ市川市でもこの制度は必要ではないかというふうに思っていました。市川市は道も狭いですから、通勤、通学、買物などで使用する自転車の保有台数が多いので、交通事故も多いのではないかと思います。令和3年度、市内の交通事故件数が896件、負傷者は1,031人、死亡が7人、そのうち自転車事故は351件、39%、負傷者352人、死亡が2人となっています。これは警察に届けた件数ですから、自損事故といいますか、物にぶつかって倒れてけがをした、これはよく聞く話です。そういう件数はもっとたくさんあるだろうというふうに思います。

そこで、(1)の補助金額の妥当性と申請の仕方について。

(2)として、予算を超える申請があった場合の対応について伺います。

次に、市として、日本の文化を衰退させることにつながるインボイス制度の実施延期を政府に要望することについて伺います。

本年10月から消費税にインボイス制度が導入される予定です。実質賃金が下がり続ける中、インボイス制度の導入延期、中止を求める声が広がっています。適格請求書等保存方式とも呼ばれ、税務署から割り振りされた登

録番号の記載が必要となります。対象は、フリーランス、声優、俳優、農業従事者など免税事業者です。インボイス制度によって、これまで免税となっていた事業者への影響が生ずること、全ての事業者に事務負担の増加を強いることが懸念されています。フリーランスや中小零細業者の負担を増やし、申告納税義務者とするこの制度に対しては実施延期が必要だと考えますが、政府に要望するなど、市としてどのように考えているのか伺います。

次に、デジタル地域通貨と健康ポイントについてです。

(1)は、デジタル地域通貨の現状と課題について、これは先順位者への答弁で、参加者追加募集によって1万5,000人を達成したこと、また、加盟店数、利用状況、実証実験をどのように進めるのか、現状と課題などが答弁されましたので、私への答弁は結構です。

市川市は、デジタル地域通貨を始めるに当たって、市が30%のプレミアム分を持ち出しました。全市民から見れば、1万5,000人には恩恵がありますが、圧倒的な市民には恩恵がありません。5月22日から利用が始まったばかりで、検証はこれからです。全国でデジタル地域通貨が成功している地域は本当に少なく、幾つか視察に行きましたが、市や町が市税や町税を投入して行っている地域はありません。地域経済の活性化についてもしっかりと検証すること、実証実験によってこれからも市の持ち出し分が多くなる、このような状態になるのであれば、今後この事業は行わないということも選択肢の一つとしていただきたいということを要望します。

(2)として、健康ポイントの現状と課題についてです。今年度5月より新たな健康ポイント事業A r u c oが開始されました。その現状と課題について伺います。

最後の項目です。前市長の税金の使い方についての市の考えについて伺います。市長室へのシャワー室設置、スマートi-BOX、市本についての検証。

先日、少年自然の家に移転したシャワー室が撤去、廃止が決まったと報道があったときに、地域の方からシャワー室の設置、移転、撤去に幾らぐらいかかっているんだと、前の市長に請求しようよ、そんな話にもなりました。それだけ事業の説明も足らずに一、二年で終わり、本当に税金の無駄遣いになっていたのではないかと思います。特に、市長室へのシャワー室の設置、移転、スマートi-BOX、市本についてはそれぞれ廃止となりましたが、どのように市が検証結果を捉えているのかについて伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。

答弁を求めます。

川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは国民健康保険税についてとマイナンバーカードについてのうち、(4)マイナ保険証を医療機関で利用した場合の市民負担についてお答えします。

初めに、(1)引上げの内容とその理由についてです。

昨年度、国民健康保険運営協議会に諮問した保険税見直し案は、国民健康保険の単年度赤字額の抑制と段階的な削減に向け、加入者1人当たりの平均で年額8,000円程度の負担増をお願いする内容となっています。本市では、平成27年度から保険税率を据え置き、収納率向上による保険税収入の確保や医療費の適正化により国民健康保険収支の改善に取り組んでまいりました。しかしながら、加入者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加、高齢化の急速な進展による介護納付金等の急増により赤字が急速に拡大し、保険税率の見直しが避けて通れない状況となったことから、9年ぶりとなる保険税率の見直しに向け諮問を行ったものです。本市は長年にわたって保険税率を据え置いてきた影響により、近隣市と比べ保険税水準が著しく低い現状となっております。国民健康保険制度は、病気やけがに備えて加入者が保険税を出し合い、医療費などに充てる助け合いの制度でござい

ます。将来にわたって国民健康保険制度を安定的に運営し、加入者が安心して医療を受けられる体制を維持するためにも、本市の保険税の見直しが必要であるものと考えております。

次に、(2)引上げに係る低所得者への対応についてです。

今回の保険税見直しに当たっては、低所得者への配慮として、所得の多寡にかかわらず、全ての加入者が負担する均等割の引上げ幅を抑え、所得割に重点を置いた見直しを検討しております。また、国民健康保険では、所得額に応じて低所得者世帯の均等割額を7割、5割、2割軽減する制度を設けており、均等割額の引上げ分がそのままダイレクトに負担増にならないことから、低所得者世帯への影響は最小限にとどまるものと考えております。

次に、(3)滞納状況、短期被保険者証の発行状況及び徴収の実施状況についてです。

令和3年度決算の滞納状況は、収入未済額がおよそ31億円、滞納者数は他の健康保険に移行した者や市外に転出した者を含め、およそ2万人となっております。令和3年度の短期被保険者証の対象世帯数は3,686世帯、このうち納税相談や納付に関する連絡がなく短期被保険者証を更新しなかった世帯は1,078世帯となっております。また、医療機関での自己負担が一旦10割となる資格証明書の対象世帯数は123世帯となっています。なお、短期被保険者証や資格証明書の発行により、およそ3億5,000万円の収納が図られております。

次に、マイナンバーカードについての(4)マイナ保険証を医療機関で利用した場合の市民負担についてです。

本年4月末現在、本市の国民健康保険加入者約8万5,000人のうち、マイナ保険証の利用登録を行った方は約3万3,000人となっております。また、市内でマイナ保険証を利用できる医療機関等は、5月末現在、病院が10か所、診療所が185か所、歯科医院が138か所、薬局が163か所の計496か所となっており、マイナ保険証の対応率は約66%となっております。国は、オンライン資格確認の導入、普及に関する加算の特例措置として、本年4月から12月まで医療機関を受診する際、自己負担3割の方がマイナ保険証を利用した場合には、初診料に6円、調剤費に3円を加算し、既存の保険証を利用した場合には、初診料に18円、再診料に6円、調剤費に12円を加算することとしています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 私からは、大項目2つ目、マイナンバーカードについてのうち、(1)から(3)までの御質問にお答えいたします。

初めに、本市のマイナンバーカード発行枚数についてです。

1年前の令和4年6月末までは23万6,028枚、交付率48.1%でしたが、令和5年4月末現在には32万9,648枚、交付率67.2%と交付は順調に進んでおります。これは、マイナポイントが2万円に増額されたことも後押しとなったと考えます。このマイナポイントは御自身による付与手続が可能ですが、御希望によりマイナポイント付与手続の職員付添いによる支援を本庁市民課、行徳支所市民課、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター、南行徳市民センターの5つの窓口で行っております。マイナポイントに関する周知につきましては、これら5つの窓口でのパンフレット配布や「広報いちかわ」、市公式ウェブサイトなどで随時行っているところでございます。

次に、マイナンバーカードの申請が困難な障がい者への対応についてです。

マイナンバーカードの交付申請に貼る顔写真は、そのままマイナンバーカードの顔写真として利用するため、御本人であることが識別できるように、背景に柄や物が写っている写真や、サングラスなどで目元が隠れている写真は利用できません。しかしながら、障がい者などやむを得ない理由で条件を満たす写真が撮影できない場合には、交付申請書に具体的な理由を御記入いただくことで、背景に車椅子や介助者が写っている写真や、眼帯や

サングラスを着用している写真、また、寝たきりや体の麻痺で正面を向くことができない写真なども使用可能となります。

次に、本市におけるトラブルの対応や相談窓口についてです。

報道によりますと、マイナポイントの付与誤りや他人の口座へのひもづけは、直前に手続きした方の申請画面を初期化しない状態で次の方が手続きしたことによる事例が確認されております。この誤処理が起こった自治体は、1人の職員が一度に複数の手続支援をしており、注意が行き届かなかった可能性が考えられます。本市では、1人の職員は1人の手続支援が完結するまで次の支援を始めないこととしているため、同様の誤処理は起こっておりません。さらに、申込み手続終了後、口頭で初期化したことをお伝えするなど細心の注意をして対応しているところでございます。また、万が一誤処理が起こった場合や、正しくひもづけされているのかを御心配をお持ちであるなど、マイナンバーに関わるお問合せは本庁市民課で対応しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からは障がい者福祉について及び補聴器購入費補助の2点にお答えします。

初めに、障がい者福祉の(1)利用者負担についてです。今年の4月1日現在、本市の障がい福祉サービスの支給決定者2,967人のうち、65歳以上の方は251人で、全体の約8%となっています。65歳以上の方の障がい福祉サービスの利用につきましては、社会保障制度の原則であります保険優先の考え方の下、居宅介護など障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、介護保険サービスの利用が優先されることとなります。これにより、障がい福祉サービスの利用者が65歳を迎える場合には介護保険サービスを利用することとなり、サービス提供の対価である利用者的一部負担金については、低所得者世帯、具体的には住民税非課税世帯を例に挙げて申し上げますと、障がい福祉サービスの月額負担は世帯単位でゼロである一方、介護保険サービスの月額負担の上限額は、個人単位で1万5,000円、世帯単位で2万4,600円となり、介護保険サービスの利用により新たな負担が生じることとなります。

一方で、こうした世帯の負担を軽減する観点から、障がい福祉サービスと介護保険サービスを併用した場合において、両サービスの利用者負担の合算額が一定の基準額を超えた場合は、その超過額を返還する高額障害福祉サービス等給付費が設けられておりまして、これにより低所得者世帯においては基準額がゼロとなり、利用者負担が生じない措置が取られております。また、65歳以降、介護保険サービスを単独で利用する場合においても新たな費用負担が生じる課題を踏まえ、利用者負担をゼロとする新高額障害福祉サービス給付費が平成30年4月に創設されております。今後も、制度に定められた利用者負担の軽減策を周知してまいりたいと考えております。

次に、(2)65歳の壁問題への市の対応についてです。

先ほど申し上げましたとおり、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、基本的には介護保険サービスが優先されることとなりますが、国の通知では、一律に介護保険サービスを優先するのではなく、利用者の個別の状況に応じて必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを判断することとされております。具体的な対応として、次のような場合には障がい福祉サービスの利用について個別に判断し、必要に応じて支給決定を行っています。例えば、障がい福祉サービスに相当する介護サービスがない場合のほか、介護保険サービスの支給量が支給限度基準額の制約から十分に確保できない場合、また、障がい者が要介護認定を受けた結果、非該当と判定された場合などです。また、65歳を迎える障がい福祉サービスの利用者に対しましては、具体的な利用内容などを事前に意向確認することで、介護保険サービスに円滑に移行してもらえるよう対応しているところでございます。

次に、補聴器購入補助制度についてです。

初めに、(1)全国、県内の実施状況です。

まず、全国におきましては、令和2年度の厚生労働省の調査研究事業の報告によりますと、障害者総合支援法の対象とならない難聴高齢者に対し、閉じ籠もりにならないよう外出及び地域交流を支援する、こういう目的で購入補助を実施している地方自治体は3.8%となっています。また、県内では船橋市、浦安市、印西市が実施しており、鎌ヶ谷市が今年の1月から新たに開始したところです。補助対象要件は、各市とも65歳以上で、聴覚障がいのある障害者手帳交付を受けていない方で、聴力低下のため日常生活を営むのに支障があり、補聴器の使用が必要であることの医師の証明を受けた方として、浦安市と鎌ヶ谷市は個人非課税、船橋市は世帯非課税の所得要件を設けています。なお、各市の助成額は、船橋市、鎌ヶ谷市、印西市が上限2万円、浦安市が上限3万5,000円となっています。

次に、(2)本市の考え方です。

本市では、本件について、これまで部内の関係職員で構成するワーキンググループで検討してまいりました。調査検討の結果、難聴になった場合の補聴器利用について、まずは適切な医療機関を受診して補聴器の使用が必要か、効果的であるかといった医師の診断を受けることが重要であること。また、購入後は利用方法の習熟や調整、利用開始後のトレーニングやメンテナンスが必要であることが分かりました。このため、昨年度においては医療機関の受診勧奨や補聴器の適正利用を目的としたチラシの作成に取り組んだところでございます。このチラシの内容や今後の周知につきましては、市川市耳鼻科医会に助言をいただきながら進め、現在、作成したチラシは地域包括支援課窓口のほか、市内の高齢者サポートセンターやいきいきセンターに置くとともに、市のウェブサイトにも掲載し、啓発を図っております。

本市における補聴器購入補助制度の創設につきましては、現在国が実施しております難聴補正による認知機能への影響に関する研究の結果を注視しつつ、他自治体の状況などを鑑み検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは、大項目、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金についての(1)、(2)についてお答えいたします。

初めに、(1)補助金額の妥当性と申請の仕方についてです。ヘルメットの努力義務化につきましては、法律の施行後2か月が経過いたしました。当初の想定より普及が進んでいない状況が見受けられるところでございます。このような状況を踏まえ、ヘルメットをかぶるための環境づくりや意識の醸成を図るなど、早期に効果を発現させる必要があるため、補助制度を設けることといたしました。

次に、補助金の妥当性についてでございますが、補助額の設定としましては、まずはヘルメットの価格をカタログ等で調査し、さらに、自転車販売店での聞き取りにより、安全性などの適合した製品等についても伺ってまいりました。この結果、安全性が確認されたヘルメットの価格といたしましては3,000円から5,000円程度であることが確認できました。このほか、先行実施している他の自治体の情報なども調査しており、これらを総合的に検討した結果、1人当たり2,000円が妥当と判断したものでございます。また、対象者につきましては、自転車に不慣れな子どもから通勤、通学利用の方や子どもを乗せた母親、さらには高齢者など、全ての世代の利用を考え、全市民を対象としたものでございます。

申請の方法につきましては、直接担当課の窓口に来て申請手続きをしていただくか、オンラインによるものとしております。申請に必要なものとしましては、本市に在住していることが分かる証明書、ヘルメットを購入したことが分かる領収書、安全基準が確認できる保証書、振込先が分かるものとしております。

続きまして、(2)の予算を超える申請があった場合の対応についてでございます。

申請の受付は本年7月上旬から開始し、令和6年3月末までを予定しております。補助対象となるのは、本年4月1日に遡り、それ以降に購入した新品のヘルメットとしております。予算といたしましては、先行している他の自治体の実績などを参考に、申請件数は2万5,000件を見込んで設定しており、今回計上した予算の範囲内で受け付けを行うこととしております。このため、予算を超えた申請があった場合は、現在の考えでは受け付けを締め切らせていただくこととなります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からはインボイス制度の実施延期を政府に要望することについてお答えします。

インボイス制度は、事業者が消費税の仕入額控除を適正に計算するためにも必要な制度であると認識しております。課税売上高が1,000万円以下の事業者は、消費税の納税義務免除の適用が受けられます。インボイス制度が始まると、免税事業者の状態を保つかインボイスを発行する事業者として消費税を納める課税事業者になるか選択することとなります。そのため、インボイス制度の導入に際し選択に迷われる事業者が多くいるものと考えられます。そういった状況を踏まえ、国は、免税事業者からインボイス発行事業者になったフリーランスや小規模事業者等に対し、税負担等の軽減措置を図ってきております。一般課税制度のほかに、売上げに係る消費税額から売上税額にみなし仕入れ率を掛けた金額を差し引いて納税額を計算する簡易課税制度がございます。さらに、インボイス制度の円滑な導入のために、令和5年度の税制改正において、制度開始から3年間までの日の属する課税期間は、納税額は売上税額の2割に軽減され、仕入れ税額の実額計算が不要となりました。また、ある一定期間の課税売上高が1億円以下の事業者の制度開始から6年間の課税仕入れについて、その金額の税込み1万円未満の少額取引について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入れ税額控除ができるようになりました。

軽減等の措置が図られている中、国税庁の公表資料によるインボイス制度への登録状況は、令和5年3月末現在、法人課税事業者約82万社、登録割合は全体の約88%、個人課税事業者は約85万社で全体の約53%となっております。特に、3月の個人課税事業者の登録は法人課税事業者の2倍を超える約18万社ございました。インボイス制度への登録は、事業形態を踏まえ事業者が任意で決めることとなります。事業者自身が適切に判断できるよう、制度をよく理解していただくことが重要と考えております。これまでも市川税務署や市川法人会、市川青色申告会では説明会を開催しているほか、市川商工会議所におきましても、昨年度に税理士におけるインボイス個別相談会を開催しているなど、制度の周知に努めているところであります。インボイス制度は国が進める制度であることから、引き続き国の動向を注視するとともに、関係機関と連携し、事業者への制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からは、デジタル地域通貨と健康ポイントについて、(2)現状と課題についてお答えいたします。

本市では、市民が自身の健康データを知り、健康に対する取組を始めるきっかけづくりとなるだけでなく、その取組の継続が図られるよう支援することを目的として、本年5月より市川市健康ポイント事業A r u c oを開始しております。参加される方は、申込み時にスマートフォンアプリまたは市が貸与する活動量計のどちらで参加するかを選択していただけます。アプリの活用が苦手な方でも参加することができるよう、活動量計での参加も可能としたことで、10代から90代まで幅広い世代の方にお申し込みをいただいております。

この事業では、歩くことと測ることでポイントを獲得することができます。まず、歩くことでは、スマートフ

オンアプリまたは活動量計で計測した歩数に応じポイントを付与し、1日1万歩以上歩くと最大15ポイントを獲得することができます。また、測ることで、市内20か所に設置している体組成計と血圧計で測定をすることに対し、それぞれ10ポイントずつ、計20ポイントを獲得することができ、歩くことで獲得したポイントと併せまして、1人1日当たり最大35ポイントを獲得できる仕組みとなっております。参加された皆様からの御意見といたしましては、測定の結果が目に見えて分かることで健康を気にするようになった、ポイントをためるために定期的に外出する習慣が身についた、また、デジタル地域通貨I C H I C Oに交換できるので、より多くのポイントを獲得しようと歩数を伸ばすようになったなど、健康意識の向上につながっている様子が見受けられます。また一方で、高齢者にはスマートフォンでの参加はハードルが高いのでサポートしてもらいたい、登録や設定方法、操作の仕方が分かりづらいなどの御意見もございました。この部分が課題であると考えております。

今後も、参加される方が迷うことなく、簡単に楽しみながら健康づくりを継続できるよう、登録方法の簡略化について事業者と検討を進めるとともに、設定や操作方法のサポートを充実してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 私からは前市長の税金の使い方に対する市の考えについてお答えいたします。

まず、市長室のシャワー室についてでございますが、災害対応時の衛生管理を目的としておりましたが、設置後は幸いにもシャワー室を使用するような災害が発生しませんでした。その後、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮いたしまして、入院待機ステーションに従事する職員が利用するために少年自然の家に移設したものでございます。その後、利用再開に伴いまして撤去したものであります。

次に、スマートi-BOXについてでございますが、これは生ごみの資源化と市民の利便性向上を目的といたしまして実証実験の準備を進めてまいりましたが、結果として、市民に御利用いただけないまま事業廃止となってしまったものでございます。

最後に、市本についてでございますが、これは本を介した学びと交流の場の提供を目的としておりましたが、開館後の利用状況などを勘案し、想定した政策効果を達成することが困難と判断したことから、令和4年度末をもって廃止したものでございます。

このように、当初見込んでいた効果や成果を十分に得ることができなかったものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

清水議員に申し上げますが、再質問につきましては休憩後ということでお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この際、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第3号から日程第32報告第20号までの議事を継続いたします。

清水みな子議員。

○清水みな子議員 それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、国民健康保険税についてです。

(1)の再質問です。現在、物価高、そして毎月の食品の値上げ、電気、ガスなどの値上げに悲鳴が上がって

ます。市民の生活が大変苦しい、非常に苦しい思いをしている中です。物価高が落ち着くまで保険税の引上げを待つことはできないのかについて伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

本市の国民健康保険は、令和5年度当初予算における単年度赤字額がおよそ19億円となっており、来年度は20億円を超えることがほぼ確実な状況となっています。国民健康保険の赤字補填は、全て一般会計からの法定外の繰入金で賄っており、急速な赤字拡大に迅速に対応しなければ他の市民サービス等にも影響が及ぶ可能性があることから、早急な保険税率の見直しが必要であると考えています。なお、本市の現在の保険税率が他市と比べて相当低い状況にあるため、諮問した内容の引上げを行ったとしても、他市と比べて保険税水準や保険税額は低いものであり、また、低所得者に対する配慮も行っていくものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 今の国は、自治体から国民健康保険会計への一般会計からの繰入れをやめさせようとしています。国民健康保険制度は、加入者が保険税を出し合い医療費などに充てる助け合いの制度という答弁がありました。そうではないと思います。国からの繰入れ、これを増やすべきだと思いますし、一般会計からの繰入れをやめさせるということ自体がおかしなことです。ですから、全国の知事会、市長会も公費投入を国に訴えているわけです。国保に加入している世帯は、年金者、低所得者、農民やフリーランス、小規模事業者など、あわせて高齢者も多く、保険税を引き上げていくということは、払いたくても払えない、そういう世帯が増えていくと思います。また、他市と比べて低いといっても、自分の収入に対する保険税の割合、これは高く感じます。引上げの見直しを要望いたします。

次に、(2)の質問です。先ほどの答弁で、低所得者の均等割額を7割、5割、2割軽減する制度が設けられているということでしたけれども、コロナ禍の中では軽減された世帯があったと思いますが、コロナ禍以前は申請しても何人も軽減制度に引っかからなかったということがあります。保険税の引上げによって、低所得者はますます保険税を納入することが困難になると予想されますが、そのような場合、市はどのような対応をしていくのか、これについて伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

保険税が滞納となった場合には、文書や電話で早期の納税相談を促し、家計の収支状況などをよく聞き取った上で、状況に合わせた納付指導を実施しています。また、公的支援が必要と思われるケースについては相談機関への相談を促すとともに、滞納している保険税については滞納処分の停止を行うなど、適切に処理しております。

さらに、市川市国民健康保険税条例及び市川市国民健康保険税減免取扱基準に基づき、世帯主等の収入が著しく減少した場合や、貧困等により生活のために公私の扶助を受けたなどの場合には、既に課税となった保険税の減免を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 皆さん未納になりたくてなったわけではなく、払いたくても払えない、そういう実態だと思います。市に相談に行けば、毎月幾ら払うのかという、そういう納税の相談になってくるわけで、なかなか足が向かないと、そういう事態だと思います。保険税の減免手続も申請期限があると、それから条件が厳しい、分か

りづらい制度というふうになっていますので、もっと広く、市民に分かりやすく周知するべきであるというふう
に考えますけれども、市はどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

本市では、市公式ウェブサイトにおいて、保険税の減免制度に関する案内を行うほか、納税通知書に同封する
お知らせにも、減免を希望する場合には納期限の7日前までに相談をするよう案内しております。今後さらに加
入者の方に分かりやすい案内となるよう、案内方法や表示方法について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 先ほども初回質問の中で述べましたけれども、高過ぎる国保税の引上げはやめるべきだと改
めて要望しますが、国保は元々国が45%負担をしていますが、改悪を繰り返し、今では20%しか負担をしてい
ません。その分国保加入者が負担をしているわけです。国保財政を解決するためには、国の公費投入がどうして
も必要だというふうに考えます。

次に、(3)の再質問です。短期被保険者証を更新しなかった世帯は、その後の半年間、保険証がない状態で医
療が受けられないおそれがあるということが想定されます。この間、民主医療機関連合会が全国を調査したとこ
ろ、短期被保険証または資格者証の方が、10割負担ができないので病院に行くことをためらい、我慢に我慢を重ねて倒れてから病院に搬送される、でも手遅れで亡くなる、そういう状態が全国であります。それは後を絶ちま
せん。こんな悲惨な状態を避けるためには短期被保険者証の発行をやめるべきだと考えますが、市の考えを伺い
ます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

法令上、保険税を納税しない滞納者に対しては、短期被保険者証や資格証明書の発行が認められております。
しかし、これはあくまで滞納者個々の事情を伺うための接触の機会を設けることを目的としたものであって、医
療機関への受診を抑制する趣旨のものではございません。納期どおりに納めている方との公平性の観点や、納付
が遅れた場合の延滞金発生を踏まえると、早期に納税相談の機会を創出する短期被保険者証などの発行は滞納者
本人のためにも有効な手段であることから、今後も発行を続けていきたいと考えております。

なお、先日、2024年秋に現行の健康保険証を原則廃止することを盛り込んだマイナンバー法などの関連法改正
案が参院本会議で可決、成立したことから、短期被保険者証の発行は来年度までの予定となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 来年10月からマイナ保険証に移行するというので、短期被保険者証の発行も来年度までの
予定という、そういう答弁がありました。私は、マイナンバーカードをつくっていませんので、マイナ保険証は
当然持っていません。紙の保険証を1年ごとに発行するというふうに国は言っておりますけれども、他人の健康
状態、調剤まで情報が誤登録されるということが全国で報告されていますので、不安の声が上がるのは当然で
す。全国保険医団体連合会というお医者さんや歯科医師さんたちが加入している団体が調査したところ、約6割
の医療機関でマイナ保険証のトラブルを経験しているということです。ですから、全容を解明すべきと訴えてい
ます。

また、調査では31都道府県のおよそ4,700の医療機関のうち、別人の情報がひもづけられているケースが今年
4月以降少なくとも63件確認されたそうです。システム運用を始めた医療機関の63.5%、これが本人の情報が正

しく反映されていない、また、読み取り機の不具合などでトラブルがあったというふうに回答しています。やはり不安で作るのをためらいます。

次に、マイナンバーカードについて再質問いたします。

(1)はまとめます。本市のマイナンバーカードの発行数が67.2%交付ということですが、32.8%、3分の1の方は持っていないということです。このままで来年秋にマイナ保険証に切り替えるのは難しいのではないのでしょうか。自治体の業務がますます煩雑になり、誤処理も増えるのではないのでしょうか。もう一度立ち止まって考えるべきだと訴えます。

次に、(2)申請が困難な障がい者への対応についての再質問です。やむを得ない理由がある場合、障がい者が不利にならないということが、マイナンバーカードを受け取ることが困難な障がい者への対応について伺いました。マイナンバーカードを受け取るには、御本人が市の窓口まで行くこと、これが基本ということですが、寝たきりの方、また施設入所者の方などへの対応について伺います。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

マイナンバーカードの交付には、顔認証システムによる本人確認や、御本人しか知り得ない暗証番号の設定などが必要なことから、御本人の来庁をお願いしております。しかしながら、本人が病気や障がいなど、その他やむを得ない理由で来庁することができない場合には、委任状や本人確認書類などの必要書類を用意していただくことで代理人による受け取りが可能となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 カードを作ることが困難な方はたくさんいます。寝たきりの方もそうですし、自宅に診察に来てもらっている独り暮らしの方、また施設に入所されている方など、介護度5、体が動かない方などもたくさんいます。顔写真つきのカードを作ることができないとしたらどうするのでしょうかという、マイナンバーカードについては疑問ばかりが浮かんできます。

次に、(3)のトラブルの対応窓口、相談窓口についてです。マイナンバーは個人情報ですから、セキュリティもしっかりとしていかなければなりません、不安なことばかりが起きて、その不安が解消されないまま誤処理問題などが後を絶ちません。一度立ち止まって交付を中止すべきと考えますが、市の考えを伺います。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

マイナンバーカードは、国民サービスの迅速性や行政の事務効率のために国の方針として進められております。このため、市町村が単独で交付の中止などを判断することは困難でございますが、昨今の事故対策状況など、国の動向を注視しながらセキュリティ確保を含めた正確な事務処理に努め、市民から信頼されるものとしていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 マイナンバーカードの誤処理は本当に論外です。デジタル庁の発表では、家族口座に約13万件、お子さんの口座を開設している例は少数ですし、保護者の口座へのひもづけは仕方がないことだと思いますけれども、1人1口座、このひもづけでは口座を持っていない人はどのようにするのでしょうか。制度設計もあやふやなまま見切り発車をしているとしか思いません。

次に、(4)のマイナ保険証の問題です。これはまとめます。地域の方から、3月と4月の病院の支払いで10円

高くなっている、マイナ保険証を持っていないからかなと、ペナルティーなんだろうかと。これはペナルティーだったらひどいねと、それで、知らないうちにペナルティーをかけるということもひどい、このように怒っていました。先ほどの全国保険医団体連合会の調査で、マイナ保険証のみを持参したところ、その資格が無効とされて窓口で一旦10割負担になったケース、これが全国で545件あったということが判明しています。政権寄りの読売新聞が社説で、保険証の廃止、見直しは今からでも遅くないという主張を出しました。これがSNSでは賛同する声や驚きの声が上がっています。読売新聞の社説に共感するなんて、また、河野太郎さんに読ませたい読売新聞の社説、読売さん何か変わった、正論ですなどなど、SNS上では盛り上がっています。社説では、身近な健康保険証を廃止しトラブルが続出しているマイナンバーカードに一本化するのは無理があろう、廃止方針を一旦凍結し国民の不安を払拭するのが筋だとし、現在何の不自由もなく使えている保険証を廃止し、事実上カードの取得を強制するような手法が政府の目指す人に優しいデジタル化なのかというふうに読売新聞の社説で書いておりますけれども、本当にマイナンバーカードについてはそのとおりだと思います。

次に、障がい者福祉についてです。これについてはまとめます。65歳になると介護保険に移行することから、65歳の壁問題というふうに言われているそうですけれども、答弁にあったように、平成30年4月に新高額障害者福祉サービス給付金が創設されたことにより、障がい者の利用者負担はゼロになるということでしたので、本市の65歳を迎える障がい者の皆さんに対してきちんと周知し、そして丁寧な説明をお願いしたいと思います。

次に、補聴器購入費補助制度の創設についてです。これについては先ほどの答弁で、本市は21年2月の研究するという答弁から、検討するというふうになりました。難聴に対しては、早い段階から補聴器を使うことで生活の質をよくするというふうに言われています。補聴器は平均で片耳15万から、高いもので30万、50万と高額です。購入をためらうのもよく分かります。しかし、聴力の低下に伴い、会話や他者とのつながりが減り、ひきこもりがちになり、認知症や鬱病の発症にもつながるおそれがあるというふうに言われています。補聴器を購入しても、慣れるまでには3か月ぐらいかかるそうです。眼鏡は買ってすぐに慣れますけれども、補聴器はそうはいきません。そして、高額ですからなくしたら困るとしまっておいたという人もいるという、そんな笑い話のようなことも起こっています。

私は最初に東京都の港区モデルというのを御紹介いたしましたけれども、神奈川県相模原市でも22年7月に2年間のモデル事業として、政令市初の補聴器購入補助制度がスタートしています。また、東京都では区市町村が補助制度をつくれれば費用の半分は都が負担をすることになっています。千葉県は財政力が全国5番目ですから、県の補聴器補助制度も創設し、あわせて市の補聴器制度を創設すると、今、子育て世代に支援がたくさん行われていますけれども、高齢者世帯、高齢者への支援にもつながります。認知症の発症予防にも期待されているこの補聴器購入補助制度、ぜひ市も創設を早急に進めていただきたい、このことを要望します。

次に、自転車のヘルメット購入補助制度についてです。今回、申請の受け付けは7月の上旬から、そして今回の自転車のヘルメット購入費用については、全ての市民が対象ということです。4月1日以降購入したヘルメットから適用されるということですから、よかったというふうに思います。でも、女性がかぶるようなヘルメットがなかなか見つかりません。自転車屋さんに行っても入荷待ちという状態になっています。今回はネットで購入しても補助が認められるということです。全国的に普及が進むようになればいいなというふうに思っています。これから申請の受け付けを始めるので、どのくらい申請があるのか分かりませんが、たくさんの申請があった場合には補正を組んでいただいて増やしていただきたいということを要望します。

次に、インボイス制度についてです。インボイス制度が始まる前に、免税事業者か課税事業者かどちらかを選択するということでした。どちらにしても増税になることは間違いありません。財務省は、消費税収が2,480億円増えると、このインボイス制度によって試算をしているというふうにされています。声優、漫画、アニメ、演

劇業界の皆さんがアンケートに取り組みました。その結果、約3割の方が廃業を検討している、また決定しているということです。そして、約5割の方が年収100万円以下という回答をしています。本当に生きていくのに大変な状態で、もうダブルワーク、トリプルワークで生活をしている方がたくさんいます。また、取引先から課税事業者への登録を迫られたら断りにくい、課税業者にならないとその分値引きするという、そういう話もあったということもあります。このままインボイス制度を導入することは、日本の文化を衰退させることにつながるというふうに思っています。今回、テーマが日本の文化を衰退させることにつながるというふうにしましたけれども、私の知り合いも結構音楽関係や演劇関係や声優さんなどもいらっしゃいます。もう本当にそういう方たちは、さっきも言ったように、本当に二重、三重のアルバイトをしながら日々稽古に励んでいます。憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活、これを政府自ら潰すこととなります。インボイス制度は国の制度であることは分かっていますが、市川市にも文化に携わっている方が住んでいることも事実ですので、その点はぜひ分かっていたいただきたいというふうに思います。

次に、デジタル地域通貨、健康ポイントについてです。健康ポイントの事業の再質問をさせていただきます。

健康ポイント事業A r u c oは募集人数を5,000人というふうにしていましたが、定員に達した場合、今後どうするのか伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

健康ポイント事業A r u c oでは、アプリで4,800人、活動量計で200人、合わせて5,000人を募集いたしました。現時点では、いちかわ健康マイレージ参加者からの移行予定者分を合わせますと約4,900人を超える応募があり、募集定員に達したことから、参加の募集を終了しております。今年度は5,000人を定員としておりますが、今後の募集につきましては、市民の皆様からの様々な声や要望を基に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 今、いちかわ健康マイレージ事業ということがありました。健康ポイント事業A r u c oを始める前に、このいちかわ健康マイレージ事業というのを市川市は実施しています。この事業との関わり、健康ポイント事業との関わり、今後どうなっていくのか伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

いちかわ健康マイレージは、市民が自ら健康づくりに取り組むきっかけを創出し、健康意識の向上を図ることを目的として平成26年より開始している健康ポイント事業でございます。参加者は、自らが設定した健康づくりの取組や健康イベントへの参加、健診の受診などにつきまして、御自身で入力してポイントを獲得する形式を取っております。ためたポイントは景品と交換ができます。この事業を実際に利用されている方は、平成30年度の700人をピークに毎年減少しており、本年5月末時点では、利用者数が約400人、登録者に対する利用率も約14%と低い稼働状況となっております。今後につきましては、新健康ポイント事業A r u c oへ参加者の移行を促すとともに、A r u c oの利用実態を踏まえまして、事業の方向性を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 健康マイレージはピーク時で700人、5年後には400人、利用率は14%とどんどんと下がっています。自ら健康づくりのために、新健康ポイント事業A r u c oは体組成計などが置いてある市内20か所に歩

いていって測ってポイントをためる、また、日々の散歩でポイントをためるということです。登録されている方たちは10代から90代ということですが、年齢が高くなるにつれて足、膝、腰が弱くなってきますと、歩くことも困難になっていきますね。登録しているけれども利用しなくなる、このような事態に陥らないように、この事業について検討していただきたいと思います。

元々歩けない市民は対象ではありません。そこが不公平感といえそうです。健康ポイント以外にも、行政ポイント、これがたまる、ためる、そういうものがありますが、これもどう普及していくのかも課題だというふうに思います。今後の方向性を見極めていきたいというふうに思います。

次に、前市長の税金の使い方についてです。再質問させていただきます。シャワー室、i-BOX、市本、この事業は全て廃止ということになりました。税金の無駄遣いだと思っておりますが、総事業費、この3つの事業費は幾らぐらいかかったのか伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

特に市民の皆様から御理解いただけなく、厳しい御意見を多くいただいた市長室のシャワー室、また、スマートi-BOX、市本、合わせまして、かかった総事業費は約9,070万円でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 約9,070万、1億円近いお金です。前市長が実施してきた結果を踏まえて、同じ過ちを繰り返さないために何が必要だと考えていますでしょうか。今後どのように考えていくのか、この点について伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

本年の2月定例会におきまして市長が施政方針でも述べたとおり、市民の皆様からお預かりしている貴重な税金でございます、市民に喜ばれることに使っていくことが何よりも大切だと考えております。事業の実施に当たりましては、選択と集中の観点や制度設計に当たっての検討プロセス、そして事業化に向けた丁寧な説明など、皆様に御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 今回お聞きいたしました3つの事業よりも前にも、市長車の特斯拉車導入、いちかわ未来創造会議など、前市長のごり押しのような事業に見えました。田中市長は、ごり押しではなく、制度設計に当たっての検討プロセスもしっかりと進めていただきたいと思えますし、市民への説明も同じです。また、庁内での議論、議会での議論も必要です。以前に自治会を対象にしたタウンミーティングに参加をさせていただきました。その際に、私たちが知らないことまで報告されていたことに驚きました。例えば、何人かの参加の方がいますが、その方たちの顔写真とプロフィールが紹介されました。私たちは知りませんでした。先ほどの行政ポイントの中身でも、自治会にもポイントをあげますよという話は、議会の中では加入した人にポイントをあげるという説明はありましたけれども、自治会にポイントをあげるという説明はありませんでした。これはよいことだとは思いません。前市長も先にマスコミに発表して、テレビや新聞報道で初めてその中身を知ることが何度もありました。こういうことが田中市長はないようにしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 清水議員から様々な御指摘をいただきました。やはり議会で、このように各議員から指摘をい

ただくことが、非常に市政運営において重要なことだなどということを改めて感じる質問でございます。政府が進めているマイナンバーカードあるいはインボイス制度の問題、また、市川市においても国民健康保険税のこれから値上げをどのように対応していくのか、また、補聴器の購入の補助制度の話なども大変に参考になる、前向きに検討していかなければいけないなという思いで聞いておりました。

今御指摘いただいた件でございますが、基本は議場において市民の皆さん方に選ばれている議員の皆さん方の指摘を基本として政策の柱を立てるということを心がけているつもりであります。特に、予算が伴う議会案件に関しては、これはやはり重要な案件として議員の皆さん方に最初に御相談を申し上げるということ、違えている点がありましたら十分に注意していきたいというふうに思います。

タウンミーティングの件でございますが、タックスペイヤーであります市民の皆さん方とより身近に話し合っ、て、細かな住民対応ができるようにという思いで、昨年は自治会連合会を14のブロックに分けて開催をいたしました。本年度は、今月の29日に市川市子ども会育成会の会員の皆さん方と話し合いをする予定であります。また、8月に入りまして児童議会と称しまして、この議場をお借りいたしまして、市内の小学生の皆さん方と議会を開催して、素朴な質問あるいは率直な質問に、子どもたちの声に応えていきたいということも考えているところで、す。10月に入りまして、カーボンニュートラルの意見交換会を計画しています。多分市役所の1階で行うということになると思いますが、同じく10月の18日には、民生委員、児童相談員の方々と、そのような役職を務めてくださっている皆さん方しか知り得ない、そういう現場の声というのを聞かせていただきたいというふうに思っています。

そういうタウンミーティングの席で、議員の皆さん方より先にお話するというようなことが、議会の案件に関わること、予算に伴うことにおいてはなるべく心がけ対応していきたい。ただ、そういう意味では、議員の皆さん方もタックスペイヤーの市民一人一人も、私からは同じように誠意を尽くして丁寧にお話をしたいという気持ちがございますので、今申し上げたような点に注意しながら対応していきたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 市長から承るいただきました。市長の思いが先にどんどんと進めて、市民の皆さんに話があると、私たちは後からついていくみたいなふうになってしまいますので、ぜひその点は今おっしゃられたように進めていただきたいというふうに思います。

以上で代表質問を終わります。

○稲葉健二議長 この際、経済観光部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 発言の訂正をお願いいたします。

午前中の日本共産党、清水みな子議員の代表質問中、インボイス制度の実施延期を政府に要望することの質問に対する答弁におきまして、「法人課税事業者約182万社」を「法人課税事業者約82万社」と申し上げましたが、正しくは「法人課税事業者約182万社」でありますので、訂正をお願いいたします。

○稲葉健二議長 ただいまの申出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

次に、市川維新の会、堀内しんご議員。

[堀内しんご議員登壇]

○堀内しんご議員 それでは、市川維新の会を代表いたしまして、堀内しんごより皆様に御挨拶をさせていただき、そして、通告に従いまして、初回総括、2回目以降は一問一答にて代表質問を行います。なお、補足質問はつかこしたかのり議員が行います。

それではまず、公園内のトイレ及び公衆トイレの設備について質問いたします。

市内の公園には多くのトイレが設置されています。これらのトイレにつきましては、かなりの老朽化が進んでいるほか、公衆衛生上においても好ましい状況とは言い難く、ほぼ使われていないようなトイレも見受けられません。

そこで、(1)市内トイレの設置状況と課題。

そして、(2)トイレの整備に関する今後の取組についてお伺いいたします。

次に、学校教育におけるICTの活用について質問いたします。

現在、市川市では市独自のGIGAスクール構想に基づき、市内小中義務教育学校、特別支援学校の全ての子どもたちに1人1台のタブレットが配付され、各学校においてICT教育が進められております。ICTとはインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、日本語では情報通信技術ということになります。分かりやすく言いますと、コンピューターを使って様々な種類のデータまたは情報を作成し、処理、保存、取得、交換するということかと考えられます。聞くところによりますと、学校環境ではICTのCの部分、つまり、タブレットを用いて相手とやり取りを行うことでコミュニケーションを図るということに課題があるというふうに聞いております。

そこで、(1)ICT教育の現状について。

(2)授業におけるタブレットの活用の現状と課題、そして今後の取組についてお伺いいたします。

次に、地方創生臨時交付金対象事業について質問いたします。

児童数の減少や合計特殊出生率が低下している現状において、少子化対策は本市においても喫緊の課題と考えます。

そこで、本項目につきまして、(1)第2子以降の保育料を無償化する経緯についてお伺いいたします。

なお、(2)保育料を無償化することで得られる効果につきましては、先順位者の質問で理解ができましたので、御答弁は結構でございます。

次に、子どもの成長応援臨時給付金給付事業の経緯及び効果について質問いたします。

千葉県は、小学1年生から中学3年生を養育する世帯に対し、児童1人当たり1万円を支給していますが、本市について、県の対象から外れた世帯についても支援するといったしました。その経緯は先順位者の質問において理解できましたので、この給付金の効果についてお聞かせください。

次に、自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業の経緯及び効果について質問いたします。

先順位者の質問で、自転車乗車用ヘルメット購入費の補助について、その経緯と効果はおおむね理解いたしました。その上で、市民が補助を受けヘルメットを購入することで本市はどのような効果を期待しているのかを伺います。

最後に、市川市の国民保護について質問いたします。

先日、北朝鮮において衛星と称する軍事偵察衛星らしきものの打ち上げが行われました。飛翔の方向の沖縄県では、Jアラートによる緊急情報が発令されました。このことにつきまして、本市においても他人事では済まされない事態というふうに考えております。

そこで、万一本市にも影響があるような場合にはどのような行動を取ればよいのかお伺いいたします。

初回、第1問の質問は以上となります。御答弁によって適宜再質問を行ってまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長 質問を終わりました。

答弁を求めます。

小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは公園内のトイレ及び公衆トイレの設備についてお答えいたします。

初めに、(1)現状と課題でございます。市内には、公園内のトイレと道路などに設置されているさわやかハウスと呼ばれる公衆トイレが合わせて約170棟あります。このうち、大規模な公園のトイレは順次更新しておりますが、小規模な公園のトイレは老朽化が進んでおります。このため、現在洋式化と併せて修繕や建て替え等に必要な現地調査等を行っているところでございます。

(2)今後の取組につきましては、現在行っている調査状況を踏まえ、優先的に整備する箇所を精査し、計画的に改修を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目学校教育におけるICTの活用についてお答えいたします。

初めに、(1)ICT教育の現状についてお答えいたします。

市川市におけるICT教育の狙いは、タブレットを活用し、個別最適な学びと共同的な学びの2点を柱に、子どもたちの資質、能力の育成を目指しております。1点目の個別最適な学びとは、教師が子ども一人一人の特性や学習進度に応じた課題を与え、タブレットの中にあるデジタルドリルの項目から自分の選んだ問題を解いたり、インターネットで調べるのか、または図書資料で調べるのかというように、方法を自分で選んだりする学びのことで、学習が最適となるよう子どもが自ら調整することで、基礎的、基本的な知識、技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力を身につけ、粘り強く学習に取り組む態度を育成することを狙いとしています。2点目の共同的な学びとは、子ども一人一人の意見をタブレットで大型提示装置に映し出して、自分と友達の意見を比較したり、探究的な活動や体験活動を通して子ども同士や地域の人々、専門家などとともに協力したりしながら進める学びのことで、これらの学びは、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会のづくり手となるような資質を育てることを狙いとしており、子どもたちの発達段階に合わせて進められています。

続きまして、(2)授業におけるタブレット活用の現状についてお答えいたします。

小学校低学年では、タブレットの起動や終了、写真撮影などの基礎的な操作を理解させることからスタートし、中学年ではローマ字入力などのキーボード操作、高学年では目的に応じたアプリケーションの選択と操作、中学校では表やグラフを組み合わせた資料の作成やアプリケーションを用いたプログラミング学習など、市川市教育委員会で作成したICTに関する情報活用能力のコアカリキュラムを基に、系統的に指導を進めています。特に、プログラミング学習は今後あらゆる活動においてコンピューター等を活用することが求められる社会を生きていく子どもたちが、将来どのような職業に就くとしても、その仕組みを知るだけでなく、物事を順序立てて論理的に考えていく力、プログラミング的思考を育てることも重要です。例えば、算数科において、タブレットで正方形を書くプログラムでは、正方形に関する既習事項を活用して、90度回す、4回繰り返すなど数学的な見方、考え方を働かせながらプログラムを組む学習を行っています。さらに、子どもたちはここで学んだ考え方を生かして五角形や六角形を作図するなどしています。

次に、課題についてですが、教員や子どものタブレットの活用状況やスキルに差があることです。教員による学習での活用率が上がれば、子どもの活用率やスキルも上がることが分かっています。したがって、小学校低学年から系統的に情報活用能力の育成を図りながら、教職員自らがタブレットなどのICT機器を学習の場面で活用していく必要があります。

最後に、今後の取組についてです。タブレット活用率を上げていくために、今後の取組としてICTに関する研修を充実させ、教員の資質や能力の向上を図ってまいります。また、市川市教育委員会が行う学校訪問や要請訪問の機会に、効果的なICTの活用について指導、周知してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは、大項目3つ目の地方創生臨時交付金対象事業についての(1)第2子以降の保育料を無償化する経緯及び大項目4つ目、子どもの成長応援臨時給付金給付事業の効果についてお答えいたします。

初めに、第2子以降の保育料を無償化する経緯でございます。本市では、近年未就学児童数の減少や合計特殊出生率の低下が続いており、少子化対策が喫緊の課題であると認識しております。そこで、こども部では、子ども医療費助成の高校生年齢相当まで拡大の実現がほぼ固まった昨年12月頃より、次なる取組が必要と考え、少子化対策となる幾つかの施策の検討を進めてまいりました。そうした中、本年1月に東京都が第2子以降の保育料無償化を公表し大きな話題となりました。東京都の公表以後、市民要望が寄せられるようになり、この制度に対する市民の皆様の関心の高さを改めて認識し、本格的な検討に入りました。なお、当初は令和6年4月の実施を検討しておりましたが、国は子ども・子育て施策において従来とは次元の異なる対策を実現すると表明するなど、少子化対策が待たなしの状況であることや、地方創生臨時交付金が活用できるようになったことにより、令和5年10月の早期開始に向けての方向性が整ったため、今定例会において10月から令和6年3月までの半年分の影響額である約3億600万円全額を地方創生臨時交付金で賄うこととした補正予算案として計上をさせていただいた次第でございます。

次に、子どもの成長応援臨時給付金の効果についてでございます。経済的な支援となるのはもちろんのことでございますが、給付金を活用した子育て世帯の支援を進めることで、安心して子育てできる環境整備に積極的に取り組み、子どもや子育て家庭を応援していくという本市の姿勢を広く伝えることができるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは大項目、自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業の経緯及び効果についてお答えします。

自転車は、通勤や通学、買物など、多くの機会に利用される大変便利な乗り物ではございますが、事故に遭えば命に関わる危険性があります。このため、頭部を保護できるヘルメットの利用については、早期に普及させることでヘルメットに対する市民意識を高めることが重要と判断し、補助事業を実施することとしたものであります。事業効果としましては、本市は県内でも自転車の利用者が多く、子どもから高齢者まで幅広い世代で利用されておりますことから、自転車利用者の命を守り、けがの被害を軽減させる有効な手段の一つとして、その効果を期待しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 私からは市川市国民保護計画に基づく弾道ミサイル落下時の対応についてお答えします。

北朝鮮は、5月31日から6月11日までの間、衛星と称する弾道ミサイルを発射することについて政府に通報していました。これらの内容につきましては、本市も国から県を通じて事前に情報提供を受けておりました。実際に予告日時の初日の5月31日早朝に打ち上げが行われ、飛翔方向の沖縄県では、全国瞬時警報システム、通称Jアラートによる緊急情報が発令されましたが、日本の領域に落下または上空通過の可能性がないことが確認されたため、緊急情報は解除されました。Jアラートとは、弾道ミサイルや緊急地震速報など、対処に時間的猶予の

ない事態に関する情報を防災行政無線や携帯電話等に配信される緊急速報メールなどにより、国が国民に対し瞬時に伝達するシステムで、2007年から運用されているものです。万一本市にミサイルの落下等による影響がある場合には、対象地域としてこのJアラートで緊急情報が伝達されることとなります。ミサイルの場合、発射から僅かな時間で到達する可能性があることから、屋外にいる場合は直ちに堅牢な建物や地下に避難することが必要です。また、近くに建物がない場合には、物陰に身を隠したり地面に伏せて頭部を守るなど、落ち着いて身を守る行動を取ることが重要となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁は終わりました。

堀内議員。

○堀内しんご議員 それぞれの御答弁、誠にありがとうございます。それでは、再質問を行ってまいります。

まずは、市内のトイレの設置状況と課題について理解をいたしました。大半のトイレが老朽化が進んでいる状況にありますので、計画的に改修を進めてくださることを強く希望いたします。

そして、次に清掃についてですが、これは最新のぴあぱーく妙典のトイレにおいても、実際私が行ってみて、既に手を洗うところの上の蛍光灯、これは真っ黒な汚れがある。そこで、市内のトイレの清掃の状況について、業者委託をしているようでございますが、清掃の回数、そして清掃の箇所、またトイレットペーパー、こちらの交換はどのようにしているのか。また、盗難等は発生していないのか、このようなことを御質問したいと思いません。よろしく願い申し上げます。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

トイレの清掃回数は週3回を標準として、利用者が多いさわやかハウス等は回数を増やすなど、それぞれの状況に応じて清掃しております。清掃する箇所は、建物内部の汚れや便器に詰まった汚物の除去など建物内部全体であり、作業前、作業中、作業後の状況を写真等で報告を受けるとともに、トイレ内に清掃チェックリストを設置し、清掃日時、清掃者の氏名を記入することとしております。トイレットペーパーの交換につきましては、委託事業者が清掃時に補充しております。また、これまでに盗難の報告はなく、特に盗難対策は行っておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。トイレにつきましては、清掃について大方理解をいたしました。トイレというのはさわやかハウスと言われるんですかね、さわやかな気持ちになるような清掃をお願いしたいと思います。

次に、トイレの整備についてでございます。市内のトイレの確認をしますと、大規模な公園以外はどこも同じような規格、見た目が似たようなトイレが整備されているというふうに思われます。一方で、大きな公園であっても同程度、いわゆる大きい駅前公園とかではなく、100坪、200坪程度でしょうか、そのような大きさの公園、中小公園というふうに表現してよろしいかと思えますけれども、この種類の大きさの公園に対し、トイレがある場合とない場合の公園が点在している。これは一体、ある、ないの違いは何なのか、これをお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

公園内のトイレにつきましては、平成元年から小規模な公園にも設置を進めてまいりました。市内には小規模

な公園が数多くありますことから、全ての公園に設置するものではなく、一定間隔の配置となるように計画いたしました。このことから、公園同士が隣接している場合、トイレの有無が生じております。トイレの設置は公園の利用者から御要望をいただく一方で、公園の近くにお住まいの方からは、臭いが気になる、防犯面で不安があるなど御意見をいただいております。現在設置されている小規模な公園は、周辺にお住まいの方から御理解を得て設置したものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。トイレがある公園、ない公園、この違い、ほぼ理解いたしました。

次に、公共のトイレというのは、非常時における活用等を考えると非常に大切な設備というふうに考えております。そこで、特に大規模地震発生、一番近いところと言いますと東日本大震災、あのような感じのときに帰宅困難者への対応を考えると、人が多く集まる駅周辺に公衆トイレが必要ではないかというふうに考えます。

そこで、市内でも利用者数の多い行徳駅と南行徳駅にはトイレ、いわゆるさわやかハウスが設置されていますが、市川駅と本八幡の駅には設置されていない。この理由をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

乗降客が多い駅周辺にさわやかハウス等の公衆トイレを整備するには、トイレの規模が大きくなるため、まとまったスペースと隣接する店舗のトイレ設置に対する理解が必要となります。行徳駅及び南行徳駅は、区画整理事業により駅前の歩道が比較的広く整備されているため設置することができましたが、市川駅及び本八幡駅は駅前に十分なスペースがないため設置しておりません。市川駅及び本八幡駅は、周辺の民間施設にトイレが設置されております。今後は、民間施設のトイレの活用について、他市の事例を参考に検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。本八幡駅、市川駅には、駅前のスペースの確保が難しいことからトイレの整備が行われていないというふうなことをおおむね理解いたしました。また、民間施設のトイレを含めた既存施設の活用についても検討しているというようなことをただいま確認いたしました。市川駅及び本八幡駅のさわやかハウスの整備については、設置スペースの確保と隣接する商店のトイレ設置に対する理解というのが課題になっているというふうに理解いたしましたので、民間施設のトイレを含めた既存施設の活用についても前向きな検討をするというふうなお答えをいただきましたので、ぜひこの辺も含めて、このトイレ、いわゆる市川市で言うさわやかハウスの整備を進めていただきたいということを強く要望いたします。

市内の設置トイレは、どこを見ても市民から厳しい意見を多くいただいております。公園、特に中小の公園、子どもたちが利用している姿を私もよく見ます。子どもたちが学校から帰ってきて、公園に遊びに行くと、トイレに行くためにわざわざ家に帰るような状況を何回も見ています。どうかこの辺のところも加味していただき、整備に力を入れていただきたいと思います。

次に、学校教育におけるICTの活用についてでございます。学校教育におけるICTの活用について、市川市としてタブレットを活用し、子どもたちの発達段階に応じ、見聞やインターネットなど様々な情報の中から必要な情報を収集したり、整理をしたり、また発信する力を育成するためには、子どもたちがまずタブレットやパソコンを使うことに慣れることが大切であると考えます。

そこで、子どもたちが自ら解く問題や学ぶ方法を自分で選んだり、そして、子どもたちと意見交換などをしてコミュニケーションを図ることを狙いとしているということも理解いたしました。これからも積極的にタブレッ

ト、そしてパソコンを使って、子どもたちがICTを理解し、自らの学習を進めていくことを強く希望いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。そのためには、教員の皆さんも積極的にタブレットを活用し、そして分かりやすいICT教育を進められていくことを強く希望いたします。

以上、この質問については先ほどの御答弁で理解いたしましたので、再質問は行いません。

以上、私からの質問はこれで終わります。この後は補足質問者のつかこしたかのり議員に交代いたします。

私も初めてこの議会ということで参加させていただき、そして田中市長から、私は30年来背中を見させていただきました。そして、政治家というものは何かということも学ばせていただきました。そこで、政治家は何が一番大事か、国民の命と財産を守ることだということをお教わったつもりでございます。そこで、命を守るためにも公園の整備もしっかりしていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、学校教育部の藤井部長、PTAの会長として私も長くやって、現場において藤井部長ともかんかんがくがく、PとTという形でやらせていただきました。そういう経験を生かして今回質問させていただきましたので、ぜひとも先生方とタブレットについての教育も強く進めていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

以上であります。御答弁くださりましてありがとうございます。ここでつかこし議員と交代したいと思います。ありがとうございます。

○稲葉健二議長 つかこしたかのり議員。

○つかこしたかのり議員 市川維新の会のつかこしたかのりです。引き続き補足質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、地方創生臨時交付金対象事業については、東京都が保育料の第2子無償化を公表し大きな話題を集めたときと同様、本市も大きな注目を集めていると考えます。これまでの学校給食費無償化や、子ども医療費助成制度を高校3年生にまで拡大したことと併せ、子育て支援策を拡充し、さらに子育てしやすい町を目指してくださることを要望し、このことにつきましては初回の御答弁及び先順位者の御質問で理解できましたので、本項目は再質問を行わずに終えます。

次は、子どもの成長応援臨時給付金事業の経緯と効果についてです。こちらにつきましても、初回の御答弁及び先順位者の御質問でおおむね理解できました。私も、ゼロ歳から6歳の未就学児を養育する子育て世帯に、本市独自で県と同額の給付金を支給することで、乳幼児を育てている子育て世帯の経済的負担は軽減されると思います。しかし、子育て世帯の経済的負担を軽減するという観点であれば、その対象をゼロ歳から6歳の未就学児ではなく、高校生を養育する世帯を対象とすることも想定されたのではないのでしょうか。

それでは、なぜゼロ歳から6歳の未就学児を養育する世帯を本市単独事業として給付対象としたのか、その理由をお伺いします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

県の給付金の一部対象外となる高校生を養育する子育て世帯については、本市では4月より、子どもの医療費助成の対象を高校生相当年齢まで拡大し、経済的負担の軽減を図っているところでございます。そのため、今回は県の給付金の対象外の未就学児を養育する世帯を対象に給付金事業を実施することとしたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 高校生を養育する子育て世帯に対しては、今年の4月より子ども医療費助成の対象を

高校生相当年齢まで拡大している、経済的負担の軽減が既に図られていることから、ゼロ歳から6歳の未就学児を養育する世帯を給付対象としたことは理解しました。採決の結果、本件が可決されました際は、対象世帯へのスムーズな給付を要望して、本項目の質問は終わります。

次は、自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業の経緯及び効果についてです。御答弁で述べられたように、ヘルメットの着用は、自転車利用者の命を守り、けがの被害を軽減させる方法として有効な手段だと私も考えます。

そこで、現状におけるヘルメットの着用状況、また、本件を今後どのようにしていきたいのか、その考えをお聞かせください。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

ヘルメットの着用率について、警察庁が本年の2月と3月に調査した結果では、全国ベースで4%にとどまっているとのことでした。着用率が最も高かったのは熊本県で7.8%、続いて東京都が5.6%、千葉県は3.6%と低い状況でありました。また、また同庁の令和4年における交通事故の発生についてによりますと、自動車事故に関係する死傷者のうち、ヘルメットを着用していたのはおよそ1割ということでした。

本市といたしましては、ヘルメットの着用が死傷事故を防ぐだけでなく、自転車の安全運転に係る環境づくりとマナーの向上にもつながることから、市民の皆様いち早く普及させるべく様々な周知方法を検討し、啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 ヘルメットの着用率について、千葉県は3.6%と低く、着用が進んでいないことを確認させていただきました。購入費補助事業によりヘルメットの普及と着用率が向上し、死亡事故を防ぐなど、市民の方々の大切な命が守られることを期待しています。このようにすばらしい政策では、例えば、政府が打ち出した持続化給付金を利用した詐欺事件など、不正受給が摘発されることもありました。この事業におかれても、制度を利用して購入したヘルメットを転売するなど、本来の目的から外れた利用をされてしまうことを私は懸念しています。

そこで、本来の目的から外れた利用にはどのような対応をされるのかお伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

補助金の申請につきましては、申請人の個人情報などを確認するとともに、個人で家族以外の申請をしないよう誓約書を求めることとしております。仮に転売が判明した場合は、返還を求めることになります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 本来の目的から外れた利用に対して、本市は返還を求めるなどの対応を行うことを理解しました。採決の結果、本件が可決されました際は、多くの市民の皆さんへこの事業が分かりやすく、また、本来の目的に即して御利用いただくことの周知を要望して、本項目の質問は終わります。

最後に、市川市の国民保護についてです。先ほどの御答弁では、ミサイルが発射された場合、直ちに堅牢な建物や地下に避難すること、近くに建物がない場合は、物陰に身を隠したり地面に伏せて頭部を守るなど身を守る行動を取ることが大事であるとのことでした。ミサイルが発射された際、市民の皆さんが取るべき行動はおおむね理解しました。

それでは、本市についてはどのような行動を取るのでしょうか。市川市では、ミサイル攻撃などに対応するため、市川市国民保護計画を策定しています。そこで、仮に攻撃を受けるようなことがあった場合、本市はどのような対応を取るのか、お伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

市川市国民保護計画は、武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象として定め、対応に当たる計画となっております。武力攻撃事態とは、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4類型がございます。また、緊急対処事態とは、武力攻撃などによって多数の人を殺傷する行為が発生した事態のことで、石油コンビナートなどへの攻撃、多数の人が集合する施設への攻撃、化学剤などを用いて多数の人を殺傷する攻撃などがございます。これらの攻撃による対応は単独の市町村だけでは対応が難しいことから、国による事態認定を受けた上で市の対策本部を設置するとともに、警察や自衛隊などの関係機関と連携して、現地調整所を設置して対応を行うこととなっております。

市の役割としては、市民への情報発信や住民の避難誘導、また避難所での支援、安否情報の収集などを実施することになっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 国民保護計画における武力攻撃事態となった際、市の主な役割としては、情報発信や避難住民の誘導、また避難所での支援、安否情報の収集などの実施であることを確認させていただきました。その上で、御答弁にありました武力攻撃における弾道ミサイルの場合、対応する時間が非常に短いため、本市はもとより、市民の皆さんに対しても迅速な行動が求められると考えます。

そこで、市民の皆さんが迅速に行動できるよう、どのような周知を行っているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

ミサイル攻撃の場合には、特に時間的猶予がないため、迅速に身を守るための行動が重要となります。そのため、本市でもミサイル落下時の行動等について常時市公式ウェブサイトで紹介しております。また、今回の北朝鮮による衛星の打ち上げのようにあらかじめ通知があった場合には、直ちに災害ポータルサイトに掲載して、事前に確認できるように対応しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 本市では、ミサイル落下時の行動などについて常時市公式ウェブサイトで紹介しているほか、今回の北朝鮮による衛星と称するものの打ち上げのように、事前に通知があった場合には災害ポータルサイトにも掲載するなどの対応を行っていることを確認しました。その上で、国民保護の事態が発生した場合、市の主な役割としては、情報発信や避難住民の誘導、避難所での支援、安否情報の収集などであるとの御答弁がされてきました。そうであるならば、国民保護の事態が発生した場合においても、地震などの災害と同様、避難所の開設や物資の提供なども行うのか、お伺いします。

また、そういった場合も想定しますと、防災倉庫も一部は地下に設置したほうがよいと考えますが、このことに関する本市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

武力攻撃事態などによって自宅での生活が困難な状況になってしまった場合には、避難所を開設して、地震災害などと同様な対応を行うことを想定しております。その場合には、生活に必要な資機材の提供や備蓄品の配布なども行うこととなります。非常事態であることは変わりがないので、その都度柔軟に対応してまいります。

また、防災倉庫の設置場所については、一部地下に設置してあるところもございますが、ほとんどは地上部にあるため、現状、地下への設置は難しい状況であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　ただいまの御答弁では、防災倉庫の設置場所についてはほとんどが地上部にあるため、現状では地下への設置が難しいとのことでした。これは一例ですが、NPO法人日本核シェルター協会によると、核シェルターの普及率は、スイスとイスラエルが100%、アメリカが82%、イギリス67%に対し、日本は0.02%とのことでした。もちろん、これは日本が平和であることの表れであるとも考えますから、この0.02%という数字が全て悪いと私は考えていません。しかし、今後の世界状況を考えたとき、武力に対する備えについて、本市もより一層の検討が必要な時期に来ているのではないのでしょうか。本市単独では難しい課題ではありますが、武力攻撃事態を想定した避難所や防災倉庫の確立など、市民の皆様の何よりも命、そして財産を守るため、できることから取り組んでくださいますことを要望して、市川維新の会の代表質問を終えます。御答弁くださりありがとうございました。

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時20分散会

第 3 日

令和5年6月13日（火曜日）

令和5年6月市川市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年6月13日（火曜日）午前10時開議

- 第1 東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について
- 第2 議案第3号 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第4号 市川市税条例の一部改正について
- 第4 議案第5号 市川市火災予防条例の一部改正について
- 第5 議案第6号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第7号 （仮）市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約について
- 第7 議案第8号 損害賠償請求事件の和解について
- 第8 議案第9号 損害賠償請求事件の和解について
- 第9 議案第10号 市道路線の廃止について
- 第10 議案第11号 市道路線の認定について
- 第11 議案第12号 市道路線の変更について
- 第12 議案第13号 農業委員会委員の任命について
- 第13 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- 第15 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 第16 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- 第17 議案第18号 農業委員会委員の任命について
- 第18 議案第19号 農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第20号 農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第21号 農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第22号 農業委員会委員の任命について
- 第22 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第24 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第25 報告第12号 継続費の逓次繰越しについて
- 第26 報告第13号 繰越明許費の繰越しについて
- 第27 報告第14号 下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
- 第28 報告第15号 下水道事業会計予算の繰越しについて
- 第29 報告第16号 下水道事業会計予算の事故繰越しについて
- 第30 報告第17号 専決処分の報告について
- 第31 報告第18号 市川市土地開発公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
- 第32 報告第19号 公益財団法人市川市清掃公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
- 第33 報告第20号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
- 第34 議員の派遣について

(代表質問) 清風 いちかわ 竹内清海議員
自由民主の会 細田伸一議員
チームいちかわ 丸金ゆきこ議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について
- 日程第2 議案第3号 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第4号 市川市税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第5号 市川市火災予防条例の一部改正について
- 日程第5 議案第6号 令和5年度市川市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第7号 (仮)市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約について
- 日程第7 議案第8号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第8 議案第9号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第9 議案第10号 市道路線の廃止について
- 日程第10 議案第11号 市道路線の認定について
- 日程第11 議案第12号 市道路線の変更について
- 日程第12 議案第13号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第18号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第19号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第20号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第21号 農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第22号 農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 報告第12号 継続費の通次繰越しについて
- 日程第26 報告第13号 繰越明許費の繰越しについて
- 日程第27 報告第14号 下水道事業会計予算の継続費の通次繰越しについて
- 日程第28 報告第15号 下水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第29 報告第16号 下水道事業会計予算の事故繰越しについて
- 日程第30 報告第17号 専決処分の報告について
- 日程第31 報告第18号 市川市土地開発公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について
- 日程第32 報告第19号 公益財団法人市川市清掃公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について

日程第33 報告第20号 公益財団法人市川市文化振興財団の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告について

日程第34 議員の派遣について

(代表質問) 清風 いちかわ 竹内清海議員
自由民主の会 細田伸一議員
チームいちかわ 丸金ゆきこ議員

出席議員 41名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	いつこ	
ほ	と	ゆう	な
国	松	ひろ	き
や	なぎ	美智	子
と	く	純	平
中	町	けい	い
つ	ち	正	順
つ	か	た	かのり
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	隆	志
西	村		敦
中	村	よし	お
大	久	たか	し
石	原	たか	ゆき
清	水	みな	子
廣	田	徳	子
に	し		勲
石	崎	ひで	ゆき
堀	内	しん	ご
細	田	伸	一
青	山	ひろ	かず
石	原	みさ	子
宮	本		均

大	場		諭
稻	葉	健	二
小	泉	文	人
増	田	好	秀
越	川	雅	史
中	山	幸	紀
松	永	鉄	兵
竹	内	清	海
加	藤	武	央
岩	井	清	郎

欠 席 議 員 1 名

石 原 よ し の り

説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 甲
副 市 長	松 丸 多 一
代 表 監 査 委 員	植 草 耕 一
教 育 長	田 中 庸 惠
危 機 管 理 監	本 住 敏
市 長 公 室 長	麻 生 文 喜
総 務 部 長	蛸 島 和 紀
企 画 部 長	小 川 広 行
財 政 部 長	田 中 雅 之
管 財 部 長	稲 葉 清 孝
情 報 管 理 部 長	小 林 茂 雄
文 化 国 際 部 長	森 田 敏 裕
ス ポ ー ツ 部 長	立 場 久 美 子
市 民 部 長	佐 藤 敏 和
経 済 観 光 部 長	根 本 泰 雄
こ ど も 部 長	鷺 沼 隆
福 祉 部 長	菊 田 滋 也
保 健 部 長	川 島 俊 介
環 境 部 長	二 宮 賢 司
街 づ く り 部 長	小 塚 眞 康
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良
下 水 道 部 長	藤 田 泰 博
行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一
消 防 局 長	角 田 誠 司

選挙管理委員会 事務局長	岩	井		滴
農業委員会事務局 長	藤	城	久	保
会計管理者	六	郷	真紀	子
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	板	垣	道	佳
学校教育部長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	小	泉	貞	之
事務局 次長	町	田	茂	幸
議事課 長	米	津	孝	成
(議事担当)				
主 幹	宮	嶋		茂
主 査	尾	本		悠
主 任 書記	北	川	陽	介
主 任 書記	高	柳	陽	一
主 任 書記	三	澤	啓	成
(調査担当)				
主 幹	渡	辺	孝	文
主 査	前	田		悠
主 査	岡	澤	英	康
主 任	関	口		舞
主 任 書記	荒	木	智	貴
書 記	福	井	寿	明

会 議

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 この際、中町けい議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。
中町議員。

○中町けい議員 貴重なお時間をお借りして申し訳ございません。昨日の市民クラブの代表質問中、江戸川河川敷における安全対策に関する質問において、事故の犠牲者とその御家族について言及した際、御家族に対して大変失礼で不適切な発言がありましたので、当該発言のうち、「■■■■■■■■」との部分を取り消させていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんが、議長におかれましては、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○稲葉健二議長 お諮りいたします。ただいまの中町けい議員の申出のとおり発言の取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よってただいまの中町けい議員の申出のとおり発言の取消しを許可することに決定いたしました。

○稲葉健二議長 日程第1 東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、11人の委員をもって構成する東京外郭環状道路に関連する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって本件については11人の委員をもって構成する東京外郭環状道路に関連する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました東京外郭環状道路に関連する特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、野口じゅん議員、小山田なおと議員、ほどだゆうな議員、とくたけ純平議員、西村敦議員、石原たかゆき議員、にしむた勲議員、堀内しんご議員、細田伸一議員、竹内清海議員、加藤武央議員の以上11名を議長において指名いたします。

○稲葉健二議長 日程第2 議案第3号市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第33 報告第20号公益財団法人市川市文化振興財団の令和4年度決算及び令和5年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

清風いちかわ、竹内清海議員。

〔竹内清海議員登壇〕

○竹内清海議員 おはようございます。清風いちかわの竹内清海でございます。会派を代表いたしまして代表質問をさせていただきます。

それでは、本市を取り巻く課題や今定例会に提出されている議案も含め順次質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

初めに、道路の安全対策についてであります。

市川大野駅前のバス通りである市道0128号は本市の幹線道路で交通量も多く、また、通勤・通学時に駅に向かう人や大柏小学校に向かう児童など、多くの歩行者が通行するにもかかわらず歩道が狭く、片側にしかないところや歩道が設置されていないところがあります。このような状況の中、令和2年7月には地元迎米自治会より、市川大野駅から迎米バス停付近までの約450m区間において、利用者の安全を確保するため、歩道設置を含めた早期拡幅整備の要望があったと聞いております。そして、市は昨年度から道路の拡幅に関する設計に着手したとこのことでもあります。

そこで、その進捗状況について伺いたいと思いますが、その前に、まず、この道路の現状及び拡幅整備に至った経緯と整備計画の内容についてお尋ねをいたします。

次に、危機管理について伺います。

現在、日本各地で大きな地震が頻発しており、5月11日には千葉県南部を震源とするマグニチュード5.4の地震が発生し、木更津市で震度5強を観測しました。その後、5月26日には千葉県東方沖を震源とするマグニチュード6.2の地震が発生し、銚子市や旭市で震度5弱を記録するなど、地震の発生については千葉県も例外ではありません。また、先日の台風2号が梅雨前線に影響を与え大雨となったことなど、台風による風水害やゲリラ豪雨による浸水についても発生を危惧しているところでございます。これらの災害に対応するためには、平時からいざという時のために準備をしておくことがとても重要であると考えます。

そこでお聞きいたしますが、市はこれまで物的・人的支援に関する内容について、多くの民間企業の御協力をいただき、協定を締結していると認識しております。

そこで質問しますが、その数や分野など、現状についてお伺いいたします。

次に、(2)のJアラートについて伺います。

近年、北朝鮮は高い頻度で弾道ミサイルの発射を繰り返し、昨年は35回、約50発ものミサイルを発射し、我が国のEEZ、排他的経済水域内にも2発が落下したと推定されております。今年に入っても毎月発射を繰り返し、先月末には衛星と称する弾道ミサイルを発射しました。このような状況は、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威であり、市民生活の安全を著しく損なう可能性があると考え認識いたしております。北朝鮮から弾道ミサイルが発射され日本に飛来する場合、極めて短時間に日本に近づくことが予想されます。飛来が予想される地域の住民に対して、飛来前に発射情報を伝達するために、2007年から全国瞬時警報システム、通称Jアラートが運用されています。先月の衛星と称するミサイルの発射に際しては、沖縄県を対象としたJアラートが発令されました。改めてJアラートとはどのようなシステムであるのか。また、本市でJアラートが発令された場合の市としての対応、市民がどのような行動をすべきか、その周知について伺います。

次に、本市の都市農業について大きく2点伺います。

本市は都心からのアクセスもよく、市内中心部や特に南部の行徳地域においては既に宅地化が進み、農地はごくごく僅か、一部のみかと思えます。そして、農地が広がっている北部地域においても農地の梨畑や露地畑等、隣接地にも宅地化が顕著に進行していると感じているところであります。ですから、本市の特産品である市川の梨やトマトやネギなどの農地が減少していると感じております。また、農業を営んでいる農業従事者においても、高齢化や後継者等の担い手不足により営農を終了する方がいると伺っております。

そこでお聞きいたしますが、本市の農地面積の推移と農業従事者の現状について伺います。

さらに、この先、本市の都市農業の安定的な継続を図るため、農地の保全等に対する農業への支援策についてお聞かせいただきたいと思えます。

次に、(2)の市内農家への補助制度の拡充についてお尋ねいたします。

近年では、新型コロナウイルスや物価高騰などの世界情勢の影響により肥料や燃料などが値上がりしており、営農を続けることが厳しい状況だと思いますが、長年にわたり農業を継続して頑張っている農家の方もたくさんおられます。

そこでお聞きしますが、農家に対する本市の補助制度についてお聞かせください。

次に、国府台公園野球場の整備について伺います。

当初は令和5年4月にオープンする予定であった国府台公園野球場ですが、埋蔵文化財の発掘調査が延長となり、実際に市民が使えるようになるのはもう少し先になると聞いております。文化財を守ることはとても大切なことであり、そのための発掘調査に時間がかかることは仕方がないことだと思っております。しかしながら、市民の多くが早期の野球場の再開を待ち望んでおり、私もその1人です。

そこで最初の質問となりますが、(1)野球場の整備計画は遅延しているが、改めて施設概要について伺います。

次に、(2)球場内及びその周辺の遺跡調査の現状について伺います。

野球場整備に伴う遺跡調査については、令和5年2月定例会における他の会派の代表質問の中で、令和4年10月中旬までに終える予定ではあったが、整備完了後は数十年調査ができなくなる可能性が高いことから令和5年12月頃まで延長し、野球場周辺まで調査範囲を広げるとの答弁がありました。

そこで伺います。球場内及びその周辺の遺跡調査について、改めて経緯、経過と現状、そして今後の予定について伺います。

そして国府台公園野球場の最後の質問ですが、野球場竣工までのスケジュールについて、具体的にいつから市民が野球場を利用できるようになるのか伺います。

次に、治水対策について伺います。

春木川が流れる曾谷や東国分周辺においては、数十年前と比較すると、上流の国分川分水路整備や国分川調節池の関係により、浸水被害はかなり軽減されていると感じておりますが、近年では線状降水帯などの影響で想像以上の集中豪雨等も多く発生し、全国的にも各地で甚大な浸水被害も発生しております。また、直近でも、6月2日から3日にかけては総雨量239mmとなる大雨が降り、市内において道路冠水が見受けられたところもあります。市川市内の河川の整備状況を顧みますと、真間川や大柏川では護岸整備が完了しているようですが、春木川では護岸整備が遅れている感があり、いまだ未整備の箇所が見られる状況であります。当該河川の護岸改修は地域の浸水被害軽減へ向け大きな効果が期待される事業でもあり、地元からも早期整備を望む多くの声が聞かれております。

そこでお聞かせください。春木川護岸整備の現状と進捗状況に対する市の認識と今後の予定をお伺いいたします。

最後に、子育て支援について伺います。

岸田政権が「異次元の少子化対策」という言葉で国を挙げた少子化対策の実施を標榜し、今年の4月からはこども家庭庁も設置されました。そのような中で、本市においても出生率は低い水準で推移しており、子育て世帯の転出超過も起こっていると聞いております。このままにしておいては、子どもたちや若者がどんどん減り、町に活気がなくなり、いずれは市そのものが衰退してしまうのではないかと危機感を持っております。

本市では、令和5年2月定例会に田中市長が施政方針の冒頭において、市川市の未来は子どもたちをいかに大切にするかということ述べておられます。市川市の町に子どもたちの声を取り戻すためには、今定例会で提案されている第2子以降の保育料無償化は非常に重要な取組であると考えます。一方で、無償化するとすると多額の予算が必要であり、影響する額としては、今回補正予算で計上されたのが約3億円、来年度以降は年間で約6

億円に上るとのことです。今年度は地方創生臨時交付金を活用できるということで財源を確保できているとありますが、来年度以降は財源的に大丈夫なのか、心配となる面があります。お金がかかってもやらなくてはならない事業であるからこそ、財源の確保をしっかりとやっていただかなければならないと考えますが、その点、財源につながる歳出削減について、こども部としてはどのように考えているのかを伺いたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます、御答弁により再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。

答弁を求めます。

岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは大項目、道路安全対策についてお答えいたします。

御質問の市川大野駅前のバス通りは、市川大野駅から高塚入口交差点までを市川市が市道0128号として管理し、高塚入口交差点から本八幡駅までを千葉県が県道市川柏線及び本八幡停車場線として管理しております。市が管理する市道0128号は延長が約1,300m、全体幅員が約8mで、交通量の多い路線バスが運行する幹線道路であります。また、計画幅員を18mとした都市計画道路3・4・15号本八幡駅前線の一部にも位置づけられております。JR市川大野駅から京成バスの迎米バス停付近までの区間は大柏小学校の通学路に指定されるとともに、住宅地と駅とを結ぶ経路にもなっているため、特に朝の通勤、通学の時間帯には歩行者の通行が多く見られております。しかし、この区間の歩道は片側しか整備しておらず、幅員も約1.5mと狭いため、歩行者同士のすれ違いのほか、車椅子などの円滑な通行にも支障を来している状況を確認しております。これまでも議会等で御要望いただいたことがあり、本市では、駅前広場と駅周辺の歩道整備や市川大野駅から迎米バス停付近までの歩道に防護柵を設置するなど、安全対策を行ってきたところでございます。

今回整備に至った経緯としましては、近年、迎米地区の宅地化が進み、駅を利用する歩行者が増加したこと、また平成30年に東京外郭環状道路が開通して以降、自動車の交通量が増加したことなどから、令和2年7月に地元の迎米自治会より、市川大野駅から迎米バス停付近までの約450m区間について、早期に歩道の設置等の拡幅要望がありましたこと、さらには、令和4年9月に策定した市川市都市計画道路整備プログラムにおきましては、この道路を整備優先度が高い路線と位置づけましたこと、これらを踏まえ、令和5年2月より拡幅整備に必要となる予備設計に着手したものでございます。整備内容としましては、全体幅員を18mとして、幅員構成は幅3mの車道と幅1.5mの自転車レーンを双方の車線に整備するほか、その両側には幅0.5mの路肩と幅4mの歩道を設置するものでございます。また、歩道内には電線共同溝方式による無電柱化の整備を予定しております。

なお、今回の整備では同区間のほか、既に拡幅済みの市川大野駅前から県道船橋松戸線との交差点手前までの約300mの区間についても、自転車レーンの設置と電線共同溝の整備を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 私からは大項目2番目、危機管理についての御質問にお答えします。

初めに、(1)災害協定の現状についてです。大規模な災害が発生した場合、行政による支援、いわゆる公助が市民の皆さんに行き渡るまでには時間を要すると想定しております。また、本市だけで公助の全てを賄うことは難しいことも認識しております。そこで、災害時に想定される様々な場面に応じて民間事業者などに御協力をいただき、速やかな災害対応を行うために多くの協定を締結しております。その数は本年5月末現在、204の協定を締結しており、その内訳は、行政機関との協定が18、事業者との協定が186となっております。事業者との協定内容は、食料品や生活必需品等の物資供給をはじめ車両や船舶などを活用した物資輸送、災害復旧に向けた人

員や機材の提供、廃棄物処理、医療、衛生に関するものなど、多岐にわたっております。さらに、福祉施設や商業施設などとの避難場所に関するものや、宿泊施設などの帰宅困難者支援に関する協定などがございます。本市では、災害発生時に想定される多くの要望に対応するため体制の強化に努めております。

次に、(2) Jアラートが発令された際の本市の対応と市民への周知についてです。Jアラートは弾道ミサイル情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、対象地域に対して防災行政無線や携帯電話等に配信される緊急速報により、国が国民に瞬時に伝達するシステムです。ミサイルの発射に伴いJアラートが発令された場合、防災行政無線から自動的に放送を流したり、その内容を市公式ウェブサイトや緊急速報メール等により市民に周知いたします。また、実際にミサイルなどによる影響が考えられる場合には事態に応じた連絡室や対策本部などを設置し、情報収集及び各種の連絡調整に当たるとともに、必要に応じて避難の指示や救急救助を行います。Jアラートが発令された場合の市民の行動については、事前に広報紙や市公式ウェブサイト等で周知を図り、必要に応じて災害ポータルサイトでも注意喚起しております。現在、北朝鮮ができるだけ早い時期に2回目の発射を行うとの報道があることから、災害ポータルサイトでJアラートが発令された場合の行動について確認できるようになっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは大項目、都市農業についてお答えいたします。

初めに、市内の農地面積と農業従事者の現状ですが、本市の農業につきましては、主に果樹、野菜、花卉の3種類があり、市内北東部及び北西部を中心に営農が盛んに行われております。国が5年に一度発表している農業センサスによりますと、市内の経営耕地面積は、平成27年度においては352haであり、果樹園が243ha、畑が102ha、田が7ha、令和2年度においては304haで、果樹園が221ha、畑が78ha、田が6haとなっており、平成27年度より減少傾向となっております。また、農業従事者は、同じく農業センサスによりますと、平成27年度は456戸、769名、令和2年度は403戸、653名であり、こちらも減少傾向となっております。

次に、都市農業に対する支援策についてでございます。本市のような都市部に隣接し、農作物の生産地と消費地が近く、直売所やスーパーなどで収穫後、短時間で消費者の手元に届けられるなどの特色を生かした農業の持続的な成長を目指し、令和5年3月に第二次いちかわ都市農業振興プランを策定し、活力に満ちた農業の推進、都市農地の保全、都市農業への理解の醸成の3項目を基本方針として設定をいたしました。個々の基本方針の要旨といたしまして、1つ目の「活力に満ちた農業の推進」につきましては、担い手の育成や新規就農者の確保、農業生産施設への支援及び生産性向上に伴う農産物のPRや高付加価値化を推進してまいります。2つ目の「都市農地の保全」につきましては、都市農地の保全と有効利用の推進に向け、JAいちかわや農業委員会など関係機関と連携しながら、様々な理由で耕作できなくなった農地を生産規模を拡大したい農業者へ集積するなど行ってまいります。3つ目の「都市農業への理解の醸成」につきましては、身近な農業体験の場の提供として市民農園や体験農園の整備、農産物の直売などによる地産地消の推進を進めるほか、潤いや安らぎにつながる緑地空間など、都市農地が有する多面的な機能を発揮できるよう取組を推進してまいります。このような3項目の基本方針に基づき、本市の特色を生かした農業の持続的な成長を達成できるよう様々な支援を行ってまいります。

続きまして、市内農家への補助制度の拡充についてでございます。本市で営農している農業者支援策としての補助制度につきましては、農業の振興を図るため、減農薬栽培の推進やその他農業振興対策に必要な事業を行う者に対し、補助金などを交付しております。主な補助制度として、高品質な農産物を安定的に供給するための営農施設や生産管理機器などの設置、改修に要する費用に対する補助や農業後継者を育成するための若手農業後継者団体の活動費への補助などを継続して実施しております。また、令和4年6月の降ひょうによる被災時には、

農業施設や農作物に被害を受けた市内農業者に対し、一律5万円の被災農業者見舞金として183件、915万円を支給いたしました。そのほか、同じく令和4年度に急激な物価高騰や円安等による影響を受け肥料価格が高騰し、農業経営に大きな影響を受けた農業者が多いことから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用し、令和3年度分、肥料費の3割に該当する金額を支援する農業者肥料価格高騰対策支援金を209件、3,794万円支給いたしました。このように継続して実施している補助制度のみならず、気象災害や世界情勢などによる営農への影響がある際には、その都度、関係部署や関係機関などと協議をし、市内農業者への補助を拡充してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 私からは大項目、国府台公園野球場の整備についての(1)及び(3)についてお答えいたします。

初めに、(1)野球場の施設概要についてでございます。国府台公園は緑の多い憩いの場として多くの市民から親しまれており、また、下総国府とも関係する歴史的にも重要な場所となります。そのような公園の中に存在する野球場として、全体的にコンパクトな設計としながらも、野球を楽しむ上で必要な機能をしっかり盛り込んだものとしております。野球場は3階建てとなり、外観はコンクリート打ちっ放しの落ち着いた装いでございます。1階エントランス部分には展示スペースを設け、野球に関連する記念品のほか、発掘調査により周囲で見つかった土器などを展示する予定です。また、選手及び運営側が利用する各部屋、設備も1階に配置しております。その上部が観覧席となり、座席数は約1,800席を確保しております。迫力ある試合を楽しめるメインスタンド側は全て個別席とし、そのうち約500席分の上部には屋根を設け、内野スタンドはベンチシートタイプとなっております。また、隣接する一部スペースについては多目的に使えるフリーゾーンを検討しており、観覧席として利用できるほか、例えばカフェテラスやビニールプールを開設するなど、野球観戦以外の楽しみも提供できる場として活用したいと考えております。そのほか改正バリアフリー法にも対応し、車椅子の観覧スペースを多く確保するとともに、分かりやすいサイン表示や多機能トイレ、また段差のないアクセス経路の設置など、あらゆる人々の利用しやすさに配慮した内容としております。

なお、野球場の外周部分にはトイレやベンチ、掲示スペースなどを配置し、公園を訪れた方が誰でも利用することを可能としております。現在も引き続き野球場としての機能を向上させ、よりよいものとなるよう設計事業者と協議を続けておりますので、完成まではいましばらくお待ちいただきたいと思っております。

続きまして、(3)竣工までのスケジュールでございます。野球場の設計施工業務委託契約では、令和7年3月21日までに工事を完了する内容としております。野球場における発掘調査終了後、速やかに野球場工事を再開できるよう、現在、関係各所とも協議を進めているところです。野球場の再開を心待ちにしている関係者の方々からは、新しい野球場で大会開会式を行いたいとの声も多く聞いております。そのような要望に応え、春の開幕戦に合わせるのはもちろんのこと、少しでも早く工事が完了できるよう、事業者とも調整してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 私からは大項目、国府台公園野球場の整備についての(2)球場内及びその周辺の遺跡調査の現状についてお答えいたします。

国府台野球場を含むその周辺地域は国府台遺跡と呼ばれ、縄文時代から中世までの様々な時代の遺跡が存在しています。特に奈良・平安時代では、下総国の国府に関連する遺跡が数多く出土することから、この地が下総国の中心地であったことが分かります。このたびの国府台野球場内での調査は球場の建て替え工事に伴うもので、

遺跡の保存を目的に令和元年度より実施し、現在も調査を継続しております。また、周辺の調査につきましては、国府の中でも最も重要な施設である国庁の所在が、国府台野球場からその南側の千葉商科大学の敷地を含む地域に想定されたことから、同大学の御協力をいただき、令和5年2月から3月にかけて、大学の駐車場において調査を実施いたしました。この駐車場の調査におきまして、奈良・平安時代の掘立柱建物の柱跡が5棟分まつまって出土するとともに、野球場から続く南北の溝が発見され、かつ、その溝は南側で幅や深さを意図的に広がられていることが確認されており、駐車場からさらに南側により重要な施設が存在していたことが推定されました。

このことから、今後の予定につきましては、野球場周辺まで範囲を広げて令和5年12月頃までとしていた調査のうち、野球場建設工事に直接影響する球場内の調査は当初9月末までとしておりましたが、調査範囲を縮小し、8月末までの実施といたします。また、より重要な施設が存在していたと新たに推定された大学の駐車場南側にある同大学が所有する敷地において調査ができるよう、改めて千葉商科大学の御協力をいただけるよう調整をまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 私からは大項目、治水対策についての県が進めている春木川護岸整備の進捗状況に対する市の認識についてお答えします。

春木川は真間川の上流部に位置し、稲越3丁目地先の国分川の堀之内橋下流から分かれ、東国分1丁目地先の国分川の大境橋下流へ再び合流するまでの河川延長約2,210mの一級河川でございます。春木川などを含む真間川流域におきましては、昭和30年代の都市化の進展に伴い、浸水被害の発生頻度が顕著に増えてきたことにより抜本的な治水対策が必要となっております。そこで真間川流域では、昭和54年度に総合治水対策特定河川事業として国の指定を受け、時間雨量50mmの降雨に対応することを目途とし、千葉県が主体となり、河道改修や排水機場に加え、調節地などの治水施設を総合的に整備してまいりました。春木川につきましては、平成8年度より千葉県が改修工事を進めているところでございます。本年3月末現在での春木川の護岸整備について千葉県に確認したところ、整備が完了している区間といたしましては、堀之内橋から稲越3丁目地先にある春木川浄化施設まで、曾谷8丁目地先から曾谷橋上流部まで、曾谷橋下流部から大境橋までの合計約1,720mの区間であり、整備率としては約78%となっているとのことでございました。現在は春木川浄化施設から曾谷8丁目地先までの約400m区間と、曾谷橋を中心とした約90m区間に未整備区間が残されていると伺っております。今後はこれまでの整備の効果なども考慮し、優先度や着手の時期を検討していくとのことであります。本市といたしましても、春木川の整備については地域の浸水対策を進める上で重要であると認識をしており、完成に至っていない春木川護岸の早期整備を促進すべく千葉県に要望しているところであり、今後も引き続き働きかけてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目、子育て支援についてお答えをいたします。

第2子以降保育料の無償化は、来年度、通年での実施を想定しており、影響額は御指摘のとおり6億円程度と見込んでおります。地方創生臨時交付金など、補助を活用することがなければ全て市の負担となります。そこで、こども部では歳出削減の取組としまして、本市が単独で行っている事業のうち、国の補助制度や民間の力を活用できるものについては積極的に活用していくこと、また、時代に即していない事業などの見直しや事務の効率化を徹底するなど、歳出削減に取り組む必要があると考えております。国の補助制度などを活用できる一例を申し上げますと、公立保育園の民営化が挙げられます。公立保育園の運営費は、本市においては国や県の補助の

対象とならないため、全額、市の負担となっております。民営化した後は国や県の補助の対象となるため、例えば定員120名規模の保育園の場合では、1園当たり年間で約1億円の歳出削減を見込めます。また、老朽化している園舎の建て替えにおいても、建設費の国補助や建築を担う民間法人の負担により、整備にかかる市の負担を大幅に削減できるものと考えております。

なお、令和5年度に民営化を実施した東大和田保育園を皮切りに、老朽化している木造園7園を順次民営化する計画としております。市民サービスを向上させつつ既存の事業の見直しなどを今後とも進め、歳出削減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

竹内議員。

○竹内清海議員 それぞれ御答弁をいただきまして大変ありがとうございました。それでは、順次再質問及び要望等をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、市川大野駅前のバス通りについてでございます。部長の答弁で現状及び整備に至った経緯、計画等々については分かりました。確認させていただきました。この計画道路でございますけれども、18mという大変広い道路になるわけでございます。距離が市川大野駅から迎米バス停付近まで約450m。私もよく通りますけれども、最近では本当に車の交通量も大変多く、また市川大野駅に向かう歩行者の方々もたくさんいるわけでございます。非常に暗く、また狭い道路でございますから、何としても早いうちに今回の計画、完了するように進めていただきたいんです。

そこで、まず再質問させていただきますけれども、現在の拡幅整備計画の進捗状況と今後の整備スケジュールについてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

現在の進捗状況としましては、現地測量等の基礎調査を実施しており、警察との協議に向けました道路線形的设计を進めているところでございます。今年度中には事業化に向けた地元説明会を開催し、道路整備の計画について地元の合意形成を図る予定としております。令和6年度は境界立会いや事業用地の取得交渉の開始を予定しております。

なお、工事の実施期間につきましては、事業用地の中には多人数の共有となっている箇所もあるため、用地取得等の進捗にもよりますが、令和8年度から着手し、令和13年度末の完了を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 ありがとうございます。現在、現地の測量や道路線形的设计を実施しているということを伺いました。また、令和6年から用地取得交渉を始めるということでございます。ただ、その中で、多人数で持っている土地があるということなんですけれども、私は分かります。村が持っているお宮ですね。名前が迎米三社宮というお宮かと思っております。確かに皆さん、村の多くの方が持っておりますから、用地取得に対してはちょっと複雑な条件が絡むかと思っております。

そこで、その件について再度質問いたしますけれども、共有地のストックの手続は、関係法令が大分変わった、整備されたということをお聞きしておりますので、以前よりも簡素化されたと思っております。取得の際にどのような手続が必要なのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

迎米三社宮が建っている土地につきましては、法務局に備えてあります登記簿を確認しましたところ、表題部に氏名の記載はありますが、住所の記載がなく、所有者が特定されていない表題部所有者不明土地でございました。このような土地を取得する場合の手続は、まず所有者を特定するため閉鎖された登記簿など、古い資料を調査したり、経緯に詳しい地元の方に聞き取りを行うなどの調査を行います。その調査により所有者が特定できた場合には、通常と同様の手続により用地を取得することとなります。一方、所有者が特定できない場合につきましては、令和元年11月22日及び令和2年11月1日に施行されました表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づいた手続となり、最終的には裁判所が選任した管理人との間で土地の取引を行い、用地を取得することとなります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 伺いました。共有地の取得に係る手続というのは今聞いたんですけども、いずれにしても、令和元年と令和2年に法が改正されたとはいえ、やはりちょっと複雑なのかなというふうに今伺いましたわけでございます。でも、可能な限り早期整備するように進めていただきたくお願いをさせていただきたいと思っております。

今回、この450mの区間のうち、私が想像するのに、あれだけの距離ですけれども、地権者は多分、恐らく10人ぐらいしかいないのかなというふうに思っております。そしてまた、私もいろいろ相談を受けたんですけども、今回のこの整備に関しては前向きな考えを持っておられる方ばかりかと思っております。まず、あの道路の市川大野駅から本八幡駅方面に向かって、市川大野駅から迎米バス停付近までの土地、南側は何と1人の方が持っている土地でございまして、協力をするという考えも多分持っているのかなというふうに私は信じております。ですから、何としましてもこの計画、早く進むように、地権者の方々にしっかりとお願いをしていただきまして、どうか計画どおり進むようにひとつよろしくお願ひしたいと思っております。この質問はこれで結構でございます。

次に移ります。次に、危機管理について再度お聞きしたいと思っております。実は3年前、私、今回と違った角度から危機管理の質問で災害支援協定を結んでいる数を聞いたことがあります。今回は186事業者、そのとき3年前なんですけども、161の事業者と災害支援協定を結んでいるという答弁をいただきました。約3年間で、何とコロナ禍の中においても25の新しい事業者と連携をした、協定を結んだということで大変すばらしいことだと思います。大いに評価したいと思っております。ただ、たくさんの事業者と協定を結んでおりますけれども、やはり私は日頃の連携が大事かなと思っております。

そこで質問させていただきますけれども、このように多くの事業者との協定を締結した後、いわゆる平時において、行政と事業者がより強固なつながりを持っていくことが私は非常に大切だというふうに思います。現在、協定締結後の事業者とはどのようなつながりを持っているのかお聞かせください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

協定事業者の皆様とは協定の内容や継続の意向、担当者や連絡先の変更など、災害時に円滑な対応ができるよう定期的に確認を行っております。また、事業者とは連携して訓練を行っており、今月は災害復旧に関する協定を締結している市川電業協同組合様に御協力をいただき、市の支援依頼を速やかに組合員に伝える情報伝達訓練を実施しております。さらには、コロナ禍により見送っていた事業者との災害時支援協定連絡会におきましても、本年より再開し、これまで以上に活発な意見交換を行っていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 いろいろな情報伝達訓練などをされているということは分かりました。

さらにお聞きしますけれども、近年において、災害時の支援協定が生かされた事例があったのかお聞かせいただきたいと思えます。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

令和元年10月に発生した台風19号の際、食料や飲料水の提供、また、土のうの配布や倒木処理などに御協力をいただきました。そのほかに、昨年発生したひょうの影響により街路灯のガラスが破損した際には高所作業車と作業員の手配をお願いし、迅速に撤去作業を行っていただいたところです。協定事業者の皆様とは日頃から顔の見える関係を構築しており、災害時に大きな力になると考えておりますので、引き続き発災時だけでなく、訓練や啓発イベントなどの場面でも協力していただけるよう、平時から連携を深めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 実際に助けていただいたことがあるということを確認させていただきました。答弁にもありましたけれども、やっぱりお互い顔の見える関係を築いていくことが大切であるということを改めて感じたところでもあります。

また、協定の内容によっては、災害においても機材とか人員、大変多く使う場面も必要となり、そういう目的の中で協定を結んでいる事業者もあろうかと思えます。そういう方とは、本当の災害時を想定した訓練をできたらいいかないと私は思うわけでございます。なかなか文書の協定だけでは、いざというときにどうなのかなということも私は若干心配しておりますので、その辺、少し頭に入れておいていただければと思います。いずれにしても、今後もお互い積極的に連携を図っていただきまして、いい関係でいっていただけるようお願いをして、この質問は終わります。

次に、Jアラートについて再度伺います。Jアラートは、対処に時間的余裕のない事態に情報を伝達するシステムということは私も想像しているとおりでございます。また、発令された際の市の対応と市民が取るべき行動の周知について確認をいたしました。ただ、やはり、先ほども答弁の中にありましたけれども、Jアラートが発令されたら取るべき行動は広報や市公式ウェブサイトでも周知しており、広く市民に知れ渡っているもので、もう大丈夫じゃないかなと取れる部分も私はあるんですけども、でも、市川市では、今までミサイル情報に関するJアラートは発令されておきませんので、北海道や沖縄県に比べると、どこか自分事ではないのかな、そんな雰囲気も否めません。私はそう思っております。

そこでお聞きいたしますけれども、本当に万が一のときに有効な行動を取るためには一歩踏み込んだ周知が必要ではないかと私は思っております。その辺、御見解をお聞かせください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

多くの市民の方にとっては、ミサイル攻撃を受けるということ自体に現実味がなく、人的な被害を軽減するための行動についてイメージできないかもしれません。実際にミサイル攻撃がなされた場合には、Jアラートが鳴った瞬間から自ら行動に移らなければなりません。すぐにその場で身を守るためにはどのような行動を取る必要があるか、誰もがイメージしやすい周知啓発が大切だと考えております。まずは県や他市の状況を調査するなど、効果的な方法を研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 ありがとうございます。確かに現実にはミサイル攻撃を受けることはほとんどないのかなというふうに市民は思っていると思います。でも、あの国は何をするか分かりません。ぜひ国や県、また他市の避難行動を参考にさせていただきまして、市民が状況をイメージできるような周知をお願いしたいと思います。

また、Jアラートというのはミサイル情報ばかりがクローズアップされておりますけれども、対処に時間的余裕のない事態はほかにもあります。過去には、市川市でも地震情報が伝達されたことがあったと私は認識しております。

そこで、ほかにどのような情報がJアラートで伝達されるのかお伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

Jアラートでは、ミサイル関連情報のほかに、国民保護情報として航空攻撃情報、大規模テロ情報などがございます。また、自然災害に関する情報では地震情報や津波情報などが伝達されることになっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 それでは、そのような状況の中、ミサイル情報以外でJアラートが発令された場合の市の対応についてお聞かせください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

市川市では、本市に影響のある震度5弱以上の地震及び津波に関する災害情報、弾道ミサイル等の国民保護情報などについて、防災行政無線により自動で放送いたします。本市では、自然災害への対策を定めた地域防災計画をはじめミサイルやテロ等に対しては国民保護計画、津波に対しては津波避難計画など、それぞれの事象ごとに計画を定めております。ミサイル情報以外のJアラートが発令された場合においても、必要に応じて計画を基に警報の内容を各広報手段により市民に周知するとともに、事態に応じた対策本部などを設置し、情報収集、各種連絡調整、避難指示、救急救助などを行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 Jアラートの概要、発令された場合の市の対応等について確認をさせていただきました。Jアラートは対処に時間的余裕のないいろいろな事態に発令されるとのことですが、現時点で蓋然性が高く、Jアラートの情報がないと状況を確認できない事態としては、やはりミサイル発射が考えられます。他方、その他の事態、地震、津波、噴火などの発生も否定できません。Jアラートは有事の情報が対象となり、数秒から数分以内に通達することが目的の一つであるとも思います。引き続き各種対処処理計画の実効性を高めるとともに、Jアラートの発令に対する市民の行動を周知していただき、事態発生時の被害を軽減できるようにお願いさせていただきます。

次に、都市農業について伺います。農地面積、農業従事者数について、本市においてもやはり減少していることは分かりました。また、農業全体に対する支援策としては、きちんとしたプランを策定し、先を見据えた計画で市として農業に対する様々な支援策を実施していることと、さらに農家に対する様々な補助制度があることも理解をさせていただきました。

でも、一方で私の自宅付近など、市街地でも農地が減少していることを最近実感しております。市街化地域の農地に関しましては生産緑地法に基づく生産緑地制度があり、この制度は30年間の営農義務がある一方で納税優遇制度が受けられる制度であると思います。本市でも平成4年に初めて生産緑地を指定し、令和4年、30年を迎

えましたが、国では生産緑地の指定から30年を迎えるに当たり、本市におきましても、高齢化や後継者不足などの理由も重なり、通年より多くの農地が減少していると思われます。そこで約10年前、平成25年2月定例会の答弁で、市街化区域内の農地面積は年々減少しておりますが、面積は167.2haあるとの答弁をいただきました。

そこでお聞きいたします。市街化調整区域内農地の直近、令和4年度の農地面積の状況をお聞かせください。

また、市街化区域の農地を引き続き保全していくため生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度を設けたと認識しております。

2点目の質問をさせていただきますが、本市において、令和4年度に特定生産緑地として指定を受けた農地はどの程度あったのかお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

固定資産台帳データによりますと、令和4年度の市街化区域内の農地面積は約124haでございます。また、指定後30年を迎えた生産緑地は、令和4年では約76haあり、そのうちの約9割に当たる約69haが特定生産緑地として指定を受けております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 御答弁ありがとうございます。やはり市街化区域内の農地の減少傾向は否めません。でも、市街化区域内の生産緑地のうち9割が特定生産緑地として指定を受けたとのことで、貴重な農地が69ha残ったわけでございます。今後も引き続き農地を保全していただき、都市農業を続ける農家をしっかりと支援していただきたいと思っております。やはり市街化の中で農業する、農地を守るということは大変なことかと思っております。新しい特定生産緑地として今回変わったわけですが、9割の方が市川市内の市街化区域内の農地を、今回もまた引き続き農業を続けていくということで、やはり我々市民にとっても、都市部、緑の空間、ヒートアイランド、よく言いますが、防災空間とか、非常に恩恵を受ける農地かと思っておりますので、どうぞしっかりと支援をしていただきたいと思っております。

次に、(2)の市内農家への補助制度の拡充について答弁を伺いました。農業振興対策、農業の振興を図るため営農施設や生産管理機器など、いろいろな補助金が交付されたと思っております。また、自然災害、ひょう被害の見舞金なども支給したり、新型コロナや世界情勢の影響などを考慮しながら努力されていることは理解をさせていただきました。

そこで再質問いたしますが、本市の農業においては、北東部地域を中心に全国的にも一大産地となっている市川の梨を外すことはできないと思っております。市川の梨、たしか私の記憶だと県内で生産量2位、売上高は、すばらしい梨でございますから県内1位というふう聞いております。

そこで質問いたしますけれども、本市のふるさと納税の返礼品でもあり、地域ブランドとして確立している市川の梨を安定的に生産するためには、梨農家への支援策としての補助制度は必要であると考えます。どのような補助制度があるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

本市の特産品でもある地域ブランド市川の梨を栽培する梨農家数は、市内総農家数の約7割と最も多く、その数は約280件となっております。梨農家への補助制度につきましては、先ほどお答えした補助事業のほかにも、野鳥などによる食害を防ぐための防鳥網を設置する際にかかる費用に対する補助や、農薬の散布回数を減らすための減農薬資材の購入費用に対する補助、そのほかにも農地に隣接した住宅地域への農薬の飛散を軽減するため

の農薬飛散防止施設を設置する際にかかる費用に対する補助などを実施しております。さらには、令和4年6月の降ひょう被害や台風などの気象災害による被害を防ぐために有効である多目的防災網の設置にかかる費用に対する補助を、千葉県と協力し、令和3年度まで2分の1であった補助率を、令和4年度から令和6年度までの3年間につきましては6分の5に引き上げ、気象災害などに強い多目的防災網の設置を推奨してまいります。今後も安定的な営農ができるよう、関係機関と連携して様々な補助事業を拡充してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 補助制度、梨農家の方、多目的防災網、あのときの補助なんか、補助率をアップしていただいたということで本当に助けられたことと思います。また、都市部に近く、住宅地の中で実際梨を作っている農家もあるわけでございます。薬をかけるときとか、草刈りだとか、いろんなところで音が出るとか、農薬散布のときの気遣い、これは非常に気を遣いながら市川の梨を生産しているわけでございます。都市部、先ほども申し上げましたけれども、貴重な空地にもなるわけでございます。その辺を市川市としても、しっかり都市農業のいい分、恩恵を受けているということを市民にPRしていただくような努力もしていただきたいと思います。今後も農家に対する補助制度などを継続していただきますよう要望いたしまして、都市農業については以上でございます。

それでは、次に移ります。次に、国府台公園野球場の整備についてでございます。まず、先ほど伺った中で、野球場はコンパクトになったのかなというふうに思います。必要な機能は削らずに盛り込んだ設計にしているということ、よく分かりました。せっかく首を長くして野球場の完成を待っているのですから、野球する側も観戦する側も楽しめる市川市の顔となるような野球場をしっかりと完成させてほしいと思います。

施設について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。市川市は千葉ロッテマリーンズとフレンドシップ協定を結んでおり、市川市で野球の試合を開催してもらうことも検討されているのではないかと思います。コンパクトと言っておりましたので、現在設計されている施設の使用はプロ野球の試合ができる水準になっているのかお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

国府台公園野球場は、プロ野球などの試合を開催できる仕様で設計しております。具体的には高レベルな人工芝の採用、ピッチャーマウンドやバッターボックスの土の硬さ、電光掲示板はフルスクリーン型とし、プロ野球をはじめとするハイレベルなスポーツを実施可能とするものとしております。また、外野側にも防球ネットを配置し、ボールが球場外、特に県道市川松戸線側に飛び出さないように配慮しています。高校野球の大会や協定を締結している千葉ロッテマリーンズなどにより多くの試合を本市で開催していただけるよう調整してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 プロも試合ができる野球場ということで、それをまた市民が利用することができるということで、野球好きにとっては大変うれしいことだと思います。また、高校野球やプロの試合が国府台公園野球場で開催されれば、野球をしない方でも観戦して楽しめることと思います。野球場の完成が待ち遠しいですね。しっかりとよいものを造ってほしいと思います。

また、国府台公園野球場内及び周辺の遺跡調査の現状についても理解をいたしました。国府台遺跡、この遺跡調査は国府台公園野球場の建て替えに伴い実施されているわけですが、野球場の南側にある千葉商科大学の駐車

場からさらに南側により重要な施設が存在していたと推定されるとのことでした。国庁という、国府の中でも最も重要な施設が発見されるか否か、大変気になるところであります。

さきの2月定例会において田中市長が、国庁が見つければ文化都市市川の象徴となり、市民の心に誇りが広がるとの答弁をされておりました。千葉商科大学に御協力いただけるようしっかりと調整していただき、調査が進むよう努めていただきたいと思います。この質問はこれで結構でございます。

最後に、野球場の竣工スケジュールに関する答弁では、新しい野球場で春季シーズンの野球大会が開催できるよう、事業者とも調整していただけるとお話でした。野球場再開を心待ちにしている選手の皆さんにとっても、それはとても朗報だと思います。ぜひかなえていただきたいと思います。

高校野球の話に戻りますけれども、国府台球場、ここ二、三年やっておりませんけれども、今までは1、2回戦しか、多分やっていなかったと思います。もう少しグレードのアップした球場になりますと、3回戦、4回戦とやっていただけるような球場になればいいのかなというふうに思います。

野球場に関しては以上でございます。

次に、治水対策についてでございます。現在の整備状況については理解をさせていただきました。私、以前にも同様の趣旨で質問いたしました。護岸改修工事におきましては、現在はほぼストップ状態かと思っております。県主体の事業とはいえ、一部市川市も関係している工事かと思っております。その河川の横に道路整備をしております。県が3m買収、市が1m買収ということで、私は関係する工事かなと思っております。

そこで再質問させていただきますが、先ほどの答弁で、曾谷8丁目地先から下流部においては、曾谷橋を中心とする90m以外は整備が完了しているということでございましたが、現地を見ると、この未整備箇所が支障となっており、大雨時など、河川の水の流れに影響があるように感じる市民もいると思います。私も感じております。その整備されていない部分だけが川の幅が非常に狭いわけでございます。

そこで質問しますけれども、今回の曾谷橋も含めた周辺護岸の整備予定についてお聞かせください。お願いします。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 お答えします。

本市といたしましては、春木川の護岸整備と曾谷橋の架け替えは一体的な事業であると考えており、この事業が進まない理由を千葉県に伺ったところ、2つの課題があるとのことでありました。1つ目は、曾谷橋上流部の左岸に約100名が所有する共有地があり、用地取得が難航しているとのことでございます。2つ目は、曾谷橋下流部の左岸には建物があり、物件補償の条件整理におきまして、解決が困難な状況にあるとのことでございます。このことから、整備時期については現時点では未定であるとのことであり、千葉県としましては、土地建物の所有者との交渉を続け、早期整備を目指す考えであるとのことでございます。

御質問のありました曾谷橋につきましては、外環道路の受入れに伴い、都市計画道路3・5・28号として県が整備を行う県道高塚新田市川線と春木川との交差する箇所にある橋梁であり、架け替えに当たっては道路の事業及び河川の事業の調整が必要であります。このことから、本市といたしましては、曾谷橋を含めた春木川護岸の整備について、道路と河川の両面から県への要望を継続し、課題解決についての手法や整備スケジュールなどを示してもらうように働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 周辺の状況については、やはりいろんな問題があるということ、共有地の土地、あるいは物件交渉が非常に難しいということは私もよく分かっております。ただ、私、ちょうど12年前に質問したんですけれ

ども、そのときには曾谷橋を中心に約110mが整備ができていないという答弁をいただきました。今回が90mですから、約12年間で20mしか進んでない。その前の1,720mのうち400m残っておりますけれども、15年ぐらいの間に1,600mぐらいは工事が進んだということで、まず、このところは、今もほとんど全く手つかずの状態なのかなというふうには感じております。さっきも共有地のお話がありましたけれども、少し法が変わって交渉しやすくなったということもありますし、県事業とはいえ、できればもう少ししっかりと県のほうに早期完成に向け工事を進めていただきたい、強く働きかけていただきたい、私はそう思います。そのことを要望いたしまして、この質問は終わりにしたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

最後に、子育て支援について再度伺います。田中市長が就任されて以来、学校給食の無償化や子ども医療費の助成拡大など、スピード感をもって数々の子育て施策を打ち出されており、その点は大変評価しているところであります。しかし、政策を進める上で財源の確保が大きな課題であると考えています。来年度、第2子以降の保育料無償化を継続するに当たり、公立保育園の民営化や既存事業の見直しにより財源を確保していくことは理解をさせていただきましたが、無償化に係る全ての経費をこども部だけの取組で捻出することはたやすいことではないと思います。

そこで再質問いたしますが、今後、市はどのように対応していくのか。財源確保の考え方についてお聞かせください。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 お答えいたします。

全ての市立学校を対象とした学校給食費の無償化や対象年齢を上げた子ども医療費の助成、また、第2子以降の保育料の無償化を進めていくことは恒常的な負担が増加することになるため、御指摘のとおり、これらの財源を継続的に確保していくことが今後の課題であると認識しております。本来でありましたら、このような新たな事業を実施するに当たりましては、経常的な歳入予算を確保することや既存事業の見直しにより歳出予算を削減するなど、自らで財源を捻出することを基本的な考え方としております。しかしながら、今定例会で補正予算案として提案しております第2子以降の保育料を無償化することにつきましては、学校給食費を無償化することと同様に、本市の重点課題である少子化対策や子育て世代の定住促進につながるための重要な施策であると認識しているため、本市といたしましても、優先的に進めるべき事業と位置づけ、全庁的な取組によって財源を確保すべきものであると考えております。そこで新年度の当初予算編成におきましても、令和4年度の決算状況を踏まえ、予算に計上する事業費のさらなる精査を行っていくほか、事業の優先度を見極め選択と集中を進めるとともに、既存の事務事業を点検し、歳入予算及び歳出予算の両方の側面から必要な見直しを進めることにより恒久的な財源を確保し、現在行っております他の必要なサービスや既に計画されている事業の進捗に影響を及ぼすことがないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 ありがとうございます。第2子以降の保育料無償化は将来にわたり財政負担を伴うものですが、子育てしやすい環境をつくるために必要となる優先すべき取組であり、そのための財源確保については全庁を挙げて行っていくということを確認させていただきました。

また、市が提供するサービスは高齢者や障がい者、道路や教育など様々な分野に及ぶことから、今回、こども部内で財源を捻出する努力を行うことは非常に大切なことですので、今後も新たな施策を実施する際には経費の見直しを徹底していただきたいと思います。その上で新たな取組を進めるにしても財源には限りがありますので、市長が言われる選択と集中を実践していくことが重要です。本年度予算では財政保全措置の取組を行われま

したが、さらに市長の政策を進めていくには既存事業の見直しが必要不可欠であると感じておりますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

さて、先日、昨年の合計特殊出生率が発表され、出生数も併せて7年連続で低下し、過去最低を記録しているとのことでした。本当に全国的に少子化が深刻な状況にまで進行しているところでございます。

そこで1点お聞かせください。多分、本市においても同様であることから、今回の第2子以降の保育料無償化のような少子化対策に全力を尽くすというところかと思いますが、本市における出生数や出生率はどのような状況なのか、改めてお聞かせいただきたいと思えます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市の令和4年中の出生数は3,756人であり、ここ数年は減少傾向にあります。また、令和3年の合計特殊出生率は1.17となっており、全国平均である1.3と比較して低い水準となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 ありがとうございます。全国平均が1.3ですから、それよりも大分低くなってしまっているのかなというふうに思えます。このような状況で、本来は国が本腰を入れて取り組まなければならない課題ですが、市川市が国に先駆けて重要な課題として認識し、優先的に取り組んだことは大変評価ができます。また、第2子以降の保育料無償化や学校給食無償化などの子育て施策を推進することは出生率の向上や定住人口の促進などの効果が期待され、将来的に見て税収の増加につながる施策であり、他市に先駆けて行うことでより効果が高まるものと考えられます。

その上で最後に要望いたしますが、いずれも多額の財源を投入する事業でもありますので、事業の成果を検証し、必要な見直しを行いながら事業を進めていただくようお願いいたします。大変な事業かと思えますけれども、よろしく願いいたします。

以上をもちまして清風いちかわの代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、自由民主の会、細田伸一議員。

[細田伸一議員登壇]

○細田伸一議員 会派自由民主の会、細田伸一です。通告に従いまして会派代表質問を行います。

初めに、多子世帯への支援についてです。

内閣府の資料によれば、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯を多子世帯という言い方をしているようです。既婚者、下の子が7歳未満を対象に「3人以上の子供を持つこと」について見ると、「1～2人は持ちたいが、3人以上持つことは望んでいない」が67.7%で最も高く、次いで「すでに3人以上子供がいる」が15.3%となっています。「すぐにも持ちたいと思う」と、「いずれは持ちたい」を加えた「3人以上子供を持ちたい」は16.1%でありました。3人以上の子どもを持つことについて不安を感じているかで、「3人以上の子供を持つことにつながる支援・環境」について見ると、「3人以上の子供がいる世帯の税負担軽減」が88.1%と最も高く、次いで「第3子以降の教育費の軽減」が87.2%となっています。

このように、3人以上子どもは持ちたいが、やはりその後の教育費や税負担、つまり経済的な事情がこのたびの少子化を招いてしまっている原因の一つかもしれません。国も異次元の少子化対策を最重要政策の一つに掲げていることは周知のとおりでございます。

私は、国の政策、支援だけではまだまだ不十分だと考えています。というのも、まだ子どもが小さいときにかかる養育費が増えた子どもの人数分の合計になるとは限らないからです。子どもが成長するに従って周りの子が

持っているもの、例えばスマホや洋服、あるいは行っていること、習い事等も増えてきますし、食費や交際費、お小遣いも増えてくることでしょう。成長期の子どもが二、三人の場合でも、その負担を実感する世帯は多いと思われる。ましてや成長過程にある子どもの数が5人、6人、あるいはそれ以上になった場合はなおさらでしょう。

そこで質問ですが、18歳以下の子どもが6人以上いる市内の多子世帯数や多子世帯への支援策の内容について伺います。

次に、平和事業です。令和5年度上半期の事業内容について。

令和5年4月から9月までの間に本市が実施を予定している平和事業の内容について伺います。

次に、消防行政についてです。

(1)救急車の空白地域。

名古屋市では、4月から救急車の空白地域に対応するため特別隊を運用し始めたということです。新救急車、Blue EIGHTというようですが、「新救急車（Blue EIGHT）始動します！」という見出しの記事がありますので、御紹介します。「消防局では、令和5年4月3日から、新たに本部直轄の救急隊を2隊増隊し運用を開始しました。新たに増隊した救急隊は、119番通報が集中することが多い昼間の時間帯——これを青空のブルーに見立てているわけですね——青空（Blue）の時間帯に限定して活動し、名古屋の市域全体を守る救急隊という意味から市章の『八』を連想させる『EIGHT』を付して、『Blue EIGHT（ブルーエイト）』と称します。昼間の時間帯に限定した運用、また空白地域をカバーする『機動的な運用』は、本市初の試みとなることから、こうした意味合いが市民の皆様にも伝わることを願って、本部直轄の救急隊である『MEDIC ONE NAGOYA』のデザインを踏襲しながら、『Blue EIGHT』の愛称から連想する『青』をメインカラーとした——名古屋市——本市初のデザインとしました。この度、新救急車（Blue EIGHT）始動にあたり、5月1日10時に新デザインの車両を展示します」。

このような記事なんですが、人口で約4倍、面積で約6倍もの名古屋のような大都市と本市は異なりますが、本市における救急車の空白地域について伺います。

続きまして、(2)映像を用いた119番通報システムの導入について。

映像も活用した口頭指導。東京消防庁では、公共の場での応急手当の実施率、救命率の向上のため、令和2年4月から119番通報の後に行う応急手当のアドバイス、口頭指導を強化しています。その一つとして、令和2年9月9日より特別区災害救急情報センターにおいて、映像を活用した口頭指導を導入しています。これは通報者のスマートフォンを使い、救急現場などの映像を災害救急情報センターに送信等ができる仕組みです。管制員は、送られてきた映像を見ながら応急手当の方法を指導したり、応急手当のやり方が分かる動画を通報者に送信することができます。実際の現場の映像を見ながら、専門職のアドバイスの下、その場に居合わせた方が処置を行えるというのは人命救助や初動の視点からも効果的な方法だと考えます。このようなシステムを本市でも導入すべきと考えますが、本市の考えを伺います。

次に、安心、安全な暮らしを実現するための取組について。

(1)危険区域の整備状況及び今後の取組については、3月に起きました江戸川での痛ましい事故に関して、主に江戸川周辺の危険区域についての質問でしたので、この点については先順位者の答弁において、おおむね理解いたしました。ただ、江戸川周辺の危険区域に関連したことで、私は令和2年12月に江戸川河川敷三角州の先端部分、河原番外地の管理、整備について質問しております。草木も大人の身長以上に生い茂っており、また水辺の部分まで誰でも入り込めるので、非常に危険であると指摘いたしました。当該地は、行政的には境界未確定地で市川市の管理ではなく、河川事務所が管理しているとのことでしたが、その後の協議はどうなったのか、進

展があったのか、進捗を確認したいと思います。

あわせて、安全対策として侵入防止の柵を設置することはできないのか伺います。

次に、(2)自衛隊との連携についてです。

地震や大型台風などの大規模自然災害が発生した場合に、国民、市民の生命を守るために自衛隊の存在は極めて重要なことであるのは言うまでもありません。一方で、自衛隊がその装備の性能や培った技術をいかんなく発揮するためには相応の人材の確保を前提としています。しかしながら、自衛隊員の人員確保には厳しい状況があります。

神奈川新聞、2019年3月13日の記事を紹介します。「自衛官募集を巡る県内自治体の対応」。「自衛官の募集事務を巡り、安倍晋三首相が『6割以上の自治体が協力を拒否している』と発言したことを受け、神奈川新聞社が調査したところ、県内の全33市町村が募集に協力し、このうち川崎市や横須賀市など3市2町は対象者の名簿を提出していることが12日までに、分かった。残る28市町村は個人情報保護の観点から公開を制限する住民基本台帳法や条例などを踏まえ、名簿や住基台帳の閲覧で対応。自治体間で大きく違いが生じており、名簿提出を裏付ける法的根拠のあいまいさが浮き彫りとなった。自衛官募集は、全国50カ所に設置されている自衛隊地方協力本部が業務を担う。自治体から提出された名簿や住民基本台帳の閲覧で得た個人情報を基に、入隊に適した18歳、22歳などの男女にダイレクトメールを送るほか、戸別訪問などを実施する。こうした自衛官募集への自治体の協力は自衛隊法に基づいており、全国の市区町村に対し、対象となる住民の住所や氏名などを記載した名簿やデータの提出を要請している。同法は法定受託事務として自治体が『事務の一部を行う』と規定し、同法施行令で防衛省が名簿の『提出を求めることができる』とする。ただ、提出は義務ではない。一方、住民基本台帳法は、国または地方公共団体は法令で定める事務の遂行のために必要である場合に限り、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができるとしている。神奈川新聞社の取材に対し、防衛省からの要請への対応について、川崎、横須賀、南足柄の3市と葉山、開成町の2町が『名簿提出』と回答。7市5町が『該当者を抽出した名簿の閲覧を認める』、9市6町1村が『該当者を抽出せず台帳の閲覧のみを認める』と答えた。判断の根拠については、名簿提出の自治体は『防衛相から市長に要望があり、市の個人情報保護条例などを精査して提出できると判断した』（川崎市）、『個人情報保護条例には個人情報の利用や提供に制限があるが、ただし書きで「法令の定めがあるとき」は除外されている』（横須賀市、葉山町）。「一方、閲覧にとどめる自治体は『住民基本台帳法には提供の文言がない』（平塚市）、『自衛隊法は名簿提出を明確に定めていない』（座間市）、『市の個人情報保護条例に抵触するため要請には応えられない』（藤沢市)など法令に基づく対応としている。なお、名簿の提出や閲覧以外の『協力』として、各自治体は広報紙での募集記事掲載や、啓発物品の配架などを行っているとした」。

安倍晋三首相の自衛官募集発言。首相は2月10日の自民党大会で、市区町村の6割以上が協力を拒否していると発言。さらに、同13日の衆院予算委員会で、防衛省の要請に対し、6割以上の自治体から自衛官募集に必要な協力を得られないと述べた。

質問の冒頭にも述べましたが、大規模地震や風水害等、また台風が発生した場合に、市民の安全を守るためには自衛隊との連携が不可欠です。今回、名簿の提出についての質問はいたしません、市として、もっと自衛隊の募集に協力すべきではないかと思いますが、市の見解を伺います。

次に、最後の項目、東山魁夷記念館についてです。

先日の「広報いちかわ」にはこのような記載が載っています。「東山魁夷の魅力あふれる記念館」。「東山魁夷記念館では、『人間・東山魁夷』をコンセプトに、日本画作品の他、貴重な資料を展示し、東山魁夷の人となりを紹介しています——中略します——文化勲章受章者で本市の名誉市民でもある東山魁夷は、1940年、日本画家の川崎小虎の長女・すみと結婚、1953年には、中山に東京美術学校——これは東京藝術大学です——の同窓であ

る吉村順三設計による居を構え、1999年の逝去まで、その生涯の大半を本市で過ごし、『私の戦後の代表作は、すべて市川の水で描かれています。』という言葉を残しています。この紹介文を読む限り、東山魁夷記念館に行けば東山画伯の作品を大いに堪能できるのではないかと多くの方は思うでしょう。しかしながら、実際に行ったことがある方は分かると思いますが、期待していたものとはちょっと違うのではないかと感じた方も少なくないと思います。1945年から東山画伯が生活の拠点にしていた市川市にある画伯本人の名前を冠した記念館にはなぜ画伯の作品がこうも少ないのか、改めて整理したいと考え、質問をする次第です。

(1)東山魁夷記念館におけるこれまでの取組について、(2)東山魁夷記念館の今後の取組について、また、令和2年9月定例会に提出されました訴えの提起に関する議案のその後の経過についても併せて伺います。

以上、初回質問といたします。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。

答弁を求めます。

鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目の1つ目、多子世帯への支援についてお答えいたします。

初めに、多子世帯の数でございます。本市で18歳以下の子どもの6人以上養育している世帯は令和5年5月現在で約20世帯となっております。

次に、多子世帯に関する子育て支援策の例としましては、国の児童手当は、現在、第3子以降について、3歳から小学校修了まで月額1万円を1万5,000円に増額されております。また、認可保育施設などの給食費は、現在、3歳から5歳までの子どものみ、基本月額4,500円の実費負担となっておりますが、国の制度により第3子以降は無償となっております。

なお、保育料につきましては、本市独自の制度として、第2子以降、無償化に向けて進めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 私からは大項目、平和事業についてお答えいたします。

本市は昭和59年の核兵器廃絶平和都市宣言以来、毎年継続した平和啓発事業を実施し、市民の方々に平和の大切さと呼びかけてきております。本年度の上半期で実施する予定の平和啓発事業ですが、まず、今月に平和の折り鶴として、第1庁舎や行徳支所など市内5か所に募集箱を設置して、市民からの千羽鶴の募集をスタートいたしました。この折り鶴につきましては、7月7日から19日までメディアパーク1階ホールで展示した後、8月に被爆地である広島市及び長崎市で行われる平和記念式典に合わせて送呈することとしております。

次に、8月にアイ・リンクタウン展望施設において平和パネル展を実施いたします。このパネル展では、さきの大戦に関するパネルを展示し、戦争の愚かさや悲惨さなどを来場者に感じていただき、平和の大切さを認識していただく機会として実施しています。令和4年度においては、原爆や沖縄戦に関するパネルを展示いたしました。今年度は原爆と東京大空襲に関するパネルを展示する予定としております。同じく8月となりますが、第1庁舎1階のファンクションルームにおいて戦没者追悼献花式を開催する予定であります。これは、さきの大戦で亡くなられた方々の御霊を慰めるとともに、世界の恒久平和を祈念するために実施しております。

次に、9月に市内の小中学生から平和ポスターを募集いたします。この募集では例年600点ほどの応募があり、継続の重要性を改めて認識できる事業の一つであると捉えております。応募された作品から優秀賞などの選考を行い、その後選ばれた作品を公共施設等に展示するとともに、これらの作品を図柄とした平和カレンダーを作成し、市民に配布する予定であります。ほかにも、通年で実施している事業ですが、被爆者による被爆体験講

話を実施しております。この事業は、被爆者から直接体験談を聞くことによって、平和について深く考える貴重な機会として希望する小中学校等に対して行っており、今年度は小学校が27校、中学校が2校、合計29の学校から依頼を受けております。さらに、この被爆体験講話につきましては、戦争を知らない若い世代に対して平和の大切さを理解していただくのに大変有意義なものと考え、今後も長く語り継いでいただくために令和3年度に収録を行い、市公式ウェブサイトにおいて動画配信をし、公開しております。平和啓発事業は、継続した啓発活動が最も重要な視点であると捉えておりますことから、今後におきましても、可能な範囲でできる限り続けていくものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 私からは大項目、消防行政についてお答えいたします。

初めに、(1)救急車の空白地域についてでございます。本市の令和4年中の救急出動件数は2万7,114件で、令和3年と比較し4,149件、18%の増加となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や急激な気温上昇などの影響により医療機関の状況も逼迫したことから、搬送先の医療機関が決定するまでに長時間を要する搬送困難事案や全ての救急隊が出動してしまう事態が頻発し、本市においても救急車の空白地域が発生したところでございます。消防局では、この急増する救急出動に対応するため、通常13隊の救急隊で対応するところ、さらに日勤職員で編成する日勤救急隊を2隊増隊して合計15隊で運用、対応いたしました。そして、救急搬送困難事案が減少した現在においても、救急出動の急激な増加に備え日勤救急隊1隊の編成を継続し、救急車全体出動、空白地域への対応に備えております。また、この日勤救急隊を市域の中心部に位置する消防局東消防署に配置することで、市内のいずれの方面で救急車の空白地域が発生しましても、いち早い対応が可能となります。さらに、救急隊の到着が遅延する可能性がある場合にはポンプ隊を同時に出動させ、救急資格を有する職員が先行して応急処置を実施する出動体制を整えております。

次に、(2)映像通報システムの導入についてでございます。映像を用いた119番緊急通報システムにつきましては、スマートフォンによる119番通報時、必要に応じて通報者のスマートフォンから災害現場の映像を送信してもらうことにより、消防活動に活用するというものでございます。具体的には、救急出動の場合、通報者と指令センターとの間で映像を使用したコミュニケーションを取ることで、救急車が到着するまでの間に映像を確認しながら、より具体的な応急手当ての方法を伝えることが可能になり、救命率の向上につながるものと考えております。また、火災や救急出動においては、リアルタイムでの災害状況を出動した部隊と共有することにより早期に活動方針の決定、指示などが可能になり、より効果的な活動につなげることが可能であると考えております。そのほか、映像通報と同時に位置情報が送信されることから災害現場を正確に特定し、円滑に初動体制を確保することができると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 私からは大項目、安心、安全な暮らしを実現するための取組のうち、(1)危険区域の整備状況及び今後の取組についてお答えをいたします。

旧江戸川と江戸川放水路の分岐点となる河原番外地、江戸川河川敷の先端部分のヨシ原につきましては、令和2年12月定例会において御質問者から、当該地は草木に覆われ、外部からの視認性が低いことや、足を滑らせて川に転落する危険な箇所ではないかとの安全上の御指摘がありましたことから、令和3年1月に江戸川の管理者であります国土交通省江戸川河川事務所に樹木の伐採や除草などの管理を行っていただきたい旨の要望を行ったところであります。この要望について確認をしたところ、当該地は希少な植物の生育が確認されているため、自

然の状態を維持していくエリアとして、草木の伐採などは行っていないとのことでありました。また、防犯面や安全性につきましては、ヨシ原の一部に行徳可動堰の止水板の置場があるため、河川事務所により巡回が行われていることや、ボランティア団体により当該地内の清掃等が行われていることから適切に管理がされているとのごとでございます。

次に、今後の取組につきましては、今回、再度安全対策についての御指摘をいただいたことから、ヨシ原への侵入を防ぐ柵などの設置の可能性について、改めて国と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 私からは大項目、安心、安全な暮らしに関する質問のうち、(2)自衛隊との連携についてお答えします。

自然災害をはじめとする各種災害の現場では人命の救助が最優先され、警察、消防と同様に、自衛隊の活動が重要であることは言うまでもありません。自衛隊による支援活動が推進されるためには十分な自衛官の確保が重要であり、自衛官募集については地方自治法に定める法定受託事務であることから、本市もできる限り協力をしているところでございます。これまでも広報紙への掲載や第1庁舎の電光掲示板での表示のほかに、市内5か所に設置しているデジタルサイネージを活用した動画放映などにより募集に協力しております。また、今年1月には、第1庁舎のファンクションルームでの防災啓発展示に合わせ、市川募集案内所が自衛隊紹介コーナーを開設し、来庁者の皆さんに自衛隊の災害時の活動をお知らせしたところでございます。4月からは都営新宿線本八幡駅や京成八幡駅の御協力で駅構内に自衛官募集のポスターを掲示させていただいたり、広報紙のラックに募集パンフレットを置くなど、市民の目に留まりやすい募集案内をしております。今後も市民の皆さんに関心を持っていただけるよう、市川募集案内所と連携しながら様々な機会を捉え、自衛隊の活動を広く市民に周知してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 私からは大項目、東山魁夷記念館のこれまでの取組と今後についてお答えいたします。

初めに、これまでの取組についてであります。東山魁夷記念館は平成17年11月、20世紀の日本を代表する日本画の巨匠、東山魁夷が生涯の大半を過ごしたゆかりの地に開館しました。記念館では所蔵作品のほか、画材などの関連資料等を展示しており、人間・東山魁夷に焦点を当てた記念館としての特性を生かした展示を通して、その偉大な業績を顕彰し、情報等を発信しているところでございます。記念館で企画、開催する展覧会におきましては、記念館の所蔵作品を中心とした通常展のほか、特別展として、借用作品を中心に画伯と関連した作家を交え、多角的に紹介しております。特別展として一昨年度開催した「川崎家の系譜」では、東山魁夷と姻戚関係にあり、多数の日本画家を輩出する川崎家に着眼し、尊い絆に結ばれた川崎家の画家たちと東山魁夷の作品を一堂に展示し、紹介いたしました。また、昨年度は「日本画と歌舞伎の世界」と称し、歌舞伎座等を彩る名品コレクションをはじめ、歌舞伎役者と日本画家との交流から生まれた名画などを紹介しております。東山魁夷記念館は、開館からこれまでの間、東山魁夷の研究と質の高い展覧会を企画、実施してきたことにより、多くの方から好評を得てきたものと認識しております。

次に、今後の取組等についてであります。

初めに、本市が行った訴えの提起の議案の経過でございます。令和2年9月定例会におきまして、東山魁夷の相続人7人に対し、東山魁夷記念館に隣接する東山邸の土地建物の所有権が市川市にあることの確認を求める訴

えを提起したことを報告し、御承認いただいたところであります。本件のその後の経過といたしましては、現在も一部の相続人と係争中でございます。

次に、記念館に係る今後の取組といたしましては、本市では、記念館から東山邸までの間の土地を同館の拡充用地として取得しているところであり、今後、記念館を取り巻く環境を総合的に見据えた中で、館の拡充についても検討していきたいと考えております。

また、さきに述べました特別展「川崎家の系譜」の開催を機に川崎家より多くの作品を寄贈いただいております、これらを記念館における貴重な財産として展覧会を企画するなど、引き続き人間・東山魁夷に焦点を当てた展示並びに東山魁夷の功績をより多角的に顕彰していくことを検討していきたいと考えております。今後も東山魁夷の研究と質の高い展覧会の企画、運営、また、これまでの取組により築いた関係者や関係機関との関わりを大切にしながら記念館の運営に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員に申し上げますが、再質問につきましては休憩後にお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2議案第3号から日程第33報告第20号までの議事を継続いたします。

細田議員。

○細田伸一議員 答弁を午前中にいただきました。ありがとうございます。

多子世帯についての質問ですが、第2子、第3子における子育て支援の件は先順位者、あるいは議案説明会でもおおむね分かりましたので、あえて多子世帯ということで質問させていただきました。

というのも、私の知るところで、私、市川市内で子どもが10人いる方を知っています。まだ小さい方もいれば、上は18歳ぐらいか、超えたあたりなのかな。非常に大変だと思いますよ。今は3人以降で多子世帯ということになるようですが、私が子どもの頃は、私も3人兄弟ですし、3人兄弟はそんな珍しいことではなかったと思います。また、4人、5人いた方もいると思います。ただ、9人、10人というのはさすがにいらっしやらないのかな。その負担というのも、先ほど私、総括質問のときに申し上げましたように、成長していくに従って体も大きくなっていくし、また、場合によっては習い事や学校外のことでも非常にお金がかかってくると思います。そういうことで、国からの支援策だけではやはり私は不十分だと思っています。この質問の趣旨は、そういう本当の多子世帯の方にも脚光を向けるというか、きちんと視点を取って、そして子育てがしやすいまちづくりと子育てがしやすい市川市というイメージをつくってほしいなというところから質問いたしました。

それで再質問なんですけど、18歳以下の子どもが例えば6人以上としましょう。6人以上いる市内の多子世帯に市川市独自で例えば月約1万5,000円を国の児童手当に上乗せしたと仮定した場合、影響額、その実現の可能性についてを伺います。もしそのような策を取った場合、どのようなことになるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市独自で月額1万5,000円を国の児童手当に上乗せした場合、年額で約2,400万円の負担が生じる見込みでございます。物価高騰が続く中、子どもを多く養育する世帯は経済的負担や子育ての大変さなどが想定されるため、どのような支援が必要か、今後も国や県、先進自治体の事例を調査研究してまいります。

以上です。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 ありがとうございます。月約1万5,000円上乘せした場合として2,400万円の予算が必要だということですが、私は2,400万円は大きい額ですが、でも、その支援策という全体的な面から見れば、決して巨額な数字ではないと思うんです。私は、ぜひこの辺のところは、今、1万5,000円という話で行っておりますが、何か考えていただきたいなと思います。それによって、特定の誰かのためにやるということが結果として子育てをしやすい町市川市というようなイメージにつながっていけば、それはまた、いいのではないかなというふうに考えますので、ここは検討していただきたいなと思います。

あくまでもこれは参考ですけれども、少子化対策というのは江戸時代にもあったようです。江戸時代の人口は、とりわけ後半にかけ相次ぐ飢饉などで減収に悩まされたと言われ、甚大な被害を受けた東北地方などでは出生児数に応じて金銭などの手当を支給する出産奨励策、赤子養育仕法というのが実施されていたというんです。天明の飢饉で領内の人口を約1万人減らした二本松藩は1786年、11歳未満の子が2人いれば米5斗入りの米俵を渡したと。それ、5斗というと100kgです。そのほか、衣類や金銭も給付、子どものいる家庭に米を現物支給する現在の自治体と二重写しになるというふうに大学の先生は言っています。裕福な者は対象外になることもあり、他地域からの移住者の適用は居住4年目からだだったと。為政者は、年貢を収めてくれる人口が減少する不安から若い労働力を必要としていた。現在の社会と非常に類似していますね。赤子養育仕法は100年近くにわたって何度も改正されながら実施され、労働人口の減少を懸念して子どもを増やそうとするのであれば、各家庭の経済的な安心感が必要である。場当たりのではなく、長期的な視野で行われた当時の施策の在り方は、現代の少子化問題を考える上でのヒントになるのではないのでしょうか。社会の制度や生活水準は大きく異なっていますが、江戸時代と現代の人々の考えがどこか似通うのは、子どもはやはり社会の宝との認識だと。時代を経ても変わらないという何よりのあかしであろうということなのでこの先生は締めくくっていますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。平和事業です。これは私も定期的に質問していることなんです。何で質問しているかという、毎回毎回、確かに工夫を凝らしているようには見えるんですが、いつになっても、8月になると、広島からの原爆のポスターとかファイルとか写真の貸出しセットというのがありますよね。それを展示して見てもらうということなんですが、今どきスマホ、あるいはパソコンなどを使えば、見ようと思えばカラーで悲惨なものというのは幾らでも見えるわけです。私は、その展示を否定しているんじゃないですよ。これは勘違いしないでいただきたいんですが、焼けた石だとか、潰れたやかんだとか、水筒とか、もう炭化してしまったお弁当箱とかを見せることが平和教育とか平和事業につながるのかなというのを、常々、これは何年も前から疑問に思っています。

また、先ほど御答弁にありました平和の折り鶴です。これは私、以前の質問でも申し上げたと思うんですけれども、これを否定しているんじゃないんですよ、折り鶴事業というのを。折り紙というのは日本の古くからある文化ですし、それはそれで大切にしなければいけない。ただ、文化と、折り鶴を折ったから平和になるということとは全然違うんです。

私が危惧するのは、今、我々の若い時代と違って、国際交流や外国の方と話す機会というのは非常に多いわけです。別に普通に対面して話さなくても、ネットを使って話すことというのは我々の若い頃と比べると考えられないくらい多様化していますし、頻度も高くなっている。その中で外国人というのは、私の経験上、非常に率直にリアルというか、物事を聞いてくる場合があります。例えば今、ロシア、ウクライナの問題があります。それ以外にも世界で80か所ぐらいでは、常に紛争、戦争というのは行われているわけですよ。その中で、あなた方日

本人のお子様、あるいは大学生に、平和のために何しているんですかという質問に対して鶴を折っていますということを言ったとしたら、これは全然、今の世界情勢や国際的な感覚から見たら随分乖離した、相手はちょっとよく分からないような返答になってしまうと思います。何度も言いますが、これを否定しているのではなくて、毎回毎回これだけではなくて、平和事業なんですから、もう少し平和というもののありがたさが分かるような事業を展開していただきたいと思っています。

今回、これももう随分前の話ですけれども、東京大空襲というものをを行うということですが、もしインパクトがあるとすれば、これは私自身もそう感じましたが、広島原爆資料館、今回もサミットで脚光を浴びたと思います。そこに被爆人形というのがあります。この被爆人形を借りてきて展示をすとか、それぐらいやってほしいなと思うんです。被爆人形というものは、見る者があまりの悲惨さに気持ち悪くなってしまうという意見もあれば、本当に経験した人は、事実はあんなものじゃないですよという、その2つの意見があるようです。なので、ぜひ展示ということを経験して行って行くのであれば、そこまでやってほしいなと思います。今回、カナダのトルドー首相が2回訪れたということで、平和ということを考える上で、私はそれなりのインパクトがあると思います。なので、そこまで検討していただきたいと思っています。

また、戦没者追悼式、これは部が総務ではないと思いますけれども、これもぜひ継続していただきたいと思います。

工夫と申し上げましたが、例えば流山市ではこういうことを昨年行ったようです。俳優の吉永小百合さん、千葉県流山市のスターズおおたかの森ホールで開幕した第11回戦争の記憶と記録を語り継ぐ映画祭のトークイベントで戦争反対と核兵器廃絶を訴えたと。1968年公開の主演映画「ひめゆりの塔」の上映後に登壇した。作品は太平洋戦争の末期、米軍が上陸した沖縄で看護師として動員された女学生たちの悲劇を描いた。今年に沖縄の復帰50年——昨年ですね。6月23日も沖縄の日です。沖縄戦で犠牲になった方々のことを考えていただけたらと、主催者に上映を直談判したということです。沖縄が返還前だったため、撮影は静岡県の伊豆半島で行われた。最後の自決シーンでは、興奮のあまり撮影用やりゅう弾を爆発させる手順を誤り、火薬で顔にやけどをしてしまい、ばんそうこうを貼った上にドーランを塗って撮影を続けたと、こういう秘話が紹介されたわけです。撮影が終わると、パスポートを取得して慰霊のために沖縄を訪れた。

御存じのように、吉永小百合さんは原爆の歌、朗読活動をライフワークとしてロシアやウクライナ侵攻にも言及し、私は映画としてやっていたが、今、ウクライナで同じことが起こっているのが胸がつかなくなってくるというようなことを、昨年度、このおおたかの森で言っていたということです。なので、吉永小百合さんとは言いませんが、訴えかける、この活動を拡大させるというか、そういう何かをやってほしいなと思います。お願いします。

それでは再質問なんですが、先ほど総括質問の答弁において上半期の事業は大方分かりました。昨年度、市川市平和啓発事業検討協議会というのが設置されたと思います。この協議会の現在はどのようなになっているのか伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

市川市平和啓発事業検討協議会は、協議会の設置要綱におきまして、市川市の平和啓発事業を効果的に次世代に引き継ぐために中立性が求められる自治体としての事業の在り方や事業の現状、また、新たな事業に関することなどについて意見交換を行ってもらうことを目的としております。端的に申し上げますと、これまで永続的に実施してきた平和啓発事業に対して新たな視点を加え、さらに効果的な平和啓発事業とするため、提言をいただく。令和4年8月1日に設置したものです。協議会の委員は学識経験者や学校教育関係者、平和の啓発に関し知

識と理解のある方5名から構成されておりまして、令和4年8月から令和5年3月まで3回の会議を開催し、議論の結果を踏まえ、3月22日に市川市における平和啓発事業の推進に関する報告書を市長に提出していただき、同月3月31日をもって終了したものです。報告書では、平和学習青少年長崎派遣事業の実施頻度や平和寄席の在り方の見直し、さらには新たな平和啓発事業の実施などを提言していただき、今後、平和啓発事業への反映を検討していく予定としております。これからの本市の平和啓発事業に対して有意義な提言をいただきましたことから、この協議会を設置した所期の目的は達成されたと考えまして今般終了したものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 昨年度、ロシアのウクライナ侵攻ということもあって、平和ということが、これまで戦後最も世界の多くの方がその必要性、議論が必要だということを認識した年ではなかったかと思えます。そこで、この平和啓発事業検討協議会を設置されたということはそれなりに意義があったのかなと思えますが、3月31日で協議会そのものが廃止になってしまったと。確かに御答弁にありましたとおり、所期の目的が達成されたということで、その協議会の存続根拠というものがうせたというか、なくなった、達成したということですから、それはそれでいいのかもしれませんが。

市の職員の皆さんはいろいろやっていらっしゃると思います。しかし、なくなったままではなくて、私はもっと平和啓発ということを研究して、外部の方、有識者の御意見をもっと取り入れて継続させるべきだと思います。協議会という名称で設置されてなくなった協議会というものはあんまりないと思います。恐らく公営市場ですか。あれは物、検討対象がなくなってしまったから、それを廃止したわけです。でも、今、平和事業というのがありますから、ぜひこれ、継続してほしいなと思うんです。

そこでもう一つの再質問なんですが、平和啓発事業検討協議会を、協議会という名称じゃなくてもいいんですが、もう一度立ち上げるべきだと私は考えます。この点、どうでしょう。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

本年3月に協議会よりいただいた報告書では、本市が今まで取り組んできた平和啓発事業について行政以外の視点で評価していただき、協議会として様々な御意見をいただいたところであります。今後は、今回いただいた御意見を十分検討し、より啓発効果の高い事業の実施につなげていくことを最優先に考えています。そのため、現在のところ同協議会の設置、立ち上げはせずに、まずは平和啓発事業を進めて、その中で御意見などを必要に応じて有識者や団体代表の方々に伺うこととしたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 市川市には大学も幾つかあると思いますし、また、二十歳の集いにも若い方がたくさん集まって、その会を運営、時間をかけながらつくっていきます。それと同じように、もう社会に出ている大人もそうなんですが、若い方たちの意見を入れるということで、ぜひ大学生の皆さんにも協力していただくような形で、一一協議会なら協議会でいいですよ。側面から、この平和事業に対し率直な意見を言っていただくような、そういう会を設置すべきだと思いますので、これはちょっとまた検討していただきたいなと思います。ありがとうございます。この項はこれで終わりにします。

次に救急車の空白地域についてですが、先ほど例として名古屋市という、市川市の4倍、そして地域的には約6倍の大きな町の例を挙げました。市川市は56km²ということ。空白地域に関しては、恐らくそんなないのではないかなと思いますし、救急車で駆けつける時間というのも、かなり短い時間で平均時間、整っているというふ

うに伺っていました。この救急車の件に関してはこれで結構です。

映像を使った119番システム、これは私、とっても必要だと思います。一刻を争うときに、周りはほとんどの場合、素人の方が病気になった、あるいは事故を起こした。そのとき、一刻を争うときに映像を通して専門家の方の指導を受けながら救急車の搬送を待つ、救急車を待つということは極めて重要なことだと思います。

そこで質問なのですが、映像を使った緊急通報システムを導入している消防本部はどのくらいあって、そして実際に運用している消防本部では、年間にどれぐらいの受信件数があるのか伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

本システムを導入している消防本部につきましては、試行運用を含め、令和4年11月現在で全国723消防本部のうち92の消防本部で導入しております。また、受信件数につきましては、導入済み消防本部のうち、本市と同規模の消防本部では令和4年度122件の活用実績があったと伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 全国723の消防本部のうちの92で導入しており、そして年間122件の受信件数があったということですね。私、今後は、この受信件数は増えていく、増加傾向にあると間違いなく思いますし、このシステムを人命救助のために導入していくところは増えていくのではないかなと思います。

そこで続けてなのですが、個人的には、私、消防行政というものを、これもまた、定期的にずっと質問をしています。それは消防の方の負担を少しでも減らしつつ、そして人命救助に一刻も早く、また一人でも多くの人命、けがする人を救っていただきたいという気持ちから、これは定期的に質問していることなのですが、このシステム、市民にとって非常にメリットがあると思いますが、導入する際の課題というものは何かあるのでしょうか。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

映像を使った119番緊急通報システムの課題といたしましては、通報者のスマートフォンから映像を送信するため、映像通信にかかる通信料金が通報者側の負担になること、また映像を撮影する際に、周囲からは撮影の目的が分からず誤解が生じる可能性があることなどが挙げられます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 命がどうなるか分からないというときに通信料金がかかることがそれほど障害かどうかはちょっと分かりませんが、確かにそれは課題といえば課題なのかもしれません。また、昨今、映像を他人が撮ったりとか、転倒したりとか、けがしたり、そんな暇があったら救助を助けなさいよというようなことにもなるかもしれないし、ただ撮っているだけだったら、それは言われるかもしれません。けれども、これはそういうシステムなんですよ。今、消防との連絡を取っていますということは、これからそういう考え方が多分普及してくると思います。なので、導入する際は、そういう啓発のようなものと同時に行っていただきたいなと思います。この点、分かりました。ありがとうございます。

課題ということは今伺いましたが、この119番緊急通報システム、これは課題ではなく、導入そのものに対してはどのようにお考えになっていますか。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

消防局としましては、本システムの導入については迅速かつ効果的な消防活動の充実を図るものであり、ひい

ては市民の安全、安心の向上につながるものと考えております。導入に当たっては、本市の属する千葉北西部消防指令センターと構成10市における協議を必要としていることから、この協議会において、他市消防本部の導入実績、課題、そして有効性などを検証し、システム導入に向け調査、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 構成する10市でいろいろ共同して検討しということを伺いました。これは、私も先ほど東京都のことを事例に挙げましたが、ほかでもいろいろとちょっと個人的に研究したところ、やはり非常に有効なシステムだと思いますので、これも導入に向けて早急に対応していただきたいと思います。ありがとうございます。この項はこれで終わります。

次に、安心、安全な暮らしを実現するための取組について。先ほど総括質問に対する答弁において協議が進んでいるのかなということを確認させていただきましたが、令和2年12月のときに私がお伺いした境界未確定地ですね、三角州のところ。先ほどの答弁においては、私は、ここは鬱蒼としていて、大人が入ったって土手の上からでも見えないですよ。何やっているかも全然分からない。つまり、そこで犯罪が進行していても、人がおぼれていても、土手の上からでは全然分からないです。なので、答弁において、植物の生育が確認されているため自然の状態を維持していくエリアというのは、これは私、ちょっと人命軽視のような気がするんですよ。また、あの場所というのは境界未確定地ですが、それは我々行政側の話であって、市民が見れば、あれはどう考えたって市川市に見えます。なので、木をちょっと切るとか、また柵をつけるとか、そういうことはしていいんじゃないかなと思うんです。ここはぜひこのままにしないで、鬱蒼とした——近くに野球場もあって、三角州の水の周りというのは子どもたちは普通に行きますよ。そこが危ないと思う。

これに関連した話で、私、次の年、令和3年の2月に、その三角州のところからちょっと下の辺り、そこに船だまりがあります。ここはやはり境界未確定地になっていて未整備状態ですよ。完全に未整備。船は転覆しているわ、木は生い茂っているわ、水はよどんでいるわ、すぐ横にある道の向かい側には市川市の民家が何軒もあるわけですよ。こんなところに火がついて延焼したらどうするんだろうとかって。でも、いまだに境界未確定地なわけです。こういうところもやはり安全対策としてきちんと整備すべきかと思います。危険みたいな、立入禁止というような立て札があるようですが、中に入れるわけです。そういう危険なところですが、あの場所の安全対策について伺います。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 お答えします。

河原地先の船だまりにつきましては、長い間、法的な位置づけや管理者が未確定となっておりますが、国土交通省と千葉県が協議を進めてきた結果、昨年度、千葉県が所管する河川区域として整理されたところでございます。現在、船だまりの周囲の一部、合わせて約20mの区間において、立入りを防止するためのフェンスが設置されていない箇所がありますことから、今後、千葉県に対して安全対策の実施を要望してまいります。

なお、実施に時間を要する場合には、暫定的なバリケードによる措置などについても併せて県に申し入れて調整してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 当時、境界未確定地で、一体どこがどういうふう管理していくのかというのが少し曖昧な状態だった。しかし、今の答弁において、国交省と千葉県が協議を進めた結果、昨年度、千葉県所管の河川区域として整理されたということで、ようやく管理の責任の所在が一応明確になったということで理解していいわけで

すよね。これは非常に大きな進歩だと思いますよ。あとは、きちんとそこを整備するということが重要だと思います。

ここで岡山県のことを紹介しますと、岡山県は放置艇根絶に禁止区域をつくったということです。今回、許可があるとかないとかはちょっと置いておいて、港湾や河川で許可なく係留されているプレジャーボートや漁船の放置が後を絶たない現状を踏まえ、国や関係市などと連携し、罰則付きの放置等禁止区域を初めて定めた。港湾法や河川法に基づき、瀬戸内海沿岸をはじめ県三大河川や支流といった県全域を網羅。周知期間を経て2025年度から適用し、海洋汚染の要因の一つとされる放置艇の根絶を目指す。ここも、やはり今議論している船だまりの場所とは、自然環境や地域性などは少々違うにしても、こういうようなことで誰の所有だか分からないようなものだとか、そんなものはきれいに排除するということを言っているわけですから、岡山県の例を見習って、これは千葉県管理になっているわけですから、ぜひ市川市、働きかけていただきたいなと思います。よろしく願います。

次に、同じ大項目の安心、安全な暮らしを実現するための取組の中で自衛隊との連携の部分です。これも私、定期的に質問していることですが、いざとなったら自衛隊の協力が非常に必要なわけです。これは冒頭にも申し上げましたが、言うまでもないことなんです。誰もが認めることなんです。しかしながら、先ほど紹介いたしました2019年の安倍晋三首相のコメントではありませんが、自衛隊への協力体制が自治体によって大きく幅がずれているというわけです。私、これ、残念なことだなと思います。幾ら優秀な装備、幾ら優秀な人員でも、ある程度の一定の人的確保がなければ、その優秀な装備、技能を存分に発揮するということにはできにくいわけで、そういう最低限の人員の確保を大前提に話しているわけです。自治体としても、市川市としても、自衛隊に対する協力体制をやっていると思うんですよ。危機管理もやっていると申し、他の部署でも、もしかしたら関係しているところもあって、それはいろいろ対応していることと思いますが、まだまだだと思います。

そこで再質問なんですが、自衛隊では入隊後に様々な資格を取得できます。採用の種類によっては一定期間の勤務後、キャリアアップして退職できるようになっているわけです。退職後に市内の企業、あるいは、もっと別の企業で働くことができる、いわゆる再就職ということはすごく強力な武器になることができるんです。そういうようなことも紹介すべきだと思うんですが、この点についてどうでしょう。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

自衛官の採用には多種多様なコースがあり、定年までの職業とするコース以外にも、自衛隊で一定期間勤務して各種資格を取得後に退職し、就職や進学できるコースもあると伺っております。資格を取得し、キャリアアップした隊員が退職後に市内に在住することがあれば地域の防災力向上につながる可能性もございます。今年度は市川募集案内所が市立中学校において防災講話を行う計画もあり、引き続き自衛隊の活動を紹介する機会を設けていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 ありがとうございます。自衛隊に入隊すると、どういう資格が得られるかということ、もちろん本人の能力なども当然加味されてくるんですが、例えば自動車整備士とか電気工事士、移動式クレーン、フォークリフト、高所作業車、ビル設備管理、またドローンの操縦士、ネイリスト技能検定、プライダフルプランナー、ケアワーカー、マイクロソフトオフィススペシャリストとか、今挙げたのは一例ですけれども、その他、通信教育も非常に充実していると聞いています。聞くところによれば、高校のときにある意欲を持って就職活動をしたんですけど、そこに入れなかった。ところが、自衛隊に入っているような技能を身につけて再度同じ会社を受けた

ら合格して、今、そこでは非常に優秀な技能者として働いているという事例もあると聞きます。

そこで次の質問なんですけれども、ほかの自治体では、このような事例も含め、自衛隊の募集の案内をするブースを臨時で庁舎内に設けているところもあるようです。開設しているわけですね。市川市も庁舎内は広いですから、庁舎内に募集案内ブースを開設して募集の協力をしてみてもどうかと思うんですけど、この辺どうでしょう。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

近隣では、浦安市が月1回、庁舎内に自衛官募集案内ブースを開設して募集案内所の自衛官による自衛隊の紹介や相談の受付を行っております。また、ハローワーク市川において、市川募集案内所が月2回、募集案内ブースを開設しております。一方、本市では、先ほど答弁のとおり、今年の1月の自衛隊紹介の展示に合わせ、自衛官による募集パンフレットの配布などを行ったところでございます。庁舎内に募集案内ブースを開設すれば、来訪する多くの市民の皆様にも自衛隊を紹介できるため、募集効果が高まるものと考えます。今後、庁舎内に臨時募集案内ブースを開設できるよう、市川募集案内所や関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 近隣のお隣、浦安市でも開設し、そして千葉市では月に2回ぐらい行っていると。これは非常に大切なことで、また有効なことだと思います。確かに庁舎に来る方は学生さんとか若い方は少ないと思いますよ。けれども、多くの方、あるいは保護者の方、大人の方にも目に触れて、そして今、自衛隊の募集案内の枠というのは、上限が33歳ぐらいまでですか――まで入隊できるわけですから、キャリアアップのためと言ってはちょっと誤解を生ずるかもしれませんが、ぜひここは自治体として、また自衛隊法に定められているような自治体が協力をするということの一環として積極的に行っていただきたいなと思います。

次の質問にします。市役所庁舎には自衛官募集対象年齢である若者やその親、また多くの方々に来るわけです。現在、デジタルサイネージ、放映している自衛隊募集案内所の動画を、例えば第1庁舎1階の大型ビジョン、また2階のコーヒーショップの前にタッチパネル式のデジタルサイネージがありますね。ああいうところで取り入れてみる、設置してみる、動画を流してみる、こういうことはできないですか。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

第1庁舎には幅広い年齢層の方が多数来庁されるため、募集案内動画の放映は隊員募集に一定の効果が期待できるものと考えます。より多くの方にお知らせできるよう、1階の大型ビジョンなどでの放映について関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 協議をあまり長引かせずに、これはすぐやっていただきたいなと思います。館山市、鴨川市、君津市などでは、もうできていますから、そこに追いつき追い越すような形で自衛隊との協力、今後もぜひぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。最後、東山魁夷記念館の件なんですけれども、先ほど総括質問において、ある程度の流れというのは分かりました。そこで令和2年の9月定例会に提出された内容なんですけれども、その辺に関しても先ほどの答弁で伺いました。

再質問しますが、裁判について一部判決が出たものがあると聞いています。改めて裁判に至った経緯とその結

果について伺います。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

初めに、訴えの経緯でございます。東山魁夷の夫人から生前に寄附を受けて、本市が所有する東山邸の土地建物について、夫人の逝去後、その相続人7人によって、事実と異なる所有権移転登記がなされていることが判明いたしました。このことから、令和2年8月、相続人7人に対し、東山邸の土地建物は本市の所有であることの確認及び真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記の手続をするよう求める訴えを提起したものであります。東京地方裁判所における第一審判決では、市川市の所有権の一部を認めない判決が、その後の本年4月、東京高等裁判所における控訴審判決では、この所有権も本市のものと認める判決が示され、現在、一部の相続人から上告の手続がなされているところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 ちょっと複雑な感じですね。東京地方裁判所における第一審判決で市川市の所有権の一部が認められなかったが、今年の4月、東京高等裁判所における控訴審判決で所有権も市川市のものと認められ、現在、一部の相続人から上告の手続がされていると。一度は高裁で決まったんだけど、現在、これはまだちょっと次がありますよということですよ。

なので、これ以上、この点に関しての言及は私も避けますけれども、今現在、高裁で認められたというところについて、第一審では市川市の所有権の一部が認められなかった。しかし、現在、高裁では一定の結論が出たと。その具体的な割合、何についてどれぐらい認められたのか、これを教えてください。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

第一審で本市の所有が認められなかった所有権の割合は24分の3であります。第二審、控訴審判決では全てが認められているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 ありがとうございます。答えにくいものなのかなと思いますが、これは今後の進捗を見守りたいと思います。

私も先日、東山魁夷記念館に行った際、展示物をいろいろ見て、東山魁夷画伯の生涯ということで数字や文字が書いてあった。これは作品ではないです。年表のようなものですから、最後のところに文言が書いてあって、東山魁夷さんが、作品のほとんどはインスピレーションを多く受けた長野に全て寄贈したという記述がありましたもので、それだけちょっと写真撮ろうかなと思ったんですよ。そしたら、写真駄目ですよって言われたんです。今、大抵の美術館でも写真撮れます。よっぽどのものじゃない限りは大抵撮れるものが多いと思います。

そこでちょっと質問なんです、記念館での写真撮影の——作品じゃないですよ、文字ですよ。この理由について教えてください。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

現在、東山魁夷記念館の展示室内におきましては、カメラ、携帯電話等による写真撮影のほか、録画、録音について、フラッシュによる他の来館者への影響や作品保護及び著作権の観点などから御遠慮いただいているところであります。1階展示室には東山魁夷画伯の歩みとして年表を展示しておりますが、撮影を許可することによ

り、他の作品が写り込むことによる著作権上の懸念が生ずることも含め、このような対応を図っているところがあります。

なお、同様の資料がある展示室以外の場所にスタッフが御案内して展示の内容を御説明するほか、状況に応じて資料を配付するなどの対応も行っているところでございます。今後は他の施設の状況も注視し、来館者がより満足していただけるよう施設運営に努めてまいります。

なお、記念館の外観や、K A I I の森等の記念館敷地内では撮影を認めており、多くの方から御好評をいただいているところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 リトグラフがほとんどでしたが、その作品の撮影はともかくとして、そういう文言や言葉ぐらいは臨機応変に対応していただければと思います。

また、東山魁夷記念館に関しては私だけでなく、その場所、立地のことだとか、展示の1階と2階——カフェもありますね。コーヒーだけでなく、あそこはビールなんか飲めますもんね。これから総合的な評価が必要になってくるものかなと思います。

また、先ほどの裁判の成り行きなどの進捗も見守りながら、私も東山魁夷画伯の作品、できれば本物が見たいななんていうふうに思っていますので、ぜひ今後も御対応をお願いしたいと思います。

以上で会派自由民主の会の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、チームいちかわ、丸金ゆきこ議員。

[丸金ゆきこ議員登壇]

○丸金ゆきこ議員 こんにちは。チームいちかわの丸金ゆきこです。我々チームいちかわは野口じゅん議員、冨家薫議員、そして私、丸金ゆきこの新人3名でつくった会派です。チームいちかわという会派名は、市川市に関わる全ての人々とチームを組んで、愛する市川市をよりよい町にしていきたいとの思いを込めて名づけました。今回初めての質問ですので、それぞれがこれまで関わってきた地域活動やP T A活動で培った経験を基に質問を作成しました。

それでは、チームいちかわの代表質問を始めさせていただきます。

大項目1、重層的支援体制整備事業における地域共生社会の実現について。

誰一人取り残さない社会の実現が目指される中、実際には社会における困難や生きづらさが多様化、複雑化し、既存の制度のはざまに取り残されている方たちが多くいらっしゃいます。8050問題やヤングケアラー、ダブルケアなどの問題が身近な問題として起こっています。そのような困難を抱えた市民に対し、その解決に向けた支援を包括的に提供する体制を整備するため、社会福祉法に規定された重層的支援体制整備事業を開始すると聞いておりますが、(1)地域共生課が新設された経緯についてお伺いします。

次に、(2)地域共生社会実現のための地域共生課の役割についてお伺いします。

次に、大項目2、多様性社会の実現について。

年齢や性別や国籍、生い立ちに関係なく、能力がある人がその能力を發揮できる社会を目指す上で、性の多様性の理解促進やL G B T Qの困難などの解消に向けた取組は重要な施策と考えます。本市において、今から16年前の平成19年に施行された市川市男女共同参画社会基本条例では、男性と女性という2つの性別によって差別がされることなく、その人権が尊重される社会を目指すとなっておりますが、それから16年経過した現在、多様な性に対する理解の促進が進められる中、ある意味、二元論的であるとも言える男女のみの区別を前提に取り組みされている事業で性的マイノリティーへの配慮は必須であると考えます。

そこで、(1)本市の考え方、実際に性的マイノリティーの方への配慮が行われているのかをお伺いします。

次に、(2)パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度についてですが、平成27年、東京都渋谷区から始まったパートナーシップ制度は、現在、全国に広がりを見せており、300を超える自治体で施行されています。市川市でも、昨年2月からスタートしたパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について、現在の届出数とサービスの利用状況、今後のサービスの拡大についてお伺いします。

続きまして、大項目3、地域コミュニティについてですが、2月の田中市長の施政方針の中でも、住みよい地域社会形成において、地域住民との協働によるまちづくりの重要性を挙げています。

(1)地域コミュニティの中心的役割を担ってきた自治会について、加入率の低下や役員、運営者の高齢化、担い手不足などが問題となっているが、本市の地域ごとの自治会加入率に差があるかどうか。また、現状の課題をどのように認識しているのか。また、自治会について、先順位者の方が今後の取組については質問していますので、現在、どのような取組を行っているのかをお伺いします。

(2)同じように地域に根差したコミュニティとして、小規模な商店が集まる商店会が挙げられます。商店会は地域のにぎわいをつくり出すとともに地域経済の活性化に貢献してきましたが、時代の移り変わりとともに商店が閉店してシャッター商店街が生まれるなど、その活動が縮小しているように思えます。また、近年では新型コロナウイルスの影響もあり、より一層活動が縮小しているように感じています。商店街店舗数の推移はどのようになっているのか。現在、課題に対する取組状況はどのようになっているのかをお伺いします。また、現在、地域コミュニティの担い手は多様化しており、NPO団体をはじめとして、自治会や商店会とは違う枠組みで地域活動を行っている団体の活躍も多く見られます。

そこで、(3)自治会や商店会以外の地域コミュニティとなり得る団体に対して何らかの支援を行っているのかお伺いします。

続きまして、大項目4、フードリボンプロジェクトへの応援について。

飲食店が来店客の寄附で子どもに無料で食事を提供する仕組みであるフードリボンプロジェクトを本市は令和4年度から支援していますが、その後、どのように取り組み、現在、どのような状況にあるのかをお伺いします。また、類似した取組の例を見ると、寄附は集まるが、子どもの利用につながらないことが多いように思われます。こうした課題をどう考え、今後どうしていくのか、対策をお伺いします。

次に、大項目5、市内の防災備蓄についてお伺いします。

最近では日本各地で大きな地震が頻発しており、改めて有事に備えたスピード感を持った防災対策の重要性を感じております。

そこで、(1)小中学校の校庭などに設置されている防災倉庫の飲料水備蓄の現状と課題、今後の取組について。

防災倉庫には様々な物資や資機材が収められていることは、私も長年、大和田小学校区の防災拠点協議会委員を務めてまいりましたので、認識しております。そのうち、最も重要と思われる飲料水は1人につき1日3ℓ必要だと言われておりますが、備蓄の現状と課題、飲料水の確保についての考えをお伺いします。

次に、(2)市立学校における児童生徒分の防災備蓄について。

平成28年、私が大和田小学校のPTA会長を務めていたときに当時の校長と相談し、地震やそれに伴う津波などの災害時において、子どもたちが一時的に学校に待機せざるを得ない状況になったときに子どもたちの安全と健康を維持するため、7年保存可能なペットボトル飲料水500mlとビスケットを校内に備蓄することを提案し、導入された経緯がありました。

そこで、市立学校における校内備蓄の現状と課題、今後の取組についてお伺いします。

次に、大項目6、教育行政について、これまでも度々取り上げられておりますが、市立学校の人員不足についてです。

先日、学校運営協議会に出席した際にも講師募集のチラシが配布されていましたが、令和5年4月以降の市立学校職員の現状及びどのような課題があるのかお伺いします。

最後に、大項目7、AEDの設置についてです。

(1)公共施設への設置の現状について。本市でのAEDの設置台数、設置場所、周知方法などの設置状況をお伺いします。

(2)お隣の船橋市は、既に2013年8月からコンビニエンスストアにAEDがほぼ100%設置されております。公共施設への設置だけでは使用できる時間が限られてしまうため、市川市も今後コンビニエンスストアなど、24時間営業の店舗にAEDを設置することが望ましいと思われませんが、本市での現状と他市の状況についてお伺いします。

以上、チームいちかわ代表質問の初回質問といたしまして、御答弁を受けて再質問させていただきます。御答弁よろしくお願いたします。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。

答弁を求めます。

菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からは重層的支援体制整備事業における地域共生社会の実現についてお答えします。

初めに、(1)地域共生課新設の経緯です。現代社会では、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化しており、社会的孤立、育児と介護のダブルケア、8050問題、ヤングケアラーといった様々な地域生活課題が生じています。平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが明記されました。この法改正を受け、本市では、平成30年度からこども、保健、福祉の各部の職員により高齢者、障がい者、子育て家庭など、様々な人に対し包括的、総合的な相談支援ができるような体制づくりについて検討を進めてまいりました。検討を進めている中で令和2年6月に改正社会福祉法が公布され、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために3つの支援、1つは断らない相談支援、2つ目は参加支援、3つ目は地域づくりに向けた支援。この3つの支援を一体的に行う新たな事業である重層的支援体制整備事業が創設されました。本市ではこれを受け、令和3年3月に地域福祉計画の中間見直しを行い、今年度から事業を実施することとしました。また、包括的、総合的な相談支援の体制づくりについて検討を進めた結果、公的支援制度の要件を満たさない、いわゆる制度のはざまであったり、複雑化、複合化した課題を抱える方に対して、福祉部が主導権を取って適切な支援を実施していけるよう組織的な体制を整える必要があると考えました。そこで昨年度、福祉部の4課で行っていた事務事業の見直しを行い、地域共生社会の実現と重層的支援体制整備事業の実施に向けて中心となる組織として、この4月に地域共生課を新設したところです。

次に、(2)地域共生課の役割についてです。地域共生課は、地域共生社会の実現に向けて誰もが住み慣れた地域で安心して自分の望む生活を送ることができるよう様々な施策を展開する組織であり、主に次の3つの機能があります。1つは、地域共生社会の理念を実現するための計画の策定です。令和6年度から11年度までの6年間で計画期間となる次期地域福祉計画や重層的支援体制整備事業の実施に合わせて策定する実施計画の策定、また、地域福祉計画について調査、審議を行う附属機関である社会福祉審議会の運営等を行います。2つ目は、相談支援機関に対する司令塔の機能です。複雑化、複合化した各相談支援機関に寄せられた相談に対し、福祉部内

にとどまらず、支援機関ごとの役割分担の調整を行う司令塔の機能を担います。3つ目は、世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりといった地域づくりの支援です。市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の相談員、民生委員、児童委員といった地域福祉の活動団体との連携や本市独自の地域福祉の仕組みである地域ケアシステムの推進を行います。

以上でございます。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 私からは大項目の2番目、多様性社会の実現についてお答えいたします。

初めに(1)についてですが、本市では、これまで男女がお互いに人権を尊重し、生き生きと暮らしていくことができる社会を実現するため市川市男女共同参画社会基本条例を定め、同条例に規定された基本計画を策定し、家庭における家族の協力、助け合いの意識づくりなど、男女共同参画社会の実現に向けた施策を着実に進めてきているところであります。

そうした中、昨今では国際的な動きとして性的マイノリティー、いわゆるLGBTQ+への差別も取り上げられるようになり、その人権を守るための様々な取組が進められています。本市の条例におきましては、男性と比較した女性に対する差別や格差ばかりではなく、LGBTQ+に対する差別をなくしていくことも目的に含まれているとされているところであります。そこで、改めて性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現していく必要があると考え、令和元年6月にLGBTQ+を含めた多様性への理解促進に向けて、市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針を策定いたしました。また、令和2年4月からスタートした男女共同参画基本計画第7次実施計画の中でも、新たにLGBTQ+に関する啓発を加え取り組むこととしております。これまでの具体的な取組といたしましては、同性、異性を問わず、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを誓い合った2人がパートナーシップの関係にあることを市に届け出ることができるパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入、市民向け及び市内企業向けの講座の開催、LGBTQ+の当事者を講師とした職員に対する研修やガイドブックを作成し、窓口対応や職場内における当事者との接し方の周知など、できる範囲から着実に進めてきているところであります。今後もLGBTQ+への理解が深まるよう取り組んでまいります。

続きまして、(2)パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度についてです。この制度は、婚姻制度とは異なり、相続や税金の控除等の法律上の効力が生じるものではございませんが、大切なパートナーや家族と共に自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するというスタンスの下、導入したものであります。この制度は令和4年2月1日からスタートし、先月までの実績として、パートナーシップの届出は46件、未成年の子を含めたファミリーシップの届出は2件となっており、ファミリーシップの2件はパートナーシップの届出と同時に届出されたものとなっております。

続いて、このパートナーシップ・ファミリーシップ制度で受けられるサービスについてですが、先ほど申しましたように、法律婚のような法的効力がないことから、法令等を超えたサービスを提供することはできませんが、市の独自判断で対応が可能となります市営住宅への入居申請や救急搬送証明願、県救急搬送証明書の代理申請など、幾つかのサービスにおいてパートナーを家族とみなしまして、婚姻関係にある方と同様にサービスを受けられるよう対応を図ってきております。今後もできる限りサービス提供の拡充を検討してまいります。さらに、民間のサービスにおきましても、法律婚の方々と変わらないサービス提供が受けられるように、「広報いちかわ」等を通じて広く制度の周知を図り、市川市医師会などの関係団体に対しましても、制度周知の協力依頼を継続的に行ってきております。今後も引き続き本制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 私からは大項目3つ目、地域コミュニティについての(1)と(3)についてお答えいたします。

初めに、(1)自治会の市民の加入状況と現状の課題及び取組についてです。本市の令和4年度の自治会加入率は、本庁管内は62.9%、大柏管内は52.8%、行徳管内は37.0%となっており、地域差が生じている状況でございます。また、課題につきましては、区域内の清掃や防災・防犯活動、地域の人々の交流を目的とした盆踊りや餅つき大会の開催など、積極的に様々な活動を行っている自治会がある一方、役員の高齢化などにより活動を控える自治会も見受けられる状況であるなど、地域による活動状況の差や担い手不足が課題であると認識しているところでございます。こういった課題への対策として、市は自治会への加入促進に努めており、具体的には自治会の広報活動、啓発活動を行うとともに、活動を支援するための各種補助金を交付するほか、研修会などを開催し、将来を担う人材を育成するなどの取組を行っております。自治会は行政と連携し地域課題の解決を図り、住みよいまちづくりを進めるための欠かせないパートナーであるため、市としては自治会活動の活性化と持続可能な運営を支援していくことが重要であると考えております。

続きまして、(3)地域コミュニティの担い手としての自治会、商店会以外の担い手への支援、協働についてでございます。本市では、NPO法人を含めた様々な市民活動団体が活動しており、その主な支援としては、市民活動団体が実施する社会貢献事業の費用の一部を補助する市民活動団体事業補助金制度を実施しております。そのほかにも市民活動サポート用品の貸出しや活動場所の提供も行っており、このような支援を行うことで市民活動団体の活動が活発になり、さらには市民参加の促進が図られることで地域コミュニティの活性化につながっていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは大項目、地域コミュニティについてのうち、(2)商店会の店舗数の状況と現状の課題及び取組についてお答えをいたします。

商店会数及び商店会員数の推移につきましては、新型コロナウイルスの影響が出る前の平成31年度は60商店会、1,827店舗となっており、令和4年度は55商店会、1,617店舗で、商店会数で5、店舗数は210店舗減少となっております。本市では閉店した店舗に聞き取りを行っており、主な理由として、高齢化に伴う事業継続困難との理由が最も多く聞かれました。後継者となる親族は別居し、別の仕事をして生計を立てており、事業を引き継ぐことが難しいこと、また市内の店舗は店舗兼住宅が多く、廃業後は店舗部分を生活のための空間として別に利用しているケースや、店舗の出入口が自宅の玄関も兼ねていることなど生活動線が住宅と店舗で分けられないなど、店舗を第三者に貸し出すことが困難な状況も見受けられました。そのほか、商店会としても新型コロナウイルスの影響により商店会費の徴収ができないことや新店舗への勧誘ができていないため、商店会の活動が減少する傾向となっております。

本市におきましては、このような課題に対する取組として、単独商店会、複数商店会及び地域で活動しているNPOやボランティア、市民団体、商店会に加入していない店舗など、関係団体が行うイベント等に活性化事業として補助金を支給しております。具体的には、関係団体が地域のイベントを行う場合には実行委員会を組織して、規則を制定した上で事前に申請をいただき、地元商店会の後援を条件に同様の補助をしているものです。このように、商店会に加入していない店舗や地域団体にも支援することで地域の活性化に取り組んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からはフードリボンプロジェクトへの応援についてにお答えいたします。

フードリボンプロジェクトとは、飲食店の利用客が食券となるフードリボンを1つ300円で購入し、店に置いていくと、それを使って子どもたちが無料で食事を取ることができるという仕組みでございます。これは市内に本部を置く団体が推進する活動となりますが、本市が進める子どもの食の環境を確保するための施策に沿うものであることから、市として支援を行っております。さらに、令和4年度には地域経済社会の発展に資する事業として信金中央金庫から寄附を受けましたことから、令和7年までの3年間に事業期間として、計画的に支援を実施することとしております。支援の内容につきましては、まずは参加店舗の募集とフードリボンを寄附して下さる賛同者を増やすことを重点的に取り組んでまいりました。本年3月に募集を開始してから約3か月が経過した現在、喫茶店や居酒屋など6店舗が参加し、リボンの寄附も順調に集まっているところでございます。

そのような中で、参加店舗の協力や集まった寄附を支援が必要な子どもの利用に結びつけることは、この取組の根幹に関わる大きな課題だと認識しております。この課題に対応するため、この5月から学校での周知や市公式ウェブサイトでの店舗紹介など、子どもたちやその保護者、支援者に向けた周知を開始いたしました。今後は子ども向けの動画を配信し、参加店舗を掲載したチラシを子ども会や学校に配布するなど、周知活動を強化してまいります。さらに、市が行う育児相談や児童虐待などへの対応の中でもフードリボンは有効な支援策と考えており、子どもが日常を過ごす学校やこども館、地域の民生委員、児童委員などの関係機関や団体に対しても活用してもらえよう働きかけてまいります。特に支援が必要な子どもへの気づきの拠点となっている子ども食堂は、子どもへの食事の提供という同じ目的を持つ活動であることから、開催日時や見守り機能を補完し合い相乗的な効果が得られるよう、情報共有と連携を密にしていきたいと思います。

以上でございます。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 私からは大項目、市内の防災備蓄についての(1)の御質問にお答えいたします。

市立の小中学校は、災害発生時の避難場所や避難生活を送る避難所として位置づけており、設置している防災倉庫には食料や飲料水のほか、ライトや蓄電池、毛布など、避難所で使用する様々なものを保管しております。その中で飲料水につきましては、乳幼児のミルク用として5年保存が可能な500mlのペットボトルを1校当たり約100本備蓄し、全校で約6,400本を保管しております。また、全ての学校の受水槽に蛇口を取り付け、災害時には受水槽から直接水道水を供給できるようにしております。その貯水量は、小中学校全体としては約170万ℓを確保し、水の備蓄量として推奨している1人1日3ℓで換算すると、全市民の1日分の飲料水を十分に確保している計算になります。このほか、飲料メーカーや販売店と物資提供に関する災害協定を締結しており、流通している在庫を本市に供給していただける体制も構築しております。しかしながら、自助として、市民の皆さんが各自で飲料水を確保していただくことがとても重要となりますので、今後も飲料水を含めた物資の備蓄について周知啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、市内の防災備蓄についてのうち(2)と大項目、教育行政についてお答えいたします。

初めに、市立学校における防災備蓄についての現状と課題、今後の取組についてお答えします。現在、学校には、児童生徒が在校時に災害に遭い、学校に留め置かなければならない事態に備えて、学校ごとに児童生徒用の防災備蓄を確保しております。基本的には飲料水と食料の備蓄ですが、それ以外に防寒用シートやマスクなどといった防災用品を備蓄している学校もございます。いずれも入学時に購入し、卒業時に配付、返却する形を取

ております。費用負担としましては、学校徴収金の中に入れて各家庭に御負担いただいている学校とPTA会費で負担している学校のいずれかの方法が主でございます。平成28年3月に地域防災課と協力して各学校の状況を調査いたしましたところ、当時の調査では、小学校で飲料水備蓄が約55%、食料備蓄が約40%、中学校で飲料水備蓄が約80%、食料備蓄が約75%、特別支援学校では飲料水、食料、ともに備蓄が100%達成されているという状況でございました。その後、各学校で段階的に確保するようになり、令和5年5月現在では、市内の学校で約98%備蓄が整っている状況でございます。未整備の学校につきましても、現在、備蓄確保に向けて調整中であることを確認しております。

次に、課題についてお答えいたします。学校における整備状況の充実を踏まえると、今後はその管理面に課題が考えられます。適切な場所での保管や児童生徒への配布方法等、災害時に的確かつ迅速に対応できる準備をしておく必要があります。今後、教育委員会といたしましても、各学校における防災備蓄の状況について把握をし、災害時に的確かつ迅速に対応できるよう努めてまいります。

続きまして、大項目、教育行政の市立学校の人員不足についてお答えいたします。

初めに、現状についてです。近年、学校現場では、若年層教職員の増加により出産や育児のための休暇、また、療養休暇を取得する教職員の増加により複数の学校で教職員の欠員が生じており、令和5年6月1日現在の欠員は24名となっております。

次に、課題についてお答えします。講師として勤務していた多くの方が教員採用選考に合格し、正規の職員となったことで講師の数が減少しております。本市におきましても、講師希望者が極めて少ないこと、また欠員枠の勤務形態がフルタイム勤務となり、登録者の希望する勤務条件と合わないことから速やかに講師を配置することが難しくなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からはAEDの設置についてお答えします。

初めに、(1)公共施設への設置の現状についてです。本市におけるAEDの設置につきましては、平成16年7月から厚生労働省の通知により、非医療従事者がAEDを使用することが認められたことから、庁舎や公民館など利用者の多い施設、心停止のリスクが高いスポーツ施設、学校施設や保育園など、市が設置する公共施設での整備を進め、現在、市内189施設に204台のAEDを設置しております。これらの市内AEDの設置場所については、市公式ウェブサイトや減災マップなどで公表しているほか、千葉県や日本救急医療財団にも情報提供を行い、周知を図っております。

次に、(2)今後、24時間営業の店舗に設置する考えについてです。本市におきましては、市が設置するAEDについては、市の公共施設を対象とし整備を進めてきたことから、コンビニエンスストアなど、民間の店舗等でのAED設置は行っておりません。他市の状況につきましては、近隣では松戸市、船橋市、柏市などがコンビニエンスストアに、また、松戸市については24時間営業のガソリンスタンドにも設置するなど、市がAEDを公共施設以外に設置する例もあると伺っており、引き続き他市の設置状況把握に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは大項目1、重層的支援体制整備事業における地域共生社会の実現について、実際に困難を抱えていても、誰にも相談できずにいる方が多いと聞きますが、自分が困難を抱えていることに自覚がない方もいます。そ

のような、実際には支援が必要であるが、つながることができない方にどのようにアプローチするのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本市では、平成13年度から地域で支え合う新たなつながりや必要なサービスを総合的に提供するため、地域を再生し、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活を続けられるための独自の仕組みである地域ケアシステムを構築しています。市内14か所あります地区社会福祉協議会ごとに地域ケアシステム推進連絡会が設置されており、支援が必要な方を発見した場合など、地域の問題を地域で共有し、その解決に向けた検討や地域の担い手と市や社会福祉協議会、また、民生委員、児童委員等の多様な団体を巻き込みながら福祉課題の意見交換を行っています。また、本市では、平成19年度から地域住民が安心して暮らしていけるよう地域での支え合い、助け合いの活動を一緒に考え、地域住民の取組を応援する役割を持つ地域福祉の専門職であるコミュニティワーカーを社会福祉協議会に委託し、配置しています。重層的支援体制整備事業をスタートします来月からは、このコミュニティワーカーをコミュニティソーシャルワーカーと名称を改めまして、必要な支援が届いていない方を地域住民が発見した場合は、このコミュニティソーシャルワーカーにつなぐように周知をしまして、課題を抱える方の状況把握やその方に寄り添った支援を自ら行うとともに、これまで以上に支援関係機関等と連携することで、支援が必要な方に対して適切な支援が届けられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。今までなかなか市が踏み込んで関わっていなかった部分を、地域共生課という形で市が関わり、把握をしていくことは、市民にとって大きな意味のあることと感じます。これからも福祉のみならず、多様化したそれぞれの困り事に市が対応していくことがこれからの大きな課題だということをお伝えし、こちらの再質問を終わります。

次に、大項目2、多様性社会の実現についての(1)ですが、制度が現状になかなか追いついていないというところがあるのかなと思います。男女平等な社会が目指されるべきだということは誰もが疑う余地はなく、日本のジェンダーギャップ指数の総合順位は146か国中116位であることを考えれば、男女という枠組みで捉えても、いまだ女性と男性が平等に扱われているとは言えない現状です。しかし、そもそもジェンダーは、男女という2つに分け切れないグラデーションを持った多様なものという視点を取り込んだ細やかな配慮が今後必要となってくると思います。例えば女性専用の相談窓口において、戸籍上は男性であるが、性の自認が女性である方などに対しどのように対応を配慮していくかなど、研究、周知啓発を進めていただきたいと思います。

(2)のパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について、民間のサービスでも、同じようにこの制度を使ってサービスの提供が受けられるように周知協力依頼を行っていることは分かりました。この制度を周知して届出数を増やすことも市の姿勢を示すという意味で意義のあることですが、その証明書によって受けられるサービスの拡充と協力民間事業者を含む協力体制の充実も市民及び事業者への理念の共有につながると考えられるので、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思います。こちらは再質問ありませんので、次に移ります。

それでは、大項目3、地域コミュニティについての(3)ですが、経済観光部が行っているような商店会の関係団体に対して、地域活性化の目的のイベントに対して商店会の後援を受ける前提で支援を行うことは、新しく地域コミュニティを担う団体と商店会の連携を促す意味でも意義がある取組であると思われました。自治会の関係団体に対しても同じようなイベントなどに補助金を支給することができないかお伺いします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

自治会においては、夏祭りなどのイベントにおいて、地域の商店会、学校PTAなどと連携して実施しているところもございます。自治会の関係団体が自治会と連携して実施するイベントなどに対して補助金を支給する制度はございませんが、自治会が主催または中心的な役割を担って開催される地域住民との交流を目的としたイベントなどを実施する場合、自治会に対しては補助金を交付する制度は設けております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 分かりました。ぜひ長年、地域コミュニティーを担ってきた自治会の活性化を促す意味でも、他団体に対しても、連携するイベントに対しては上乘せして補助するなど対策を進めていただきたいと思えます。

次に、大項目4、フードリボンプロジェクトへの応援について。この取組は飲食店の協力や市民の善意で成り立つものであり、地域に根差した仕組みでなければならないが、地域の理解を深めるための方策をどのように考えているのか。また、この取組が進むことによって、飲食店や地域にどのような効果をもたらすのか、市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

フードリボンプロジェクトの支援を市で開始するに当たっては飲食店組合や調理師会など、飲食店に関係する団体に対して、会合などに市職員が出向いて直接説明を行いました。今後はさらに理解を深めていただくために、活動の中心である飲食店だけでなく、飲食店を取り巻く商店会や自治会などにも広く周知を図り、地域ぐるみの支援体制が構築できるよう努めてまいります。

次に、地域にもたらす効果でございます。飲食店にとっては、この活動に理解を示す人々が参加店舗を選んで利用することで店舗が活性化する効果が見込まれます。さらに、店舗の地域貢献が人々の共感と支持を集め、地域に根差した活動の輪が広がることも期待されます。また、地域の人々にとっては、1個300円のフードリボンを購入するだけで、気負うことなく、日々の食事に困る子どもたちを応援でき、子どもたちにとっては安心して食事ができ、地域社会とのつながりが実感できます。こうした体験の積み重ねが地域全体で子どもを育む機運を醸成するものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。市がフードリボンプロジェクトの促進をすることによって、必要としている子どもたちが定期的に訪れ、飲食店の参加が増え、よい循環が各地で増えていき、地域の活性化とともに継続していくことを心から願っております。

5月から子ども向けにも周知するとのことですが、当事者はなかなか自分から足を運ぶことはなく、1回だけは何とか連れて行くところまでこぎ着けたとしても、リピーターとして定着してもらうことはなかなか大変なことだと思います。そのあたりは実際に続けていきながら案を講じていくことだと思いますので、経過を見守っていきたいと思います。一人でも多くの子どもたちが笑顔でいられる市川を地域とともに考えていけたらとの思いで、この再質問を終わります。

次に、大項目5、市内の防災備蓄についての(1)ですが、ペットボトル飲料水の備蓄状況や飲料水の確保について伺いましたが、防災倉庫に備蓄されているペットボトル飲料水の水量が少ないように感じています。災害は緊急事態なので、自宅から持ち出せない方もおります。また、夜間や被災の程度によっては、受水槽からすぐに水を供給できないことも考えられます。必要とする方にすぐに飲料水が提供できるよう備蓄量を増やす必要があ

ると考えますが、市の見解をお聞かせください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

災害時の物資につきましては、発災直後は公助がすぐに行き渡らないため、自助と共助を基本として、不足分を公助で提供していく考えとしております。飲料水の確保につきましては、近隣市も本市と同様に、受水槽を基本としてペットボトルの備蓄を行っていると同っております。このようなことから、市民の皆さんには引き続き家庭での備蓄に御協力いただくとともに、防災倉庫の面積や保管する物資の量などを考慮してどのような対応ができるのか、調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。さきの学校教育部の答弁にもありましたように、各学校に在籍している児童生徒の防災備蓄については、取りあえずほぼ各学校ごとに対応ができている状況です。しかし、本来であれば市立の学校なので、どちらの学校の児童生徒も、有事の際は同じ内容の防災備蓄を提供されるべきではないでしょうか。しかも、現在の状況では、費用に関して、ほぼ受益者負担という考えの下、各家庭で支払っている学校徴収金やPTA会費で負担している学校がほとんどとのこと。災害時には学校が地域の避難場所となることを踏まえると、状況によっては、児童生徒用の防災備蓄を地域の方へ提供することも想定されます。そこを市の予算で市立学校の児童生徒用の防災備蓄も準備できると、防災倉庫の備蓄と併せての活用を検討することも可能となります。今後はぜひ市の予算で児童生徒用の防災備蓄を検討していただくとともに、各学校における防災備蓄状況について、地域防災課と学校教育部が連携を図り、有事に備えた整備を進めていただくよう強く要望いたします。

次に、大項目6、市立学校の人員不足についてです。慢性的な人員不足の状況が続いていることは理解いたしました。しかしながら、せっかく働き方改革を進めても、まずは人員不足が解消されなければ教職員の多忙化も解消されないのだと思います。

そこで、今年度の具体的な対策についてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 フルタイム勤務となる欠員の枠に講師を配置できない学校に関しましては、5月末現在で、市費で雇用する補助教員を速やかに配置し、児童生徒の学習や生活指導の補助業務を行い、校内体制の強化に努めております。一方、講師募集の取組につきましては、従来の大学等への訪問や本市広報紙への募集掲載とホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッター等のSNSの活用に加え、今年度は新たに市川市全域に学校現場の現状と講師募集を周知するため、市内公立学校の学校運営協議会にて周知を依頼したこと、講師募集ポスターにQRコードを取り入れたことで講師登録、問合せが簡単にできるよういたしました。また、今後は教員免許を所有しているペーパーティーチャー、教員免許を持っていないが、学校現場の仕事に興味を持っている方を対象とした仕事紹介、研修会を実施する予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。市費負担の補助教職員を配置されたりと、引き続き改善策に取り組まれていることは分かりました。今年度の取組として挙げられております講師募集のSNS活用による効果についてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 チラシやポスターの掲示、広報紙の掲載による講師募集では、応募者の多くが市川市や近隣市からでしたが、SNSの活用により千葉県全域、また県外からの応募者が増えました。これまで県外からの応募者の多くは転居によるもので、年間の応募件数は数件でしたが、SNSによる講師募集を取り入れた令和4年6月からの1年間の応募件数は30件を超えております。また、これまで企業に勤めている方からの問合せはほとんどありませんでしたが、この1年間のSNSの活用により、一般企業に勤めている若年層からの応募件数が7件と、少しずつ成果は出ております。今後も応募者の傾向を分析し、有効な講師募集の方法に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 分かりました。QRコードを読み取ることで講師登録画面からも気軽に登録できるようになったのはよいと思いますが、登録してからでないで詳細が分からないので、募集概要をもっと前面に出すほうが応募につながりやすいのではないかと感じました。

次に、県への働きかけについてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 欠員の状況は、市教委から県教委へ定期的に報告しております。また、市費で雇用する補助教員の配置ができず校内体制が難しい学校がある場合には県教委に連絡を入れ、一時的に配置される教職員の要請や新たな講師の紹介をお願いしております。また、講師登録者はフルタイムでの勤務が前提ですが、講師確保のためにフルタイム勤務でなくても勤務ができるよう、講師の勤務形態の変更をお願いしております。今後も県教委と連携を図りながら円滑な学校運営が進められるよう、校内体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。今、できることで精いっぱい働きかけをされていることは分かりました。この20年で公立学校教職員採用選考試験の倍率が大幅に低下し、近年は教員志望者の人数そのものが減少していると聞いています。例えばですが、複数担任制の導入など検討できると担任不在などの事案も減らせるのではないかと考えますが、そもそも教員志望者の減少が止まらず、採用人数が少なくなると実現も難しいかと思えます。様々な側面からの対策が急務だと感じています。子どもたちの教育環境を守るためにも、引き続きの働きかけをどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、大項目7、AEDの設置についての(2)ですが、本市の状況と他市の状況は分かりました。今後、本市でも、市民の命を守る上でコンビニエンスストアなど24時間営業の店舗に設置する考えがあるのかどうかお伺いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

先ほどの答弁のとおり、本市では市の公共施設にAEDを設置してきており、休館日や夜間などには使用できなくなるため、市民の命を守る上で24時間営業の店舗等にAEDを設置することの効果はあるものと認識しております。設置に当たっては、店舗内での場所の確保や管理等の課題もあることから、他市の事例などを踏まえ調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。心臓突然死はいつ起こるか分かりません。統計的に早朝が多いと

言われております。私ごとではありますが、私の夫も13年前の早朝、自宅で突然倒れ、そのまま亡くなってしまいました。急性心筋梗塞でした。もしもあのときAEDがあって、使用方法の知識もあり、私が即座に対応できていたら夫は助かったのではないかと、いまだに後悔の念としてくすぶり続けています。私たち家族のように悲しい思いをする方を一人でも減らしたい。救える命があります。船橋市もコンビニエンスストアでの先例があるわけですから、本市でもぜひとも一日も早く設置を進めていただきますようお願いいたします。

以上でチームいちかわの代表質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 これをもって代表質問を終結いたします。

以上で報告第12号から報告第20号を終わります。

○稲葉健二議長 この際、議案第3号市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第12号市道路線の変更についてまでは、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議案第13号から議案第23号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第14号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第15号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第16号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第17号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第18号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第19号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第20号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第21号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第22号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第23号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

これより諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

○稲葉健二議長 日程第34、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第167条の規定により、お手元に配付の文書のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって会議規則第167条の規定により、お手元に配付の文書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

○稲葉健二議長 お諮りいたします。常任委員会審査のため、明6月14日から6月18日まで5日間休会することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって明6月14日から6月18日まで5日間休会することに決定いたしました。

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時53分散会

第 4 日

令和5年6月19日（月曜日）

令和5年6月市川市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年6月19日（月曜日）午前10時開議

- | | | | |
|-----|--------|-----------------------------|---------|
| 第1 | 議案第3号 | 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について | (委員長報告) |
| 第2 | 議案第4号 | 市川市税条例の一部改正について | (委員長報告) |
| 第3 | 議案第5号 | 市川市火災予防条例の一部改正について | (委員長報告) |
| 第4 | 議案第6号 | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号） | (委員長報告) |
| 第5 | 議案第7号 | （仮）市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約について | (委員長報告) |
| 第6 | 議案第8号 | 損害賠償請求事件の和解について | (委員長報告) |
| 第7 | 議案第9号 | 損害賠償請求事件の和解について | (委員長報告) |
| 第8 | 議案第10号 | 市道路線の廃止について | (委員長報告) |
| 第9 | 議案第11号 | 市道路線の認定について | (委員長報告) |
| 第10 | 議案第12号 | 市道路線の変更について | (委員長報告) |
| 第11 | 一般質問 | 廣田徳子議員、青山ひろかず議員、国松ひろき議員 | |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------|
| 日程第1 | 議案第3号 | 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第4号 | 市川市税条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第5号 | 市川市火災予防条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第6号 | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第7号 | （仮）市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約について |
| 日程第6 | 議案第8号 | 損害賠償請求事件の和解について |
| 日程第7 | 議案第9号 | 損害賠償請求事件の和解について |
| 日程第8 | 議案第10号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第9 | 議案第11号 | 市道路線の認定について |
| 日程第10 | 議案第12号 | 市道路線の変更について |
| 日程第11 | 一般質問 | |

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈之	
小	山	なおと	
川	畑	いつこ	
ほ	と	ゆうな	
国	松	ひろき	

や	な	ぎ	美	智	子
と	く	た	純		平
中		町	け		い
つ	ち	や	正		順
つ	か	こ	た	か	の
加		藤	圭		一
浅		野	さ		ち
久	保	川	隆		志
西		村			敦
中		村	よ	し	お
大	久	保	た	か	し
石		原	た	か	ゆ
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
に	し	む			勲
石		崎	ひ	で	ゆ
堀		内	し	ん	ご
細		田	伸		一
青		山	ひ	ろ	か
石		原	み	さ	子
宮		本			均
大		場			諭
稲		葉	健		二
小		泉	文		人
石		原	よ	し	の
増		田	好		秀
越		川	雅		史
中		山	幸		紀
松		永	鉄		兵
竹		内	清		海
加		藤	武		央
岩		井	清		郎

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市長	松	丸	多
代表	監査委員	植	草	耕

教 育 長	田 中 庸 惠
危 機 管 理 監	本 住 敏
市 長 公 室 長	麻 生 文 喜
総 務 部 長	蛸 島 和 紀
企 画 部 長	小 川 川 広 行
財 政 部 長	田 中 中 雅 之
管 財 部 長	稲 葉 清 孝
情 報 管 理 部 長	小 林 茂 雄
文 化 国 際 部 長	森 田 敏 裕
ス ポ ー ツ 部 長	立 場 久 美 子
市 民 部 長	佐 藤 敏 和
経 済 観 光 部 長	根 本 泰 雄
こ ど も 部 長	鷺 沼 隆
福 祉 部 長	菊 田 滋 也
保 健 部 長	川 島 俊 介
環 境 部 長	二 宮 賢 司
街 づ く り 部 長	小 塚 眞 康
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良
下 水 道 部 長	藤 田 泰 博
行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一
消 防 局 長	角 田 誠 司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井 滴
事 務 局 長	藤 城 久 保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	六 郷 眞 紀 子
会 計 管 理 者	小 倉 貴 志
教 育 次 長	板 垣 道 佳
生 涯 学 習 部 長	藤 井 井 義 康
学 校 教 育 部 長	

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	町 田 茂 幸
議 事 課 長	米 津 孝 成
(議事担当)	
主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成

(調査担当)

主		幹	渡	辺	孝	文
主		査	前	田		悠
主		査	岡	澤	英	康
主		任	関	口		舞
主	任	記	荒	木	智	貴
書	書	記	福	井	寿	明

会 議

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1議案第3号市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第10議案第12号市道路線の変更についてまでを一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いいたします。

健康福祉委員長、西村敦議員。

[西村 敦健康福祉委員長登壇]

○西村 敦健康福祉委員長 ただいま議題となりました議案第6号令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）のうち健康福祉委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、第3款民生費において、低所得世帯に対する重点支援給付金及び子どもの成長応援臨時給付金等を、第4款衛生費において公衆浴場燃料費高騰対策支援金及び新型コロナウイルスワクチン個別接種支援事業交付金等を、それぞれ増額して計上するものであります。また、繰越明許費の補正において、子どもの成長応援臨時給付金給付事業について、年度内の支出が困難であるため、翌年度へ繰り越す措置を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第3款民生費第1項社会福祉費第3目高齢者支援費、ゴールドシニア事業イベント運営委託料について、「本市においては75歳以上の方をゴールドシニアと呼ぶこととし、その外出を促進するためイベントを開催することだが、その内容はどのようなものを想定しているのか」との質疑に対し、「本イベントでは、『笑う』をテーマに演者を3組招きイベントを開催する予定である」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費、公衆浴場燃料費高騰対策支援金について、「本支援金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内6か所の公衆浴場に対し、燃料費の値上げに係る支援をするためのものとのことだが、公衆浴場にそれぞれ幾ら支給するのか」との質疑に対し、「各事業所で使用している燃料の形態は異なるため、支給額の積算については差が生じている。具体的には、重油を使用している事業所は1件で76万円、廃油を使用している事業所は1件で30万円、廃油とまきを使用している事業所は1件で20万円、まきのみを使用している事業所は3件で1件当たり10万円、合計30万円を想定している」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 次に、環境文教委員長、石原たかゆき議員。

[石原たかゆき環境文教委員長登壇]

○石原たかゆき環境文教委員長 ただいま議題となっております議案第6号のうち環境文教委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、歳出第11款教育費において成人式運営等委託料等の増額を計上したものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第11款教育費第6項社会教育費第1目社会教育総務費、成人式参加者記念品について、「今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限の緩和により成人式の来場者が増加する見込みであることから、来場者に渡す記念品の費用を増額するため

のものとのことであるが、積算根拠はどのようになっているのか」との質疑に対し、「記念品の単価を440円とし、成人式の来場者が約200人増加する見込みであることから、10万円の増額を計上したものである」との答弁がなされました。

また、「成人式の来場者が当初予算を計上した時点より約200人増加すると見込んだ根拠はどのようになっているのか」との質疑に対し、「当初予算を計上した時点においては、成人式に来場する成人、来賓等を2,800人と見積もったが、令和5年11月1日時点で本市に住民登録がある成人式の対象者を4,200人と見込み、参加者をその7割に当たる約2,900人とした。これに来賓約100人を加えて来場者を約3,000人と積算し、差引き約200人増加すると見込んだものである」との答弁がなされました。

次に、成人式運営等委託料について、「今回の補正は、成人式を午前と午後の2部制とし、全ての来場者が会場に入場できるようにするためのものとのことである。過去には来場者が会場に入れなかったこともあった中で、なぜ今回2部制とすることにしたのか」との質疑に対し、「令和4年度の成人式において、会場に入れない来場者がいた原因を検証したところ、対象者の5割が来場すると見込んでいたが、実際には6割が来場したため、座席が不足し、会場内で立って式に参加した者や、会場に入れずに途中で帰った者がいたことが分かった。このことから、今年度は来場者が全員入場できるよう、午前と午後の2部制とすることとしたものである」との答弁がなされました。

また、「本委託料の内訳はどのようになっているのか」との質疑に対し、「140万円の委託料のうち、約3分の2は警備費であり、残りの約3分の1は司会進行にかかる費用、市川市文化会館の大ホールで行われる式典の映像を小ホールに中継するための人件費、機材のレンタル料及び出演者の出演料である」との答弁がなされました。

また、「成人式を午前と午後の2部制にするとのことだが、参加者が混乱しないように何か対策は考えているのか」との質疑に対し、「対象者の住所を中学校通学区別に南北に分け、おおむねJR総武線より北側を午前の部とし、大洲中学校区を除くJR総武線より南側を午後の部とした上で、対象者の都合により、どちらにでも参加できるよう通知を行う予定である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 次に、建設経済委員長、小山田なおと議員。

[小山田なおと建設経済委員長登壇]

○小山田なおと建設経済委員長 ただいま議題となっております議案第6号のうち建設経済委員会に付託された事項、議案第9号損害賠償請求事件の和解について、議案第10号市道路線の廃止について、議案第11号市道路線の認定について及び議案第12号市道路線の変更について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第6号について。

今回の補正は、第7款商工費において事業者電気・ガス料金高騰対策支援金及び貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金等の増額を、第9款土木費において自転車乗車用ヘルメット購入費補助金及び公共交通事業者原油価格高騰対策支援金等の増額を計上するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第7款商工費第1項商工費第2目商工業振興費、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金について、「本支援金の給付を受けるための要件等はどうになっているのか」との質疑に対し、「本支援金は、市内の中小企業及び個人事業主等を対象としている。主な給付要件については、市内に本店または主たる事業所を有すること、令和4年9月から令和5年3月ま

での電気・ガス料金の合計額が21万円以上であること、今後も市内で事業を継続する意思があること、市税を完納していることなどとなっている」との答弁がなされました。

次に、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金について、「本支援金に係る事業については以前も同様の内容で実施しており、対象事業者及び給付要件は前回と同様とのことだが、同じ事業者が前回に続き再度申請を行う場合の申請手続を簡素化する考えはあるか」との質疑に対し、「本支援金及び事業者電気・ガス料金高騰対策支援金については、前回申請を行った事業者が再度申請を行った場合には、確定申告書等の書類の提出を免除するなど、申請手続を簡素化して申請しやすい環境にしていきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第9款土木費第1項土木管理費第2目建築指導費空家対策推進参与報酬について、「本報酬により登用する空家対策推進参与の任期及び報酬の算定根拠はどのようになっているのか」との質疑に対し、「空家対策推進参与の任期は、令和5年7月から令和6年3月までの9か月間を予定している。また、報酬については、空家対策推進参与が空き家の利活用などについて、政策の実現に向けた具体的な助言を行う立場であることから、市の経営層である部長職と同等であると判断し、日額を2万円と設定した上で、月に2回の助言をもらう予定であることから、36万円と算定したところである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号について。

本案は、損害賠償請求事件について当事者間で合意に達し、和解により解決を図るためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号から第12号について。

東日本高速道路株式会社は、京葉道路の上り線に京葉市川パーキングエリアを施行する予定であり、この計画地内に含まれ、廃道となる市道については、同社において代替の道路をパーキングエリアの周囲に整備する計画であることから、議案第10号は当該代替の道路の整備により廃道となる市道を廃止するため、議案第11号は当該代替の道路の整備により新たに築造する道路及び廃止を予定している市道のうち、引き続き使用する道路を市道として認定するため、議案第12号は当該代替の道路の整備により市道の経過地を変更するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、3案とも可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 次に、総務委員長、国松ひろき議員。

[国松ひろき総務委員長登壇]

○国松ひろき総務委員長 ただいま議題となっております議案第3号市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第4号市川市税条例の一部改正について、議案第5号市川市火災予防条例の一部改正について、議案第6号のうち総務委員会に付託された事項、議案第7号（仮）市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約について及び議案第8号損害賠償請求事件の和解について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第3号について。

本案は、人事院規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当を廃止するとともに、今後、新型インフルエンザ等である感染症が発生した場合に、同様の手当を速やかに支給することができるようにするほか、条文の整備を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号について。

本案は、地方税法等の改正に伴い、個人の市民税と併せて新たに賦課徴収を行う森林環境税に関する規定を定めるとともに、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の課税区分を見直すほか、所要の改正を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号について。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を改めるほか、所要の改正を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号のうち、本委員会に付託された事項について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出においては、第2款総務費において、保育総合システム改修委託料、低所得世帯等に対する重点支援給付金給付管理データ作成等委託料等の増額を計上し、歳入においては、国庫支出金、繰越金等の増額、分担金及び負担金、使用料及び手数料の減額を計上するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、歳入第19款第1項第1目繰越金、前年度繰越金について、「繰越金について、令和4年度決算における見込額のうち、約4億6500万円を計上しているとのことだが、補正予算の財源となる繰越金の合計はどの程度になると見込んでいるのか」との質疑に対し、「令和4年度決算の繰越金は、現在計数整理中であるため、あくまで見込額になるが、例年、15億円前後を補正予算の財源として活用しており、今年度においても合計で15億円程度になるものと見込んでいる」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、ほかの常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号について。

本案は、既定予算に基づく仮称市川市八幡市民複合施設新築工事について、一般競争入札の結果、株式会社大成組との間に工事請負契約を締結するためのものです。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「本件の入札における応札者は3者とのことだが、入札参加資格を持つ事業者は何者あるのか」との質疑に対し、「本件の入札における入札参加資格を持つ事業者は15者以上である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号について。

本案は、損害賠償請求事件について当事者間で合意に達し、和解により解決を図るためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボ

タンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——なしと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第4号市川市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第5号市川市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第6号令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第7号（仮）市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第8号損害賠償請求事件の和解についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第9号損害賠償請求事件の和解についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第10号市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第11号市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第12号市道路線の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○稲葉健二議長 日程第11一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

廣田徳子議員。

○廣田徳子議員 日本共産党の廣田徳子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、教育行政についてです。

教育センターと市立学校との連携について、まず伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教育センターと学校との連携につきましては様々なものがありますが、中でも相談業務については非常に重要だと考えております。教育センターの相談業務は教育相談と就学相談があり、それぞれの支援方法に違いがあります。教育相談では、発達の特性や課題のある幼児児童生徒の保護者を支援するために話を聞いたり助言したりしています。保護者の悩みには不登校や学校のこと、学習の不適応、様々であり、幼児児童生徒の実態や御家庭の状況に応じて元教員や心理士の相談員が相談業務を担当しています。就学相談では、幼児児童生徒個々の特性に応じた支援を行う特別支援学級や、特別支援学校等への就学に向けて、保護者や学校、関連機関等と相談、連携の上、検査を行ったり調査を行っております。

教育相談の中でも、適正な就学につなげたほうがよいと判断した場合には、就学相談へつなぐ場合があります。どちらの相談業務も、保護者からの依頼や承諾の下、学校と連携し、校長、教頭、担任等と情報交換や協議を行い、常に子どもの支援方法について共通理解を図りながら相談、支援を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 保護者からの依頼や承諾の下、学校と連携し、との御答弁でした。保護者が教育センターに相談し、児童が検査を受けて、その結果が出た後のフォローがされていないケースがあります。保護者がどうしたらいいのか、どこに、どなたに相談したらいいのか分からず、検査結果は放置されていました。そのままにしていたのでは何の解決にもなりませんし、検査を受けたことも無駄になってしまいます。昨年9月定例会でも質問をしました。学年を重ねていくことで友達ができ、特別支援学級への転学は難しくなります。教育センターでも学校でも、保護者の意向は、と話されますが、例えば、保護者が日本語の理解が難しいケースもあります。私が入っても、第三者ですから話を進めることはできません。行った検査結果も日本語の分からない保護者に手渡すだけで、学校への報告もしていませんでした。通常はしないものかもしれませんが、ケースによっては必要なときもあるのではないかと考えます。

そこで、教育相談での学校との具体的な連携方法を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教育相談では、保護者の同意の上、相談員が学校に連絡を入れ、担任や関係職員から話を聞き、その情報を基に該当するお子さんの支援の方法を協議いたします。また、発達の特性をより正確に理解するために、必要に応じて発達検査を行うこともあります。発達検査実施後、その結果につきましては保護者に対し丁寧にフィードバックを行い、心理士が保護者に説明いたします。その後、保護者の要望があれば学校と発達検査の結果について共有し、幼児児童生徒の実態と具体的な支援方法について説明も行っております。

近年、外国籍の保護者、精神的に不安を抱える保護者など多様な課題を抱えている方々からの相談があることから、学校や関係機関等との連携を強化しているところです。特に、外国籍の保護者との相談等の際には、必要に応じて学校の日本語指導教員や通訳等の協力を得て支援に当たることがあります。学校との連携につきましては、保護者の同意を得ることが前提となりますが、保護者の同意が得られない場合や、保護者と学校で考えや思いに違いがある場合などは、速やかに連携が図れない場合もあります。

今後も、保護者には丁寧に対応し、児童生徒への適切な支援のため、学校との連携がさらに深められるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 御答弁にあったように、全てがそのようなケースになっているとはちょっと考えにくいです。お話ししたケースでは、保護者の同意も何も意思疎通ができない状態では、その後の相談、学校との連携もできません。外国籍の保護者だからこそ丁寧な対応が必要になると思います。その点についてはどのようにお考えですか。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教育相談や就学のための検査の実施や検査結果の説明において、外国籍で日本語が困難な児童生徒、保護者のために、教育委員会として通訳を依頼する場合があります。日本との文化の違いや言葉の壁、学校に対する考え方の違いがあることを前提に支援の方法を提案するとともに、就園、就学への理解が停滞しないよう努めております。今後も、学校とも保護者の理解を得た上で、適切な支援のための連携を図るよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 よろしく願いいたします。

それでは次に、就学相談での学校との具体的な連携方法を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 就学相談では、お子様の困り事に応じて就園・就学先を考えてまいります。知的障がいを対象とした特別支援学級がよいのか、または情緒、自閉症を対象とした特別支援学級がよいのか、それとも特別支援学校がよいのか、通級指導教室へ通うべきかなど、個々のお子様の状況に応じて異なります。適切な就園・就学先は、市川市教育支援委員会の審議によって方向性を示し、審議の結果につきましては保護者及び所属の学校に通知しております。市川市教育支援委員会の審議に当たり、本人についての児童生徒の行動観察や検査等の様々な調査を行い、適正な就園、就学に向け丁寧に進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 就園、就学のときには特に心配事も多く、我が子をどの幼稚園または保育園に、そして就学さ

せるべきか、また、相談先である教育支援委員会は特に慎重な対応が必要かと思われま

そこで、適正な就園、就学についての課題はどんなことか、それに対してどんな対応をされているのか伺いま

す。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教育支援委員会で審議を行うに当たり、保護者の意向や思いを聞き取り、調査や検査を行い、適正な就園、就学を案内しております。課題といたしましては、教育支援委員会での審議の結果と保護者の思いや考えに違いがある場合、適正な就園、就学に結びつくまで時間がかかり、結果的に適切な支援につながらないケースもあります。対応としましては、相談を重ね信頼関係を築くこと、客観的な資料等を基に話をし、児童生徒の適切な支援につながる情報提供に努めています。学校との連携は、管理職を通して確認し、担任の行動観察や電話での聞き取りなども行います。今後も、学校等との連携を大切に、一人一人の幼児児童生徒、保護者に応じた対応を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 様々な方法があることは分かりました。しかし、十分生かされていません。相談に行くということは、保護者がそれだけ心配しているわけですから、途中からほうっておくことのないように職員間で共有し、経過を見守るようにしてください。

次に行きます。前回の質問の御答弁で、近年、特別支援学級の教育を希望する児童生徒は増加傾向にあると話されています。特別支援学級についてこれまでも何度か質問をさせていただいておりますが、小学校に入る際、行徳の地域で申し上げますと、小学校9校中の2校は全く支援学級がありません。初めての学校生活を送るに当たり、学区外に通うという負担もあります。どの学校にも支援学級があることが理想です。

そこで、(2)として、特別支援学級の今後の設置計画について伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 特別支援学級の設置につきましては、毎年計画的に設置を進め、令和5年度は市立学校54校中37校に特別支援学級を設置しております。障がい種別による設置した学級数の内訳といたしましては、知的学級が31校、情緒学級が11校、肢体不自由学級が1校となっております。また、特別支援学級の各年度の5月1日現在の全学級数と児童生徒数の推移を述べますと、10年前の平成25年度は学級数60クラス、在籍人数は383人、令和5年度は、学級数101クラス数、在籍人数は624人となっており、比較しますと学級数は約40クラス、在籍人数は240人程度の増加が見られます。

近年、社会全体の特別支援教育に対する理解も深まり、保護者も、我が子の変化に早く気づき、速やかに医療診断へとつながるケースが増えております。一方で、専門的な教育を求める保護者が増え、特別支援教育を希望する児童生徒が増加傾向にあることから、多様な教育的ニーズに応えるための教室の不足だけでなく、地域のニーズや児童生徒の障がい種に適した特別支援学級の不足が課題であると考えております。

昨年度より、市内各小中学校、義務教育学校に特別支援学級設置についての調査を実施し、学校や保護者のニーズ、学校の空き教室の状況等を確認する中で、改めて特別支援学級設置の必要性を認識しております。今後につきましては、設置希望調査の結果を踏まえ、該当する児童生徒の障がい種や地域のバランスなどを十分に考慮しながら、速やかに特別支援学級の設置を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 小学校の高学年になりますと、中学への進学について、また、その先、3年後には高校への進

学も控えています。児童生徒一人一人が大切にされることを望みます。

中学進学の際、特別支援学級が小学校と同じ学区にない場合、知的障がいのクラスはありますが、情緒障がいのクラスがない場合など様々です。特に、情緒障がいの児童生徒の受入れが極端に少ない現状を少しでも早く解消してください。子どもの成長は待ったなしです。教育は、誰でも平等に受ける権利があります。

次に、(3)として、特別支援教育就学奨励制度について伺います。

この制度はどんな制度なのか、対象者など、本市の現状を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 特別支援教育就学奨励費制度は、特別支援学級等に就学している児童生徒の保護者の負担を軽減するため、就学に必要な経費について支援を行うものでございます。対象者は、本市の市立小学校、中学校または義務教育学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者または障がいの程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者及び特別の教育課程を受ける児童生徒の保護者となります。支給対象となる主な費目は、筆記用具や通学帽等の学用品・通学用品購入費、小中学校等に就学する際に必要なランドセル、かばん、通学用服等の新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、通学に要する交通費、修学旅行費がでございます。学用品・通学用品購入費の令和5年度の支給額は、年度当初から決定を受けた場合、小学校で年額5,820円、中学校で年額1万1,370円となり、年3回に分けて支給します。

対象となる保護者への制度の周知につきましては、各学校を通じて特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ及び申請書等を配付し、申請は、保護者自身で収入を証明する書類等を添えて学校に提出することとしております。支給決定となった保護者に対しては、収入額等に応じて支給対象となる費目に応じた経費を、保護者から申請のあった指定口座に振り込んでおります。令和5年度は、小学生272人、中学生154人、合計426人の保護者への支給を見込んでおりますが、特別支援学級を希望する保護者は増加傾向にありますので、引き続き各学校と連携を図りながら、本制度の適切な周知及び運用に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 世帯収入額などに応じて支給対象となる経費や金額が違うとのことですが、それぞれ対象となる経費について伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 保護者の世帯構成及びその収入に応じて3つの区分を設けており、例えば、両親がともに40歳代、子どもが中学生と小学生の4人家族の場合、支弁区分Ⅰは年収511万8,000円未満、支弁区分Ⅱは年収約511万8,000円以上、約823万2,000円未満、支弁区分Ⅲは年収約823万2,000円以上となります。全ての区分で支給される費目としましては、通学、職場実習及び交流及び共同学習のための交通費となり、支弁区分Ⅰ、Ⅱでは、さらに修学旅行費、校外活動参加費、学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費などが支給対象となります。なお、生活保護費等受給世帯につきましては、生活保護費等において支給を受けていないものを対象としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 収入に対し補助金を出す品目が違い、保護者としては少しややこしいと思われれます。申請時の添付書類にはどんなものが必要なのか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 申請に必要な添付書類としましては、前年の収入状況を証明する同居者全員の該当年

度の個人市民税課税証明書または非課税証明書、申請書別紙として配付した学用品、通学用品の購入調査について及び領収書やレシートの提出をお願いしていますが、紛失などにより領収書などを提出できない場合は、学用品、通学用品の購入調査についてのみ提出してもらうこととしております。また、通学に要する交通費を希望する方につきましては、必要に応じて通学定期券等の写しの提出をお願いしております。このほかにも、他自治体で生活保護及び就学援助を受給している場合には、その受給状況が把握できる証明書等の添付が必要となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 令和3年度の支給実績について伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 令和3年度の支給実績は、小学生が228人、中学生が154人、合計382人の保護者へ支給いたしました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 対象品目が大変多くありますが、実際に中学校の体操服はジャージ上下で1万円を超えます。小学校の体操着と上履きで約7,000円です。ほかにも修学旅行の積立てなど、義務教育とはいえ本当にお金がかかります。また、例年保護者への周知が6月だとお聞きしました。昨今では、ランドセルの購入は1年前だと聞いています。レシートや領収書が必要だということですが、細かな学用品まで、レシートなどを紛失することも多く、別紙で対応していただけるのは助かりますが、提出書類の簡素化と制度の周知はできるだけ早い時期にしていきたいと思っております。

次に移ります。(4)です。市立小学校6年生が全国学力・学習状況調査にて行っている児童質問紙調査の結果は、どのように活用されているのか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 全国学力・学習状況調査は、児童の学力や学習状況を把握、分析し、学校における児童への教育指導の充実や、学習状況の改善等に役立てることを目的に、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に行われております。今年度は4月18日に行われ、7月下旬に結果が公表される予定となっております。全国学力・学習状況調査では、教科に関する調査だけでなく、児童の学習意欲や学習方法、また学習環境や生活環境に関する児童質問紙調査も行われております。教育委員会としましては、本調査の結果を基に児童の学習状況を把握しております。また、第3期市川市教育振興基本計画の指標に活用するなど、本市の教育施策に係る成果と課題を検証し、その改善を図っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 今年の児童質問紙の結果は7月中旬だということですので、まだ分かりませんが、昨年度の結果で何か特徴がありましたら教えてください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 肯定的な回答が全国平均より高い結果となった質問は、朝食を毎日食べていること、コンピューターの使い方について家の人と約束したことを守っていることなど、生活習慣についての項目です。そのほかにも、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うことや、将来の夢を持っていることについての質問項目において、全国平均と同等またはそれ以上の結果でありました。一方、自分にはよいところがあると

思うことや、人が困っているときは進んで助けていることなど、自己有用感や規範意識についての質問項目では、全国平均と比べ肯定的な回答が低い結果となりました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 児童質問紙の調査の結果を基に、各学校でどのような活用をされたのか、その具体例を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 ICTの活用に課題が見られた学校では、教職員のICT活用スキル向上を目的に、講師を招いてのICT活用研修を行いました。また、家庭学習の習慣に課題が見られた学校では、保護者と面談する際に家庭教育リーフレットによる啓発を行ったり、児童それぞれの家庭学習の時間を記録したりと、家庭学習についての意識づけを行いました。このように、市内各学校では児童質問紙調査の結果から、自校の課題を見出してその改善策を計画し、実行しながら自校の課題改善に取り組んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 子どもたちの時間を使い回答するのですから、各学校で改善策などを交流し合い、市全体の課題として共有できるように今後もお願いいたします。

次に、大項目、高齢者支援について伺います。

本市の高齢者クラブ数と会員数については先順位者への答弁で理解いたしました。関連して、高齢者クラブ会員の年齢構成と、各クラブの会員数の規模について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 高齢者クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、仲間づくりを通じた生きがいや健康づくりなどの生活を豊かにする活動をはじめ、知識や経験を生かして地域を豊かにする社会活動などに取り組まれております。本市の高齢者クラブは、5年前と比較をするとクラブ数で約23%、会員数で約31%、ともに減少しております。

御質問の年齢構成につきましては、本年6月1日時点で59歳以下0.3%、60歳から64歳1.0%、65歳から69歳3.9%、70歳から74歳12.9%、75歳から79歳24.3%、80歳から84歳28%、85歳から89歳が19.9%、そして90歳以上が9.7%となっています。最も人数の多い世代は80歳から84歳、次いで75歳から79歳、その次が85歳から89歳となっており、75歳以上、本市ではこの世代をゴールドシニアと称することといたしますが、このゴールドシニア世代が全体の81.9%と8割を超えている状況でございます。5年前におけるゴールドシニア世代の比率は72.8%であったことから、会員の高齢化が進んでいることが見て取れます。

また、各クラブの会員数の状況につきましては、会員数20人から29人までのクラブが40クラブで全体の39%、30人から49人までのクラブが44クラブで全体の43%、50人以上のクラブが18クラブで全体の18%となっています。5年前における29人までの会員数の少ないクラブは全体の30%であったことから、会員数の少ない単位クラブが増えていることが見て取れます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 会員数が減り、クラブ数も減り、さらに構成している年齢も高齢化しています。そんな中でも、役員の方は会員の皆さんが喜んでくれるようなイベントを考え、当日までの準備、また反省会など、大変だと思います。そのような方たちを支えるのも行政の役割だと考えます。

(2)として、高齢者クラブへの補助金について、現状と今後の考え方については先順位者への答弁で理解しましたが、補助金の対象とならない経費が多く困っているというクラブからの声も聞いています。

そこで、実際の事例の紹介も含めて、補助金はどういった活動に活用できるのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 補助の対象となる経費につきましては市川市補助金の交付に関する基準に定められており、様々な活動に補助金を活用することができます。補助金の活用事例を3つ紹介します。1つ目は、教養活動として落語家による落語会や、歴史愛好家を招いた歴史勉強会を開催している事例です。こうした活動の場合は、落語家や歴史愛好家に対する謝礼金や、周知のためのチラシの印刷費用、また会場となる公民館などの公共施設の使用料に対して補助金を活用することができます。2つ目は、介護予防活動として定期的に健康体操を行っており、その際にストレッチ用の手拭いを全員分用意して一体感のある取組を行っている事例です。この活動の場合は、介護事業所の専門職員等を講師とした際の謝礼金や、公民館などの公共施設使用料、また、手拭いの購入費についても補助金を活用することができます。3つ目は、公園や通学路での清掃や花壇の手入れなどの美化活動を行っている事例です。このような活動の場合、清掃に使用する掃除用具やごみ袋、軍手等の購入費に補助金を活用することができます。補助金は、一般社会通念上、公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費は対象となりませんが、このように様々な健康活動や社会活動等に活用していただくことが可能であります。

今後、各クラブに対してはどのような活動が補助金の対象となるのかといった事例を紹介するなどし、身近な地域の居場所でもある高齢者クラブの活動が今後も継続されるよう、市としてもその活動を支援してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 補助金の対象として認められないものが大変多いように思われます。飲食というのは食事やアルコール類を想像しますが、会議におけるお茶と、一口でいただけるような何かというのであれば、許容範囲ではないでしょうか。公金以外にも、会費も集めているところがほとんどです。今後、補助金の活用で県に要望できる機会があればぜひお願いしたいと思います。

次に、(3)の高齢者の居場所づくりについて伺います。

高齢化社会になっているのですから、どこにも出かけず家にいる方が増えていると想像します。「広報いちかわ」を見ても、様々な高齢者の居場所が用意されていますが、どこに行けばそのような情報を入手できるのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本市では、令和3年度より住民が主体となり介護予防、フレイル予防に取り組むための情報発信の一環として、主に高齢者の社会参加の場となる通いの場の情報を掲載しました「『きょういく』」ところ見つけませんか?というリーフレットを発行しております。リーフレットでは、高齢者が気軽に参加できる団体活動の内容や、時間、場所などの情報について、市内を北部、西部、東部、南部の4地区に分けて紹介しております。掲載団体は、市川みんなで体操やいきいきセンターの登録団体や、社会福祉協議会のてるぼサロンなど300団体以上のほか、地域における気軽な相談先である地域ケアシステムの拠点の情報や、公民館のサークル情報にアクセスできる二次元コードなども掲載しております。リーフレットは、高齢者サポートセンターをはじめ各行政窓口、いきいきセンター、公民館、保健センター、図書館、社会福祉協議会、地域ケアシステムの拠点など、高齢者が入手しやすいよう多くの窓口においてあります。引き続き、高齢者が様々な活動に参加し、地域に

おける居場所や通いの場を見つけられるよう周知啓発を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 公民館、いきいきセンターなどが家の近くにないために行かれない方もいます。そんなお話を伺うと、やはり地域の高齢者クラブの存在は大変重要だと考えます。また、それぞれにやる事が決められているために、行くとそれをしなければならない、そのような居場所も必要ですが、場所の提供だけで好きなことができる場所も必要だと考えます。例えば、まだ使用可能な空き家を活用するなど、今後も高齢化に伴い必要だと考えますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、3つ目の大項目、市政をより市民に身近に感じてもらえる施策についてに移ります。

(1)として、「広報いちかわ」を全戸配布することについて伺います。

市民に対して市政を知ってもらい、身近に感じてもらえるのは「広報いちかわ」だと思います。年々新聞の購読者が減少傾向にある中で、配布方法を見直すべきではないでしょうか。多くの議員が市民への周知はと質問をすると、決まって「広報いちかわ」や市の公式ウェブだとの答弁がされていますが、まだまだ市の取組を知らない市民がいることに驚きます。全ての市民に見ていただくためには全戸配布が必要だと考えますが、現状どのくらい配布しているのか。また、配布に対する市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

「広報いちかわ」の1回当たりの配布数は、令和4年度の平均で約10万8,000部で、このうち新聞の折り込み数は約8万9,000部となっており、全配布数の約82%を占めております。そのほかにも、自宅への郵送を希望される方への個人郵送が約1,700部、公共施設や駅をはじめとする189か所の広報スタンドへの配架が約1万3,000部となっております。広報紙の配布につきましては、新聞の購読者数が減少傾向にあることから、これまでも全戸配布を検討してまいりましたが、全戸配布に係る費用が高額となること、また、配布に要する日数が5日程度かかるため受け取る方に不公平感が出てしまうこと、また、情報の即時性に欠けることなど、こういった理由から現在の新聞への折り込みに加えて、希望する方への個別郵送や、より多くの広報スタンドへの配架などにより配布を行っているところでございます。一方、近年ではパソコンやスマートフォンなどインターネットを通じて情報を取得する機会が増えております。そこで、広報紙を紙媒体で配布するばかりでなく、市公式ウェブサイトにて電子版の広報を掲載するとともに、フェイスブックやLINEを介して電子版の広報を案内することや、民間事業者が運営するアプリ、マチイロなどを組み合わせて情報発信を行っております。このように、広報紙の配布につきましては、今後も多様化するライフスタイルに応じまして、きめ細やかな対応に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 「広報いちかわ」の配布は新聞折り込みが主になっているということは分かりました。しかし、25万世帯に対して、市民が目にする様々な媒体、方法はあるにしても、配布数は10万8,000部とは思っていた以上に少ないです。全戸配布は文字どおり全世帯に配布するわけですが、本市の全世帯に対する現状、配布数の割合を伺います。また、印刷費用と新聞折り込みや個人への郵送、配架などに伴う費用についても併せて伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

令和4年度の平均世帯数約25万3,000世帯に対する配布の割合につきましては、配布実績ベースで約43%とな

っております。広報紙の配布については、新聞購読者数の減少など状況を勘案しながら、無駄にならないように印刷部数を調整して配布しております。また、「広報いちかわ」にかかる費用についてでございますが、令和3年度決算ベースで、印刷費用が約2,430万円となっております。また、新聞への折り込み費用が約2,280万円、個人への郵送費が約290万円、配架に関する費用が約170万円となり、配布に要する費用は総額で約2,740万円となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 市民に対して、市政を身近に感じてもらえるのが「広報いちかわ」ですが、「広報いちかわ」が余って無駄にならないように発行部数を調整しているということは分かりました。だからこそ難しいとは思いますが、全戸配布が必要ではないかと考えます。他市では全戸配布を実施している自治体があると思いますが、その状況を伺います。全ての市民に見ていただくために全戸配布が必要だと考えますが、現状どのくらい配布しているのか。また、全戸配布に対する市の見解も伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

他市の状況についてでございますが、県内では千葉市が平成29年10月から広報紙の配布方法を新聞折り込みを主としたものから、ポスティングによる全戸配布に変更いたしました。コスト増に対しましては、広報紙の発行回数を月2回から1回に変更するとともに、本市のように一斉配布でなく、数日間かけて配布しているところでございます。配布数につきましては初回に答弁したとおりとなっております、令和4年度平均で約10万8,000部で、折り込みについては8万9,000部ということになっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 千葉市では月2回の発行から1回に減ったということですが、それでも全市民に知らせるといふ観点からすれば全戸配布が望ましいのかと思います。また、一斉配布ができず市民の手元に届くまでに数日かかることを懸念されているようですが、例えば、いちかわインフォメーションに、4月1日号の記載のあるコンビニ交付サービスの休止のお知らせは、翌日4月2日のものでした。ほかにも1週間後の催しの案内などがありますが、これらは恐らく会場の関係等でもっと早くに決まっているものだと思います。仮に月1度の発行になっても、私はいいのかと考えます。一人でも多くの市民への確かな情報を届けることが必要だと考えますので、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

本市といたしましては、大切な市政の情報を市民の皆様にお届けするに当たっては、コスト面はもとより、発行回数など、情報の質を落とさずに旬な情報を速やかにお届けすることをモットーとして、紙媒体や電子媒体を利用してバランスよく配布していくことが大切であると考えております。今後も紙媒体を望まれる方々などの多様なニーズをしっかりと捉えて、市民の皆様適切に情報が届くよう工夫、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 なかなか全戸配布という言葉聞くことができなくて残念です。

(2)として、郵便料のうち市民へ送付するものの割合はどのくらいなのか伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

本市における郵便等の状況ですが、年間を通じた状況が適当と考え、令和4年度の実績でお答えいたします。郵便通数は、一般会計ベースで約404万通となっております。経費につきましては、まだ決算が確定できておりませんので令和4年度当初予算額でお答えいたしますと、郵便料として約2億8,000万円を計上しているところであり、この約404万通の内訳を見ますと、市民の方にお送りしている主なものとして市県民税や固定資産税などの税額通知の発送にかかるものとして約8,000万円、健康診査やがん検診などに係る受診券や手当など、税金以外の個人への通知に係るものとして約1億2,000万円、選挙に係る投票所入場整理券の発送にかかるものとして約3,000万円となっており、予算額の約8割超を占めていることから、約404万通のほとんどがおおむね市民の方に対して送付するものであると言えます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 伺いました。

次に、(3)として通達員を採用する考えについて伺います。

名古屋市の事例を御紹介いたします。昭和22年に設置されたもので、以後、報酬や服務関係についての改正を経て、現在の身分は会計年度任用短時間勤務職員となっています。私が聞き取りをしたところ、115万世帯、377人の通達員、個人差はあるものの、1人1,000件から3,800世帯を担当しているそうです。報酬は月約20万円、これは世帯数にもよります。通達員の年齢は40歳から70歳代、男女比は女性が6割から7割、男性は4割から3割だということです。名古屋市の通達員の声を御紹介します。私たちは通達員です、「広報なごや」や選挙のお知らせ、納税通知書や就学・福祉関係の通達を市民のお宅一軒一軒まで届けています、地域によって差はありますが大体1か月1人当たり2,000から3,000ぐらい受け持ちます、郵便より安く確実に届けているんですよ、私たちは歩く窓口として地域に精通しています、市民の皆さんのお話を一、二時間聞くこともあります。どこそこの犬が亡くなったなんていう話も知っています、配達先がお店の場合は必ず一声かけています、毎日顔を見ながらドアポストまで文書を持っていく、それが私たち通達員です。通達員に行ったアンケートの回答によると、配達時にいろいろな案内の書類を頼まれるので、できる範囲で届けているとか、私たちは個人情報の保護と仕事の確実性、市民や職員の方々への信頼性は誰にも負けない、末永く仕事がしたいなどの意見が返ってくるそうです。

そこで、名古屋市の市民に対して知らせる責任がある、その通達員を本市では採用する考えがあるのかを伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

名古屋市が実施しております通達員の実施状況につきましては、御質問者のおっしゃる内容で、令和5年4月1日現在377名の採用がされているということでもあります。1人当たりの平均報酬は、おっしゃるとおり月額約20万円程度で、さらに期末手当が支給されておまして、名古屋市では令和5年度当初予算において人件費等として約11億円が計上されております。この状況をベースに、本市でこの通達員制度を導入したと仮定した場合についてお答えいたします。本市が通達員制度を導入した場合にどのくらいの費用が必要になるのか、郵便通数や文書数を基に試算してみますと、先ほど本市における令和4年度の郵便通数は約404万通と申し上げましたが、名古屋市においては年間約1,085万通の文書を通達員が配付しています。これらの数字から、本市の郵便通数は名古屋市の37%程度となりますので、この比率を基に本市が通達員制度を導入した場合、採用人数は140名、通達員に係る人件費等は約4億1,000万円となります。したがって、郵便料として計上した約2億8,000万円を

1億3,000万円程度上回ることが見込まれ、コスト面では導入することは難しいと言えます。

また、通達員のおのにおに文書を渡す際は、事前に担当職員が通達員の担当区域ごとに文書を仕分ける必要があります。仕分を行う場所として相当のスペースを確保する必要が生じるほか、税額通知や投票所入場整理券など、一度に大量に発送しなければならない文書を配付する場合、仕分に多くの時間と労力を要することが考えられます。このような課題も含め、本市では通達員制度を導入するという事は現時点では厳しいものと捉えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 「広報いちかわ」のことは市長公室で、郵便料は総務部、市民から見れば市川市から届くものはどれも一緒なのです。金額を聞いてもそれぞれです。広報と郵便物を一緒にすることで相乗効果も生まれ、市政を身近に感じてもらうことが目的です。市の中に郵便部門をつくることだって可能だと考えます。名古屋市が長年続けてきたということは、費用対効果が見られているのだと思います。いろいろ新しいことに取り組んでいる市川市だからこそ、もう少し検討を深めてはいかがかと思います。

次に移ります。保育行政についてです。

(1)として、本市の待機児童減少に伴い今後の保育園の整備状況、整備計画をどのように考えるのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

初めに、待機児童の状況についてでございます。本年4月時点の国基準の待機児童数は、令和3年度から3年連続でゼロとなりました。しかしながら、希望する保育施設に入園できなかったなどの入園保留者数につきましては、育児休業の延長を希望する方175名を含め477名でございました。なお、保育施設の入園申請者数につきましては、未就学児の人口が減少傾向ではございますが、昨年度と比較して若干増加しております。

次に、保育施設の整備計画についてでございます。今後の整備計画を検討する際には、未就学児童数の推移、施設ごとの入園状況、入園保留となった児童の居住地や希望する施設の状況、宅地開発の予定などについて分析し、地域ごとの保育需要の把握に努めております。それらを踏まえまして、整備する保育施設の場所及び施設数を定めているところでございます。

最後に、今年度の整備予定についてでございます。保育施設整備の対象地域をJR市川駅周辺、国分・国府台地区、大柏地区として、全部で5施設の整備を予定しており、それぞれ来年4月の開園に向けて設置運営事業者の選定を進めております。今後も、国基準の待機児童ゼロの継続や、入園保留者につきましても可能な限り減らせるよう、必要な整備を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 本市は、北部と南部で住宅環境も大きく違いますので、今後の子どもの出生率などを注視していきたいと思っております。

次に、(2)です。保育料第2子以降無償化に伴う影響について伺います。

第2子以降無償化により、保育園の利用希望者が急激に増えた場合の対応について伺います。実は、この制度を知った市民から、上の子が小学校に入ったので、今年生まれた下の子を預けようと思ったが、保育料を調べてみると、パートで働いた賃金がほとんど保育料になることを知って諦めていたが申し込みたいという相談がありました。このような話は1人ではありませんでした。受入れ可能な保育士を確保する対応ができるのか伺いま

す。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えします。

保育施設の利用は、子どもを一定期間家庭で育てたいという保護者の思いや、父または母が希望どおり育児休業を取得できる職場環境であるかどうかなど、様々な要因を考えて各家庭で慎重に判断されているものと思われることから、保育料第2子以降無償化の10月実施後、直ちに利用希望者が大幅に増加することは現時点では想定しておりません。実際に、同様の制度を昨年4月より実施している豊橋市や、本年4月から実施している品川区においても急激な増加とはなっていないと伺っており、本制度の実施による子育てしやすい町というイメージが定着してきますと、徐々に利用希望者が増加するものと考えております。制度実施に伴う増加については現在の保育体制の中で受け入れることとなりますが、保育士確保は引き続きの課題であることから、人材確保に向けて施設への支援を滞ることなく進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 民間の保育園では、昨今の育児休職の取得状況から、ゼロ歳から預ける家庭が少なくなり、ゼロ歳児クラスの定員を減らし保育士も減らしている保育園があります。入園希望者が増えた場合、私立保育所においてすぐに定員を戻すことは難しいと思いますが、公立保育園での対応は可能か伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

出生数の減少や、育児休業を利用する保護者の増加などにより、ゼロ歳児の定員に空きが生じている保育施設があり、一部の施設で既に定員を減らしていることは承知しております。今後、利用希望者の動向を注視しながら、状況に応じて公立保育園での受入れ体制を整え対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 先順位者への御答弁で、財源が足りなくなったら今後保育園の民営化で1園当たり1億円の削減ができると話されましたが、この保育料第2子以降無償化は年間6億円かかります。子育て支援ということで、市川市の少子化対策に結びつく政策になることを大いに期待するとともに、保育の質の確保を併せてお願いして、次に進みます。

(3)です。3歳以上児の給食費の徴収についてです。

保育園に通う3歳以上の児童については、令和元年度に保育料の無償化が開始しましたが、それまで保育料に含まれていた給食費が徴収されるようになったため完全な無償化ではないと考えますが、市内の保育所における給食費について、どの程度負担があるのかを伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

保育所においては、主食費、副食費といった給食に係る経費、いわゆる給食費を実費として施設が設定し徴収する仕組みとなっております。本市は、給食費を国が示す月7,500円と設定しており、施設が保護者から徴収する給食費を月4,500円としている場合には、差額の3,000円を委託料として加算する制度を設けております。そのため、保護者が負担する給食費は原則として月4,500円となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 もし保育所の給食に関わる実費を無償化するとすると、本市はどの程度の予算が想定されるのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

令和4年度の保育所に通う児童数は、公立、私立を合わせて年間延べ約6万7,000人でした。既に低所得世帯などの理由により給食費免除となっている児童を含め、保育園に通っている児童全員を無償化するためにかかる予算は約3億円と想定されます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 本市における子育て支援策が切れ目のない支援として他市からも注目されています。しかし、この3歳からの給食費のみが親からの実費負担になっています。これは、公定価格が変更されないと難しいことも承知していますが、約3億円ということを知ると、できないこともないのかと考えてしまいます。

最後に、次に進みます。(4)です。本市における株式会社の保育園の運営について伺います。

待機児童対策に併せて、保育所や小規模保育事業の数が非常に多くなっていますが、それに伴い株式会社が運営する保育所の割合が非常に高くなっています。株式会社が運営する保育所と小規模事業所はどの程度の割合になっているのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

令和5年4月1日現在、市内の保育所及び小規模保育事業所は計202園となっております。運営主体別の内訳といたしましては、公立が20園、社会福祉法人が46園、株式会社などが136園となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 株式会社が運営する保育所にはどのような特徴があるのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

保育園を運営する法人の中には、非営利団体である社会福祉法人などがある一方で、営利を目的として設置されている株式会社もございます。その設置目的の違いから、社会福祉法人は法人税の免除など税制上の優遇措置などがされており、株式会社にはそれらの制度は該当しておりません。そのような中で、株式会社による運営の特徴として、運営費に対する人件費の比率が社会福祉法人などと比較して低い傾向がございます。例えば、市内保育所を運営している法人の令和4年度実績では、運営費における人件費割合が70%を超える法人の割合は、株式会社以外の法人では約8割に対して、株式会社においては約1割にとどまる状況でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 株式会社が保育所を運営するに当たり、児童へのメリットはあるのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

株式会社は、経営者の理念に基づき、利益を増やし、事業を発展させるため、より良質で効果の高い経営、運営を求めているのが特徴でございます。そこで、大規模な法人においてはスケールメリットを生かした事業展開を行っている事例がございます。例えば、本社に人事管理専門の部門を設け、研修や教育カリキュラムを整備し

ている事例や、質の高い保育士を早期に育成するため、採用時研修、採用2年目研修など、体系的な研修体制を整えている事例が見られます。さらに、法人内部に各保育所を指導監督する部門を設け、各保育所の運営や保育の質のチェックを定期的かつ体系的に進めたり、業務の負担軽減と効率化に向けてIT化に積極的に取り組んでいる法人も多くございます。このような取組が質の高い保育の提供につながることで、児童へのメリットとなると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 世田谷区の保育行政は、保育の質ガイドラインの作成などで公立保育園を守りつつ、私立保育園に対しても保育の質を維持向上させていく先進的な組織で評判の高い自治体です。その世田谷区では、人件費率50%未満の保育園に対しては補助金をやめる、そんなルールがあります。いわゆる世田谷ルールと言われているそうです。東京の自治労連が発行した調査研究報告書によりますと、株式会社の保育園の人件費は、低いところでは39%、半分の園が40%から50%台ということです。そして、公立や社会福祉法人に比べ、株式会社の保育士の在職年数が短いのも特徴でした。

児童へのメリットを伺いましたが、保育の質を確保するには、入れ替わりの早い保育士に対し研修は必須です。また、問題になっているのが弾力運用です。株式会社では、資金残高からごっそり本部経費として運用されており、役員報酬や株主への配当、さらには新規保育事業への資金になっています。人件費率を80%にしている園では、このような運用はできません。働く人を守り、何よりも子どもたちの命と育ちを守ることを第一に考え保育行政を行っていただくことを切に願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 青山ひろかず議員。

○青山ひろかず議員 おはようございます。清風いちかわの青山ひろかずでございます。通告に従いまして、一問一答にて一般質問をさせていただきます。

まず初めに、行徳地域内における公共施設の老朽化についてであります。

行徳支所の現状と課題、建て替えに向けてのことを質問いたします。

行徳も東西線が昭和44年開通以来、行徳駅の開業、そして南行徳駅昭和56年開業、妙典駅平成11年開業して、急激に行徳地域の人口が増加しまして、いろんなところでひずみが出てきております。そこで、今行徳の人口は市全体の人口49万2,000人のうち、約16万6,000人と全体の3分の1を占めております。いつも浦安と比較されるんですけども、行徳は支所も古いしこれがどうなんだということをいつも聞かれます。このような状況において、行徳支所のいろんな手続は行徳支所内で完結しますが、まだまだ第1庁舎のほうに行かなくてはいけないような手続もあります。令和2年度、第1庁舎が完成し、市川市の庁舎としては行徳支所が最も古い施設になってしまったのが現状です。行徳支所は、台風や地震などの自然災害が発生した際には、行徳地域の災害対応拠点としても非常に重要な施設であります。

そこで、行徳支所の現状と課題についてどのように認識しているのか伺います。また、行徳支所の建て替えについて、どのように考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

初めに、行徳支所の現状についてであります。行徳支所は、昭和53年9月に開設され、昭和56年に現在の行徳公民館であります4階の一部と5階の部分、そして昭和63年には隣接する図書館棟を増築しております。構造は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造で、本年9月で築45年を迎えることとなります。支所では、住民登録や戸籍

に関する届出を行う市民課、国民健康保険や国民年金、子どもや高齢者、障がい者などの福祉に関する手続を行う福祉課、自治会活動や防犯活動の支援などを行う総務課、市川漁港の整備や水産業の振興などの業務を担う臨海整備課、支所管内の企画調整や支所機能の向上に関する業務を行う企画調整課の5課を配置しております。さらに、地域のことは地域で行う観点から、介護福祉相談窓口や子育てナビ、母子保健相談窓口アイティ、市民相談室などを配置するほか、令和元年度には教育センター行徳相談室を設置するなど、支所で可能な限り様々な手続や相談が行えるよう機能拡充に努めているところであります。また、支所庁舎は、行徳地域における災害に対応する拠点としての役割も担っております。

次に、課題であります。行徳支所は、これまで限られたスペースの中で機能拡充を図ってきた結果、現在の執務室や待合スペースが手狭な状況になっております。さらに、今後さらなる機能拡充について検討を進める上でも、専用スペースや執務スペースの確保が課題となっております。また、支所庁舎につきましては、外壁や空調設備等の改修など、必要に応じて大規模修繕を行うなど施設の維持管理に努めてまいりましたが、築45年を迎え、施設や設備等の老朽化が進んでおりますことが今後大きな課題になると認識をしております。

最後に、建て替えに向けた考え方についてであります。建て替えにつきましては、これまでも研究を行ってまいりました。全ての行政サービスが支所で完結できるなど、通常時の役割はもちろん、災害時の対応拠点としても必要な機能を備えるなど、市民の皆様にとりまして便利で安心、安全な施設となるよう、行徳支所の在り方について引き続き研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。行徳に住む人にとって行徳支所は大切な施設であります。築45年、もう建て替えの時期でありますし、老朽化がかなり進んでいると思います。日頃、行徳支所はいつ建て替えるんだというふうな市民からの声も聞くところであります。そういった災害が発生したときの重要な要となる施設でありますから、早めに建て替えを促進してもらいたいというふうに思っております。そういうことでよろしく願いいたします。

次に移ります。次は消防行政でございます。これまで行徳地域における消防力向上のため、老朽化した南消防署の建て替えや出張所、防災拠点の新設整備についてお伺いしてまいりました。昨年2月定例会では、候補地として立地条件や敷地面積に適した土地が見つかったということで地権者と交渉を進めていくことが可能となりましたという答弁をいただきました。その後の南消防署建て替えに向けた進捗状況について、また、今後の進め方についてお伺いします。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

初めに、事業の進捗状況でございます。本事業は、行徳地域の消防力を強化することを目的に、南消防署の建て替えに合わせて災害拠点施設を整備する南部地区消防防災施設整備事業として準備を進めてまいりました。御質問のとおり、南消防署の建て替え用地の確保に向けて地権者と交渉を重ねてきましたが、最終的に提示された条件や本市の地価高騰も相まって合意に至らない結果となりました。

次に、今後の進め方でございます。消防局として、行徳地域の消防力の向上は、地域住民の安全、安心を確保するために重要な課題として取り組んできたことから、計画の見直しを図り事業を進めていかなければならないと考えております。用地確保など多くの課題がございますが、改めて様々な方策を検討して、引き続き関係部署と協議、調整を図りながら事業の実現に向けて取り組んでまいります。

○稲葉健二議長 青山議員。

**○青山ひろかず議員** 南消防署建て替えについて、候補地の地権者と合意に至らなかったということで、非常に残念であります。この候補地は海に面していますから、災害に遭ったときに海からの支援とか、それから陸地の支援でも重要な拠点となる、適した候補地であったとっております。今、行徳人口は、先ほども言ったように約16万6,000人となっています。人口が増えれば、したがって事故や火災などの可能性が高くなると思っております。また、行徳地域はこれから高齢化が進み、救急車の出動は喫緊の課題だと思っております。そういったことを踏まえて、この行徳地域の消防力の強化は大切であります。新たな建て替え用地について早急に調査検討していただきたいと思いますが、これまでもいろいろと検討されてきたと思いますが、そこで、先ほどの行徳支所に関する質問において、庁舎の建て替えについて、行徳支所の在り方を研究していくということでありましたが、南消防署と行徳支所の複合施設を検討できないかお伺いします。

**○稲葉健二議長** 秋本行徳支所長。

**○秋本賢一行徳支所長** お答えいたします。

南消防署と行徳支所庁舎の合築につきましては、それぞれの施設に必要な床面積を想定し、候補地の敷地面積や建ぺい・容積率、地域の特性などを踏まえ、合築の可能性とともに、両施設の機能を複合化した場合のメリット、デメリットについて今後研究を進めてまいります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 青山議員。

**○青山ひろかず議員** 本当に残念でなりません。最初の構想ではヘリポートを設置するなど、先ほど言ったように水路を利用した応援部隊が来られるような施設であるということで、大変期待をしていたところであります。それは、行徳や市川のみならず、千葉の災害時に大切な役割を果たせるものではないでしょうか。そういったことを踏まえて、これからそういったものを、用地を探して早急に行徳の南消防署の建て替え、そして支所の建て替えを促進していただきたいというふうに思っております。

本当に合意に至らなかったということで非常に残念であります。この間、これを聞いたときに眠れなくなっちゃって、朝起きるのがつらかったですよ。市長も含めて、これは大変重要なことなので、早急にどうこうはできませんが、重要課題としてこれから取り組んでいってもらいたいというふうに思います。

続きまして、公園や各施設におけるトイレの洋式化の現状と今後の整備についてお伺いします。

公園のトイレの洋式化につきましては、先順位者への答弁を聞きまして状況は承知いたしました。

そこで、行徳地域の公共施設におけるトイレの洋式化について質問いたします。行徳地域の公共施設の中でも、行徳支所長は行徳公民館と行徳図書館との複合施設になっており、子どもから高齢者まで多くの方が利用しています。この3施設のトイレは全部が洋式ではなく、いまだに和式トイレが残っています。和式トイレを使用したことのない子どもや、足腰の弱い高齢者が利用しにくくなっています。

そこで、洋式化の現状と今後の整備についてお伺いします。

**○稲葉健二議長** 秋本行徳支所長。

**○秋本賢一行徳支所長** お答えいたします。

行徳支所におけるトイレの洋式化につきましては、これまで順次和式から洋式に改修を行っております。改修の状況であります。支所庁舎、公民館、図書館を併せて、男子トイレは20基のうち洋式が13基、和式が7基、女子トイレは35基のうち洋式が25基、和式が10基、多目的トイレは洋式6基、洋式トイレ率は全体で約72%となっております。和式トイレを残している理由といたしましては、洋式トイレ設置に必要なスペースが不足し改修ができないことや、また、一部の市民から和式トイレの利用希望もあったことによるものであります。今後の整備につきましては、利用者の声を丁寧に聞きながら対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 この公園のトイレの洋式化とか施設のトイレの洋式化については、昨年の市長のタウンミーティングの際にもいろいろ要望が出ていたところでございます。その辺は市長も承知していると思いますので、早急にこの洋式化に向けて取り組んでもらいたい。洋式化してもらうということは、やはり支所とかは災害時には避難場所として使うわけです。そうすると、高齢者が来てトイレを使うときに、洋式になっていないと使いづらいというようなことが考えられます。そういったことを踏まえて、やっぱり洋式化を早めに進めて、進捗というか、取り組んでもらいたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、びあば一く妙典についてでございます。

今、びあば一く妙典が開業しています。周りの人からは、この公園ができて大変喜んでいただいているところでございます。そういったところを踏まえてこの状況、これから7月にバーベキュー場等が開業するというので、駐車場は足りるのかというふうな危惧をされている方がおります。そしてまた、駐車場も有料にしたらどうかというふうなことがありますので、これからこのびあば一くの駐車場及び利用状況は今どうなっているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 びあば一く妙典の駐車場につきましては、昨年11月26日の一部オープンに合わせ、現在、管理棟脇にバリアフリー対応の3台を含む駐車台数37台を整備しております。利用状況につきましては、開放時間を午前9時から午後9時までとし無料で利用をできること、江戸川放水路に近接しているため、休日は公園利用者だけではなく潮干狩りの方も利用していることから、満車となることが多い状況となっております。現在、注意喚起として公園利用目的以外での駐車利用は御遠慮くださいとの看板を設置しておりますが、利用者の目的が分からないため、混雑防止には至っておりません。今年7月にカフェとバーベキュー場がオープンすることから、さらなる混雑が予想されます。駐車場の利用者が多い状況ではありますが、令和6年度に完成予定の子ども施設に新たに46台分の駐車場整備を予定しております。これにより、駐車場の混雑がある程度緩和できると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。しかし、この規模の公園ができて、駐車場が今の現状だと81台では少ないのではないかと。やっぱりこの3倍ぐらいの駐車スペースがないとこの状況は解決できないなど。これでまたバーベキュー場とかカフェができた場合にはもっともっと増えると思っております。今、河川敷の駐車場が大体今、妙典小学校横の駐車場で、大体土日ですと150台以上の駐車があります。そういったことを踏まえると、もっともこの駐車場を整備していかなくてはならないかというふうに思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 びあば一く妙典の駐車台数は、子ども施設側の駐車場が供用されますと合計で83台となります。また、野球大会などの際は、千葉県から借りている妙典橋橋梁下に40台程度、さらに国土交通省から占用許可を受けている江戸川河川敷に38台程度の臨時駐車スペースを確保しております。このことから、駐車場の有料化等につきましても、子ども施設など全ての施設が完了した後の利用状況を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 青山議員。

○**青山ひろかず議員** それぞれありがとうございます。それでもピーク時になった場合には足りないのではないかと思います。そうすると、周りに駐車禁止で止めちゃうと、近隣の方に迷惑をかけてしまうのではないかと考えられますけれども、これは早急に駐車スペースの確保に取り組んで、やはり遠くに駐車場があった場合には、やはり利用しにくいと思うんですよね。やっぱりその施設内に駐車スペースがないと効率がよくないと。せっかくいい施設を造って周りの人たちも喜んでいところであるので、その辺のところをもっと完璧に考えていってほしいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に移ります。3つ目は、防犯カメラの設置についてお伺いします。

最近、連日のように白昼からの強盗事件や殺人事件などの凶悪犯罪の報道を耳にすることが多くなっておりま。5月に市川と隣接する江戸川区で、中学校教諭が起こしたと思われる殺人事件などは、皆さんの記憶にも新しいところでしょう。この事件も、犯人検挙の決め手となったのは防犯カメラの画像によるものと言われております。防犯カメラの画像につきましては、プライバシーの保護の問題など様々な考え方もあるものの、防犯カメラの設置によって犯人検挙につながるなど、その効果は大変有効であると言われており、現在、防犯カメラは公私問わず、駅の構内や店舗、住宅地、道路、交差点なども含め、様々な場所に設置されております。市川市では、条例によりプライバシーの確保に配慮しながら防犯対策として重要性を認識しております。積極的に防犯カメラの設置をしているものと認識しておりますが、行徳地区における防犯カメラの設置状況と課題及び今後の設置についてお伺いします。

○**稲葉健二議長** 佐藤市民部長。

○**佐藤敏和市民部長** お答えいたします。

本市の街頭防犯カメラは、平成17年10月から設置を開始し、令和5年4月末現在で317台です。行徳地域内の設置状況につきましては、道路や公園などに74台、駅周辺に16台の合計90台を設置しているところでございます。

次に、行徳地域内における防犯カメラ設置の課題でございますが、行徳地域に限定した課題はございません。しかしながら、昨今の防犯カメラの重要性を考えると、市域全体の課題として防犯カメラの設置数が市民の安全を見守るにはまだまだ足りていないと認識しているところでございます。このことから、市では防犯カメラを計画的に設置するほか、自治会が自ら設置する費用の一部を負担する補助金制度や、地域貢献を目的とした企業からの寄附の受付など、幾つかの取組を進めております。これにより、年々防犯カメラの数は増加しておりますが、自治会に対する補助金制度への申請が伸びず、期待どおりの設置数には至っておりません。これは、自主防犯パトロールを1年以上継続していることを申請の要件としているため、高齢化や担い手不足という全ての自治会の共通課題を考慮すると非常に厳しい条件と考えられることから、防犯に関する啓発チラシの回覧など、防犯広報に取り組んでいく見込みがあれば申請できるような要件の緩和をし、使いやすい制度といたしました。

最後に、行徳地域の今後についてですが、ただいま申し上げました補助金に加え、今年度導入いたしましたカメラ付防犯灯設置補助金制度の周知に努めるほか、行徳駅前へ新設する1台分の入札につきまして、現在公告中でございます。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 青山議員。

○**青山ひろかず議員** 田中市長は、昨年6月の所信表明において、「事故や犯罪が起こりにくい町にするには、日頃から未然に防ぐための対策を取ることが極めて有効です。町に防犯灯や防犯カメラを増設することで市民の安全と安心を確保していきます」と述べていますが、行徳地域内の防犯カメラ設置台数は90台で、市はどのようにこれを考えているのかお伺いします。また、地域によっては差があると思いますが、どのように考えているの

かお伺いします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

御指摘のとおり、防犯カメラ設置数の地域差、これにつきましては認識しているところでございます。これは駅前や商店街など人の多い地域から設置してきたことが主な要因と考えられます。事件、事故など不測の事態に備える防犯カメラの役割から、地域差は一刻も早く解消する必要があるため、自治会への防犯カメラ設置補助金制度の周知のほか、自治会からの御意見を伺うなど、計画的な増設に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。市も防犯カメラのさらなる増設が必要との見解を示していただき、私も安心しました。また、自治会の状況を踏まえて補助金の要綱を改正するなど、いろいろと考えて事業を推進していることも理解したところです。今後も、自治会の意見を聞きながら、さらに防犯カメラの設置を進めていただきたくお願い申し上げます。

では、次に移ります。次は、学校周辺の安全対策、そして校舎やグラウンド照明の老朽化についてです。

校舎やグラウンドの照明が老朽化しているところがありますが、現状と今後の対応についてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

校舎の照明につきましては、これまで照明器具の故障等による不具合や照度不足がある場合に、器具ごとLED照明に交換を行ってまいりました。しかしながら、地球温暖化などの環境課題に取り組む考えから、令和4年度より計画的に校舎及び屋内運動場の学校照明LED化の整備を進めているところでございます。令和4年度は、信篤、新井、南新浜、大和田、妙典の計5校の小学校の校舎内と屋内運動場をLED化いたしました。令和5年度も鬼高、富貴島、平田、鶴指、大野の計5校の小学校の校舎内と屋内運動場の照明をLED化していく予定でございます。今後も、年間5校程度の学校照明LED化を進め、令和12年度までには早期建て替え予定校を除き、全ての小中学校の校舎及び屋内運動場の照明をLED化してまいりたいと考えております。

次に、グラウンドの夜間照明の現状についてお答えします。本市では、学校施設開放事業として、学校の運動場や体育館などの施設を学校教育に支障のない範囲で市民に開放しており、グラウンドの夜間照明は主に野球、サッカー等の屋外競技において使用されております。グラウンドの夜間照明の設置開始は昭和55年度からであり、市立小学校27校、中学校2校、義務教育学校1校の計30校に設置され、活用されております。しかしながら、思うように電球の取り替え修繕ができないことが課題として挙げられます。グラウンドの夜間照明の電球は水銀灯などを使用しておりますが、水銀灯については製造禁止により各メーカーが徐々に生産を中止しており、在庫の確保が難しくなっております。このようなことから、要望をいただきましても修繕を待つていただく学校があるのが現状ではございますが、利用者の皆様の安全、安心な利用のため、グラウンドの夜間照明の適切な運用について今後も引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 それぞれありがとうございました。グラウンドの照明は、夜間のサッカー、野球等を練習するときには大変重要な施設であります。子どもは地域が育てるといふふうにあります。日頃夜間照明を使ってサッカーとか野球を教えている市民の方には、やはりこの夜間照明は重要な課題であると思いますので、適時改修、またこれからも修繕を行っていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、学校周辺の安全対策についてであります。

令和3年に八街市で小学生5名が死傷した痛ましい交通事故からちょうど2年がたとうとしています。令和4年3月に文部科学省より公表された通学路における合同点検の結果によれば、千葉県の対策必要箇所は全国で5番目に多く、千葉県内では市川市は2番目に多いという結果であったと伺っています。昨年6月時点で市内で対策が必要な箇所は184か所であり、そのうち対策済みが175か所、まだ9か所残っていましたが、その後の状況及び対策についてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

令和3年、八街市で起きた交通事故を受け、同年7月、市内市立小学校と義務教育学校を対象に、通学路緊急一斉点検を実施し、明らかとなった危険箇所184か所につきましては、関係機関と連携し、順次安全対策を推進しているところです。令和4年の6月時点で対策が完了していなかった残りの9か所の安全対策といたしましては、横断歩道の移設、縁石ブロックや防護柵の設置、路肩の設置、拡幅等を行っております。令和5年6月現在、対策が必要な9か所のうち8か所の対策は終了し、残りの1か所に当たる柏井小学校区につきましては、車の速度を抑えるために路面を隆起させるハンプの設置を今年度行う予定となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。

当時、対策が必要とされた箇所に適切な対策がなされていることがよく分かりました。しかし、ここに挙げられている184か所以外にも危険な箇所は市内にまだあると思いますが、今後どのように対応していくのか、続けてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

緊急点検で明らかとなった危険箇所以外にも、経年により通学路の外側線が薄くなるなどの安全対策の効果が低下し、安全とは言い切れない箇所があることは認識しています。そこで、平成26年度に策定された市川市通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、道路交通部、警察、PTA連絡協議会、国道、県道の道路管理者及び市内国公立、私立小学校、義務教育学校をメンバーとした通学路安全推進協議会を設置し、市内の小中学校、義務教育学校を4つのグループに分け、4年に1回、通学路の合同点検を実施しております。令和5年度は、市内の小中学校、義務教育学校及び国立と県立の特別支援学校合わせて12校を対象として合同点検を実施する予定です。また、各学校や地域住民等からの通学路に関する情報につきましては随時受け付けており、今年度も既に10件ほどの報告や要望を受け付けております。受け付けました内容につきましては、全て現場確認をし、学校、道路管理者及び警察等と情報を共有して対応しています。

今後も、教育委員会といたしましては、学校や地域からの情報を共有するとともに、関係機関と連携し、児童の安全確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。子どもたちの安全は、今後も何よりも最優先されるべきもので、現状として、朝の通勤時間帯には通学路を抜け道として走行するなど危険な箇所があると伺っています。子どもたちが痛ましい事故に遭って命を失ったり、重篤なけがを負ったりすることがないように、今後もゾーン30をより多くの学校に適用してもらったり、グリーンベルトの増設をしてもらいたいというふうに思っております。

昨今、いろんなコンビニに車が突っ込んだとか、そういう事故を耳にしております。そういう安全対策をこれからもしっかり取り組んでいてもらいたいというふうに思っております。また、これからも市長におかれましては、行徳の安心、安全を最優先に考えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11一般質問を継続いたします。

国松ひろき議員。

○国松ひろき議員 会派創生市川の国松ひろきでございます。通告に従いまして、一問一答にて一般質問をさせていただきます。

大項目の1つ目、子育て政策について質問をさせていただきます。

まずは(1)になりますが、公立幼稚園の入園児数は減少傾向にあると聞いております。現在の就園状況と、それを踏まえた今後の公立幼稚園の在り方についてお伺いさせていただきます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

まず、現在の就園状況についてでございます。公立幼稚園の入園児童数については、令和5年5月1日時点で、定員1,190名に対して283名となっており、定員に対する入園児童数の割合は23.8%となっております。令和元年に3歳から5歳の幼児教育などの無償化が開始されてから、2年保育である公立幼稚園は児童数の減少が続いており、昨年と比較すると48名減少しております。

次に、今後の公立幼稚園の在り方についてでございます。公立幼稚園の在り方につきましては、市川市教育委員会が平成29年に幼児教育振興審議会の答申を受けて作成した基本的方針を基に検討を進めております。この基本的方針では、百合台、大洲、南行徳各幼稚園の3園を基幹園と定め、基幹園には公が担う役割として特別支援教育、教育機会の確保、幼児教育の研究、子育て支援施策としての相談機能、人材育成機能を持たせることとなっております。また、幼児期の教育にふさわしい環境を維持するため、1学級当たりの適正児童数をおおむね20人から35人と定めるとともに、同学年の学級数は2学級以上あることが望ましいとされております。しかしながら、ここ数年1学級当たりの適正規模を下回る園や、同学年の複数学級が編制できない園がございます。この状況を受けて、今後公立幼稚園の方向性を定めるため、昨年度から教育委員会とこども部では公立幼稚園の今後の在り方に関する検討を開始しております。

検討においては、私立幼稚園を含めた市内の幼稚園や保育園の需要などに関する情報共有を図りながら、公立幼稚園が進めてきたこれまでの取組に対する評価や、これから求められる役割、多様化する子育て支援に関するニーズの把握、将来的に必要となる施設数などについて意見交換を行っております。引き続き協議を進め、公立幼稚園が担うべき役割を踏まえた上で、現在運営している6園について、施設ごとに今後の方針を示してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 就園率が23.8%、大変まずい状況だと思います。もちろん、少ないからといって閉園していいわけではありませんが、公立保育園は民営化などされていていっておりますが、運営もただではございません。検討を重ねていかなければなりません。また、就園率の向上等は望めない状況にあるのも理解できます。単純に3歳以上の幼児教育無償化になって、私立ならば年少から通わせることができますが、公立は2年、公立に行かせるメリットが見出せないという方が多いのかなと私自身認識しております。

改めまして再質問させていただきますが、公立幼稚園の今後の在り方を検討した結果、廃園が妥当となってしまう場合、では次の4月から閉園ですよとは思わないと思います。どのような流れで進んでいくのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

公立幼稚園の今後の方向性を検討するに当たり、廃園することも選択肢の一つとして挙げられております。地域ごとの幼稚園の需要や子どもの数、周囲の施設の状況などを基に検討した結果、廃園することが適当であると判断された場合には、新入園児の募集を停止するとともに、在園児が卒園するまでの間は廃園を行わないこととするなど、廃園に向けては段階的に進めていくことを想定しております。また、新入園児の募集を停止する際には、在園児の保護者や、これから幼稚園の入園を検討している方に対し、十分に説明を行うことといたします。なお、廃園の方針を定める際には、併せて幼稚園教諭の人材活用や既存施設の有効活用についても検討し、新たな市民サービスを展開できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 段階的に進めていくという旨、理解できました。答弁の中にもありましたが、人材や施設の活用方法の検討とございました。施設については本市議会の中でもたくさんの議員が度々取り沙汰しております。公園としての活用、スポーツ施設としての活用、また、かねてより要望しておりますB型就労施設と高齢者施設の複合型施設などたくさんございますので、ぜひ検討してほしいというふうに思います。

また、人材の活用の部分で再々質問になります。公立幼稚園が廃園した場合、幼稚園教諭の資格を持ち市の職員として働いていた教諭や別の担当の職員など、その後どのような扱いになるのか、配属や担当業務がどうなるのかをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

公立幼稚園で勤務している正規職員につきましては、幼稚園教諭の職種で本市に採用された職員でございます。よって、廃園となった園に勤務していた職員は、引き続き本市の職員として勤務することになり、配属先につきましては、ほかの公立幼稚園への異動のほかには教育委員会や市長部局において、これまでの幼児教育で培った経験を生かしながら勤務することを想定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 想定どおりの答弁ありがとうございます。毎年質問させていただいておりますが、幼保就職ナビを本市が行っていても、実際私立の幼稚園教諭の数が増えているわけではありません。本市の待機児童問題の解消に力強く応援してくれた私立の幼稚園が教諭不足で困っております。保育園などには保育士確保政策など、潤沢とは言えませんが支援を行っており、幼稚園には少なく感じております。もちろんこれから私立の幼稚

園側との話し合い等も必要になると思いますが、民間の会社への、私立の幼稚園への出向も視野に入れて検討を進めてほしいというふうに思います。

続きまして項目の2つ目、未就園児の預かり保育について。

預かり保育といっても、環境が変われば様々な制度がございます。令和5年度、国のモデル事業であります保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業について、本市としてこのモデル事業についてどのような考えを持っているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

保育所の空き定員などを活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業は、保育所や幼稚園に通っていないゼロ歳から5歳児を対象に、定員に空きのある保育所などにおいて、保育所などに属していない乳幼児について、週に数回定期的に預かるもので、令和4年度に国が実施する市町村を公募し、令和5年度にモデル事業として実施しているものです。実施主体は市町村となっており、保育施設などに委託することができるとされております。本事業の目的といたしましては、保育所などにおいて定期的な預かりや相談支援などを行うことにより、子どもの発達促進や保護者の育児負担の軽減、養育環境に問題を抱える要支援家庭を支え、虐待のリスクを低減することなどが挙げられます。そのため、本事業を実施する施設においては、預かりの実施だけではなく、集団における子どもたちの育ちに着目した支援計画の作成や、保護者への定期的な面談、さらには不適切な療育の疑いがある場合の関係機関との連携など、多岐にわたる機能が求められております。

本市におきましても、本事業の趣旨から実施を検討する必要があると認識をしておりますが、一方で、専門的な支援が必要となる家庭が対象に含まれることから、受託者の負担が増大することも考えられるため、受託者に必要な支援なども併せて検討するなど、実施には慎重を期する必要があると考えております。

以上のことから、モデル事業の推移や結果に注視しながら、本市としてどのような実施方法が望ましいかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 幼稚園教諭、保育士に関して深刻な人材難と申し上げましたが、時間帯によっては多少過多になる時間もあります。市長は、先順位者の代表質問で子育てしやすい町市川とおっしゃっておりました。激しく感銘を受けましたし、推し進めてほしいと思っております。ぜひ市川モデル、何が市川市にとって需要があり、供給することができるのかをしっかりと検討してほしいというふうに思います。

それでは、本市で行っている預かり保育について再質問させていただきます。一般型の一時預かり事業について、どのような内容の事業なのか、どのようなところで、昨年度はどのくらいの方が利用したのかをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

一般型の一時預かり事業は、国の一時預かり事業実施要綱に定められており、保育所、幼稚園、認定こども園などに通っていない乳幼児を一時的に預かる事業でございます。実施する施設は、設備や職員の配置において保育所などに準ずる基準を満たす必要があり、本市においては、公立保育園8園、私立保育園16園で現在実施しております。利用時間は、施設が開園している日時の範囲内で設定されており、令和4年度の実績では延べ約9,600人の利用がございました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 市内にたくさん幼稚園、保育園、こども園がある中で、公立、私立含めて24園しかしておらず、9,600人の方が利用しているという事実が今分かりました。

改めて確認のため再々質問いたしますが、24園全てが保育園でございました。この一時預かり事業は幼稚園でも実施できるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

一般型の一時預かり事業は、幼稚園での実施も可能でございます。今後、空き教室などを活用可能であれば、利用実績や保護者のニーズなどを踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。国の方針では、幼稚園での長時間化や低年齢化の強化がうたわれております。新たな制度を始めるには、ハードの整備が必要不可欠でございます。預かり保育、上乘せ補助など制度を行ってりましたが、実情が追いついていないというものがたくさんございます。この制度に関しまして、各園職員の配置に苦慮しているそうでございます。ぜひ市内各地で園側も利用者も楽しく気持ちよく使える制度の検討、制度のブラッシュアップをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、小項目(3)第2子以降の保育料無償化の内容及び今後の予定についてお伺いする予定でございましたが、先順位者への答弁で内容や予算、想定人数等分かりましたので、1つだけお伺いさせていただきます。10月からこの制度が始まりますが、保護者はいつ、どのように保育施設の利用を申請するのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市では、原則として保育施設の利用開始希望月の2か月前の月末までに利用申請書を提出していただいております。その後、利用調整を行い、翌月からの入園児を決定しております。申請は常時受け付けておりますが、第2子以降無償化に合わせて10月から利用を希望される場合には、8月末日までに申請をしていただくこととなります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。何はともあれ、反響がすごい事業でございます。まさに私自身、第2子が1歳9か月、当事者でございます。同世代の方々からもたくさん問合せをいただいております。事業の名前だけや第2子無償化という単語だけ先行してしまっただけで、制度の説明が不十分にならないよう、しっかり周知徹底をお願いしたいというふうに思います。

また、受け入れ側の幼稚園、保育園等にもしっかりと制度の説明を行って、ハードの整備もしっかりと進めていってほしいというふうに思います。

続きまして、小項目の4つ目、特別な支援を必要とする子どもへの対応についてお伺いいたします。

市川市では、特別な支援が必要な児童を幼稚園で受け入れる場合、補助金の制度がございます。この補助金の詳細をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

私立幼稚園において特別な支援が必要な園児を教育した場合には、園に対して補助金を交付しています。この市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金は、幼児教育の振興に資することを目的として交付しています。補助金の種類といたしましては、教材の購入、教員の研修や施設及び設備の整備などの項目について補助金を交付しておりますが、障がい児の指導も補助の対象となっております。その内容は、障がい児の人数に33万円を乗じて得た額と、障がい児3人までに常勤する幼稚園教諭もしくは助教諭を1人配置した場合に99万円を比較して高いほうの金額を補助する制度となっております。令和4年度の実績としましては、29園中15園で障がい児を受け入れており、園児の人数は65人となっております。なお、補助金の交付には市川市こども発達センターの在籍証明書、児童発達支援事業所の通所証明書または通所受給者証、医師の診断書のいずれかの書類が必要になります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 その制度に関しまして、額が額だから嫌がらせなのかなというような事例がございました。もちろんいろいろな分野で、施設で証明が必要なのは分かります。発達支援センターでの在籍証明、児童発達支援の通所証明、医師の診断書など多岐にわたりますが、発達支援センターでの在籍証明が交付されるまで6か月以上要したため年度内に事務処理が済まなかったというケースが本当に多々、多くあったそうでございます。在籍証明が交付されるまで、どのようなプロセスで、どのくらいの期間を要するものなのかお伺いしたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

御質問の在籍証明書は、市川市こども発達センターにございますこども発達相談室を継続的に利用していることを証明する書類でございます。申請は、窓口への来所、郵送、オンラインにて随時受け付けており、作成した書類は記載内容に誤りがないかを面談にて保護者と一緒に確認の上、交付をしております。申請から交付までの期間はおおむね2週間程度となっております。なお、この証明書は初回相談、発達検査及びその結果説明などのプロセスを経て、継続的な支援が必要とされた方へ交付しております。そのため、既に継続的に通所されている方の場合、申請後速やかに書類作成が可能となりますが、初めて来所する方では、相談から検査などに一定の時間を要することとなります。また、書類が完成してから保護者が実際に受け取りに来所されるまでの期間も異なっております。これらの事情により、在籍証明書が保護者から幼稚園に提出されるまでにかかなりの時間を要するケースが生じたものと考えております。今後は、幼稚園から求められている提出期限などを保護者にあらかじめ確認するなど、計画的な交付手続を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 言わんとしていることは分かります。今の説明だけを聞けば、1か月もあれば発行されるのかなというふうに思いますし、また、今在籍証明が保護者から幼稚園に提出されるまでにかかなりの時間を要する等ありましたが、まるで幼稚園なり保護者なりがいけないのじゃないかというお言葉のように聞こえてしましますが、かなり難しい問題だと思います。園から親への働きかけは非常にデリケートな問題で切り出しにくいですし、親御さんだって自身の子が特別な支援を必要と思っていないケースもございます。例えば、今答弁にあったしっかりと日時を明確にして、いつまでに丸々をしてくださいといった形にするだとか、幼稚園関係者のどの園も支援センターの対応してくれる人員が足りていないように感じているそうでございます。次の予約は3か月後ですなど、窓口でざらに言われてしまうようでございます。職員の配置の見直しをいただいたりするのも検討の一つかなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

また、積極的に市の職員の方にも協力いただきたいと思っております。先ほど申し上げたとおり、園から親御さんにお話するのは大変デリケートな問題でございます。親の立場で言えば、その申請を出そうが出すまいが、幼稚園で対応してくれるというのは一緒でございます。補助金をもらいたいから申請書を出してくださいとは親御さんには申し上げられません。でも、実際にそこに職員が割かれているというのも事実でございます。もう少し幼稚園側に本市が寄り添って、双方助け合えるようにしていただきたいというふうに思います。そして、計画的に発行されるようお願いいたします。

続きまして、小項目5つ目、未就学児の給食費の補助について。この質問は何度も議会で質問させていただいております。

改めまして、令和4年12月定例会で3歳以上の児童に対する給食費の無償化の実施について質問をさせていただき、調査研究を進めるとの答弁をいただきましたが、年度をまたぎまして、その後の状況をお伺いしたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

令和4年12月定例会終了後、少子化対策のためのさらなる子育て支援策を給食費無償化も含めて検討してきた中で、次の大きな施策として、第2子以降の保育料無償化を掲げ、まずはこの実現に注力しているところでございます。なお、未就学児の給食費の無償化については、補助する金額や手段だけでなく、特に施設に在籍していない児童との公平性の確保が非常に重要な課題であると認識しており、引き続き、他自治体の事例を参考にしながら、今後の子育て支援策の一つとして、慎重に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 特段答弁は変わっておりません。改めて調査研究を行ってきたというものでございますので、試算が出ているのかなというふうに思っております。無償化とまでいかななくても、一定の補助をするという観点なら、答弁であった公平性の確保ができると思います。例えば、幼稚園や保育園施設などに通う3歳以上の児童に対し、月に20日通うと仮定して、1食当たり200円を補助するとしたらどの程度の予算規模となるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

市内の幼稚園、保育所、認定こども園や小規模保育所などの施設に在籍する3歳以上の児童の延べ人数は、年間で約10万5,000人であり、全員に1食当たり200円補助したと仮定すると、総額で約4億2,000万円となる見込みでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。田中市長は、子育てしやすい町市川として小中学校の給食費の無償化、子どもの医療費助成制度の拡充、今回の第2子以降の保育料無償化など、子どものための政策を前面に押し出してくれました。全て素晴らしい政策です。未就学児の無償化は、オーガニックの園、自園調理の園、給食配給の園、完全弁当の園など様々な幼稚園、保育園があります。子ども手当に1食幾らかの補助金を上乗せ助成することによって公平になります。これから国の政策として、子ども手当が全家庭に行くかもしれません。小中の給食費の無償化で約18億円、今回の第2子無償化で約6億円、約24億円が今かかっております。いつかは財政調整基金的にも圧迫されるかもしれません。ですが、今260億円以上ある財政調整基金のうちの約4億円でござい

ます。今、中核市への移行を目指すならさらに24億円、中核市への移行に伴う市民サービスの向上が、私自身見出せておりません。そこに多額の予算を投じるのであれば、ぜひ未就学児の給食費の無償化、無償化が難しいのであれば補助金の創設等本気で考えていただきますよう要望させていただきます。また、動きがない限り何度でも議会で取り上げさせていただきます。

以上で大項目の1つ目を終わらせていただきます。

続きまして、大項目の2つ目、江戸川の安全対策についてお伺いしてまいります。

(1)の河川敷の管轄については先順位者への答弁でおおむね理解できましたので、割愛いたします。

続きまして、(2)の管理はどのように行っているのかの項目も先順位者が触れておりましたが、追って確認したいことがございますので、改めてお伺いいたします。管理の頻度や定期対策等は何を行っているのかお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 本市で占有している江戸川河川敷の公園、野球場、運動広場の定期的な管理は、日常の公園巡視として2週間に1回から2回の割合で行い、安全確認を行っております。また、草刈りにつきましては、競技利用に支障が生じないように1年間に9回行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 先順位者への答弁と相違はございません。

再度質問いたしますが、公園や野球場以外のほかの場所、堤防やのり面など、どのような整備を行っているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 国土交通省が管轄しています河川敷等につきましては、日常的に河川巡視を行い安全確認をしていると伺っております。また、草刈りにつきましては、堤防の草刈りを今年度3回行う予定と伺っております。その他、本市が占有しているサイクリングロードの草刈りは、両側1mの部分年3回行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 国で河川管理の一環として年に3回堤防の草刈り、市の占有部分を年に3回、国と市も違う組織でございますし、野球場などはスポーツ部、河川付近、道路は道路交通部、護岸部分がまちづくり部、クリーンアップ作戦は環境部と、江戸川の管理をするのにもたくさんの部署にまたがっていると思います。先月末でございましょうか、クリーンアップ作戦が行われました。毎年自治会の案内からこのクリーンアップ作戦に参加している地域の方から聞いたお話ですが、ごみ拾いをしているときは草がぼうぼうでごみが全く見えない、その1か月以内に大体草が刈られ、ごみがあるのが目に見えるという話を聞きました。草刈りのタイミング等を各管理者で調整できないのかお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 草刈りの実施時期につきましては、河川管理者である国土交通省と、占有者である市川市で発注時期や回数異なることから、今後、各関係者間で協議し調整してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 いろいろ、一言を声かけ合わせれば、合わせましょうと一言言えればできない話ではないと

思いますので、ぜひ調整していただきたいというふうに思います。

今、ごみ処理のお話でございましたが、3月30日に大変いたたまれない事故が起きました。これから対策を施していきましょと、たくさんの議員が質問しております。その中で、5月24日も妙典で女性が江戸川で亡くなっております。ほかの議員もおっしゃっておりました。草が長くなって視界が悪くなれば、それだけリスクが増してまいります。ぜひ、国や県、市と連携をして、いつ、どこの事業者が何をするのか、それに合わせて行ったほうがいい整備等、しっかりと話し合っ決めていただきますよう要望させていただき、次に移ります。

次の(3)トイレの設置状況についてお伺いいたします。

河川敷のトイレは何か所あり、どのくらいの間隔で設置されているのか。また、下水道に接続されているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 河川敷のトイレは、移動可能なくみ取り式トイレを8か所に設置しております。主に野球場、運動広場や公園など利用者の多い場所に設置しており、特に設置間隔の基準は設けておりません。一方、堤防に設置されているトイレは4か所あり、そのうち3か所は公共下水道につながっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 相当な距離のある中で12か所というのは大変少ないのかなというふうに感じております。水と触れ合える町として市民が利用する河川敷にトイレの数が少ないと、利用しようと思う方も減ってしまうと思います。また、野球場などスポーツ施設が多数ある中で、女性の方がお手洗いに行く際、くみ取り式のトイレでは使い勝手が大変悪いと思います。

ここで再質問させていただきますが、河川敷のトイレを下水道に接続して水洗にできない理由は何なのかお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 河川敷内は、台風等の大雨時に浸水しますことから、増水した河川の水が下水道管を通じて市街地にあふれる危険があります。また、管が破損した場合などは、そこが水道となって徐々に拡大し、堤防の決壊に至る危険性もあります。このため、治水上支障を来すおそれがあることから、下水道の接続は難しいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 治水上の問題なら仕方がないというふうに思いますが、堤防の上に造るだとか、堤防の逆側に造るだとか、方法はあると思います。ぜひ設置の検討をお願いしたいというふうに思います。

スポーツ施設がたくさんあるとお話しさせていただきました。3月30日の事故の際には、たくさんのボランティアの方が捜索に行ってくださいました。もしボランティアの方が発見してくれた際の応急処置のためのAEDがたくさんあったならば、見つかったときに対応ができたのかなというふうに思います。この質問も、たくさんの方が公共施設にだとか、24時間営業の場所にと質問しておりましたが、私は河川敷のスポーツ施設内においてAEDの設置状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 現在、江戸川河川敷野球場及びサッカーグラウンドには、AEDを設置するための適した施設がないなどの理由から常設はしておりません。そのため、現状ではAEDの利用を希望する方に対し、国府台市民体育館、塩浜市民体育館などにおいて貸出し用AEDを準備し運用しているところであり、スポ

ーツ団体等は利用しやすくなっているものと考えております。今後は関係部署と連携し、さらに安全に安心して施設を利用できるよう、AEDの運用方法について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 トイレの設問とくっつけさせていただいたのは、トイレに設置したらどうかという思いでお話をさせていただきました。ですが、水害がある際に精密機器が壊れてしまったらもちろん大変でございますので、例えば、電話ボックスのような箱の構造物を造ってそちらに入れておくとか、堤防の上に等間隔に設置するとか、スポーツ施設でだっていつ事故が起きてもおかしくありません。ぜひ設置の検討をしてほしいと思います。検討というより安全、安心対策の一環として、設置をぜひお願いしたいというに思います。

続いて(5)、たくさんの方々が質問されておりますので諸々要望をさせていただいて終えたいと思いますが、低木の植栽で検討してくださっているというのは大変すばらしいことと思います。事故を受けて、敬愛する先輩議員と江戸川河川敷に葛南土木事務所の職員、市川市の職員と視察をさせていただきました。その際に県の職員の方にも申し上げましたが、柵などの構造物は難しいということは理解できます。大洲付近ではツツジによる進入禁止の柵の代わりになっている箇所があります。事故があった箇所、ほかの場所にもツツジを植えてほしいとお願いいたしました。また、新たな看板の設置の掲示もすばらしいことだと思います。ですが、まだ足りてはおりません。大きな看板で堤防の上から見えるサイズの看板で、道路標識であるような事故多発地域など子どもから目を離さない仕組み、大人の対策も必要だというふうに思います。

これは起きる前の対策です。万が一事故が起きてしまった場合の対策として、先順位者も言っておりましたが、AEDの普及は急務となってくると思います。また、これはどこの行政もまだ行っておりませんが、河川付近で遊ぶ際のライフジャケットの着用を必須にするため、河川付近に等間隔にライフジャケットの常備なんていうのはいかがでございましょうか。河川付近で働いている方やスポーツをされている方から進言がございました。確かに、子どもを遊ばせる際にライフジャケットがあれば溺れる心配はありません。市川の代表的資源であります江戸川の安全対策は、これからの市川市にとって必要不可欠でございます。スポーツ部、環境部、街づくり部、こども部、また、国や県などと連携をしっかりとさせていただいて対策を講じていただきますよう要望させていただきます、この項目は終えさせていただきます。

続きまして、大項目の3つ目、防災公園についてお伺いしてまいります。

まずは(1)の防災公園の主要目的及び機能についてですが、防災公園という名前を聞くと、防災が主たる防災施設なのか、公園があって防災機能を有しているものなのか。公園を主として捉えたら整備の方法も変わってくるのかなと思いますし、ずっと気になっておりました。改めまして、防災公園の目的と機能についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 初めに、防災公園の主要目的についてでございます。防災公園は、公園や避難場所が少ない市街地に、通常の公園機能に併せて地域の防災機能向上を目的に整備するものであり、本市には、大洲1丁目と広尾2丁目の2か所でございます。防災公園は、災害時に対応するため様々な防災機能を有しております。公園全体としましては、避難場所としての空地を確保することはもちろんのこと、あらゆる方向から避難ができるよう、多くの出入口を確保しております。また、万一周囲で火災が発生した場合でも、公園内に延焼しないように周囲を防火樹林で囲っております。設備面では、断水した場合でも、飲料水を確保するための耐震性貯水槽、マンホール型の非常用トイレ、座面を取り外すことでかまどとして利用できるかまどベンチなどが整備されております。また、地域防災計画において物資の輸送拠点として位置づけておりますことから、救援物資等の

輸送拠点として備蓄倉庫を兼ねた大型の防災倉庫などが整備されております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 今の答弁をお伺いいたしますと、公園というよりも、防災のための大きな広場に公園としての遊具や機能を附属させたイメージなのかなというふうに認識ができました。避難場所としての空地を確保、大型の防災倉庫、本市の救援物資の輸送拠点ということが分かりましたが、だと不思議に思うことが、中部地区の大洲、南部地区の広尾、どうして北部にないのでしょうか。北部に防災公園を設置することについて、本市はどのように考えておりますでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 北部地域は、既に防災公園が設置されている中部や南部地区と比べ、大規模な公園や、公園以外にもオープンスペースが多くあります。このことから、北部地域の防災公園の設置につきましては、防災面及び公園設備の2つの観点から必要性などを検討し、関係部署と調整の上、判断する必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 今の答弁でございますと、初回の質問と矛盾している部分がございます。避難場所として空地を確保という部分はクリアしていることが分かりましたが、北部地域の輸送拠点はどこでございましょうか。大型の防災倉庫はどこにありますでしょうか。公園の機能は後づけな気がしますが、北部にもこれから北千葉道ができたりしたら、輸送拠点は必要になりませんか。大洲防災公園で手に入れた輸送物資を大野、柏井、堀之内などに運ぶ際はどうするのでしょうか。道が閉ざされていたらどうするのでしょうか。何なら、私がいつも言っております他市の輸送拠点のほうが大洲よりも近いかもしれません。市長は新たな土地の購入は考えていないということをこの間明言されておりましたが、私は北部地域にも防災拠点的な公園が必要だと思っております。ぜひ前向きに検討していただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

続きまして、(2)の質問になりますが、広尾はまだ比較的新しい公園になりますので、大洲に絞ってお答えいただきたいというふうに思います。防災施設であるのに、そこの整備不足だけがをされてしまったら意味がありません。どういった整備を行っているのか、維持管理などの公園整備の回数、グラウンドの整備の時期、内容等をお聞かせください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 大洲防災公園は、平成16年4月に開設し、間もなく20年を迎えます。このため、遊具やベンチ等の公園施設の老朽化に伴う修繕等をその都度実施しております。近年では、令和3年度に大型の複合遊具を更新いたしました。植栽等は、高木の剪定を3年に1回、草刈りは年5回実施しております。多目的広場のグラウンド整備につきましては、広場内に補充用の土を2か所に用意しており、職員及び主要団体がその土を使って敷きならしを行っております。しかし、凹凸が大きくなり利用に支障が出た場合には、修繕を専門業者に依頼して早急に対応したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 草刈りを年5回、また、多目的広場は土を補填して使用団体が敷きならしを行う。今職員もとおっしゃっていましたが、職員がやっているのは見たことがございません。多目的広場の昔は知りませんが、芝が敷いてあったのでございましょうか、名残で四隅だけ雑草のようなものが生えて、グラウンドが現在がたが

たになっております。ぜひ専門業者にて早急に対応をお願いしたいというふうに思います。

防災機能といえば、学校のグラウンドなどは大雨が降った際に貯留機能を有しております。通称産業道路は、大雨が降った際に冠水するおそれのある道路になります。この多目的広場に貯留機能はあるのでしょうか、再質問させていただきます。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 貯留機能は、多目的広場ではなく、産業道路側のピクニック広場の地下に約3,500 tの貯留槽を整備しており、公園内の雨水は全てこの貯留槽に集められます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 多目的広場にはないということが分かりました。でしたら、少しおかしな点もございます。非常時の物資の輸送拠点、もしかしたら道路が冠水等で使用できないときに、ヘリなどで多目的広場に物資が空輸されるかもしれません。本市の方々は、雨の翌日に防災公園に行ったことはありますでしょうか。ひどい水はけの悪さで、水たまりが相当深くなっている箇所、広大に水たまりが広がっている場所、大変なこととなっております。一部に側溝もございますが、既に砂で側溝のていをなしております。改めまして、水はけの悪さを改善できないのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 多目的広場の水はけにつきましては、開設して20年たつことから、グラウンド等の経年劣化が原因と考えられます。このことから、排水設備や広場表面の勾配等を調査し、対応を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ぜひちょっと雨上がりに一度見に行ってみてください。昨年か一昨年、市の職員の方と防球フェンスの危険箇所の張り替えについて現地と一緒に見に行った際も大雨でございました。相当な水たまりになっておりました。また、先ほどの答弁で補填用の土を用意しているとのことですが、すぐにこちらもなくなります。各種スポーツ団体が雨上がりに水たまりに土を入れ、敷きならしをしてくれているから土はなくなっているのだと思います。また、流されているからだと思います。都度土を補填しに行くより、抜本的に水はけをよくしたり、多目的広場の砂自体を変更するなどしたほうが安く済むのじゃないかなというふうに思います。何より避難物資を水たまりの中に置くわけにはいきません。しっかりと検討、対応をお願いいたします。

もう少し掘り下げて再質問させていただきます。どういった材質の砂を利用しているのか分かりませんが、水に流れるだけでなく、強風の際に近隣の家まで砂が舞っていくようでございます。晴天の中、強風の際は、利用団体は水をホースでまくということをしているそうですが、この圧も弱く、全面まで水が行き渡りません。防災公園が出来上がる際に立ち会ったという御近所の方が、スプリンクラーがあるとおっしゃっておりました。ですが、どれだけ強風でも使われているのを見たことがないということでございます。改めまして、多目的広場の機能の一つであるスプリンクラーは使用できるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 多目的広場のスプリンクラーは、広場のフェンス沿いに全6基設置されており、主に強風時における砂ぼこりを抑えるための散水に使用していると聞いております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 散水しているとの答弁でございますが、近所に住まわれている方によると、見たことがないということでございます。砂が舞う被害に遭われている方も、スプリンクラーを使用してほしいといろいろな方がおっしゃっているのを聞きました。せっかくあるのに使われていないのはなぜでしょうか。強風で砂が舞うような状況のときは、その各種団体がスプリンクラーを使用できたら、利用している方も近隣の方も大変助かるのかなというふうに思います。市民がスプリンクラーを使用するということはできないのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 現在設置されているスプリンクラーを使用するには、管理事務所での操作と散水周辺の安全確認を行う者の2名が必須でございます。土曜日と日曜日は管理人が1名体制であり、散水中の安全確認ができないことから現在使用しておりません。今後、散水が必要な場合、グラウンドを使用している団体の方々とも調整し、スプリンクラーを使用できる運用方法を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ぜひ調整してください。2名以上いなければ使えず、各種団体の利用の多い土日には職員が1人しかいなく使えず、誰の判断で散水していいのか分からないということは、大変すばらしい機能であったとしても宝の持ち腐れとなってしまいます。引き続き検討のほどお願いしたいというふうに思います。

続きまして、小項目の(3)多目的広場の利用基準についてお伺いいたします。

先ほどのスプリンクラーの質問でも申し上げましたが、多目的広場は各種団体が利用しております。このスポーツはいいよ、駄目だよ等の基準はあるのでしょうか。多目的広場の利用に関しまして、種目等の基準があるのかお伺いしたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 多目的広場の利用につきましては、団体が利用する場合、市川市公園内広場の団体使用に関する要領に定めております。この要領では、グラウンドゴルフ、ゲートボール、そして小学6年生以下の者が行うサッカー、軟式野球、フットベース、フットサルの練習、また、市民まつり等の市が主催や共催、または後援している事業となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 サッカー系、野球系、グラウンドゴルフやゲートボールなどの利用ができるということが分かりました。ほかのスポーツは使用できないのでしょうか。せっかく屋外にバスケットゴールがあるのに、団体から利用申請が来たら使えないというのはかわいそうなのかなというふうに思います。

実は、ここで野球関係の団体が利用申請をして多目的広場を利用している際に、バスケットゴールを利用してバスケをしていた方にボールが当たりけがをしたということがございます。もちろん賛否はあるかと思いますが、安全のために貸切にすることはできないのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 多目的広場は、競技種目に合わせてエリアを分けていないことから、現在競技団体ごとの貸切は行っておりません。このことから、団体で使用していても、空いているスペースは他の方が自由に使うことができる状態でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 できないということが分かりました。先ほどの事故のように、貸切にしていなくても大規模

に使用する際には貸切状態のようになり、団体の方以外が入ってくると危険な状態となる場合がございます。実際に本市として何か安全対策を行っているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 団体で御使用していただく皆様には、他の方の迷惑とならない使用をお願いしております。しかし、団体利用時に多目的広場の空いているスペースを他の方々が使用すると危険であるといった声もいただいております。このことから、皆様が安全に使用できる方法を今後検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 現状で何もしていないということが分かりました。例えば、四隅に看板を設置して、利用団体は利用時間帯等を書き入れ、その間は接触やボールの飛来など危ないですよとの一言を入れるだけでも、ただ遊びに来た市民はこの時間に使わないようにしようとか、危ないことは承知で入って遊んでいるということにもなるかなというふうに思います。実際に、この野球ボールが当たってしまった方は、野球団体に何かを言ったわけではありません。土日だったため、防災公園の窓口業務をしていた管理人、こちらは市の職員というよりも委託された方になりますかね。事故があった翌月曜日に私のほうでスポーツ課に確認をしたら、聞いていなかったそうでございます。一番初めの項目で、ここは公園ですか、防災施設ですかとお伺いいたしました。そもそも情報の一元化が難しい施設なのかなというふうに思います。スポーツでのけがだからスポーツ課なのか、公園だから公園緑地課なのか、防災施設だから危機管理課なのか、野球団体の方が、そのボールを当てられてしまった方に謝りに行きたくても、すぐに被害に遭った方がどこの方か分からなかったということがございました。その看板を設置することができたら、何か問題があったらここに御連絡をというような緊急連絡先の記載ができると思います。ぜひ安全対策の一環として検討していただきますよう要望させていただきます。

もう少し再質問させていただきます。水はけの質問の際にも申し上げましたが、かなりの凸凹となっております。実際、この凸凹でも事故は起きています。利用者がくぼみに足を取られ骨折してしまったそうでございます。定期的に砂の補填を行っていても、利用者ができることには限りがあります。もう思い切って広尾のように人工芝を整備することはできないのか。また、人工芝を整備するにはどの程度の費用がかかるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 多目的広場の人工芝化につきましては、広場の凹凸や砂ぼこりがなくなるといったメリットがある一方で、整備費用や経年劣化による交換等の修繕費が高額であること、複数の団体が様々な使い方をしていることから、人工芝化することで競技等の使用に支障が出る団体もあるといった課題がございます。広尾防災公園内の健康の広場約7,000平米を人工芝に整備した際、野球やフットベースもできるようにラインを整備しましたが、主にサッカーやフットサルの団体が使用している状況でございます。また、ぴあばーく妙典の少年野球場整備の際には、内野部分は土にしてほしいとの御要望がございました。なお、広尾防災公園内の人工芝の整備に要した費用は約1億6,000万円であり、大洲防災公園の多目的広場も同規模でございますので、同程度の整備費用が必要になります。このことから、人工芝の整備につきましては、整備費用や使用方法等を踏まえて十分に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 いろいろな団体が使用しているから人工芝にするのは難しいという答弁だったのかなというふうに思います。先ほどの利用規約、団体名称の中で、主に野球、サッカー、グラウンドゴルフなどおっしゃ

っておりました。バスケットゴールや野球のホームベース、得点板などはありますが、大洲の防災公園にはサッカーのゴールなどはありません。貸切にできればけがの心配もございません。何なら市民まつりは貸切のような状態でございます。市民まつりが行われている最中に、硬式の野球のボールでキャッチボールをしてもいいという状況になっていると思います。話が飛躍し過ぎだと思いますが、上記3団体ともに人工芝のほうがいいのじゃないかなというふうに思っております。また、市民まつり等で火を扱う際には、多目的広場以外で火気を使用すれば問題は解決できるのかなというふう思います。

もちろん、市民の税金を投入するわけでございますから慎重に検討しなければなりません、現状で砂が舞って迷惑に思っている市民もおります。市民がさらに憩いやすく、利用しやすく、利用規約の改定や安全性の確保、そして、何より防災施設として使いやすく、安心して利用できるよう様々な検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。関係部署の皆様、ありがとうございました。

~~~~~

○**稲葉健二議長** 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時51分散会

第 5 日

令和5年6月20日（火曜日）

令和5年6月市川市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年6月20日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問 小山田なおと議員、とくたけ純平議員、浅野さち議員、やなぎ美智子議員、石原みさ子議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 41名

|   |   |      |    |
|---|---|------|----|
| 門 | 田 | 直    | 人  |
| 野 | 口 | じゅん  |    |
| 丸 | 金 | ゆきこ  |    |
| 富 | 家 |      | 薫  |
| 沢 | 田 | あきひと |    |
| 太 | 田 | 丈    | 之  |
| 小 | 山 | な    | おと |
| 川 | 畑 | いつこ  |    |
| ほ | と | ゆうな  |    |
| 国 | 松 | ひろき  |    |
| や | な | 美智子  |    |
| と | く | 純平   |    |
| つ | ち | 正    | 順  |
| つ | か | たかのり |    |
| 加 | 藤 | 圭    | 一  |
| 浅 | 野 | さち   |    |
| 久 | 保 | 川    | 隆志 |
| 西 | 村 |      | 敦  |
| 中 | 村 | よしお  |    |
| 大 | 久 | たかし  |    |
| 石 | 原 | たかゆき |    |
| 清 | 水 | みな子  |    |
| 廣 | 田 | 徳子   |    |
| に | し |      | 勲  |
| 石 | 崎 | ひでゆき |    |
| 堀 | 内 | しんご  |    |
| 細 | 田 | 伸一   |    |
| 青 | 山 | ひろかず |    |
| 石 | 原 | みさ子  |    |
| 宮 | 本 |      | 均  |

|   |   |    |   |
|---|---|----|---|
| 大 | 場 | 健  | 諭 |
| 稲 | 葉 | 文  | 二 |
| 小 | 泉 | よし | 人 |
| 石 | 原 | の  | り |
| 増 | 田 | 好  | 秀 |
| 越 | 川 | 雅  | 史 |
| 中 | 山 | 幸  | 紀 |
| 松 | 永 | 鉄  | 兵 |
| 竹 | 内 | 清  | 海 |
| 加 | 藤 | 武  | 央 |
| 岩 | 井 | 清  | 郎 |

欠席議員 1名

中町けい

説明のため出席した者の職氏名

|    |      |   |   |   |
|----|------|---|---|---|
| 市  | 長    | 田 | 中 | 甲 |
| 副  | 市長   | 松 | 丸 | 一 |
| 代表 | 監査委員 | 植 | 草 | 一 |
| 教  | 育    | 田 | 中 | 庸 |
| 危  | 機    | 本 | 住 | 敏 |
| 市  | 長    | 麻 | 生 | 文 |
| 総  | 務    | 蛸 | 島 | 和 |
| 企  | 画    | 小 | 川 | 広 |
| 財  | 政    | 田 | 中 | 雅 |
| 管  | 財    | 稲 | 葉 | 清 |
| 情  | 報    | 小 | 林 | 茂 |
| 文  | 化    | 森 | 田 | 敏 |
| ス  | ポ    | 立 | 場 | 久 |
| 市  | 民    | 佐 | 藤 | 敏 |
| 経  | 済    | 根 | 本 | 泰 |
| こ  | ど    | 鷺 | 沼 |   |
| 福  | 祉    | 菊 | 田 | 滋 |
| 保  | 健    | 川 | 島 | 俊 |
| 環  | 境    | 二 | 宮 | 賢 |
| 街  | づ    | 小 | 塚 | 眞 |
| 道  | 路    | 岩 | 井 | 忠 |
| 下  | 水    | 藤 | 田 | 泰 |
| 行  | 徳    | 秋 | 本 | 賢 |
|    | 支    |   |   | 一 |
|    | 所    |   |   |   |
|    | 長    |   |   |   |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 消 防 局 長           | 角 田 誠 司   |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 岩 井 滴     |
| 事 務 局 長           |           |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 藤 城 久 保   |
| 会 計 管 理 者         | 六 郷 真 紀 子 |
| 教 育 次 長           | 小 倉 貴 志   |
| 生 涯 学 習 部 長       | 板 垣 道 佳   |
| 学 校 教 育 部 長       | 藤 井 義 康   |

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 之 |
| 事 務 局 次 長 | 町 田 茂 幸 |
| 議 事 課 長   | 米 津 孝 成 |
| (議事担当)    |         |
| 主 幹       | 宮 嶋 茂   |
| 主 査       | 尾 本 悠   |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 介 |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一 |
| 主 任 書 記   | 三 澤 啓 成 |
| (調査担当)    |         |
| 主 幹       | 渡 辺 孝 文 |
| 主 査       | 前 田 悠   |
| 主 査       | 岡 澤 英 康 |
| 主 任 書 記   | 関 口 舞   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴 |
| 書 記       | 福 井 寿 明 |

# 会 議

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

---

○稲葉健二議長 この際、御報告いたします。

東京外郭環状道路に関連する特別委員会における正副委員長の互選の結果、委員長に竹内清海議員、副委員長にしむた勲議員がそれぞれ選任されましたので、御報告申し上げます。

---

○稲葉健二議長 日程第1一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

小山田なおと議員。

○小山田なおと議員 おはようございます。公明党の小山田なおとでございます。通告に従いまして一問一答にて質問を行わせていただきます。

まず初めに、大項目、認知症フレンドリー社会についてでございます。

6月14日、共生社会の実現を推進するための認知症基本法案が、参議院本会議にて全会一致で可決されました。同法案は、2015年より基本法制定の必要性を訴えるなど、その必要性を一貫して公明党として訴えてきたものでございます。今回、国や地方自治体の責務として、基本理念にのっとった施策の策定、実施が明記され、市町村に対しては、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないと努力義務も定められました。特に重要なことは、法案の名称にも掲げられている共生社会の実現であり、いわゆる認知症フレンドリー社会を実現していくことが本市にとっても急務であると考えます。

そこで、(1)認知症フレンドリー社会に対する本市の見解についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 国は急速な高齢化の進展に伴って、認知症の方が増加している現状を踏まえ、令和元年6月に、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きる共生と、認知症になっても進行を緩やかにする予防を2本柱とした認知症施策推進大綱を発表しました。この大綱では、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指しております。先駆的に認知症フレンドリーに取り組んでいる自治体として、福岡市では、認知症フレンドリーシティ・プロジェクトを開始し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる町を目指していますが、本市においても、認知症になっても尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりを目指して様々な取組を進めているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。認知症フレンドリー社会は、いわゆる認知症対処社会とは異なり、認知症の人の暮らしづらさの多くは生活を取り巻くインフラやデザイン、機械のインターフェースなどに起因しており、これらを改善することで課題解決を図る社会のことでございます。先ほどありました福岡市では、先進事例として認知症フレンドリーシティ・プロジェクトを立ち上げ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる町を目指した取組が進められているということでございます。また、本市においても同様に、認知症になっても尊厳が守られ、安心して生活ができる地域づくりを目指されているということでございますので、これまでも様々な取組を行われてきたかと思えます。

そこで、(2)本市におけるこれまでの取組状況についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本市の認知症施策は、市川市地域福祉計画や市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき事業を推進しております。認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療、介護、地域等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の方への支援を効果的に行うことが重要です。本市では、認知症の方やその家族に関わる医療、介護、地域等の結びつきを深め、認知症であってもなくても安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するために、平成24年度から認知症の理解を深めるための市民向けの講演会を実施しております。平成28年度からは認知症カフェの取組を開始し、認知症や認知症の疑いのある方やその家族、認知症やボランティア活動に関心のある方など誰でも参加でき、和やかに交流できる場となっております。

また、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を応援する認知症サポーターを養成する講座や認知症サポーターがスキルアップするための講座の開催及び開催の支援を行っております。令和3年度からは、高齢者サポートセンターに認知症地域支援推進員を配置したほか、認知症の方本人の交流の場として本人ミーティングを開催しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。市川市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき認知症地域支援推進員の高齢者サポートセンターへの配置や認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェの推進、本人ミーティングの実施などを行ってきたということでした。それぞれ課題が見えてきているものかと思いますが、(3)に進ませていただきたいと思えます。

認知症フレンドリー社会の実現に向けた課題ということで、(ア)本市における課題認識についてお伺いをしたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 認知症の方に優しい地域づくりの実現には、認知症に対する理解が深まることが重要と考えております。地域において認知症理解の普及啓発のための具体的な活動を行う認知症サポーターステップアップ講座の受講者について、その活躍につなげる支援体制がまだまだ不十分であることが課題として挙げられます。また、認知症になったり、その疑いがあり心配なときに、どこに相談に行ったらいいのか分からない、また気軽に相談できないといった声も伺っております。そのほか、認知症カフェや本人ミーティングの参加者もまだ少ないと考えることから、認知症の取組について市民の皆さんの理解、認知が十分に広がっていないことが課題であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございました。いわゆる活躍につながる支援体制がまだまだ不十分であったことであったり、また、市民への周知や理解促進に課題があるということでございます。私も実は認知症カフェなどでお手伝いをさせていただいておりますけれども、困ったときにどこに相談したらいいのかと、こういったような御相談も受けます。そういった際は高齢者サポートセンターを御紹介したりもするんですけども、こんなことで電話してもいいんですか、こんなような感じだったんです。こういったような方のために認知症カフェのような気軽に出向けるような場所、こういったものは本当に必要だというふうに思いますが、残念ながらこの認知症カフェ一つとっても、どこで行われているのか、そもそもどのような集まりなのか、こうい

たことが周知できていないのが現状だというふうに思います。

そこで、市民への周知や理解促進に向けた対策について再度質問をさせていただきます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 認知症カフェの開催につきましては、令和2年度からのコロナ禍の影響により開催を休止した場所が多かったため、活動が停滞してしまったという、そういう背景があります。今年度は認知症地域支援推進員とともに休止していたカフェの再開や、新規の開催に向けた働きかけを推進しております。

認知症カフェや本人ミーティングの周知方法としましては、市のウェブサイトやLINEで常に新しい情報を発信するほか、希望に応じて「広報いちかわ」への掲載も行ってまいります。また、開催案内のチラシについては、これまでは高齢者サポートセンターを中心に置いておりましたが、協力いただける医療機関やケアマネジャーなど、介護サービス事業所への情報提供、また自治会、町会、民生委員・児童委員など、より身近な地域に情報が届けられるよう検討してまいります。また、本人ミーティングは、本人同士が落ち着いた環境で話しやすいよう、あえて少人数で開催をしているため、今後、開催場所を増やすことで参加の機会を増やし、利用者数や市民の認知の拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。実は本市が令和元年に行った第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係るアンケート調査結果によりますと、認知症に関する情報の入手先について、78.1%の方がテレビ、ラジオ、新聞でございます。次いで友人、知人、ケアマネジャー、医療機関となっております。テレビ、ラジオはなかなか難しいかもしれませんが、「広報いちかわ」における定期的な特集記事、また、友人、知人が紹介しやすいSNSの活用、ケアマネジャーによる積極的な紹介、医療機関へのポスター掲示など、様々な取組を積極的に推進していただきたいというふうに思います。

続いて、(イ)本人ミーティングの実施についてでございます。認知症フレンドリー社会の実現に向けては、当事者の意見をしっかりと聞いていくことが大前提となります。そこで、本市における本人ミーティングの実施状況についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本人ミーティングは認知症の方の視点を重視した優しい地域づくりを推進するため、令和3年度より実施しております。1回の定員は10名程度で、本人または家族からの電話申込みとしており、電話申込みの際に近況などをお聞きし、開催当日に必要な配慮の有無について確認をしております。昨年度は4回開催し、延べ25人の参加がございました。今年度、先月開催しました第1回目では、御本人8名、その御家族3名の計11名の方に御参加をいただきました。今年度は、より多くの方に参加いただけるよう、昨年度より回数を増やし、10回の開催を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。本人ミーティングに関してですが、昨年度は4回開催し、延べ25名が参加をされたということでございます。また、今年度は10回の開催を予定されているということでございます。本人ミーティングの開催に当たっては、厚生労働省よりガイドブックが作成されております。本市における活用状況について再度お伺いをいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本市の本人ミーティングは、御質問にありました本人ミーティング開催ガイドブックの内

容を基本として開催しております。本人ミーティングを知る、企画・準備する、開催する、活かすというガイドブックの流れに沿って行っており、企画段階から認知症の方御本人も参加いただくなど、ガイドブックに示されている7つのポイントを重視しながら開催しているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 その厚労省のガイドブックでは、知ることから始まり、また、そして企画・準備をしっかりしようと、そして開催をして、最後は活かすと、この4点がございます。特にこの4点目の活かすが非常に大切だと思いますが、そこで、本市における本人ミーティングにおける成果についてお伺いしたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本人ミーティングに参加した方からは、また参加したい、元気が出た、話すことで気持ちが軽くなったなど好意的な意見が多く聞かれております。また、医師や病院などの医療情報を交換し合い、当事者の経験を聞くことで、治療に前向きになったという報告も伺っております。また、本人ミーティングを企画した認知症地域支援推進員が、認知症御本人からの社会参加をしたいという希望を開きまして、地域のコンビニエンスストアの御理解の下、また、認知症サポーターも協力をしまして、コンビニエンスストアの使用済籠を消毒する活動をされた事例、また、認知症と診断される前までは革細工職人だった方を講師として、地域住民を対象としたレザークラフト教室を開催した事例などもございます。このような事例から、本人ミーティングの場は本人同士の精神的な支え合いだけではなく、社会参加の機会となっており、認知症の方の視点を重視した優しい地域づくりを具体的に進めていくための重要な取組だと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。本人ミーティングの参加者からは、大変前向きな御意見をいただいております。冒頭申し上げましたが、この認知症フレンドリー社会というのは、いわゆる認知症の人の暮らしぶらさの多くは生活を取り巻くインフラやデザイン、機械のインターフェースなどに起因しているということでございますので、いわゆる社会参加をいかに促しやすい、しやすいような環境をつくっていくか。これはインフラも含めてしっかりと今後成果につなげていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ウ、ユマニチュードの普及促進について進んでまいりたいというふうに思います。このユマニチュードはフランス発祥のケアの技法でございますが、認知症の介護の現場では、一生懸命にケアをしても相手の方から拒否をされたりすることがございます。老年医学が専門で国立病院機構東京医療センターの本田総合内科医長は、介護者が悪いのではなく、ケアのやり方に改善の余地があると言われており、このユマニチュードの普及を進められております。本田医師が認知症などの高齢者を自宅で介護する145人に、このユマニチュードの研修を2時間受けていただき、その後、週1回研修で習ったことを実践できるよう、ユマニチュードの技法や助言を記した絵はがきを送る支援を3か月間続けたところ、認知症高齢者の行動、心理症状と介護者の負担感が明らかに軽減したとの研究成果を2017年に発表されております。認知症フレンドリーシティを目指す福岡市でも、この技法を積極的に啓発されておりますが、本市における普及促進について伺ってまいります。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 認知症の方へのコミュニケーション手法の一つであるユマニチュードについては、認知症の方に関わる際の接し方が分かりやすい手法として認識しております。相手のことを大切に思っているというこ

とを伝えるための見る、話す、触れる、立つという4つの柱の動作は、介護の現場だけではなく、認知症の方に接する全ての方に参考になる手法と考えております。認知症の方へのコミュニケーション法やケアの手法には、ほかにもバリデーション法やパーソン・センタード・ケアなど様々な手法があり、認知症の方とのよりよいコミュニケーション、ケアを目指したいという目的はいずれも同じであると考えております。本市においても認知症サポーター養成講座の際に、認知症の方への基本姿勢や具体的対応を講義の中に取り入れており、今後もユマニチュードをはじめ様々な手法のよいところを参考にしてまいりたいと考えております。手法は様々ありますが、その方に合った方法を柔軟に取り入れることで、よりよい支援につながると考えており、引き続き認知症の方が尊厳と希望を持って、本市で安心して暮らせるよう認知症施策を推進してまいります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 小山田議員。

**○小山田なおと議員** ありがとうございます。今御答弁いただきました3種類のケアの技法、バリデーション法、パーソン・センタード・ケア、そしてこのユマニチュード、この3つの技法の共通点について、実は中部大学の中谷准教授は次のようにおっしゃられておりました。利用者一人一人との関わりを大切に、尊厳を守ることが重視したケアであるというふうに言われております。今後についてなんですが、今後は日本人独自のおもてなしや察することを強みとしたケア技法の開発が必要であるという見解も最終的には述べられております。

また、一般社団法人きらめき認知症トレーナー協会の友井川氏は、認知症の方はこんなふうにつき合いますよと1つのパターンに当てはめてはいけなないと、このようにもおっしゃられております。このユマニチュードを含めた3つの技法は、それぞれ相反するものではなくて、むしろそれぞれの特徴をしっかりと理解、活用することで、認知症の方にとって、さらによりケア技法が開発されるのではないかというふうに私は期待をしております。ぜひともこの3点、しっかり普及促進を進めていただきたいなというふうに思います。

最後となりますけれども、今年度は第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定年となっております。認知症フレンドリーシティの実現に向けて、認知症基本法案に準じた推進計画の策定を行っていただくことを要望して、本質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

続いて、大項目2つ目になります。新型コロナウイルスの5類感染症移行に伴う本市の対応についてでございます。

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となりましたが、(1)より順に伺ってまいりたいというふうに思います。

まず、(1)医療提供・相談体制についてです。5類感染症移行後、市内医療機関の医療提供体制及び相談体制について変更となった点、ならなかった点についてお伺いをしていきたいというふうに思います。

**○稲葉健二議長** 川島保健部長。

**○川島俊介保健部長** お答えします。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から法的な位置づけが5類感染症に変更されました。医療提供体制の整備は千葉県が担っており、2類感染症相当とされた5月7日以前では、発熱や陽性反応が出た方に対し、主に発熱外来で対応するとともに、65歳未満で重症化リスクが高くない陽性者については、陽性者登録センターへ登録する体制が取られておりました。5月8日からの5類感染症への移行後は、かかりつけの医療機関がある場合は、まずは受診いただき、そうでない場合は、市内約160か所の外来対応医療機関を受診いただく体制を取っております。

次に、県の新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口についてです。5月7日までは県の相談窓口として発熱相談コールセンターや、自宅療養者フォローアップセンターなど複数の窓口が存在しておりました。5月8日

からは、これらの相談窓口を千葉県新型コロナウイルス感染症相談センターに統一し、発熱などの心配な症状が出たときや自宅療養中に症状が悪化したとき、さらには受診先の医療機関が分からないときなどの電話相談を、24時間365日体制で実施しております。また、本市においても、県とは別に新型コロナウイルス対策コールセンターを5月8日以降も引き続き受付時間を変えずに開設しており、県の相談センターと同様に、医療機関の受診案内や自宅療養中の症状についての相談に対応しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。5月8日からは様々変わったこと、変わっていないことがありますけれども、発熱があった際は、これまでは発熱外来等にかかっていたかと思えますけれども、今後はかかりつけ医をしっかり受診されていくということで、かかりつけ医が難しい場合は、市内160か所に医療機関が設置されていますので、受診ができるということでございます。また、県や本市のコールセンターは継続されていくということでございました。5類移行後も新型コロナウイルスがなくなったわけではございませんので、市民の皆さんが安心できる医療提供体制、相談体制の継続をどうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、(2)パーティション等の取扱いについてでございます。市内においても感染症対策として多くのパーティション等が使用されておりましたが、5類感染症移行に伴い、短期間に集中して廃棄される可能性があると言われております。市役所においても多く使用されていたと思えますが、ここ議場も取り外しましたけれども、今後の取扱いについてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、飛沫による感染を防止するため、令和3年度に卓上型パーティションを約1,000枚、つい立て型を約190枚購入し、窓口をはじめ執務スペースなどに設置いたしました。本年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から季節性インフルエンザなどと同等の5類に移行したのを受け、本市においてもパーティションの取扱いを見直しております。市川市新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、窓口についてはパーティションの設置を継続する一方で、執務スペースなどにつきましては原則撤去といたしました。なお、執務スペースなどで使用したパーティションについては、今後の感染拡大などに備え、当面の間は各部署において保管し、必要に応じて執務エリア内の間仕切りなどに活用していただいております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。市役所の中で使用されたものについては、すぐに廃棄することなく、保存、また活用されていくということでございました。これからまた、どのようになっていくのか分かりませんが、無駄にされないようにしていただきたいなというふうに思います。

それでは、市内各事業者においても大量に使用されていたと思えます。本市としては、こちらについてどのように対応されていくのでしょうか、再度お伺いをしたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 事業者が新型コロナウイルス感染症対策として活用したパーティションの処理について、環境省から通知がありました。この通知では、引き続き新型コロナウイルス感染症対策として活用すること、リユース品として売却し有効活用すること、有効活用できない場合にはリサイクルすること、また、リユースやリサイクルができない場合には、可能な限り熱回収し電気などのエネルギーに転換すること、それもできない場合

には、産業廃棄物として適正処分することなど、技術的な助言がされています。本市では、環境省の助言に基づいた処理を事業者にしていただくよう、市公式ウェブサイトで周知しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。令和4年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律や同法に基づく基本方針及び排出事業者の判断基準においても、プラスチック使用製品廃棄物等の排出の抑制や再資源化を実施することができるものについては再資源化することが求められております。事業者を紹介していくということでしたが、環境省のホームページを見ても一、二社ぐらしか載っていないくて、なかなかできるところもないというようなお話も伺っておりますが、本当に大量に出てくる可能性があると思いますので、この辺の対策をしっかりと考えて検討していただきたいと思いますというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

続いて、(3)中小企業に対する支援の現状と今後の取組について伺ってまいります。本市の中小企業への支援については、この5類移行後どのように変わっていくのかについてお伺いしたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

初めに、5類感染症へ移行となった現在は、経済の活性化が期待される一方で、コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰など、経済の回復に向かう市内の中小企業者へ与える影響は依然として大きいものであると認識をしております。本市では、令和4年度に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、原油高、物価高騰の影響を受けている中小企業者へ電気・ガス料金上昇分を一部支給する事業者電気・ガス料金高騰対策支援金と、中小貨物自動車運送業者に燃料費上昇分の一部を支給する貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を実施しているところでございます。この2つの支援金につきましては、8月から第2弾の給付を予定しており、第1弾では5か月だった対象月を、第2弾では7か月に拡大するなど、給付額をさらに手厚くして支援を継続してまいります。また、市の単独事業として新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業者の資金繰り支援として、融資を受ける際の利子相当分を助成することにより、実質的な無利子化とする中小企業融資利子補給金を継続していくことで、経営の安定化を図ってまいります。

そのほかに、令和4年度から事業再構築やデジタル化など、経営力を強化するための専門家への相談料を市が補助する経営力強化支援補助金を創設し、20件の申請がございました。本年度も6月1日から受付を開始しており、収益向上に取り組む中小企業者を支援しております。

今後につきましても、5類感染症へ移行した後でも支援が必要な事業は継続していくとともに、新たな事業への取組や販路拡大など、意欲的に経営力強化に取り組む中小企業者を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。引き続き支援が必要な事業というものは継続していくと、中小企業の経営力強化も支援していきたいといったような答弁であったかというふうに思います。コロナ禍による影響というのはいまだに続いております。今やっている支援の大きなところは、やはりこの地方創生臨時交付金を活用した支援、こちらが大変有効に動いているかなというふうに思います。こちらについては、国に対して引き続きの支援をしっかりとまた要望していきたいと思っておりますけれども、本市独自としても、利子補給をしたりとかやっておりますけれども、さらに踏み込んだ支援、こういったものを検討していただきたいと思いますというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、(4)保育施設に対する支援の現状と今後の取組について伺ってまいります。保育施設に対しても様々な支援が行われてきたかというふうに思います。今後どのように変わっていくのか、変わっていかないのか、よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

保育施設への支援といたしましては、令和2年度から国の制度を活用し、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の補助を実施しております。今年度も補助額は変わらず継続しておりますが、対象となる要件が変わっております。具体的には、昨年度まではマスクや消毒液など主に感染拡大防止に係る経費を補助しておりましたが、今年度からは新型コロナウイルスの感染者などが実際に発生した場合、業務継続のために必要な職員を確保するための人件費などの経費を補助するよう変更となっております。なお、保育施設への補助ではございませんが、国の制度として、園児や家族が感染したり濃厚接触者となって欠席した場合や、園が休園になった場合には、欠席した日数に応じて保護者の支払う保育料の減額を本年3月まで行っていたところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。保育施設への補助金につきましては、消耗品等の経費から業務継続に必要な人件費へと要件が変わり、また、保護者への支援は休園や欠席による保育料の減額措置が令和5年3月で終了したということでございます。新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に改訂された厚生労働省の保育所における感染症対策ガイドラインにおいては、発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過することと、約1週間、登園をいまだに控えなければいけないというのが現状でございます。5類移行となっても、いわゆる登園ができないわけですから、例えば給食費の日割りであったりとか、こういったものは、本来、僕はやっていくべきではないのかなというふうに思います。実は野田市がこういったことを5月8日以降進めてやっております。5類移行となっても保育施設や保護者への支援、これをさらにしっかりと進めて検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて進んでまいります。(5)窓口相談、各種申請への対応方法についてでございます。コロナ禍の影響により、窓口相談や各種申請についても様々な対応が取られてきたと思います。5類移行後も市民にとってよいサービスは継続すべきと考えますが、本市の見解を伺ってまいります。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

市ではコロナ禍前より弁護士による法律相談を実施しております。これは、相続、離婚など民事上の問題に対し弁護士が解決に向けた法律的なアドバイスを行うものです。コロナ禍前は事実関係の正確な把握や成り済ましを防止する目的で、弁護士の意向により対面方式のみで実施しておりましたが、令和2年4月第1回目の緊急事態宣言の際、人と人との接触が制限されたことから、法律相談の継続が厳しくなりました。しかしながら、法律相談の重要性から、弁護士の協力により、当分の間電話による相談を可能としたため、法律相談を継続することができております。令和4年度から対面相談を復活させておりますが、臨時的な対応と考えていた電話相談を利用された市民からは、子どもが小さく外出できないのでよかった、職場からも相談できるので助かるなどの好意的な声が寄せられたこともあり、現在も電話による相談を受け付けているところです。今後におきましても、市民の利便性を考慮し、弁護士の理解を得ながら、2つの相談方式を併用していきたいと考えております。

次に、各種申請につきましては、コロナ禍による申請方法の変更はございませんが、ワンストップ窓口に予約制度を導入し、待ち時間の短縮など市民サービスの向上に努めているところでございます。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 小山田議員。

**○小山田なおと議員** ありがとうございます。これまでは対面のみ法律相談が電話相談も可となり、今後も継続されていくということでございます。また、各種申請窓口での密を避けるための予約システムが導入されたということでもございます。コロナ禍によって様々な工夫を凝らした対応がなされており、今後もしっかりと継続をお願いしたいというふうに思います。

また、一方でコロナ禍以前より庁舎に来ることが困難な方、これも増えていることも事実でございます。AIだったりSNS、またビデオ通話、こういったものをしっかり活用して、一時期DXが騒がれていましたが、最近あまり取り上げられていないんですけれども、こういったところをしっかりと進めていただいて、申請の簡便化や相談の利便性向上を図っていただいて、市民サービスの向上をさらに進めていかれることを要望して、本項目を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

続きまして、大項目3つ目でございます。若者の声を市政に反映する仕組みづくりについてです。

令和5年4月1日、こども基本法が施行され、第11条こども施策に対するこども等の意見の反映では、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と定められ、こども施策に子どもの意見を反映することが義務づけられました。

そこで、(1)本市の取組についてです。子どもたちや若者の声を市政に反映することは、未来のまちづくりにおいて大変重要でございます。8月のタウンミーティングでは、児童議会と称し開催予定と聞いております。具体的内容についてお伺いをいたします。

**○稲葉健二議長** 麻生市長公室長。

**○麻生文喜市長公室長** お答えいたします。

タウンミーティングは市民の皆様と市長が直接意見交換を行い、現場の意見をお伺いする貴重な場でございます。昨年度の開催は、自治会を対象としたタウンミーティングを14地区で行い、地区によっては若い方の意見もあり、若い世代の視点での御意見もたくさんいただいたところでございます。今年度予定しておりますタウンミーティングの一つとして、8月に児童議会として、小学生の子どもたちの視点から学校や身の回りの生活のことなど、様々な声を伺っていくことを企画しております。具体的には、市内小学生の中から議員になれる方を選出し、児童議会において、市政全般に関しまして思っていることや感じていることを質問や御提案としていただきたいというふうに考えております。

また、会場はこの議場をお借りさせていただき、保護者の方々にも傍聴席でお聞きしていただくとともに、質問や提案に対しましては、市長をはじめ理事者側から丁寧に答弁させていただくなど、本会議と同様の状況で開催したいと考えております。

このように、子ども目線の声を聞くことで、ふだん見落としがちな問題点を共有し、そして子どもたちの豊かな発想の下に、未来につながるまちづくりについて活発な議論が行われることを期待しております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 小山田議員。

**○小山田なおと議員** ありがとうございました。小学生を対象として児童議員として参加していただいて、質問や提案をしていただく。そして市長や、また理事者の皆様から丁寧な答弁を行っていかれるということでございます。当事者の子どもたちから直接意見や提案を受ける大変よい機会、このように思います。今後の市政にしっかりと反映していかなければいけないと、このようにも思います。また、子どもたちにとっても大変貴重な体験

となりますので、御家族ともに思い出に残る工夫、写真を撮ったりとかいろいろあると思うんですけども、お願いしたいなというふうに思います。

さて、このような取組は仕組みをつくって、私は継続をしていかなければいけない、このように思いますが、先進市では継続した取組が実は行われております。

そこで、(2)に進んでまいります。若者による議会についてでございます。ア、愛知県の新城市等で導入されている若者議会に対する本市の認識について伺ってまいりたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

新城市では、若者がその能力を発揮し、魅力あるまちづくりを進めるため、新城市若者条例、新城市若者議会条例に基づき若者議会が設置されているところであります。少子・高齢化により社会保障の給付が増大し、将来を担う世代の負担が懸念されること、また、長引く厳しい経済情勢や不安定な雇用の状況など、若者を取り巻く環境は厳しさを増している中で、若者が活躍するまちの形成に向けた積極的な姿勢を示している施策であると認識しております。この若者議会は、若者総合政策の策定及び実施に関する事項を調査審議することとされており、若者ならではの視点を市政や地域に生かすまちづくりのプロジェクトとして位置づけられております。また、市長からの諮問を受け、予算の使途を答申するなど、施策の実現に向けた役割まで担っており、単に若者の意見を聞くだけにとどまらない一歩踏み込んだ取組であると理解しております。

なお、新城市のほかにも、愛知県豊橋市の若者議会、豊橋わかば議会では、ワークショップを通して合意形成されたアイデアを市長や市議会議長へプレゼンテーションをし、その中から予算化された事業もあると伺っております。また、愛知県蒲郡市のように、青年会議所が運営委員会を立ち上げ、関係団体と協力して自ら事業を実施するなど、若者議会は多様な形態を取りながら、若者施策の実現に向けた取組を行うものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。愛知県新城市若者議会は、新城市若者条例、また新城市若者議会条例に基づき、平成27年4月1日に設置されております。今年度は公募で集まった16歳から29歳の委員15人と、市外から集まる市外委員5人、運営をサポートするメンター10人らで構成されております。1年をかけて全体会議や分科会でまちづくりの本格的な議論を行い、若者目線の政策を練り上げていっております。こうした政策は、実は予算1,000万円の枠内で市長に答申され、市議会の承認を得て、次年度事業として実施をされます。もちろん否決されることもあるそうです。これまでに市立図書館のリノベーションであったり、またインスタを活用した観光パンフレットの作成など様々な成果を上げられてきたそうでございます。本市においても同様なことができないのかと考えますけれども、続いて、(イ)導入する場合に想定される課題について、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

若者議会の先進事例を見てみますと、実際の議会を模して予算提案権や政策立案権利、市長への提言など、自治体によって差異はあるものの、一定の裁量権が付与されております。また、海外に目を向けてみますと、スウェーデンでは、自治体、県、国レベルにおいてユースカウンスル、いわゆるスウェーデン若者協議会という若者のコミュニティが存在し、毎年、国の若者政策担当大臣と面談を実施することで、全国から集めた若者の声を届ける仕組みが、政治や社会的意思決定過程に既に組み込まれている事例も見受けられます。これらの制度を導

入する際には、裁量権を付与する範囲や社会的意思決定の過程に関与させる方法、提案事業に対する予算の担保のほか、多様な価値観を持つ若者の中から、どのようにして若者の代表を選出するかといった点につきまして、他市の事例から課題があると認識しております。また、本市においては若年層人口の流動が高いことなどの特性も考慮する必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。本市への導入を検討する際についての課題について答弁をいただきましたけれども、この新城市の若者議会の特徴は、まずはしっかり条例で定められていることであるかと思っております。そして、しっかりと市長からの諮問がある。そして、予算執行には、また市議会の承認が必要であるということでもあります。この新城市の若者議会は今回で第8期ということで、プロセスもかなり成熟してきているものと思っておりますけれども、こういった先進市を参考としながら、本市においても導入に向けた検討を進めることができないか、再度お伺いをしたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

未来志向で魅力と活力のある自治体を継承していくためには、次世代を担う当事者である若者の声をまちづくりに生かしていくことは重要な視点の一つであると認識しております。引き続き先進事例を調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。先ほどの答弁では、若者世代の流動性が本市は高いということもございましたけれども、やはり市川市でせつかく誕生されても、子育て世代となってから市川市を離れていくという方が多いのが現状であるかというふうに思います。しかしながら、若者が自ら考え、提案した施策によって、安心して住みやすく暮らしやすい市川市になっていけば、若者の市川市への思い、また郷土愛、こういったものも高まってくるものというふうに思います。引き続き導入に向けた調査研究を進めていただきたい、このように思います。よろしく願いをいたします。

最後となります。国分川鯉のぼりフェスティバルについてでございます。

コロナ禍の影響もあり、3年ぶりに盛大なフェスティバルとなりました。地元の皆さんはもちろんのこと、市川市内、近隣市より多くの方が大空を優雅に泳ぐこいのぼりや様々な模擬店を楽しんでおられました。今年で32回目の開催となりましたが、主催の稲越自治会、また国分7丁目自治会をはじめ近隣自治会の皆様には改めて敬意を表したいというふうに思います。

一方で、様々な課題が浮き彫りとなってきましたので、質問をさせていただきたい、このように思います。

まず、(1)今年度の開催状況及び本市の支援状況についてでございます。今年度の状況及び本市がどのような支援を行ったのかについてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 国分川の国分川鯉のぼりフェスティバルは、国分川の水質浄化、地域住民の交流と地域の活性化、子どもたちの健全育成を目的として、国分川鯉のぼり実行委員会が主催し、稲越自治会と国分7丁目自治会の共催により開催されております。今年度の開催状況といたしましては、今年で32回目を迎え、4月29日から5月5日までの期間において国分川や国分川調節池緑地にこいのぼり約400流——400匹であります。掲揚されました。また、5月4日には同調節池緑地の多目的広場で式典が行われ、和太鼓や吹奏楽の演奏のほか、模

擬店も多数出展される中、多くの来場者が訪れ、にぎやかなイベントとなっております。

本市の支援状況でございますが、本市は行事の趣旨に賛同し、後援をしております。具体的には、環境部と下水道部が輪番で窓口となり、「広報いちかわ」へのイベント案内の掲載、会場など使用する公園や道路の占用許可申請など準備段階における事務手続を支援しているところでございます。また、市民部において、市内で社会貢献活動を行っている団体を対象とする市川市市民活動団体事業補助金、これを実行委員会に対しても交付しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。様々な支援をいただいているんですけども、今年度の来場者数についてですけども、実行委員会の方に確認をしたところ、式典が行われた5月4日が約4,000人ほど来場されたということでした。4月29日から5月5日までの間でいいますと、総来場者数は約1万5,000人に上るということでございます。もはや地元自治会のフェスティバルの域を超えているというふうに私は感じております。式典当日には田中市長も出席をいただきまして、市川市の三大祭りということで認定もいただきましたけれども、認定にふさわしい規模感であったのかなというふうにも思います。また、本市の支援状況といたしましては、行事の趣旨に賛同いただき、後援をいただき、毎年、環境部と下水道部が輪番で窓口となって、公園や道路の占用許可申請など事務手続を支援いただいているということでございます。少し面倒な申請も多いため、実行委員会からも、本支援については本当に大変に喜んでいただいております。しかしながら、回数を重ねてきたこと、また、フェスティバルの規模が大きくなってきたことで、最初にも申し上げさせていただきましたが、様々な課題が浮き彫りとなってまいりました。

そこで、(2)今後の課題について進んでまいります。ア、会場周辺の交通安全対策について、また、イ、設営・撤去時における支援について、こちらを一括して伺ってきたいというふうに思いますけれども、会場周辺の交通安全についてですが、車で来場者も非常に多くて、道の駅や国分川調節池の駐車場は満車となっております。また、周辺道路の渋滞などにより、実行委員会に対して苦情もあったということでございます。また、徒歩やバスでの来場者が会場周辺の道路にもあふれており、地元自治会や一部ボランティアにて周辺の交通整理を行っていたものの、やはり人数が足りていないのも現状でございます。また、設営、撤去につきましては、大きな大きなこいのぼりを泳がせるために柱を立てたりするんですけども、また、テントの設営、撤去があるんですけども、これが本当に重労働になってきているということでございます。私も少しばかりお手伝いさせていただきましたが、かなりの御高齢の方がテントを運んでいたり、柱を立てていたりという姿を拝見すると、回数を重ねるにつれて、設営、撤去というのが本当に大変になってきているというふうに感じております。

そこでお伺いをいたしますが、本市は交通安全対策に対してどのような認識をされているのか。また、この設営・撤去時の支援についてア、イ併せて伺ってまいります。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 会場周辺の道路の渋滞や交通事故の発生など交通面のトラブルに関しましては、本市には市民等から苦情は寄せられておりません。また、本市は行事を後援する立場から、企画運営には参画していないため、こいのぼりの掲揚や式典開設のための設営、撤去の作業につきましては、特段の協力は行っておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。本市には交通トラブルに関する苦情は入っていないということ

であります。また、現状では、後援という立場でございますので、設営、撤去への支援はされていないということでございます。最初の答弁でもございましたけれども、本市の現状は、下水道部と環境部が輪番で事務作業の支援を行っているということでございます。これは本当にこれで大変ありがたいことなんですけれども、今後、例えば今32回を迎えましたが、50周年を目指した場合、事務作業の支援だけでは、本当にこのフェスティバルを続けていくことが困難になっていくというふうに思います。そこで、ウに進んでまいります。本市における所管についてでございます。現在輪番となっている所管についてですが、本市はどのように課題を認識されているのでしょうか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 現在本市が行っている支援におきましては、複数の担当課へ提出していただく書類の受付窓口を可能な限り一本化するなど、事務手続の改善を図ってまいりましたが、そのほか、所管が輪番であることによる課題は生じていないものと認識しております。

一方で、地元の皆様がフェスティバルを運営、実施していく上においては、運営・撤去作業に係る労力や会場周辺道路での混雑時の交通誘導の対応などについて様々な課題があることを理解いたしましたので、今後、主催者である実行委員会の話をお聞きしながら、課題解決に向けた支援や担当する所管の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。所管が輪番であることに関する課題については生じていないということでした。一方で、設営・撤去作業の労力であったり、また混雑時の交通誘導など様々な課題については御理解をいただいたということでございました。ありがとうございます。私は、先ほども申し上げましたけれども、田中市長が市川市の三大祭りに認定をいただいたということで、この国分川鯉のぼりフェスティバルは、地元の自治会が本当にこれまで大切に思いを込めて、年月をかけてつくってこられた地元発のお祭りでございます。しかしながら、最近ではもう地元の枠を超えて市川市全体、さらには千葉県を代表するようなフェスティバルとなっていく、こういった実はモデルケースになっていってもいいんじゃないかというふうに考えております。いわゆる行政側が考えるフェスティバルというのも非常にいいんですけれども、やっぱり地元から生まれたフェスティバルというものを大切に育てて、市を挙げて大きく育てていくことが大切なのではないかというふうに思います。

そこで、田中市長にお伺いをいたします。次年度以降、市川市の三大祭りとして、この国分川鯉のぼりフェスティバルを継続していくためにも、本市として事務作業のみならず、設営、撤去、道路整理員等のボランティア支援、また広報活動の強化、道の駅への臨時バスを出したり、こういった現在の所管を超えた多面的な支援を御検討いただきたいなというふうに思いますが、田中市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 小山田議員から御質問いただきました。ありがとうございます。5月4日、私も現場におりました。その際、野田元総理大臣、渡辺復興大臣、県議会議員の皆さん、市議会議員の皆さん方がテントの中に集まって、鯉のぼりフェスティバルが始まる前のその様子を私が肌で感じたときに、これは市川市北部における大きなお祭りに成長してきたということを実感いたしました。リップサービスも少し混じっておりましたが、これはもう市川市の三大祭りと言えるんじゃないかという思いが高まってまいりまして、挨拶の中で、三大祭りに認定したいということを申し上げた事実もでございます。5月の初旬に鯉のぼりフェスティバル、8月の第1土曜日に江戸川の納涼花火、そして、さらに3か月後の11月には市民まつりと、服部実行委員長が本当に地域のため

に、稲越、国分7丁目を中心として、今では多くの皆さん方が参加をするイベントになってきた。敷地が広いですから、さらに大きなイベントに成長してもらいたいという気持ちも込めて、そのような発言をいたしました。そして、その思いは今でも変わりません。福栄にお住まいの小山田議員も大変関心をお持ちになっているということですから、市川全体のお祭りとして認めてもいいのではないかなというふうに思っています。

質問に対しましての答えは、行政も実行委員会の皆さんの御意見をしっかりと聞きながら、これからどういう関わりができていくのか、検討を深めてまいりたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 田中市長、前向きな御答弁、大変にありがとうございました。改めてでございますけれども、こいのぼりの意味は、子どもたちに対して人生で遭遇する難関をコイのように突破して、立身出世してほしいとの願いが込められております。子どもの未来を応援するフェスティバル、これをしっかりと支援してこそ、市川市のさらなる発展もあるものというふうに思います。どうかさらなる支援をお願い申し上げて、私の一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 とくたけ純平議員。

○とくたけ純平議員 日本共産党のとくたけ純平でございます。通告に従いまして一問一答にて質問をさせていただきます。

大項目の1つ目、動物愛護活動への支援についてお伺いいたします。私自身が猫の保護活動を行っている中で感じる課題や、周囲から寄せられる要望を中心に伺いたいと思います。

まずは動物に関する相談に特化した窓口を設置する考えについて伺います。行き場のない動物の保護活動をしているボランティアには、日頃から様々な相談が入ります。生まれたばかりの子猫がいるから保護してほしい、野良猫に迷惑をしているから何とかしてほしい、飼うことができなくなった犬猫を引き取ってほしいなど様々です。本市では、各地域でボランティアの方々が活動をされていますが、例えば行徳地域のボランティアに遠方の市川大野から相談が入ったり、その逆があったりと非効率的な動きになっており、負担が増大している状況がございます。例えば行徳での事案は行徳のボランティアの方に等、地域ごとに振り分けるような役割を本市が担えば、ボランティアの負担を少し軽減することができると思います。そこでまず、本市に動物愛護に関する市民からの相談に特化した窓口があるのかをお伺いします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 昨年度の動物に関する本市の相談窓口は、騒音や悪臭などの環境に関わる窓口と同じ生活環境保全課で対応していました。今年度より自然環境課に動物に関する事業や相談、支援に特化した動物愛護グループを設置し、対応を行っております。動物の保護などの相談では、千葉県が所管している市川保健所とも連携し、対応しているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 動物愛護グループが設置をされたということですが、市民から見ると、あくまで市の中の部署の一つという印象で、相談窓口だとはまだまだ認識がされづらいと感じます。市民に対してどのような周知を行うのかお伺いします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 動物の相談窓口を市民に分かりやすくするため、今年度、窓口となるグループの名称を動物愛護グループとしたところです。窓口設置後、まだ3か月程度であることから、周知が不足しているものと考

えています。今後は、広報紙や市公式ウェブサイトを用いて周知を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 例えば足立区では、飼い主のいない猫の相談、飼い主がやむを得ない理由で譲渡が必要になった犬猫の相談などの窓口として動物愛護相談支援窓口というものを設置し、市民が相談しやすい体制をつくっています。本市では、いちかわ環境ダイヤルというものがございしますが、同様の形式で動物愛護相談ダイヤルといった形を取れないものか伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 これまでの周知方法に加えて動物愛護グループのダイヤル番号及び猫の保護や地域猫に関すること、その他の動物への対応などを記載したお知らせを市の施設、または自治会の掲示板に掲示するなど、より市民に分かりやすい案内を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 保護の相談や動物トラブル、不適切飼育や虐待が疑われるケースの相談など、動物に関する様々な相談を受けられる窓口として、またボランティアの負担を少しでも軽減する目的として、分かりやすい相談機関の運用を進めていただきたいと要望をいたします。

続きまして、(2)番、飼い主のいない猫に関する助成制度の拡充に移ります。保護ボランティアの方々は、原則的に持ち出しで活動を行っています。保護した猫が病気を患っていて、手術や治療に100万円以上かかったというケースもございます。毎日のフードやトイレ用品にも当然お金がかかります。資金を調達するために車を売ったり、家を売ったりしたという話も聞きました。本市でのことです。豊島区では、区を通じて保護の相談を受けた場合、区と連携している保護ボランティアに対して、初期医療費やフード、トイレ砂の代金などとして7万円が助成をされ、保護時に入院が必要だと診断された場合に、入院費として上限10万円、治療が必要と診断された場合には、上限7万円が支給されるそうです。足立区では、相談者とボランティアが面談した場合、保護に至るかどうにかかわらず、費用として6,600円、猫を保護した場合、フードなどのランニングコストとして、里親さんが見つかるまで1日220円換算での支給があるそうです。現在、本市にはない保護活動におけるランニングコストに対する助成制度を新設すべきだと思いますが、本市の考えを伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 現在、本市の飼い主のいない猫の助成制度では、不妊などの手術費や、譲渡が成立した場合の譲渡費、ワクチン接種費の助成を行っています。本年7月からは、捕獲に必要な作業費及び譲渡会開催に伴う費用の助成を新たに追加するほか、既存の制度も譲渡が成立した場合の譲渡費の増額、または、医療ではワクチン接種費だけでなく、病気やけがに対しての入院や検査に伴う医療費全般に拡大できるよう検討しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 少し助成制度を広げていただけるとのことですが、助成金額及び金額の設定はどのように決めているのか伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 医療費については、市川浦安獣医師会や動物病院への聞き取り、公益社団法人日本獣医師会の資料などにより算定を行っています。捕獲に必要な作業や譲渡会開催に伴う費用については、使用料などの

実費を調査の上、算定を行っています。助成の金額については、現在検討しているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 伺いました。算定については、まずはボランティア、当事者の声をぜひ聞いていただきたいと思います。例えば予定をされている譲渡会の開催費用、これは優先度が低いと思いますので、保護費やランニングコストに充てていただくほうが有効だと考えます。ワクチン接種の助成は、これまで里親、猫を迎えた側が対象になっていたわけですが、これは保護する側に支給をしていただきたいというふうに思います。また、譲渡が成立した際の助成金ですが、保護した猫が2年、3年、それ以上、譲渡先が決まらないということも決して珍しくはありません。譲渡が決まった場合よりも、やはり常日頃のランニングコストが大変なので、そちらに充てていただくべきではないかと思います。また、本市で行われているマイクロチップの助成についても、これは普及という目的があるというふうに思いますが、殺処分を減らしていく目的としては、保護の活動に予算を回すほうが有効ではないかというふうに思います。ぜひ今からでも、本市には登録団体がたくさんございますので、話を聞き、当事者の声を反映するようにお願いをいたします。

続きまして、動物の保護施設の設置について伺います。さきにも触れたように、動物の保護に関する相談は後を絶ちません。昨今では、飼い主が亡くなられたり施設に入ったりすることで、これまで大切にされてきたペットの飼育者がいなくなってしまうというケースで、残された御家族や介護士さんから相談が入ることが増えています。既に民間のボランティアだけでは手に負えない事態となっておりますが、今後、高齢化が進むにつれ、社会問題として、より一層深刻化していくことは間違いありません。また、多頭飼育崩壊という事態が本市でも度々起きております。こういった事案では、突然数十頭の動物の行き場を探す必要が出てくるというわけです。そこで、こういった行き場を失った犬、猫などを里親が見つかるまで一時的に収容するための施設の必要性が高まっています。市が保護施設を運営するべきだと考えますが、市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 市民より動物保護の相談があった場合は、その内容に応じ市川保健所を紹介しています。保護猫活動への支援については、ボランティア団体や住民の方々の保護活動の環境を充実させることが重要と考えております。市が直接猫を保護する施設の設置については、現在考えておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 ボランティアの方々の活動の充実が優先ということですが、当のボランティアの多くは、むしろ保護施設を切実に求めている状況だと思います。

観点を変えて伺います。動物保護に関することは県の保健所が所管であるという話が度々出されます。ある市民が、やはり保護施設の設立を市に要望したところ、県の管轄だという話をされたということも聞きました。

そこで確認をします。自前の保健所を持たない中核市でない本市が動物の保護施設を設置することは、法的に問題がないことなのかどうか伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 法的には問題ございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 中核市でなくても、保健所がなくても可能だということを確認させていただきました。市長は、ちょうど1年ほど前、所信表明演説で、「その国の道徳心の高さは、その国の動物に対する接し方によ

て分かる」とガンジーの言葉を引用されました。また、やむを得ずペットを手放すようなことになった場合でも、里親募集などにより殺処分ゼロを目指してまいりますともおっしゃっております。僕もこの傍聴席で聞かせていただきました。保護施設といっても、何も新しい建物を造る必要はございません。既にある施設、あるいは空き家の活用も考えられると思います。あるいは見世物としての展示から保護としての施設に、世界で動物園の在り方が議論される中、本市の動植物園を活用するというのも私は十分に考えられると思っております。何億円もかけてほしいという話ではありません。ぜひ全国でも先進的な動物愛護政策を行う自治体になっていただきたいと思っております。私も本当に多くの方の熱い要望を背負ってこちらに来ております。今後も求めていきたいと思っておりますし、市長の今後の政策にも期待をしております。ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、公民館など公共施設での保護動物の譲渡会の利用について伺います。動物の殺処分を減らすためには、保護動物の譲渡の場を増やすことが当然欠かせません。先ほど、本市では譲渡会開催費の助成制度を検討しているという答弁がありましたので、譲渡会の必要性は理解されているものと思っております。しかし、譲渡会に関しては、費用よりも開く場所がないことが課題となっております。公民館などでも空気清浄機の設置や利用後の空気の入換えや掃除などの対策を取れば、動物アレルギーに配慮する形で譲渡会の利用が可能だと考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

公民館につきましては、会議室のほか調理実習室やこども館などがあり、多くの利用者が様々な目的のために同時に利用しております。そのため、動物を同行しての利用はほかの利用者への配慮が必要であることから、盲導犬等を除き控えていただいております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 譲渡会というのは調理実習室の中で行うものではありません。保護動物の譲渡会は、娯楽のため、かわいがるためのものではなく、福祉の観点からも捉えられるものだと考えます。他の利用者への配慮が必要ということであれば、これは市が率先して対策を考えるべきだと思いますが、これまで何か取組を行ってきたのか、お伺いします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

公民館における保護動物の譲渡会の実施に向けた取組は、これまでのところ特に行っておりません。先ほど御答弁いたしましたとおり、ほかの利用者への配慮が必要であることから、まずは機会を捉えて利用者の皆様にアンケート調査を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 保護動物に関しては、近年、テレビなどでも頻繁に取り上げられ、既に市民の理解は深まっていると思います。アレルギー対策をしっかりとやり、そして開催ができるよう進めていただきたいと思いません。実現が早ければ早い分だけ、つながる命の数も増えますから、ぜひ早めをお願いしたいと思います。

続きまして、大項目の2番、ジェンダー平等の実現に向けた取組について伺います。

ジェンダー平等社会の実現は世界共通の課題です。本市でも様々な視点で議論がされてきました。昨年の9月定例会では、本市の女性の管理職の割合が令和4年4月1日時点で22.3%と、いまだに低いことが取り上げられ、令和5年4月1日までに26%を目標にしているとの答弁がありました。そこで、令和5年4月1日時点での

女性の管理職の割合と今後の取組方針をお伺いします。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

消防局を除きます本市の女性管理職の割合につきましては、御質問にありますとおり令和4年4月1日現在で22.3%、令和5年4月1日現在では23.2%となっております。また、直近5年間の女性管理職の割合で比較してみますと、平成31年4月1日が20.8%であったのに対しまして、今年度は23.2%まで上昇してきておりまして、低調ではありますが、着実に増加してきているものと捉えております。

しかしながら、本市の男女共同参画基本計画の第8次実施計画におきまして、女性管理職の割合を令和7年度までに30%とする目標を定め、これまで取り組んできておりますが、仮に現状の増加幅のままとした場合、この目標の達成は厳しい状況にあると考えております。このような状況は、近年の管理職昇任選考試験における女性職員の受験者数の伸び悩みが1つの要因と捉えまして、これまで受験資格のある女性職員を対象に、管理職になることへの意識の醸成や動機づけを図るため、外部講師によるキャリアデザインなどの研修を実施してきております。また、管理職への不安軽減を目的として実際に活躍しています女性管理職へのインタビューや、管理職の魅力、休暇の取得状況等を掲載したリーフレットを作成し、受験対象となる職員に限ることなく、様々な世代の職員に対して情報を発信しております。今後におきましても、研修や全庁への通知、選考方法の改善など、受験しやすい環境を整えるなどして女性管理職の割合の向上に取り組んでまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 取組を進めているとのことですが、私が伺ったところによりますと、管理職の昇任選考試験の女性の受験者が減っている主な要因、このアンケートを行った結果、主なその要因の一つに、介護や子育てなど家庭の事情が挙がることということがあったと聞いております。社会にはびこるジェンダーギャップの根深さをここでも感じます。男女の役割という概念を変えていくことが本当に重要だと感じる次第でございます。

続きまして、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて伺います。女性の権利の保護、向上に必要なこととして、近年、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念が浸透を徐々にしてきておりますが、これについて本市の認識及び今後の取組を伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

御質問のリプロダクティブ・ヘルス/ライツは、1994年に開催された国際人口開発会議で提唱された概念でありまして、日本語では性と生殖に関する健康と権利と訳されております。女性は妊娠や出産をする可能性があり、女性特有の健康上の問題に直面することがあるため、自分自身の体について正しい情報を得たり、自身の体に関して他人から強制されることなく、自分自身で決定することにより健康を保持する必要があります。そこで、これらの環境を女性が得られるようにすることを1つの権利と捉えたものが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツであります。この考え方には、いつ何人子どもを産むか、また産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、生涯を通じての性と生殖に関する課題として幅広く議論されております。国では、この視点から女性の生涯を通じた健康を支援するため、総合的な対策の推進を図ることが必要であるとしまして、国の策定した男女共同参画基本計画の中で、生涯を通じた女性の健康支援を行っていくこととしております。

そこで、本市におけます考え方等についてでございますが、本市では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという考えに立った施策は特段実施しておりません。しかしながら、男女共同参画社会の形成における心身の健康

を維持していくことは、重要な項目の一つとして不可欠であると考え、特に女性はライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに男女ともに留意する必要があるとの考えの下、本市の男女共同参画基本計画において、生涯を通じた健康支援を主要課題として掲げ、健康相談や訪問指導等の事業を関連事業といたしまして位置づけ、取り組んできているところであります。このような健康に着眼した本市の取組はリプロダクティブ・ヘルス/ライツにも通ずるところもあることから、今後も生涯を通じた健康支援に係る事業について、よりよい支援が進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 伺いました。ジェンダー平等の社会づくりにおいて欠かせない概念だというふうに思います。本市でも今後、真剣にこれについて取り入れていただければというふうに思います。

再質問をします。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を広げていく上で重要なのは、性に関する正しく、より実践的な知識を得ることだと考えます。特に生理については、女性だけでなく男性もしっかりと知識を得ることが重要だと思いますが、現在の小中学校では男子児童生徒への生理の教育はどのように行われているのでしょうか。女子児童生徒には行うが、男子には行わないという場面があるのかどうかも含め、お伺いをします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

教科等において月経に関する学習は、小学校では3、4年生の保健領域の単元「体の発育・発達」で行います。内容は、体は年齢によって変化することや、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすることを学習します。中学校では1年生の保健分野の単元「心身の機能の発達と心の健康」で月経に関する学習を行います。内容は、生殖器官の成熟が進むと新しい命を生み出すことができる体へと成長していき、射精、月経が見られることなどを学習します。保健分野の学習につきましては、男子女子一緒に学習しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 ジェンダー平等の土台は子どもへの性教育だというふうに思います。小学4年、中学1年で、生理についてはそれぞれ1時間授業があるという話もお伺いをいたしました。また、本市では、宿泊学習、あるいは修学旅行の前には、女子児童生徒のみに対して、より実践的な生理についての講習があるということも伺ったことがございます。今、理論だけではなく、より現実的な教育を行う包括的性教育の必要性が活発に議論をされています。例えば生理用品というものは、女性だけが知っていればよいというものではないという観点です。それがどういったものなのか、月にどのくらい必要なのか、どのくらいお金がかかるのか、互いを理解し合うには、そういった知識も義務教育下で男女ともに知る機会があるべきではないかと思えます。そのためにも、本市としてリプロダクティブ・ヘルス/ライツに真剣に取り組んでいただくことを求めたいと思えます。

続きまして、本市の男女共同参画社会基本条例についてお伺いします。先順位者の答弁でも少し触れられておりましたが、より具体的にこの条例の本市における位置づけを御答弁いただければと思います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

市川市男女共同参画社会基本条例は、男女がお互いの人権を尊重し、共に平等に社会参画し、生き生きと安心して暮らしていける市川市を築くことを目的といたしまして、議員立法により平成18年12月に制定され、翌年4

月に施行されたものであります。本条例では、制定の目的である男女共同参画社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとされており、これを受けて平成20年8月に市川市男女共同参画基本計画を策定しております。さらに、この基本計画で掲げました施策を具体的に進めるために、これまで3年間をスパンとした実施計画を切れ目なく策定し、本年4月からは第8次実施計画が新たにスタートしたところであります。

このように、現在、本市において実施している男女共同参画社会の実現に向けた各種の施策は、本条例を根拠として策定した基本計画及び実施計画に基づき、それぞれ実施されているもので、本条例の位置づけといたしましては、男女共同参画に関する取組の根幹をなすものと捉えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 この条例は、本市のジェンダー平等に向けた動きの中で、いわばその顔であり、心臓である、そういうことだと理解をいたします。そんな本条例ですが、「男らしさ、女らしさを否定することなく、互いにその特性を認め合い」や、「男女が、その特性をいかし」や、「父性と母性の役割を大切にし」や、「家庭尊重の精神に基づいた相互の理解と協力の下」など、ジェンダー不平等を思わせる文言があることが気になります。制定当時でも、この議会で賛否両論があったことは議事録にも残っておりますが、それから17年がたった今、その違和感はさらに広がっていると思います。これについて本市の認識と今後についてを伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

市川市男女共同参画社会基本条例は、制定当時、この市川市議会において様々な角度から議論され、制定されたものであります。条文の中で一部の文言において、他の自治体の条例には見られない文言も使われてはおりますが、これは男女の性差や特性の相違を認めた上で、お互いの人権を尊重し、両性が対等の立場で協力し合うことを規定したものと認識しております。また、本条例の目的には女性に対する差別ばかりではなく、LGBTQ+に対する差別をなくしていくことも含まれているとされておりますことから、昨今のLGBTQ+に対する関心の高まりを背景としまして、令和元年6月に市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針を策定し、LGBTQ+に対する理解促進のための様々な取組を進めてきているところであります。今後も条例及び指針に基づいて、女性も男性も全ての個人が能力を十分に発揮できる社会の実現を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 男女の性差や特性を認めるということと、今御答弁いただいた互いの人権を尊重すること、あるいは両性が対等の立場であるという考え方、これは同居ができないものだと思います。なぜなら、男女の性差や特性というもの、それ自体に女性差別への構造が歴史的に深く組み込まれてしまっている、そういったものだからだというふうに考えます。最初の答弁で、これは議員立法だということが触れられました。立法経緯の中で、この条例について踏み込んだ答弁がしばらくということもあるかと解釈をしますので、今度はあくまで一般論として伺いたいと思います。男らしい、女らしい、母性、父性といった概念は、本市のジェンダー平等の考え方に合致するとお考えでしょうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

本条例の中で、例えば第3条の基本理念におきまして、「男女が男らしさ、女らしさを否定することなく」と

いった言葉や、実現すべき姿を規定している第4条の中で、「育児における父性と母性の役割を」といった言葉が使われております。繰り返しとなりますが、本条例ではこれらの言葉について、男女の性差や特性の相違を認めた上で、お互いの人権を尊重し、両性が対等の立場で協力し合うという意味で使われているものと改めて認識しております。

以上であります。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 これが合致するというのであれば、そうお答えになればよろしいということだと思いますが、お答えがしづらいという状況をお察ししたいと思います。男らしさ、女らしさというのも、これは前提として、女性差別、女性蔑視が内包されている、そういった言葉であります。この概念自体をなくしていくのが、差別をなくし、ジェンダー平等社会を目指す今の取組だという認識でございます。今週末、6月24日に行われる本市主催のジェンダー平等に関する講演会のポスターには、こう書かれています。「『男の子だから』『女の子だから』「このような言葉によって、知らず知らずのうちに、子どもたちは性差別的な考えを刷り込まれてしまうことがあります」こう書かれております。このように、市の発行物と条例、その考え方にそごが出ているというわけであると思います。議会としても、17年たつて、この議会で議員発議で制定したものでございますから、ぜひ改正に向けて取り組む責任がある、そういった時期に来ているのではないかというふうに思います。数年前にはほかの会派の方も、この条例について質問をされ、議題に上げたという議事録を見ました。ぜひこの条例、一度見直すという動きを議会としても行っていくべきではないかということ、発言をさせていただきます。

それでは、次に参ります。続きまして、大項目3番、歩行空間におけるベンチの設置状況と考え方についてお伺いをします。

高齢化に伴い、買物やお散歩の途中で座る場所を必要とする市民が増えており、今後その必要性は増す一方だと考えます。まずは、本市の歩行空間に、現在どのくらいのベンチが設置されているのかをお伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

道路の歩行空間に設置されたベンチとしましては、駅前広場や歩道等の道路区域におきまして道路管理者が管理するベンチがございます。その設置状況としまして、駅前広場におきましては、JR総武線市川駅、本八幡駅、東京メトロ東西線行徳駅、南行徳駅、北総線北国分駅の6か所にベンチや、寄りかかるタイプのレストバーベンチが合計で約30基設置されております。歩道上におきましては、都市計画道路沿いの交差点のたまり場や橋梁の上などに合計15基程度が設置されております。また、道路区域内には、バス事業者等の民間により設置される道路占用許可物件として取り扱っているものもあり、JR武蔵野線市川大野駅など4か所のバス停にベンチが設置されております。このほか、道路管理者以外が管理しているものとして、ポケットパークや植栽帯のスペースを利用して設置したものや、真間川の河川管理用通路等を利用して設置されているベンチが複数箇所ございます。これらのベンチは、歩行者等の休憩や憩いの場として利用されております。その一方で、ごみのポイ捨て、夜間の騒音等の問題や、防犯上にも課題があると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 公園などは除いて、あくまで歩行空間においてという質問ではありますが、駅前やバス停を除くと局地的に少しあるだけで、ほとんど設置がないと言える状況ではないかと思えます。道路の縁石に腰かけて休憩を取る市民、特に高齢者の姿も珍しくなく、とても冷たい町の光景ではないかというふうに感じております。実際に各自治体でも課題として認識をされており、千葉市では、千葉市歩行空間のベンチ設置計画を平成31

年4月に作成、選定された歩道には、基準を設けた上で、原則200m間隔でベンチ設置を行うことを目指すとしています。新宿区では、令和3年に新宿区移動等円滑化促進方針の中にベンチの設置に関する指針を示しており、「幅の狭いベンチや柵と一体となったベンチなども活用し、可能な限り休憩できる設備を設ける」としています。また、世田谷区では、座れる場づくりガイドラインを平成30年、世田谷区路上ベンチ等設置指針を令和3年に作成するなど、それぞれベンチの設置に向けた指針を示しているところがございます。そこで、本市では、こういった設置計画を策定するお考えがあるのかどうかお伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

歩道等におけるベンチの設置につきましては、道路法では、原則、道路上には交通の支障になるものは設置できないとされておりますが、国の基準に基づく市川市道路占用許可基準に適合する場合には、歩道上等にベンチを設置することを可能としております。この基準では、ベンチを設置した際に、歩道の有効幅員が2m以上、自転車歩行者道については3m以上確保されることのほか、地面に固定させるなどの容易に動かない構造とすることが条件となります。これを踏まえ、本市のベンチの設置計画についてでございますが、本市の歩道上におきましては、歩道がない道路や、歩道があっても幅が狭い道路などが多く、ベンチが設置できるような場所が非常に少ない現状となっております。このような中、道路に求められる基本的な機能としては、安全な歩行空間の確保を優先すべきものと考えているため、現状、ベンチの整備計画は策定していない状況でございます。

しかしながら、今後は高齢者の移動支援に対するニーズの高まり等も踏まえまして、新たな道路整備計画におきましては、設置可能な歩道幅が十分確保できる道路であれば、道路の利用状況や地域の実情等から判断するなど、道路整備の中で一体的に考えてまいります。なお、道路区域外等で市が所有する未利用地等がある場合には、道路の利用状況等を勘案した上で、ベンチ等を設置した休憩空間の整備も考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 既に高齢者の移動支援に対するニーズがかなり高まっている状況だということは、本市も理解をしていることと思います。設置が難しい状況も理解はいたしますが、例えば外環の交差点周辺には、国と協議の上、休憩できるところが設置できるように思います。ほかにも、私個人がよく使う歩道でいえば、コルトンプラザ通りの植栽帯と植栽帯の合間や、産業道路、14号線の道路、文化会館前の通りや、その近くのイオンタウン前の通りなども、確かに狭い歩道がほとんどだとは思いますが、設置可能な場所、スポットも実際あるというふうに思います。駅周辺にはもっと設置ができる場所があります。本市のみならず、狭い歩道にベンチを設置する、そういった需要は高まっており、ガードレールと一体になったベンチも作られ、新宿区は導入、世田谷区も指針の中で紹介をしています。さらに、椅子が折り畳み式になったものも作られています。ゴールドシニア事業が始まる中、高齢者が外出しやすいまちづくりのため、また、子育て支援、子育て世帯の転出の抑止の一環にもなるのではないかと考えます。本市もまずは総合的な計画を策定することを要望いたします。

続きまして、肘かけなどが設置され、横たわることができないベンチについて伺います。近年、物理的に横になることができない、そういったベンチが増えておりますが、本市の考えを伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

駅前広場や公園などの公共の場に設けられているベンチは横たわって利用することは想定しておらず、複数の方が同時に利用できるよう、肘かけなどにより仕切られているものが増えております。肘かけがないベンチは横たわることが可能なため、例えば体調不良などにより横たわる場所が必要となった際には、その一助に

なるものと考えられます。一方で、そのような目的以外で横たわって利用されている方がいた場合、他の方が利用できなくなってしまうケースも想定されます。このような点も考慮し、今後ベンチを新設する場合には、仕様を決定する際、これらの要因を総合的に検討し、判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 横たわって使用することを想定しないということですが、私はむしろ、これも想定すべきではないかというふうに思います。みんなが使いやすいということももちろん大切ではありますが、困った方、具合の悪い方、最も社会的に弱い立場に置かれた方を切り捨てるようなことを行政がすべきではないというふうに考えます。今回触れていない公園のベンチも含め、今後はもちろんのこと、既に設置されているベンチについても、横になれるようなデザインに改めていく、場所によってはそういうことを考える、そういった温かい視線をぜひ持っていただきたいというふうに思います。

続きまして、大項目の4番、中学校の校則についてお伺いをいたします。

近年、中学校の校則に理不尽な項目があるという問題が全国で取り沙汰され、見直しの動きが広まっています。本市の市立中学における校則の見直しの頻度と方法をお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

現在、各中学校におきましては、昨年12月に改訂されました文部科学省より出されております生徒指導提要や、多様性社会の実現に向けて校則の見直しを行っているところでございます。教育委員会といたしましても、令和4年に校則・制服の在り方についてのガイドラインを通知し、校則の見直しを既存のルールにこだわることなく、必要に応じて見直ししていくことが必要であると各学校に周知しております。校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長、発展していくために設けられるものであり、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。

見直しは各学校によって実績が異なり、主に学校の生徒指導に係る組織が中心となり、生徒、保護者、地域の意見を取り入れながら議論し、検討を行っております。一例といたしましては、日頃の生徒からの意見や保護者会などにおいて伺った意見、地域からの意見を生徒間で行う会議で議論して見直しを行った学校もありました。校則の見直しにつきましては、一度行えばそれでよいというものではなく、常に配慮事項に照らしながら、校則として必要であるか、見直す機会を設けて、必要があれば速やかに改定していくことが必要であると考えます。見直しの頻度につきましては、新年度に新入生に対し、校則をはじめ学校生活について説明する必要があるため、毎年行い、職員間で共通理解を図った上で、生徒、保護者に説明を行っている学校がほとんどでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 必要があれば改定をすべきだということ、そして、ほとんどの学校で新年度にこの校則見直しをするということだというふうに思います。

それでは、本市では頭髪や服装について説明できないような、理不尽ではないかと思われる、そんな校則について、有無も含めどのように認識をしているのか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

頭髪、服装に関しましては、先ほど述べました校則・制服の在り方についてのガイドラインにおいて見直しの

具体例を示しております。生徒指導提要には、意義を説明できないような校則は積極的に見直すと記載されており、そのことを念頭に置いて、学校ごとに見直しを行っております。学校によって見直し内容に差はありますが、頭髪や服装に関しても、生徒や保護者、地域の意見を取り入れながら進めております。一見して意義を説明できないと思われるような校則であっても、決定の過程で出された生徒等の意見や学校の事情等がありますので、慎重に判断する必要があります。今後、教育委員会といたしましても、各学校の校則の内容につきましては、理不尽なものとならないよう注視してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 説明できないものは見直しが求められるという、その方向性を周知されているということですが、それで毎年、新年度に一応確認をしているというところで、幾つか時間の都合で項目を絞りますが、現在書かれている校則の意義について伺いたいというふうに思います。

極端に長短のついた髪型にしない、いわゆるツーブロックの禁止、そして、髪が横、後ろが肩につくときはゴムで結ぶ、眉毛をそる、抜くなどしない、ヘアゴムの色やコートの色を黒、紺、茶など色の指定がある、これらについては、それぞれ今どのような意義の中で校則に書かれているのでしょうか。

また、幾つかの校則に記載がされている中学生らしいという文言、教育委員会としてはどのような解釈をされているのでしょうか。及び男女に分けて決まりを設けている項目も見られます。これについてどのようにお考えなのでしょうか。

以上、端的に御答弁をお願いできればと思います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、御質問者のほうからありました具体的な事例について答弁させていただきます。

当該校等に確認したところ、御指摘のあった校則はかなり前から残っている内容で、現在見直しをしているので、変更の可能性もあるとのことでした。まず、極端に長短のついた髪型にしないことという校則についてですが、これは生徒の衛生面、心理面に配慮したものであると思われます。次に、髪の横、後ろが肩につくときはゴムで結ぶことについてですが、こちらも衛生面、安全面に配慮したものであると思われます。次に、眉毛をそる、抜くなどしないことについてですが、これは生徒の心理面に配慮されたものであると思われます。最後に、ヘアゴムやコートの色を黒、紺、茶などに指定することについてですが、これは生徒が学習を進める中で、華美なものを避けたものであると思われます。コートにつきましては、以前は指定のコートの使用を求めておりましたが、現在のところはダッフルコート、ピーコート、ベンチコート、ダウンジャケットと学校によっては自由になってきているようです。また、コートの色等につきましては、指定コートを使用していた当時の色が影響しているように思われます。これらの校則につきましては、入試の事前指導等において、生徒に改めて説明することがあるとのことでした。

校則は生徒指導提要に記されている発達段階、学校や地域の状況、時代の変化、生徒個人の能力と自主性の伸長を目指すことのほかに、人権的配慮、安全上の配慮、経済的配慮、学習上の配慮、心理的・身体的配慮等を考慮して定めていく必要があります。校則の見直しを図る際には、これらの配慮事項が欠けますと、生徒の生活様式の乱れや思考力、判断力の欠如、いじめへの発展など様々な影響が生じます。そのため、保護者、地域、学校で十分に議論を進めながら、校則を見直し、改定していくことが必要であると考えます。

次に、校則にある中学生らしいという表記について御説明いたします。校則は、原則校長が定めるものであります。中学生らしいという表記は、各学校において、学習者として適切な言動、所作等を想定し、発達段階にふ

さわしいということを指したものと考えられます。教育委員会としましては、さきの答弁で申し上げました校則の見直しに係る配慮事項を踏まえた校則の内容が、中学生らしいという表記と同義であると考えております。

最後に、性別による校則を定めることについてお答えいたします。校則の中の性別の表記につきましては、必要であれば見直していくことが妥当と考えております。例えば制服についてですが、制服の見直しにつきましては、性の多様性の側面から、各学校で見直しが進められているところです。そのことに関する項目の中で、男子、女子という表記をスラックタイプ、スカートタイプ等のタイプ別に表記することは可能かと思えます。男女と分けていると感じる表現が取り除かれていくよう、今後も校則の見直しにつきましては、見直しのポイントを示しながら、各学校に周知してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 お答えいただきました。ツーブロックが衛生面、心理面にというのを、私はどう受け取ればよいのかと思いますが、それはさておき、お伺いした校則の意義、これは誰もが納得をできる、そういった説明が実際できないのが現状ではないかというふうに受け取りました。多くの学校で毎年、新年度に見直しをしていて、この状況というのは、本市の教育現場で子どもの権利がないがしろにされていることを示すものではないかというふうにも感じます。人権の問題ですから、これはたかが校則ではなくて、本当に重大な問題であるということをご認識していただきたいと思えます。

さきの答弁で校則・制服の在り方についてのガイドラインの話が出ましたが、私もこれを読ませていただきました。ここにとても重要な文章がありましたので、一部紹介をいたします。トランスジェンダー男性の元生徒による言葉です。

私にとって、セーラー服は好き嫌いの次元ではなく、とにかく間違っていて、恥ずかしくて、地獄でしかなかった。電車の窓に映る自分の姿も、消しゴムを拾うときに目に入るスカートの布地も、死にたいと思わせるには十分だったというものです。

本市では、制服をジェンダーレスにしているということで、これは高く評価をします。しかし、男はどう、女はどうという校則が幾つかの中学校にまだあるということです。これは理不尽であると同時に、ある人にとっては、死にたいと思わせるような暴力でさえある。そのことも強く認識をしていただきたいというふうに思います。同じようにジェンダーレスの制服を導入している福岡市では、今年度から校則の男女別記載がゼロ、ツーブロックの禁止もゼロが達成をされているということです。各学校の自主性は当然担保すべきですが、人権を毀損するもの、意義が説明できないものは見直していく、これを実践をお願いしたいと思います。せめて、男は、女はという記述は来年度にはなくなっているよう、各学校への指導、これはお約束をお願いしたいと思います。

次に移ります。この校則もどうかと思いますが、現在多くの学校の校則に染色やパーマの禁止があります。これに伴い、髪の色が黒でない生徒やストレートヘアでない生徒に対し、地毛を証明させるという人権侵害が行われるという事件が全国的なニュースになることがあります。本市の中学でそのようなことは行われていないかどうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

過日、市内全校の教頭を対象に、証明書について聞き取りを行いました。現状、地毛に関する証明書を発行させている学校はございませんでした。今後もこういったことが指導の面においても行われないように、各学校に研修会等の中で周知してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 これはないということで安心をしました。一方で、県立高校では昨年も事例があったと聞きました。今回、各中学校の教頭先生に聞いていただいたとのことですが、現場の教職者、生徒にも機会を見て、より正確な調査をし、このような人権侵害が行われないよう徹底をお願いいたします。

次に移ります。令和4年に改訂された文科省の生徒指導提要では、校則を学校のホームページ等に公開しておくことが適切であるとしています。本市の中学校の公開状況をお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

現在、校則をホームページ上で公開している学校もありますが、校則の見直しを現在行っている学校もございます。今後、生徒指導主任による会議において、各中学校間で校則の情報の共有や意見交換を行う予定であります。教育委員会としましては、引き続き各学校において校則に関する内容が適切に掲載、公開が行われているかについて指導、助言をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 これは市民の知る権利に関わりますから、注視にとどまらず、公開に関してはしっかりと指導をしていただきたいと思っております。

続きまして、大項目の5番、江戸川河川敷の整備状況について伺います。

江戸川河川敷の安全対策については、先順位者も何名も質問をしておりますが、少しポイントが異なりますので、予定どおり伺いたいと思っております。先順位者への答弁とかぶる内容については割愛をさせていただいて構いません。

昨年12月定例会において、浸食部について緊急対応が必要になった場合には、市において板柵土留め等で対応を行う旨の答弁がありました。その後の対応状況を伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 江戸川の河川敷は、ふだんは水の流れがないものの、大雨が降って水かさが増えた際には水につかる区域であります。河川敷の浸食につきましては、国土交通省が日常の河川巡視により確認をされており、現在のところ、堤防の安全性に影響がないことから、経過観察を行っている状況であると聞いております。しかし、浸食部は、本市が占用許可を受けている野球グラウンドの周辺であります。本市としましては、利用者の安全対策として、ロープ柵や注意喚起の看板を設置するなどの対策を行うとともに、本年3月に護岸の早期整備に関する要望書を国土交通省に提出しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 国土交通省に要望書を提出されているということですが、これに対して、国の対応はその後どうなっているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 現時点では経過観察との回答を受けており、特別な対応はなされておられません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 時系列を追いますと、3月に国に要望書を出したということですので、恐らくその後、3月30日、あの悲痛な事故が起きているということになると思っております。あれだけの本当に人の命が失われるという

大変大きな事故が起きてしまったわけですから、改めて国に強く要望して、協議を進めていただきたいというふうに思います。

また、緊急対応が必要になった場合には、国の対応を待たず本市が対応を行うという答弁が以前ありましたが、今後そのような予定があるのかどうかお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 今後の取組といたしましては、利用者の安全確保の観点から、引き続き国に護岸整備の要望を行うとともに、本市としましても、浸食部の状況を注視し、緊急的な対応が必要な場合には、応急対応を行うなど安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 3月に、河川敷では悲痛な事故が起きてしまった。その中で、半年前から変わらない答弁を聞いておりますと、率直に少し命が軽視をされているのではないかというふうに感じます。夏休みになれば、河川敷に遊びに来る子どもが当然増えます。野球場で遊ぶ方もたくさんいらっしゃると思います。管轄が国だとしても、もう二度とこういった悲劇を繰り返さない、その責任は本市にも同様にございます。地震や豪雨災害など、市民の防災に対する要求、関心はとても大きなものとなっています。子育て世帯に安心してこの市川市に住んでいただくためにも、もちろんそのほかの方々も安心して住んでいただくためにも、こういった防災に対する意識が今問われているのではないかというふうに思います。この浸食部分、多くの市民の方から、不安だという声は以前から寄せられているものでございますので、早急な対応を求めまして、私の一般質問をこれにて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

---

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

浅野さち議員。

○浅野さち議員 公明党、浅野さちでございます。通告に従いまして一問一答にて質問いたします。よろしくお願いたします。

初めに、重層的支援体制整備事業、市川市よりそい支援について伺います。

私は、2018年2月定例会にて、地域共生社会の構築に向け、8050問題やひきこもり、ダブルケアや様々なはざまの中で困っている方の窓口の一本化や、総合的に対応する必要性を強くお訴えしてきました。また、昨年12月定例会においては、特にひきこもりを中心に介護、生活困窮といった複合的な問題に対し、今後どのように支援体制を考えているのかの問いに、相談者と継続的に関わりながら、本人と社会とをつなげる支援ができるように、2018年から総合的な相談支援体制の検討を進め、2021年からは市内の社会福祉資源を最大に活用していただけるように支援体制の整備を行ってきたと伺いました。今年度から地域共生課が新設され、7月から市川市よりそい支援が始まります。約5年をかけて、いよいよ始まります。私は、この事業を総合的な福祉施策として大変期待いたします。

そこで、(1)事業内容と取組について伺います。アの相談支援について、イ、多機関協働による支援について

て、ウ、アウトリーチ等を通じた継続的支援について、エ、参加支援について、オの地域づくりに向けた支援について、この5項目の事業を一体的に実施するということですので、それぞれの内容と取組について一括で伺います。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 国は令和3年の社会福祉法の改正において、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設しました。この事業は、市町村における既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備を実施するもので、本市では来月から実施することとし、準備を進めております。重層的支援体制整備事業は、行政側の制度や仕組みの支援のしづらさを少しでも改善し、生きづらさを抱える人の生活を支援していこうとする事業で、5つの事業により構成されております。1つ目は包括的相談支援事業、2つ目は多機関協働事業、3つ目はアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、4つ目は参加支援事業、5つ目は地域づくり事業です。

1つ目の包括的相談支援事業は、これまでも本市が実施してきた事業で、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止める事業となります。この事業は次の5つの相談窓口があります。まず、市内に15か所あり、高齢者の介護や健康等に関することについて相談を受け付ける高齢者サポートセンター、また、市内に2か所あり障がいの種別や年齢にかかわらず総合的な相談を受け付ける基幹相談支援センターえくる、また、子育て世代の身近な相談場所であり、母子保健相談窓口として市内に4か所あるアイティ、また、幼稚園や保育園等の案内窓口として市内に2か所ある子育てナビ、また、生活にお困りの方の相談を受け付ける市川市生活サポートセンターそらです。

これらの相談窓口において受け止めた相談のうち、単独の機関では対応が難しい複雑化、複合化した事例については、2つ目の事業、多機関協働事業につなぐこととなります。多機関協働事業は、複雑化・複合化事例や制度のはざまの事例等について、支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う事業です。

次に、3つ目のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業であり、本人と直接対面することが可能な場合に自宅に訪問するなど、継続的な関わりを持つために信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。

次に、4つ目の参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援、例えば障がい分野における就労継続支援B型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業では対応できない方のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。なお、今申し上げた多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業、この3つの事業につきましては、対象者を多角的に捉えながら相談支援を行ってきた実績を持ち、相談支援機関間の調整役を担うことができる事業者に来月から業務委託する予定としております。

次に、5つ目の地域づくり事業は、高齢者、障がい者、子育て中の親子、生活困窮者などの既存の制度が対象としている居場所を確保した上で、全ての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていく事業です。本市独自の地域の支え合いの仕組みである地域ケアシステムを活用し、身近な地域において地域住民による共助の取組をさらに活性化させるため、これまで社会福祉協議会に委託してきました地域福祉の専門職であるコミュニティワーカーをコミュニティソーシャルワーカーに名称変更し、地域住民や地域活動団体等との連携をさらに深め、支え合いの地域づくりをより強力に推進していくこととしています。なお、本市では、この重

層的支援体制整備事業について、事業内容は多岐にわたり分かりにくいことなどから、優しい印象を持っていただけるよう、寄り添いという言葉を手紙で表し、市川市よりそい支援事業とネーミングして周知していくこととしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。相談支援は、現在機能している相談窓口、高齢者サポートセンターや基幹相談支援センターえくる、母子相談窓口アイティ、サポートセンターそら、それぞれが受け支援をつなげる。また一方、対応が難しい複雑化、複合化した事例は多機関協働事業につなげ、調整役として今年度から業務委託する。そして、アウトリーチ等でさらに継続的に寄り添って当事者、また家族を支え、その中から社会参加や仕事に結びつける支援、この多機関、アウトリーチ、そして参加支援のこの3項目までを業務委託して、今まで以上に1人に寄り添って、課題解決に向け関わっていくということ、そして地域づくりに向けた支援は、地域における交流の場や居場所の確保を進める事業という、その流れを伺いました。そのことを踏まえ、3点再質問いたします。

1点目、多機関協働事業につなぐような複合的な事例は、どのようなことか伺います。

また、2点目として、多機関協働事業は、相談支援機関間の調整役ということで、一番の要ですが、例えばどのような取組で調整していくのか伺います。

そして3点目は、今までアウトリーチ等を通じた継続支援と参加支援につながったような事例があるようでしたら伺います。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 多機関協働事業につながれる複雑化、複合化した事例は、世帯全体が多様な課題を抱えている事例となります。例えば40代の夫婦と小学生の子どもの3人世帯で、夫は失業して生きる気力を失っている、また、妻は精神疾患を抱え家事が全く行えていないが、子どもに負担をかけていることを心苦しく思っている。また、小学生の子どもは学校になじめず不登校で、両親の世話も行うヤングケアラーであるという状態で、学校の先生を通じて多機関協働事業に連絡が入るといったケースです。多機関協働事業では、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を決定してまいります。今回の事例における方向性の例としては、夫には生活サポートセンターそらにおいて就労準備支援事業を紹介、妻には基幹相談支援センターえくるが相談に乗り、障がいサービス利用の援助や民間の家事支援について案内し、子どもは教育委員会とも連携した支援体制を協議し、再登校に向けたバックアップを行うこととします。

次に、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業から参加支援事業につながる支援の例ですが、ひきこもり状態にある方への支援として、まずは支援事業者が御家族を通じて御本人との接触を試みるなど、御本人との心の交流、信頼関係の構築を目指します。次に、御本人と会話ができるようになった段階で、その方の特技などを伺えた場合、例えばその方がイラストを作成することが得意であったような場合は、参加支援事業において地域の新聞を作成する団体に働きかけ、挿絵作成を依頼してもらえようコーディネートする、このようなサポートが想定されます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 様々な事例と多機関協働事業が中心となり、家族の複合的な問題を調整すること、伺いました。

さらに3点伺いますけれども、1点目は他部署との連携です。ヤングケアラーへの対応であれば学校やこども

部、また、パートナーからのDV問題や女性の相談窓口などは多様性社会推進課など、今後どのような連携や調整になるのか伺います。

2点目として、市の包括的な支援だけではなく、例えば弁護士等の法的なアドバイスや病院への受診勧奨等の調整役まで担うのか伺います。

次に3点目、先ほどアウトリーチから参加支援事業につなげ、得意分野の挿絵作成までできるようになった事例をお聞きし、このような取組は大変すばらしいと思います。今後、地域の福祉事業者や民間企業の協力を得て、社会参加から就労へと進める考えを伺います。

**〇つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**〇菊田滋也福祉部長** 包括的相談支援事業の相談窓口以外の市の相談窓口における市民からの相談について、自らの部署単独では対応が困難な事例、複合化、複雑化した事例、また制度のはざま事例については、多機関協働事業者に相談することで、課題の整理や支援の方向性を一緒に検討してまいります。なお、学校、こども部、また多様性社会推進課については、よりそい支援事業と密接に関連する部門であるため、多機関協働事業者に加えて福祉部地域共生課の職員を交えて、一緒に連携や調整を行います。

次に、弁護士等の法的アドバイスの実施についてですが、多機関協働事業の事業内容には弁護士等による専門的なアドバイスというのは含めておりません。今後、事業を進めていく中で、弁護士相談等のニーズが想定される場合は、多機関協働事業とは別に予算を計上するなどを検討することとなります。また、病院への受診勧奨については、これまでも包括的相談支援事業において実施しておりますけれども、ケースによっては多機関協働事業者が直接行うことも想定しております。

最後に、参加支援事業は既存制度の社会参加に向けた支援を受けられない方に対し、社会とのつながりをつくる支援を行うものです。社会とのつながりをつかむきっかけとなる地域の社会資源としては、同じ課題を抱える人たちが集まる当事者の会、地域福祉事業者、地域の民間企業が想定される場所であり、このような団体との連携というのは十分考えられる場所です。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 浅野議員。

**〇浅野さち議員** ありがとうございます。他部門との連携や弁護士などの法的なアドバイス、事業内容を進める中で課題も見え、様々な支援が考えられると思います。支援内容を、今後、日々更新していただきながら進めるようお願いいたします。また、参加支援から就労への推進においては、以前、会派で視察に行きました企業組合 We needさんのように、様々な理由で社会において生きづらさを抱える方に対して、共に働く場をつくるという観点で、市から委託され、公園の草刈りなどを行っていました。ぜひこのような民間企業の協力、連携も積極的に推進していただけるよう、よろしくお願いいたします。

次に、(2)の担当部署である地域共生課の役割について伺います。地域共生は、誰もが住み慣れた地域で安心して自分の希望する生活を送ることができるという大きな理念があります。先順位者の部長答弁で、役割は大きく3つあり、1つ目は地域共生社会の理念を実現するための計画の策定、2つ目は相談支援機関に対する司令塔の機能、3つ目は交流できる場や居場所づくりといった地域づくりと伺いました。そのことを踏まえ質問いたしますが、2つ目の相談支援機関に対する司令塔の機能という観点から、当事者や御家族の方が直接相談できる窓口が必要だと思います。今後、地域共生課の中に相談窓口を設置する考えはどうか伺います。

**〇つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**〇菊田滋也福祉部長** 来月中旬にこの第1庁舎3階に世帯全体での複合的な悩みや制度のはざま、例えばひきこもりの方に関する初期の相談を受け付け、世帯が抱える課題について詳しくお伺いする福祉よりそい相談窓口と

いうのを新設いたします。窓口は事前予約の有無にかかわらず、地域共生課の職員、保健師を含む2人体制で相談を受けつけたいと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 浅野議員。

**〇浅野さち議員** 福祉よりそい相談窓口を新設するという事で、予約なしで相談できることは、当事者や御家族にとって大変心強いと思います。もう少し具体的に伺いますが、そこで受けた相談に対して業務委託される多機関協働事業者との連携はどのようになるのか。また、相談支援の機関として特に基幹相談支援センターえくるは、障がいの様々な総合的な相談、支援が現在も多くなっていると伺っています。よりそい支援事業が始まり、さらに相談が増え、過重にならないか懸念します。今後の連携を伺います。

**〇つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**〇菊田滋也福祉部長** 福祉よりそい相談窓口において詳しくお話を伺った後は、よりそい相談窓口から多機関協働事業者へケースを引き続き、多機関協働事業者は世帯の課題解決に向けた支援プランというのを作成します。多機関協働事業者は、相談窓口があるこの第1庁舎3階で執務を行う予定であるため、福祉よりそい相談窓口とは速やかな連携が可能となります。多機関協働事業者が策定した支援プランに基づき、各支援機関により個別の支援が開始されますが、それぞれの支援の進捗管理は多機関協働事業者が支援関係機関に適宜聞き取りを行うなど、状況をモニタリングします。複数回のモニタリングにおいて支援の状況に一定の見通しがついた段階で、多機関協働事業者による支援は終了することとなります。また、多機関協働事業には支援者を支援する役割もあります。例えばこれまで障がいがある方からの専門的な相談や支援については、基幹相談支援センターえくるが対応してきたところですが、近年、えくるの相談内容は特に複雑化、複合化している事例が多く、えくるが支援を行うに当たり、気軽に相談ができ、さらに専門的な助言のできる支援者を支援する機関が必要と考えます。今後は多機関協働事業において、えくと一緒に課題を整理したり、支援の方向性についての話合いの場を設けると、こういった連携も可能となってまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 浅野議員。

**〇浅野さち議員** 同じフロアに多機関協働事業者も執務し、課題解決のために支援プランを策定するという事で、また、えくと一緒に課題を整理し、支援の方向性について連携も可能とするということを伺いました。えくるの事について、とてもその点は安心するんですけども、一方、今後、えくるが受ける相談が増加した場合、人的も含めて拡充が必要ではないかと思えます。この点は要望させていただきますので、7月から開始になって、福祉よりそい相談窓口が多くなるようだったり、その状況によっては、ぜひ拡充もお願いいたします。

次に、(3)の市川市よりそい支援事業がこの7月から開始されますが、それまでの実施スケジュールはどのようになるのか。また、支援機関への説明や市民への周知を伺います。

**〇つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**〇菊田滋也福祉部長** まず、来月からの事業実施に向けまして、今月中に実施計画を策定し、市のウェブサイトにて公表いたします。計画に記載する主な内容としては、包括的相談支援事業における各相談機関や地域づくり事業における各拠点等の設置箇所数、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業の直営や委託の別といった実施体制等や事業の推進体制についてです。

次に、多機関協働等事業の役割や多機関協働事業へつなぐ事務フロー等について、地域福祉の活動団体に対して今月中に説明を行う予定です。また、市民の皆さんに対しては、福祉よりそい相談窓口の開設や、先ほど申し上げたコミュニティソーシャルワーカーの配置に関するパンフレットの作成と併せ、福祉よりそい相談窓口の

ほか、よりそい支援事業における高齢、障がい、子ども、生活困窮の各相談窓口等について、8月第1週目の「広報いちかわ」において大きく掲載をして、周知を行いたいと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 浅野議員。

**〇浅野さち議員** 実施計画は6月末までに完成させて公表するということが、また、市民に対し、福祉よりそい相談窓口については、案内パンフレットの作成と広報をするということを伺いました。厚生労働省は5月9日にひきこもりの人や家族らの支援に役立てるため、初のマニュアルを作成する方針とのことでした。また、5月31日には孤独・孤立対策推進法が成立しました。基本理念の中に、孤独・孤立について、人生のあらゆる段階で誰にでも生じ得るものであり、当事者の問題は社会全体の課題であると明記されています。本市においても、改めて複合的な課題がある方に対し、市全体の課題として捉え、7月から開始される重層的支援体制整備事業、市川市よりそい支援に対し大変期待いたしますので、今後も注視し、応援していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次の大項目、小栗原架道橋の歩道整備の進捗状況について伺います。

この架道橋は京葉道路に架かる橋で、市川市においては鬼高3丁目から田尻3丁目、また、船橋市は本中山5丁目から6丁目に、それぞれにまたがる市境の橋です。近年、信篤地域の戸建て住宅やマンションが増えたこと、また、外環や妙典橋の開通に伴い、この橋を使う車の量も増加していました。しかし、この橋の幅が狭く、歩道がなく、歩行者の安全対策のために、市川、船橋それぞれの住民の方から、早期に歩道整備をとの強い要望をいただき、何度か議会で質問し、早期歩道整備を要望いたしました。2019年に市川市と船橋市で基本協定を結び、昨年度から船橋市側に歩道整備の工事が始まりました。今年度、予算として繰越措置がなされています。そこで工事の進捗状況を伺います。また、工事完了時期はどのようになっているのか伺います。

**〇つちや正順副議長** 岩井道路交通部長。

**〇岩井忠良道路交通部長** お答えします。

小栗原架道橋は船橋市との行政境に設置され、船橋市が市道として管理している幅員6mの道路でございます。この架道橋の整備につきましては、車両の交通量が多いことから、歩行者の安全な歩行空間を確保するため、船橋市と本市が協議して、船橋市側に幅員2mの歩道を新たに拡幅整備する計画として、令和元年度、船橋市により事業化されております。整備費用につきましては、両市民が利用する道路であることから、船橋市及び市川市の行政区域境に架かる小栗原架道橋の建設に関する基本協定に基づき、それぞれ2分の1の負担をすることとしております。現在までの進捗状況としましては、令和元年度から3年度まで予備設計及び詳細設計を行い、令和4年度より京葉道路横断部に橋の土台部分の構築を行う下部工工事に着手したところでございます。下部工工事につきましては、当初、令和4年度中の完了予定としておりましたが、既存擁壁の構造が当初の想定と異なっていたことなどから、工法の見直しを行ったことにより、工期の延長が必要となりました。その結果、今年度に繰り越し、工事を継続しているところでございます。

今後につきましては、今年度は引き続き下部工工事を進めるとともに、橋桁の設置を行う上部工工事にも着手する予定でございます。翌6年度は地上部とすりつく斜路部分の擁壁と路面の改良工事を行い、当初の計画どおり令和6年度末の完成を予定しております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 浅野議員。

**〇浅野さち議員** 伺いました。今年度は引き続き下部工工事の基礎部分と橋桁の設置を行う上部工工事を同時に行う予定で、翌6年度末には完成予定とのこと、当初の予定で進んでいることを確認できました。また、現在

は下部工工事に伴い架道橋は全面通行止めとなっています。工事を進める上でやむを得ないことですが、周辺道路は迂回により混雑が生じており、特に夕方の時間帯や土日は顕著となり、周辺住民も不便を感じている状況もあります。工事による通行止め期間など、周知はどのようになっているのか伺います。

**〇つちや正順副議長** 岩井道路交通部長。

**〇岩井忠良道路交通部長** 現在行われている下部工工事は令和4年10月から開始しており、令和5年12月末までの工期を予定しております。この間の交通規制としましては、車両は通行止めとなりますが、歩行者は作業工程により、施工時間外などに限っては通行可能となります。このような工事の時期、通行止めの措置、迂回路等の周辺住民へのお知らせについては、船橋市は近接する2自治会、本市は3自治会の関係者へ説明するとともに、周知方法については協議し、回覧や掲示板等での周知について御協力をお願いしております。

下部工工事以降の上部工工事やすりつけ工事の際にも、通行止めによる交通規制を伴う時期があるため、この詳細につきましても、今後の工事の実施に合わせ、関係者と協議していく予定でございます。

本市としましては、工事期間が長期となることから、自治会や周辺住民への案内や分かりやすい迂回路の表示及び安全対策など、工事が円滑に進むよう、引き続き船橋市と連携及び協力しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 浅野議員。

**〇浅野さち議員** 伺いました。産業道路沿いや周辺道路に工事中で迂回が必要な看板が設置され、ドライバーにも周知していることは確認しています。また、警備員が丁寧に説明されていることも承知しております。引き続き、特に自治会や周辺住民への丁寧な周知をよろしく願いいたします。今後も船橋市との連携を密にさせていただき、歩道部完成に向けて進捗状況を見守ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、選挙管理委員会の取組について伺います。

(1)投票支援カードの取組状況及び今後について。この投票支援カードについては、昨年の12月定例会にて提案、要望させていただき、早速本年4月の県議会議員選挙から活用できるようにしていただき、大変ありがとうございます。投票に支援が必要な方がこの支援カードにコミュニケーション方法や支援してほしいことを伝える、また、ほかに気をつけてほしいこと、手伝ってほしいことがあればお書きくださいという欄などを設け、大変優しい支援カードになっています。また、回収し、今後の投票所の運営の参考にさせていただきたいと記入されていますが、今回初めて使用しての取組状況と、当事者や関わった職員の感想、今後の取組を伺います。

**〇つちや正順副議長** 岩井選挙管理委員会事務局長。

**〇岩井 滴選挙管理委員会事務局長** 本年4月の統一地方選挙から導入いたしました投票支援カードは、高齢者や障がい者、その御家族など、投票に当たって支援が必要な場合に、各投票所や市公式ウェブサイトから投票支援カードを取得していただき、必要とする支援内容を記入後、入場整理券と併せて投票所の職員に渡していただくことで、職員が投票所の道案内や代理投票等を支援するものであります。利用状況につきましては、千葉県議会議員選挙では25人、市川市議会議員選挙では24人の方に御利用していただいております。投票所で代理投票補助者として従事した職員からは、この投票支援カードにより代理投票の希望や必要とする支援内容を把握することができ、案内や誘導がスムーズに行えたとの意見を聞いております。投票支援カードの導入によって、投票環境の向上と投票所内での高齢者や障がい者の方への支援がこれまで以上に充実することが期待できると感じております。今回、投票支援カードを知らずに御利用いただけなかった代理投票者の方にも、投票所の受付に投票支援カードを設置し、情報提供を行ったことで、次回以降の選挙において利用につながるものと考えております。今後さらに利用しやすくなるよう、記載内容等について随時見直しを図るとともに、福祉施設や市公式ウェブサ

イト、「広報いちかわ」選挙特別号、選挙時の入場整理券等により幅広く周知してまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 浅野議員。

**〇浅野さち議員** 人数的には二十四、五名と少ないように感じますが、職員の声として、案内や誘導がスムーズに行えたことや把握ができた点、伺いました。私のところにも、大変スムーズに投票ができ、行けてよかったとの声がありました。今後さらなる周知が必要と考えます。

また、投票支援カードと併用して、他市ではA4やA3サイズのコミュニケーションボードを使用しています。例えば、イラストつきで、聞こえにくい、筆談したい、字が小さい、相談したいなどの指差しを行うボードです。このボードに対する認識と、今後、投票支援カードとともにコミュニケーションボードも活用していただけないか、考えを伺います。

**〇つちや正順副議長** 岩井選挙管理委員会事務局長。

**〇岩井 滴選挙管理委員会事務局長** コミュニケーションボードは投票所で手伝ってほしいことをイラストや文字で表現されたもので、手伝ってほしい内容を指で指し示すことで、投票所の職員に自分の意見を伝えることができる表示板と認識しております。投票支援カードと併用している自治体もありますので、今後、運用方法や表示内容について調査研究してまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 浅野議員。

**〇浅野さち議員** このコミュニケーションボードの活用は、総務省が令和5年1月に障がいのある方に対する投票所での対応例について発信しております。今後、投票支援カードの活用とコミュニケーションボードも運用していただき、誰もがスムーズに投票できる環境づくり、これは大変重要ですので、ぜひ次から運用できるようによろしくお願いいたします。

次に、(2)の投票所入場整理券をはがきから封書に変更することについて伺います。本市の入場整理券は、はがき大の大きさです。そこに4名の方が印字されているため、全体的に文字が小さいこと。特に期日前投票を行う際の宣誓書の記入欄も、そのはがきの約4分の1の大きさとなり、さらに小さくなっており、書きにくいとの声を多くの市民から伺っています。特に高齢者や障がい者の方のためにも、封書にするなどして改善すべきと思いますが、市の見解を伺います。

**〇つちや正順副議長** 岩井選挙管理委員会事務局長。

**〇岩井 滴選挙管理委員会事務局長** 本市の入場整理券は圧着式3つ折りのはがきサイズとなっており、表面には選挙名と住所、氏名、投票所の案内図、裏面には投票支援カードや選挙の特設ウェブサイトの案内、注意事項、中面には同一世帯4名までの入場整理券と期日前投票宣誓書の記載欄のほか、期日前投票所の案内等を記載しております。このように、入場整理券には多くの情報を盛り込んでおりますので、現状では文字の大きさを制限せざるを得なくなっております。しかしながら、高齢化が進む中、高齢者や支援が必要な方に配慮した読みやすい、書きやすいものに変更することも大切であります。その一方で、はがきサイズから封書への変更に当たっては、関係書類の封入封緘等、新たな作業工程が加わることで、作業時間や委託費用が増えるほか、郵送料についても増えますので、費用面等についても検証する必要があります。近隣市の状況も確認の上、今後の選挙に向けて調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 浅野議員。

**〇浅野さち議員** 今後検討するということですが、近隣市の状況はどのようになっているのか伺います。

○つちや正順副議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 近隣市の状況といたしましては、浦安市、鎌ヶ谷市では、圧着式で封書サイズの3つ折りまたは4つ折りのものとなっております。この圧着式封書サイズのもの、選挙に関する情報量は本市と同程度で、同一世帯6名までの入場整理券と期日前投票宣誓書が記載されております。また、船橋市、松戸市ではA4の3つ折りサイズが入る封書となっており、世帯全員分の個別入場整理券と期日前投票宣誓書のほか、選挙情報に関する案内チラシが同封されております。記載内容については本市と共通しておりますが、文字が大きくて読みやすい、また、記載スペースも大きく設けられ、高齢者や支援の必要な方に配慮したものと感じております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。船橋市と松戸市は封書で個別で行っているということを伺いました。特に松戸市の封書型を見させていただきました。表に大きく選挙と印字され、大変分かりやすい。また、1人1枚の整理券ですので、宣誓書も記入しやすくなっております。本市のはがき大の大きさですと、まれにほかの郵便物に紛れ、なくしたという方もいるのではと懸念します。また、費用面も検証するということですが、国政選挙は国から、知事、県議会議員選挙は県から、市長、市議会議員選挙は市からと、それぞれの予算になっております。総合的に見て封書に変更はできるのではないかと思います。十分検討していただき、ぜひとも次回の選挙に向けてよろしく願いいたします。

次に、(3)入場整理券における視覚障がいのある方に対する情報取得サポートについて伺います。2022年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。この法律の目的は、全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要である。そのことに関わる施策を総合的に推進することで、共生する社会の実現に資することを目的として制定されました。そこで、視覚障がい者の方は、現在、入場整理券の情報はどうに取得しているのか伺います。

また、世田谷区では、投票所入場整理券の封書に視覚障がいのある方に対する音声コードが使用されています。このコードをスマートフォンにかざすと音声読み上げで、例えば入場整理券が入っていること、投票時間や期日前投票の案内など、必要な情報、約800文字から1,000文字の内容をアナウンスします。このような音声コードに対する認識と情報取得サポートの考え方を伺います。

○つちや正順副議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 現在、視覚障がいがあり選挙情報を希望される方に対しましては、「広報いちかわ」選挙特別号を音声データに変換したコンパクトディスクを送付しております。その音声データには、入場整理券以外の選挙情報や、今回の選挙では投票支援カードに関する情報も入っているなど、視覚障がいのある方にとって有益な情報提供となるよう努めております。

次に、音声コードについてであります。これはQRコードと同様の二次元コードで、スマートフォンやタブレット端末によってコードを読み取りますと、1,000文字程度の文章を音声で読み上げるとともに、テキスト形式で画面表示されるものと伺っております。御質問にありました世田谷区をはじめ、都内の幾つかの自治体において活用事例が見受けられますことから、先進自治体の運用を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 現在は音声データを入力したCD版を郵送登録されている方に提供していることは分かりました。一方、音声コードは、読み上げと同時にテキストで文章表示されるなど様々な機能があります。先進自治体

の運用を参考に検討するということですので、ぜひともよろしく願いいたします。

今回、入場整理券への音声コードに対する質問をいたしました。江戸川区では、がん検診や国民健康保険証送付の封書などに活用しているようです。このように、今後、市役所全体での公的通信への取組として重要と考えます。必要な通信に対し活用を行うことで、入場整理券への運用もできやすくなると思います。次回お聞きしますので、御検討をよろしく願いいたします。

この項目は終わらせていただきます。

次に、高齢者見守り支援について伺います。

(1)あんしん電話の現状と今後について伺います。健康寿命の延伸とともに独り暮らしの高齢者が多くなりました。自立して元気に暮らしている高齢者の皆様も多い中、一方で、健康面などで不安を抱えながら1人で暮らしている方もいらっしゃいます。今は元気でも、年を重ねれば体力は衰えてきますので、何かと不安要素は増えてきます。また、離れて暮らす家族は心配を感じている方もいると思います。本市においても、令和2年、直近の国勢調査によると、65歳以上の方は10万3,359人で、全体人口の20.1%となっており、その中で高齢単身者は65歳以上で2万2,414人、75歳以上で1万1,931人となっております。そのような中で、高齢者見守りのツールとしてあんしん電話が活用されています。ホームページの御案内には、病気、けがをした場合など、もしものときに、緊急通報装置の非常ボタンを押すだけで24時間365日、いつでも市川市あんしん電話受信センターに通報できるサービスですとあります。現在の利用対象者数と利用料金はどのようになっているのか。また、利用件数と通報内容、そして今後の取組の方向性について伺います。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 あんしん電話は固定電話機に設置するなどして、非常ボタンを押すだけで緊急通報ができるもので、独り暮らしの高齢者などが安心して日常生活を送れるよう、昭和59年に事業を開始しました。開始当時は消防局で直接通報を受けておりましたが、緊急通報装置でありながら、生活相談などの通報もあるなど、消防局の指令業務に支障が生じてきたことから、平成16年からあんしん電話受信センターを設置し、生活相談にも対応できる体制で実施しております。対象者は65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳1、2級の方で、今年3月末現在960台の利用があります。利用料金は、対象の方のみで生活している方は月額418円、対象の方以外と同居している方は968円です。主な通報内容としては、体調不良や転倒して起き上がれないなどの緊急時の通報のほか、健康や体調、また、生活に関する相談のほか、ボタンの押し間違いによる誤報などもあり、昨年度は758件の受信がございました。今後につきましては、令和2年10月より対象者要件をあんしん電話と同様とし、さらなる見守りサービスの充実を目的に機能を付加しました高齢者見守り支援事業を実施していること、また、警備会社や配食サービス事業者など、他の民間事業者の見守りサービスが充実してきたことなどを受けまして、令和6年12月をもってこの事業を終了することといたしました。

以上でございます。

○つちや正順副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 このあんしん電話は平成16年から開始され、現在960台の利用で、健康や体調、生活に対する相談が多かったこと、伺いました。今後は、令和2年10月より始まっている高齢者見守り支援事業を行っていることから、令和6年12月をもって事業を終了するということです。利用者に対する説明と高齢者見守り支援事業をどのように案内するのか伺います。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 現在、あんしん電話からの移行について、利用者からの問合せに対応できるよう、高齢者サポートセンターや地域のケアマネジャー、民生委員・児童委員に周知案内を行っており、来月には利用者に対

し文書での案内と切替えの意向調査を実施する予定でございます。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 浅野議員。

**○浅野さち議員** 伺いました。来月7月から案内と意向調査を行うということです。ぜひ丁寧に説明していただき、スムーズに切替えができるように、よろしく願いいたします。

次に、(2)の高齢者見守り支援事業の現状及び今後の取組について、先ほどの答弁で、あんしん電話より見守りサービスが充実していると伺いました。この高齢者見守り支援事業の概要とあんしん電話との比較内容、利用者数など、現状を伺います。

**○つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**○菊田滋也福祉部長** 高齢者見守り支援事業の緊急通報装置は、今年の3月末現在156台の利用があります。利用料金は、対象の方のみで生活している市民税非課税世帯の方は月額1,026円、同じく市民税課税世帯の方は2,052円、対象の方以外で生活している方は2,772円となっています。これまでのあんしん電話は、N T T回線であれば設置できなかったのに対して、この高齢者見守り支援事業は使用する電話回線を限定せずに利用できること、また、固定電話回線がなくても、月額1,100円の追加料金により利用することができます。

この事業のサービス内容としては、利用者が緊急ボタンを押すとガードセンターへ通報されると同時に、ガードマンが自宅に駆けつけ、迅速に状況の確認を行い、必要に応じた対応を行います。加えて、体調のことなどを相談できる相談ボタン機能や安否確認センターの設置、また、位置情報の追跡サービス、また、室温が高くなった際には、温度に応じて熱中症注意情報のアナウンス、これは、このように流れます。熱中症に厳重注意が必要です。小まめに水分を取り、エアコンをつけるなど温度を下げましょう。こういうアナウンスですが、こちらが流れるなどが付加されており、民間の同種サービスの利用料金と比較をすると安価で利用することができます。また、利用者からのお断りがない場合は、防犯の観点から、利用者宅の玄関先に警備事業者のステッカーを貼っております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 浅野議員。

**○浅野さち議員** あんしん電話は今まではN T T回線のみでした。そういうことでちゅうちょする方もいましたが、今回は電話回線を限定せず、位置情報の追跡サービスの内容も付加されていること、また、室温が高くなると小まめに水分を取りましょう、エアコンをつけましょうなど、熱中症注意情報のアナウンスが流れる機能もついているということで、とてもすばらしいと思います。このようにサービス内容が向上しており、多くの方に利用していただきたいと思います。しかし、利用料金は、あんしん電話から見守り支援事業に変更になった場合、金額的に倍増するようですが、移行した場合の利用者への影響について、また、今後、利用料金の改定も含め、取組について伺います。

**○つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**○菊田滋也福祉部長** 利用者への影響としましては、所得区分などに応じた利用料金の自己負担額を設定しているところですが、この利用料金があんしん電話より負担が多くなってしまふことが挙げられます。具体的には、現在の利用料金は、対象の方のみで生活している市民税非課税世帯の方は、あんしん電話が月額418円であるのに対し、見守り支援事業が1,026円で約2.5倍となります。また、市民税課税世帯にあつては2,052円と、あんしん電話の約5倍の料金となります。この自己負担額につきましては、負担が大きくなり過ぎることがないように、令和6年1月より利用料金の改定を予定しておりまして、利用者の負担軽減を図りながら円滑に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 浅野議員。

**〇浅野さち議員** 伺いました。ありがとうございます。今後、見直しして自己負担が大きくなるように、令和6年1月より利用料金の改定を行うということ、分かりました。ぜひよろしく願いいたします。

再度質問いたしますが、この事業が始まり約2年半となりますが、今までどのような相談通報が多かったのか伺います。

また、例えば高齢者をターゲットにした訪問販売や振り込め詐欺など不安を感じるような相談通報があった場合の対応はしてもらえるのか伺います。

**〇つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**〇菊田滋也福祉部長** 相談の多くは健康に関する内容であるため、対応するオペレーターは看護師やケアマネジャーなど医療や介護等の専門性が高く、その分野に精通した職員を配置しております。当事業の目的は、安否確認や健康相談であり、本来はそのような犯罪や防犯といった相談の内容を含むところではありませんが、高齢者の中には御指摘のような振り込め詐欺や悪質な訪問販売などの不安を感じる方もいらっしゃると思います。そのような内容の通報についても、まずは相談内容を受け止めることで相談者の不安を緩和し、消費生活センターや警察署など適切な支援機関を案内しております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 浅野議員。

**〇浅野さち議員** 伺いました。現時点では防犯でのサービス内容は入っていないと、消費生活センターや警察署を案内しているということ、伺いました。しかし、この見守り支援は緊急のボタンを押すと、ガードマンが駆けつける機能になっていますし、特に悪質な訪問販売などに対し抑止力になるのではないかと思います。今後ぜひ検討していただいて、契約している警備事業者のサービス内容につけていただきたいことを要望いたします。

今回質問し、るる伺い、高齢者見守り支援のサービス内容が大変充実していることが、よく分かりました。さらに周知を十分にさせていただき、健康寿命を延ばす施策は、独り暮らしの生活でも安心して我が家で住み続けられることが大変重要です。今後とも注視してまいりますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

〇つちや正順副議長 やなぎ美智子議員。

〇やなぎ美智子議員 日本共産党のやなぎ美智子です。通告に従い一般質問を一問一答で行います。

最初の質問は、大項目1、新型コロナウイルス感染症についてです。

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上分類が2類から5類に移行されました。厚生労働省は5類移行後の対応について、マスク着用は原則自己判断、受診可能な医療機関が拡大される、医療費は原則自己負担になるなどを示し、各自治体に移行計画の策定を指示しました。

そこで、(1)本市の5類感染症移行への対応について、本市の体制と、その中での新型コロナウイルス対策課の役割や医師会との連携について伺います。

〇つちや正順副議長 川島保健部長。

〇川島俊介保健部長 お答えします。

本市では、国が示した新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針に基づき、市川市新型コロナウイルス対策本部会議を4月13日に開催し、対策本部の廃止と5類感染症に移行する5月8日以降の対応を決定いたしました。5月8日からの感染防止対策が、個人の考えを尊重し、自主的な取組をベ

ースとしたものとして、引き続き換気、手洗い、手指の消毒が有効であることを市広報で掲載するなど、市民の皆様へ周知を図るとともに、今後も継続して保健部の新型コロナウイルス対策課がコロナワクチン接種業務を実施してまいります。

最後に、市川市医師会との連携につきましては、コロナワクチン接種に関して、国から新しい方針が示されるごとに、医師会長や医師会理事の方々と情報を共有し合うなど、引き続き連携を図ってまいります。

以上でございます。

○**つちや正順副議長** やなぎ議員。

○**やなぎ美智子議員** 5類に移行したコロナの医療提供体制は、基本的に季節性インフルエンザなど他の一般的な感染症と同様になりました。そこで、(2)市内医療機関の体制と感染後の後遺症について伺います。その際、先順位者への答弁で重複するものについては省略していただいて結構です。

よろしく申し上げます。

○**つちや正順副議長** 川島保健部長。

○**川島俊介保健部長** お答えします。

5月8日以降の市内医療機関の受診体制は、かかりつけの医療機関を受診する、もしくは外来対応医療機関を受診していただく体制となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症後に生じる様々な症状、いわゆる後遺症が疑われて医療機関を受診する際は、かかりつけの医療機関や保健所に相談して、その上で市内に13か所ある後遺症対応医療機関を受診する体制となっております。

以上でございます。

○**つちや正順副議長** やなぎ議員。

○**やなぎ美智子議員** せっかくそのように県が公表し、市内の医療体制が整備されているのに、受診や相談窓口を探すのに戸惑っておられる方がいらっしゃるのではないかと思います。

そこで再質問です。医療体制やコロナ後遺症の市民への周知について伺います。

○**つちや正順副議長** 川島保健部長。

○**川島俊介保健部長** お答えします。

周知につきましては、市公式ウェブサイトにおいて、5類感染症移行後の対応が掲載された県のホームページに掲載し、県内の医療提供体制など最新の情報が確認できるようにしております。また、同じく市公式ウェブサイトを活用し、新型コロナウイルス感染の後遺症として、倦怠感や味覚・嗅覚障がいなどの様々な症状が疑われる場合には、かかりつけの医療機関へ相談するように周知を図っております。

以上でございます。

○**つちや正順副議長** やなぎ議員。

○**やなぎ美智子議員** 伺いました。WHOは2020年1月に新型コロナの感染拡大を受けて国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を宣言し、各国に対して感染対策やワクチン接種などの対応強化を求めてきました。WHOは本年5月5日、専門家による委員会の勧告を踏まえて、緊急事態の終了を宣言しました。一方で、これは新型コロナがもう世界的な脅威ではないという意味ではない、ウイルスは命を奪い続けていると警戒を解かないよう呼びかけました。このWHOの呼びかけを受けて、政府分科会の尾身会長は、これからも感染者数が急増し、医療が逼迫する事態になってしまうこともあり得ると述べています。

そこで、(3)本市の感染状況について、全数把握から定点報告となったコロナの感染者数について、感染者数の推移を含めて伺います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

感染者数については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、インフルエンザなどのほかの感染症と併せて千葉県感染症情報センターが作成する千葉県結核・感染症週報において、週当たりの感染者数が公開されております。市川保健所管内では、19の医療機関からの報告となっております。また、保健所管内の感染者数の推移といたしましては、6月5日からの1週間で1医療機関当たり約6.7人の感染が確認され、5月8日からの週に比べ約2倍に増えております。国全体でも、5月29日からの1週間の状況で、5月8日からの週に比べ約1.7倍に増え、増加する傾向が見られます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 感染者数の推移については了解しました。高齢者や基礎疾患があるなどの重症化リスクを抱える人に、コロナ感染症ははまだ恐ろしい病気です。とりわけ高齢者施設ではクラスター発生の危険性が続いています。陽性者を見つけ隔離するという基本的な対応が求められます。

そこで再質問です。高齢者施設への検査キットを配付する考えがあるのかどうか伺います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

千葉県では、高齢者施設の従事者及び新規入所者の検査用として、5月の連休明けから夏までの感染拡大に備え、9月末までの予定で感染症対策の実施主体者として検査キットの配付をしております。配付する検査キットは週2回分で、職種を問わず、高齢者施設内で日常的に勤務している職員が対象となります。このため、県による検査キットの配付体制が整っていることから、市による配付予定はございません。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。これまでも高齢者施設入所者がコロナに感染し、医療機関に入院できないことから、重症化し死亡するなど深刻な事態が報告されてきました。そのため、政府は5類移行後も、高齢者はケア機能がある地域包括ケア病棟での受入れを推進しています。

そこで再々質問です。入院が必要となった場合、地域包括ケア病棟の活用が見込まれますが、市内には何床あるのか伺います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

地域包括ケア病棟とは、急性期治療後すぐに退院することに不安がある方に対して、在宅への復帰を目的とした治療やリハビリなどを行う病棟のことでございます。市内では、大野中央病院に16床、行徳総合病院に35床、合わせて51床が届出されております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。高齢者施設でのクラスター発生や重症化予防のために、ケアと医療を提供する地域包括ケア病棟の役割は重要です。51床の有効活用と、仮に不足した場合の増床を要望します。

次に、(4)ワクチン接種について伺います。5月8日から春開始接種が始まりました。アとして、ワクチン接種の現状と今後の取組について伺います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

5月8日から、高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクが高い方に対し、春開始接種を行っております。接種の開始から1か月が経過しましたが、6月19日時点では、65歳以上の方を中心に約4万6,000人が接種を完了しました。接種率は約10%となります。この春開始接種は8月末まで実施するもので、その後は、2回目の接種を完了した5歳以上の全ての方を対象とする秋開始接種が予定されております。また、コロナワクチン接種は全国的かつ急速な蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、臨時の予防接種として実施しております。令和6年度からは他の感染症と同様の定期接種に位置づけることを国が検討しております。いずれにいたしましても、市では医師会をはじめとする医療機関と調整し、スムーズな接種となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。次に、イとして市川市新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金の申請件数と支給件数について伺います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

市川市新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金の申請件数は、6月19日現在で61件です。そのうち支給件数は57件となります。支給に至っていない4件については、支給の要件である市川市予防接種健康被害調査委員会の調査に付された後に支給する予定でございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 市の状況は理解しました。再質問です。健康被害見舞金の申請には健康被害救済制度への申請が必要となっていますが、この救済制度の国の認定状況について伺います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

コロナワクチンの接種後に生じた健康被害は、国の審査会である疾病・障害認定審査会で認定、否認、もしくは保留の審議がされるものでございます。6月9日時点では、同審査会で受理した件数7,772件のうち、約4割に当たる3,207件の審議が完了しています。国全体の認定状況としては、おおむね9割の方が認定されておりますが、因果関係について否定する論拠がある、もしくは通常起こり得る副反応の範囲内であるなどの理由により、否認される方も1割程度いる状況です。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。ウイルスは常に遺伝子の突然変異を繰り返して、絶えず変わり続けているという特徴があります。都立病院でがん看護に従事していたとき、ノロウイルスのアウトブレイク——突発的発生というんですけれども、このアウトブレイクを経験しました。このときに、感染症科医師から、ウイルスを侮るなどと言われたことが忘れられません。市がウイルスを侮ることなく、引き続いてコロナ対策に力を尽くしていただくことを求めて、次の質問に移ります。

次の質問は、大項目2、若宮児童公園の設備管理と安全確保についてです。

本年4月14日、若宮3丁目にある若宮児童公園の水飲み場近くのフェンスの破損に気づきました。私は写真を撮り、すぐに市の公式LINEアカウントで、公園のフェンスがさびと劣化で割れて危険です、子どもがけがを

しないかと心配です、早めに対応してくださいと送信し、公園緑地課に電話もしました。すぐに三角コーンが置かれ、注意喚起のイエローテープが張られ、修繕工事が行われました。迅速な対応をしていただいたわけですが、ほかの公園では大丈夫なのか不安になりました。

そこで、具体例として若宮児童公園を取り上げて、設備管理と安全確保について伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 若宮児童公園を含む公園内の設備管理や安全確認につきましては、職員が月2回程度巡視を行い、遊具やフェンス、ベンチ、樹木などの確認をしております。その際、損傷等が確認された場合、その状況に応じて修繕を行っております。特に遊具の点検につきましては、国土交通省の指針に合わせて、日本公園施設業協会が定めた遊具の安全に関する基準に基づき、専門資格を有する業者に委託し、年1回の定期点検を行っております。この点検では、遊具の健全度を4段階で判定しており、判定結果により緊急的な修繕を行うほか、撤去または使用禁止等の措置を講じております。このほか、窓口、電話に加えてメールやLINEを利用した市民からの要望を受け、職員が現地確認をした上で、状況に応じて必要な措置を行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 再質問です。このフェンスの損傷箇所は相当劣化が進んでいましたし、目立つ場所でしたから、私はすぐに気づきました。月2回程度の巡視による確認とのことでしたが、見落とししてしまったのでしょうか。見落としを防ぐための確認すべき事項のチェックリストのようなものはなかったのか伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 利用者の多い遊具につきましては、チェックリストによる安全確認を行っておりますが、現在、フェンスなどの周辺設備に関するチェックリストはありません。今後、より利用者が安全、安心に利用できるよう、巡視時における公園設備全般に関するチェックリストを作成し、安全管理に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。この若宮児童公園は子どもたちの遊び場であり、移動販売の場所であり、高齢者や住民の憩いと交流の場になっています。子どもから高齢者まで多くの市民が利用しています。利用者の安全、安心が図られるよう取り組んでいただくことを求めて、次の質問に移ります。

次の質問は、大項目3、若宮第1緑地についてです。

本年4月下旬に若宮第1緑地のすぐ近くに住んでいる方から様々な要望が寄せられました。5月中旬に近隣住民の方に集まっていただき、要望をお聞きしました。皆さんから、貴重な緑地なので自分たちで清掃し、問題があれば市役所に連絡して対応してもらってききましたが、なぜ住民が声を上げなければ市は動いてくれないのでしょうか。緑地は地域の宝物ですが、荒れ放題では宝の持ち腐れになってしまいます。市は現状をどのように認識しているのでしょうか。年間の整備計画はどのようになっているのか、示していただきたいとの声が寄せられました。

そこで、(1)樹木の状態について、樹木の状態をどのように確認しているのか伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 緑地の樹木の状態につきましては、職員による巡視とともに、公園管理業務を受託している者から報告等で確認をしております。巡視の際には、枝が近隣の家屋や電線、道路等に越境し損害を与えるおそれがないか、根本や幹などから樹木を腐らせるような危険なキノコが出ていないか、枝葉が枯れていないか、根元の土が削られ倒木等のおそれがないかなどの確認をしております。御質問の若宮第1緑地の樹木につき

ましては、昨年度、大きく繁茂し、近隣の敷地へ越境している状態であったため、緑地北側の樹木の剪定をしております。

今年度は、道路上に大きく張り出してきている樹木を中心に、剪定に耐えられるようになる真夏を避けた10月から11月ごろに大規模な剪定を予定しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 再質問です。大規模な剪定を予定しているとのことですが、剪定の判断に専門家はどのように関わっているのか。樹木医の診断などについて伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 樹木の状態は、樹木医の判断ではなく、樹木の管理にたけた職員や樹木管理を専門とする委託業者で行っております。若宮第1緑地の樹木の多くは老木であり、近年ではナラ枯れと呼ばれる病気にかかっている樹木も確認しております。このため、倒木のおそれがある場合には、安全のために伐採しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 樹木医の診断はないが専門業者による確認がされていることを理解しました。

次に、(2)設備管理と安全確保について伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 若宮第1緑地をはじめとした斜面緑地の設備管理と安全確保につきましては、職員による巡視とともに、公園管理業務の受託者からの報告により、危険な樹木等の早期発見に努めております。斜面緑地の樹木は、その根が斜面を保持する役割も担っていますことから、巡視の際には、枝や幹が枯れていないか、また、大きく成長し強風による倒木のリスクがないかを確認しております。

斜面地の緑地は景観的な要素だけではなく、斜面の崩落防止の観点からも必要であり、適切な維持管理が重要と考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 再質問です。樹木が多い、防犯灯の明かりが役に立っていない状態です。そこで、樹木の剪定頻度について伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 剪定の頻度につきましては、巡視や要望によって安全上懸念がある樹木を確認した際に、その都度実施しております。若宮第1緑地は、今年度秋頃に緑地全体の大規模な剪定を予定しております。しかし、防犯上、安全対策が必要となる樹木を確認した場合には、先行的に部分的な剪定を行ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 再々質問になります。ハクビシン、タヌキなどが出没するとのこと。そのため、怖くて散策や頂上にあるあずまやでお弁当を広げることもできなくなったとのこと。これらの野生動物についての対応はどのようになっているのか伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 本市では、ハクビシン、タヌキなどの野生動物が広く分布しており、目撃情報も多数

寄せられております。これら野生動物のうち、哺乳類、鳥類につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法により捕獲や殺傷は禁止されております。発見した場合は、ほとんどがすぐに逃げ出すので、追い払うなど威嚇したりはせず、見守っていただくようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。野生動物との共存をどのようにしていくのか、とても大切なテーマだと思います。住民の皆さんとも話し合っていきたいと思います。

次に、(3)近隣住民からの要望への対応について伺います。住民の方から市に要望したときに、予算がありませんので要望にお応えすることは無理ですと言われました。予算がないから、私たちに我慢してくださいと言うのでしょうか、予算が足りないなら増やすのが市の役割でしょうかとお話がありました。

そこで、予算的に十分なのか、不十分なのかを伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 令和4年度に行ったタウンミーティングにおいて、市内の公園に関して多くの御意見をいただきました。また、若宮第1緑地につきましても、年に数回、近隣の方や利用者から樹木の剪定等、多くの御要望を受けております。

これらを踏まえ、今年度の公園施設維持管理業務等に関する予算につきましては、昨年度に比べ約2億円を増額し、約10億円としたところでございます。あわせて、作業効率を図るため、管理業務のエリア等を見直すなど、委託方法の改善も図ってきたところでございます。今年度はできる限り多くの市民要望に応え、安全で快適なまちづくりを目指して、公園環境の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 再質問です。これまでもごみの不法投棄に対して、ごみ撤去や警告看板の設置が行われました。樹木の枝が道路に覆いかぶさるように伸び、落ち葉が積もったときには枝の剪定作業が行われました。連絡するとすぐに対応していただいているようですが、そこだけ、そのときだけで終わっています。住民の皆さんから、計画性がないとの不満の声が寄せられています。

そこで、定期的な整備計画について、どのようになっているのか伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 ごみの不法投棄につきましては、警告看板により注意喚起を行っております。また、職員や公園管理業務の受託者による巡視時に加え、定期的な実施する草刈り等の作業の際にも、不法投棄がないか確認し、早期発見・対応に努めております。なお、不法投棄が多い場合は地域を管轄する交番に情報提供し、パトロール等の実施を依頼しております。

落ち葉の清掃につきましては、今年度、落ち葉の時期に先駆けて樹木の剪定を行うことで、落ち葉の減量を図るとともに定期的な清掃を実施いたします。樹木の剪定につきましては、これまで主に要望を受けて対応していましたが、今後、定期的な剪定の実施を検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。緑地からの落ち葉が雨どいや屋上に積もって除去作業が大変ですなどの声が寄せられていましたので、落ち葉の減量対策を実施することでの効果を期待します。また、住民からは、樹木が

大きくなり斜面地の地盤が持ちこたえられるのか不安です、市は地盤の状況、根上がり樹木の状況を把握しているのでしょうか、安全対策は必要ないのでしょうかとの不安の声も寄せられています。

そこで、(4)斜面緑地の現状及び安全対策について伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 市内には斜面がある公園や緑地が約40か所あります。平成16年に曾谷緑地の斜面が崩れたことから、同年に専門業者による全ての斜面の安全点検を実施いたしました。その際、若宮第1緑地も点検しており、斜面に全く異常はなく安定はしているが、東側斜面の一部において過去に崩れた跡と見られるくぼんだ地形があるため、定期的な点検が必要との結果となりました。この調査後は、職員による巡視の中で、斜面に異常がないか確認しているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 再質問です。一部の樹木については根上がりしている状況が見受けられます。樹木は斜面保持の機能も担っているとの答弁がありましたが、これに対する市の認識を伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 樹木の根は、下にだけではなく横にも伸びる性質があり、樹木の成長につれて根が大きくなり、横に伸びた根が地表に露出することがあります。このため、斜面では斜面下側に伸びた根が地表に露出しやすくなります。現在、若宮第1緑地の斜面にある樹木の生育状態は良好であり、生育が良好であれば、しっかり根づいており、地上に露出している根があっても斜面保持の機能は十分であると考えております。しかし、樹木は生き物でありますことから、時間の経過とともに状態も変化いたします。今後も巡視等により樹木や斜面に異常がないかを確認し、安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。市内で都市緑地の保全などについて行政に具体的な提案を行っている市川緑の市民フォーラムの今月号の会報を読ませていただきました。議員の皆様ボックスに配付されているのでお読みになった方もいらっしゃると思います。会報に、気候危機時代にふさわしい樹林地の維持管理してほしいと市の公園緑地課に要望したとの記事が掲載されています。若宮第1緑地の近隣住民の思いは、まさにこのことなのだと思いました。斜面緑地の危険性を踏まえつつ、緑の保全を願う市民の声に添えていただくことを期待して、この質問を終わります。

次の質問は、大項目4、道の駅いちかわ5周年記念イベントについてです。

道の駅いちかわは指定管理者であるいちかわ未来創造グループが管理運営を行っている施設です。本年3月25日から4月9日の期間、道の駅いちかわ5周年記念イベントが開催されました。

最初に、(1)当日の参加者数、出店数や規模について伺います。

○つちや正順副議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

道の駅いちかわで開催されるイベントなどについては、施設を管理運営する指定管理者が企画及び運営を行っております。御質問の道の駅いちかわ5周年記念イベントにつきましても、指定管理者の企画により開催をされたものです。このイベントは、本年4月7日で施設が開設5周年を迎えたことを記念して、3月25日から4月9日の16日間にわたり開催されたもので、期間中の週末には延べ30もの地元団体などの参加による様々な催しが行われ、イベント期間中には荒天による行事の縮小などもありましたが、5万人を超える方々に道の駅に足を運ん

でいただきました。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 5万人を超える来場者があった大規模なイベントであったことを確認しました。

次に、(2)イベントの開催内容について、また、期間中の週末の催しとはどのようなものか伺います。

○つちや正順副議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 道の駅いちかわ5周年記念行事期間における週末のイベントにつきましては、ダンスやミニライブなどのステージイベントや、ミニブーケ作りなどのワークショップのほか、寄席やみこしの練り歩き、あるいは京成バスによる市川市コミュニティバスの梨丸号乗車体験、京成トランジットバスによる市川市の観光をPRするいちかわきゅんバスの展示や自衛隊体験イベントが行われました。開催されるイベントにつきましては、事前に指定管理者より実施内容等の報告を受けており、道の駅いちかわの設置目的に沿わない内容のものについては採用を見送るよう指示をしているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 再質問です。開催されるイベントについて、事前に指定管理者より実施内容等の報告を受け、道の駅いちかわの設置目的に沿わない内容のものについては開催を見送るよう指示しているとのことですが、開催を見送るよう指示したイベントはあったのか伺います。

○つちや正順副議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 道の駅いちかわは休憩、情報発信、地域連携、防災拠点という4つの機能を備えており、この機能と関わりのない商品やサービスの展示や販売などは開催を見送ることとしております。これまでに、モバイル通信機器や家電等の展示販売などの出店希望に対し、開催を見送るよう指示をしたところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 再々質問です。今回のイベントの開催目的については、地域の住民、企業、団体、学校、協力事業者や多くの人々に支えられ5周年を迎える、市民をはじめとした人に感謝を込めて、道の駅いちかわならではの特別商品販売やメニュー、子ども、チーバくんの参加するイベントを行い、楽しみながら市川市内の魅力を伝えると紹介されていました。この開催目的に自衛隊体験イベントは合致していたのでしょうか。市の認識を伺います。

○つちや正順副議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。道の駅いちかわの有する防災拠点機能をPRする機会となるものと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いましたが、果たしてそうでしょうか。4月9日、私はイベント会場を一通り回った後に自衛隊イベントを見学しました。ブルーインパルスのバーチャル体験、自衛隊の制服のこども制服着用&写真撮影、高機動車展示と乗車体験、「自衛官採用 自衛隊総合採用案内」の38ページ立て冊子の配布、自衛官募集の紙がセットされたポケットティッシュ配布が行われていました。これらが防災拠点としての機能をPRしていることになるのでしょうか。私には到底理解できません。私だけではなく、このイベントについて疑問や不安を持

った市民の方から、自衛隊コーナーの出展をしないよう要望があったと聞いています。市に電話をした、メールをした、中止要請をしたなどの声が私にも寄せられています。

そこで、(3)これら市民からの意見、要望への対応について、どのような声が、どのような形で、どれくらい市に届いているのか、その声に対してどのような対応をしているのか伺います。また、行事全体の市民の意見なども含めて、どのように対応したのか伺います。

○つちや正順副議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 道の駅いちかわについては、駐車場及びトイレ棟を国土交通省首都国道事務所が管理をし、休憩施設棟を市の指定管理者が管理をしていることから、御意見の内容により、それぞれの管理者と共有をして対応しております。

そこで、今お尋ねの市のイベントで自衛隊体験を行わないことを求める要望についてです。この御要望に対し、イベントは施設の指定管理者が企画及び実施をしていること、設置目的に沿わない企画は実施を見送る旨の指導をしていることを前提として、道の駅いちかわ5周年記念イベントにおける自衛隊車両の展示等については、イベントを企画した指定管理者より、災害時に道の駅いちかわが防災の拠点となることをPRするために実施するものと報告を受けておりました。道の駅いちかわは、本市の地域防災計画上、物資の輸送拠点に指定をされており、今回のイベントに参加していただいた方に施設の防災機能をPRすることは、本市にとって有益であることから、施設の設置目的に合致するものと考え、実施を許可した旨を回答しております。今後も施設の設置目的に沿った事業を展開し、さらに愛着を持って御利用いただける施設運営に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。昨年末に閣議決定された安保3文書での軍事力強化への不安から、市民の自衛隊への厳しい目が注がれています。つい最近は市民の方から、5月17日昼頃、八幡地域上空を、これまで見たことのない航空機が飛んでいったのを見ました、あれはオスプレイだったのではないのでしょうかと問合せがありました。危機管理室に問い合わせたところ、オスプレイが市川市内上空を飛行したことが判明しました。私は2021年12月2日、江戸川放水路上空をオスプレイが飛行したことについて、2022年の2月定例会で質問しました。そのとき危機管理監の答弁では、木更津駐屯地から群馬県相馬原に訓練に向かったことを確認しました。今回は市街地上空を飛行したにもかかわらず、どこからどこへ、何のための飛行かも教えていただけませんでした。全国各地で平和的な市民の交流の場に自衛隊車両や戦闘機を模した子ども向け遊具などの展示企画に反対の声が上がリ、中止したとの報告もあります。平和的な楽しい交流の場が、不安や懸念を与える場にならないように、市として最大の努力をしていただくことを求めて、この質問を終わります。

最後になります。次の質問は大項目5番目、JR下総中山駅南口のバリアフリー化についてです。

下総中山駅南口のバリアフリー化については、これまでも何回も議会で取り上げられてきました。しかし、具体的な対策が講じられないまま今日に至っています。そのために早急な解決を求めて、昨年11月に船橋と市川の市民が、JR下総中山駅南口のバリアフリー化早期実現をめざす会を立ち上げ、署名活動を開始しました。本年2月、船橋市に署名を提出し、本市に要望書を提出しました。5月24日、JR東日本千葉支社に署名を提出しました。この現状について、(1)市の認識について伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

JR総武線下総中山駅は船橋市域に立地しておりますが、多くの市川市民が利用しており、令和3年度の1日当たりの平均乗降客数は約3万9,000人で、市川・船橋市域にあるJR総武線の7駅では、本八幡駅に次いで6

番目の乗降客数となっております。バリアフリー化の状況としましては、改札内には車椅子に対応したトイレや、改札階とホーム階を結ぶエレベーター、ホーム上にはホームドアが整備されております。また、改札の外の北口は駅前広場から段差なく駅構内に接続しております。その一方で、南口については、道路と駅構内に約1.2mの高低差があり、階段のみが設置されている状況となっております。駅の南側においても利用者が多く、段差解消に対する署名等による要望が市川、船橋の両市とJR東日本に提出されるなど、本市としてもバリアフリー化の必要性を認識しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 再質問です。過去にスロープの設置が検討されたようですが、地形的、技術的に困難と判断されました。何とかできないのか調査する中で、JR恵比寿駅西口には下総中山駅南口と同数の6段の階段分のエレベーターが設置されていることが分かりました。その他の駅でも、狭いスペースを利用してエレベーターが設置されています。このめざす会では、下総中山駅南口にエレベーター設置をと要求しています。このことについて、市はどのように認識しているのか伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 スロープの設置につきまして、国のガイドラインでは、勾配が20分の1以下で高さ60cm以内ごとに踏み幅1.5m以上の踊り場を設けることが望ましいとされております。このため、南口にスロープを設置するためには25m以上の長さが必要となるなど、設置箇所の確保が課題となっております。このようなことから、現状ではスロープの設置が困難な状況と考えており、エレベーター等の昇降機による段差解消が必要と認識しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 再々質問になります。市としてエレベーターなどの昇降機による段差解消の必要性を認識していることを確認しました。鉄道事業者にバリアフリーに関する補助金を交付している自治体があると聞いています。本市では補助金の交付について、どのようになっているのか伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 鉄道駅のバリアフリー化については、市川市鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付することになりますが、JR総武線下総中山駅は船橋市域の鉄道駅であることから、本市の補助対象とはなっておりません。また、JR東日本については、本年3月18日から鉄道駅バリアフリー料金制度を活用し、運賃を改定しております。この制度は、国が令和3年12月に鉄道駅のバリアフリー化によって受益する全ての利用者に薄く広くバリアフリー化に伴う費用について負担をいただく制度として創設されたものでございます。このため、本市においても補助金交付要綱を改正し、この制度を活用した整備については補助の対象から除外することとしており、制度の活用以降、市川市内の鉄道駅で対象となった事業はございません。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 JR下総中山駅は船橋市域であることから、JRへの主体的な働きかけは船橋市になるわけですが、市川市民も多く利用している駅です。市川市として、船橋市にお任せということにならないと思います。

そこで、(2)船橋市、JRとの協議について伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

J R 東日本に対しては、県内自治体など約50団体で組織され要望活動等を行う千葉県 J R 線複線化等促進期成同盟を通じて、駅の所在地である船橋市が平成22年度からスロープ、またはエレベーター等による段差解消を要望しております。本市におきましても、船橋市と同様にバリアフリー化が必要と考えていることから、平成29年度からは船橋市と連携して要望を行っているところでございます。

また、これらの要望活動のほか、J R 東日本と船橋市、本市の担当者が一堂に会した際には協議をしてみました。J R 東日本からは、当駅は既にバリアフリー経路が北口に確保されており、通称バリアフリー法では基準に適合している駅となっていることや、2経路目の整備はターミナル駅など大規模な駅が対象となっていることから、優先順位は低いとの見解でございました。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 再質問です。担当者が一堂に会した際の協議で、優先度は低いとの J R の見解が示されたとのことですが、課題解決に向けて、さらに協議の進展を図る必要があると考えます。そこで、船橋市、J R、市川市との3者協議について伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 本年2月に署名等による要望が市川、船橋の両市に提出されたのを受け、3月には船橋市が本市を訪れ、両市で情報共有を行いました。その後の5月には本市が船橋市を訪問し、引き続き両市で連携し、要望することを確認したところでございます。今後は、J R 東日本と船橋市、本市の3者で協議する場を設けることとしており、今月末を目標に調整を進めております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。様々な努力をされていることは理解しましたが、バリアフリー化は待ったなしの課題です。5月初めには80代の女性が転んで頭から血を流す事故が起きたとのこと。幸い軽傷で済んだようですが、いつ大きな事故が起きてもおかしくない危険な状態です。本市と船橋市がこれらの情報を共有し、緊急な対策が必要だとの認識で一致し、J R に対して一日も早く安全対策を講じるように迫ってください。3者協議で具体的な進展が図られることを期待し、注視してまいります。私も市民の皆さんとともに、バリアフリー化実現を目指して頑張ってまいります。

以上で私の一般質問を終わります。

~~~~~

○つちや正順副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

---

午後3時30分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

石原みさ子議員。

[石原みさ子議員登壇]

○石原みさ子議員 清風いちかわの石原みさ子でございます。通告に従いまして、大きく2つのテーマについて

質問いたします。

最初のテーマは選挙事務についてです。

早いもので、私たちが候補者となりました前回の市議選から2か月がたとうとしています。(1)令和5年4月に行われた千葉県議会議員一般選挙及び市川市議会議員選挙の概要、投票結果の分析、課題について御説明ください。

(2)として、投票行動につながる投票率向上の取組について4点伺います。

ア、高齢者への支援について。投票に行く意思を持っているにもかかわらず、足腰の衰えを感じている高齢者の方々が投票に行くのを諦めてしまう、また、大変苦勞して投票に行っているという声が多く寄せられています。高齢者が多く住んでいる地域には投票所までの移動が短くて済むように、今よりも狭い範囲で投票所を設け、投票所の数を増やすことができないかお尋ねいたします。

次に、イ、障がいのある方への支援について伺います。今回、投票支援カードを利用された方の御家族から、たとえ障がいを持っていても大切な一票を投じることができましたと喜びいっぱいのコメントをいただきました。投票するという誰もが持っている権利を行使することができて、御本人はとても自信になったというお話でした。このカードをもっと多くの方々へ周知し、活用していただきたいとの要望を受けましたし、私もそう願っています。そこで、投票支援カードの周知方法について詳しくお答えください。

次に、ウ、若年層に対する取組について伺います。令和元年12月定例会の代表質問の中で、私は投票率の低い若年層、特に20代の方々への取組について質問しました。その御答弁で、包括協定を結んでいる千葉商科大学、和洋女子大学などと連携した取組を検討すると伺いました。その後の進捗、現況はどのようになっていますでしょうか、お答えください。

最後に、エ、主権者教育の現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

2つ目の質問は、孤独・孤立対策についてです。

警察庁自殺統計データによりますと、我が国の令和4年の自殺者は2万1,881人で、対前年比874人、約4.2%の増となりました。男女別に見ると、男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続の増加となっており、男性の自殺者は女性の2.1倍でした。また、小中高生の自殺者の総数は、令和4年514人となり、令和3年に比べ41名増加、過去最多となっております。長引くコロナ禍での自殺者の増加をきっかけに、その対策への取組として、国では当時の菅総理の下、令和3年2月、孤独・孤立対策担当室が立ち上げられ、民間団体と連携して当事者支援を推進してまいりました。そして第211回通常国会において、孤独・孤立対策推進法が成立、今月7日に公布されたところです。この法律は令和6年4月1日に施行されますが、孤独、孤立に悩む人を誰1人取り残さない社会を目指すものです。地方公共団体は、その推進体制において関係機関等に構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるとあります。

そこで質問いたします。現在、本市では孤独・孤立対策にどのような取組がなされ、また、どのような関係団体と連携しているのでしょうか。相談体制、居場所づくりなど、現状と課題をお伺いいたします。

以上、1回目の質問とし、御答弁の後、再質問いたします。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

岩井選挙管理委員会事務局長。

[岩井 滴選挙管理委員会事務局長登壇]

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 選挙事務についてお答えいたします。

初めに、(1)について、本年4月9日執行の千葉県議会議員選挙の概要等になります。定数6名に対して9名が立候補し、前回の7名より2名増となっております。そのうち女性は2名で全体の22.22%を占め、いずれも

当選し、前回より1名の増となっております。全体の投票率は35.7%で、前回より2.61ポイント上回り、市内78か所ある投票所において、投票率が最も高かった投票所は市川地域ふれあい館の45.78%、全体の投票率に近かった投票所は塩浜学園の35.62%、最も低かった投票所は富美浜地域ふれあい館の24.74%となっております。全投票者のうち期日前投票をした方の割合は30.34%で、前回より3.8ポイント上回っております。

次に、4月23日執行の市川市議会議員選挙の概要等になります。定数42名に対して65名が立候補し、前回の56名より9名の増となっております。そのうち女性は11名で全体の16.92%を占め、うち9名が当選し、前回より2名の増となっております。全体の投票率は37.59%で、前回より4.36ポイント上回り、投票率が最も高かった投票所は富貴島小学校の48.05%、全体の投票率に近かった投票所はいきいきセンター北国分の37.05%、最も低かった投票所は二俣小学校の28.46%となっております。全投票者のうち期日前投票した方の割合は32.14%で、前回よりも5.02ポイント上回っております。

当日の有権者数、性別及び年代別等の投票率につきましては、千葉県議会選挙及び市川市議会選挙ともほぼ同様の傾向にありましたので、分析結果や課題については、市川市議会議員選挙の結果を基にお答えいたします。

当日の有権者数は39万9,925名で、15万341名の投票がありました。性別による投票率では、男性が36.84%、女性が38.35%、年代別の投票率では、10代が27.68%、20代が19.53%、30代が28.65%、40代が35.72%、50代が40.67%、60代が49.46%、70代が55.23%、80歳以上が41.2%となっております。

これらの投票結果から、3つの課題があるものと考えております。

1つ目は、女性の立候補者数や当選者数は前回を上回ったものの、国が示す地方議会等の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことが基本原則とされていることに対して、目標値から大きく離れていることへの対策、2つ目は、年代別の投票率において20代が最も低いこと及び3つ目として、投票所別において、行徳地域と二俣地域の投票率が低いことに対する投票率向上の対策が挙げられます。これら3つの課題については、さらに分析、検証した上で、効果的かつ実現可能な対策を実施してまいりたいと思います。

次に、(2)の投票行動につながる投票率向上の取組について、ア、高齢者への支援についてになります。現在の投票所の配置につきましては、国より、投票所から選挙人の住所までの道のりが3km以上ある場合には遠距離地区の解消に努めることと示されており、本市ではその基準に収まっております。一方、足腰の衰えを感じている御高齢の方が自宅から遠い投票所では、投票に行くのに苦勞するといった声もお聞きしております。特に市の北東部では投票所までの公共交通機関がない場合、徒歩や自転車などにより投票に行くことが予想されます。御高齢の方がより安心、安全に投票できる投票所が増えることは大切なことであります。今後は、投票所になっていない公共施設等を点検し、投票所の配置、投票区の設定が可能かどうかについて慎重に検討してまいります。

次に、(2)のイ、障がいのある方への支援についてになります。投票支援カードの周知方法といたしましては、市公式ウェブサイトや「広報いちかわ」選挙特別号、入場整理券による周知に加え、市内公立の福祉施設でありますいきいきセンターや地域ふれあい館、明松園、フォルテ行徳、身体障がい者福祉センターに対して文書案内を行っております。そこには、御家族やお知り合いの方にも幅広くお伝えしていただくよう、併せて御案内をいたしました。今後、支援を必要とする方に幅広く伝わるよう、民間の福祉施設への周知を広げるなど検討してまいります。

次に、(2)のウ、若年層に対する取組についてになります。市内3つの大学との検討状況といたしましては、学生に市川市明るい選挙推進協議会の会員として御加入いただき、若者の視点から選挙啓発を行うことや、大学構内に投票所を設けることなど、若者の投票率向上につなげるといった提案等がなされました。しかしながら、協議会への加入については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により協議会自体の活動が休止していたため、協議が進んでおらず、また、大学構内への投票所設置についても、市内在住の大学生が少ないことを理由に

実現に至っておりません。このような中で実施に至った取組として、実際に投票所において投票立会人となっただき、投票所の現場を体験していただくことを実施しております。応募者数は令和3年10月の衆議院議員選挙では47名、令和4年3月の市川市長選挙では13名、同年7月の参議院議員選挙では92名、本年4月の統一地方選挙が23名となっており、時期によって応募者数に変動はありますが、定着してきたものと認識しております。新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が解除されましたことから、明るい選挙推進協議会との連携も含め、大学との共同での新たな啓発活動について協議してまいりたいと考えております。

最後に、(2)のエ、主権者教育の現状と方向性についてになります。若い世代への主な主権者教育としては、平成26年度より選挙管理委員会事務局の職員が市内の小中高の各学校に赴き、選挙に関する講義や生徒参加による模擬選挙などを行う出前授業を行っております。各学校へ御案内を行ってまいりましたが、コロナ禍において希望する学校が減少し、令和4年度は依頼が全くございませんでした。そのほか、各学校に対し選挙啓発ポスター、標語、書き初めを募集し、優秀な作品には生涯学習センター等で展示会を実施しております。今後は、選挙に関する出前授業の積極的活用を学校側にPRするなど、主権者教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

〔菊田滋也福祉部長登壇〕

○菊田滋也福祉部長 私からは孤独・孤立対策についてお答えします。

急速な少子・高齢化の進展など、社会情勢の変化により社会及び他者との関わりが希薄化し、望まずに孤独となり、社会的に孤立して必要な支援を受けることができない状態に陥る人が増加していると言われております。孤独、孤立の実態については、地域及び国の活力低下につながるものが懸念されているにもかかわらず、貧困や虐待、自殺等の重大な問題が増えている現状において、必ずしも十分に把握されておられません。また、本市においても、高齢化率は21%を超え超高齢社会の入り口に立ち、今後ますます単身世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれる中で、孤独、孤立の深刻化が懸念されております。孤独、孤立は高齢者に限らず、子どもや障がい者など世代を超えた問題であります。本市では、これまで福祉、保健、子ども、教育などのそれぞれの専門的な相談窓口で受け止め、支援につなげてまいりました。孤独、孤立を含む包括的な相談窓口として、本市には以下の相談窓口があります。

まず福祉部の相談窓口には、高齢者の包括的相談窓口として、市内に15か所ある高齢者サポートセンター、障がい者の御相談窓口として基幹相談支援センターえくる、生活困窮者の相談窓口として市川市生活サポートセンターそら、また、ホームレスの自立支援事業としてNPO法人エス・エス・エスに委託し、相談や支援を行っております。

次に、保健部では、自殺対策の取組の中で市民の方が安心して相談できるよう、こころの健康相談として、フリーダイヤルによる電話相談、面接相談、メール相談を実施しております。小学5年生以上の児童生徒には、相談先をまとめた若者のための相談ガイドを配付し、相談窓口を案内しております。また、保健師が家庭訪問などを行った際に、心の支援が必要と判断した妊産婦に対しては、精神科医との面談ができる母と子の相談室を年に8回実施しております。このほかにも、特別な支援を要する家庭には保健師が訪問し、関係各課と連携を図り、対応しているところです。

次に、総務部が所管する男女共同参画センターでは、女性のためのあらゆる相談窓口を設置し、女性からの様々な困り事の相談を受け付けていますが、当センターは、いわゆるDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターを兼ねていることから、この相談窓口において女性のDV被害者からの相談を電話及び面接にて受け付けています。当該窓口寄せられたDV相談は、令和2年度は1,015件、令和3年度は1,399件、令和4年度は

1,390件となっています。また、DV被害者に対しては、窓口相談に加えその他の取組として、民間団体との共催で、孤独や孤立を防ぐことを目的の一つとした女性のための居場所づくりを行っています。

次に、こども部では、子育て世帯に対しては、親子つどいの広場や地域子育て支援センターなどの地域の子育て支援拠点を整備し、専任の職員に相談できる場を提供しております。子ども本人に対しては、遊びを通して成長を見守るこども館が、家庭でも学校でもない第3の居場所となり、保育士や学校教諭などの資格を持つ児童厚生員が話や悩みを聞いています。そのほかの子どもの居場所としては、民間団体やNPO団体が行う子ども食堂があり、市としてもその活動の支援を行っています。

次に、教育委員会では不登校等の相談は、中学校にはライフカウンセラーとスクールカウンセラー、小学校にもスクールカウンセラーを配置しており、保護者や児童生徒の希望に応じ相談できる体制としております。また、不登校児童生徒の居場所として、公的施設では市川市適応指導教室ふれんどルームがあり、民間施設、フリースクール等については、千葉県の不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイドや、NPO団体、ホームページ等からの情報を案内しております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 答弁が終わりました。

石原みさ子議員。

**○石原みさ子議員** 御答弁それぞれにお伺いいたしました。では、ここからは一問一答にて再質問してまいります。

まず、選挙について伺いました。市議選の投票率37.59%、前回より4.36ポイント上回ったということだったんですが、まだまだ低いというのが感想です。また、期日前投票は32.14%で、5.02ポイント前回よりも増えたということでした。これは今後もどんどん増えていくのではないかなと、この傾向は、まだしばらく続くのではないかと思いました。

課題を3点挙げていただきました。まず1つ目の課題が、女性の候補者数と男性の候補者数が国の目指す均等から大きく離れているということです。つまり、女性候補者数が極端に少ないというのが市川の現状ということです。現在、女性議員は9名で、これは本市としては過去最多なのですが、実は16年前にも9名の時代がありました。女性が候補者となりにくいのは、どのような障がいがあるのか。資金面なのか家族の理解が得にくいのか、あるいは政治は男性の仕事という考え方によるものなのか、今後はそのような研究が必要なのではないかというふうに考えます。同じ千葉県の白井市では、18名の新しい議員が誕生しましたが、そのうち10名という過半数が女性議員になりました。このような議会も身近にあるわけですので、どうぞ今後は女性候補者を増やす取組をもっと積極的にしていただきたいと要望いたします。

本市の女性の比率は16.92%、白書によれば、令和2年12月現在、全国の平均が16.2%なので、都市部は割合、女性議員の数が多いと言われているんですけども、市川市に関してはそんなに多いとは言えない状況です。

それから、2つ目の課題なんですが、20代の投票率が最も低いという結果で、4年前もそうでした。御答弁を伺いまして、コロナにより若い方への啓発が中断してしまったこと、理解いたしました。令和元年の御答弁の内容、一部はやっていただいているようですけれども、本格的に取り組まれるのはこれからというふうに理解いたしましたので、ぜひできることから始めていただいて、今後に期待したいと思います。現在、千葉商大も和洋女子大も地域連携センターという新しい課を設けて、そちらの職員が学生を地元へ送ろうとしているんですね。ですので、市川市が行っているお祭りですとかイベントにも大変協力的になっておりますので、ぜひ今後も選挙、投票するということについても連携を取って、若い方々の啓発につなげるようにやっていただきたいと思います。

います。

3つの課題に対しましては、御答弁にございましたように効果的で現実的な対策をお願いいたします。

また、高齢者の支援として投票所を増やすことを御提案いたしました。ぜひしっかりと公共施設などを点検していただいて、少しでも容易に投票へ出かけられる環境の整備をお願いいたします。強く要望いたします。せっかく行く気持ちがあるのに行けない、そういった高齢者が本当にたくさんいます。もったいないですね。投票支援カードの周知も併せてお願いいたします。

では、再質問いたします。郵便などによる不在者投票制度について、本市の現状はどのような状況でしょうか、お答えください。

○稲葉健二議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 本市の郵便等による不在者投票制度は、千葉県議会議員選挙で476名、市川市議会議員選挙で429名の方が利用されております。郵便等による不在者投票の対象者は、障がい等の程度によって対象が異なりますが、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の選挙人の方に認められています。また、指定された病院や老人ホーム等に入院等をされている方は、その施設内で不在者投票が可能となっております。このように、対象者が限られておりますが、現在の国の方において、この対象者の範囲を要介護5から要介護3にまで拡大する議論がなされております。本市といたしましても、対象者の範囲を拡大することは投票環境の向上にもつながりますので、引き続き国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 答弁ありがとうございます。今現在は、国においては対象者は要介護5の方ということなのですが、要介護5というとなかなか難しいですね。実際、投票できるのかということもありますし、投票をしたいけれども行けないという方々は、やはり要介護3とか要介護4にいらっしゃると思いますので、国の議論を注視していきたいと思っております。ぜひ要介護3まで拡大された折には、市川市としましては、市民の皆さんに確実に周知していただいて、これも結果が出るように取組をお願いいたします。

もう1点、再質問いたします。主権者教育についてです。教育委員会へ取組についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

主権者教育とは、政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の1人として主体的に担うことができる力を身につけさせることを目的とした教育であります。学校教育におきましては、小学6年生の社会科や中学3年生の公民で学び、習得させた知識を確かめたり深めたりするために、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するまでは、国会議事堂や千葉県議会の見学など校外での学習も行っておりました。令和2年3月以降は校外での学習について、中止や大幅な変更などで活動が制限されていましたが、その期間はGIGAスクール構想により導入された1人1台タブレットを利活用するなど、指導方法を工夫しながら学びを進めてまいりました。令和5年4月以降は、見学場所の受入れ再開や人数制限の撤廃により、千葉県内外の見学先も制限がなくなり、子どもたちにとっては、見学先で得た体験とオンライン学習で得た知識を基に、学習の一層の充実を図ることができると考えております。

また、主権者教育を進めていくためには、社会科だけでなく他教科等との連携を図り、教育課程全体を通じた指導の充実により育成されるものであると考えております。

ある中学校では、政治や社会での出来事について自分のこととして考えさせるために、時事問題テスト、新聞交換ノート、新聞の校内掲示など、新聞を活用した取組を日常的に行っております。さらに、ある小学校では、キャリアに関する学習として、様々な職業に就いている方々をゲストティーチャーとしてお招きする中で、政治に詳しい卒業生の方から市議会について話を聞く機会を設けたことで、子どもたちにとって政治を身近に感じるきっかけとなったとの報告も受けております。主権者教育は、将来の投票行動につながる重要な教育であります。教育委員会といたしましては、先ほど御紹介したような学校の取組を広く市内全ての学校に紹介するとともに、学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学び、教科等横断的な学び、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、引き続き各学校への指導、助言に努めることで、今後も主権者教育を推し進めてまいります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 石原みさ子議員。

**○石原みさ子議員** 御答弁いただきました。教育委員会が行っている学校現場での主権者教育、また、主権者教育に対する考え方、よく理解できました。学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学び、教科等横断的な学び、社会に開かれた教育課程の実現に向けて主権者教育を推し進めていくという御答弁でした。まさしく主権者教育は将来の投票行動につながる重要な教育でありますし、一人一人がもっと人権を学ぶ上でも大変貴重な機会となっております。市川市は大変恵まれていて、新聞組合から無償で新聞を小中学校には配られておりますし、そういった教材には事欠かないという環境がございます。どうぞそういった機会を大いに活用して、今後も教育の現場で主権者教育を進めていっていただきたいと思います。

1つ要望なのですが、この主権者教育が教育委員会でどんなふうに行われているのかなと思って探したんですけども、なかなか主権者教育という言葉自体が出てきていないんですね。先日配られました学校の評価が書かれた冊子の中でも、道徳教育とか、英語教育とか、そういう言葉は出てくるんですけど、主権者教育という言葉を探すことができなくて、そうすると、どういうふうに進捗しているのかというのがなかなかちょっと理解しにくいところがございますので、その辺をもう少し分かりやすい表記をお願いいたします。

8月には市長のタウンミーティングで児童議会が開催されると伺いました。これはタウンミーティングとして行われるということは理解するんですけども、私はぜひこのタウンミーティングを1回だけで終わらせないで、これを主権者教育へと発展的に持って行っていただきたいなと思います。この議場という神聖な場で、子どもたちが着席をしたり、発言をしたりすることが、まさしく主権者教育なんだと思うんですね。ですから、将来の投票行動にもつながり、あるいは将来の政治家が生まれるかもしれない、そういう子どもたちの主権者教育に、市長自ら、どうぞ御尽力をお願いいたします。

では、次に移ります。孤独・孤立対策について再質問いたします。御答弁を伺いました。ここからはもう少し焦点を絞ってお尋ねしてまいります。まず、福祉部にお伺いいたしますが、高齢者、障がいのある方の居場所の把握、また、生活困窮者やホームレス支援、どのような団体と連携しているのか、もう少し詳しく御説明ください。

**○稲葉健二議長** 菊田福祉部長。

**○菊田滋也福祉部長** 高齢者の居場所には、地域住民が主体となっているものと市が主催する講座があります。地域住民が主体となって活動している主な居場所として、次の3つがあります。1つは高齢者クラブで、市内に約100団体あり、歌や踊り、健康体操など様々な活動を通じて地域福祉の向上を図っております。2つ目は、人と人とのつながりをつくる身近な場所として、約110か所のてるぼサロンがあり、地域住民の方々によって自治会館や公民館などで月1回程度開催されております。3つ目は、市川みんなで体操です。DVDやCDを使って、どこでも、誰とでも、いつでも始められる体操として、約40団体が自主的に活動されており、活動を始める

際には、市の職員が運営のサポートを行っております。

次に、市の主催する居場所としてはシニアカレッジがあり、いきいきセンター12施設で60歳以上の方を対象に、多彩な講座から興味のあるものを選んでいただき、参加いただいております。今年度は面白いマジックなど23講座を予定しています。また、シニアカレッジを受講した気の合う仲間同士で集まり、同好会等として、いきいきセンターでその後活動していらっしゃる団体が228団体あります。

次に、市川市障害者団体連絡会に加盟している障がい者の団体は20団体あり、障がい者やその家族で構成され、自立や社会参加、生活の向上と安定、情報共有など図っております。

次に、生活困窮者の相談支援機関は、本市では社会福祉法人一路会に業務を委託し、市川市生活サポートセンターそらにおいて、就労準備や一時生活支援などを行っています。

次に、ホームレスの自立支援はNPO法人エス・エス・エスに業務を委託し、ホームレスの巡回指導や自立支援に向けた相談などを行っています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 福祉部長、ありがとうございます。考えていた以上に高齢者の皆さんの居場所はたくさんあるんだなというふうに思いました。また、障がいのある方や生活困窮者、ホームレス支援についても、市川市がそれぞれの先進的な取組をしている団体と連携して行っているということ、よく分かりました。これからもますますパイプをつないでいただき、もっともときめ細かいサービスができるようお願いいたします。

では、次に総務部にお尋ねいたします。ここでは孤独、孤立に陥りやすい環境にあると考えるDV被害者の居場所づくり、また、民間団体との連携に特化して、現状と今後の方向性を伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

現在、男女共同参画センターで行われています女性のための居場所づくりは、日常生活の中で息苦しさや不安感などを抱える女性が自由に集い、読書したり、手作りの小物を作ったり、自分のための自由な時間を過ごすことができる居場所を提供するものであります。この取組は、本市が行ったDV被害者サポーター養成講座を受講し、修了した受講生の有志によって立ち上げられた自主活動グループが主催しており、市は共催という形で関わり、会場の提供などを行っています。そのほかに民間団体と連携した取組として、DV被害者支援等を行っていますNPO法人が主催するDV被害者支援養成講座が、今年度、市の共催事業として当センターにおいて開催される予定となっております。この講座は、10月から来年1月にかけて全10回の講座となっており、暴力の問題や被害者の生活再建に効果的な支援の方法などを学び、被害者支援につなげていく内容となっております。今後も民間団体が行うDV被害者支援について、市として協力していく必要があると判断した場合は、積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 総務部長からお話を伺いました。多様性社会推進課を中心にした取組、DV被害者サポーター養成講座の修了生との連携などを伺いました。今一番困っているのは人材育成なんです。相談員もそうですけども、DVの被害者に対して寄り添う立場にあるべき、そういった相談員や、また、サポーターの人材が本当に少なく、なかなか不十分な状態が続いております。ですので、以前は市でもずっと定期的に人材育成を、サポーター養成講座をやってきていたんですね。それが、あるときからなくなってしまって、また、それでコロナになって、もうしばらくやっていないので、なかなか後継者が育っていないという状態で、そうしますと、せつ

かくつながっていても、その会がなくなってしまえば、もう終わりになってしまうので、ぜひ今後は人材育成ということを頭に入れていただいて、より質の高い相談員なりサポーターを育てるということを念頭に、いろいろな事業に取り組んでいってほしいと願っています。

これまで市川市では男女共同参画センターでDVに関する講座というと、大体1日か2日の講座が多かったんですけど、今年は10月に応用編と基礎編と連続全10回の講座というのは、これまでにない大変ボリュームの大きなものですね。非常に期待したいと思います。こういった講座を受けた方が、受けて終わりではなくて、やはり活動してもらわないと、税金を使って講座を受けるわけですから、その後活動していただくということを考えたほうがいいと思うんですね。なので、ただ勉強して終わりではなくて、やっぱり講座を受けた方は、このDVの講座に限りませんが、その後、受けたということ、学びを市民にお返しする、そういうことをきちんとやっていくべきだと思います。この10月から1月にかけて全10回の講座を受けた方々が、1人でも2人でも関わっていただけることを願っています。

また、1つ提案なんですけれども、今まで市川市にはないんですが、私は以前、青森県を視察したときに、また、都内にはあるんですけど、ピアサポートグループというのがありまして、つまり同じ経験をした、ここで言えば同じDVの被害者同士、かつてDVの被害者だった人が、今被害者で非常に苦しんでいる人と同じ場を共有して、悩みを聞いたり、相談に乗ったりするという、そういったピアサポートグループがあると、本当に被害者にとってはよりどころとなる居場所になります。ぜひ今後の取組として検討をお願いいたします。

では、次の質問に移ります。次は、こども部にお伺いいたします。本市が昨年からの支援しております子ども食堂、これは子どもたちの居場所として果たす役割が大変大きいと考えます。また、市内で子ども食堂をやっている団体も増えたと聞いています。今幾つの団体があり、どのようにその役割を市は捉え、どのような連携を行っているのかお答えください。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

市川市内の子ども食堂につきましては、現在16団体の活動を把握しております。その多くはNPO法人や地域のボランティアによって、おおむね月一、二回ほど開催されております。子ども食堂は、食事の提供のみならず学習支援、遊びの場の提供や生活の相談を行う地域における子どもの居場所であると同時に、子どもたちが地域の人々と触れ合える交流の場でもあります。また、利用している子どもの様子を見守る中で、支援が必要な子どもを発見する気づきの拠点としての役割もございます。本市としましては、子ども食堂を子どもたちの家庭や学校以外の第3の居場所、またセーフティーネットとして重要な取組であると認識しております。そのため、本市では子ども食堂に対し、昨年度より補助金として、開催1回につき1万円の運営費と活動で使う備品の購入費用や食品衛生講習会の受講費用について、1団体当たり年額42万円を上限として交付することで、その活動を支援しております。

また、連携の状況についてでございますが、市は子ども食堂を運営する団体から生活の様子が心配な子どもについての相談を受け、特に支援が必要な子どもへの対応に当たっては、児童虐待や養育相談に対応する本市のこども家庭支援課が援助の受皿としてバックアップするほか、市が支援している子どもたちに安全な居場所として子ども食堂を紹介するなど、子どもの健やかな成長を図れるよう連携に努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁ありがとうございます。今16の団体に増えたんですね。昨年に引き続き今年度も開催1回につき1万円の運営費と備品や食品衛生講習会の受講費用として、1団体当たり上限42万円の補助金を交

付しているという御答弁でございました。どんどん子ども食堂が増えていって、また、それによって周りのいろんな活動している団体が子ども食堂を支援しようという機運が高まっているように思います。市川市の私がちょっと誇りに思うのは、子ども食堂といっても、ただ単に食事を提供して終わりではなくて、そこに遊びの提供があったり、勉強を教えたり、あるいはお母様の悩みを聞くような方がいるという、そういった場になっているということです。それこそ今、部長がおっしゃったように、子どもたちの第3の居場所、セーフティーネットなのだろうと思います。市と子ども食堂を運営している方々との関係は非常にいいというふうには私は思うんですけども、時々子ども食堂を視察して回っているんですが、中には、保健所とのやり取りで非常に困難を極めて困っているということもよく耳にします。やはり保健所とのやり取りというと、市の職員ではないので、なかなか意思の疎通がうまくいかなかったり、無理なことを言われちゃったりとかするようなんです。なので、これからはちょっとそういったことに対して、どうしたらいいのか悩んでいますので、ぜひどういうふうにしたら解決するかという知恵を子ども食堂の運営している皆さんに授けてください。行政側の都合なんだとは思いますが、どういうふうにしたらいいのかわからなくて、市はどうぞどうぞと言っているけれども、保健所とうまくいかないというケースがよく見られますので、よろしく願いいたします。こちらはこれで結構です。

では、次に教育委員会にお伺いいたします。先ほどの御答弁の中で、この再質問では、不登校児童生徒の居場所支援について伺います。まず、不登校児童生徒の現在の状況について伺います。お願いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

本市において不登校を理由とし30日以上欠席している児童生徒数は、令和4年度は小学校では303人、中学校では460人と前年に比べ増加しております。不登校児童生徒の居場所として、公的施設では市川市適応指導教室のふれんどルーム市川がございます。そのふれんどルームの状況ですが、令和3年度は72名、令和4年度は71名が利用しており、今年度は6月13日現在でふれんどルームへの通級児童生徒数は、体験入級者も含めて小学生10名、中学生が19名、合計29名となっており、今後も増加が見込まれます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 不登校の子どもたちは、今本当に増えていまして、全国で24万人、過去最多の状況ですね。そして、その数を単純に割ると、小学校の77人に1人、また、中学校の20人に1人が不登校の状況です。学校で学べない子どもたちをどうにか学校以外の場所を見つけて、生き生きと学ぶということをやめずに育ててほしいと思うわけなんですけれども、今、居場所という意味ではふれんどルームのことを御紹介いただきましたが、ふれんどルームは小学校4年生以上の受入れですので、低学年の子どもたちの居場所という意味では全く機能していないわけですね。市川市は現在のところ、低学年の子どもたちの受入れ場所がありません。低学年の不登校の子どもたちの受入れ場所はふれんどのような公的施設としてはございません。これは喫緊の課題だと思います。かといって、定員はもうとっくに撤廃して、定員なしにしても、今もう満杯な状態ですから、中学生も多いですし、そういう中で低学年をふれんどにというのは現実的ではないと思います。なので、やはりここは、例えば行徳地区にもう一つのふれんどのナンバーツーをつくるとか、あるいは北のほうにふれんどのような適応指導教室を、今度はNPO団体などに委託をして運営をお任せしながらやっていくとか、そういった次の段階のことをぜひ考えていただきたいと思います。それが課題だと思います。

次に、民間施設、フリースクールとの連携についてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

現在は保護者やフリースクール等の民間施設からの申出により個別に連携を行っております。本市におきましてフリースクール等の民間施設を利用している児童生徒数は、令和3年度、小学校7名、中学校15名の合計22名、令和4年度、小学校12名、中学校22名の合計34名となっており、増加傾向にあります。保護者からの問合せに関しましては、千葉県の不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド、NPOの情報を基に御案内しておりますが、そのほかにも不登校ガイドマップの積極的な活用を進めております。本人をキャラクターに設定したアバターとしてオンライン学習に参加できるフリースクールや、学習に重点を置いた学習塾併設型施設など、民間施設の在り方も多様化しております。教育委員会としましては、フリースクール等の民間施設への視察や情報収集によって、児童生徒へのよりよい支援や将来的な社会的自立につなげるよう努めてまいります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 石原みさ子議員。

**○石原みさ子議員** 御答弁ありがとうございました。フリースクール等との連携なのですが、情報として御紹介するということはあるようですけれども、なかなか実際のフリースクール運営者と意見交換ができるというところまでには至っていないというふうに理解しました。以前から何回も教育センターの職員が替わるたびに市内のフリースクールを訪れたりしてコミュニケーションを図るんですけど、やはり人事異動で、またゼロに戻ってしまうんですね。ですから、そういった情報をぜひ構築していただいて、スムーズにコミュニケーションが成立するように工夫していただきたいと思います。また、民間施設という意味では、フリースクールもそうなんですけれども、ほかにも任意団体でいろいろな会が活動しています。不登校親子応援ガイドマップというのがあります。この新しい改訂版を市川市も頂くことになりましたので、ぜひそれを活用していただいて、各学校に1冊ずつは配られますので、情報の一端として先生方が見ていただいてもいいと思いますし、何か該当する保護者の方に教えていただいてもいいと思いますので、ぜひ有効な使い方をお願いいたします。

では、最後にもう一つ伺います。親の会についてです。不登校の子どもがいる家庭というのは、その子どもだけではなくて親も孤独、孤立を招きがちです。自分の子育ては間違っていたのではないだろうかなどと悩みまして、なかなかほかの人には理解してもらえません。そんなときに同じ経験をしている父親・母親同士がつながる親の会に救われたという人はたくさんいます。本市の親の会の取組について御説明ください。

**○稲葉健二議長** 藤井学校教育部長。

**○藤井義康学校教育部長** お答えいたします。

本市では不登校児童生徒を対象とした保護者の会、親の会を実施しております。1つは、ふれんどルーム市川に通う児童生徒の保護者の方を対象とした保護者会です。指導員やほかの保護者と交流する中で、子どもの現在の状況や変容、不安や悩みについて共有することは、保護者にとって大変有意義な時間となっております。保護者を支えることは、不登校児童生徒の心理的安定を図ることにもつながっていると考えており、年3回実施しています。

もう一つは、市内公立学校55校全ての不登校児童生徒の保護者を対象にした親の会です。学校を通じて不登校傾向のある児童生徒の保護者に広く参加を呼びかけています。こちらも年3回実施しております。同じ悩みを抱える保護者同士がつながることのできる場となることを目的とするとともに、大学教授等の専門家を招き、不登校の現状や支援の方法について話していただく講演会や、以前に不登校児童生徒の保護者であった方の話を聞く機会を設けるなど、取組を行っております。

教育委員会では、不登校児童生徒やその保護者の不安や悩みが少しでも解消できるようにしていくとともに、子どもたちの社会的自立に向けた支援について、今後も検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁ありがとうございました。親の会、2種類あるということで、年に合計6回の取組ですか。6回はちょっと少ないかなと思いましたが、毎月のように本当は開催していただけたらと思います。ただ、前回私が伺ったときは親の会の存在自体がなかった。でも、今は親の会として不登校の子どもを持つ親御さんたちの力になっているというふうに感じましたので、これは大きな前進だと思いますから、これからも途切れることなくやっていってください。

最後に、福祉部長に伺いたいんですけども、これまで様々な観点から孤立・孤独対策について伺ってまいりました。今後、ヤングケアラーとか8050問題などいろいろと山積しておりますが、市は孤独・孤立対策についてどのような課題があると考えていますでしょうか。今後の取組について簡潔にお答えください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 孤独、孤立の状況にある人は積極的に公的機関につながろうとはせず、自ら支援を求めることは少ない状況にあります。また、ヤングケアラーや8050問題、ひきこもりなど、支援が必要であっても本人や家族に自覚がなく、家庭内のデリケートな問題のため表面化しにくいという面もあります。そうした人々をどのように発見し、支援につなげていくか、また、孤独、孤立を防ぎ不安な気持ちに寄り添いながらきめ細やかな支援を行うためにも、相談窓口へのアクセスのしやすさ、また、居場所の確保が課題であると認識しています。孤独、孤立は人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るものであり、孤独、孤立に至っても支援の声を上げやすい、声をかけやすい環境の整備が必要となります。

本市では、来月より、生きづらさを抱える人を早期に発見し支援につなげるための仕組みである重層的支援体制整備事業を市川市よりそい支援事業として開始いたします。市川市よりそい支援事業の目的の一つに、地域とのつながり、人とのつながりのための居場所づくりがあります。今後、地域や人とのつながりを実感できる居場所を確保するため、孤独・孤立対策に取り組むNPO団体などの支援団体とも連携を図りながら居場所づくりを推進してまいります。

また、本年5月に成立、来年4月に施行されます孤独・孤立対策推進法の基本理念を踏まえ、国の動向を注視しながら、孤独・孤立対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 大変前向きですばらしい御答弁だったと思います。これから市川市よりそい支援事業が始まります。そして来年の4月、孤独・孤立対策支援が始まるわけですが、ますます市川市の市民がもっともっと幸せになれるように、私も応援していきたいと思っておりますので、関係機関の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

これをもちまして私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時29分散会

第 6 日

令和5年6月21日（水曜日）

令和5年6月市川市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年6月21日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問 門田直人議員、ほとだゆうな議員、石原たかゆき議員、中村よしお議員、大場 諭議員

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じ	ゆん
丸	金	ゆ	きこ
富	家		薫
沢	田	あ	きひと
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	い	つこ
ほ	と	だ	ゆうな
国	松	ひ	ろき
や	な	ぎ	みちこ
と	く	た	けい
中	町	け	い
つ	ち	や	まさ
つ	か	こ	し
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	川	隆志
西	村		敦
中	村	よ	しお
大	久	保	たかし
石	原	た	かゆき
清	水	み	な子
廣	田	徳	子
に	し	む	た
石	崎	ひ	でゆき
堀	内	し	んご
細	田	伸	一
青	山	ひ	ろかず
石	原	み	さ子

宮	本		均
大	場		諭
稲	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よし	の
増	田	好	り
越	川	雅	秀
中	山	幸	史
松	永	鉄	紀
竹	内	清	兵
加	藤	武	海
岩	井	清	央
			郎

欠 席 議 員 な し

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中		甲
副	市	松	丸	多	一
代	表	植	草	耕	一
監	査	田	中	庸	惠
委	員	本	住		敏
教	育	麻	生	文	喜
危	機	蛸	島	和	紀
管	理	小	川	広	行
監		田	中	雅	之
市	長	稲	葉	清	孝
公	室	小	林	茂	雄
長		森	田	敏	裕
総	務	立	場	久	美
部	長	佐	藤	敏	和
企	画	根	本	泰	雄
財	政	鷲	沼		隆
部	長	菊	田	滋	也
管	財	川	島	俊	介
理	部	二	宮	賢	司
部	長	小	塚	眞	康
情	報	岩	井	忠	良
管	理	藤	田	泰	博
部	長	秋	本	賢	一
文	化				
国	際				
部	長				
ス	ポ				
ー	ツ				
部	長				
市	民				
部	長				
経	済				
観	光				
部	長				
こ	ど				
も	部				
長					
福	祉				
部	長				
保	健				
部	長				
環	境				
部	長				
街	づ				
く	り				
部	長				
道	路				
交	通				
部	長				
下	水				
道	部				
長					
行	徳				
支	所				
長					

消 防 局 長	角 田 誠 司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井 滴
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 城 久 保
会 計 管 理 者	六 郷 真 紀 子
教 育 次 長	小 倉 貴 志
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	町 田 茂 幸
議 事 課 長	米 津 孝 成
(議事担当)	
主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成
(調査担当)	
主 幹	渡 辺 孝 文
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任	関 口 舞
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

会 議

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

門田直人議員。

○門田直人議員 おはようございます。れいわ新選組の門田直人と申します。新人でございます。お手柔らかにお願いいたします。

今年から市立小中学校給食費無償化、そして秋からは保育園第2子以降の無償化が行われます。今後の財源などについて問題はありますが、少子化対策に寄与するものとして高く評価したいと考えております。私の一般質問も子どもの命を守り、子育てしやすい、また、高齢者も暮らしやすいまちづくりの観点からお話したいと思っております。

まず、私がずっと続けております小中学校の登下校の見守りにについてお話ししたいと思います。私ごとになりますが、私は5年前から見守り活動という、俗に言う旗振りを始めました。動機は、都内の会社を退職後、西北部の中国分地区の自治会副会長に選んでいただいたんですが、会員が2,500世帯ぐらいありまして大きな自治会なんです。その会長さんに誘われて副会長になったんですが、地元への具体的な貢献の仕方が分かりませんでした。というのは、私もやはり御多分に漏れないように千葉都民といいたまうか、あるいは市川都民といいたまうか、そういった意識しかなかったためでございます。その後、副会長として盆踊り大会のやぐらづくりとか、じゅん菜池の梅まつりなどを企画して開催しましたが、約5年前からは自治会役員が高齢化し、開催できなくなってしまいました。しかし、その一方で、児童の登下校見守りというのは1人でもできますので、続けております。この5年間で約1,000日見守りをした経験から状況をお話ししたいと思います。

御存じのように、2021年、ちょうど2年前の6月28日、八街市で下校中の児童の列にトラックが突っ込み、男女5人が死傷した事件がございました。飲酒事件でございました。この事件の3年前から見守りをしていましたので、見守りに対する責任感が一層募ったわけでございます。県が調査したんですが、県内全755の公立小学校の通学路の一斉点検で危険箇所とされたのが4,044か所、昨年末で95.6%、3,866か所で対策が完了したと、県はこのほど6月になって発表いたしております。先順位者に対する御回答の中で、市内の危険箇所は184か所あったと。そのうち、ほとんどが解消されて1か所だけが残っているという御回答がございました。

その上で、通告に従いまして、最初から一問一答で一般質問を行います。

1 番目の大項目は、登下校時の見守り及び児童の安全確保についてでございます。

見守りを5年間続けて感じましたのは要員不足です。旗振りおばさん、旗振りおじさんの不足を感じました。私が担当しています横断歩道の前では、制限速度30kmと書かれているところを40km、50kmで飛ばしている車が少なくありません。というのは、外環道が通って、車の量が足立とか、いろんなところから入ってくるようになったわけですね。それで見守りがおろそかになれば、八街市のような事件が発生しないという保証はありません。地元の1年生から6年生までの児童の保護者はPTA側の担当者として旗振りをしています。見守りを年に2回ほどやっております。地域によっては、自治会役員とか民生委員のボランティアが協力しております。私の住んでいる中国分では、民生委員の方も協力していただくようになりました。

しかしながら、見守り活動の朝7時40分から8時10分という時間帯は、専業主婦が多かった時代は問題なかつ

たかもしれませんが、専業主婦という言葉が、ちょっと表現悪いですが、今や死語になりつつあるというふうには認識しているんですが、共働きが多くなった今、パートや派遣社員などの非正規雇用の保護者も多いわけです。その一方で自治会も高齢化が進んで、65歳の方が自治会に入ってこなくなっちゃっているんです。再雇用、再任用で働いている人もたくさんいらっしゃるわけです。見守りのための欠員が多発しております。

ここで、(1)登下校時に見守りを行う保護者や地域ボランティアの現状に対する本市の認識、対応についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

現在、市内における登下校時の見守りは様々な方々の協力を得て行われております。保護者がPTAの当番活動として、また、地域住民が自治会の活動や千葉県交通安全推進隊の活動、ボランティア活動として見守り活動を行っております。一方では、中学校ブロック単位で安全マップを作成したり、見守り活動への参加者を広く募ったりして、地域コミュニティーづくりとしても積極的に見守り活動に取り組んでいる地域もございます。これらの見守り活動は全て無償で行われております。本市といたしましては、このような見守り活動によって児童生徒の安全、安心が確保されているものと認識しており、見守り活動をしていただいている皆様には大変感謝しております。今後の対応につきましては、各学校や地域の現状等を把握した上で児童生徒の安全、安心のための見守り活動に生かすことができるよう、学校運営協議会等を通じ、各活動の様子につきまして共有、周知してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。追加取材をしたんですが、現場の校長先生によりますと、前任校でも同様であったと。当番の欠席が多くて非常に困ったということをおっしゃっていました。また、当校も同じであろうという臆測ですけれども、そういうことをおっしゃっていました。これは個人名は挙げません。

それで御本人がおっしゃっているのは、自治会でまず御協力をしていただくことがありがたいと。その上で、これは基本ですけども、運転手の方には運転マナーをよく守っていただきたい。追加として、これは県マターの話になりますが、警察官にも、やっぱりちょっと危険箇所らしきところで立ってほしい、見守ってほしいと。僅か30分足らずです。朝30分、夕方も30分見守ってほしいということをおっしゃっておりました。

この見守りに関連いたしまして、私の地元に中国分小学校という小学校があるんですが、2018年に開通いたしました外環道路——上は国道298号ですが——の向こう側を隔てた堀之内地区、あと北国分地区、国分地区、そこから通っている、登校しているという児童がございます。そのため、見守り箇所も4か所に分かれなければいけなくて余計人員不足、旗振り不足になっているんです。中国分小学校、国府台小学校、稲越小学校の校区、これは学区とも言いますが、地理上、外環道開通によって想像以上に変化しております。外環道路を渡る必要がある児童の通学路について、安全面を心配しております。

ここで、(3)安全確保の観点から中国分小学校の校区、学区を変更する考えについてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 門田議員に申し上げますが、(2)番の見守りを行う保護者の多大な負担に関しては質問しないということよろしいですか。

○門田直人議員 (2)番ですか。

○稲葉健二議長 今、(3)に移行していますが、(2)の「見守りを行う保護者の」というのは。

○門田直人議員 すみません、じゃ、(2)番を申し上げます。順番を間違えました。ごめんなさい。ちなみに先ほど申し上げましたように、地元の中国分小周辺には4か所に見守り箇所があります。

そこで、(2)見守りを行う保護者の多大な負担に対する本市の認識、対応について伺います。よろしく願いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

市内各学校におきましては、保護者の大半がPTA活動の当番として見守り活動を行っております。しかしながら、先ほど御質問者からもありましたが、昨今の共働き家庭の増加など、勤労形態の変化等により、見守り活動の当番を負担に思われる保護者や、見守り活動に参加したくてもできない保護者が増加していることは本市としても認識しているところです。あわせて、学校周辺には、登下校時に危険な箇所などもあり、見守り活動が不可欠な地域があることも認識しております。これらの状況は各学校や地域にとっても課題であることからPTA活動の当番制を見直し、見守り活動や保護者の希望制にしたり、地域住民の協力を得たりして取り組んでいる学校も増えてきております。今後も引き続き家庭、学校、地域が連携し、子どもたちの安全、安心を守るための体制づくりを検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。先ほど重複しましたが、説明いたしましたので、(3)安全確保の観点から中国分小学校の校区を変更する考えについてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

初めに、これまでの経緯について御説明いたします。外環道路建設を受け入れる際に、本市は千葉県に対して、安全に配慮して道路を建設するように、平成5年6月に9分類22項目を要望しております。その中の一つとして、分断される自治会、商店会、学区、道路などについては、その影響が極力少なくなるように、平面交差点や立体横断施設を適切に配置することを要望しております。当時は外環道路の影響で通学路が分断されることについて、中国分小学校の通学路の安全面が心配されましたが、現在は要望どおり、なかこくにこにこ歩道橋が開通し、子どもたちが安全に通学できる状況になっております。

また、中国分小学校の学区につきましては、国の基準である小学校4km以内の範囲であることから、通学距離は適正であります。通学路としての安全性につきましても、毎年、学校及び教育委員会が通学路の安全点検を実施し、危険箇所を把握の上、必要な安全対策を講じております。これらの状況を鑑み、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会において審議を行い、中国分小学校の通学区域の見直しは行わないことを決定した経緯がございます。また、指定する学校につきましては、居住する通学区域の学校に入学していただくことが原則ではありますが、安全面や指定学校よりも希望する学校のほうが近い等でやむを得ない理由がある場合は、指定学校変更許可基準に応じて指定学校を変更することができる制度がございます。外環道路の影響で安全面に不安がある等を理由に隣接する学校を希望する場合には、指定学校変更の手続を行うことで学校を変更することが可能となっております。今後につきましても、学区の見直しは考えておりませんが、指定学校変更制度の適切な運用を図るとともに、引き続き安全、安心な通学環境づくりを行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。

続きまして、2番目の大項目に進みたいと思います。保育行政についてでございます。行政の効率化が果たして市民のためになっているのかの視点でお話いたします。

まず、市の待機児童数は、皆さん御存じのように、2017年（平成29年）厚労省まとめて全国ワースト4位という結果でございました。現在は認可保育園の増加などで、国基準ではゼロとなっております。しかしながら、家の近くじゃないと通わせられないとか、あるいは入園が決まらなくて就職活動できないとか、兄弟なのに別々の保育園じゃ困るといような、こういった理由で実際に入園できていない、これはいわゆる隠れ待機児童が増えています。

隠れ待機児童といっても、あんまり聞き慣れないかもしれませんが、役所の言葉で保留児童といいたいでしょうか——の定義は、朝日新聞とか、大きな新聞社の報道などによりますと、保育所に入所を希望しながら、自宅や職場から遠いなどの理由で特定の保育所のみを希望したり、保育者が育児休業だったり、求職活動をやめていたりして、入所を保留する児童のことであると。厚労省の待機児童の集計には含まれていない。隠れ待機児童は先ほど申し上げましたように、各自治体で「保留児童」という言葉が使用されています。

そこで、(1)隠れ待機児童急増——急増と言っていると思いますが——に対する本市の認識、対応についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市における国の基準に基づく待機児童は、令和3年度から3年連続でゼロを達成しておりますが、御指摘のとおり、入園申請は行ったものの、保育園に入園していない入園保留者はここ数年増加傾向にあり、各年の4月1日時点での人数は、令和3年は383人、令和4年は446人、令和5年は477人となっております。市川市全体の子ども数は減少傾向にあるものの、女性の就業率が増加していることから保育施設の利用希望者の増加は続いており、この傾向は今後もしばらくは続くものと見込んでおります。本市としましては、入園保留者につきましても、実態を把握した上で入園につなげていく必要があると考えております。

なお、保護者の中には、特定の施設のみを強く希望される方もおられますが、そのような場合においても、他の保育施設の空き状況や申請者数を踏まえた丁寧な説明を行い、保護者の意向を尊重しながら既存の施設を最大限活用できるよう努めております。その上で、なお定員が不足している地域については、施設整備を進めることで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御回答ありがとうございます。

次に(2)なのですが、本市独自の待機児童に関する調査を実施していますでしょうか。また、している場合は、その結果についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市独自の基準による調査は行っておりませんが、国の基準による調査を行い、実態を把握しております。本年4月1日時点、国の基準に当てはめて調査を行ったところ、入園保留者477名のうち、育児休業の延長を希望している方は175名、認可外保育施設を利用している方は13名、特定の保育所のみを希望している方は289名となっております。このうち特定の保育所のみを希望されている方は、1施設のみを希望されている方や、自宅近くに空きがあっても、その施設を利用せずに他の施設を希望されている方となっております。これらの方の多くは就労を予定しており、入園できないことにより生活に影響が生ずるおそれがあることから、保育の必要性は高いと認識しております。こうした入園保留者は、国分地区や大柏地区など北部地域に多く、これらの地区においては、引き続き施設整備を進める必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。

次は、これは横浜市のケースなんですけど、横浜市は昨年、隠れ待機児童、いわゆる保留児童調査を実施いたしました。今年も新しいデータを発表して情報公開しており、情報公開が非常に重要だと私は考えております。市川市も、ぜひ今後、この隠れ待機児童、保留児童の動向を市のホームページ、あるいは「広報いちかわ」などでお知らせ、公表していただきたいと考えております。市のほうでは、これについてどうお考えになっているのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

入園保留者の内訳については、毎年国へ報告をしております。これまでは、その詳細については公表しておりませんが、報道機関などから問合せがあった場合には説明を行うなどの対応を図っておりました。今後は他市の状況などを踏まえながら、公表の必要性について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。それに関連して、隠れ待機児童というのは1歳とか2歳に多いというふうに聞いております。これは横浜市の調査でも判明したことでございます。昨年調査したんですが、その結果を見ますと興味深い——興味深いといいましょうか、1歳、2歳に多いというデータがございます。隠れ待機児童は、横浜市はデータ上は全部で1,647人います。そのうち1歳児が889人、2歳児が301人と、1歳児、2歳児だけで72%を占めているんですね、隠れ待機児童。以下は零歳児257人、3歳児125人、4歳児49人、5歳児26人なんです。

そこで(3)ですが、要するに隠れ待機児童、1歳、2歳に多いんですが、そうした子育て世代に対してどのような支援を行っているのかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

1歳児は育児休暇明けの方の申請が集中すること、また、2歳児は1歳からの進級時に定員が増えない施設があり、途中から入園することが難しいことなどから入園保留者が多くなる傾向がございます。そこで利用を希望される保護者の皆様には、例えば通勤経路を伺った上で、2歳までは駅近くの小規模保育事業所を利用し、3歳から自宅近くの施設に移る方法など、複数の選択肢を職員から提案しております。また、希望する施設に入れるまで育児休暇をお続けになるのか、あるいは、復職のために一定期間、自宅から少し離れた施設を利用されるかなど、御家庭の状況に合わせた選択ができるよう支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。このデータから言いましても、横浜市の調査なんかを見ましても、やはり女性が社会参加するためには、こういうところをしっかりとフォローして改善していかないと女性の社会参加、あるいは管理職を増やすとか、そういうこともなかなか難しい問題だと思いますので、市のほうにはいろいろ御努力をお願いしたいと思います。

3番目の大項目、これは公立保育園の民営化についてでございます。

近年、公立保育園の民営化が行政の効率化や待機児童の解消策として各自治体で行われております。しかしな

がら、御存じのように、静岡県認定こども園で送迎バスに3歳園児が取り残されて亡くなったり、福岡県でも5歳園児が熱中症でバスの中で死亡したりする事故も起きております。安心して預けられる保育園を選ぶにはどうしたらいいのか、保護者の模索が始まっている状況でございます。

当市にとりましては、2019年11月に市川市公立保育園民営化ガイドラインが発表されております。保育園改修などに係る経費が、国や県の支援が得られなくなり、公立保育園に係る経費は全て市が負担することになったことが背景にございました。長くなりますが、保育園民営化は、保護者メリットとしては、1、民間のノウハウを取り込む、2、育児保育、休日保育などの実施、デメリットは、1、ひとり親世帯など困難を抱える家庭や特別な支援が必要な児童に対する受入れ体制への不安、2、過剰な保育サービスへの懸念などが考えられます。本市では、公立20保育園のうち14園が建築後40年を経過して建て替えや改修が必要になっていると聞いております。

ここで、(1)老朽化により建て替えや改修が必要となる公立保育園の今後の方針について伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市が進めております公立保育園の民営化は公共施設等総合管理計画に基づき行っており、木造7園につきましては、令和5年度から8年度にかけて民営化または統廃合などを図ることとしております。本年4月には東大和田保育園を民営化し、南八幡さくら保育園が開園したところでございます。また、今年度は、令和6年4月に民営化を予定している北方保育園の民間事業者による新園舎の建設などを進めるほか、令和7年4月に民営化を予定している大洲、大和田両保育園につきまして、大洲保育園は引き継ぐ事業者の公募を6月より開始しており、大和田保育園は現在公募の準備を進めているところでございます。

また、その他の木造園につきましては、入園保留者の希望状況や将来の保育需要の予想、地区ごとの保育施設整備状況などを勘案し、民営化などの方策について検討しているところでございます。そのほか、木造以外の14園につきましては、今後、地域の児童数の増減や待機の状況、少子化などの社会的傾向、その他社会情勢などを踏まえまして、建て替えや大規模修繕、民営化などの検討を行う予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。私の住んでいるのは中国分地域なんですが、そこにも公立の保育園がございまして、住民の間に不安が広がっています。それはどういう不安かといいますと、木造園舎で築50年以上の年数を経過しております。それで民営化が決まっているということで、撤去されて別の民間施設が建つんじゃないかという不安が地元広がっております。また、認可保育園も周りにでき始めているものですから、余計そういう不安があるんですね。ですから、4年前に周知徹底するようなシステムがあると聞いているんですが、早めに地元の住民の方々に、これは具体的にどうなるんだというお知らせをしていただきたいと、私のほうはお願いしたいと思います。

次に、老朽化による建て替えが市の全額負担になるようですが、保育士確保と待遇改善が今後の大きな課題と思われま。

そこで(2)、直接は関係ないんですが、民営化によるメリット、デメリットについて伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市が進めております保育園の民営化によるメリットとしましては、事業者の創意工夫による様々な保育サービスが可能となることや、保護者のニーズへの素早い対応が期待できることなどがございます。また、国や県の補助制度が適用されることから、市の財政負担が低減される効果もございます。一方、デメリットとしまして

は、一般的には保育の質の低下や環境が変わることによる児童への影響などが考えられます。そこで、現在本市が進めている民営化につきましては、公立保育園と同等以上の職員配置を求めることや、引継ぎ法人の選定に際して在園児の保護者代表にも参加していただくこと、また、民営化の1年前から引継ぎ法人の園長予定者が公立保育園の保育士と一緒に保育に参加する引継ぎ保育を実施するなど、保育の質の確保に配慮しております。あわせて、市と法人が協定を締結する公私連携型保育所とすることで、例えば障がい児や医療的ケアが必要となる児童の受入れを可能とするほか、市が保育内容の確認や運営支援を行い、サービスの質の向上や適切な保育が継続して提供できるよう図っているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 答弁ありがとうございます。再質問をしたいと思います。ここで今御答弁された、公立保育園と同等以上の職員配置を求めるという表現がございましたが、具体的にそれは今後どういうふうにして確認していくお考えなんでしょうか。それについてお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

民営化における事業者の選定に際しては、募集要項及び運営仕様書により、職員配置について経験年数や資格などの条件を定め、配置人数については、現状の公立保育園で配置している職員以上の人員配置数を求めることとしております。民営化に伴い、人員配置の規定を含む公私連携協定を締結し、運営開始後は定期的な施設への訪問により協定の履行確認を行い、必要に応じて改善を求めることが可能となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 答弁ありがとうございます。

次に、待機児童問題解消のためには、とはいえ、やみくもに民間保育園を増やし過ぎたという保育行政の失敗とも言われるようなケースもございます。これは昨年、いろいろ新聞報道なんかでもございましたが、小金井市の市長が保育園廃園に関して専決処分をして議会がもめて辞任したという、そういう事例もございました。具体的に申し上げますと、公立保育園を将来的に廃園する条例を昨年、もう辞めましたけども、当時の市長の専決処分で成立させたと。小金井市は待機児童の減少などを理由に、市内の5つの保育園のうち、将来的に3つを廃園する方針を示していたんですが、昨年9月に、このうち2つの保育園の園児の募集を段階的に減らす条例の改正案が議会に提出されて、市長が専決処分を行ったと。議会の議決なしで専決処分を行った。それで成立したということです。しかしながら、専決処分の承認を求める議案が反対多数で議会に承認されず、これを受けて当時の市長は辞任したという、そういうケースがございました。

そこで、(3)昭和4年に発生したこのような小金井市のような公立保育園の廃止をめぐり、市長が辞任した事案を踏まえた、そういうことのないような、ちょっと田中甲市長には失礼でございますが、今後の民営化の進め方について、市の考え方を伺います。

○稲葉健二議長 門田議員に申し上げますが、今、令和4年を昭和4年と発言をされましたが、訂正でよろしいでしょうか。

○門田直人議員 はい。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市におきましては、統廃合の場合も含め民営化などを行う場合には、移行の4年度前までに保護者へ方針案

を提示することとしており、在園児の保護者にも御意見をいただきながら、民営化などの方策や要求される保育レベルなどを検討していくなど、段階を踏みながら進めることとしております。また、仮に統廃合となる場合でも在園児の卒園をもって廃園するなど、児童への影響が極力少なくなるよう慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 答弁ありがとうございます。

4番目の大項目を申し上げます。買物弱者、これは新聞なんかでは買物難民なんて、ちょっと際どい言葉を使っておりますが、買物弱者の現状及び支援についてでございます。

特に市川市北部では、高齢でマイカーのない住民が買物しようにもバス停が近くにない、足腰も不自由だから買物できない。タクシー代を、スーパーまでの往復3,000円を払って買物しているという方もございました。私が御挨拶回りした家庭で、そういう家庭が多々ございました。病院に通院する場合も同様でございます。それでコミュニティバスは市内2路線運行されておりますが、北国分駅から矢切駅を結ぶコミュニティバスは試験運行した後に採算が取れないということで中止となりました。

そこで、この北国分ルートが中止になった理由と、現在運行している松飛台駅や市川大野駅、船橋法典駅などを結ぶ北東部ルートの現状と今後の本市のコミュニティバスの方針について、つまり、これは(1)なんです、北部地域におけるコミュニティバスの路線変更、増便、循環バス化についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

コミュニティバスは公共公益施設等を結び、交通の利便が不便な地域を解消することを目的としたもので、平成17年度から北東部ルートと南部ルートを社会実験として運行を開始し、平成22年度には本格運行へ移行したものでございます。運行に当たっては、地域住民、バス事業者、本市の3者が協働で、市川市コミュニティバス運行指針に基づく実行委員会を組織し、これが主体となって進めております。このほか、北部地域におきましては、令和元年10月から令和3年7月まで北国分ルートを、南部地域におきましては、令和3年10月から令和4年9月まであいねすと循環ルートを実証実験として運行してまいりました。このうち北国分ルートの運行経過といたしましては、平成27年から地元の要望者と協議を開始し、その後、平成29年12月に市川市北西部にコミュニティバスを走らせる会よりコミュニティバス導入検討申請が提出されたのを受け、バス事業者、交通管理者、国土交通省の千葉運輸支局、道路管理者などと本市が調整を重ね、実証実験運行に至ったものでございます。運行開始後は利用者が想定以上に少ないことから、令和2年8月には国府台6丁目の国際医療福祉大学市川病院に直接バスが乗り入れられるよう、運行ルートを約800m延長し、またダイヤも改正するなど、運行計画の変更を試みております。

しかしながら、実際の運行結果としましては、運行計画の変更後から終了までの1年間の利用者数は約1,800人であり、1日当たりの平均利用者数は約8人、1便当たりに換算しますと0.8人でありまして、利用者1人当たりの市の負担額は約8,400円でありました。また、採算率は運行指針に定められた本格運行への移行基準である30%を大きく下回る2.5%という結果であり、運行終了となったものでございます。一方、現在も稼働しております北東部ルートは、近年、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少、さらにはバス離れなどにより採算率の低下が課題となっております。本市では、このルートを継続させるため、令和3年度より利用者の傾向を見るOD調査を実施し、その結果を基に令和4年度より路線変更や増便を含めたダイヤなど、全体的な見直しを進めております。

見直し案につきましては、昨年度、実行委員会の中で複数案を議論し、ルートの延伸案は経費の増加等、さらなる採算率の低下が考えられたことから、現行ルートを再編する計画案が妥当との結論となりました。この見直し案は、利用者の比較的多い区間の増便と少ない区間の減便による効率性と利便性に配慮したものであり、利用者数の増加と採算性の向上を図ろうとするものでございます。現時点で運行計画の変更時期は、本年10月を目標に関係機関との協議など、準備を進めております。今後につきましても、地域の方とバス事業者、本市の3者が協働で、現在の運行情勢の変化に対応した持続可能な公共交通とすることを目標に適切な運営に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。再質問なんですけど、コミュニティバス北国分ルートが中止になった理由と、北東部ルートの今後の方針については理解いたしました。

そこで、市北西部では路線バスによるスーパーなど商業施設への移動手段がなく、若年層にとっては問題ない距離であっても高齢者には大きな負担になっています。このような地域があります。コミュニティバスを導入するためには、どのような手順により進めればよいのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 コミュニティバスを運行する手順としましては、市川市コミュニティバス運行指針により、要望者が運行ルート等の計画を作成し、コミュニティバス導入検討申請書を市に提出する必要があります。この運行計画を市が公共交通として必要かどうかを精査し、導入の検討を進めるべきか判定をいたします。次に、実証実験協議会を立ち上げ、さらに実効性のある運行計画を作成後、運行事業者を決定し、半年間の実証実験運行を開始することとなります。この半年間の運行結果が本格運行に移行できる採算率30%以上等の基準を満たした場合には本格運行に移行することとなります。今後もコミュニティバスの導入要望があった場合には運行指針にのっとり、要望者とともに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。

最後に、(2)交通手段の確保に関する今後の支援についてでございます。埼玉県羽生市では、乗り入れタクシーの運行が開始されました。買物弱者への交通手段の確保の観点から有効と考えられます。

そこで、先進自治体で行われている乗り合いタクシーの事例はどのようなものなのか。また、県内での事例と導入に向けた課題、さらに本市でも導入を検討できないかをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

御質問の埼玉県羽生市では、市が主体となり、令和4年10月3日から乗り合いタクシーの運行を開始しております。運行日は祝日と年末年始を除く月曜日から金曜日で、運行時間は8時から17時までとなっております。運賃は1人1回当たり500円で、運行区域は市内全域としており、自宅と医療施設や商業施設、鉄道駅、公共公益施設等の約380施設に設定した乗降場所を結ぶ区間で利用することができます。利用方法は予約制となっており、利用登録をした上で電話またはファクスで利用予約を行うものでございます。利用対象者は、羽生市在住の75歳以上の方と障害者手帳の交付を受けた方となっております。また、県内での事例といたしましては、成田市が平成23年12月から実証実験運行を行っております。利用対象者は70歳以上の方で、羽生市と同様に医療施設や商業施設等の約960以上の施設の乗降場所を結ぶ区間で利用することができます。この利用に当たっては、利用

登録後、電話で予約し、料金や運行日は羽生市と同様となっております。令和3年度の運行に係る経費として、市の負担は約9割を占め、運賃等の収入は約1割であったとのこととあります。

このような事例を踏まえ、導入の課題の1つ目としましては、市が運営主体となるため財源を確保すること、2つ目は、既存の公共施設と適切な役割分担とするため、路線バスやコミュニティバスの運行に配慮した区域の設定を考える必要があること、3つ目は、本市のタクシーは7事業者と個人タクシーが運行しており、この経営を圧迫しないよう営業区域の設定にも注意が必要であることなどが挙げられます。このような課題がございますが、導入を要望する自治会等がありましたら、地域の課題の解決に向け、福祉部や公共交通事業者等と意見交換するなど、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。私の住んでおります中国分地区とか、あと外環道の近辺とか、その辺りは周りにスーパーがあんまりなくて、歩いても年配者で片道30分ぐらいかかるような、足腰悪いと行けないような、重複しますが、そういう場所が多くてマルエツさんに行けない——会社名を言うとまずいですけど、スーパー2か所あっても、両方に行くのに遠いという人が多いんですね。そういう意味で、ここに御答弁いただきました、乗り合いタクシー導入を希望する自治会等があれば相談してほしいというところがありましたけれども、自治会の会長さんとも非常に親しくさせていただいていますので、そういう話があるということをお伝えしたいと思います。

最後にお話ししたいことがございます。いろいろと御答弁ありがとうございます。今回、私は市議となりまして初めての一般質問でありました。関連部の部長さんと、そして部員の皆様には答弁、質問事項調整等でお力添えをいただき、誠にありがとうございました。今後ともしっかりと市民のための質問を行っていきたく思っております。

時間は少し余っておりますが、これをもって私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 ほどだゆうな議員。

〔ほどだゆうな議員登壇〕

○ほどだゆうな議員 皆さん、こんにちは。創生市川のほどだゆうなです。早速ですが、通告に従いまして、初回総括2回目以降一問一答にて、私にとって初めての一般質問をさせていただきたいと思っております。

現在、市内からの子育て世代の転出が顕著です。子育てを始める世代、始めた世代などが船橋市や松戸市など近隣自治体へ転出しており、30代と40代、5歳未満の転出超過が多くなっています。現在では、市川市総合計画第三次基本計画が発表されています。第二次基本計画時点での評価において、子育てと仕事の両立の市民ニーズがますます高くなっているということが分かりました。核家族や共働きの世帯の増加などの社会情勢を踏まえ、結婚、出産、子育て、そして、その先のそれぞれのライフステージに寄り添った施策を多面的かつ総合的に展開する必要があると思っております。

市川市が示す8つの重要課題のうち、1番目に子育て世代の定住促進と出生率向上を掲げています。子育てしやすい町市川を目指したい。そのためには保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学と、教育において切れ目ない支援をしていくことが必要であると考えます。子どもを産み育て、よりよい教育の機会を与え、今後の日本、そして今後の市川を担う人材を育成するためには、親御さんが安心して子どもを産み育てられる、そして子どもたちが思いっきり学び、伸び伸びと育つことができる、そんな市川市になることを願っています。

そこで、以下4つの大項目について質問をいたします。

大項目1、初めに、高校進学における就学支援金制度や千葉県独自の減免制度においての本市の見解をお伺いいたします。

現在、国は高校無償化の政策として高等学校等就学支援金制度を設けています。この制度は、国立、公立、私立問わず、高等学校に通う所得等の要件を満たす世帯の生徒に対して授業料に充てるため、国において月額9,900円、年額11万8,800円が支給されるものです。年収590万円未満程度の世帯には年額最大27万7,200円の加算があります。また、千葉県では、県内の私立高等学校に通う生徒に対して国の制度を補填するという形で、年収750万円程度の世帯を対象に独自の授業料減免制度を設けています。この千葉県独自の授業料減免制度に関しては、県内の私立高校に通う生徒のみが対象とされており、県外の私立高校に通う市内在住の生徒は対象外となっている状況です。しかし、本市は、ほかの千葉県内のエリアに比べて交通の便がいいことから、東京都や埼玉県などの近隣都県に進学を希望する生徒も多くいます。現行の制度では、市内の中学生において、進路選び、志望校選びの段階で、県内の私立高校でなければいけないなどと制限をかけてしまう可能性が危惧されます。本市の立地的な状況を踏まえて、そのような生徒が希望する高校に進学できるよう、市のほうで独自の制度を検討するなど、サポートをする必要もあるのではないのでしょうか。

また、先述の国の就学支援金制度や県の授業料減免制度について、交付の判定基準として、世帯年収でボーダーを引いている状況です。しかしながら、各家庭の経済状況については、家計に占める教育費の割合が大きく、うちは兄弟が多いから私立の学校は受験できないんだと私立の受験自体を諦めてしまう、そんな生徒もいます。市内の全ての生徒たちが家庭の状況にかかわらず、希望する進路を取れるということが本来のあるべき姿なのではないのでしょうか。教育の町市川と言ってもらえるように、魅力ある自治体となるためにも独自の制度を検討いただけないかと思っておりますが、本市のお考えを聞かせてください。

そこで、以下2点につきまして質問をさせていただきます。

- (1) 県外私立高校へ進学する生徒を持つ家庭へのサポートについて。
- (2) 多子家庭へのサポートについて、本市の状況と見解を伺えればと思います。

次に、2つ目の大項目、市道3306号の安全性について質問いたします。

市道3306号とは、柏井町2丁目710番付近にあり、柏井保育園の前を通っている道です。この市道3306号は、以前は柏井小学校の通学路として指定されていた道路ですが、令和4年3月より通学路の指定が解除されています。解除の背景となっているのは、令和3年6月に八街市内で発生した通学路における児童の交通事故の発生を受けて千葉県下で行われた小学校の通学路の緊急一斉点検です。小学校の通学路の緊急一斉点検は令和3年6月に本市でも実施され、安全のために対策が必要とされる箇所が184か所指摘されました。それに対して、令和4年2月には各箇所の安全対策と対策の実施時期に関する一覧が発表されています。

また、先順位者の答弁でもありましたが、先日、令和5年6月6日に千葉県より発表された小学校の通学路の緊急一斉点検における対策の進捗状況の報道発表において、本市の対策が必要とされた184か所のうち183か所が対策済みとなっている状況です。そして唯一、対策が完了されていないとされているのが、この市道3306号です。市道3306号は船橋方面への抜け道となっており、道幅が狭いにもかかわらず信号がなく、車がスピードを出して対面通行をされていて大変危険な状況となっています。この箇所に対して、一斉点検の結果の一覧には、通学路を解除し車両の速度抑制等、関係機関と協議し、対応可能な対策を検討するとの記載がありました。

そこで質問です。市道3306号について、通学路を解除した後に現在はどうなっているのでしょうか。これまでの経緯と取組の現状についてお聞かせください。

続いて3つ目の大項目、公立保育園の給食について質問いたします。

現在、市内には20の公立保育園があります。私もそうですが、働く親の立場からすると、保育士さんや保育園で働くスタッフの皆さんは大変頼もしく、保育園の内部充実が直接の子育ての安心につながるものであると、そう考えています。ところが、そのような中、昨年より公立保育園の土曜給食が、調理された給食であったものからパンとバナナなどの調理のない簡易なものに変更されています。この件に関して通園園児保護者への告知は、令和4年4月27日に、人員不足により調理員が足りないためパン給食へと変更しますといった旨を決定事項として書面にて通達され、3日後から実際にパン給食をスタートしている状況です。親御さんとしては、一時的な措置であると思ったから当時は納得したのに、もう1年以上たち、そして元に戻してもらえない気配がない。親としては、一日でも早く元の給食へと戻してほしい、そう思っている方がたくさんおられます。

そこで質問いたします。パン給食になって1年以上経過している状況ではありますが、今後、以前の給食内容に戻す予定はあるのでしょうか。現状と今後の展望についてお聞かせください。

続きまして、大項目の4つ目についてお伺いいたします。「登校渋り」という言葉を御存じでしょうか。この言葉、小中学生を育てている親御さんの中ではホットワードになりつつありまして、今、登校渋りに悩んでいらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。「登校渋り」という言葉に近いもので「不登校」という言葉があり、こちらのほうが聞き慣れている言葉かもしれません。文部科学省の調査では、不登校児童生徒に対して、以下のように定義をしています。何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるために、年間で30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。もっと簡単に言い換えると、1年間、病気やけが以外の理由で30日以上欠席することを不登校と言っている状況です。

それに対して「登校渋り」とは、全く学校へ行かないわけではなく、学校には行くけれども、体調不良を理由に帰ってきてしまったり、朝、学校が嫌だと、行くことを渋り遅刻をして登校したりと、学校に行くこと自体を嫌がっているけれども、年間30日以上欠席には満たないという状況を指します。小中学校に子どもを通わせている保護者の方に聞き取り調査を行ったところ、現在、1クラス当たり不登校の子が2名から4名、休みがちな子を含めると、さらに多くの児童生徒が休んでいるという話を聞きました。

新型コロナウイルス感染防止対策によって休校になり、外出できない状況が続いたり、体調が少しでも芳しくない場合は学校を休みなさいというような指示があったりと、小中学生にとって欠席が身近になってしまったことも1つの背景としてあるかもしれません。この登校渋りは不登校、登校拒否につながりやすい状況であり、この時点でのケアが非常に重要であると考えます。誰もが気持ちよく均等に学びの機会を得られるよう、登校渋りの児童生徒たちへの十分なケアを望んでいます。

そこでお伺いします。(1)登校渋りの現状について、本市が把握していることがあれば教えてください。

次に、(2)市内において、子どもにとって学校に行きたくない、そんな事象が起きたときにどうしてよいかの情報がなかったり、適切な対応が受けられなかったり、苦しんでいる当該児童生徒とその保護者がいます。一人一人の状況に応じた対応が必要かと思われまます。

そこで、当該児童生徒へのアプローチ方法について、我が子に登校渋りの傾向が見られた場合の相談窓口にはどのようなものがあるのでしょうか、お教えてください。

そして、(3)について。私が登校渋り、不登校などについて問題視をしている背景として、千葉県の高校入試のシステムに、学校によっては、欠席日数によって合否の審議の対象となってしまう場合があるという事実があります。県立高校でも私立高校でも、多くの高校で出願要件の項目に規定の日数以上の欠席がないことという記載があります。例えば市川市内にある県立市川東高校では各学年での欠席が30日を超えた場合、県立昇高校では3年間で30日以上欠席があった場合には、得点にかかわらず、合否審議の対象となるという記載があります。

私立の高校でも、例えば近隣の昭和学院では、推薦の基準として各学年10日以内の欠席と規定されています。

このように、欠席日数が出願基準に載っているというこの状況。残念ながら、子どもが中学校に上がる時点では、高校入試の募集要件について知っている生徒、保護者はほとんどいません。もちろん最優先は当該児童の悩みや思いに寄り添っていただくこと、これが求められますが、まずは当該児童生徒の保護者に情報を共有することも必要であると考えます。そして、それでも欠席を重ねてしまう場合は、さらなるサポートが必要とも感じます。

そこで、当該児童生徒の保護者や家庭へのサポートにつきまして、本市の見解をお聞かせください。

以上、3つの観点よりお答えをお願いいたします。

私の初回質問は以上です。各御関係者の皆様におかれましては、御答弁をくださいますようお願い申し上げます。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目1つ目、高校進学における就学支援金制度や千葉県独自の授業料においての本市の見解についてと大項目4番目、児童生徒の登校渋りの現状と対策についてお答えいたします。

初めに、高校進学における就学支援金制度や千葉県独自の授業料減免制度においての本市の見解についての(1)県外私立高校へ進学する生徒を持つ家庭へのサポートについてです。高等学校へ進学する生徒を持つ家庭に対する支援として、国の高等学校等就学支援金がございます。この制度では、基準内の所得であれば、年間11万8,800円から39万6,000円の授業料について支援を受けることができます。そのほか都道府県では、国の就学支援金を補完する授業料減免制度があり、対象となる場合、収入に応じて授業料の全額または一部の減免を受けることができます。しかし、千葉県の減免制度は県内の私立高等学校等の設置者への補助であり、保護者に対して直接補助するものではないことから、県外の私立高等学校へ進学する場合は本制度を利用することはできません。本市では独自のサポートとして、学力が優良でありながら、経済的な理由で高等学校等への修学が困難な者に対して教育の機会均等を図るために、大畑恣教育基金を活用した市川市奨学資金事業を実施しております。この事業は返済が不要な給付型となっており、進学先が県外、県内を問わずに奨学資金を支給するもので、支給額は国公立で月額9,000円、私立で月額1万5,000円でございます。近年の状況といたしましては、令和3年度に150人、令和4年度にも同じく150人に支給しております。また、令和5年度は130人への支給を決定しております。

続きまして、(2)多子家庭へのサポートについてです。本市の奨学資金事業におきましては、小学生を選考する際、人物、学力、家計の状況を総合的に勘案した上で予算の範囲内で決定をしております。家計の状況では、保護者の総所得額を判断基準の一つとしており、就学者が3人以上になるほど、その人数に応じて基準を大幅に緩和する仕組みとしております。例えば生徒本人が私立高等学校に在学している場合、様々なケースが想定されます。世帯における就学者が2人の場合と比較して、3人の場合には約100万円、4人の場合には約200万円の控除額が加算されることとなります。家計の基準を大幅に緩和することにより、教育費に対する負担が大きい多子家庭を広く応募対象として就学の機会均等を図っているところでございます。

続きまして、大項目4つ目、児童生徒の登校渋りの現状と対策についてお答えいたします。

初めに、(1)登校渋りの現状についてです。不登校出現率につきましては、全国的にも増加傾向となっておりますが、本市においても、令和2年度から3年間の不登校出現率は、小学校で0.83%、1.01%、1.37%、中学校で4.02%、4.41%、4.81%と増加しております。登校渋りの状況につきまして、個々のケースによって状況が異なることから、登校渋りの人数等については現在把握することが難しい状況であります。登校渋りの理由といたしましては、学習に対する苦手意識、人間関係のトラブルや不安、母子分離不安等が考えられ、地域関係機関等

と連携を図り、子どもたちが安心して登校し、学校生活を送ることができるよう努めております。

次に、(2)登校渋りの児童生徒へのアプローチ方法についてお答えいたします。登校渋りに対応する最初の相談窓口となるのは学校でございます。学校は早期発見、早期対応を重視し、担任を中心とした関係教職員で情報を共有し、当該児童生徒の困り感を聞き取った後、必要に応じて学校内の養護教諭、ゆとりぎ相談員、ライフカウンセラー及びスクールカウンセラー等につなぎ対応していきます。小学校にはゆとりとくつろぎの場としてゆとりぎ相談室があり、ゆとりぎ相談員を配置しています。中学校にはライフカウンセラーを配置し、生徒の悩みへの相談業務や教室に入れない生徒を受け入れる準備や担任への指導、助言を行っております。ゆとりぎ相談員及びライフカウンセラーの配置につきましては、ライフカウンセラー事業として、本市が全国に先駆けて始めました。また、千葉県からは、月の派遣日数は決まっておりますが、スクールカウンセラーを小中学校に1人ずつ配置していただいております。一方、教育センターの教育相談窓口では、保護者の子育てに関する悩みや登校渋りの相談を受け、対応しております。

最後に、(3)当該児童生徒の保護者や家庭へのサポートについてお答えいたします。教育委員会としましては、本市での共通した支援の在り方を示す不登校児童生徒支援のためのリーフレットによる学校への働きかけや相談場所の紹介を行い、保護者や家庭のサポートにつなげております。特に不登校の生徒が高校受験で進路を決めていく際に、大切な評価や出席に関することは教育委員会の中で検討し、生徒や保護者に不利益が生じることのないように努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは大項目2つ目、市道3306号の安全についてお答えいたします。

この道路は、柏井町2丁目710番地先の主要地方道船橋松戸線との分岐点を起点とし、柏井町4丁目499番地先の市道0236号との交差点を終点とした路線でございます。この道路につきましては、船橋方面への近道となっているため、朝夕は車両の通行量が多くなっており、通行車両の多くは規制速度の30km/hを超過して走行しているなど、歩行者や自転車、あるいは車両同士のすれ違いの際に大変危険な状況が見られております。このため、以前より道路の拡幅等を含めた安全対策の要望が地元の関係者等から寄せられておりました。

そこで、これまでの本市の取組についてでございますが、安全対策としましては、平成29年度に路側帯へのグリーンベルトを設置し、令和2年度には注意喚起のため、「学童に注意」等の路面標示や「スピード落とせ」等の電柱幕、「幅員狭し対向車注意」等の看板を設置してまいりました。一方、千葉県公安委員会におきましても、平成28年度には、この区域の安全確保を図るため、主要地方道船橋松戸線と市道0236号及び市道3306号で囲まれた区域をゾーン30に指定しております。このゾーン30と申しますのは、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行の確保を目的に、ゾーンの区域内の道路について、最高速度を30km/hに規制するものでございます。これに伴い市道3306号についても、ゾーン30区域の外周路ではありますが、最高速度が30km/hとされたものでございます。また、直近の経過としては、令和4年3月10日付で柏井小学校区内自治会一同と柏井小学校PTAより、もともとこの道路が令和4年3月までは通学路に指定されていたことから、市道3306号における歩道等の設置についての要望書が提出されております。本市では、この要望書を受け、柏井小学校、柏井町2丁目及び4丁目自治会と、令和4年8月から10月にかけて早期に実施可能な安全対策の方法等について意見交換を行ったところでございます。

この中で、1つ目の対策として考えられた歩道を新設する道路拡幅整備については用地の取得が必要となるなど、完了までに長い期間を要することが課題となりました。また、2つ目の対策として考えられた、全線をガードレール等で歩行者と車両を分離する対策については、道路の沿道に住宅や駐車場の出入口、畑への侵入箇所が

多数あるためガードレールが連続的に設置できず、安全な歩行空間を確保することは困難との結論に至ったものでございます。そこで、これらに代わる早期に実施可能なものとして、規制速度を超過する車両への対策を提案し、地元の自治会及び学校関係者から了承が得られたところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目3つ目の公立保育園の給食に関する御質問にお答えをいたします。

土曜日の保育の利用状況につきましては、令和5年5月のデータでは、公立保育園20園全体で平均94人、各園においては、少ない園では1人、多い園でも14人と少人数での保育となっております。土曜日に提供する給食につきましては、以前は各園に調理員を配置し、比較的簡単に調理できるうどんなどの麺類や野菜の煮物などを提供してまいりました。しかしながら、近年、調理員の定年退職により会計年度任用職員による調理が増える中、安定的な人員配置が困難な状況が生じております。そこで当面の人手不足に対応するため、調理員を配置しなくても提供可能なパン献立の導入を検討し、試行期間を経て令和4年4月30日から土曜日のパン献立による給食を開始しております。具体的な献立の内容は、4月から11月はパン類とフルーツ、牛乳となっており、12月から3月の寒い時期は牛乳の代わりに温かいコーンスープを提供しております。

なお、今後につきましては、必要な人員を確保した上で調理した給食の提供を再開してまいりたいと考えております。同時に、人員の確保につながる調理員の処遇改善や柔軟な勤務形態の導入などについて検討し、さらに給食室の施設改善等による調理業務の効率化など、調理員が働きやすい環境の整備に努めてまいります。今後は調理業務の委託化など、運営方法についても検討し、安定的な給食の提供を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 藤井学校教育部長、岩井道路交通部長、鷺沼こども部長、御答弁ありがとうございます。1つ目の大項目から順次、一問一答にて再質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、大項目1の高校進学に関わる制度についての御答弁で、本市独自の奨学資金制度というものがあることが分かりました。

では、(1)県外の私立高校へ進学する生徒を持つ家庭へのサポートについて再質問をいたします。

本市の奨学資金制度を利用している生徒の中で、県外私立高等学校に就学している生徒はどの程度いるのでしょうか、お教えてください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

県外私立高等学校在学者に対する直近3年間の支給者数として、令和3年度が支給決定者150人のうち34人、令和4年度が支給決定者150人のうち31人に支給しております。また、令和5年度につきましては、現時点で支給決定者130人のうち25人への支給を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 ありがとうございます。制度利用者の5人に1人程度は県外の高校へ進学されているということが分かりました。また、先ほど就学生が3人以上になるほど、その人数に応じて家計の基準を大幅に緩和する仕組みを採用していること、多子家庭に対し、より広く奨学資金の対象とすることで就学の機会均等を図つ

ていること、御答弁いただきました。

では、(2)多子家庭へのサポートにつきまして、再びお伺いをします。

本市の奨学資金制度を利用している生徒の世帯のうち、多子世帯への実績はどのくらいあるのか教えてください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

多子世帯への直近3年間の支給者数としましては、令和3年度が支給決定者150人のうち38人、令和4年度が支給決定者150人のうち41人に支給しております。また、令和5年度につきましては、現時点で支給決定者130人のうち40人の支給を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 ありがとうございます。制度利用者の約3.25人に1人が多子世帯ということが分かりました。やはり子どもの数が多いと、教育費の確保で苦勞されている御家庭が多いのではと予想されます。ただ、この奨学資金制度は、所得制限の基準が低く設定をされていたり、対象とされる人数が100名ちょっと絞られていたり、利用できる生徒が限られている状況です。本市で一定の支援制度があるということは理解いたしましたが、さらなる支援が必要であると考えます。この点につきまして、市の考えをお聞かせください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

本市の奨学資金事業は大畑恣教育基金を財源として活用しており、基金にも限りがあるため、今後、本事業の見直しが必要になるものと認識しているところです。そのため、さらなる支援につきましては、国や県の動向を注視しつつ、奨学金の趣旨も踏まえた上で検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 ありがとうございます。基金を活用して運営をされていること、そして、それにも限りがあるので難しいとのことでしたが、市川市では給食の無償化やゼロから2歳の保育料無償化など、新たなすばらしい施策の数々に予算を確保している状況です。高校生もお金がかかります。特に私立の高校の場合は、入学と同時に半ば強制的にiPadなど、学校指定のタブレット型パソコンを購入する必要があるし、制服代、設備費、校外学習や修学旅行の積立ても公立の高校と比べて高額になっています。さらに、公立高校は受験をして合格しなければ進学することができません。家庭が公立高校への進学を希望していたとしても、入試結果いかんで併願の私立高校に進学せざるを得ない状況になっていることも多くあるわけです。県の授業料減免制度について、県外の私立高校に通う市内の家庭にも減免をと、そして多子家庭に所得制限を緩和、撤廃してもらいたいという趣旨で質問をいたしました。残念ながら、現状、それに対する制度を設ける予定はなさそうです。本市には、進学に当たって幅広くできる奨学金制度もあります。県が私立高校に減免制度として支給を行っているのと同様の金額を申請すれば世帯で受け取れるような、そんな補助金を検討していただくことはできませんでしょうか。

もしくは、この奨学金制度を拡充するという形で県外私立高校への進学をされる際には、所得制限の目安を県の減免制度の目安と同等とするなど、拡充する形で県の減免制度を補填することはできないのでしょうか。田中市長は所信表明において、幼、保、小、中と切れ目ない支援をと演説されていました。ぜひ市川の未来を担う高校生とその御家庭にもよりよい教育の機会が得られるよう、県の授業料減免制度の補填について御一考いただき

たいと思います。今後も生徒、保護者の気持ちに寄り添った、そんな政策を検討していただきますよう強くお願いをいたしまして、本項目についての質問を終わらせていただきます。

続いて大項目2、市道3306号についての質問につきまして御答弁くださり、ありがとうございました。グリーンベルト、看板等、対策をされているようですが、残念ながら、効果はなかなか難しいように思っております。市道3306号の通学路解除を受けて、現在、子どもたちはどのように通学をしているのか、現地調査を行いました。すると、地元の方の善意で1本中に入った私道を通行させていただいているということが分かりました。また、一部の児童は市道3306号の一部を通行せざるを得ない状況がありました。通学路として設定を解除された市道3306号をやむを得ず通行している生徒に事故があった場合や、善意で使わせていただいている私道における整備不良や事故が起きてしまった場合の責任の所在など、難しい問題はたくさんあるように思われます。また、善意で私道を使わせていただくということに関しても永続的な利用ができるのかなどの課題もあり、やはり現状に甘んじるのではなく、市道3306号をしっかりと整備していただいて、通学路として再度設定していただくことが好ましいように思われます。

そこで再質問いたします。先ほど御答弁いただきました中に、ガードレールの設置に代わる安全対策を行うという文言がありました。この安全対策について、具体的な内容をお聞かせください。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

具体的な安全対策としましては、地元からは、規制速度を超過する車両のスピードを抑制するためのハンプを設置してほしいとの意見をいただきました。そこで、沿道の住宅や駐車場の出入口等への進入に支障とならない4か所の位置にハンプを設置することといたしました。この工事につきましては、早期に対応すべきものとして今年度中に実施する予定としております。あわせて、千葉県警察に対しましては、規制速度を超過する車両に対して取締りの強化を要望してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 警察に対して、規制速度を超過して走行する車両に対する取締りの強化を要望していただく旨、伺いました。実はこれまで何度か速度取締りを行っていたということも聞いておりますが、いずれも時間がお昼頃だったそうです。本来、この道路で規制速度超過をしている車両が問題となっているのは、朝の通勤時間、通学時間についてです。通学の時間である朝の時間に取締りをしてもらうということが住民の希望です。効率のよい税金の使い方ができるよう、本来の目的を見誤らないような要望を出していただくようお願いいたします。

次に、ハンプを4か所造るとのことですが、ハンプについて具体的にお聞かせいただきたいです。どのような種類のハンプを想定されているのでしょうか。また、ハンプの設置についてのメリット、デメリットに関して、本市としてどのような認識をされているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 設置予定のハンプは道路を10cm程度盛り上げるもので、物理的に通過車両の速度の抑制につながるものでございます。ハンプのメリットとしましては、速度を下げないとハンプ通過時の車両に衝撃があるため、確実に速度抑制の効果が出るかと考えております。さらに、段差ありの注意喚起看板を設置することで視覚的にも速度抑制を図ることが期待できます。一方、デメリットとしましては、舗装の盛り上がった箇所を通過するため、貨物トラック等が通過する際に騒音、振動が発生しやすいことなどが挙げられます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 御答弁ありがとうございます。道路の拡幅やガードレールの設置に比べると、ハンプを設置することは、予算をそれほどかけずに短時間でできるよい対策なのかもしれません。

では、ここでハンプに関して筑波大学の論文がありますので、少し紹介させてください。論文では、設置したハンプに対していろいろなヒアリングがありまして、最終的にハンプの設置に関して、道路の状況によっては、一概にハンプの設置が適切であるとは言えないという記載があります。また、お隣の船橋市において、夏見台4丁目の夏見台小学校の通学路において、同じように市道3306号と似た状況が見られました。交通量が増えたということで、速度抑制の効果を見込んでハンプを設置しました。しかし、十分な効果を得られないばかりか、騒音問題が起きたり、振動の問題が起きたり、ハンドルが取られるなどのトラブルが起こったりと、ハンプを撤去したと聞いています。ハンプを撤去した後、狭窄として車道を一部狭くすることによって速度対策を行っています。これらの状況を踏まえると、ハンプの設置に関しては慎重にならざるを得ません。ハンプについて、住民の了承を得たと御答弁いただきましたが、住民にデメリットも含めた十分な説明はされているのでしょうか。情報の非対称などは起きていないのでしょうか。

先ほど現状の安全対策についても聞かせていただきましたが、今の市道3306号の状況を見ると、なかなか効果が出ているとは言えない状況です。柏井小学校学区内自治会や柏井小PTAから、歩道の設置などに関する要望書が出されたとのこと。果たしてガードレールを設置することは本当に不可能なのでしょうか。車道を一部狭めてでもガードレールを設置し、歩道を確保することはできないのでしょうか。市内には、まだまだ安全と言い難い通学路が散見されます。自動車による事故だけでなく、連れ去り、不審者など、あらゆる危険から子どもたちを守るためには防犯カメラの設置も非常に有意義であると考えます。子どもたちは市の宝です。市を挙げて子どもたちを大切にしていることを対外的にアピールすることができれば、選ばれる自治体になることができるかもしれません。ぜひ市のほうでも、子どもたちが安心、安全に通学でき、心おきなく勉学に励むことができるような環境づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。

この市道3306号沿いには保育園もあります。園児の送迎のために徒歩で利用する方や自転車で通行する親御さんもいらっしゃいます。いま一度計画の見直しを行い、市道3306号を安全な通学路に整備していただくよう要望をさせていただき、この項目に関しての質問を終わらせていただきます。

続いて、大項目3の公立保育園の給食に関しまして、御答弁ありがとうございます。現在の状況について、人手不足につき、やむなくパン給食としている旨、人材が確保でき次第、以前の給食に戻す御意向があること、よく分かりました。

こちら、市のウェブサイトに乗っていた「市川市立保育園給食について」というページです。ここに、園児に提供のおみそ汁についての言及があるので、作り方について一部紹介をさせていただきます。「味噌汁は煮干しの頭と腹わたを除いて炒り、ミキサーにかけた後ふるいにかけて細かくします。水から煮だしてアクをとり除き、野菜を加えて軟らかくなったら味噌で味をつけます」、こんな記載があります。おみそ汁ではなく、ほかにも様々な料理への工夫をされていて、これだけ手の込んだ調理をすることは、少なくとも私にとっては不可能であって非常に感動しました。ほかにも、調理の給食についてはバラエティーに富んだメニューや栄養面、衛生面など大変配慮されていること、そんな記載がありました。

私にも4歳と6歳の子がおります。母親の立場からすると、子育てにおいて、子どもに食事面で十分な栄養を取らせなければということは大きなプレッシャーになってしまいがちです。働く親御さんにとって、昼食だけでも保育園の給食で栄養面について十分に考慮されているということは、日々の育児の安心につながることでと思います。

そこで再質問として、以前のうどんと野菜の煮物等の給食からパン類とフルーツなどの変更となると栄養価の面で十分であるのか、少し不安に思います。変更後の給食の栄養面について、本市ではどのように評価をされているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

園児が少ない土曜日においては、少量での調達が困難な食材があり、平日と同様の献立は難しいところではありますが、園児にとって必要な栄養価が保たれるよう配慮しております。

なお、献立は麺類からパンに変更されましたが、エネルギーやたんぱく質及び脂質などの栄養価につきましては同程度となっております。今後も土曜日の給食につきましても、可能な限りバラエティーに富んだ献立内容となるよう工夫し、栄養バランスに優れ、園児に喜ばれる給食を提供していけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 ありがとうございます。栄養面に関して、エネルギーやたんぱく質及び脂質などの栄養価において、以前と同程度となっているとの認識があることを理解いたしました。

では、土曜日のパン給食について、調理員の不足によるものとのことでありましたが、先日、求人の状況を確認したところ、月曜日から金曜日の求人のみが出されていて土曜日の求人が出されていませんでした。今後、土曜日の調理給食の再開に向けて、本市はどのような調理員の募集を行っていくのか質問いたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

現在、平日の給食調理体制を維持していくために、月曜から金曜日の勤務を条件に、市公式ウェブサイトやハローワークを通じて会計年度任用職員の調理員の募集を行ってきたところでございます。しかしながら、土曜日に勤務することも要件に入れて早急に募集を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 ありがとうございます。土曜勤務も要件に入れて募集を行うということ、理解いたしました。しかしながら、1年以上経過しているにもかかわらず人材不足ということは、勤務条件や賃金の面で見直す必要があると思われます。現状の求人は近隣自治体と同程度の採用条件と認識をしていますが、ぜひほかの自治体や私立保育園の調理員の採用条件と比較したときに、より魅力的な求人となるよう検討をお願いいたします。

保育園に子どもを通わせている親御さんたちは子どもを預かってもらっているという思いから、行政の決定事項に対して、なかなか声を上げにくいという現状があります。保護者からの反対意見が出なかったからといって現状に満足をするのではなく、その施策が常によりよいものになるのではないかと模索、検討をし続けていただきたいと思います。乳幼児期の子どもにとって食べることは、身体の成長だけでなく、心の発達にも大きな影響を与えます。

調べてみると、公立保育園では、子どもたち一人一人の健康状態や発育の状態に応じて保育士、栄養士、調理員、看護師等が専門性を生かして関わり、食育の目標や内容、配慮すべき事項について共有し、計画的に食育の推進に取り組んでいました。現在、市川市には公立保育園が20園、私立保育園が129園、そのほかにも認定こども園、小規模保育事業所などがあります。公立と私立、小学校や中学校、高校では、公立と私立で金額が全く異なります。ですが、保育園において必要とされる保育料は世帯の収入によって、公立も私立も同じ金額となります。

初め、私の安易なイメージでは、私立保育園のほうが公立保育園よりも整備が整っていてきれいなんじゃないかと、私立のほうがいいかなと思ったこともあります。そんなふうに思う親御さんもいらっしゃるかもしれませんが、ですが、保育園給食について調べてみると、公立保育園の給食は、恐らくどの私立保育園にも負けない、よく考えられた魅力のあるものでした。現状、待機児童はゼロ人となりましたが、次のフェーズとして保育園の内部充実が求められます。保育料は公立も私立も同じ状況において、公立の保育園に求められるものは何でしょうか。ぜひ公立保育園に通いたいと思えるような、そして私立保育園を牽引し、指針となるようなクオリティーの高さではないでしょうか。公立保育園が市川市の保育園の代表として旗を振る機会をたくさんつくっていただきたいと思います。

まずは公立保育園の土曜給食を早急に改善していただくことを要望いたしまして、大項目の3つ目の質問を終わります。

次に、大項目の4つ目、登校渋りの問題につきまして、御答弁くださいましてありがとうございます。登校渋りの現状について、(1)理由や状況が多様化しているというその特性から、人数や割合などを把握することは非常に難しいと思います。ですが、苦しんでいる当該児童生徒、保護者がいるということも事実です。市として、状況を把握するアンテナを張る体制をつくっていただきたいと願います。

(1)に關しまして、再質問はございません。

次に、(2)当該児童生徒へのアプローチの方法について、登校渋りなど、子どもの様子を早期にキャッチする必要について認識されていることを理解いたしました。相談窓口がたくさんあるように思いますが、保護者はどのような基準で相談先を選べばよいのでしょうか。また、当該児童生徒に対してのアプローチについて、市として軸や方針はありますでしょうか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

児童生徒へのアプローチにつきましては、児童生徒が登校した際に教室に直接入ることが難しい場合、ゆとりぎ相談室や保健室等、別室登校での対応を取った上で、状況に応じて教室へ入れるよう支援いたします。小学校におきましては、ゆとりぎ相談室への休み時間の自由来室等で、担当者との関わりや遊びの中で児童の困っていることや悩んでいることを早期に発見することにつなげております。中学校におきましては適応指導教室があり、スクールカウンセラーやライフカウンセラーによる生徒自身の心の悩みや学習進路等に関する相談に関して迅速に対応し精神的な安定を図るなど、発達段階に合わせた対応ができる体制を整えております。保護者につきましても、学校と連携した上で相談できるような体制を整えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 ありがとうございます。該当児童生徒だけでなく、保護者、家庭においてもサポートが受けられるという状況、安心いたしました。

(3)につきまして、私のところに、学校に行きたくても行けない生徒、保護者からの相談をいただくことが何度かありました。実際のところでは、学校の担任の先生に理解をいただけることはまれで、皆さん、総じて高校の進路が取れないと悩んでいらっしゃいました。本日、教育委員会の中で検討し、生徒や保護者が不利益を被ることのないよう努めていくと御答弁をいただいたので、このことは非常にうれしく、すぐに現場に持ち帰ろうと思います。(3)についての再質問はございません。目先の課題だけでなく、最終的に児童生徒が社会的自立を目指せるため、細やかな支援を今後もお願いいたします。様々な理由で学校に行きにくいという悩みを抱えている子がたくさんいる状況です。それぞれの児童生徒に寄り添って悩みを聞いてあげることによって、安心して登校

できるような体制を整え、全ての子どもたちによりよい学びを提供できるようにしていただきたいと強く願います。

大項目4つ目の質問を終わります。子育て、教育の面から4つ伺いました。各部署の皆さんにおかれましては、要望、お願いなどたくさん出してしまいましたが、どうか一つ一つ丁寧に御対応くださいますようお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1一般質問を継続いたします。

石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 創生市川の石原たかゆきです。通告に従いまして、一問一答にてお伺いしてまいります。

まず最初に、選挙管理事務について伺います。

この4月に統一地方選挙が行われました。今回は県議会議員、市議会議員選挙に加えて衆議院の補欠選挙も実施され、特に市議会議員選挙は衆議院補欠選挙と同日の投票日だったことから、選挙管理委員会の皆様におかれましては、様々な点で通常の統一地方選挙とは違う御苦労があったのではと推察いたします。大過なく投票日を迎え、当選者を確定でき、ほっと一息、そんなお気持ちだったのではないかとこのように推察いたします。かくいう私も含めて、今議場にいる42名の市議会議員は、今回の選挙で選挙管理委員会の皆様にお世話になり、有権者の皆様の負託を受けてここにいるということになります。改めて市民の生命と財産を守り、市の発展と市民の幸せを考え続けるという職務を全うしようと思っております。

さて、やはり選挙のたびに気になるのは投票率です。低い投票率が続き、ずっと気になっておりますが、先順位者への答弁では、県議選、市議選ともに前回の投票率を上回ったとのこと、素直によかったなというふうに思います。しかし、調べてみると、全国の平均にはまだ及ばないということで、さらに努力が必要だということだと思います。この投票率の推移でございますけれども、過去に遡って細かく見ていこうと思っておりますと、市川市のホームページ上には、全78か所の投票所別のデータについては過去に遡って見ることはできますが、年代別のデータは令和4年の参議院選挙と今回の令和5年の統一地方選挙における県議会と市議会の選挙の計3回しか見ることができません。投票に関するデータの蓄積、これは非常に重要というふうに考えます。多くのデータを分析することで傾向が見え、対応策の検討にも役立つと、このように考えるからです。

そこでお伺いします。選挙の投票に関するデータはどのように整理されているのでしょうか。また、データから見た投票率の傾向と対策及び今後の展開について伺います。

○つちや正順副議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 選挙に関するデータの整理につきましては、投票受付等事務の効率化の一環として、平成31年度統一地方選挙より選挙当日の全投票所の受付について、従来の紙ベースによる名簿照合から、入場整理券に印刷されたバーコードを読み取ることで受付ができる投票受付システムを導入しております。このことにより、各投票所において迅速な投票受付ができるとともに、住所、氏名、生年月日、性別、投票の有無などをデータベースとして記録、保存することができるようになっております。これらのデータを基に、投票

率が37.59%で前回より4.36ポイント上回った今回の市川市議会議員選挙の傾向を年齢層別で見ますと、65歳以上の高齢層は50.06%、35歳から64歳までの中年層は38.13%、34歳以下の若年層は22.56%と、若年層の投票率が最も低い結果となっており、高齢層と比べますと2倍以上の開きがあります。10代の投票率は27.68%と、若年層の平均を5.12ポイント上回っている反面、20代の投票率が19.53%と、3.03ポイントも下回っております。また、地域別では、本庁管内が40.02%、大柏出張所管内では38.85%、行徳支所管内では33.56%と、南部地域の投票率が特に低い傾向となっております。

これまで若年層に対する投票率向上対策といたしましては、主に高校生以下の生徒を対象に、対面式により選挙に関する講義や生徒参加による模擬選挙などの出前授業を行うことや、新たに選挙人名簿に登録された18歳の方を対象に主権者としての自覚を促すため、選挙権を得た旨の案内はがきを送付するといった啓発を10代の世代に向けて実施いたしました。今後は20代の有権者に対する対策が重要であると認識しております。20代はZ世代とも呼ばれ、この世代では、テレビや新聞といった媒体よりもウェブメディアによる情報取得が主流と言われており、このような特性に合わせた対策が有効であると考えております。今後の展開といたしましては、これまでのSNSを活用したツイッターの配信やターゲティングメール、バナー広告など、インターネットを活用した啓発に加え、主権者教育や若年層啓発の動画等を作成し、様々なウェブメディアを通して投票を呼びかけるような啓発方法についても取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

〇石原たかゆき議員 バーコードによるデジタル化によりデータの蓄積が容易になったと、よく分かりました。では、データについて細かく伺ってまいります。

まず、今回の市議選の年代別データから、その傾向として、若年層の投票率が低く、中でも20代が低いとのことでした。また、10代も低いとのことですが、初めて投票する18歳も低いのでしょうか。同じ10代の18歳と19歳では同様の傾向でしょうか。間近の選挙結果も併せてお聞かせください。

〇つちや正順副議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

〇岩井 滴選挙管理委員会事務局長 今回の市川市議会議員選挙の投票率では、18歳の31.46%に対して19歳は24.16%で7.3ポイント、令和4年7月の参議院議員選挙では、18歳の45.16%に対して19歳は38.14%で7.07ポイント、令和4年3月の市川市長選挙では、18歳の35.15%に対して19歳は24.37%で10.78ポイントの差が生じております。いずれも18歳から19歳になった際に投票率が低下する傾向になっております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

〇石原たかゆき議員 やはりというか、18歳の投票率が高く、19歳が低い傾向にあるということがよく分かりました。7ポイントから、令和4年3月は10ポイントですか。かなりの差だというふうに思います。18歳は高いということですが、先順位者への答弁にもありましたけれども、学校教育は主権者教育をかなり密に行っております。小中に加えて高校でも主権者教育は進んでおります。ですので、最初の選挙ですから、18歳の投票率は高いのではというふうに思っておりました。高齢者までとはいかないまでも、他の若年層よりは高いということが分かり、少しほっといたしました。

また、少し掘り下げて考えてみますと、令和4年7月の参議院選挙で18歳だった方が今回の令和5年4月に19歳になっていると。こういうことを考えますと、国政と市議会の差はあるでしょうが、18歳のとき45.16%、19歳が24.16%、激減しているということも見えてきます。経年でデータを見ると、このようなことも見えてきます。

なぜこういうふうになってしまうのか。19歳になり、住民票はそのままにして親元を離れる人が多く、選挙行動がおろそかになってしまうことが原因の一つというふうに考えられますが、私はやはり現在の主権者教育、これを内容、方法をさらに変えていかなきゃいけない部分もあるのかなというふうにも思うところです。今回は主権者教育に触れませんが、また別の機会に触れさせていただきます。

さて、市のホームページ上の年代別の選挙データの提示は、10代は18歳と19歳の平均値を、20代からは5歳刻みで平均値を取っていますが、もう少し細かく、特に18歳と19歳は分けて提示できないでしょうか。伺います。

○つちや正順副議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 本市において公表しておりますデータにつきましては、他の自治体との比較も視野に入れ、国が公表している統計データの様式に合わせております。御質問の詳細なデータにつきましては、可能な限り公表するよう努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 先ほども申し上げましたように、初めて投票した18歳、投票した人が当選したかどうかに加えて自分たちの投票率に強い関心があります。初めて投票したときに自分たちの投票率を市のホームページで調べたところ、10代の平均値しか出ていないのがっかりしたという子どもの声も聞きました。国のまとめ方に合わせているとのことですが、市川市では、18歳の高い投票率を次の選挙にも続かせるということが必要に思います。18歳と19歳は分けてそれぞれの投票率を知らせ、次の投票意欲に結びつけるということをぜひ御検討いただきたい。特に若い世代は、1歳差というのが非常に大きな差、隔たりがございます。年齢を重ねるにつれてあまり感じなくなるわけですが、ぜひ若年層については1歳刻みの表示というものを御検討いただきたいというふうに思います。

さて、選挙データについて、続けてお伺いします。期日前の投票のデータでございますが、本来の投票所の投票として、これはカウントされております。その期日前の投票した人の場所別、年齢別のデータは分かるのでしょうか、お聞かせください。

○つちや正順副議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 本市の期日前投票所は県内で最も多い14か所に設置しており、今回の市川市議会議員選挙の全投票者数15万341人のうち4万8,330人、32.15%の方が利用しており、前回の3万5,481人から1万2,849人増えている状況です。先ほどの選挙当日の投票受付システムと同様、期日前投票システムにより、住所、氏名、生年月日、性別、投票の有無などのデータを記録、保存しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 少しもったいないような気がいたします。記録保存してあるのなら、整理して活用すべきというふうに考えます。そして、公開もすべきではないかなと。今回の市議会議員選挙の期日前投票した人は、前回よりも1万2,849人も増えたとのことでした。これは県内最多の14か所を準備した成果だと思いますが、さらに進んで14か所の年代別のデータも用意し、活用すべきというふうに考えます。例えばある期日前投票所で、投票率が低いはずの若年層の投票率が高くなっているとしたら、若年層が投票しやすい何かがあるのかもしれない。そういうことが分かってきます。ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

さて、初回質問では、データから投票率の傾向が分かり、若年層が低いこと、また、投票率の低い地域があるとのことでした。その対策についてですが、まず投票率の低い若年層に対しての対策については、先順位者への御答弁、また本日の答弁でも、若年層の投票行動を促す取組をしているということによく分かりました。

投票率の地域差の対策について伺います。地域別の投票率や特徴に応じた啓発は行っているのでしょうか、お聞かせください。

○つちや正順副議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 御質問のような地域別の投票率や特徴に応じた啓発は行っておりませんが、コロナ禍前においては、選挙啓発を担う団体、市川市明るい選挙推進協議会の協力の下、主要駅前や商業施設、市民まつりや行徳まつりなど、多くの方が集まる場所において街頭啓発などを実施してまいりました。今後は地域における投票状況や年齢層の状況等も踏まえ、市川市明るい選挙推進協議会と連携しながら啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 投票率の低い地域には、その地域をターゲットにした啓発活動も必要に思います。御一考をお願いいたします。

投票率の向上には、投票の簡素化、有権者の政治参加意識の向上、主権者教育の強化などが挙げられますが、今回は選挙データを分析し、対応を考えることを中心に伺ってまいりました。様々な選挙データを分析し、投票率の向上に役立てることについて、市の考えを伺います。

○つちや正順副議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 データを基に地域や年齢別など、それぞれの特徴を分析し、投票率向上につながるよう効果的に活用してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ぜひ選挙データを生かす方向でよろしくをお願いいたします。

最後に、選挙データを生かす例を幾つか提案させていただき、次の質問に移ります。

まず、若年層への対策の一つとして、10代への対策としては、18歳の選挙人を対象に選挙権を得た旨のはがきを送付することで、主権者としての自覚を促すということでもございました。先ほどもお話したところですが、18歳、最初の投票。特に彼らは自分たちの投票率を気にする傾向があります。18歳に配布するはがきに、間近に行われた選挙の18歳の投票率を幾つか掲示し、さて、あなたたちのときはと投票を促すのはどうでしょう。こちらでも御検討いただければと思います。

また、期日前の投票についてですが、先ほどの御答弁で、期日前の投票者を比較すると、今回、約1万3,000人増えているとのことでした。この1万3,000という数字なんですけれども、今回の選挙は前回よりも4.36%上回ったとのこと、これが人数に直すと約2万人です。そうしますと、今回の市議会議員選挙は前回より2万人の多くの方が投票し、増えた分の約1万3,000人は期日前投票だと。そして、一般の投票所では7,000人。2万人の内訳はそういうことになります。ということは、期日前の投票の割合が非常に多いわけです。有権者の期日前投票のニーズが高いということが分かります。今後、期日前の投票所をさらに増やすことで投票率の向上につながる可能性が高いと言えます。例えば投票率の低い地域には、期日前投票の場所をもっと利便性の高い駅近くに増設するなどの対策を取られてはというふうに思います。御一考をお願いいたします。

そのためにも、先ほど申し上げましたように、今回、期日前の投票をした約5万人のデータの整理、期日前投票の場所別、年代別、人数別のデータの整理が必要になってくるというふうに思います。さらに、前回の期日前投票のデータも整理し、比較検討することで見えてくるものがあるとしたら、より強固な、いわゆる合理的根拠、エビデンスになるというふうに思います。具体的な方策を提案させていただきました。御検討いただければ

というふうに思います。

次の項目、選挙公営について伺います。

選挙公営の一環としてポスター掲示場が市内各所に設置されていますが、設置数や設置場所はかなり多いと思います。どのように決定しているのでしょうか。教えてください。

〇つちや正順副議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

〇岩井 滴選挙管理委員会事務局長 選挙公営はお金のかからない選挙のため、また候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、選挙管理委員会がポスター掲示場の設置や選挙公報の発行を行っております。御質問のポスター掲示場については、法令により、各投票区の選挙人名簿登録者数や面積に応じて設置数及び総数が定められております。本市の場合は、1投票区当たりの設置数はおおむね7から8となり、今回の統一地方選挙では586か所を設置しております。また、設置場所の選定につきましては、公衆の見やすい場所となるように努め、公共施設や道路沿いのほか、民有地の所有者にも協力を得ながら設置場所を決定しております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

〇石原たかゆき議員 設置数は法律で定められており、設置場所は、選挙管理委員会が公衆の見やすいところに設置しているということでした。今回の統一地方選挙では、先ほどもお話ししましたように衆議院の補欠選挙も行われたため、設置場所の決定も大変だったというふうに思います。場所の変更があり、大変分かりにくかったと思います。場所の変更の対応についてお聞かせください。

〇つちや正順副議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

〇岩井 滴選挙管理委員会事務局長 設置場所が変更となった主な理由といたしましては、市川市議会議員選挙において70名を超える立候補者が予想されたこと、また、衆議院議員の補欠選挙と投票日が同日となったことにより、ポスターを貼る板面の長さが通常11mであったところ、今回は15mまでに拡張したことによって、これまでの場所に設置できなかったこと等によるものです。ポスター掲示場の設置場所については、市公式ウェブサイトに位置情報を掲載し、何らかの事情により更新される場合があることを注意喚起しておりましたが、御質問のような変更した場所が分かりにくいとの御意見を踏まえ、今後の改善に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

〇石原たかゆき議員 設置場所については大変御苦労があったんだということがよく分かりました。

また、変更については、やはりホームページに掲載するだけでは見落としや、それに伴う混乱も生じます。以前は立候補者に直接伝える方法も取られていたというふうに思います。確実に伝わるように改善していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

続けて、ポスターの掲示場に関連して次に参ります。ポスター掲示場の板面にはQRコードが掲示されていると思いますが、どのように活用されているのか伺います。

〇つちや正順副議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

〇岩井 滴選挙管理委員会事務局長 ポスター掲示場の板面には、主に選挙名、選挙期日、注意事項、投票時間等が記載されておりますが、令和元年の参議院議員選挙からは、選挙の情報や期日前投票所の案内、PDF版の選挙公報などを掲載した市公式ウェブ選挙特設ページへリンクしたQRコードを掲載し、ポスター以外の選挙情報が取得できるよう有権者の利便性を図っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 有権者がポスター掲示場の前に立ち、ある候補者に目が留まり、この人の選挙公報を見たいと思います。QRコードがあるのでクリックすると、市のホームページの選挙公報に飛びます。しかし、直接目に留まった候補者には行き着かず、幾つかの作業を経て、やっと目当ての候補者の選挙公報にたどり着きます。こんな感じだというふうに思います。有権者がポスター掲示場の前に立ち、ある候補者が目に留まり、この人の選挙公報を見たいと思いQRコードをクリックしたら、直接候補者本人の選挙公報を閲覧することはできないのでしょうか。お聞かせください。

○つちや正順副議長 岩井選挙管理委員会事務局長。

○岩井 滴選挙管理委員会事務局長 総務省からは、くじで決定した選挙公報の掲載順序に従ってPDFファイル1つ、そのままウェブに掲載することと指針が示されております。全ての立候補者の公報を1つにまとめて掲載することしかできないため、御提案については現状では難しいものと考えております。しかしながら、一方で御提案の内容を実施することで、啓発や周知活動の一助として利便性の向上が十分見込まれますので、今後、全国や各地区の選挙管理委員会で組織される連合会等で要望するなど、実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 総務省の方針の改正を待たなければというところでしょうか。情報技術、デジタル化の急激な革新により、スマホで何でもできる時代になりました。様々な場面でデジタル化による利便性の向上を享受しつつある有権者、特に若者にとっては、QRコードから目当てのところにピンポイントで飛ぶ、これは当たり前のこととなっています。情報技術、デジタル化の急激な革新による今までのシステムの変革は、様々な場で突きつけられた課題と思います。選挙においても例外ではありません。情報技術、デジタル化の急激な革新に現状のシステムが追いついていない状況と思われる。法律や通知等の縛りは当然あるわけですが、選挙管理委員会としてできる範囲でデジタル化の利便性を取り入れてほしいと思います。また、しかるべき場所に要望もしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続いて、大きな2問目、地域防災力の向上について伺います。

市川市では、市内39校の小学校を地域の防災拠点とし、小学校区防災拠点協議会を設置して、小学校区単位で情報収集、災害対策本部や災害班との連携、避難生活支援などを行うことというふうにしております。小学校区防災拠点協議会は自治会役員、PTA、民生委員、消防団などで構成され、学校職員や市職員とともに、平常時は減災に関する会議を年3回程度行い、避難所運営訓練を行い、災害時には主に避難所運営支援などを行うものと、このように理解しております。この協議会の運営で重要な役割を担うのが地域防災リーダーであるというふうに思います。この協議会の仕組みができて、およそ10年たちました。これまでも地域防災リーダーの育成を進めてきたと思いますが、現状と課題、今後の取組についてお聞かせください。

○つちや正順副議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

防災意識は、災害が発生したときが一番高く、そこから少しずつ時間の経過とともに関心が薄れてしまうため、日頃から意識を保つことがとても重要になります。そのため、自治町会などの要請による地域の防災訓練や講演会などを開催するとともに小学校区ごとの防災訓練など、様々な取組を行っております。内容といたしましては、防災訓練では、コロナ禍により制限されていた応急救護や煙体験、炊き出しといった自助、共助に視点を置いた訓練を再開し、地域の皆様とともに、防災力の向上に向けた取組を進めることとしております。また、講

演会では、過去に発生した大規模災害を教訓に、地震や風水害など災害発生メカニズムや本市の被害想定、各種災害情報の提供体制など、それぞれテーマに基づき説明しております。さらに、災害から自分自身の身を守り、隣近所や地域の方々と協力し、災害初期を乗り越えるといった自助、共助の重要性についてもお伝えをしているところです。これらの取組はより多くの方に参加していただけるよう、開催日や内容などにつきましても自治町会などと協議し、実施しております。さらに、今年に関東大震災から100年目という節目の年でもあることから、毎月広報紙に防災、減災に関するコラムを掲載し、防災意識の高揚を図っております。

なお、課題としましては、行政が主体で行う啓発などは内容が難し過ぎる、あるいは堅過ぎるなどの御指摘もあることから、より身近に感じられ、親しみやすく、今すぐ始められるような工夫が必要であると考えております。また、近年、参加者も固定化される傾向にあることから、今後、より多くの方に関心を持っていただけるように、情報発信の在り方や啓発の内容などについても、さらに研究してまいります。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

〇石原たかゆき議員 今、私が伺いましたのは、地域防災リーダーの育成を進めてきたと。それについての課題と今後の取組について伺ったんですけれども、今の御答弁はちょっとずれているように思いますが、いかがでしょう。

〇つちや正順副議長 本住危機管理監。

〇本住 敏危機管理監 今申し上げましたとおり、地域防災リーダーの育成については、今後、多くの方を育成していくという課題がありますので、その点につきまして、引き続き協議しながら進めてまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

〇石原たかゆき議員 地域防災リーダーについては、たしか平成19年度ぐらいにスタートしまして、今、百七、八十人いるかなというふうに思います。この方たちが19年、いわゆる震災のときには多かったわけなんですけれども、それ以上増えてないと。そういった中で、昨年、13名の方が新たに増えた。たしか八幡小学校だったと思いますけれども、そこの方たちが増えた、防災リーダーになったというような御答弁があったと思いますけど、そんな状況かなというふうに思います。

この小学校区の防災拠点協議会というのは自治会の力によるところが多く、自治会のパワーがそのまま協議会のパワーになっているというふうに思われます。その顔ぶれですが、私が教頭や校長として協議会に参加していた頃から10年近くたっているわけですが、あまり変わっていない印象があります。自治会の新陳代謝といいますか、入れ替わりがほとんどない、あまり見受けられないということだと思います。共助の力を発揮するためには、若い世代を含めた多くの方に関心を持ってもらう、これが必要だと思います。若い方に関心を持ってもらうためにはどのような市のお考えがあるでしょうか、お聞かせください。

〇つちや正順副議長 本住危機管理監。

〇本住 敏危機管理監 お答えします。

地域の防災力をより強化するためには、多くの方が防災や減災に関心を持ち、日々の暮らしの中から具体的に実践していただくとともに、ふだんから住民同士で顔の見える関係を築くことがとても大事なことで認識しております。そのため、災害時に共助の重要な担い手である若い世代も含め、さらに多くの皆さんに関心を持っていただけるよう、今後もあらゆる機会を捉え、丁寧に説明してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 小学校区防災拠点協議会第6号によりますと、今後は小学校区防災拠点協議会の方を地域防災リーダーとして位置づけるということでございます。工夫して増員を図ってほしいと思います。しかし、小学校区防災拠点の中心である自治会の加入は、先順位者にも御答弁ありました、加入はあまり高くない状況、役員の高齢化も顕著です。市川市として、若い人たちを呼び込む必要があるというふうに思います。例えば、今、リカレント教育の重要性が叫ばれておりますので、千葉商科大学と包括協定の中に地域防災リーダーの講座を開設してもらい、座学はウェブ上で行い、実技は適宜場所を決めて行うなど、リカレント教育の一つとしていく、このような取組もぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、地域防災力の向上の2点目、市民の防災意識を高める取組について伺います。

先ほども申しましたように、協議会の仕組みが始められたのが10年前。その当時と比べると、防災に対する意識というのはあまり高いとは言えない状況が続いているのではないかとこのように思います。防災意識を高めるためには、市は取組をいろいろと行ってきたところだということのように思いますが、先ほど御答弁が少しございましたので、そこで分かることは、市としては、災害は自分自身の身で守りというところを強調し、自助、共助の重要性についても今のところ伝えていまして、さらに、いろいろな形で意識向上を図っていききたいというふうなお話でございました。

課題としては、行政が行うものはやはり堅過ぎるとか、ちょっと難しくなってしまうとか、そんなお話をされていたというふうに思います。私もそのように思います。行政の行う啓発事業はいわゆる訓練が主になりますので、それはそれで大切というふうに思いますけれども、重く感じてしまう人もいれば、自治会に加入していない人は足が遠のいてしまう。これも当然あるだろうというふうに思います。

お隣の江戸川区の例でございますけれども、今年の3月、葛西防災公園でえどがわ防災フェア2023が開催されました。「見て、触れて！子どもから大人まで楽しく防災を学ぼう」ということで、火災時の避難を経験する減災迷路、VRを使った災害の疑似体験。民間業者と江戸川区や消防団などの関連団体が連携し、子どもと大人と一緒に楽しめる、こういった防災フェアでございました。このような多くの市民が親しみを感じ、防災意識を高められるような取組を行うことは可能でしょうか、お伺いします。

○つちや正順副議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

御質問者のおっしゃるとおり、江戸川区では、民間事業者などが主体となり、防災に必要な知識を実際に体験し、体感することで楽しみながら学ぶという取組が進められていることを伺っております。本市におきましても、子どもたちを介して親の世代に啓発を行うことは、地域の防災力を高める上で重要な視点の一つと認識しております。主催者である民間事業者や江戸川区からイベントの内容や効果を詳細に伺いながら、本市でどのように生かせるのか、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

そこで1つ、また提案でございますけれども、本市には防災公園が2つあります。ここで江戸川区と同様の体験型の防災フェアを開催することを提案いたします。市独自ではなかなか難しいでしょうから、民間企業やNPO団体と連携し、多くの方に関心を持っていただけるような様々な体験を用意するといったように思います。

また、この体験には防災公園としての避難所を想定して、我が会派の国松議員への答弁にもありましたが、例

例えばマンホールトイレ、あるいはかまどベンチなど、既に備わっている機能を実際に試してみる、こういう体験も組み入れる、これも考えていただきたいなというふうに思います。ぜひ検討してください。

さらにもう一つ、この市役所第1庁舎を使って体験型の防災フェアを実施するというのはどうでしょうか。ファンクションルームの使い方というのが先順位者の質問でございましたが、ファンクションルーム、それから1階の大型ビジョンを使います。それから、2階のスペースもかなりの広さがございます。これらを使って、来庁者はもちろん、市役所の職員も交代で体験する、このようなことができたらいいなというふうに思います。市としての大きなアピールにもなるというふうに思いますので、ぜひ御検討いただきたい。垣根を低くして多くの方に防災、減災を学んでもらい、少しでも自助、共助の意識を持つきっかけにする、このような形で防災意識を高めることが必要に思います。具体例を幾つか申し上げましたが、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。教育行政についてです。

今、学校教育は大きな変革期を迎えているというふうに思います。例えば急激な教育の情報化によるもの。コロナ禍での全面休校が長期にわたり、オンラインによる学習保障が必要になったことをきっかけに、国のGIGAスクール構想が前倒しとなり、1人1台のタブレット端末と高速な校内ネットワークが急ピッチで整備されました。このハードウェアの急激な整備は新たな教育方法の導入という側面にとどまらず、教師の指導観、授業観の変革と一体となり、個別最適な学びへの充実へ進むというふうに考えます。ほかにも運動部活動の地域移行や働き方改革など、想定できなかった課題や長年の制度疲労による課題に直面し、大きな変革が求められていると思います。

そこでお伺いします。このように急激に変化する時代において、学校教育の変革について、どのように捉えているのでしょうか。お聞かせください。

○**つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

○**藤井義康学校教育部長** 学校教育において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響、GIGAスクール構想による1人1台端末や通信ネットワーク環境の整備をはじめとした学校のデジタル化の推進などにより、これまで想像し得なかったような変化が生じています。このような状況の中で、学習指導要領を着実に実施しつつ、社会の構造的変化やテクノロジーの進化等に適切に対応しながら新たな教育方法の導入、社会変化への対応力の向上、校務の効率化などの視点で学校教育システムを変革することが急務であると考えております。

以上でございます。

○**つちや正順副議長** 石原たかゆき議員。

○**石原たかゆき議員** 社会の構造的変化やテクノロジーの進化等に適切に対応するために学校教育システムの変革が必要ということでございました。

続けて伺います。では、この変革の現状と課題についてお聞かせください。

○**つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

○**藤井義康学校教育部長** まず、文部科学省はこの変革への道筋として、従来の日本型学校教育を発展させた「令和の日本型学校教育」の構築を示しました。また、経済産業省はSociety 5.0の実現に向けて、あるべき学校の姿を「未来の教室」ビジョンとして示しました。急速に変化する社会に対応する学校教育を推進していくためには、国が目指す方向性を踏まえ、どのように学校教育システムを構築していくか、早急に検討、協議を重ね、実施していく必要があります。あわせて、学校教育の姿の現在と将来目指す姿との違いを学校関係者が共有し、変革を促す取組を一体となって進めることが重要です。しかしながら、学校現場においては、日々の業務にほとんどの時間を費やしていることから、国が将来目指す学校教育の姿に対して、学校関係者の間で十分に

対応できない状況にあるのが課題であります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 国の示す「令和の日本型学校教育」の構築、未来の「教室」ビジョンにある改革の方向性を踏まえて学校教育システムを構築していくということを早急に検討、協議を重ね、実施していく必要があるということをございました。

それでは、文科省の示した「令和の日本型学校教育」の構築、経産省の示した「未来の教室」ビジョン、それぞれおおよそどんなものかお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 文部科学省が示した「令和の日本型学校教育」の構築では、学校教育を社会に開かれたものとしていくこととし、新しい時代を見据えた学校教育の姿として、多様な子どもたちを誰一人取り残さないための個別最適な学びの表現と、その学びを支えるための質の高い教育活動を実施可能とする環境の整備の必要性を踏まえた上で、今後、学校教育が目指すべき姿が示されています。経済産業省が示した「未来の教室」ビジョンでは、Society 5.0の実現に向けた学校教育の在り方として、デジタル技術を活用した革新的な教育技法であるEdTechを活用し、これまでの教室のイメージを払拭し、インターネットで世界につながる社会に広く開かれた未来の教室に向けた取組について示されており、未来をつくる当事者としての意識を高めることを目指す教育と示されています。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 続けてお伺いします。では、国の示す「令和の日本型教育」の構築と「未来の教室」ビジョンを踏まえて、どのように改革を進めるのか。考えをお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 まずは、「令和の日本型学校教育」の構築及び「未来の教室」ビジョンの内容を踏まえた上で、新しい時代の学校教育に関するキーワードを体系化するとともに、現在の学校教育と将来進むべき学校教育の姿を比較し、変革の方向性をより具体的に示す必要があります。教育委員会が学校教育の将来進むべき姿を示すことで、学校は具現化に向けてのイメージを持ち、課題を明確にすることができるようになると考えられます。したがって、教育委員会といたしましては、教職員が自身の役割や行動を理解できるように、本市における学校教育の方向性の発信と共有をさらに進めてまいります。また、将来進むべき姿を教育に関わる全ての人が共有し、学習環境全体を一新していく一体的変化を目指す必要があると考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 学校教育が求められる変革について、捉え方や進め方を伺ってまいりました。「令和の日本型教育」の構築と「未来の教室」ビジョンを踏まえて行うとのこと、この方向しかないと思いますが、それぞれが質、量ともにボリュームがありますので、詳細を読み込むには骨が折れます。また、読み込んでいきますと、この2つの関係性が分かりにくくなるがありました。

これは私の考えですけれども、「令和の日本型学校教育」の構築にはどういう教育をしていくべきかが書かれており、「未来の教室」ビジョンは、そのための実証事業の成果、先端技術が示されている、このように思います。もっと単純に考えると、「令和の日本型学校教育」の構築は目的で、「未来の教室」ビジョンを方法と考えると、私は2つの関係性がすっと落ちました。御参考まで。

具体的な進め方としては、新しい時代の学校教育に関係するキーワードを体系化する、将来進むべき姿を明示するというものでした。先ほど課題として、学校の先生方が多忙のために日々の授業に追われて、国の示す学校教育の将来の姿に対して、学校関係者の間で十分に対応できない状況にあるということを挙げられておりました。このような多忙な先生方の理解促進に役立つものにしていただきたい、このように思います。

さて、これらをまとめて、本市における学校教育の方向性を発信するというところでございました。共有し、一体化を図るということでございますけれども、何か形にしていく考えはあるのでしょうか、お聞かせください。

○**つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

○**藤井義康学校教育部長** 教育委員会といたしましては、この学校教育が将来進むべき姿について冊子にまとめていく方向で考えております。まずは教職員に周知し、さらには家庭、地域に広げていければと考えております。

以上でございます。

○**つちや正順副議長** 石原たかゆき議員。

○**石原たかゆき議員** ぜひ冊子にまとめていただいて、市川市として、市川の学校教育の変革はこうしていくんだというものをつくっていただきたい。それを市川市全体で保護者も含めて共有していく、心を1つにして向かっていく、こういったものをぜひつくっていただきたいというふうに思います。

最後に、冊子にまとめる際に配慮していただきたいこと、何点か要望して私の質問を終わりにします。

まず、作成するメンバーについてですけれども、教育委員会を挙げて、学校教育部の全ての課やセンターが垣根を越えてメンバーを集結し、プロジェクトチームをつくることになると思います。このチームには、ぜひいわゆる若手を登用していただきたい。市川には能力の高い若手教員、たくさんおりますから、ぜひ登用していただきたい。

変革の道しるべの作成は将来の市川市の教育をしょって立つ、そういう若者に任せるのはいかがでしょうか。彼らにとっても、学校教育の将来の姿を考え、まとめるということは自分の未来を主体的に考えることになりまますから、こんな楽しいことはないというふうに思います。その結果、10年後、20年後、間違いなく、このメンバーが市川のリーダーとなっているはずですよ。ぜひ御検討いただきたい。

さらに、予算づけも必要になるかと思えます。若者にはしっかり学んでいただきたい。よいものにしていただかないと困ります。先進自治体への視察、先端情報技術の習得の予算も必要になると思えます。学びのためには何かかひねり出してほしい。これは、よいものへのいわば投資と考えていただきたいです。よろしく願いいたします。

さらに、内容につきましては、国の動向を察知して適宜付け加えていくということを考えていただきたい。6月7日、国の骨太の方針が閣議決定され、2024年度から3年間を集中改革期間として位置づけました。昨日、文部科学大臣は会見で、月45時間、年360時間以内とする上限指針を実現することがこの期間の重要な目標になるとの考えを示しました。具体的な政策としては、小学校高学年の教科担任制の強化、教育業務支援員の小中学校の配置拡大が挙げられています。この動向は将来の姿そのものです。小学校高学年の教科担任制は、当然、将来の市川の姿として冊子にまとめる、取り入れるべきだというふうに思います。今後もこのような国の動向を察知し取り入れていただきたい、このように思います。

本日は大きく3点について質問いたしました。共通しているといいますか、問題となるのは急激なデジタル化による改革、変革、この対応ということ。だからこそ際立ってきた意図ある体験の重要性だというふうに思います。本日は改革、変革に向けた具体例、意図ある体験の具体例を数多く提案し、要望もさせていただきました。実現に向けて、今後はその一つ一つを注視してまいります。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 中村よしお議員。

○中村よしお議員 公明党の中村よしおでございます。通告に沿って質問を行います。

公園をめぐる諸課題について伺います。公園政策について、私は初当選以来、議会質問で取り上げてまいりました。今回は、市民から寄せられる公園をめぐる諸課題について、絞って質問してまいります。

まず、(1)たばこや空き瓶等のポイ捨てについて伺ってまいります。

小さなお子さんのいる保護者から、公園の砂場にたくさんのたばこの吸い殻が捨ててある、あるいはワンカップなどの瓶が割れた状態で捨ててある。特に小さい子は何でも手にし、口にしてしまうので、手足をけがしたり誤飲するおそれがあり大変に危険です、何とかしてほしいといった声が寄せられています。また、砂場でなくても、ベンチやその周辺にたばこの吸い殻や空き瓶、空き缶が捨てられているのをよく目にします。ポイ捨ては、割れ窓理論による公園やその周辺地域の治安の悪化につながると考えています。したがって、私は公園のたばこや空き瓶等のポイ捨てをなくしていくべきだと考えています。

そこで、本市の公園におけるたばこや空き瓶等のポイ捨てとはそもそも犯罪なのか、ポイ捨ての状況についてどのように把握しているのか、そして、その防止のためにどのような施策を講じているのか伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 公園におけるたばこや空き瓶等のポイ捨てにつきましては、軽犯罪法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律による処罰の対象と規定されております。公園内におけるポイ捨ての状況につきましては、日常の公園管理の巡視や市民からの清掃要望などによって把握しております。要望の多い公園の傾向といたしましては、他の公園に比べ、樹木が繁茂して周囲から死角になっていることや、駅周辺でコンビニエンスストアなどが近くにあるなどの特徴が見受けられます。防止対策といたしましては、ポイ捨て禁止のステッカーや看板を設置し、公園環境の向上に努めております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中村議員。

○中村よしお議員 ポイ捨てとは犯罪であること、ポイ捨ての状況と講じている対策については理解をいたしました。

再質問になりますが、たばこがポイ捨てされている、空き瓶が捨てられているなどの通報が市にあった場合、どのような対応をしているのでしょうか。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 情報提供があった場合には職員が速やかに現地に赴き、ポイ捨ての現場を確認した際はその場で注意し、ポイ捨てした人が既になくなっていない場合には清掃を行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。これはこれで結構であります。次に移ります。

それでは、(2)喫煙禁止について質問いたします。

たばこのポイ捨てをなくすための1つの方策として、公園内での喫煙禁止があると考えます。

そこで伺います。公園内での喫煙禁止は法的に可能なのか。また、検討したことはあるのか伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 健康増進法の改正により望まない受動喫煙をなくすため、令和元年7月に学校や病院

などの施設が禁煙し、令和2年4月にホテルや飲食店においても原則屋内禁煙となりました。一方、公園を含む屋外につきましては、禁煙ではなく、喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮しなければならないという配慮義務とされております。健康増進法による規制が進められたこともあり、近年、子どもやたばこを吸わない公園利用者への受動喫煙を心配する市民から、公園を禁煙にしてほしいとの要望は増加傾向にあります。本市では、令和2年度に多くの子どもが遊ぶ児童遊園地68か所を全面禁煙といたしました。今後、公園管理者として、公園内の禁煙についての検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 中村議員。

**○中村よしお議員** 公園内での喫煙禁止についての本市の見解について理解をいたしました。要綱改正によって、児童遊園地について全面禁止したということですが、その後の効果の測定については必要であるということをご指摘しておきます。私の認識では、公園での禁止事項をつくって規定していくということについては、これ、都市公園法そのもので禁止をしていくということではなくて、その条文の中で、自治体の条例等で規定をしていくというような法の立てつけになっているのではないかなというふうに私は理解をしているところであります。

ただ、ここで1点確認しておきたいのは、今回の一般質問で私が主張しているのは、公園内でのたばこ等のポイ捨てをなくしたいということでありまして、健康増進法の改正によって、規制の観点から、公園全てを禁煙にしてほしいという意味合いでは全くないということをご確認をさせていただきたいと思っております。いずれにしましても、このことはこれで結構であります。

それでは、(3)不法投棄対策について伺ってまいります。

公園に家電やマットなど、いわゆる有価物等が不法投棄されているので困っているというのを自治会の方などから聞いております。これについて、やはり私も実際目にしたことがありまして、公園での不法投棄対策というのは講じていかないといけないというふうに考えております。

そこで質問になりますけれども、不法投棄の状況と不法投棄を処罰する根拠法、講じている対策とその効果について伺います。

**○つちや正順副議長** 小塚街づくり部長。

**○小塚眞康街づくり部長** 公園への不法投棄は、夜間に人通りが少なく、車が近接できる場所に多い傾向にあります。投棄されるものとしましてはソファやマットレス、テレビ、自転車、木材、段ボールなど、多種多様なものがあります。これら不法投棄されたものにつきましては、職員や受託事業者等により、その都度回収し、処分を行っております。また、自転車やバイク等に関しましては、一定の周知期間を設けた警告文を貼り、期日後に処分しております。不法投棄につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されております。不法投棄の対策といたしましては、不法投棄禁止の看板を設置するとともに、不法投棄が繰り返行われている場所は地域を管轄する交番に情報提供し、パトロール等の実施を依頼しております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 中村議員。

**○中村よしお議員** 分かりました。不法投棄について、市として、不法投棄される場所の傾向やされるものについて、つかんでいると。不法投棄は廃掃法で禁止されている。対策として、看板設置や交番にパトロール等の実施を依頼しているとのことでありました。一方、対策の効果については特に触れられておりませんでしたので、効果はなかなか上がらないことだというふうに思います。実際、私も家の近所とかで自転車が置かれていた場合、さっきの御答弁にもありましたけれども、すぐ撤去するというのではなくて、一定期間貼り紙をして置いている。その間にちょっと自転車が動けば、またそれから少し期間を置いて、ずっと長く置いてあるような、そ

んな状況もあつたりと、なかなか難しい対応になっていくということは理解しております。これも課題である、何とかしていかないとという思いはありますけれども、ここでは、まずこれはこれで結構であります。

次に、(4)不審者対策等防犯対策について伺います。

5月26日だと思いますが、中学校から不審者情報のメールが入りました。その内容について御紹介をさせていただきます。25日木曜日、南行徳公園（えんぴつ公園）で近隣小学校の児童が多目的トイレに入ったところ鍵が壊れており、閉めることができずにいたところ、二十歳くらいの男が入ってきてドアを閉められるということがありました。児童がやめてと叫ぶと、男はドアを開けて逃げたとのこと。時間帯や詳細が不明な部分もありますが、十分に注意し、万が一不審者に遭った場合には警察に連絡していただくようお願いいたします。また、習い事や登下校中にはなるべく人通りの多い道、明るい道を選んだり、可能な限り複数での移動を心がけたりするよう、各家庭でも注意喚起をお願いいたしますということであります。児童が、公園の鍵が壊れた多目的公園のトイレを利用しようとしたところ、いきなり二十歳くらいの男が入ってきてドアを閉められたということが事実であれば、当事者である児童はさぞ怖かったことと思います。当該児童が叫んだことで幸い大事には至らなかったようですが、公園における不審者対策など、防犯対策を講じることは喫緊の課題であるというふうに考えています。

そこで、公園における不審者や犯罪、ヒヤリハットなどの発生状況について、本市の認識及び講じている防犯対策について伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 公園内の不審者につきましては、市民からの要望等により情報を得ております。昨年度寄せられた公園内の不審者情報は4件あり、発生場所については、特定の地域性はなく、点在している状況がありました。不審者に関する情報を受けた後は職員による巡視の回数を増やすとともに、地域を管轄する交番に情報提供し、パトロール等の実施をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中村議員。

○中村よしお議員 今の不審者対策等、防犯対策についての答弁については、昨年の公園内の不審者情報は4件、発生場所は特定の箇所ではなくて点在をしているというような答弁でした。また、対策については、職員による巡回の回数を増やすとともに、交番にパトロール等の実施をお願いしているということであります。不審者の要望、これを受けたところのみの対応ということになるので、先ほどの不法投棄も全てそうですけれども、何かが起こったときにその通報を受けて、それに対してパトロールとか撤去したりするというところで当然後追いになってしまう、これは致し方ないところかは分からないんですけれども、ただ、予防としての対策についても、やはり効果的なものを講じていく必要があるのではないかとというふうに私は考えております。これについては、今回はこれで結構であります。

さて、これまで(1)から(4)までの公園をめぐる諸課題について伺ってまいりました。それらの答弁を踏まえまして、(5)防犯カメラや規制等諸課題への対応について伺ってまいります。

(5)防犯カメラや規制等諸課題への対応について。

まずは、たばこや空き缶等のポイ捨てについての対応ですが、市民マナー条例では、市川市内全ての公共の場所、道路、公園等では、歩きたばこ、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置、印刷物の散乱放置は禁止されており、違反した場合は注意、指導の対象となりますが、罰則はありません。路上禁煙美化推進地区の道路上では、喫煙、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置の違反をした場合は、直ちに過料2,000円となっております。

そこで伺いますが、路上禁煙美化推進地区内にある公園は過料の対象に含まれるのか伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例、通称市民マナー条例における過料の対象は路上禁煙美化推進地区の公共の道路としており、推進地区内にある公園は過料の対象外となっております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。たばこ等のポイ捨て対策について、市民マナー条例における路上禁煙美化推進地区内での過料の対象について、地区内にある公園での喫煙は過料の対象外であります。当該条例は、あくまで公共の道路に限ったものであるということが分かりました。このことについては理解をいたしました。

ここでたばこのポイ捨て対策の方法について、私なりに整理をしておきたいと思えます。公園を市民マナー条例の対象に加える条例改正をしていくという方法、もう一つは公園内での喫煙を禁止するという別のルールづくりが考えられます。そしてもう一つ、公園については原則喫煙を禁止とするけれども、喫煙スペースが設置可能な公園については喫煙可能とするなどが考えられると思えます。これであれば、ポイ捨てが生じづらくはなると思えます。

私の認識になりますけれども、日曜日など、公園でスポーツを教えている人、スポーツをする子どもの応援に来ている保護者等がうまそうにたばこを吸っている姿を目にすると、問答無用で一律公園禁煙にするというのはやり過ぎではないかなという思いもあります。したがって、一定規模の公園において、喫煙スペース設置等を実験的に行って、その効果を検証する、このことについて検討していただければというふうに思えます。いずれにしても、公園内でのたばこや空き瓶、缶のポイ捨てをなくすための仕組みづくりを要望しておきます。

次に、諸課題全てに関わることですが、防犯カメラの設置についてです。私は、公園をより安全、安心に利用できるようにするためには防犯カメラの設置が必要であると考えています。

そこで市内公園における防犯カメラの設置についての考え方、設置の現状及び設置箇所について伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 防犯カメラの設置につきましては、公園内での犯罪を抑止する効果や市民の体感治安の向上に一定の効果がある一方で、市民のプライバシーや市民の権利と利益の保護に配慮する必要があると認識しております。現在、市内には423の公園があります。このうち、49の公園に犯罪予防を目的として防犯カメラを設置しております。この防犯カメラは、平成17年の市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の施行に伴い、自治会などからの要望があった48の公園について、市が設置しております。その後、昨年度、町会が設置補助制度を利用して新たに1か所設置しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中村議員。

○中村よしお議員 公園内の防犯カメラの設置については、平成17年の市川市防犯カメラ設置条例施行時に設置した48か所と、昨年度、町会の補助ということで1か所設置をしているということでもあります。ここで私が注目したいのは、昨年度設置されたということ。これについて、公園内に防犯カメラへの設置ニーズが生じてきているのではないかとということでもあります。

さらに伺ってまいります。公園内に防犯カメラを設置している自治体はあるか伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 近隣市の状況につきましては、松戸市では設置しておらず、柏市では自治会などが補助を活用して設置しているとのこと。市が主体となって設置しているものは、船橋市が有料の公園のみ設

置、浦安市と鎌ヶ谷市には少数が設置されている状況であります。

以上であります。

**○つちや正順副議長** 中村議員。

**○中村よしお議員** 他市の状況、よく分かりました。ありがとうございます。市が主体となって公園内に防犯カメラを設置した市はあったことを理解いたしました。市川市において、自治会が公園内に防犯カメラを設置するという実例が先ほどの答弁で1か所あったということでもあります。今後、このような実例を他の自治会に情報共有をすることで、我が町会の公園の犯罪抑止に防犯カメラを設置しようという町会が出てくるのが期待できると思いますので、情報共有をぜひお願いしたいと思います。

さらに質問しますが、もう一つの方法、市が主体となって公園内に防犯カメラを設置するという方法があります。私は公園政策として、公園内での犯罪抑止やごみのポイ捨て抑止の観点から防犯カメラの設置を組み込むべきであると考えます。

そこで公園政策として、公園内に防犯カメラを設置していくことができないか伺います。

**○つちや正順副議長** 小塚街づくり部長。

**○小塚眞康街づくり部長** 公園内の防犯カメラ設置につきましては、関係部署と協力し、自治会などが設置する際の補助制度の活用の周知を図るとともに、公園施策の観点からも研究してまいります。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 中村議員。

**○中村よしお議員** 分かりました。今回は公園をめぐる諸課題について伺ってまいりました。公園のありようは自治体の豊かさを表すと思います。今後も市民等が快適に安全、安心に利用できる公園の整備、運用をお願いいたします。このテーマは終わります。

続きまして、平和行政について。

先月、G7広島サミットが開催されました。G7の首脳陣が人類史上初めて原子爆弾を投下された被爆地広島を訪れ、被爆者の声を聞き、被爆の実相に直接触れ、核兵器のない世界に向けて取り組んでいく決意を改めて共有し、G7として初めての核軍縮に焦点を当てた、核軍縮に関するG7首脳広島ビジョンを発出できたことは評価に値します。また、このような声明を発出したことに歴史的な意義を感じるのには私1人ではないと思います。

一方で、核廃絶という理想と核兵器の脅威が高まりを見せ、かつてない厳しい環境にある安全保障という現実があります。そのような状況下で、被爆国であり、市民に一番近い存在である自治体として、また、核兵器廃絶平和都市宣言を発出している市川市は核廃絶、核なき世界に向けた歩みをこれまで以上に進めていかなければならないと考えており、今回、一般質問をさせていただき次第であります。

それでは、(1)本市の平和行政への取組について伺います。

本市の平和事業について、今年2月の「広報いちかわ」で紹介しており、多くの市民が認識をしたことと思いますが、本市の平和行政の取組について伺います。

なお、先順位者への答弁について承知をしていますが、重複部分をはしょると答弁の意味が通じづらくなるため、重複する部分があることを御容赦いただきますようお願いいたします。

**○つちや正順副議長** 蛸島総務部長。

**○蛸島和紀総務部長** お答えいたします。

本市は、昭和59年に行った核兵器廃絶平和都市宣言の下、毎年、様々な平和啓発事業を行っております。通年で実施している事業といたしまして、戦災や原爆に関するパネル展示などを行う平和パネル展、市民から折り鶴を募集し、広島市及び長崎市で行われる平和記念式典に送呈する折り鶴事業など核兵器廃絶に向けた取組、また

平和の大切さを再認識していただく平和寄席、若い世代に核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを伝えるため、被爆者による被爆体験講話の実施、さらには児童生徒の心で捉えた平和を訴えるポスターを募集する平和ポスター事業などを行ってまいりました。また、昭和20年の終戦及び昭和59年の核兵器廃絶平和都市宣言を起点といたしまして、それぞれ5年ごとの節目の年には、これら通年事業に加えて特別な事業を行っております。具体的には、終戦からの節目の年には市内の中学生16名を長崎市に派遣し、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ平和学習青少年長崎派遣を行っております。

なお、終戦から75年目の令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により長崎派遣を中止として、代替といたしまして、本市の空襲被害や戦時下の暮らしを伝える動画を制作し、市公式ウェブサイトにおいて配信を行っております。

次に、核兵器廃絶平和都市宣言からの節目の年には、広島市などから原爆関連資料等を借用し、展示を行う平和展の開催や平和活動を行っている著名人による平和講演会を行ってまいりましたが、35周年に当たります令和元年度には毎年開催している人権啓発イベントと協働し、ハートフルヒューマンフェスタいちかわ2019 人権と平和の集いを実施いたしました。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 中村議員。

**〇中村よしお議員** 御答弁ありがとうございます。理解いたしました。本市の平和行政の起点となっているのが核兵器廃絶平和都市宣言であるということでもあります。

そこで、核兵器廃絶平和都市宣言を行った経緯について伺います。

また、宣言から25周年の平成21年に加盟した平和首長会議とはどのような組織で、どのような活動をしているのか。同会議は令和5年6月1日現在、世界166か国地域、8,259都市、うち国内1,738都市が加盟をしているということでもあります。

そして、本市は同会議の加盟都市としてどのような活動を行ってきたのか伺います。

**〇つちや正順副議長** 蛸島総務部長。

**〇蛸島和紀総務部長** お答えいたします。

まず、核兵器廃絶平和都市宣言を行った経緯であります。昭和50年代後半になり、アメリカとソ連による核兵器開発競争がエスカレートしたことなどにより、全国の自治体において平和都市宣言を行う機運が高まってまいりました。そのような中、本市におきましても、昭和57年3月に、市議会において核兵器の全面撤廃と軍縮の推進に関する意見書が全会一致で可決をされました。その後、昭和59年9月21日に、市議会におきまして核兵器廃絶平和都市宣言を要望する決議が全会一致で可決されたことを受けまして、同年11月15日に核兵器廃絶平和都市宣言を行ったものであります。

次に、本市が加盟しています平和首長会議についてでございます。昭和57年に広島市、長崎市の両市長が世界各国の首長に核兵器の廃絶を呼びかけたことをきっかけとして設立されたものであります。この会議の目的は、世界の都市が綿密な連携を築くことによりまして、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現するとともに、世界の恒久平和の実現に寄与することとされております。この平和首長会議の主たる活動は、都市の連携を訴えていくことではありますが、原爆ポスター展の開催や被爆樹木二世の苗木の植樹、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動等を実施しております。

なお、公式ホームページ上で加盟都市に対し原爆ポスターの提供を行っておりまして、本市においても毎年8月に行っています平和パネル展で展示を行っているところであります。また、平成28年4月に広島市や長崎市の被爆者が呼びかけ人となりまして、核兵器のない世界の実現を求める被爆者国際署名が始まりました。平和首長

会議はこの署名に賛同しておりまして、本市も同年6月に署名をしているところであります。

以上であります。

○つちや正順副議長 中村議員。

○中村よしお議員 核兵器廃絶平和都市宣言を行った経緯と平和首長会議加盟等について理解をいたしました。

それでは、別の視点から再質問してまいります。市川市のホームページによりますと、「市川市では、平成元年に千葉県内で初めての『平和基金』を設立しました。この基金と市民の皆様の寄附を財源として、様々な事業を実施し、市民の皆様に平和の大切さを訴えてまいりました。また、市民の8割以上が戦争を知らない世代となった今、次代へ平和を引き継いでいくための継承・啓発事業の永続的な展開を図るため、皆様のご協力をお願いします」というふうにあります。

そこで、平和基金の状況と基金の活用状況について伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

核兵器廃絶平和都市宣言の5周年記念といたしまして、平成元年に平和基金を設置し、1億円の積立てを行いました。これ以降、同宣言に基づく平和意識の啓発と高揚を図るため、この基金を活用しながら各種平和啓発事業を実施してきているところであります。事業の実施に当たりましては、毎年約200万円程度を取り崩し財源として活用しておりまして、令和5年3月末時点の残高は約6,400万円となっております。

なお、平和寄席などのイベントで募金の呼びかけを行いまして、市民の方から寄せられました募金を基金に積み立て、活用させていただいております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中村議員。

○中村よしお議員 平成元年に1億円の平和基金を積んだと。毎年200万円程度を取り崩して各種平和啓発事業を実施している。また、募金を呼びかけて基金に積み立てて活用しているということですが、令和5年3月31日時点の残高は約6,400万円ということで、毎年200万円ずつ取り崩していけば、いずれは枯渇をしていくのかなというところが心配なところであります。この財源の手当てといたしますか、そこについては今後の課題になっているのかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。この基金の運用については、さらに効果的な活用をお願いしたいと思います。これはこれで結構であります。(2)に移ります。

それでは、(2)G7広島サミットの開催を受けた核廃絶への本市の認識について伺ってまいります。

近年の核兵器の状況について、私の認識でありますけれども、ロシアのウクライナ侵略における核兵器の使用の威嚇や、中国による透明性や有意義な対話を欠いた加速する核戦力の増強、北朝鮮の核武力政策の法制化や核実験が懸念をされていると認識しております。昨年、ストックホルム国際平和研究所が発表した報告書によれば、冷戦後、続いてきた核兵器削減の流れが終わった兆候があると指摘をして、今後10年で冷戦後、初めて核弾頭数が増加に転じると予想しているということでありました。オバマ大統領が広島に来られての演説から7年、核なき世界が遠ざかるとまで言われている状況下でG7広島サミットが開催をされました。広島ビジョンが発出されましたけれども、この広島ビジョンとは、核軍縮に特に焦点を当てたG7首脳による初の共同文書でありませぬ。その概要について、ポイントですけども、核のない世界を究極の目標と位置づけ、安全が損なわれない形で、現実的で実践的な責任あるアプローチに関与するというを確認しています。また、ウクライナへ侵攻するロシアをめぐり、核兵器の使用の威嚇、いかなる使用も許されないと強調し、核拡散防止条約、NPT体制の堅持も唱えました。

ここで広島ビジョンに対する評価については、今のところ、ポイントを見ますと、賛否、評価分かれるところ

でありますけれども、広島市の松井市長は今年6月9日の記者会見で、このG7広島サミットで発表された広島ビジョンについてのコメントが報道されておりますので、紹介をいたします。核軍縮に焦点を当てた声明の広島ビジョンについて、被爆者団体などから核兵器禁止条約の記載がなかったほか、核兵器による抑止力を肯定しているなどという批判も出ているということについて、松井市長は、広島ビジョンでは核兵器のない世界は核不拡散なくして達成できないと書かれてあり、一定の評価はできる。不十分ではあるが、踏ん張ったものだと言ったこととあります。その上で各国の首脳が原爆資料館を訪れ、記帳した芳名録のメッセージから、核兵器のない世界を願っていることが見てとれたなどとして、歴史に残るサミットで広島平和サミットと言ってもよいほど大きな成果があったと評価したということとあります。

それでは、(2)G7広島サミットの開催を受けた核廃絶への本市の認識について伺います。

**〇つちや正順副議長** 蛸島総務部長。

**〇蛸島和紀総務部長** お答えいたします。

本年5月に広島市でG7サミットが開催された理由は、ウクライナ侵攻を続けるロシアが核兵器使用の威嚇を行う中、広島は被爆地であり、平和への関与を示すのに、広島ほどふさわしい場所はないとのことから決定したとのこととあります。日本は世界で唯一の被爆国であり、被害の大きかった広島でG7サミットが行われたことをきっかけに、多くの方々が核廃絶について再認識をされたのではないかと思います。本市といたしましては、核兵器の廃絶を目指して活動を行っている、先ほども申し上げましたが、国際的な組織である平和首長会議に加盟し、趣旨に賛同する意思表示をしていることをはじめ、核兵器廃絶平和都市宣言に基づく様々な平和啓発活動を継続的に実施していくことで、市民の皆様だけではなく、国際的にも本市の姿勢を示すことができるものと考えております。今後も引き続き平和首長会議が主張する核兵器のない世界の実現に向け、市民の皆様に平和の大切さを呼びかけてまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 中村議員。

**〇中村よしお議員** G7広島サミットの開催を受けた核廃絶への本市の認識について、平和首長会議が目標とする核兵器のない世界の実現に向けて市民に平和の大切さを呼びかけていくとのこと、理解をいたしました。これはこれで結構です。

(3)これからの本市の平和行政についての考え方について進んでまいります。

ここまで本市の平和行政や核廃絶への認識などについて伺ってまいりました。これまでのやり取りを通じて、私は、大変な逆風の中ではあるけれども、市川市は核なき世界を目指して、これからさらに粘り強く行動していくべきであり、さらにこれからの時代に合った平和行政に取り組んでいくべきであると考えます。

そこで、(3)これからの本市の平和行政についての考え方について伺います。

**〇つちや正順副議長** 蛸島総務部長。

**〇蛸島和紀総務部長** お答えいたします。

まず、平和啓発事業の狙いは、啓発を継続的に行うことによりまして、平和について常に関心を持っていただくこととあります。そのために、できるだけ多くの方々に平和の大切さを考える様々な機会を提供することが重要であると考えております。そのため本市では、これまで継続性を重視した各種事業を展開してきたものであります。しかしながら、昨年度、平和啓発事業検討協議会からいただいた提言などから、改めて時代に合った平和行政への取組を進める必要があるものとも考えております。今後、特に若い世代の平和意識の高揚を図るなど、様々な媒体や手法を模索しながら時代に即した事業展開を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○つちや正順副議長 中村議員。

○中村よしお議員 これからの本市の平和行政についての考え方について理解しました。現在の我が国の状況を見ますと、全てのことについて継承していく、若い世代にしっかりとつなげていくということがテーマなんだろうなというふうに受け止めました。

その上で再質問しますけれども、例えば本市において児童議会を行うということでもありますので、周年事業として、核廃絶や平和をテーマとした児童議会、あるいは、我が会派の小山田議員からも質問でありましたけれども、青年議会を開催していくなど、そういったことを検討していくこと。また、核廃絶平和都市宣言の象徴となる記念碑、あるいはモニュメントなどを市内芸術家に作成してもらうことなど、本市の核廃絶への機運を高める取組をしてはどうか、本市の見解を伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

先ほどの答弁でも触れましたが、終戦及び核兵器廃絶平和都市宣言を起点として、それぞれ5年ごとの節目の年に通年事業以外の特別な事業を行っております。令和6年度は宣言から40周年、また令和7年度は終戦から80年という節目の年であるため、ただいまいただいた御提案なども含め、参考にしながら新たな視点で事業を検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○つちや正順副議長 中村議員。

○中村よしお議員 令和6年度は宣言から40周年、また、令和7年度は終戦から80年という節目の年であるということでもあります。答弁にありましたが、新たな視点での平和事業を展開していただきますようお願いいたします。

最後に、田中市長からG7広島サミットの開催を受けた核廃絶への認識について、そして本市の平和行政についてのお考えをお示しいただけますでしょうか。

○つちや正順副議長 田中市長。

○田中 甲市長 中村議員から大変に重要な課題の質問をいただきました。人類が核爆発並びに核融合の技術を開発したと。例えて申し上げるならば、人類がパンドラの箱を開けてしまったという状況がもう既に地球上では継続しています。この核に対する考え方を抑止として持つ国際連合の常任5か国の中で、現在の戦争に対する終止符を打てないと。そこでロシアに対する対応が不十分であるという現実も、今、地球上の人類が見せられている中で、私も非常に苦渋の思いを持つ1人であります。

市川市の核、平和に対する姿勢というものは、これまで決して間違っていなかったと胸を張っているのではないかとこのように思っております。しかしながら、御質問者の御指摘のように、核兵器廃絶平和都市宣言をしている自治体として、果たして内容が具体的にしっかりと練り上げられているものになってきたかということを考えてときに、私は、さらに様々な面において積極性を持って、戦闘による唯一の被爆国である我が国日本、そして今、市民が生活している一自治体、市川市がどのような行動を具体的に起こしていくかということが中村議員の質問の中で改めて浮き彫りにされたというふうに受け止めています。具体的な対応、さらに一歩進めた対応を検討し、実行してまいりたいなというふうに思います。

○つちや正順副議長 中村議員。

○中村よしお議員 田中市長、大変前向きなといいますか、積極的な重要な御答弁をいただきました。大変ありがとうございます。

核廃絶、核のない世界に向けて、現状は核保有国と非保有国の溝は深く、その道のりは遠く険しいかもしれ

ません。しかし、その溝を埋め、核廃絶をリードする使命が被爆国である我が国にはあります。そして、市民に一番近い自治体である市川市が他の自治体と連携して行動し続けていくことが、その実現に大きな力を与えると思います。今後、時代に即した新たな平和行政の取組をお願いしまして、このテーマは終わります。大変にありがとうございます。

次に、公共交通利用補助制度について質問をしてみたいです。

(1)令和5年2月定例会の一般質問において要望した公共交通利用補助制度についてのその後の検討状況についてですが、直近の2月定例会での私の一般質問で、私は、本市において公共交通利用補助制度を導入する考えについて伺いました。副市長からの答弁は、この補助制度を導入した場合、そのサービスの提供を受ける市民からすると、この物価高騰の直接の影響を受けているので経済的負担の軽減にもつながり得る。また、補助を受けて公共交通機関の利用促進につながれば、事業者によるサービスの安定提供にもつながるものと考えている。一方、補助制度設計については、事業効果、財政面も含めて総合的に判断をしてみたいと考えているというものでありました。私は、物価高騰により影響を受けている市民の経済的負担の軽減や、移動手段である公共交通の維持にもつながる公共交通利用補助制度の導入を強く要望いたしました。現在も物価高騰は続き、先行きもいまだ不透明であると認識をしています。

そこで(1)について、その後の検討状況について伺います。

**〇つちや正順副議長** 岩井道路交通部長。

**〇岩井忠良道路交通部長** お答えします。

公共交通利用補助制度につきましては、対象範囲をどのようにするかということが大きな課題と捉えており、その上で全市民とするか、若年層、高齢者など年齢制限を設けるかなどが考えられました。先進市では、コロナ禍における公共交通の利用促進という考えから全市民を対象とした事例もあり、本市においても、当初は市内の全市民、あるいは世帯単位という方向で検討を進めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の位置づけがいわゆる2類相当から令和5年5月8日に5類感染症に移行され、今後は人々の移動の機会も徐々に回復することが考えられてまいりました。このような中、全市民等を対象とする場合には予算規模が大きくなり、また1人当たりの利用回数も少なくなるなど、デメリットも考えられたところでございます。

そこで、本市における支援策の現状も考慮に入れ検討したところ、これまでは市の施策の中で子育て環境の充実として、若年層を対象とした支援を推進し、交通施策においても、高校生以下は駐輪場の減免等を行っているところでございます。一方、高齢者に対しても健康寿命日本一等に向けた取組を進めるなど、今後は高齢者を対象とした支援なども充実させていく必要があると考え、現在、福祉部と情報共有を図り、検討しているところでございます。

なお、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用については、実施方法等について路線バス事業者と意見交換をしたところ、調整を図るべき事項が生じたことなどから早期の対応が難しいと考え、活用しなかったものでございます。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 中村議員。

**〇中村よしお議員** 御答弁ありがとうございます。公共交通利用補助制度については、対象範囲をどのようにするかということが大きな課題となり、高齢者に対しても健康寿命日本一に向け取組を進めるなど、今後は高齢者を対象とした支援なども充実させていく必要があると考え、現在、福祉部と情報共有を図り検討しているということでありました。

なお、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用については、路線バス事業者と意見交換

をしたら調整を図るべき事項が生じたところから、早期対応が難しいということで活用しなかったということがありました。

そのことを踏まえまして、(2)導入に向けた課題について、路線バス事業者との意見交換で課題が生じたということでもありますけれども、それは何なのか、お答えをお願いいたします。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

導入に当たってバス事業者と意見交換を行ったところ、当初は交通系ICカードや電子利用券を活用する方法につきましては、現システムの改良が必要となることや、また、紙の回数券やチケット方式につきましても工夫が必要との意見をいただきました。これらいただいた意見については、現在、福祉部と連携を図りながらバス事業者と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中村議員。

○中村よしお議員 バス事業者との意見交換をされたということにつきましては、敬意を表するところであります。この課題については理解をしました。それを踏まえまして(3)に移ってまいります。

(3)高齢者を対象とした公共交通利用補助制度の導入について進んでいきたいと思いますが、高齢者を対象とした公共交通利用補助制度の導入の検討状況について、福祉部にお聞きします。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 高齢者を対象とした公共交通利用補助制度につきましては、これまで福祉部において、外出支援及び移動支援の観点から年齢要件や要支援、要介護認定の程度など、対象とする範囲や手法、事業効果、また財政面を含め検討してまいりました。現在、市内公共交通事業者、また道路交通部とも協議を重ねており、ゴールドシニア事業の一環として実施に向けて、今、具体的な検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 中村議員。

○中村よしお議員 福祉部における検討状況について理解をいたしました。

それでは、最後に(4)導入に向けた市長の考えについて。

いわゆるシルバーパスは田中市長の公約でもあります。この秋など、できるだけ早い時期での実施をお願いしたいと考えております。課題もあると思いますが、田中市長からの御答弁をお願いいたします。

○つちや正順副議長 田中市長。

○田中 甲市長 デマンド交通並びにシルバーパスの質問、過去の経緯を見てまいりますと、11年前には小泉市議会議員が質問をされ、そして公明党の皆さん方も随分積極的に質問されたという歴史がうかがえます。市長が私になりまして、健康寿命日本一のことを話しており、後期高齢者という名称ではない、何かいい案はないかという私の問いかけに対して担当部署のほうから、ゴールドシニアという名称はいかがでしょうかというようなやり取りがありました。それはなかなかいいねというような中から、さらにゴールドシニア事業の一環として、今、中村議員から御質問いただきましたが、様々な交通機関で高齢者に対して、家に閉じ籠もってしまうことがないように、出かけることがスムーズにできるような、そういう心境になれるような施策というものがいいものだろうかという打合せを進めてまいりました。今、部長が答えましたように、市内のバス運行で最大手の交通機関、京成バス株式会社との打合せを進めていただいております。今申し上げましたように、長期にわたる市議会の要望に応じて具体的な施策が進められるようにと担当部署で詰めているところでありますので、御期待をしていただきたいというふうに思います。

○つちや正順副議長 中村議員。

○中村よしお議員 田中市長、力強い御答弁、大変にありがとうございました。本市は確かに京成1社なので京成だなというところでありますけれども、今、御答弁いただいております、このゴールドシニア事業という言葉、ネーミングについては、私としては、とてもいいんじゃないのかなというふうに思います。高齢者に向けての支援とか、そういう言い方になると、どこことなく、よく分からないというか、ネーミングとしては、取りようによってはよくないような捉え方もあるのかなというふうに思いますので、やはりこの政策の進め方といいますか、この政策のパッケージングの仕方とか、そういったところはとても大切であると思いますし、田中市長の手腕については敬意を表するところであります。可能な限り早期に実施すると。このゴールドシニア事業の一環としてということなので、近々ということで、御答弁をそのまま御期待を申し上げたいというふうに思います。

最後になりますが、バスだけでなく、タクシーを活用した公共交通利用補助制度導入、これについても併せて実現を強く要望します。タクシーについて、この際、付言をしておきますが、昨年度で妊産婦タクシー助成については廃止をされてしまっています。タクシーについても、やはりこれは私は公共交通というふうに理解をしております。高齢者とともに、妊産婦への公共交通利用補助制度の導入などについても、併せて私から強く要望させていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で中村よしおの一般質問を終わります。大変にありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後3時20分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

大場論議員。

○大場 論議員 公明党の大場論です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

初めに、行政サービスについてでございます。

今回、こちら、通告の中の(2)にございますように、2か所について郵便ポスト設置を求めましたが、行政の様々な市民とのつながりの中で、郵便物を出すに当たって、この郵便ポストが減少していく、設置できないという中で問題意識があり、今回質問させていただきます。

(1)本市行政サービスにおける郵便の利用の現状について。

市から住民への連絡手段として、重要連絡は封書などの郵便物で行われております。住民は、それに対する回答は同じく郵便によって行われております。市川市は、各種届出や申請等で返信を必要とするものがあります。例えば郵便による住民票、戸籍証明書の請求、郵送による市税証明書の申請、マイナンバーカードの申請、体が不自由で投票所に行くことができない人に郵便等による不在者投票制度があります。また、市営住宅に入居されている方は高齢者が多く、そのため返信を出すのに苦勞されております。

そこで伺います。市の福祉部から返信を求める文書は年間どのくらいあるのでしょうか、お伺いいたします。よろしくお願いたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 福祉部では、例えば高齢者の方々に対して敬老祝金事業の給付金申請を、また、障がいの

ある方には受給者証更新に係る勸奨通知や各種手当の受給や更新に関するお知らせ、介護に関することでは要介護、要支援認定の更新申請、低所得者等への給付金申請など約25種類の文書を郵送し、該当者からの返信を必要としております。特に市営住宅にお住まいの方には、公営住宅法に基づきまして年1回、全世帯約1,800世帯に通知文を発送し、各世帯から収入申告を提出いただいております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。福祉部だけでも、高齢者の方に各種手続、約25種類の文書が郵送されているということで、当該者からの返信を必要としているということですね。分かりました。

続きまして、(2)日本郵政株式会社への市営住宅大町第二団地及び市立柏井小学校校門前の郵便ポストの新規設置要望等に対する同社の回答について、本市の対応の経緯。昨年、令和4年12月から今年の令和5年3月の間の回答内容及び今後についてお伺いいたします。

市から送付している給付金等の申請書類など、市民が郵便で回答しなければならないものがあります。市営住宅大町団地及び柏井小学校付近にポストがなく、市民が不便を感じていることから、市から郵便局へ郵便ポストの新規設置を要望してほしい旨の申出がありました。大町には市営住宅第一団地、そして第二、第三と団地があります。数年前に、近くのコンビニエンスストアの閉店と同時に郵便ポストが撤去されました。これまでに団地自治会も要望を上げてきましたが、郵便ポストの設置はなかなか実現できません。もう一つは、市立柏井小学校校門前の郵便ポストの新規設置要望です。地域の多くの住民の方々と、柏井小学校からもポスト設置の強い要望がありました。柏井小学校から400m以内に郵便ポストはありません。この2か所の郵便ポスト設置を市川市を通じて要望してまいりましたが、日本郵政株式会社の回答内容及び本市の対応の経緯と日本郵政株式会社からの回答を受けて、今後について市のお考えをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

令和4年10月、御質問者から御質問にありました、2つの地区に郵便ポストの新規設置の要望依頼を受けました。そこで市として、この2つの地区に設置可能な場所があるかなどについて、関係部署と調整を行い、令和4年12月下旬に市川郵便局に設置要望場所の地図や利用想定住民の状況が分かる資料を提供し、この2つの地区に郵便ポストを新規に設置してほしい旨の要望を行いました。その結果、令和5年2月末に市川郵便局より、周辺の郵便ポストの利用状況や今後の利用見込み、また、郵便ポストの設置費用や毎年の集配委託料等を考慮した結果、2か所とも新規の設置は認められないと回答がありました。

その具体的な理由なんですが、市営住宅大町第二団地内につきましては、一番近い松飛台駅前のポストから半径250m以内であり、郵便局内規で定めております設置要件の距離に満たないからということでありました。また、柏井小学校校門前につきましては、確かに周辺に郵便ポストはございませんが、利用状況を見ると、新規に設置をする、検討するほどではなく、郵便物が分散するだけで投函される数量は変わらない見込みであるためとのことでありました。2つの地区とも、上局の日本郵政株式会社関東支社と調整の上、市川郵便局で決定したとのことあります。

なお、この回答を受けまして本市では、市民の方々が不便を感じていることを重視いたしまして、令和5年3月に改めて市川郵便局に対し、代替案として、市営住宅大町第二団地について、団地内に独自に集配箱を設置した場合、定期的に集配を依頼することができるのか。また、集会所等に一定時間郵便局員に滞在していただき、入居者が郵便物を手渡すことができるか確認をいたしました。いずれも実施することができないとの回答でありました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。市としては、いろいろと手を尽くしていただいたということはよく伝わってまいりました。特に今、最後のほうに答弁ありましたように、集会所に一時的に一定時間、郵便局員が滞在してもらおうとか、それから手渡しができるかどうかとか、様々な粘り強くやっていただいたことは分かります。2か所について、両方とも新規設置は不可能ということですが、日本郵政株式会社の対応が理解できないところが少しあります。例えば日本郵政はユニバーサルサービスを目指しているということですが、自治体が住民の福祉として提案したこともノーという回答。特に郵便法、そしてまた、郵便法の中の信書というのがありますが、これに引っかかるのかどうかも明言されておりません。先ほどの答弁の理由の中で採算性とか半径250m、これは日本郵政が言う地図上の直線距離ですね。実際には住民の方が歩くと300m以上あるわけです。

そこで再質問させていただきます。先ほどの中で思われるのは、郵便法では信書というのがありますが、その信書とは何でしょうか。

もう一つ、令和4年12月末に市川郵便局に対してポストの設置要望を出した際、市からはどのような資料を提出していただいたのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

まず、信書についてでございますが、信書とは郵便法第4条第2項において、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義されております。例えば市県民税や固定資産税などの税額通知書、また健康診査やがん検診などに係る受診券など、内容的に特定の受取人に向けて発出される文書が信書に該当いたします。したがって、街頭で配布されるようなチラシや、新聞のように不特定多数の受取人に向けた文書は信書には該当いたしません。

次に、本市が令和4年12月下旬に市川郵便局に提出した資料でございますが、2つの地区のポスト設置要望場所の地図及び写真、また、ポストを設置した場合にそれぞれの場所で利用が想定される区域図や、その想定区域内の世帯数及び対象者数等についてのものとなります。これらを具体的に申し上げますと、市営住宅大町第二団地付近に関しましては、大町95番地から594番地において、世帯数は約1,000世帯、人数は約1,500人の利用を想定しているという資料を提出いたしました。あわせて、令和4年10月1日現在の市営住宅の入居者に占める満65歳以上の割合が、大町第二団地では65%、大町第三団地では74%であることも説明したところであります。また、柏井小学校付近に関しましては、柏井1丁目から3丁目のうち、世帯数は約600世帯、人数は約1,300人の利用を想定していることを説明し、資料として提出したものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。市からは、特に差し出す方々のニーズをきちっと示していただいた。これをもって、日本郵政株式会社は設置するだけの、また、この規模では採算性が合わないということでの判断。また、高齢化が進んでいる大町団地。特に65歳以上の方は74%。郵便局というよりも買物に行くのも困難なので移動販売を実現しているところですが、少し分かるのは、5月18日の朝日新聞デジタルでこのような記事がありました。「郵便ポストの数が減る可能性も…総務省、設置基準の見直し議論開始」。「総務省は18日、郵便ポストの設置基準の見直しに向けた議論を始めた。全国で18万本近くあるポストの利用状況などを把握し、現在のあり方が適切か検討するという。郵便物の総数は年々減り続けており、ポストのさらなる削減につながる

可能性もある」。「22年度の郵便物の総数はピーク時の2001年度より45.1%減少。ほとんど利用されていないポストでも1日に1回は集配に行かなければならず、そのコストも課題になっている」との記事がありました。

見直しがされているさなかで、今回、新規設置を要望いたしましたが、今回設置できない基準が今後どのように検討されるのか。大町団地、また、柏井小学校の校門の前のポストの設置がこの見直しの中で可能になればと思いますけれども、一方、ポストにかかわらず、今回見えてきた課題というか、問題は、市川市が市民に対して返信を求めるものが果たしてこのまま継続できるのかと。この10年間で郵便物が半減しているデジタル化の中で今後郵便物が増える可能性は非常に不透明であります。今回の回答も、日本郵政株式会社関東支社が市川市からの申請を不可としたこと。こうした設置基準の見直しの中で行われたものでありますけれども、市川市として、市と住民の郵便を使った行政サービスの提供はできなくなりつつあると、今後の在り方について早急に考えなければなりません。

そこで(3)の質問に行きます。デジタル化について、住民との接点におけるオンライン行政サービスの取組の現状と今後について。

(1)、(2)と郵便ポストの設置状況について確認してきました。郵便ポストの減少が進む中、大町団地のようなケースが増える可能性があります。市として、住民との接点に対する市の認識についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

高齢者や障がいのある方などにおきましては、移動が困難な方もおり、近所に郵便ポストがなく、場合によっては行政手続が遅れるケースがあることについては課題であると認識しております。郵便ポストの設置基準につきましては、総務省の省令である郵便法施行規則で定められております。最近では郵便物の総数が年々減り続けていることを念頭に、総務省にて集配コストも課題となり、郵便ポストの地域貢献の在り方や利用状況の把握を行うなど、設置基準の見直しに向けた議論が始まっている状況でございます。今後、今まで以上に郵便ポストが減少するようであれば、行政手続の上におきましても影響があるものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。令和5年5月18日、総務省郵政行政部が出した「郵便局の地域貢献における郵便差出箱（郵便ポスト）の役割について」の資料の中で、先ほども申し上げましたけれども、この10年で郵便物の半減が1つあります。そしてまた、2022年9月、デジタル社会実現に向けた重点計画、デジタル田園都市国家構想基本方針が示されました。自治体のDX推進計画が出されたわけですが、そこで再質問でございます。

今回、デジタル技術を用いたオンライン行政サービスを広げていくことで各種申請の際に郵送しなくて済むなど、メリットが考えられますけれども、現在の市の取組についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

市と住民との接点におきましては、庁舎窓口や戸別訪問など、対面での対応のほか、電話、郵送、メールやウェブ、アプリ等を活用しました非対面のものがございます。自治体におけますデジタルトランスフォーメーションは、単なるデジタル化だけではなく、激しい社会変革に対応し、社会のニーズを基に行政サービスを変革するとともに業務プロセスの改善、新たな市民サービスの提供、市民参画の促進などを目的とする取組でございます。本市では、以前からウェブやSNS等を活用した情報発信、チャットボットでの相談サービス、施設予約や図書館のオンライン予約、証明書のコンビニ交付サービスなど、デジタル技術を活用しました行政サービスを展開

しております。また、市民等からの各種手続におきましては、マイナンバーカードを用いたオンラインサービスであるマイナポータルのびったりサービスにて、妊娠、出産、子育て、介護や防災などの案内を進めてまいりました。そのほか、補助金等の給付申請につきましては、従来は来庁や郵送による紙での提出が基本でありましたけれども、最近では職員採用試験の受験申込みですとか放課後保育クラブの入所申請など、ウェブフォームによる申請手続ができるようオンライン手続を推進しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。オンライン手続の推進、図っていただいていることを理解いたしました。

一方、先ほどもありましたけれども、パソコンやスマートフォン、そういったいわゆる電子機器ですね。操作が苦手な高齢者の方、かなりハードルが高いと思います。このような方に対しては、今後、市として何を考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

オンラインによる申請サービスを拡大することで来庁や郵送の手間を省くことができると考えております。また、24時間いつでも手続ができることで、市民の利便性は格段に向上するものと考えております。さらに行政側の事務処理といたしましても、紙からデータ化する必要が大幅に減るため事務の効率化が期待できることから、引き続きオンラインによる手続の推進を図ってまいります。

その一方で、デジタル化に対応することが難しい方への配慮も必要であると考えております。アナログ的な手法としましては、例えば公共施設等へ市独自のポストを設置し、本市職員もしくは民間委託事業者が直接収集を行う、または民生委員の方やボランティアの方へ協力を依頼しまして、個別に郵送物の収集、配達を行うなどの方法が考えられます。しかしながら、書類の内容が個人情報であることが多い上、郵便法における信書送達の取扱いにつきましては、日本郵便株式会社及び総務大臣の許可を受けた信書便事業者に限られるという規制もございます。移動が困難かつデジタルツールが苦手な方を取り残さない取組が重要であると認識しております。今後につきましても、誰もが簡単に使えるデジタル的な手法や申請方法そのものの在り方を含め調査、検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。デジタル化の中で取り残される方もいますので、そこはきちっと取り組んでいただきたいところです。市川市として、市民と住民の郵便を使った行政サービスの提供、今不透明になりつつありますので、デジタル化を進める中で誰一人取り残されない施策を取りながら早急のDXを進めていただきたいと強く求めまして、この質問を終わります。

続きまして、市川市放課後保育クラブについてでございます。

今回の質問は、こども家庭庁、子ども・子育て支援、子どもを産み育てやすい環境の整備を進めるとともに、子どもの健やかな成長を図るため、全ての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた様々な子育て支援の充実に取り組んでいきますと、こども家庭庁が言っております。その中でこども家庭庁は、保護者が昼間家庭にいない児童、小学生が放課後に安心して過ごすことができるよう放課後児童クラブの整備を進めたいと、こういうふうに概要で述べており、今回質問させていただくのは、そのこども家庭庁の中で言われている放課後児童クラブのことでございます。

放課後児童クラブは児童福祉法第6条にあります。御存じのとおりですから、それ以降は法律は省きますが、市川市では放課後保育クラブとして、指定管理者である市川市社会福祉協議会に委託しております。そして、それぞれの学校での放課後保育クラブの運営主体は放課後児童支援員の方々であります。しかし、その支援員さんが最近疲れていると聞いております。厚生労働省放課後児童クラブ運営指針解説書の中、労働環境整備の記述に、「放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある」とあります。

そこでお伺いします。本市の放課後保育クラブ支援員の労働環境について、勤務体制と業務内容はどのようになっているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

初めに、支援員の勤務体制についてでございます。平日は13時から19時までの6時間勤務、土曜日や長期休暇期間中など、1日保育を実施する場合は8時から14時までと13時から19時までの2交代勤務制とし、それぞれ6時間勤務となっております。休憩時間については、勤務時間が6時間を超えないため設けておりません。また、年次有給休暇については、継続勤務の年数や採用された月に応じて1日から20日付与され、取得率はおおむね60%となっております。夏季休暇は2日から8日付与されており、取得率はおおむね100%となっているところでございます。

次に、業務内容についてでございます。通常業務といたしましては、児童との遊びや学習への声かけ、おやつを提供など、児童への対応を中心に、お迎えに来られた保護者への対応や連絡帳、執務日誌の作成なども行っております。また、円滑な運営に必要な不可欠な業務として、支援員同士のミーティングをはじめ災害や不審者等に対する訓練の計画及び実施、施設管理者である学校等との情報共有などがございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。伺っている内容だけでも6時間勤務、子どもさん、児童を預かっている中での様々な業務も入ってくると。緊張しっぱなしで6時間過ごす中で休憩もなかなか取りにくいと。インクルーシブも求められているところですから、そういった中で神経をかなり使いながら勤務しているという実態がありそうです。実態はどうなっているのか、それに対する市の認識についてもう少しお伺いいたします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 支援員を採用する際には、支援員の勤務時間などを明記した労働条件通知書の通知をもって採用しているところでございます。その通知書におきまして、休憩時間については特段の明記をしておりますが、お手洗いや水分補給といった生理的な休憩などは、各クラスの支援員と補助支援員が互いに協力や調整をすることで確保しているものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。採用時に勤務時間6時間を超えない、それから労働基準法第34条に従い、休憩時間を明記する必要があるということですが、法律は守っているから、また明記してないから、その辺は管理外だとか、これは少し驚きなので、指定管理者制度の大きな課題なのかなと思うんですけども、保育クラブはこども家庭庁が言ったように、子どもの健やかな成長を図るために進める施策であり、その環境の整備ということでは、保護者が働いている間は小学生が放課後安心して過ごすことができる児童クラブというのを設ける。それが整備を進める目的ですけども、ただ、放課後保育クラブを支えるのが支援員さんでありま

す。放課後を安心して過ごすためには、支援員さんの健康で意欲を持った就業ができるかどうかだと思います。

先ほども労働環境について話しましたが、厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針解説書の中に、勤務時間、休暇取得等の労働実態を把握するとともに、放課後児童支援員等から定期的に職場環境や働き方に関する意向を把握することが求められていますと、このように明記をされております。ここのところが一番心配でありますので、さらに質問を続けます。

次に、(2)の放課後保育クラブの支援員不足の現状と今後についてお伺いします。

支援員の業務内容は多岐にわたり、大変であります。実際の現場では支援員が不足しているのではないかと考えますが、その現状と今後についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

支援員の配置基準については、市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第2項において、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」と定められており、現状といたしましても、基準どおり2人以上の配置をしているところでございます。また、必要に応じて支援員の補助となる補助支援員を各クラス1人から2人配置しております。

支援員が不足しているのではないかとのお指摘でございますが、厚生労働省が策定し、平成27年4月1日から適用となった放課後児童クラブ運営指針により、保育クラブ利用の対象児童が3年生までから6年生までと拡大したことに伴い、現在は1年生から6年生まで幅広い学年の児童を同時に保育している状況であります。また、クラスによっては様々な特性や背景を持つ児童もいることから、児童一人一人に配慮しながら保育を行うことが求められております。このことから、特に低学年が多いクラスや一定の配慮が必要な児童がいるクラスなどについては、これまでも保育の質を担保するとともに、支援員の負担を考慮し補助支援員を配置しているところでございますが、引き続き指定管理者である社会福祉協議会と協議をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。配置基準に符合するので問題ないという御答弁。ただ、やはり課題はあると。特に6年生まで見るようになってから、この配置基準がいいのかどうかというのも今議論されつつありますし、今年の3月28日、子ども家庭局子育て支援課、健全育成推進課によりますと、社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員における主な意見は人材の確保の部分で、特に放課後児童支援員については、養成数も増えているけども、離職も一定数あると。募集をかけると高齢の方の応募があるが、肉体的、精神的にもハードであり、採用に至らないものもある。放課後児童支援員については離職率が高く、処遇改善の実施率が低いことも課題であると、このように指摘をしております。まさに議論が始まったところであり、市川市においても、ここのところについては、引き続き私自身も注視をしますし、調査して検証もしてまいりたいと、このように考えております。

それでは、(3)に移ります。学校の長期休暇のお弁当については保護者の負担になっている面があります。宅配弁当利用の現状と、今後、支援員の負担が増えることなく導入できる仕組みがないか伺います。

市は毎年、放課後保育クラブを利用する保護者にアンケートを行っております。私が確認できる平成28年から令和3年までのアンケート結果には、保護者からの要望に、学校が長期休暇となる時は仕出し弁当を用意できないかとの声があります。働く忙しいお母さん、お父さんの切実な要望の声に対してどのように対応してきたのか。また、夏は特に家から持ってきたお弁当が暑さで傷みやすい時期でもあります。子どもの健康のためにも仕出し弁当を用意できるようにしてあげるべきではないかと思いますが、ただ、支援員さんに負荷がかからないよ

うに、本市の対応をお願いします。

ちなみに質問の前に、アンケート結果、私も全部見ました。時間の関係もありますから、弁当を進めてほしいというのが例年上がっておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。市のお考えをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

初めに、宅配弁当の利用状況といたしましては、市内保育クラブ133クラスのうち、約3割のクラスで保護者会もしくは保護者有志により利用されているところでございます。利用頻度といたしましては、夏季休暇中はほぼ毎日となっており、学校に近いお弁当屋をはじめ、地域の精肉店やお弁当を取り扱っている飲食店などを利用しております。

次に、宅配弁当の要望といたしましては、毎年度実施しております保育クラブを利用する保護者を対象としたアンケートなどにおきまして、毎日のお弁当作りの負担や夏場の衛生面の観点から、宅配弁当などの利用を要望する意見も数件届いているところでございます。一方で、宅配弁当を利用している保育クラブにおきましては、弁当の受け取りや片づけなどを支援員が対応し、協力しているところではございますが、頼み忘れなどのトラブルの対応もあり、支援員の負担になっている現状もでございます。今後につきましては、保育クラブを利用する保護者の御意見と現場を預かる支援員の意見を伺いながら、例えばアプリを活用した方法など、保護者及び支援員の双方に負担が少ない仕組みづくりと利用方法を調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。これについては、3割は保護者の方で運用しているということですが、残りの7割のクラス、宅配弁当ができないかということになります。先ほど言いましたように、アンケートはかなり切実に毎年上がってきておりますし、やはり子育て支援ということでは大きな取組ではないかと思えます。

1つ事例を紹介いたします。東京の北区では、学校の長期休業期間中に放課後子ども教室及び学童クラブを利用する児童の保護者の希望により利用可能な弁当宅配サービスを提供できる事業者をまず区が選定をする。入札をします。保護者が長期休業期間中の弁当宅配サービスを利用するに当たり、これは安心で安全、そしてまた、公平な事業者。そして、なおかつ、このサービスの仕方についてもインターネットを通じた注文。事業者は、そのインターネットを通じて受けた注文を、学童保育の実施場所まで弁当を運ぶと。実際には、ここには支援員さんは介入しないで済むわけです。これはまだ始まったばかりですけども、ほかでも進んでおります。私もアプリがどのぐらいあるかと調べましたらiPhoneでもありましたし、ほかでもいろんなアプリを利用している業者があります。

質問としては、1つ、社会福祉協議会は、これまでこういうアンケートを受けて、指定管理者は何か検討してきたんでしょうか。その点だけお伺いいたします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 社会福祉協議会では、管理委託の受託を始めてから間もなく宅配弁当利用の要望があったことから、保護者と支援員の役割を協議し、保護者会もしくは有志により利用していくことが双方にとってよい形であるということで、現在の形で実施してまいりました。社会福祉協議会においても、毎年度実施している利用者アンケートなどにより、宅配弁当の利用ができていないクラブの保護者から数件の要望があることは認識しておりますが、支援員の負担が大きくなることを懸念し、見送ってきたところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。支援員の負担を考えるからということですが、先ほど言いましたように、抱えている問題は全国同じ、やはり支援員さんが疲れている、大変だと。ですから、負荷をかけない、そういった新しい保護者の方、子どものための支援を事業者も考えるようになった。やはり考えてほしいということですね。指定管理制度の中で指定管理者という裁量権はあります。自由権はあるわけですから。

児童クラブに対して厚生労働省の指摘が1つありまして、要望と苦情への対応。子どもや保護者などからの要望や苦情に対しては迅速かつ適切に誠意をもって対応する。ちょっと時間の関係でその中身は読みませんが、やはりこれはきちっと対応していくことが求められているということです。ですから、指定管理者は、このところを怠ったのではないかというふうに思います。

では、市川市について再々質問させていただきます。先ほど御紹介しましたように、東京の北区の例もありますけども、学校の長期休暇中に放課後子ども教室——放課後児童クラブですね。そういった事業者を選定、お弁当屋さんを委託はしております。保護者が長期期間中の弁当宅配サービスを利用するに当たり、市川市としても同様の取組ができないか、考えをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 今後、ほかの自治体で取り組んでいる例を調査するとともに、まずは保護者と現場の支援員の意見を伺い、その上で、両者にとって負担の少ない利用方法についての調査を指定管理者である社会福祉協議会にも働きかけ、どのような形であれば導入できるか検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。忙しいお父さん、お母さん、切実な要望でございますので、どうぞ対応していただきたいと思います。支援員さんに負荷がかからない。今回私の質問は、弁当の宅配サービスを利用できないかということが趣旨でしたけども、それには支援員さんの負荷にならないようにと私も考えていましたが、取り組む中で支援員さんのハードな、また疲れている状況が見えてきたということですので、ぜひ管理する側の市も努力をしていただきたいと思います。この質問はこれで終わります。

最後の質問でございます。道路交通行政について、都市計画道路3・4・18号の南大野1丁目、2丁目、3丁目沿い道路、ガナーズ通りの振動について。

まず、(1)から。都市計画道路でございますが、この道路はコルトン前の道路をJR総武線と京成線をアンダーパスして、大柏川第一調節池の横を通って鎌ヶ谷まで抜ける通りです。アンダーパス開通後は利用する車も増加しております。南大野1丁目から3丁目の道路沿いの住民や店舗の方々から、大型車両が通ると道路の振動が激しく、地震のように感じるとお声をいただきました。道路が振動する主な原因についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

初めに、この道路の概要についてです。都市計画道路3・4・18号ガナーズ通りは、市を南北に縦断する都市計画道路3・4・18号のうち、県道松戸原木線が交差する大柏橋交差点から鎌ヶ谷市境までの延長約2.6km、幅員約15mの幹線道路でございます。この道路の大柏橋交差点から県立特別支援学校までの区間は昭和43年から47年に整備され、支援学校から市境までが平成7年から8年に整理されております。道路の状況としては、大型車の通行量も多いため傷みが激しく、適宜舗装修繕を行っているところでございます。

この道路が振動する主な原因といたしましては、道路を走行する車両が路面上のくぼみや段差を通過する際、タイヤで路面に衝撃を与えることにより、道路交通振動と呼ばれる振動が発生するものでございます。道路交通

振動が発生する主な箇所としましては、アスファルトが経年劣化によりひび割れ、その損傷が進んだ状態である亀甲状ひび割れとなった箇所や、道路の平坦性が失われ凸凹になった箇所、そのほかマンホールや升などと、舗装の継ぎ目の段差等が挙げられます。以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。道路振動が発生する主な箇所を御説明いただきました。アスファルトの経年劣化、そして亀甲状にひび割れ、それから段差ということがよく分かりました。

では、(2)令和5年2月に行った当該道路の振動調査の結果と今後の道路改修についてでございます。

当該道路は、令和5年2月に振動調査を行っていただきました。その結果と改修方法、今後の予定について伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

調査としましては、令和5年2月にガナーズ通りのうち、大柏橋交差点から北へ約1.1kmの区間につきまして、道路交通振動の調査を行いました。この結果、亀甲状ひび割れやマンホールとの舗装の継ぎ目の段差を16か所発見し、そのうち11か所において、大型車両通行時に衝撃音とともに路面に伝わる振動を確認したところでございます。この結果を踏まえ、本市としましても、全体的な道路改修が必要と考えております。道路の改修方法としまして、亀甲状ひび割れの発生箇所については、表層のアスファルト舗装と、舗装の下にある路盤と言われる碎石の層も傷んでいることが想定されたため、路盤の入替えとアスファルト舗装の敷設を行います。また、マンホールや舗装の継ぎ目の段差につきましては、マンホール蓋の高さ調整を行った後、平坦性を高めるために、アスファルトの表面を全体的に路面切削機によって削り取り、その後にアスファルト舗装を新設する切削オーバーレイ工法によって補修を行うこととしております。今後の計画としましては、延長が約1.1kmと非常に長いことから、全体を3つの工区に分割し、令和6年度より順次施工を行っていきたいと考えております。

そこで、施工までに期間が空いてしまう工区につきましては定期的なパトロールを実施し、損傷が進んだ箇所については簡易アスファルトで補修するなど、適切な道路の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。道路の振動調査、その結果について詳細に御答弁いただきました。また、亀甲状のひび割れ、段差について改修方法が決められている。また、今後の予定についても、全体を3つの工区に分割して来年度より順次施工していくと。恐らく交通量が多いでしょうから、夜間等の工事、また期間も長くなりますので、空いている工区についての考えもお示しいただきました。御答弁ありがとうございます。沿道の住民の方々も、今後の対策等、計画を示していただいたことで、この先いつまで我慢すればよいのかが見えてきたと思います。どうぞ計画どおりに道路が直りますようお願いをいたしまして、今回私の一般質問を終わります。大変にありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時12分散会

第 7 日

令和5年6月22日（木曜日）

令和5年6月市川市議会定例会議事日程（第7号）

令和5年6月22日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問 沢田あきひと議員、西村 敦議員、太田丈之議員、石崎ひでゆき議員、にしむた 勲議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 41名

|   |   |   |     |
|---|---|---|-----|
| 門 | 田 | 直 | 人   |
| 野 | 口 | じ | ゆん  |
| 丸 | 金 | ゆ | きこ  |
| 富 | 家 |   | 薫   |
| 沢 | 田 | あ | きひと |
| 太 | 田 | 丈 | 之   |
| 小 | 山 | な | おと  |
| 川 | 畑 | い | つこ  |
| ほ | と | だ | ゆうな |
| 国 | 松 | ひ | ろき  |
| や | な | ぎ | みち子 |
| と | く | た | けい  |
| つ | ち | や | まさ  |
| つ | か | こ | しのり |
| 加 | 藤 | 圭 | いち  |
| 浅 | 野 | さ | ち   |
| 久 | 保 | 川 | 隆志  |
| 西 | 村 |   | 敦   |
| 中 | 村 | よ | しお  |
| 大 | 久 | 保 | たかし |
| 石 | 原 | た | かゆき |
| 清 | 水 | み | な子  |
| 廣 | 田 | 徳 | 子   |
| に | し | む | た勲  |
| 石 | 崎 | ひ | でゆき |
| 堀 | 内 | し | んご  |
| 細 | 田 | 伸 | 一   |
| 青 | 山 | ひ | ろかず |
| 石 | 原 | み | さ子  |
| 宮 | 本 |   | 均   |

|   |   |    |   |
|---|---|----|---|
| 大 | 場 | 健  | 諭 |
| 稻 | 葉 | 文  | 二 |
| 小 | 泉 | よし | 人 |
| 石 | 原 | の  | り |
| 増 | 田 | 好  | 秀 |
| 越 | 川 | 雅  | 史 |
| 中 | 山 | 幸  | 紀 |
| 松 | 永 | 鉄  | 兵 |
| 竹 | 内 | 清  | 海 |
| 加 | 藤 | 武  | 央 |
| 岩 | 井 | 清  | 郎 |

欠席議員 1名

中 町 け い

説明のため出席した者の職氏名

|             |           |
|-------------|-----------|
| 市 長         | 田 中 甲     |
| 副 市 長       | 松 丸 多 一   |
| 代 表 監 査 委 員 | 植 草 耕 一   |
| 教 育 長       | 田 中 庸 惠   |
| 危 機 管 理 監   | 本 住 敏     |
| 市 長 公 室 長   | 麻 生 文 喜   |
| 総 務 部 長     | 蛸 島 和 紀   |
| 企 画 部 長     | 小 川 広 行   |
| 財 政 部 長     | 田 中 雅 之   |
| 管 財 部 長     | 稲 葉 清 孝   |
| 情 報 管 理 部 長 | 小 林 茂 雄   |
| 文 化 国 際 部 長 | 森 田 敏 裕   |
| ス ポ ー ツ 部 長 | 立 場 久 美 子 |
| 市 民 部 長     | 佐 藤 敏 和   |
| 経 済 観 光 部 長 | 根 本 泰 雄   |
| こ ど も 部 長   | 鷲 沼 隆     |
| 福 祉 部 長     | 菊 田 滋 也   |
| 保 健 部 長     | 川 島 俊 介   |
| 環 境 部 長     | 二 宮 賢 司   |
| 街 づ く り 部 長 | 小 塚 眞 康   |
| 道 路 交 通 部 長 | 岩 井 忠 良   |
| 下 水 道 部 長   | 藤 田 泰 博   |
| 行 徳 支 所 長   | 秋 本 賢 一   |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 消 防 局 長           | 角 田 誠 司   |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 岩 井 滴     |
| 事 務 局 長           |           |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 藤 城 久 保   |
| 会 計 管 理 者         | 六 郷 真 紀 子 |
| 教 育 次 長           | 小 倉 貴 志   |
| 生 涯 学 習 部 長       | 板 垣 道 佳   |
| 学 校 教 育 部 長       | 藤 井 義 康   |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 之 |
| 事 務 局 次 長 | 町 田 茂 幸 |
| 議 事 課 長   | 米 津 孝 成 |
| (議事担当)    |         |
| 主 幹       | 宮 嶋 茂   |
| 主 査       | 尾 本 悠   |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 介 |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一 |
| 主 任 書 記   | 三 澤 啓 成 |
| (調査担当)    |         |
| 主 幹       | 渡 辺 孝 文 |
| 主 査       | 前 田 悠   |
| 主 査       | 岡 澤 英 康 |
| 主 任       | 関 口 舞   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴 |
| 書 記       | 福 井 寿 明 |

---

# 会 議

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

沢田あきひと議員。

○沢田あきひと議員 おはようございます。市川維新の会、沢田あきひととでございます。当選し、議席をお預かりし初めての一般質問になりますが、市長、理事者の皆様、よろしく願いいたします。同僚の議員の皆様には、登壇の機会を与えていただきありがとうございます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

最初の質問は、大項目、健康寿命日本一に向けた本市のさらなる挑戦についてです。

今や人生100年時代と言われ、我が国における平均寿命も男性が81.49歳、女性は87.60歳となっている中で、厚生労働省がまとめた令和2年都道府県別生命表では、千葉県は男性が全国で23位で81.45歳、女性が30位で87.50歳となっております。この生命表によると、全国都道府県で男性1位、女性2位となった滋賀県が長寿県とされ、これはNHKの番組でも紹介されました。滋賀県は、ずっと長寿県だったわけではなく、1975年の段階で、男性が22位、女性が37位にすぎませんでした。ところが、県や住民が意識的に健康増進に取り組むことで長寿県になったのです。

代表的な施策は、2001年、当時としては全国を見回しても異例の喫煙率の半減という目標を県として掲げたことでした。このほかにも、滋賀県内で健康づくりに関する取組は多数ございます。中でも、平成26年より健康寿命延伸プロジェクトを実施していることは全国的にも注目されてきました。このように、人の健康に関しては、地道に施策を積み重ねれば統計上でも結果が表れてくるのです。その意味で、滋賀県のケースは注目していいでしょう。

一方、健康増進というのは、寿命を延ばすだけではいけません。長寿というのは、例えば70歳古希、77歳喜寿などをはじめ、古来お祝いをする習慣がありました。年齢を重ねることは、おめでたいことなのです。健康であれば、それは幸せいっぱいと言っていいでしょう。しかし、長生きしても健康でなければどうでしょう。健康でない期間が長いと介護が必要な期間が長くなり、家族に負担がかかり、介護を受ける本人の心に負い目が出てしまうかもしれません。生活面で医療費、介護費など様々な負担が生じ、生活そのものの質的な低下を招くおそれが出てくるほか、そうした支出を政策としてサポートする国や自治体の政策を圧迫します。

そこで、注目したいのが健康寿命の概念です。2000年にWHOが提唱し始めた健康寿命とは、心身ともに自立し、健康に生活を送れる期間のこと、すなわち、様々な行動をする場合、介護など他人に頼らず自分で自分のことが不安なく支障なく全てできる年齢の限界を指します。介護問題や医療費増加など高齢化が進展している現在、求められるのは健康寿命を伸ばすことと言っていいでしょう。これを伸ばすことにより、健康なお年寄りが増え、結果的に医療費の削減につながるなど、社会全体の大きな利益になるのです。厚生労働省の調査によると、千葉県の健康寿命は2019年の時点で、全国都道府県ランキングにおいて男性が72.61歳で27位、女性が75.71歳で21位、男性寿命は81.45歳なのでおよそ9年、女性寿命は87.50歳なのでおよそ12年間、それぞれ介護を必要とするなど実に長い期間健康ではない期間があり、この肉体的負担や家族への負担、医療ほか経済的な負担が生じるのです。つまり、健康寿命を伸ばすことができれば、様々な角度からの負担を軽減することが可能なのです。

では、健康寿命を延ばすにはどうしたらよいでしょうか。厚生労働省では、以下の点を挙げています。1、喫煙、たばこを吸わない、他人のたばこの煙を避ける。2、飲酒、過剰な飲酒をしない。3、食事、年齢に応じバランスのよい食事など。4、体格適正体重を維持する。5、身体活動、日頃から活発な身体活動を心がける。6、心理・社会的要因、ストレスを回避する社会関係を保つ。以上の観点から注意喚起がされています。その上で、厚生労働省では健康寿命を延ばしましょうをスローガンに、スマート・ライフ・プロジェクトを提唱しました。これは、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標にした国民運動のことで、参画する企業、団体、自治体など、協力連携しながら、運動、食生活、禁煙、健診の4分野で健やかな国日本を目指しています。

そして、私たちの市川市ではどうか、目を向けてみましょう。本市では、A r u c oという取組が行われています。歩いて測って健康ポイント、A r u c oをためようというこの取組は、そもそも運動することは健康延伸のための基本テーマであり、それに即したものと言えるでしょう。運動することは生活習慣病の予防にも関わってくるので日常的に取り入れたいものですが、それは無理に強い運動をせずとも、歩くという基本動作を行うことで十分効果があります。運動を適切に行えば、90歳以上の方でも筋力は増加すると言われてますし、そうした中で御高齢者の方でもお勧めと言えるのが、生活の合間に手軽にできるウォーキングです。その意味で、私はA r u c oはとても素晴らしい取組と評価しております。

ここで聞きします。A r u c oが目指している健康増進の内容についてお答えください。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

本市では、健康寿命日本一に向けた施策として、本年5月より市川市健康ポイント事業A r u c oを開始しております。このA r u c oは、歩くこと、測ることに対してポイントを付与するというものです。

初めに、歩くことについてですが、身体の活動量が増加することにより、がんや心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の発症を予防する効果があるとされており。また、歩くことを長時間行うウォーキングは全ての年代で行える手軽な有酸素運動であり、体脂肪や内臓脂肪を減らすことで生活習慣病の原因を予防、改善する効果があると考えます。国によりますと、1日に1,500歩追加して歩いた場合には、生活習慣病の発症と死亡リスクが約2%相当減少することや、1人当たり年間約3万5,000円の医療費抑制効果があるとの研究結果も示されており。そこで、A r u c oでは、自身で歩数の目標を設定し、簡単に歩きながら歩数に応じたポイントを獲得できることから、ウォーキングに取り組むための意識づけだけでなく、運動の継続につなげていきたいと考えております。

次に、測ることについてです。市内20か所に設置してある体組成計では、体重や体脂肪率に加え、内臓脂肪、筋肉量、骨量、水分量などを測定することができます。測定した結果は用紙に表示されるほか、アプリ上でグラフ化され履歴も確認できることから、筋肉量の低下や基礎代謝の減少、内臓脂肪の増加など、体重計だけでは分からない変化に気づくことができます。また、継続して測定することで運動の効果を数値で確認することができ、自身の健康データを意識して日々の健康管理に活用できるものとなっております。

このように、歩くことと測ることの相乗効果により、住民の皆様が楽しみながら健康づくりに取り組んでいただき、健康寿命日本一につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 御答弁ありがとうございました。健康増進で重要なのが身体を動かすことですが、ここで、適切な運動するためには無理をしないことは重要です。とりわけ運動と休養のバランスを取ることも大切に

す。今回、そこで私から提案させていただきます。関節疾患の予防とA r u c oを結びつけたシステム、制度をつくり上げるのはいかがでしょうか。歩くという簡単で基本的な運動でも、膝など関節を痛めてしまうと満足に歩くことができなくなってしまう。常に体をベストな状態に保たせるにはふだんからケアが重要で、特に健康を保つ動作の基本である歩くことをしっかりとするために、関節疾患の予防が重要です。そこで提唱したいのが、I C H I C OアンドA r u c oと、整骨院、鍼灸院との連携です。例えば、ウォーキングをして腰が痛くなってしまった場合、ウォーキングの習慣をやめてしまえば健康が保てなくなるリスクが生じるでしょう。腰痛の場合、整形外科に行くことが多いですが、病院は敷居が高いと思う方がいるほか、夜間は行きにくいということがあります。そうした中で、気軽に通える存在として整骨院、鍼灸院がありますが、ここでI C H I C Oポイントを利用できれば、市民の皆様方がより気軽に自己の体を守ることができると考えられます。整骨院、鍼灸院に関してメリットを挙げると、1、地域に根差しており入りやすい、2、飲む薬の量を増やしたくない、3、手術をしたくない、4、夜遅くまで開いていることが多いので仕事に合わせて通院できる、5、運動指導ができる、6、レントゲンによる被ばくを避けたい、7、整形外科よりも一人一人にかける時間が長く施術者とのコミュニケーションを取ることも楽しみになる、8、柔道整復師、鍼灸師は国家資格を有する体のプロである、9、病院のように何時間も待たされることがない、10、専門医とも連携しているなど、様々な利点がございます。特に、地域密着型の強みについては、患者様との施術中の会話の中から体の悩みを伺い対処できるだけでなく、生活や仕事上の悩みの相談を受けたりすることで患者様のストレスを軽減するスタッフが少なくありません。また、先生のお人柄から、定期的、定点的に通われる方も多く、そこから高齢者の見守り役の一端を担うこともできます。

ここでお聞きします。I C H I C Oを活用した整骨院、鍼灸院における健康増進について、市ではどのようにお考えか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

今回の実証実験では、数多くの店舗でI C H I C Oを利用できるよう様々な業種、業態の店舗に加盟店として参加をいただいております。整骨院や鍼灸院につきましても、加盟店として登録いただければ治療費の支払いにI C H I C Oのポイントを利用することができます。また、あんま、マッサージ、指圧などの治療につきましても同様であります。市民の方がこれらの治療院を利用いただくことで健康増進にもつながると期待できますので、ぜひ加盟店として事業に参加いただきたいと考えるものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 御答弁ありがとうございました。改めまして、私は試験的にI C H I C Oと鍼灸院、整骨院との連携を提案させていただきます。そして、市川市が健康寿命日本一になるよう私も取り組みたいと思います。

次の質問に移ります。2問目は、大項目、本市の雇用対策の在り方についてでございます。

3年前から国民生活に大きな影響を与えた新型コロナウイルスでしたが、5月には感染法上の位置づけが2類相当から5類に移行され、行動制限も緩和されました。これによって人々の生活も完全にコロナ前に戻ったとは言えないながら、元の生活に戻つつあると多くの人は思っているのではないのでしょうか。本市においても、新型コロナウイルス感染症の深刻化を象徴していたワクチン接種会場が、以前は7会場あったのが現在は2会場まで減っております。このワクチン接種事業に関しては、私は大変評価しております。その運営は、午前中の9時から受付を開始、終了は20時までとしたことでサラリーマンにも利用しやすく、市民に寄り添った政策との印象

を持ちました。政策として施行した市長並びに御担当者の方に感謝いたします。

ただ、このように利用者にとってすばらしい事業であるわけですが、事業について詳細に調べてみると疑問に思うことがございます。それは、本市の労働市場、雇用の面から見ると、市民に寄り添ったものとは言えないと思わざるを得ません。

ここでまずお聞きします。新型コロナワクチン集団接種会場の運営のために多くの一般の事務スタッフが働いていますが、どのように雇用されているのか、現状をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種会場は、国の指示に基づき、接種を希望する市民に対し速やかに接種を進めていくため、令和3年6月より集団接種会場を開設したものです。集団接種会場の運営は、接種の間違いなどが起きないように安全で確実に実施することが求められます。このため、本市では、豊富な会場運営の実績を持つ株式会社JTB千葉西支店に会場の運営を委託しており、本市が会場の事務スタッフを直接雇用はしておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 御答弁ありがとうございました。

さて、この会場の運営については株式会社JTB千葉西支店に委託されているという答弁でありましたが、委託会社はどのように事務スタッフの採用を行っているのか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

委託先の民間事業者からは、集団接種会場の運営を安全に実施するため、時間に限りがある中ではございましたが、人物本位の人選を行ったと聞き及んでおります。具体的には、大きな会場の運営経験があるか、会場運営に関する知識を有しているか、連携ミスなどを起こさないよう協調性があるかなどの点を重視し選考したと伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 御答弁ありがとうございました。どのような観点で採用を行ったのか理解できました。

さて、これだけ大きな事業となると、市内の雇用に及ぼす影響も少なくないものと考えるところです。接種会場に実際に従事されている事務スタッフの中で、市川市民がどのぐらいの割合を占めているのか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

令和5年4月時点で集団接種会場に従事した事務スタッフは90人程度であり、そのうち約4割が市川市民でございました。市民の雇用を確保することは重要なことではございますが、集団接種会場の運営に当たっては人命や安全性が何よりも重視されるものであり、事故なく安全な接種が実施できるよう努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 御答弁ありがとうございました。この事業によって新たな仕事が生じるわけですから、大本の新型コロナウイルス感染症対策の目的を果たすだけでなく、一時的にせよ雇用を増やすこととなります。受付や事務などの業務について、市川市は当初より船橋市にあるJTB千葉西支店に委託し、同社により求人が行

われた経緯があります。より安定的に業務を遂行するために、入札、随意契約にかかわらず、実績のある企業に発注するのは当然のことです。その結果で、地元の市川市ではなく船橋市の事業者が発注したことは納得できません。しかし、事業における雇用に關し、市川市で行われているにもかかわらず、雇用者のうち市川市民の割合は40%にすぎないという答弁でした。とても残念と言わざるを得ません。

繰り返します。これは市川市が市内で行う事業です。市民から税金をお預かりして運営していく行政として、業者に対して市川市民を優先して働きかけを行わなかったのでしょうか。市民の雇用率が半分に満たないのは市民感情として許されるものではありません。この事業の性格上、第一に安定的な運営を考え業者に委託したのでしょう。人を雇うわけですから、その点についても配慮していただきたかったと思います。市川市が主体で市内で行われる事業に関しては、景気がよい、悪いにかかわらず、常に職を求めている人がいるのですから、雇用に関してもっと考えていただきたかったと思います。仮に今回のケースが業者に対して市川市民を極力採用といった働きかけをしていないのであれば、今後は積極的に働きかけるべきでしょう。

それでは、次の(2)業務委託に関する雇用対策における現状についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

本市が発注する業務委託については、市内業者育成の観点から、公正な入札を妨げない範囲において市内企業の受注機会の確保を図っております。具体的には、発注に際し、市川市内に本店を有する者との要件を付しております。こうした考え方は、業務委託にとどまらず、工事の請負契約においても同様としており、さらに、下請業者についても市内業者の優先的な活用を指導するほか、資材や機械などの購入に加え、リースについてもできる限り市内業者を活用するよう受託業者に指導しております。また、受託業者が労働者を雇用する場合には、入札事務において市民の雇用などへの配慮を求めています。さらに、契約の相手先を決定する際には最低制限価格制度を導入し、不当な契約金額の提示を抑制することで適正な労働賃金の支払いにつなげております。業務委託は、業務内容や仕様などを履行するための請負契約となり、雇用の確保などは契約上の行為には含まれませんが、引き続き市内経済の活性化を促し、市民の雇用機会の拡充に資するよう配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 御答弁ありがとうございました。市が発注している業務委託などにおいて、市内業者を優先的に契約の相手方とし、それによって市内業者さんの仕事が増えれば、地域の活性化にもつながり、その中で雇用の拡大にもつながる。また、雇用された方々への給料などがきちんと払われるよう担当課が考えていることが分かりました。そして、業者に対しては、市川市民の雇用に配慮を促していることも理解しました。市民の雇用率を上げなければ業務委託の契約先としないなどできない中で、市川市としてできることを既に行っていることも分かりました。今後も、ぜひ市川市の雇用促進を図れる対策は継続していただきたいと要望いたします。

本日最後となる3番目の質問は、大項目、本市における子ども医療費の自己負担分の無償化についてです。

現在、市川市では子育て世帯の転出超過が止まらない状態であります。本市を地理的な条件で見ますと、江戸川を挟んですぐに東京都、総武線快速電車に乗れば市川市から東京駅まで20分程度、東京メトロで行徳駅から都心各駅まで、都営新宿線で本八幡駅から同じく都心各駅まで30分程度、そのほか武蔵野線、京成本線と、東京近郊でもこれほど通勤通学に便利な場所はないと思います。それでいて静かな住環境に恵まれており、例えば、結婚して初めて新居を東京周辺でどこに構えるか、そう考えた場合、利便性や住環境のよさから市川市を選ぶカップルは多いとみられ、人口動態を見ても若年層に人気がある町と言っていいでしょう。ところが、若い夫婦に子

どもができ、30代から40代前半のいわゆる子育て世代になると様相が変わり、統計上でも、この世代になると市川市から転出超過が顕著になります。最近子どもが減った、町なかでよく聞かれますが、ただでさえ少子化で子どもが減っているのに、せっかく市川で生まれた子どもが親と別の地域に引っ越してしまうわけですから、子どもが減るのは当然でしょう。目下の課題としては、子育て世代を他地域から呼び込むことも大切ですが、今住んでいる子育て中のファミリーをいかに本市に長く住んでもらうかが重要になります。そのためには、それぞれライフステージに寄り添った施策を多面的、総合的に展開することで定住促進に取り組まねばなりません。

子育て世代向けの施策としては、保育園施設拡充などが重要な言うまでもありませんが、同時に、経済的な負担を少しでも軽減することが大切です。それは、1件当たりの金額は少なからうと、それが積み重なれば家計への大きな負担になるので、新規のものではなく、既に補助という形になっているものについても洗い直す必要があるでしょう。その中でも、今回の質問においては子ども医療費の現状について論点を絞りたいと思います。

本市では、田中市長をはじめ、各関係部局の御努力もあって給食費の無償化に踏み切りましたが、ここでお聞きいたします。子ども医療費の自己負担分の無償化に向けた本市の現状はいかがでしょうか、御答弁お願いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

子ども医療費助成制度につきましては、国の法的な措置がなく、各都道府県の制度の下で実施をしております。千葉県助成制度は、自己負担金は通院1回につき300円、入院1日につき300円、調剤は無料となっております。助成の対象は、通院と調剤が小学3年生まで、入院は中学3年生までとなり所得制限が設けられております。本市においては、県の助成に上乘せする形で、通院、入院、調剤の全てにおいて対象を高校生相当年齢とし、所得制限は設けておりません。この結果、一定の自己負担金のみで安心して医療機関を受診することができる制度となっております。なお、住民税が非課税及び均等割のみ課税世帯の方や、ひとり親家庭等医療費等助成制度の対象者につきましては、現状においても自己負担金は無償としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 御答弁ありがとうございます。本市でも、子ども医療費助成は前向きな姿勢が感じられますが、これでパーフェクトとは言えないと思います。最終的には無償化すべきなのではないでしょうか。たとえその金額は小さくても姿勢を示すことが重要、子ども医療費無償とアピールするだけで、周辺自治体に比べて市川市の取組の本気度が子育て世代に伝わるでしょう。例えば、東京都町田市では、乳幼児、所得制限なしで自己負担ゼロ円。小中学生は所得制限なしで外来1回200円、入院、調剤ゼロ円。高校生相当年齢者は所得制限付で外来1回200円、入院、調剤ゼロ円です。このように段階的に負担を軽くしている自治体もあります。

ここで次の質問をいたします。段階的な無償化に向けて、市の見解をお答えください。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

子ども医療費助成の自己負担金無償化の実施においては、継続的な支出が生じることから、財政負担の増加が課題となります。例えば、令和3年度の助成実績額を参考に試算した場合、追加として約2億円が必要と見込まれます。併せて、制度の変更に対応するためのシステム改修も必要となります。また、無償化の実施により治療に必要な範囲を超えた頻回受診による医療費の増額が想定されるほか、医療機関の混雑が発生するなど影響を及ぼす可能性があると考えております。段階的な自己負担金の無償化に向けては、対象とする年齢や減額する内容

など、制度に向けた検討課題が多くありますことから、今後、先進自治体の事例を調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 答弁ありがとうございました。段階的な無償化の実施に向けて検討を進めてください。

最後に、自分の考えですが、現在、雇用スタイルが変わり、2000年以降、共働き世帯が多い中、女性に子育ての負担がかかることが多く、常に時間との闘いの中、休むこともままならず体力勝負であります。その子育て世帯の中で圧倒的に多いのが、女性がパートをして子育てをしている世帯、2番目が専業主婦、3番目が勤めている女性であります。このことから、市川市で子育てをしている女性の多くがパート職など市川市内で働ける場所を探しています。定住促進に向けて、ほんの少しの働きかけが市川市をよりよくしていくのです。強さとしなやかさ、そして市川市民の皆様いきめ細やかな小さな気配りが大切なのではないでしょうか。安心して子育てができる、豊かで市民一人一人が輝ける市川市の実現につながるのではないかと考える次第であります。今回は質問しませんが、市民の声に御配慮いただきたいと要望いたします。

沢田あきひと、一般質問、以上でございます。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 西村敦議員。

○西村 敦議員 おはようございます。公明党の西村敦です。通告に従いまして、一問一答にて一般質問を行います。

最初の質問です。災害対応について。

(1)として、避難所の現状についてです。

本市は、現在地域防災計画震災編の前提となる地震被害想定を、今年から2か年で見直しをかけているところかと思えます。今月2日から3日にかけて、台風2号と梅雨前線による豪雨災害が発生しました。今年も大型台風の発生が予想される中、引き続き警戒が必要と思えます。と同時に、やはり心配になるのは最近頻発する地震です。今年、関東大震災からちょうど100年目に当たります。先日も読売新聞に特集が組まれておりまして、私も見させていただきました。関東大震災は、神奈川県西部を震源とするマグニチュード7.9の巨大地震で、東京、神奈川、千葉を中心に、火災や建物崩壊などで甚大な被害をもたらしたほか、伊豆半島から房総半島の沿岸部には津波が押し寄せ、大規模な土砂災害も各地で発生しました。死者、行方不明者が約10万5,000人というかつてない広域複合災害となりました。

そこで質問をします。本市では、災害に備えて多くの避難所を確保していると思いますが、どのような場所にあるのか、その現状について伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

指定避難所は、災害によって自宅が被災し居住する場所が確保できない方などのために、避難生活を送る場所として指定しているものでございます。他方、指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所として指定しているものでございます。本市では、指定避難所については小中学校や公民館などを基本に88か所、指定緊急避難場所については、この88か所に公園などを含めて121か所を指定しております。指定している施設は、公共施設に限らず、私立の学校や商業施設など民間施設の活用も想定しております。民間施設につきましても、協力いただける場合には施設利用に関する協定を締結した上で活用させていただくこととなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 お聞きしました。指定避難所として88か所、指定緊急避難場所として121か所と、一部民間も想定しているということだと思います。

地震の際に、建物の崩壊や落下物による被災を避けるため、広い土地など一時的に避難をする一時避難場所を指定しているという事は理解しております。また、関東大震災の話に戻しますが、地震発生から間もない9月1日午前1時には、北東から南西に向かって流れる隅田川の両岸で火災が点々と発生。その後、午後7時には、現在の墨田区や江東区の大部分を火災のみ込み、夜通しで燃え広がり、翌午前9時には延焼地域が皇居周辺や東京湾沿岸にも及びました。その後、北、東、南の3方向から火が押し寄せ、高熱を伴う竜巻、火災旋風の発生により、墨田区の6万6,000㎡もある広大な空き地、これが陸軍被服廠跡、今で言う一時避難場所に避難していた約4万人のうち3万8,000人が焼死したということです。そのほか、各地で建物倒壊による火災が次々と発生し、犠牲者の9割は火災による焼死だったということです。

そこで再度質問します。現在の避難所はほとんどが学校をはじめとする公共施設です。当然、周りにも家屋が立ち並び、火災発生のリスクがあります。そもそも避難所として開設できない場合もあります。公共施設以外の施設についても避難所として活用するとのことですが、今後も増やしていこうという考えなのかどうか、伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

民間施設につきましては、災害種別などに応じた活用も検討した上で、協定の締結を行っております。災害の規模や種別などによっては、あらかじめ指定した施設が使用できなくなってしまうおそれもあることから、活用できる施設は多いほうが望ましいと考えております。今後も、協議が整った場合には積極的に協定締結を進めるなど、万一の際に市民の皆様が安心していただけるよう、避難所などの確保に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。積極的に増やしていこうという考えだということが改めて確認できました。

そこで、(2)に移ってまいります。私が議員になった当時、ちょうど12年前ですね、東日本大震災があった年です。行徳の地域については、周囲が海と川に囲まれています。市民の津波に対する危機意識がかなり強い状況の中、平成23年9月定例会、翌平成24年2月定例会など、様々な形で課題として取り上げさせていただきました。そして、市川市と協調を取りながら対策を講じてきたというふうになっております。その後、妙典イオン店との災害協定を締結したのをきっかけに、ユニディ千鳥町店のほか、地震や災害時に避難できる場所として津波・高潮避難ビルの登録を進めていきました。当時の行徳支所長と協力して進めていった記憶があります。

そこで質問ですが、民間施設を活用した避難場所として津波高潮避難ビルが登録されていると思いますが、このようなビルやマンションなどの確保も進めていく考えなのかについて伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

津波や高潮などの危険がある場合には、高い場所への避難が有効となります。中でも津波は、避難するまでに時間的猶予がない場合があり、早急に高所に避難することが求められます。このようなことから、本市では、災害時に建物の利用を承諾いただいた9つのマンションや介護施設を、平成24年2月に津波高潮避難ビルとして登録した経緯がございます。その後、平成24年4月に県が公表しました津波浸水予測図では、市街地への広範囲にわたる大規模な浸水被害がないことが示されました。このため、本市では現在この津波予測を計画の想定被害に

採用していることから、現状では津波高潮避難ビルを増やしてはいない状況でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 御答弁いただきました。津波もしくは高潮は短時間での高所避難が必要だということで登録していったという経緯が1つと、平成24年4月の県の津波浸水予測が公表されて、本市はたしか2.5mだったと思いますけれども、大きな津波の被害がないということがあったということですね。

また関東大震災の話に戻しますが、震源地とされる小田原の北部と三浦半島では、岩盤が4mずれたというふうにされており、実際に津波が発生しています。伊豆半島から房総半島に至る広い範囲の沿岸部には津波が襲来、最高12mの波が低地の住宅や田畑をのみ込み、津波による死者、行方不明者が200から300人の犠牲となる被害をもたらしたということです。近接した熱海と伊豆大島が12m、静岡の伊東と千葉の館山で9m、鎌倉で6m、この記事を見まして、私はちょっと考え方を変えました。東京湾内で地震が発生した場合、やはり津波の発生は考えられるというふうに思います。特に、震源地が近いため津波の到達も早いというふうに考えます。

行徳地域を考えると、高台と言われるところは基本ありません。やはり建造物になります。公共施設には限界があるわけですから、さらにスピードを上げて民間施設を含めた避難場所の確保が必要と考えます。この避難場所の増加を早急に図るべきというふうに考えますが、今後の方向性について、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

関東地方はプレートが複雑に重なる場所に位置しており、いつ大きな地震が発生しても不思議ではない地域にあります。平成24年4月に千葉県が公表した津波浸水予測図では、本市の市街地への大規模な浸水は認められませんでした。大規模災害は想定をはるかに超えてくる可能性も否定できません。現時点で、津波高潮避難ビルの確保については積極的に行っておりませんが、現在協定を締結している施設とは確実な運用が行えるよう、引き続き連絡体制の確保等についてしっかりと情報共有を図ってまいります。また、避難できる施設は多いほうが望ましいことから、民間施設を含め、ビルやマンションに限らず、避難施設の確保については進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 ありがとうございます。引き続き活用できる民間の避難場所を確保していくという答弁なので、それについては理解をいたしました。ぜひ、商業施設等もありますので、どんどん協定を結びながら、災害時の避難場所とともに、食料の確保とかいろんな面で協定を結んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以前登録しました津波避難、高潮避難ビルの登録証を拝見しますと、その登録証が当時の大久保市長のままなんです。その後2回も市長が交代しているわけですから、更新作業を進めるとともに、改めて講習とかをした上で登録を更新するというような作業をぜひやっていただきたいなというふうに思います。ぜひ早急に検討をお願いいたします。そして、改めて民間施設の確保と活用の方法について、庁内でぜひ議論していただくようお願いをいたしまして、次に移りたいと思います。

次が、保健行政についてです。

子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンは、令和4年に定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開をいたしました。また本年、令和5年4月からは9価ワクチンも定期接種として使用可能となり、本市においても対象者への通知を発送し、市内でもHPVワクチンへの関心が高まっているというふうに感じていま

す。その中、実は私もあまり認識できていなかったんですが、国内では男性への接種費用助成を行っている自治体が数多くあるということが分かりました。大変に気になります。少し調べてみました。日本では子宮頸がん予防として女子のみに定期接種となっているHPVワクチンですが、WHOのホームページによりますと、海外では公費で男女共に接種している国は50か国以上に上ります。日本においても、昨年からは男性への定期接種化の是非について今後検討するという動きが始まっているようです。

そこでまず、現在の状況について、HPVワクチンの男性接種に対する国の動向はどうなっているのか。また、費用助成を実施している自治体があると思いますが、その状況について伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

HPVワクチンについては、現在女性の2価、4価、9価のワクチンが定期接種となっており、本市においても標準的接種学年の中学校1年に予診票を送付するなどワクチン接種を進めております。男性のHPVワクチンについては、令和2年12月の厚生労働省の薬事食品衛生審議会において、肛門がんや性感染症などの予防のため、4価のワクチン接種について適用拡大することが承認されております。これを踏まえ、厚生科学審議会において、男性に対し定期の予防接種として位置づけるかどうか今後検討することとなっている状況です。男性のHPVワクチン接種の助成費用につきましては、県内ではいすみ市が実施しており、東京都中野区や埼玉県熊谷市でも令和5年度中に実施する予定と聞いております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 御答弁いただきました。男性のがんの予防にも効くということが分かっておりますし、今後検討しているということで、県内でも、また全国的にも、自治体が多数出てきているということです。私も調べました。国の状況も大体理解しております。昨年以降ですね、ちょうどここにきて自治体が独自助成するケースが増えているということで、令和4年には青森県平川市、北海道余市町、令和5年からは千葉県いすみ市、そして群馬県桐生市、秋田県にかほ市、山形県南陽市、そして今年8月から東京都中野区、10月からは埼玉県熊谷市となっているということですね。

次の質問です。では、HPVワクチンの男性接種を行うことでどのような効果があるのか、改めて市の認識を伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

HPVワクチンを女性だけでなく男性にも接種することで男女間での感染を防ぎ、HPVの感染予防につながることが期待できると考えております。オーストラリアでは、男性にもHPVワクチンの定期接種を開始しており、子宮頸がんにかかる割合が10万人に5.6人と、日本の15.2人に比べて低いデータもWHOでは示されております。また、男性へのHPVワクチン接種を行うことで、HPVワクチン接種に対する女性を含めた全体への啓発につながるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 ありがとうございます。男性接種を行うことで、女性を含めた全体の認知度が上がるということは大きいと思うんですね。その中で、今オーストラリアの例がありましたけれども、世界的には男女接種は常識というふうに言われているようです。中でもオーストラリアが進んでいまして、女性が8割、男性が7割接種をしていて、既に集団免疫を獲得したというふうに言っているそうです。全国初となった、先ほど紹介した青

森県平川市ですが、市の担当者は制度を始める理由についてこのように述べています。HPVウイルスに感染して男性自身が疾病を発症する可能性を防ぐため、HPVウイルスが男性と女性のパートナー間で行き来してしまう可能性があり男性も予防しておく必要があるから、予防接種により男女ともに感染リスクを下げた社会全体で集団免疫を獲得するためと、この3つをやっぱり挙げています。

さらに、費用についてです。費用ですが、先ほど紹介した埼玉県熊谷市ですが、女性の年齢と同じ12歳から16歳を対象に、1回につき1万8,000円を上限に3回分助成、費用として453万円を予算化するとのこと。熊谷市は人口20万弱ですから、市川市に当てはめれば約1,130万円の予算となるという計算です。これが高いか安いかなということですが、それほどの負担にはなっていないかなと考えます。

そこで質問します。本市においても、先進他市同様に男性がHPVワクチンを接種する際の接種費用を一部でも市で助成できないでしょうか、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

HPVワクチンの男性接種の費用助成につきましては、厚生科学審議会における定期接種化に向けた審議の動向や、先行して費用助成を実施している自治体の状況を注視しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 当然国の動向、他市の動向ということなのですが、取りあえず検討するというので、この男性への助成制度は大変にメリットがあるというふうに私は思っております。その中、先週新しいニュースがちょっと入ってきて、静岡県の藤枝市ですね。先週、6月14日、HPVワクチンの男性への接種について、市議会6月定例会で一般質問がされまして、それに答える形で公費助成に向けた制度設計を行うというふうに市長が明らかにしたということです。市は、2024年度からの運用に向け、医師会と調整して、対象年齢や助成金額などの制度設計を進める。市長は、性別を問わずワクチン接種を推進していくことで、地域全体の効果的な感染予防が期待できるというふうに述べているということです。こういったニュースにもなりますので、まず、他市に先んじてこの施策を打ち出すことで、本市川市の強力なアピールになると思います。女性接種を含めたHPVワクチン全体に対する市民への強いメッセージにもなると思いますし、結果、女性の接種率の増加にも期待が持てると思います。

健康寿命日本一を掲げる本市にとって大変有意義な事業でありますし、市民の健康を守り、将来の子育て世帯への支援策ともなります。費用対効果においても、先ほど紹介したとおりそれほどの財政負担にはならないと考えます。ぜひ早急に、前向きに検討していただきますようお願いいたしまして、次に移りたいと思います。

次に、道路行政についてです。

入船6番地内を南北に走る市道8086号についてです。

ここにお住まいの方は、玄関を出ますと、まず、幅が約2.4mの蓋架け歩道があります。蓋架け歩道の端にはガードパイプがありまして、その先がいわゆる車道部分になっているわけですが、その車道幅は1.7m程度です。北と南の南北の入り口には車止めも設置されており、道路の真ん中にガードパイプがあるわけですから、実質車両の通行ができない状態となっています。お住まいの方からは、以前より改修要望を出しているとのこと伺っておりますが、今のところ一向に改善される様子はありません。

そこで質問いたします。どういう経過でこのような道路形状になり、市として当該道路の現状をどう認識しているのか伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市道8086号は、市道0106号、通称新浜通りと接続する入船1番地先を起点とし、終点は市道0210号と接続する入船6番地先までの延長約230m、幅員が約4mから6mの道路でございます。この道路は、昭和40年代後半から50年代前半に2つの土地区画整理事業により整備されたものでございます。道路幅員としましては4m以上あるものの、元々水路であった地形を生かしていることから、約2.4mの水路である柵渠の上部を利用した蓋架け形態の部分と、残りの約1.7mがアスファルトの舗装敷となっております。このため、蓋架け部分は自動車等の荷重に対応できないことから、整備当初より自動車の通行できない自転車や歩行者の利用に供する道路として供用しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。区画整理が、2つの事業が重なったところというか、どっちが先にできていたか分かりませんが、長さとして230mあるという結構な距離になります。それで、幅員が4mから6mと。特殊な地形をした道路だというふうに私も感じていますが、やはり車両が進入できないとのことで、いろいろな面で課題もあり、住民はいつも心配をされています。特に、緊急時等に支障が出るものと思われませんが、救急や消火活動などの緊急時の際にはどのように対応しているのかについて伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

この道路における沿道住民の救急活動や火災時の対応につきまして、消防局では過去3年で救急活動が8件あったとのことでございます。この救急活動におきましては、現場直近の市道に車両を停車し、ストレッチャー等を利用して対応しているとのことでございます。また、火災があった際の対応といたしましては、消防車は発生した建物の周囲にあります消火栓付近に停車し、ホースを連結して放水いたしますが、消防車から建物までおおむね200mの範囲では有効な放水が可能となっているとのことでございます。さらに、安全管理の面からも、建物の損壊等による2次災害に巻き込まれない位置に停車することから、消防車は発災した建物から一定の距離を置いて消火活動を行うとのことでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 救急対応についてはストレッチャー対応をしているということで、過去3年にも8件あったという、そんな話ですね。消防車はホースをつなぎますので200mまでは大丈夫だということなんですが、この場所は多分消防局でもかなり認識しているところだと思いますし、特別、個別に対応しているんだというふうに認識をしております。しかしながら、特に大きな問題が今まで起こっていないし、支障が起きているわけではないということではあります。しかし、住んでいる住民にとっては、ちょっとここは非常に心配なんです。特に、火災の際には本当にホースが届くのだろうかとか、2階で取り残された人はどうすればいいんだとかという、そういうことを非常にいつも心配をしています。市としてこういった心理的負担を軽減することも考えていかなければいけないのかなというふうに私は考えます。

次に、車両の通行ができない状態で区画整理後40年から50年たっているわけですから、古くなった建物を改修したり建て替えるというようなことが必要になってきていることと思います。

そこで、当該市道における建築確認上の取扱いはどのようになっているのか。また、建築工事の際は問題となっていないのかについて伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

この道路は、道路法による認定道路であり、通り抜けが可能な幅員4 m以上でありますことから、建築確認における道路種別といたしましては、建築基準法第42条第1項第1号の道路として取り扱っております。また、建築工事の際には、工事施工者にて一時的に柵渠上のガードパイプを撤去し、柵渠に養生鉄板を敷き、アスファルト舗装部分との擦りつけ処置を講じることにより、工事車両の搬入搬出が可能となるものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 実際に車は通れないんですけれども、幅員が実は4 m以上あるので、建築確認上全く問題ないという回答なんですけれども、ちょっとそこもどうかというふうに思っております。そして、建築工事の際ということで、先日ちょっと私も現場に行ったときに、ちょうど解体工事をやっていました。ただ、150 mぐらいですかね、やはり電源となるホースをずっと延々と引いていまして、その中で、重機といっても本当に小型の重機ですけれども、そこにつないでやっているという。これは工事費だけでも、相当特殊な工事になりますので費用もかかるし、そこまで住民をそのまま放置しておいていいのかなというところが非常に気になりますので、ぜひその辺の研究も進めていただきたいというふうに思います。

4 m接道を果たしているということです。そこで調べてみますと、接道義務とは、建造物は幅員4 m以上の道路に2 m以上接していなければならないという規定のことです。どうしてこの義務が課せられているのかということについてさらに調べたところ、主な目的は、火災などの災害時に消火活動、救命活動を円滑にして、救急車や担架、救命器具をスムーズに住宅に運べるようにするためですというふうに、これはしっかり出ているんですよ。やはり、市としてこの点にしっかりと私は配慮すべきだというふうに考えます。

実際に、この該当地域の住宅は15世帯ぐらいです、対象になっているところが。車両通行ができないということで、沿道住民については、買物をしたときの物資の運搬、またごみ出しなど、当然車が入れないわけですから遠いところに持っていかなければいけないということで、市民生活に大変不便を感じているというふうに思います。当該蓋架け歩道下の水路を暗渠化することによって、車両通行が可能な道路として整備できるものと考えますが、これについて市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

この市道の沿道住民の方の中には、車両の通行ができないことから生活上不便を感じている方もいるものと推測しております。一方で、この市道を車両通行が可能な道路とするためには、蓋架け柵渠を改修し地下に埋設することにより、車両の荷重にも耐えられるボックスカルバート構造等に整備することが必要となります。現在進めております柵渠の改修事業は、水路が老朽化して危険な箇所を優先的に整備しているものであり、当該柵渠を調査した結果、現時点では老朽化等による危険性はないことから、下水道事業に合わせた整備は見込めない状況となっております。加えて、車両の通行が可能な道路として整備する際には、終点の市道0210号の接続部が5つの方向からの交差点となるため、道路構造令では、既存の平面交差点において同一平面で5つ以上交差をさせてはならないとされているなど、道路設計上の課題もございます。

このことから、市としましては、市民生活上の課題のある道路と認識はしておりますが、整備に関しては、今後の下水道整備の動向や費用対効果等を総合的に勘案した上で整備の方向性を判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 御答弁いただきました。ボックスカルバート化するには費用もかかりますし、水路の老朽化はもっと急な、危険なところがまだほかにもあるので順番が来ていないということだと思います。バス通りのところの出口が五差路になってしまうので、そこが取りつけが難しいと、手前で曲がって違う市道に接続させなければいけないということで、そこは民間の土地ですので、それもやるとなると大変時間と労力がかかるということだと思います。ただ、市として課題のある道路だということは認識できたと思いますので、ちょっとそれについては今後の整備を期待したいと思います。

いろいろな条件が重ならないと整備の方針が固まらないということですので、ただ、市道認定されている道路で、このような車が入れない、このような条件の場所は市内のどこを探してもほかにはないと思うんです、実際に。ちょっと特殊な場所だというふうに思います。今回、市として課題のある道路として認識できたわけですから、今後はぜひとも検討を始めてください。これは要望とさせていただきます、次に移ります。

次が、行徳支所の諸課題についてです。

先順位者の答弁にて建て替えの方向性については確認させていただきましたので、少し違う観点から質問をさせていただきますと思います。

(1)として、行徳支所の維持、修繕、改築等の経緯についてです。

行徳支所は、開設から約45年が経過していますが、適切な維持管理が必要となっていると思います。特に、行徳地域は人口の増加に伴い業務が急速に拡大してきたとっておりますが、これまでどのような修繕や改築を行ってきたのか、まず伺います。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

行徳支所は、行徳地域にお住まいの方などが八幡の第1庁舎まで行かなくとも多くの行政手続を行うことができる市民サービスの拠点であります。現在の行徳支所は昭和53年9月に開設し、間もなく築45年を迎えます。これまでの間、耐震補強工事や屋上防水改修工事を行うなど、適切な維持管理に努めてまいりました。また、平成17年には2階の公民館集会室の改修を行い執務スペースを拡充することで、1階部分の狭隘化の解消を図りました。このスペースの拡充によりまして、2階に保育園などの入園に関する相談や、その手続などを支援する子育て総合案内、通称子育てナビや、教育センター行徳相談室を設置するなど、機能拡充にも努めてまいったところでもあります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 伺いました。昭和53年9月開設ということで、築45年。その中、平成17年に庁舎2階の公民館の集会室を改修して執務スペースを拡充してきたという話で、それ以外にも子育てナビや相談室等がその都度拡充してきているというお話でした。それはそれで分かりました。一定の維持修繕に努めてきたというふうに思っております。その後も多様なニーズに対し、できる限りの維持修繕とともに機能拡充をしてきたということですね。そのことについてはまず理解をいたしました。

一方その間、市役所の本庁舎は第2庁舎が先に開設し、その後、新第1庁舎もオープンしました。本庁を利用する市民にとっては大変便利になり、機能の充実にしても大変恩恵を受けているというふうに思われます。特に、第1庁舎のセールスポイント、やはりワンストップサービスだというふうに私も思っています。市民が役所を訪れると、受付の方、また大勢の方がいて、今日はどのような御用ですかと声をかけてスムーズに誘導されていくという、素晴らしい市民サービスかというふうに思います。

そこで再質問となりますが、ワンストップサービスをするための設備をしっかりと整備して同様のサービスが提供できないのか、現在の窓口の状況も含めて伺います。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

行徳支所では、転入等の手続の届出の際に、併せて福祉サービスの申請を行うなど、複数の手続のために来庁される方の負担軽減を目的として、令和3年8月より支所版ワンストップサービスの運用を開始いたしました。このサービスは、行徳支所市民課と福祉課が連携して行っているもので、両課で使用できる共有の窓口を3つ設定し、これらの窓口を有効に活用しながらスムーズに手続が行えるよう努めております。具体的な例を申し上げますと、市民課で行う転入などの住民異動届や出生届など戸籍に関する届出の後に、福祉課が所管する児童手当や子ども医療費助成等の手続がある場合は、届出をした方が窓口を移動するのではなく、福祉課の職員が当該窓口へ赴き児童手当等の手続を完結させる仕組みであります。また、いわゆるお悔やみ相談につきましても、手続の内容が多岐にわたることから、市民課と福祉課の職員が協力してワンストップでの対応を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 お聞きしました。令和3年8月からは、いわゆる支所版のワンストップサービスという形で運用していると。共通の窓口を設置したり、スムーズに職員が移動して市民になるべく移動の時間をかけないということが制度としては徹底されてきているということですので、それについては理解をいたしました。いろいろ考えていただいて、それについては感謝したいというふうに思います。そのことを市民もなかなか、知っていない人もいますので、ぜひ積極的に市民にもアピールしていただきたいというふうに思います。

ただ、やはりその待合スペースについて、第1庁舎と比べるとレイアウト的には全く余裕がない状況で、そこを何とかしなければ、やはりちょっとイメージとして第1庁舎に近づけないのかなというふうに思いますので、そこに課題があるというふうに感じております。

次の(2)に移ります。

市役所第1庁舎には、1階、2階、また7階にフリースペースがあります。市議会公明党として、青年党員から寄せられた学生や市民のために勉強ができるスペースの確保をしてほしいとの要望を受け、市は庁内のフリースペースを学習やテレワークなどに活用できることをホームページで広く周知しまして市民サービスを行っているということでございます。このフリースペースでは学生が勉強していたり、市民同士が軽食を取りながら休憩している様子も見受けられます。このように、市民が気軽に集える場所、気軽に使用できる場所があるということは大変有益なことだというふうに思います。このことを知って、行徳にお住まいの方から、行徳支所ではそういうスペースを活用させていただけないんでしょうかと問合せが入りました。

そこで質問ですが、行徳支所においても、このようなフリースペースを設置できないのか、これについて伺います。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

現在、行徳支所には市民の方が自由に気軽に利用できるフリースペースは設置されておられません。しかし、併設の行徳図書館では、令和4年12月に座席の運用の変更を行い、4階の閲覧室では対象となる中学生以上の生徒、学生や社会人の方が館内の本などを読むためのスペースから、学習や調べ物なども行えるスペースとして、また、2階の児童書等のフロアでは座席の一部を小中高校生が学習するスペースとして利用することができるようにしております。一方、支所におきましては、地域のことは地域で行うという観点から、1階には従来の市民

課、福祉課に加え、介護保険等に関する相談申請を行う介護福祉相談窓口や、行徳地域に外国籍の方が多いことを踏まえ外国人相談窓口を設置しており、また、2階には市税証明の交付や納税相談を行える窓口のほか、NPO、ボランティアに関する窓口を設置するなど、これまでも市民の利便性の向上を図る取組を進めてまいりました。このようなことから、フリースペースの設置につきましても、さらなる機能拡充の一つとして検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 伺いました。行徳図書館の4階に学習席として自由に使えるところがあるよと。2階でも、小中高校生が学習スペースとして利用できますよということです。その中で、支所の1階、2階は各窓口で現状いっぱいであるということで、これは私も当然存じております。その中で、機能拡充を含めて検討するということですので。ただ、現状はかなり手狭になっているのは十分に分かりますが、このフリースペースというのは、図書館の学習室とはちょっと意味合いが違うと思うんですね。そこにはカフェがあったり自由に話ができたり、そういうことを含めてのスペースであるというふうに私は考えています。行徳支所の庁舎は、行徳図書館、行徳公民館と一体となっています。ぜひその全体感で考えていただきたいなというふうに思うんですね。図書館や公民館を含めたレイアウト調整が必要かと考えます。

その中で、まず気になるのが行徳図書館と行徳公民館の利用者数及び利用率について、現状どんな感じで推移しているのか、再質問として、どのぐらい2施設が利用されているのか伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

令和4年度の行徳図書館の利用者数は約15万8,000人で、中央図書館、市川駅南口図書館に次いで市内で3番目に多い利用者数となっております。また、同年度の行徳公民館の利用者数は約7万7,000人で、公民館における貸室部分について、30分を貸出し単位とした1日平均の利用率は約23%で、曾谷公民館に次いで市内で2番目に多い利用者数となっております。参考までに、コロナ禍以前の平成30年度の実績を申し上げますと、行徳図書館の利用者数は約16万人であり、令和4年度と同様に、市内で3番目に多い利用者数でありました。また、同年度の行徳公民館の利用者数は約15万1,000人で、1日の平均の利用率は約35%で、市内で一番多い利用者数でありました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 生涯学習部長から御答弁をいただきました。図書館については、思ったよりやっぱり利用者が多いなというふうに感じますね。公民館についても、コロナ前は一番だったということで、ただ、利用率を考えると、ちょっとやっぱりまだ常に満室というわけではないということなので、当然時間貸しですので空きが出るのは分かるんですが、その辺のちょっと調整をうまくしていくことが必要なのかなというふうに思いました。いずれにしろ、高い利用率だということが分かってきました。いろいろな捉え方がありますので、一概に数字だけでは計れない部分もあると思いますが、行徳支所を含めたこの施設が行徳市民に広く認知されていて、親しみやすいスポットであるということが伺えます。

さて、フリースペースの話に戻りますが、当然限られたスペースでの設置となりますので、難しい部分はあると思います。しかし、建て替えを待っていたら10年、20年、またそれ以上かかっちゃうんじゃないかなというふうに感じますので、第1庁舎が建て替わったこのタイミングで、ワンストップサービスのさらなる充実、市民に開放したフリースペースの提供など、様々な機能の追加整備が現実必要とされていると考えています。

そこで、支所の庁舎機能、図書館、公民館併せて行徳支所のエリアの施設全体としてのレイアウトの見直し、市民サービスの見直し、これが必要なのではないのでしょうか。場合によってはリフォームであったり、改修、一部改修であったりと、私はいま一度考える時期に来ていると思います。市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

行徳支所は、公民館、図書館との複合施設として、行徳地域の多くの住民から親しまれ、利用されている施設であります。このことから、機能拡充に関する期待も大きいものと認識をしております。今後もフリースペースの整備も含めたさらなる市民サービスの向上につきましては、公民館等を所管する教育委員会をはじめ、関係部署と連携を取りながら、行徳支所が行徳地域の方々にとって便利で使いやすい施設となるよう引き続き検討をまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 市民からは、機能拡充について期待は大きいでしょうと。関係部署と引き続き協議して検討していくということですが、図書館はともかく公民館の部分については、近隣の公民館やふれあい館もある程度代用が可能なんじゃないかなというふうに思います。考えていくと、もう少し視野を広げて広い範囲で検討してもらってもいいんじゃないかなというふうに思います。いずれ建て替えの時期が来るとしても、それまで大変に長い時間がかかってしまいますので、その前にやはりリフォームなり改修なりが必要なのではないのでしょうか。これは行徳支所並びに教育委員会だけではなく、管財部や市民部、企画部等、関係部署を巻き込んで、ぜひこの行徳支所庁舎のあるべき姿を考えていただき、ぜひ前へ進めていただきたいなというふうに思います。

行徳の地域は、若い人たちの転入が非常に多い地域です。その後転出してしまうという傾向もありますので、支所のサービスを拡充するということは、間違いなく定住促進にもつながってくると思います。ぜひ早急な検討をお願いいたしまして、西村敦の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

---

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

太田丈之議員。

○太田丈之議員 参政党、太田丈之です。通告に従いまして、一問一答にて質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

大項目1つ目、新型コロナウイルスワクチン接種の推進について。

(1)市川市新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金の申請状況についてにつきましては、先順位者の質問と重複とのことで、取り下げといたしました。参考までに、その際の回答について、件数のみここで共有いたします。6月19日現在、申請数61、見舞金支給57、調査中4ということでございました。

次に進みます。(2)メッセージーRNAを利用したワクチンの効果と副反応に対する市の認識について。

コロナワクチンの副反応による健康被害が生じていることについては、とても痛ましいことと考えております。コロナワクチン接種で用いられたメッセージーRNAワクチンは新しい製法で作られたワクチンであり、

このワクチン接種後に死亡される方がいらっしゃるなど、重篤な副反応が生じているワクチンであると認識しています。

そこで、このコロナワクチンの効果とその副反応について、市ではどのように考えているのか認識をお伺いします。

**〇つちや正順副議長** 川島保健部長。

**〇川島俊介保健部長** お答えします。

国では、新型コロナワクチンを接種することで、新型コロナウイルス感染症の重症化予防、感染予防、発症予防の効果が期待されるものとしております。感染症を予防するために予防接種は重要なものでありますが、副反応が全くないワクチンを開発することは困難であることから、副反応による健康被害をなくすことはできないものとされ、予防接種法に基づき予防接種後の健康被害救済制度が設けられております。新型コロナワクチン接種は予防接種法で臨時接種に分類されており、この臨時接種は、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要がある事務である法定受託事務とされており、国による是正の指示や代執行など国の強い関与が認められている中で、市町村は接種を希望する方への接種の実施主体を担っております。このように、新型コロナワクチン接種は国の強い関与がある事務ではありますが、本市では、コロナワクチン接種後に健康被害を生じた方へ寄り添うため、本市独自の制度である新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金制度を創設し、見舞金を給付しております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 太田議員。

**〇太田丈之議員** ありがとうございます。市が独自の見舞金を給付するなど一定の支援をしていることは理解しました。厚生労働省の4月28日の発表によると、コロナワクチン接種後の死亡者が全国で2,059人、副反応の報告者が3万6,317人であり、本市におけるコロナワクチン接種後の死亡者、副反応の報告者についてお聞かせください。

**〇つちや正順副議長** 川島保健部長。

**〇川島俊介保健部長** お答えします。

コロナワクチン接種後にアナフィラキシーや心筋炎などの副反応が疑われる症状を生じた場合には、接種した医療機関から独立行政法人医薬品医療機器総合機構に副反応疑い報告として報告するように定められております。その内容は、市へ情報提供されるようになっております。この副反応疑い報告では、ワクチンとの関係があるか分からない事例や、接種と因果関係のない偶発的な事例も数多く報告されておりますが、透明性の向上のため、国ではこのような事例も含め公表しております。本市では、現在までに140万回を超える接種を実施しておりますが、副反応疑い報告の件数は6月21日時点で55件となっております。そのうち死亡は4件でございます。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 太田議員。

**〇太田丈之議員** ありがとうございます。このワクチンは、インフルエンザワクチンと比較した場合に副反応が発生する頻度が高いと言われております。同じ回数接種した場合の死亡報告は、インフルエンザが35回、コロナワクチンが1,761回と、約50倍コロナワクチンでの死亡が多く報告されております。

そこで、市における健康被害救済制度への申請件数は何件あったのか。コロナワクチン以外のワクチンを含めお聞かせいただきたいのが1点。

もう1点、コロナワクチン接種後に多くの死亡される方がいらっしゃるなどの報道があるが、本市における過去44年間の全ワクチン被害状況と、そのうちの新型コロナワクチン被害状況について。

以上2点お伺いします。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

過去30年間の市へのワクチン接種後の健康被害救済制度への申請件数は91件で、うち61件がコロナワクチンによるものとなっております。国では、新型コロナワクチンの安全性について、現時点ではワクチン接種体制に影響を与える重大な懸念は認められず、引き続き国内外の情報を収集しつつ、新型コロナワクチンの接種を継続していくこととしております。ワクチンの接種後の健康被害として認められた症状には、無菌性髄膜炎、血小板減少性紫斑病、急性脳症などがございます。新型コロナワクチンでは、顔面神経麻痺や蕁麻疹などの症状で健康被害が認められており、ワクチンの種類にかかわらず、様々な症状が見られております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。大阪府泉大津市では、コロナワクチンのリスクについても動画などで都度分かりやすく最新の情報を住民へ提供されています。本市での取組についてお伺いします。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

本市では、市民に対しワクチン接種による感染症予防の効果と生じる副反応のリスクの双方について、正しい知識を持った上で接種していただけるよう、接種は希望される方に対して行うものであり強制でないことを明記したお知らせと、新型コロナワクチン予防接種についての説明書をワクチンの接種券に同封しております。この説明書では、ごくまれではございますが、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されていることなど、生じる副反応などについて詳細に説明がされております。5月には、新型コロナワクチン接種後の副反応などに関するアンケートを実施し、約1,500人から回答が得られました。その中で、おおむね60%の方がワクチン接種後に発熱などの副反応があったと回答し、主な副反応としては、発熱、体のだるさ、注射部位の腫れが挙げられております。また、国による救済制度があることについては約80%の方から知っているとの回答がございました。

以上でございます。

○つちや正順副議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。まとめます。今回質問させていただいた内容も含め、メッセージRNAワクチンにつきましては、接種開始から丸2年が経過し、様々なことが明らかになってきています。ワクチンのベネフィットだけではなく、このメッセージRNAワクチンのリスクについても市民の皆さんに適切な判断をしていただけるよう、健康寿命日本一を目指す市川市として他自治体に率先して積極的に最新情報の提供を行うよう強く要望いたします。

メッセージRNAワクチンのリスク説明でよく出てくる、ごくまれに、極めてまれにという表現は、数字で表すと、現時点では死者2,059人、副反応3万6,317人、うち重篤者8,528人ということです。あくまでワクチン接種は任意です。この数字をどう捉えるかにも、もちろん個人差があると思います。市民の皆様が適切な判断ができるよう、リスクについての最新の数字につきましても接種券に同封のお知らせに載せるなどで周知徹底いただくよう、よろしく願いいたします。少し残念なことではありますが、現在の状況では、自分の身は自分自身で守る、すなわち、市民の皆さんおのおのが自身でしっかり情報を取って勉強して、自分自身で判断する必要があります。

次に進みます。市立学校におけるマスク着用についてお伺いします。

令和5年3月31日からのマスク着用の自由化、続く5月8日からの新型コロナウイルス感染症の5類感染症移

行を受けた、市立学校におけるマスクの着用の現状と、その取扱いについてお伺いします。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

本市では、これまでも新型コロナウイルス感染症に伴うマスクの取扱いにつきましては、国や県の通知を基に各学校に周知してまいりました。令和5年度の新学期を迎えるに当たり、令和5年3月17日付文部科学省の通知を受け、マスクの着用の考え方を見直し、児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことを基本とすることといたしました。その後、5月8日からの新型コロナウイルス感染症が5類に移行する際、改めてマスク着用を求めないことを基本とすること、マスク着脱を強いることがないこと、マスク着用の有無による差別や偏見がないこと等を各学校に通知するとともに、保護者や市民向けに市川市教育委員会ホームページにも掲載いたしました。さらに、5月19日付千葉県教育委員会の通知では、学校生活全般にわたり、原則としてマスクの着用を求めないことを基本とした上で、児童生徒にマスクを外したいという気持ちがありながらも、周囲の雰囲気等により自ら外す選択ができない状況が生じないように教職員が率先してマスクを外して指導、支援を行ったり、適宜着用の必要がない場面であることを伝えたりする取組を継続して行うという内容になっており、教育委員会といたしましても、各学校に周知しております。

マスクの着用の現状としましては、5月8日以降は教職員をはじめとし、マスクを外す児童生徒が徐々に増えている傾向にあると認識しております。また、運動会、体育祭の体育的な学校行事と重なったことも、マスクを外すきっかけとなったと考えられます。一方で、今もなお日常的にマスクを着用している児童生徒も一定数いることも事実であると認識しております。その要因としましては、児童生徒本人が基礎疾患等を有する場合はじめ、今もなお新型コロナウイルス感染症に罹患することが心配な児童生徒がいること。さらには、3年間に及ぶマスク着用により心情的に積極的にマスクを外すことに対し抵抗のあることが考えられます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。県教育委員会からの通知により、教職員が率先してマスクを外して指導、支援を行っていただいているとのこと、結果としてマスクを外す児童生徒が徐々に増えていること。ただ、中には長期間マスク着用を求め続けられたことなどにより、心情面でいまだ抵抗がある生徒もいるとのこと、理解いたしました。

では、次に、マスクの着用による健康上の問題点と対応についてお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

マスク着用による健康上の問題点としては、運動の際の息苦しきのほか、暑い日のマスクによる熱中症のおそれがあると認識しております。各学校での対応といたしましては、体育の授業や休み時間中における外遊びの際は、呼吸が苦しくなるのでマスクを外して運動するよう指導しております。これからの季節は暑さも厳しくなることから、熱中症対策として積極的にマスクを外すよう指導してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。激しい運動の際及び気温、湿度が高い日には、積極的にマスクを外すよう指導いただいているとのことですが、それ以外にも、マスク着用によって呼吸が浅くなり酸欠状態になると、頭痛、免疫力低下、首や肩のこりなど、体の様々な不調を招く原因になるおそれがあります。心情的にマスクを外したくても外せない子どもたちのサポートとあわせ、今後、健康面への影響についても周知いただいて、

子どもたちが適切な判断を行えるよう指導、支援をいただきますよう、よろしく願いいたします。

次に進みます。それでは、超過死亡についてお伺いします。

本市において、2022年の死者数が前年比で増加している状況に対する市の認識について、本市死者数のうち、コロナ以前の過去10年間の対前年平均増加率と、令和2年から令和4年までの対前年増加率についてお伺いします。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

本市の死者数の対前年度増減率についてですが、コロナ禍以前の10年間である平成22年から令和元年までの対前年平均増加率が1.6%であるのに対し、令和2年は2.5%、令和3年は7.2%、令和4年は6.7%となっており、過去10年の平均である1.6%と比較しますと、ここ2年間は約5ポイント上昇しております。

以上であります。

○つちや正順副議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。ここ2年、すなわち令和3年から死亡者数が急増していること、5ポイントですので、人数にすると毎年約200人が例年よりも多くお亡くなりになられているということを理解いたしました。

それでは、令和2年から令和4年の本市死者数の年齢別構成と死因の傾向についてお伺いします。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

まず、住民基本台帳におけます過去3年の本市の死者数を年齢別で見ますと、いずれも80歳から94歳までの世代が上位を占めておりまして、令和2年は全死者数の48.8%、令和3年は49.8%、令和4年は51.9%となっております。また、死因につきましては市では集計をしておりませんので、保健所を管轄する千葉県が作成しています千葉県衛生統計年報の最新データである令和3年の市町村別の死因分類を基に本市の死因の構成割合を調査いたしましたところ、最も多い死因は高血圧性疾患や心疾患など循環器系の疾患によるもので28.0%、次いでがんを含む腫瘍などによるもので27.6%、第3位が老衰などによるもので12.3%となっております。これら上位3つの死因が全死者数に占める割合は68.0%で約2,700人でした。また、上位3つの死因について、令和2年からの増加率を見ますと、循環器系の疾患が8.6ポイントの増、がんを含む腫瘍などが2.4ポイントの減、老衰などが11.1ポイントの増となっております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。死因につきましては理解いたしました。ただし、後で触れますが、現時点での最新のデータが令和3年のものであるということです。

それでは、本市としてこの死者数増加の要因についてどのように考えているかお伺いします。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

本市の死者数の増加については、高齢者、特に75歳以上の方の増加が大きな要因であると考えられます。また、本市の死因として循環器系の疾患やがんが上位となっていることから、がん検診を初めとした各種検診による病気の早期発見、早期治療により生存率の向上を図ることができるよう、健康の増進につながる施策を引き続き実施してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 太田議員。

○太田文之議員 ありがとうございます。高齢者が増加したのが大きな要因であるということではありますが、令和3年、令和4年と、どの程度の割合で高齢者が増加したのかお伺いいたします。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

住民基本台帳における本市の75歳以上の高齢者数は、令和3年12月31日現在約5万4,000人、令和2年と比較いたしますと約1,300人の増、増加率は2.4%となっております。また、同じく令和4年の同時点では約5万7,000人であり、令和3年と比較いたしますと約3,000人の増、増加率は5.4%となっております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 太田議員。

○太田文之議員 ありがとうございます。そういたしますと、令和3年は高齢者増加率2.4%増に対し死者数の増加は7.2%、令和4年は高齢者増加率5.4%増に対し死者数の増加は6.7%ということになります。いずれの年も、死者数の増加率が高齢者増加率を上回っており、高齢者増加のほかにも何かしら要因があるように感じ、私も確認をしようと思いました。しかし、死因についてのデータが県から公表されるのは、総務部によりますと令和3年分が令和4年度末、令和5年3月です。令和4年の分が令和5年度末、来年の令和6年3月ということで、何と15か月間ものブランクがあるということです。これでは何かしら対策を打とうとしても、あまりにも遅過ぎます。

ここからは、私からの要望です。令和3年、令和4年に続き、本年令和5年におきましても、同様に死者数の増加傾向は続いております。健康寿命日本一を目指す本市として、ここはぜひとも各自治体に先駆けてリーダーシップを発揮していただき、もっと早い時点での死因の究明、分析、そして対策を講じることができるよう、死因についてのデータをもっと速やかに提供することはできないか、国及び県への積極的な働きかけをよろしく願います。

以上で本質問を終了します。

最後になります。初めての一般質問に当たり、先輩の市議会議員の皆様、そして執行部の方、事務局の皆様方から、とてもきめ細かく真摯に対応していただきました。誠にありがとうございました。これからも市川市議会議員の皆様、執行部の方と協力し合いながら、市民の皆様の命、そしてここにいらっしゃる皆様及びに大切な御家族の命を守っていくような、そのような活動をしていきたいと考えております。これからもどうぞよろしく願います。

以上をもって私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 石崎ひでゆき議員。

○石崎ひでゆき議員 会派市民クラブに所属しております、国民民主党の石崎ひでゆきでございます。通告に従いまして、初回から一問一答で一般質問を行わせていただきます。8年ぶりに議席をお預かりしましたので、久々な一般質問になります。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、大項目1つ目、本市職員の給与についてであります。

2011年から2015年の1期目に、本市職員の給与については多岐にわたり一般質問で取り上げさせていただきました。その中で、今回の質問は、人事評価制度について取り上げていきたいと思っております。

能力、実績に基づく適正な人事管理、人事評価は、高い能力を持った公務員の育成につながります。そして、組織全体の士気高揚が質の高い行政サービスを生み出すと考えています。質問のかがあって、近隣自治体に先

駆けて人事評価に基づくA、B、C、D、E区分の昇給を導入した本市の取組は高く評価したいと思います。一般的に良好とされる通常のC区分の場合は4号俸の昇給に対し、昇給区分がAの場合は8号俸以上、B区分の場合は6号俸の昇給、Dの区分の場合は2号俸、Eの場合は昇給がありません。適正な人事評価による昇給は職員のモチベーションを向上させますけれども、評価に対する不満は職員のモチベーションを下げるだけでなく、優秀な職員の離職にもつながりかねません。正しく頑張った職員が報われる市川市役所でなければいけないと考えます。

本市では、職員の勤務成績や能力を評価する人事評価制度を導入し運用しておりますけれども、この制度がどのように運用されているのかを確認するために、人事評価制度の導入からこれまでの運用状況について伺ってきたいと思います。

〇つちや正順副議長 蛸島総務部長。

〇蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

現在本市で実施しております人事評価制度は、平成26年の地方公務員法の一部改正を踏まえ、それまでの勤務評定制度の仕組みを生かしながら、評価期間の初めに行う期首面談等の導入など必要な改正を行い、平成28年度に開始した制度であります。この人事評価制度の目的は、適正な人事管理を図るとともに、職員の能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進することにあります。その目的を評価する側、評価される側のそれぞれが年間を通じて意識を共有してもらうため、4月から9月までを前期、10月から3月までを後期として年に2回の評価期間を設け実施しております。評価の枠組みといたしましては、成績評価、能力評価、情意評価の3つの項目を設け、それぞれ5段階で評価するとともに、これらの評価のほかにも、評価する期間中に発揮された能力等を特別評価として加えることとしております。また、期間中の目標や成果につきましては、それぞれの評価期間の初めと評価後に上司と部下が個別面談を行い認識の共有を図っております。初めの面談では、上司と部下が半年間の役割や達成すべき目標についてすり合わせを行い、評価後の面談では、評価結果を部下に開示するとともに、部下自身による業務の振り返りを促し、まずはよかった点や改善すべき点を部下に具体的に伝え、部下の育成とモチベーションの向上につなげております。さらに、人事評価の結果は勤勉手当や定期昇給などに活用し、職務の成果を適正に処遇にも反映させ、人材の育成と職場の活性化に寄与しているものと捉えております。

以上であります。

〇つちや正順副議長 石崎議員。

〇石崎ひでゆき議員 御答弁ありがとうございました。人事評価の結果を勤勉手当や定期昇給に反映するなど、本市では人事評価の活用がしっかりとなされているということは理解をいたしました。適正な人事評価による昇給への反映は、人材の育成や職場の活性化につながるとお思いますので、これからもしっかりとお願いしたいと思います。これは、本市の職員が納得し満足できる適正な人事評価であることが大前提なんですね。ぜひとも評価者の皆様には適正な人事評価をお願いしたいと思います。

こういった質問をしているということはどういうことかということ、適正な評価がなされていないのではないかという声も私のところに入っていますので、ぜひともこの辺は再確認をしていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。国の基準を見ると、昇給区分ごとに一定の割合を設定し昇給区分を決定しているというふうに認識をしています。本市の公務員給与は、地方公務員法第24条の均衡の原則に基づき、国家公務員の給与制度に準ずる運用をしてきたと理解をしています。本市では、人事評価と定期昇給をどのように関連させ、どのように活用しているのかをお伺いいたします。

〇つちや正順副議長 蛸島総務部長。

〇蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

本市では、市川市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づき、勤務成績が極めて良好である職員の昇給区分をA、特に良好である職員の昇給区分をBとして昇給幅を通常の昇給区分よりも広く設定しております。このA、B区分による昇給は、平成26年度に新たな給料表に切り替えたのと同時に、勤務成績を昇給に反映させ、やりがいのある人事制度とするため導入したものであります。A、B区分に該当する昇級者数につきましては、人事院の通知を参考にして、おおむね各部局の職員に対し、管理職職員はA区分が10%、B区分が30%、非管理職職員はA区分が5%、B区分が20%を上限として運用してきております。この上限を踏まえ、各年度ごとに各部の部長が成績上位である職員の中からA、B区分による昇給者を選定しているものであります。

次に、このA、B区分による昇級者の割合についてです。まず、管理職職員では、制度導入直後の平成27年1月1日の昇給におきましては、A区分が7.9%、B区分が19.3%でありましたが、直近の令和5年1月1日昇給ではA区分が4.6%、B区分が15.3%となっております。続いて、非管理職職員では、平成27年1月1日昇給におきまして、A区分が4.3%、B区分が15.7%でありましたが、直近の令和5年1月1日昇給ではA区分が2.8%、B区分が12.1%となっております。いずれも制度導入直後と比較いたしますと、A、B区分による昇級者の割合は減少してきておりますが、それぞれの範囲内となっておりますことから、適正に選定等の運用が図られていると考えております。

以上であります。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 御答弁いただきました。国が割り振っているのは、管理職がA10%、B30%、非管理職でAが5%、Bが20%となっているようです。この数字の根拠は、人事院規則の9—8の運用についての第37条関係15、この条の6項の人事院の定める割合は、次の各号に定める割合とする、だというふうに認識をしています。

そこで、次の質問に行きたいと思えます。人事院規則9—8、第37条6項「各府省において、前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員数が少数である場合」を除き、「人事院の定める割合におおむね合致」しなければならないというふうに規定をされていると思えます。「おおむね」とはどうでしょうか。「ほぼ」は100%に近いことを表すのに使うとされていますけれども、「おおむね」はやや低い割合で、一般的には8割から9割のときに用いられるというふうに解されています。例えば、非管理職のA区分は、人事院の通知では5%なのに対し、本市は2.8%、B区分は20%に対し12.1%です。市川市の現状はおおむね合致しているとは言えない感じがしますが、市川市の見解を求めます。

次に、A区分、B区分の選定についてです。直近2回の人事評価の両方またはいずれかにおいて成績上位者である職員の中から、部長が適用人数を参考に選定しているというふうに聞いております。しかし、平成25年8月23日、人事院企画法制課の「人事評価の任免及び給与への活用について」の6ページでは、人事評価の活用には、「上位の昇給区分（A及びB）は、人事評価（能力評価、業績評価）の評語の組み合わせに基づき、相対的に上位の者から人事院が定める割合で決定」とあります。過去の答弁では、国の給与制度に準じて給与制度を市川市は運営してきていると聞いていますけれども、本市の選定方法は国に準じていないようにも感じますが、本市の見解を求めます。

あわせて、A、B区分による昇級者の割合が年々減少しています。減少すれば、当然職員のモチベーションや組織の活力にも影響が出ます。優秀な職員の流出にもつながりかねません。なぜA、B区分の昇給割合が年々減少しているのでしょうか。評価に値する職員が減っているのか、または何らかの意図があるのか、お伺いいたし

ます。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

まず、国に準じていないとの御指摘ですけれども、本市では、国が上限として示している昇級者数の割合につきましては、あくまで目安と捉えて運用しているものでありまして、必ずしも合致した割合を堅持するといった基準ではないと考えております。

次に、A、B区分による昇給者の割合の減少についてですが、A、B区分の昇給者は、勤務成績を元に優秀な職員を各部ごとに絶対評価で選定しております。この絶対評価での運用は、結果的にA、B区分による昇給者の割合が減少する場合がありますが、逆に増加する可能性も十分あり、本市のA、B区分による昇給は適正に行われているものと考えております。

今後も、職員が納得できる評価となりますよう適正に運用してまいります。

以上であります。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 御答弁ありがとうございます。まとめていきますけれども、こういった質問をしなければならないのは、やはり職員から適正に給与の昇給が行われていないんじゃないかという声が上がっているというところからスタートしている質問であります。やはりそう思う職員がいるということは、組織として何か問題がある可能性もあるわけですから、しっかりとアンケートを取るなりしていただいて、この問題を改善に向けていただきたいと思うんです。面談ではやはり本人が特定されてしまいますので、疑義があってもなかなか言い出せない、こういう部分もあります。匿名でのアンケートを取るなり、しっかりと職員の皆様が納得していただいて働ける環境をつくっていただき、行政サービスの質の向上をしっかりと果たしていただきたいと思います。

大項目1個目の質問を終わります。

次に移らせていただきます。大項目2点目、事務事業評価について伺ってきたいと思います。

この質問の目的は、アカウントビリティとEBPMの推進、いわゆるエビデンスに基づく政策の立案です。事務事業の選択と集中には、事務事業評価が必要ではないかという観点から質問を行っていきたいというふうに思います。

自治体の事務事業の予算の執行率や進捗といった観点からだけではなくて、事務事業を実現した結果、どのような効果があったのか、目的が達成されたかなどを評価分析することが事務事業評価だとされています。市民と行政の間には、通常情報の格差が生じてしまうことから、情報の非対称性を埋めるための説明責任とも言われており、そういった側面があると考えています。この事務事業評価ですが、当時は行政評価とも言われていたようで、自治体に導入されたのは1996年当時だというふうに聞いております。当時、空出張でプール金をつくるなどの問題で有名になった三重県が始まりだとされていますけれども、25年以上が経過をし、この間、行政運営の効率化や成果向上を目的として多くの自治体が事務事業評価を導入してきました。その一方で、事務量に対して効果が少ない、職員の負担が大きいなどといった理由から既に廃止、また休止している例も出てきているようです。

そこでお伺いいたします。本市も過去に事務事業評価を導入していたことがありましたが、その経緯や、それまでの事務事業評価の取組についてお伺いいたします。

○つちや正順副議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

一般的に公共政策は、自治体が目指すべき方向性や目的を示す政策、政策の目的を達成するための方法である

施策、施策目的を達成するための具体的な方法である事務事業によって構成されます。行政評価におきましても、この階層に合わせた段階に分けられており、一番細かい事業単位である行政評価が事務事業評価とされております。これまで本市では、行財政改革の一環といたしまして、平成10年度から平成14年度にかけて、個々の事業を対象にした事務事業評価に取り組んでまいりました。この中で、各事務事業の目的や実績、成果などの指標を基に、行政が行う必要性、事業目的が施策体系に合っているかの目的妥当性、それから成果向上の余地や上位施策に対する貢献度を高めるための課題を明確にできたかの有効性、それから、成果を落とさずコストを縮減する手法、各手段の工夫、統廃合など効率化の余地があるかの効率性の大きく3点を評価し、事業の改善、改革に結びつけていく内容でございました。

その後、平成25年度からは行財政改革大綱に基づくアクションプランを策定し、個別具体的な改革プログラムとして事務事業の見直しの推進を掲げ、主要な事業について目的と妥当性に関する評価に取り組んでまいりました。具体的には、評価手法の確立を目的とした事業レビューといたしまして、市全体で10事業程度を選定し、単年度目標と目的の整合性、事業成果の妥当性を検証し、改善に向けた取組をお示したところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 御答弁ありがとうございました。事務事業評価、取組、結果を出していたところではありますけれども、年々後退をしていって、今では規模を縮小して主要事業だけチェックをしているような状態のようです。

では、次に移りますね。事務事業評価の現状と課題についてです。平成10年から14年まで行われた事務事業評価、事業の目的や妥当性、有効性、効率性などを評価し、事業の改善に結びつけていく内容でしたね。これは本当に評価をいたします。平成25年からはアクションプラン、個別具体的なプログラムというふうになっていますけれども、形を変えてしまっていますよ。現状はどうなんでしょうか。今現在は、この事務事業に対する評価というものはどういった形でやっているのか、そして、この評価は形が変わっているけれども、課題はあるのですか、その辺を伺っていきたいと思います。

○つちや正順副議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

現状といたしましては、各事務事業を束ねた施策評価として、総合計画の基本計画の中で計画の進捗管理、指標の推移を分析し、各事業の進捗状況や目的達成状況等について評価を行い、総合計画審議会に諮るとともに、市民に向けて公表しております。そのほか各事業の進捗状況につきましては、総合計画とは別に、年度ごとの決算時期に合わせまして、決算に係る主要な施策の成果に関する報告書のほか、市政概要、広報、ホームページ等により積極的に公開しているところでございます。

次に、課題についてでございます。平成10年度から14年度にかけて実施いたしました事務事業評価につきましては、その実績を重ねるうちに事業の効率性を評価し改善につなげていくことは可能となりましたが、各事業が上位の施策や政策に対しましてどの程度寄与し、また効果的であったのかという観点に立った評価にはつながり難いという課題が見えてまいりました。例えばですが、道路の安全性確保という施策があれば、交通事故の発生件数などが目標値として設定されます。一方、目標を達成するための事業といたしましては、既存道路の拡幅や補修工事、無電柱化の推進などの事業を実施することになります。どの事業がどの程度施策の目標達成に直接寄与したかを測ることが難しいことから、事業単位の目標といたしましては、道路の改修箇所数や整備した道路の延長距離などを指標値として設けることとなります。したがって、それぞれの事業単位では、実施件数などのいわゆるアウトプット指標については定量的に測れるものの、成果、効果、すなわちアウトカム指標につき

ましては定性的な評価しかできないものや、事業単体では市民にどのように影響を及ぼしたかなどの判定ができないものも多く、政策や施策の評価につなげて活用することが難しかったという課題が生じました。

また、予算事務事業数が1,000程度ございまして、評価に要する職員の事務量、これがまた大きいことでありまして、事務事業の評価書作成自体が目的となってしまうことで、本来取り組むべき改善につなげられず形骸化してしまったという課題も生じたことから、平成15年度をもって全事業を対象とする事務事業評価を終了したところでございます。なお、松戸市や柏市におきましても、同様の理由により現在は廃止している状況と伺っております。

また、行政評価という点では、事業を施策別にまとめて評価する施策評価として、総合計画、基本計画と連動する評価にシフトしている事例も多く、近隣市におきましても、主要な事業や重点事業に絞って評価を行っている自治体が多い状況と伺っております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 石崎議員。

〇石崎ひでゆき議員 御答弁いただきましたけれども、事務事業評価で評価しづらい例を挙げられての説明ですが、やはり事務事業評価に合致しやすい事業もたくさんあると思うんですね。そういうところも含めて、やはり説明責任という観点、そして事業を継続するか否かという、これから判断は多く出てくると思うんです。そういうときのエビデンス、根拠となるような指標というのが必要になると思います。

次の質問に移ります。次の質問、事務事業評価の再導入について伺っていきたいと思います。

事務事業評価は、自治体業務の評価と効率性を明確化するための手段です。評価の結果や指標を公開することで行政の透明性が高まります。住民は、行政の活動に対してより理解を深めることにもなるのではないのでしょうか。また、自治体業務のプロセスを詳細に分析することで効率性を向上させることができ、無駄な手続や時間の浪費を見つけ出し、さらには改善策を見いだすことで行政の業務運営がスムーズになることもあると考えます。さらに、自治体の財政運営においても重要な役割を果たすのではないのでしょうか。評価結果に基づいて予算配分や予算の削減、再配置などの意思決定を行うことができ、効果的な予算配分により行政の財政状況の改善につなげることもできると考えます。

小中学校の給食費の無償化、第2子以降保育料無償化など、田中市長の子育て・教育支援などの政策を持続可能なものにし、さらなる政策実現のためにも、事務事業評価導入にはデメリットを上回るメリットがあると考えます。アカウントビリティやEBPMの推進の観点からも、事務事業評価を再度実施するべきだと考えますけれども、本市の見解を伺っていきたいと思います。

〇つちや正順副議長 小川企画部長。

〇小川広行企画部長 事務事業は、一律の評価基準だけではなく、事業の多様性を反映した基準を設けたり、数値で表せない抽象的評価や担当者による主観的な評価、成果に重点を置いた客観的な評価などを適切に考慮する必要があります。また、時代の変化に迅速に対応する必要がありますが、評価のプロセスや指標が固定化されている場合、変化への対応が遅れる可能性があるため、柔軟性のある評価の枠組みが重要となります。さらには、日々の業務に加えまして、評価を実施するためのリソースや人員を確保する必要も生じると考えます。

このようなことから、事務事業評価を用いて目標が達成されれば予算がつく、目的が達成されない場合は予算を削るというように、単純な予算査定ツールとして全ての事務事業に活用することは困難な面もあると考えております。しかしながら、事務事業評価を含めた行政評価につきましても、職員の意識改革、成果意識の醸成、業務改革の推進、アカウントビリティ、いわゆる説明責任機能の発揮といった効果が期待できるものでございます。また、事業の進捗を確認するマネジメントツールといたしましても活用することで、目標や成果の状況を可

視化できれば、予算査定や人事評価の基礎資料といたしまして有用であると考えられます。

これらの状況を踏まえまして、効果的な事務事業評価の手法や予算査定時の活用方法につきましては、関係部署も交えまして今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 ありがとうございます。調査研究をしていくとの御答弁ですけれども、本市では過去に導入したことがありますので、調査研究ではなくて、ぜひ検討をお願いしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の項目に移ります。予算査定時の活用についてであります。

市川市では、現在事務事業評価が実施をされていないことが分かりましたが、それでは、どのような考えの下で財政部は予算査定を行っているのか伺っていききたいと思います。

○つちや正順副議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 お答えいたします。

本市では、毎年度予算編成前に作成しております予算編成方針に基づき各部局が作成した予算原案、いわゆる予算要求書の全事業につきまして、私ども財政部において1件ずつヒアリングを実施し、ゼロベースから査定する1件審査方式という手法により予算査定を行っております。この予算査定の中では、事業ごとに事業を実施する根拠法令や必要性及び緊急性を確認するとともに、事業費の積算根拠や特定財源の有無を確認するほか、近隣市での実施状況や国の制度改正などの動向、さらには本会議や常任委員会での指摘、市民要望等の状況など、細部にわたり聞き取りを行って事業内容の確認を行っております。その上で、事業を実施する優先度や必要性などを総合的に勘案し、予算全体のバランスと財源の状況を踏まえながら、予算計上の可否についての判断や予算計上額の査定を行っているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 御答弁ありがとうございました。財政部は、ゼロベースから査定をする1件審査方式という手法を用いて予算審査を行っているとのことでした。であるならば、事務事業の積算根拠や財源の有無、近隣自治体や国の動向、議会の指摘や市民の要望だけではなくて、事務事業評価に基づいた効果検証、これも大切ではないんですかね、1件審査ですから。今の話を聞くと、これを導入しない理由はあまりないようにも感じます。予算査定においても、事務事業評価の活用は重要だと考えております。田中市長、事務事業評価の導入についてぜひ御検討いただきますようよろしくお願いいたします。この質問はこれで終わります。

続いて大項目3つ目、消防行政について伺っていきます。

市民の生命、財産を守るために、消防力の充実強化は本市にとっても重要な課題の一つであると考えます。各種災害に対応できるように、警防戦術及び資機材の高度化等の警防体制の充実強化を図るとともに、建築物の大規模化、複雑化等に伴う予防業務の高度化、専門化に対応するための予防体制の充実強化、高齢化社会の進展に伴う救急出動の増加や、救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化、そして、複雑・多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化、武力攻撃事態等における国民の保護のための体制の充実強化等を推進していく必要があると考えます。さらには、地震、風水害等の大規模な地震災害への備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図ることが求められています。

このようなことから、本市の消防体制について伺ってまいりますけれども、総務省消防庁から示されています消防力の整備指針における算定消防職員数と、市川市職員定数条例における消防職員の定数の現状はどのように

なっているのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○つちや正順副議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

消防力の整備指針は、市町村が消防に関する事務を確実に遂行し、消防の責任を果たすために必要な施設及び人員について国が整備水準を示したものでございます。この指針に基づく消防職員の算定方法は、市町村の人口を基準として、整備目標とする消防署の数や消防車両の台数から算出するものでございます。この整備指針から算出された本市の算定消防職員数は、令和5年4月1日時点で611名となり、その内訳といたしましては、消防車両の整備台数に対する人員が474名、通信員、予防要員、総務事務執行のために必要な人員として137名となっております。

次に、本市の現状ですが、市川市職員定数条例に基づく定数は520名となっており、整備指針から算出される職員数を約90名下回っている状態でございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 御答弁いただきました。消防力の整備指針における算定消防職員の数が611名なのに対して、市川市の職員条例では、消防職員の定数が520名、約90名の開きがあることを確認しました。これはかなり開きがありますよね。

そこで再質問をいたしますけれども、市川市職員定数条例で消防職員の定数はどのように決定をされているのかお伺いしたいと思います。

○つちや正順副議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

消防職員の条例定数につきましては、消防署及び出張所の配置数や、消防車両の配備状況等の消防力を勘案し決定しております。消防力の整備指針における算定消防職員数は人口を基準としていることから、面積と比較して人口が密集した都市部の消防では算定数を下回る傾向が見られます。また、本市のように、消防署と出張所との距離が近い場合、消防署の配置数も整備指針と比較して少なくなっていることから、算定数と比較して職員定数が少なくなることが考えられます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 人口が密集している市川のような地域は算定数を下回る傾向があるとの御説明がありました。どうなんでしょうね、人口が多いわけですから当然救急出動も多くなりますし、面積が少ないから少なくっていいというふうに私は考えていないんですけれども、それでは、次の質問になります。

市川市の南部地区に限ってちょっと質問をしていこうと思いますけれども、市川市の南部地区の現状と課題についてです。市川市の南部地区、いわゆる行徳エリアは、隣接する浦安市と同規模の自治体というかエリアとなっておりますね。災害件数及び消防力を比較するとどうなるかお聞きします。あわせて、南部地区における消防行政の課題についてどのように考えているのか、お答えをお願いいたします。

○つちや正順副議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

市川市の南部地区と浦安市との比較です。人口を比べますと、南部地区の人口は約16万6,000人、浦安市は約17万1,000人と同程度の規模でございます。

初めに、災害件数の比較です。令和4年中に本市で発生した災害の主なものとして、火災が72件、救急が2万

7,114件となっており、そのうち南部地区を管轄する南消防署管内では、火災が13件で全体の約2割、救急が8,127件で全体の約3割となっております。一方、同期間に浦安市で発生した火災は49件、救急は1万227件となっております。

次に、消防力については、消防署、出張所及び職員数を比較しますと、浦安市は1消防署3出張所で職員数200名が配置されています。一方、本市南部地区を管轄する南消防署管内では、1消防署2出張所に職員122名が配置されており、浦安市よりも約80名少ない職員数となっております。南部地区の課題につきましては、火災件数は減少傾向にあるものの、今後、高齢社会が進行することによる救急需要の増大、地域特性に伴う災害への対応、老朽した消防庁舎の建て替えなどが挙げられます。これらの課題へ対応すべく、さらなる消防力の充実強化に向け、調査検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 人口規模は同じなんですけれども、火災は行徳のほうが少ないということは、行徳の皆さんが火災予防をしっかりとやられているのかなという結果だと思いますけれども、人口から見ると、やはり8,000件の出動がありまして、ちょっと不安がありますよね。職員の数に比べてちょっとどうなのかなというふうに思います。浦安市は1個の署で3出張所に200名ですから、市川市南部の1消防署2出張所職員数122名の配置はかなり少ないですね。また、南消防署は老朽化をしていますし、かなり狭いです。私も視察に行ってきましたけれども、消防車が縦列駐車をしていて、場合によっては1台出さないと次の車が出せないとか、そういう状態にあります。建て替えを急ぐ必要もあると考えております。この点については同僚の青山議員も取り上げていて、行徳エリアを中心に活動している私たちにとっては共通の課題であります。

そこで再質問ですが、救急需要が増大していることが課題となっているわけです。これまでどのように対応してきたのか、今後の展望を併せてお伺いをいたします。

○つちや正順副議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

これまでの対応につきましては、多様化する災害や増加する救急需要に対応するため、平成22年には広尾出張所を開署、令和2年には南消防署に救急隊を1隊増隊するなど、消防力の強化を図ってまいりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大による救急需要の増大や搬送困難事例を経験し、消防局に日勤救急隊を配置するなどの対応をしてまいりました。今後の展望につきましては、本市におきましても今後救急需要の増加が予測されることから、引き続き必要な方へいち早く救急車を向けられるよう、救急需要対策の強化に努めるとともに、隊員の負担軽減を図れるよう救急体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 ありがとうございます。日勤救急隊を配置するなど尽力されていることを理解しました。本当にありがとうございます。

次の質問に移ります。しかし、今の状況を根本的に解消しなければ、消防職員の皆様の負担が増え続けることにもなりますよね。現状から鑑み、市内の救急搬送件数は年々増加することが容易に想像がつきますし、最近はこの千葉県でも地震が非常に頻発をしています。増えていきます。また、首都直下地震の危険性を含め、多様化する災害に対応するためには、条例定数を増やし消防職員を増やすべきだと私は考えます。

市川市は条例定数を増やし、消防職員を増員し、消防職員の増員による消防力の強化を目指す考えはあるのかお伺いいたします。

○つちや正順副議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

災害は、都市構造や自然環境の変化の影響により多様化、頻発化し、また懸念されるマグニチュード7クラスの首都直下地震が発生する確率は30年以内に70%とされていることから、大規模な被害をもたらす災害への対応は重要な課題であると認識しております。このような災害や救急需要に対応するためには消防力の充実強化が不可欠であり、本市においてもさらなる災害対応力の向上を図ることが必要であると考えております。

御質問の職員定数の引上げも含め、消防車両、装備の充実、消防庁舎の整備等、消防体制の強化に向け関係部署と協議検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 協議検討をしていただけたとの答弁をいただきました。本当にありがとうございます。一日も早く消防力の強化をお願いいたします。

そこで、近年ワーク・ライフ・バランスが重要視され、働き方改革も推進されています。さらには、男性の育児参加に伴う育児休暇の取得など、多様な働き方が推進をされています。これに伴い、市長部局では会計年度職員を採用するなどして対応をしているようです。消防職員をすぐに増員するのは難しいかもしれませんが、例えば、消防局でも会計年度職員を採用することは可能なのか、可能であれば採用する考えはあるのか、お伺いをいたします。

○つちや正順副議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

消防局でも多様な働き方を推進していく中で、男性職員の育児参加への意欲は年々高まっており、育児休業を取得する職員も増加していることから、必要な休暇等を気兼ねなく取得できる環境整備に取り組んでいるところでございます。御質問の会計年度任用職員の採用でございますが、火災や救急、救助活動といった災害対応を主な業務とする消防職員につきましては、業務の特殊性を考慮すると困難であると考えております。しかしながら、近隣消防本部の状況も調査し、職員が働きやすい勤務環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 御答弁ありがとうございました。業務の特殊性から会計年度職員の採用は困難だということです。当然だと思いますけれども、これが近隣自治体や先進事例があるのであれば調査研究をしていただき、少しでも職員の皆様方の負担軽減をお願いしたいと思っております。定数条例の改正、消防力の増強を強く要望したいと思います。あわせて、市川市南部地域は同規模の浦安市に比べて消防署も古く、出張所も少なく、職員数も少ないですから、できるだけ早く南部消防署の建て替えをお願いします。

最後に、日頃市民のために体を張って任務に取り組む消防職員の皆様に敬意を表したいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 この際、暫時休憩いたします。

午前2時12分休憩

---

午後2時40分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

にしむた勲議員。

○にしむた 勲議員 にしむた勲です。答弁をよろしくお願いいたします。

まず、地方創生臨時交付金についてから質問させていただきます。

地方創生臨時交付金は、コロナ禍の地域経済、住民生活の支援等を目的に2020年度から創設され、交付限度が客観的な基準で決まり、自治体の判断で実施する事業が多いことから、自治体にとっては使い勝手のよい交付金です。一方で、国会の審議を経ず閣議決定だけで支出できる予備費を使い、財政民主主義の原則に則っていないこと、本当に支援が必要な世帯的を絞った給付となっているかなどの問題が指摘されています。当初は、公用車の買い替えや、巨大なイカモノメントの建設に使われた自治体などが批判されました。当事業の実績や効果については各自自治体が公表することを義務付けられておりますので、私も過去の給付金を活用した事業について調べてみました。本市について、このような明らかな無駄遣いだと思われるような事案はありませんでしたが、令和2年度の給付金の金額別に見た主な用途について言えば、事業者支援金16億4,000万円、キャッシュレス決済支援8億5,100万円、減収対策支援給付金8億4,700万円、さらに、令和3年度は生活よりそい臨時特別給付金が事業費36億300万円、うち給付金が9億6,300万円という、この事業が大半を占めています。何を言いたいかというと、要するに現金給付であるとかポイント還元などの直接給付が大半を占めているということです。

近隣他市の状況を見てみると、千葉市についてはひとつづくり応援講座等利用促進という研修事業のようなものですけれども、これが令和2年、令和3年と10億強の事業となっていて、そのうちの大半が給付金で賄われています。それから、GIGAスクール構想関連事業、これは学校が閉鎖している間にオンラインで学べるような環境を整えようということだと思いますけれども、このGIGAスクール構想関連事業については船橋市も柏市も実行しています。このような事業はその後も資産が残る事業になるわけですけれども、給付金を直接給付することになると、そのときは確かに臨時のお金が足りないということで、本当にコロナが大変な時期には助かるというところでありますけれども、あまり工夫して支援しているというよりは、ばらまき感が感じられません。

そこで、対象事業選定に対する本市の考えを伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため令和2年度に創設されたものです。地域の実情に合わせ、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、国が定める目的、趣旨に沿ったコロナ対応の取組に対しまして、交付限度額の範囲において、原則として市の裁量で活用できるものとなっております。近隣市では幅広く事業に活用している事例も見受けられ、このような場合は対象となるメニューの数が多くなる傾向がございます。

一方、本市では、当時コロナ禍の影響によりまして経済状況が逼迫した多くの世帯や事業者に対しまして、できる限り速やかに、かつ簡易な方法で支援ができる事業を中心に交付金を集中的に活用したことから、令和2年度から3年度におきましては、他市と比較して事業数は少ない傾向となっております。

具体的な事業といたしましては、令和2年度には、コロナ禍により減収となった方々への減収対策緊急支援給付金や、中小法人等への事業者緊急支援事業臨時給付金、令和3年度には、国の経済対策の対象外となります低所得世帯へ、市の裁量といたしまして、いちかわ生活よりそい臨時特別給付金を支給したところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ありがとうございます。今、付言されましたいちかわ生活よりそい臨時給付金は、36億円の事業費を使って、この年度の給付金事業の大半を占めていますけれども、給付金は10億円弱しかついていません。住民税非課税世帯に一律給付金を配るという事業ですけれども、住民税非課税世帯は、仮に全国で見ると約1,200万世帯で、世帯全体の約2割に当たります。同じ収入であっても、年金受給者は控除が大きいため対象になりやすく、不動産や金融資産などを持っていて、生活に困っていないくても対象になっている可能性があります。そのことを指摘しておきます。

それでは再質問ですけれども、対象事業選定に当たって、国の支援と重複する重複するメニューがなかったのか伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

令和2年度に地方創生臨時交付金を活用した事業のうち、児童扶養手当緊急支援給付金については、国が実施いたしましたひとり親世帯臨時特別給付金と支給する対象者が一部重複するものでございました。これは、市独自に早急に取り組むべき緊急経済対策といたしまして、令和2年4月に補正予算を専決処分したところ、その後国がひとり親世帯臨時特別給付金の支給を決定したことから一部の対象者が重複いたしました。コロナ禍の市民への影響を鑑みまして、国に上乗せ支援としたものでございます。令和3年度に実施いたしました市川市中小法人等事業継続支援金及びいちかわ生活よりそい臨時特別給付金につきましては、事業内容としては類似するものではございますが、それぞれ国が給付いたしました事業復活支援金及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象外となる方への市独自の支援金となっており、重複はしておりません。

新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の社会状況の中で、国と歩調を合わせたコロナ対応策を進めてきたものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 未曾有の社会状況の中で、国と多少重なった事業があったこともやむを得なかったということだと思います。それでは、この項の質問は終わります。

(2)についてなんですけれども、先ほども触れたように、メニューとして給付事業が多かったということは、成果についてなかなか測定しづらいんじゃないかなというふうに思います。市としてはKPIなどの評価指標を設けて効果を測定するようなことができたのかどうか、主要な成果について、市の認識を伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

令和2年度及び令和3年度に交付されました地方創生臨時交付金は、新たなウイルスの感染拡大というこれまで経験したことのない状況下におきまして、感染症の拡大防止や経済対策を緊急かつ総合的に行ったことから、具体的な指標を設けた評価を行うには至っておりません。そこで、事業の効果を測定するに当たりましては、実施件数や支援した対象件数を整理するとともに、窓口や業務に当たる中で、市民の皆様や各種団体から職員に寄せられた声などを基に評価を行ったものとなっております。

給付に係る事業につきましては、速やかな支援が経済的な負担軽減の一助となったといった御意見を多数いただいております。また、感染拡大を防止する事業といたしましては、希望する高齢者やドライブスルー方式によるPCR検査を行ったことで、陽性者の早期発見や市民の安心感の向上といった面で一定の成果があったものと認識しております。今後、同様の交付金が創設された場合には、国の示す目的、趣旨を踏まえた上で、交付金を

より重点的かつ効果的に活用できるよう事業を選定してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ただいま御答弁にありましたように、今後同様の交付金が創設された場合には、重点的、効果的に活用できるよう事業を選定していただきたいと思います。

日本は、G7の中でも財政状態が最悪で、1人当たりGDPも最低の国です。政府も自治体も個人も、お金に余裕はないのですから、支援が必要な世帯や企業に的を絞って効果的に予算を使い、若年層の雇用の安定や脱炭素化にいかにつなげられるかなどに知恵を絞って政策を導入していただきたいというふうに要望しまして、この質問は終わります。

次に、児童虐待について質問いたします。

2022年7月、市川児童相談所に勤務していた方が、児童相談所の研修制度の不備、人員の慢性的不足からくる長時間労働、賃金不払いなどの理由で千葉県の責任を問う訴訟を起こしました。一時保護所の定員に対する平均入所率は、東京、千葉、神奈川などの首都圏では軒並み90%以上に達しており、特に千葉県は高水準となっており、県内6つの児童相談所において全て100%を上回っていると言われております。児童相談所の人手不足も深刻で、千葉県では児童相談所の専門職員10人に1人が精神疾患で長期療養を強いられており、市川児童相談所では、採用3年以内の若手の2人に1人が療養のため長期の休職を余儀なくされているとの報道もあります。もちろん児童相談所は県の管轄ですから、児童相談所を所管する県議会でもこの問題は取り上げられていますが、私がここで取り上げたいのは、本市の児童相談所がこのような状態で、本市の児童虐待の保護がしっかり行われているのかということです。

まず、児童虐待について本市が受け付けている相談件数とその推移、内容について伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

初めに、本市が受け付けた虐待相談件数は、令和2年度は884件、令和3年度は1,118件、令和4年度は1,206件と増加する傾向となっております。また、相談内容につきましては、保護者の経済困窮や精神疾患、若い年齢での妊娠など、多様な問題を複合的に抱えているケースが多く、継続的かつ丁寧な支援が必要とされています。

次に、市に相談が入る経路につきましては、令和4年度は保育園や幼稚園、学校や保健センターなど関係機関からが多い状況にあり、例年と同様の傾向でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 本市に対する児童虐待の件数の推移についても、毎年増加傾向にあるということが分かりました。

それでは、(2)の質問になりますけれども、児童虐待の相談を受けた後の本市の対応について伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

児童虐待に関する相談を、本市の窓口であるこども家庭支援課にて受け付けた後、直ちに子どもや家庭の現状について情報収集を行い、緊急受理会議を開き、緊急性や調査方法を協議し、家庭訪問や面接により子どもの安全確認を行います。その後、必要な家庭に対しては子どもの養育環境の改善に向けた支援計画を作成し、訪問や面接、福祉サービスの利用調整など、継続的な支援を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 分かりました。

それでは、その後の児童相談所との本市の連携について、どのような取組をされているか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

児童相談所は、市で対応が困難な性的虐待や生命に関わる深刻なケースについて担当し、一時保護や在宅での支援、状況によっては施設入所や里親への委託などを行っております。市で受けた相談につきましても、安全確認や調査の結果、緊急かつ重篤と判断したケースについては速やかに児童相談所に情報提供し、担当を移す送致を行っており、令和4年度は30件のケースを送致いたしました。また、市のみでの対応や判断が困難なケースについては、助言や同行調査、同行訪問を求めるに当たり、援助依頼を実施しております。令和4年度は11件のケースについて依頼をいたしました。逆に、児童相談所が担当したケースについて、家庭の状況や子どもの生活環境に改善が見られ、親子関係などの経過が良好な場合には、児童相談所から市が支援を引き継ぐこともあり、令和4年度は76件を受理いたしました。

このように、児童虐待のある家庭は多様な問題を抱えていることが多く、関係する機関が連携し、適切な役割分担の下に多面的かつ継続的に支援をすることが必要とされております。そのため、支援が必要な児童や保護者などについて、情報交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を児童福祉法に基づき市が設置し、その調整機関としてネットワークの中心的役割を担い、児童相談所や警察をはじめ、各関係機関との連携強化に努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 本市の虐待対応と児童相談所の連携についてよく分かりました。直近では30件相談所に送致したということですがけれども、児童相談所のほうがパンクしているような状態であれば、これも目詰まりというか、抱え切れないということになるんじゃないかなという不安がありますし、児童相談所の状態から想定するに、本市の受皿体制もかなり逼迫しているんじゃないかなということが想像されます。児童虐待の件数は年々増えているわけですから、予算措置も含めて考えていかなければいけないんじゃないかなという問題意識を持ちました。そして、児童相談所の設置については、中核市であれば設置できるというふうに聞いていますから、中核市に移行するかどうかという問題とも関わってくるのかなというふうには思っています。

最近、児童虐待の問題として、芸能事務所、ジャニーズの問題が報道されています。被害者の心を懐柔して行うわいせつ、セクハラ行為はグルーミングと呼ばれ、(1)人生を左右する立場なので子どもを服従させられる、(2)社会的信用があるので被害者が騒いでもねじ伏せられる、(3)周囲に権威に弱い人が多いので味方になってくれる人がいないという特徴があります。この問題は芸能事務所だけの問題ではなく、様々な権威のある大人と子どもが共同の生活をしているところでは起こり得る問題ではないかというふうに私は思っています。例えば、教師による児童への性的虐待も、このグルーミングの手法によるものが多いと言われております。ジャニー氏の被害者の多くが沈黙していることから分かるように、教師からわいせつ行為を受けた小中高生の多くは、何かの間違いだ、あんなことをされるようなことをした自分が悪いと泣き寝入りをしていることも多いと言われております。今回のジャニーズの問題で国会でも取り上げられていますけれども、私は知らなかったんですが、児童虐待防止法の加害者の対象が親に限られていて第三者が対象になっていないと、現行法ではそういうふうになっているということでもあります。

そこで、保護者以外からの性的虐待から子どもを守るために、こうしたケースの児童虐待の対象として市が対

応しているのかどうか、可能なのかどうか、そして対応したケースがあるのかどうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

児童虐待防止法においては、児童虐待は、保護者がその監護する児童について行う虐待と定義されており、保護者以外の第三者による虐待は対象になっていないため、市では同法に基づく調査などを行うことはできません。なお、第三者による性的虐待は現在、強制わいせつ罪、強制性交等罪として、性別を問わず刑法上の処罰の対象となることから、警察などへの通報が適切であり、保護者以外の第三者による性的虐待などの相談が市に入った際には、被害者が適切な対応や支援を受けることができるよう、警察などと連携を図り対応してまいります。過去にこども家庭支援課が保護者以外の第三者からの性的虐待について相談を受け付けたことはございませんが、現在、国が子どもや若者の性被害防止対策の強化について協議していることから、今後の動向を注視し、迅速に対応できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ありがとうございます。今のお答えから、対象にはなっていないけれども訴えがあれば、通報があれば相談したいということですが、ただ、相談を受け付けた実績はないということではございました。本市でもこのような被害者が発生している可能性があり、こうした声を上げられない被害者をどう救済していくかということも今後の課題だと思います。担当部局のほうでもぜひとも取組を御検討、さらに積極的な取組を御検討いただくようお願いいたします。

それでは、この質問はこれで終わります。次に、順番を変えます。4番目を3番目に質問させていただきます。これは子どもに関連する質問ということで、こちらを先にやらせていただきます。

少子化の最も大きな要因は、未婚化、晩婚化だと指摘されています。未婚化は、分かりやすく言えば選ばれた人しか結婚できなくなっているということです。厚生労働省の国民基礎調査によれば、18歳未満の児童のいる世帯の2020年の平均所得金額は813万5,000円となっていて、子どものいない世帯より平均でかなり高くなっています。それでももちろん子育て、教育にはお金がかかり楽ではないということは分かります。ただ、独身者であっても結婚していても、子どもがいる、いないにかかわらず、安定した稼ぎがない弱い立場に置かれた人をどう支えるかをまず考えるべきではないかと思えます。

結婚という選択ができない理由には、雇用の不安定と低賃金の問題も大きいと思います。10年後、20年後の生活の安定を見せられるかどうかが重要な問題です。保育園を利用している親御さんたちにとっては、保育が無償化されるのはありがたいことだと思います。しかしながら、先々の高等教育、大学の授業料などの負担が重いことは変わらず、結婚や子どもをつくることを躊躇う、または2人目の子どもを諦めるという場合、原因は、高等教育までの負担を考えると諦めざるを得ないという要素が大きいのではないのでしょうか。保育料が無償化されたからといって、諦めていた2人目の子どもをつくらうと思うのでしょうか。日本はこの30年間、賃金、給料が全く上がっていないのに、直近の燃料高、円安による物価高が起こるまでは物価全体もデフレで上がっていませんでしたが、大学の授業料だけは順調に上昇しています。岸田政権の異次元の子育て政策の目玉である児童手当の所得制限撤廃について、2月に行われた世論調査では、毎日新聞の調査が「撤廃する必要はない」49%、「撤廃すべき」の39%を上回っています。フジサンケイグループの調査では、「撤廃すべきだ」が37.6%で、「撤廃しなくてもよい」が56.9%でした。

少子化対策として今回の第2子以降の保育料無償化、所得制限のないこの事業を選んだ理由を伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

内閣府が公表している令和4年度版の少子化社会対策白書によると、少子化対策の重点課題として、若い世代が将来に展望を持てる雇用環境などの整備、結婚を希望する者への支援、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備、男性の家事、育児参加の促進、働き方改革と暮らし方改革などが挙げられており、少子化の要因は多岐にわたることから様々な対応が求められていると考えております。

そのような中、令和3年の国立社会保障・人口問題研究所の調査では、夫婦が理想とする子どもの数は2.25人に対して、妻の年齢50歳時の夫婦の最終的な子どもの数は1.81人と理想と現実にギャップが生じており、その理由として最も多いものが、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからとの調査結果報告がされております。このことから、本市では2人目の子どもが欲しいけれど経済的に不安があり諦めているという家庭が多いのではないかと推察し、少子化の進行を食い止めるためには、2人以上の子どもを育てる子育て世帯への経済的な支援として、第2子以降の保育料無償化は特に有効ではないかと判断したものでございます。

なお、本年6月13日に国が発表したこども未来戦略方針においては、3つの基本理念として、1つ、若い世代の所得を増やす、2つ、社会全体の構造、意識を変える、3つ、全ての子ども、子育て世帯を切れ目なく支援すると明記されております。本市の少子化対策におきましても重要な方針でありますことから、国の動きを注視しつつ、有効な施策について今後も検討して取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ありがとうございます。ただいまの答弁にありました理想とする子どもの数は2.25人ですが、実際は1.81人となっているということでしたけれども、これはあくまでも平均の数ですから、2人目が壁になっているというよりも、1人目が持てないという問題のほうが大きいのではないかと私は思います。

実際に子どもがいる世帯の中で、第3子、第4子がいる世帯の割合は、高度経済成長以降あまり変わっていません。過去10年ほどに限れば、むしろ高まる傾向にあります。一方で、一人っ子世帯は減っています。また、先ほどのこども未来戦略において言われている、全ての子ども、子育て世帯を切れ目なく支援するというのは聞こえはいいけれども、それに一体幾ら税金がかかるのかという視点が隠されているのではないかと。先ほどの世論調査の結果もそこを見抜いているのではないかとというふうに思います。

そこで次の質問ですけれども、第2子無償化対象世帯の所得は幾らぐらいなのかお伺いします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

現在、在園している児童の世帯状況を基に申し上げますと、保育料は世帯の市民税の所得割額により決定を行っておりますが、令和5年4月1日時点の状況は、市民税所得割額が14万5,000円から16万9,000円の階層の世帯が最も多くなっております。税額は、世帯の人数や加入する保険の状況により変動するため、所得割額を基に年収を算出するのは一概には申し上げられませんが、ある程度の目安として、給与収入の方の場合では、世帯年収が夫婦合わせておおむね600万円程度の所得層と推定されます。そこで、第2子以降保育料無償化の対象となる世帯収入についても、同程度の額の世帯が多くなると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 平均的には600万円程度の所得層が多いということでしたけれども、私は、この4月、本市の4月1日の時点の在籍児童数のデータから見まして試算してみましたけれども、今おっしゃられた世帯年収600万円以上の世帯を合算しますと、これで今回の支援の約80%がこの層に行くということになっています。さ

らに上の層に限定して、世帯年収800万円以上という層に絞ってみても53%、つまりは半分以上が世帯年収800万円以上の世帯に配付されるということが分かりました。そして、このデータを見てみると、さすが市川市だなと思ったんですけども、もちろん生活保護世帯及び住民税非課税世帯は、保育料は今でも無償になっていますから、残りの層を合算して今の計算をしたわけですけども、一番高い住民税の所得階層別で見て一番高いところに分類されている55万円以上、住民税の層というのも、これは世帯年収を推定すると1,500万円程度の世帯になりますけれども、ここは人数でいくと3.4%いると。0.何%かと思っていたら3.4%いる。その下の層が5.4%いると。実は結構所得が高い層が多くて、逆に言うと、住民税非課税世帯の1つ上の層、ここは1.4%、その上は0.9%、その上は1.8%、その上は0.8%、このように下の層というのはそんなに多くはないんです。したがって、今回の無償化の恩恵を受けるのは、大いに所得の高い層ではないかなというふうに考えられるわけでありませう。

所得制限をなくしているから当然といえばそれまでなんですけれども、限られた財源の使い方として本当に理解を得られるのかどうか。この後一般財源で実施されるのであれば、理念だけでなくデータも示した上で、冷静かつ客観的な政策論議を期待したいと思います。この分野はこれで終わります。

次に、小学校区防災拠点について伺います。

まず、小学校区防災拠点についての現状について、御説明をお願いいたします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

過去の大震災で被災地となった地域の小学校では、多くの方々が避難生活を送り、情報提供や食料供給などが行われました。また、日頃から子どもたちや地域の方を介し顔の見える関係があったことから、避難所運営においても助け合いが円滑に行われたと言われております。本市では、このような背景に基づき、市内39の小学校区を単位とした防災拠点を設置しております。本市に大規模な地震が発生した場合には、この防災拠点が災害対策本部との連携や、避難生活の支援などの応急対策活動を行います。

そこで、この防災拠点を運営するのが小学校区防災拠点要員として指名された市職員、学校の管理者である学校職員、そして地域の皆様で組織する小学校区防災拠点協議会となります。この協議会は、地域の実情を把握している自治町会やPTA、民生委員や消防団など地域の皆様で構成され、現在36の協議会が組織されております。また、協議会の役割としては、災害時は避難所運営の支援などを行っていただき、平常時は防災、減災に関する意見や情報の交換などを行うとともに、避難所の開設や運営訓練を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 36の協議会が組織されているということが分かりました。ただ、39の小学校区防災拠点のうち、まだ協議会が組織されていない地域もあるということで、これは今後の課題かなというふうに思います。

次に、防災拠点の体制について教えてください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

防災拠点は、震度5弱以上の地震などが発生した場合に防災拠点要員が参集し、開設いたします。また、協議会の皆様には、地震発生後、御自身の身の安全を確保していただいた後、可能な範囲でお集まりくださいとお伝えしております。防災拠点を開設した後は、地域の被害状況や避難者の情報を取りまとめ、市内6か所に設置している災害班を通じて災害対策本部に連絡します。また、被害状況により避難所を開設する場合には、防災拠点要員と協議会が協力して準備することとしております。避難所開設後の防災拠点要員と協議会の主な役割分担に

つきましては、定期的に防災訓練などでその手順を確認し、共有を図っているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ありがとうございます。体制についてはよく分かりました。

それでは、(3)の質問で、市民団体との連携について、どのような連携ができるのかお伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

災害対応は、自助、共助、公助の様々な主体が力を合わせる必要があります。そして、その助け合いの力は、多くの人が集まり裾野を広げていくことでより強くなると考えております。地域の実情を把握している協議会の皆様と、専門的な知識、技能を有する各種団体との連携は、防災、減災に向けた取組につながるとともに、避難所の運営支援や被災者への情報発信などで大きな力になります。防災訓練への参加や協議会での意見交換など連携のきっかけは様々ありますので、まずは協議会と市民団体双方の話をお伺いしながら、どのような連携ができるのか考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 私のほうで、災害時に役立つ専門知識を持ち、日頃から訓練しているガールスカウトの皆様から、市の災害時の活動に協力したいとの申出がありました。これは大変いいことだなと思ひまして、私は市のほうに御相談しました。今のところ協議を進めているところではありますけれども、ガールスカウトのような市民団体と災害協定を締結するということができるのかどうか、伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

現在、本市の災害時の支援協定は、事業者や業界団体と締結するケースが多く、例えば、物資供給では食品製造業者から食料品の提供、災害復旧では建設業者からの重機や作業員の派遣など、日頃の事業活動が災害時の支援につながる場合に締結しております。

御質問のガールスカウトの活動は、事業というよりは、どちらかといえばボランティア活動に近いものと捉えているため、協定の締結にはなじまないものと考えております。しかしながら、ガールスカウトの活動は防災や減災に向け大きな力になると考えておりますので、どのような連携ができるのか検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 今のところ締結は難しい、できないということでしたけれども、私は、協定契約書のひな形をいただきまして読んでみました。この中で、ちょっと意外だったんですけども、災害時に市から支援を依頼した場合、かかった費用を市が負担するという条項が書いてあります。私は、災害時の企業等からの食料や物資の提供は、全てではないとしてもボランティアが中心なのではないかというふうに思っていましたから、ちょっと意外に思ったわけでありまして。

そこで、過去にサービスや物資の提供に対して費用を弁償したことがあるのかどうか、実績を伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

本市が協定を締結している事業者などに支援を依頼し、費用をお支払いした事例としましては、昨年ひょうろくで破損した街路灯の応急処置に対応いただいた際に、また、令和元年の台風19号などの水害対応において、食

糧や車両、資機材の提供を依頼した際、費用をお支払いした実績がございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 分かりました。過去にもそういう実績があるということですがけれども、市の依頼に対して全て無償で協力してくれということには無理があるというふうには思いますけれども、ボランティア団体である市民団体との協定締結は拒否してできないという一方、企業等との協定は100以上結んでいると。このことは、自助、公助を推進する市の立場からは矛盾しているのじゃないかなというふうに感じざるを得ません。この点については再検討、善処されることをこの場で希望して、この質問は終わります。

すみません、この質問——最後にもう1つ質問することがありまして、前の質問に戻りまして、小学校区防災拠点協議会を推進していく上で、まだあまり市民にこのことが知られていないんじゃないかなというふうには私は思いますけれども、その点を危惧しているんですけれども、そのことについてどのように課題として捉えられているか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

防災拠点の活動を充実させるためには、多くの市民が防災や減災に対する関心を高め、生活の中で具体的に実践していただく自助の取組をさらに進めることが必要と考えております。そして、ふだんから住民同士で顔の見える関係を築いておくことが共助の力を発揮するためにも最も重要であり、そのような関係づくりをより進めていかなければならないことも課題であると捉えているところです。

地域の防災力を高めるためには、多くの市民に防災拠点での取組を知っていただき、訓練などへの参加を通じて防災や減災に関心を持つきっかけづくりを進めることが必要と考えております。新たな共助の担い手づくりにつなげるためにも、引き続き防災拠点協議会の皆様と連携を図り、防災、減災に関する周知啓発の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 繰り返しになりますけれども、公助を推進するために、市民のボランティア団体との協定を締結することによって、それぞれの方のモチベーションも上がるのではないかなと思いますので、この点については前向きに検討いただくようお願いして、この項は終わります。

次に、最後の項目、デジタル地域通貨についてですがけれども、私は基本的な立場、この事業を大変高く評価して、ぜひ成功していただきたいというふうに思っています。

(1)の目的については、先順位者への答弁で理解しました。やや悲観的な言い方になってしまいますけれども、地域通貨の重要な特徴は、生き残りにくいということです。ある調査では、2021年末の時点で、日本の地域通貨の延べ立ち上げ数は668で、その時点で稼働しているものは183となっています。ただ、デジタル地域通貨が登場したのが2019年以降でして、初期段階のものは地域商品券的なものや、NPOや市民団体が主催する地域通貨が多かったことも、この数字を見るとときには考える必要があるかもしれません。デジタル地域通貨の特徴である、使用できる地域が限定されているので、他のデジタル通貨との競争で利便性の点では優位性が低い、また、運営費用を継続的に確保する仕組み、規模の経済が働きにくいなどといった本来的な課題があります。実際、比較的長く継続している実績のある飛騨信用組合が発行するさるぼぼコインは、Pay Payなどの大手決済が登場する前に20%以上の一定のシェアを確保して、先行者メリットを享受していたという事例があります。通常の決済手段としての利便性で劣ることは否めないわけですから、決済サービス以外の価値をいかに高めるかが成功

の鍵になりそうです。

本年6月に施行された、この6月ですけれども、施行された資金決済法改正では、法定通貨を裏づけとするステーブルコインの発行が可能となり、既に複数の地方銀行がステーブルコイン発行の計画を公表しているなど、デジタル通貨に関する法整備は急速に整いつつあります。Web3の時代を迎え、多くの自治体が地方創生のツールとして独自のNFT発行に踏み切るなど、市民が課題解決の手段としてブロックチェーン技術の活用の試行錯誤が行われていることなどの背景から、私はこの地域通貨の取組が、やり方次第では将来大きなプラットフォームになるというふうな可能性を感じています。特に、これまでのように地域経済活性化の目的の下に、単純に決済手段としての地域通貨を流通させるだけでなく、ブロックチェーン技術の革新性を活用した世界観と結びつけることによる可能性に期待しています。例えば、既に社会課題解決のための公益プロジェクトのデジタル債発行などは行われています。また、この仕組みは、私は地域独自の奨学金創設に使えるのではないかというふうに思っています。また、ゲームの世界のトークンを用いた柔軟なインセンティブ設計を利用して、一般市民が老朽インフラの状態監視に参加し、社会全体のインフラコストの抑制に貢献するようなプロジェクトも実現しています。このようなWeb3が新たな価値を生み出す世界で、デジタル地域通貨が重要な役割を果たす可能性が高いと考えているところです。

そこで質問ですけれども、デジタル通貨普及のためにはどうしても必要な一定規模の流通量の確保のため、給付金等できるだけ地域通貨で支払うことが考えられますけれども、どのような課題や問題点があるのか、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

本市では、例えば出産・子育て応援給付金や新型コロナウイルスに伴う各種給付金など、様々な給付事業を行ってきたところです。それぞれの事業には給付に先立つ目的があり、給付を受けた方には給付の目的に見合った用途に給付金を使っていただきたいと考えているものです。そこで、課題としましては、デジタル地域通貨を給付の目的に見合った用途で利用できるよう、多くの加盟店を確保しておくことが挙げられるものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 分かりました。今回の実証実験では30%のプレミアムをつけているわけですけれども、多額の予算を投じて、どのような結果でこの妥当性を評価するのか。今回の実証実験を評価したとしても、30%のプレミアムがあるから使ったという結果しか出ないのじゃないかなというふうに思いますけれども、どのように考えていらっしゃるのか見解を伺います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 今回の実証実験では、強いインパクトを打ち出し、市民の方や店舗に参加していただくため、また、消費喚起により地域経済を活性化するため、チャージ額の30%に相当するプレミアムポイントを付与することといたしました。プレミアムポイントの妥当性については、参加者や加盟店にふだんより高額の商品を購入したか、どの程度売上額や来客数が増加したかなどのアンケート調査を行い、消費の動向を把握し、消費喚起額を算出し、経済効果を評価いたします。さらに、プレミアムポイントに加えてお金の循環という点についても検証を行います。参加者が市内の店舗で買物や食事を行うようになったか、加盟店の売上げや来客数はどのように推移しているのかなどを把握するため、少なくとも一、二か月の間隔を空け継続的にアンケート調査を行う予定であります。

一方、市民活動の活性化については、インセンティブとしてポイントを付与することがイベントに参加する動

機づけとなったのか、参加者はどれだけ増えたのか等を検証し、妥当性を評価いたします。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 分かりました。

最後にもう1つ再質問いたしますけれども、先ほど申し上げたようなステーブルコインが発行できるということを受けて、既に石川県珠洲市は、ステーブルコインを使ったデジタル地域通貨を開始するということを公表しています。そして、この事業については北國銀行と共同でやるということなんですけれども、この事業については、政府のデジタル田園都市国家構想交付金の交付対象事業に採択されています。

国の交付金がなくなる前に、この事例のような方法で本市も実施を検討すべきだというふうに考えますけれども、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 デジタル地域通貨を導入している先進自治体では、財源の確保、日本円との換金、金融機関との連携という点で様々な取組が行われていると認識しております。今後、本市におきましても、交付金の活用を含めて国や先進自治体の動向を注視するなど、研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ありがとうございます。

冒頭申し上げたように、私はこの事業に大変大きな可能性を持って期待しているところですので、小さくまとまることなく、大きなビジョンを掲げて、ぜひ事業を前に進めていただくように要望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時34分散会

第 8 日

令和5年6月23日（金曜日）

令和5年6月市川市議会定例会議事日程（第8号）

令和5年6月23日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問 川畑いつこ議員、石原よしのり議員、富家 薫議員、加藤圭一議員、越川雅史議員

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じ	ゅん
丸	金	ゆ	きこ
富	家		薫
沢	田	あ	きひと
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	い	つこ
ほ	と	だ	ゆうな
国	松	ひ	ろき
や	な	ぎ	みちこ
と	く	た	けい
中	町	け	い
つ	ち	や	まさ
つ	か	こ	し
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	川	隆志
西	村		敦
中	村	よ	しお
大	久	保	たかし
石	原	た	かゆき
清	水	み	な子
廣	田	徳	子
に	し	む	た
石	崎	ひ	でゆき
堀	内	し	んご
細	田	伸	一
青	山	ひ	ろかず
石	原	み	さ子

宮	本		均
大	場		諭
稲	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よし	の
増	田	好	り
越	川	雅	秀
中	山	幸	史
松	永	鉄	紀
竹	内	清	兵
加	藤	武	海
岩	井	清	央
			郎

欠 席 議 員 な し

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中		甲
副	市	松	丸	多	一
代	表	植	草	耕	一
教	育	田	中	庸	惠
危	機	本	住		敏
市	長	麻	生	文	喜
総	務	蛸	島	和	紀
企	画	小	川	広	行
財	政	田	中	雅	之
管	財	稲	葉	清	孝
情	報	小	林	茂	雄
文	化	森	田	敏	裕
ス	ポ	立	場	久	美
市	民	佐	藤	敏	和
経	済	根	本	泰	雄
こ	ど	鷲	沼		隆
福	祉	菊	田	滋	也
保	健	川	島	俊	介
環	境	二	宮	賢	司
街	づ	小	塚	眞	康
道	路	岩	井	忠	良
下	水	藤	田	泰	博
行	徳	秋	本	賢	一

消 防 局 長	角 田 誠 司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井 滴
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 城 久 保
会 計 管 理 者	六 郷 真 紀 子
教 育 次 長	小 倉 貴 志
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	町 田 茂 幸
議 事 課 長	米 津 孝 成
(議事担当)	
主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成
(調査担当)	
主 幹	渡 辺 孝 文
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任 書 記	関 口 舞
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

会 議

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

川畑いつこ議員。

○川畑いつこ議員 おはようございます。公明党の川畑いつこでございます。通告に従いまして、一問一答にて一般質問を行います。

初めの質問は、大項目、ユニディ曾谷店と春日神社の間に通る県道264号高塚新田市川線に係る安全対策についてです。

令和5年2月定例会において答弁のあった当該箇所は百合台小学校や第三中学校の通学路になっており、大変に事故が多いことから、交差点に信号機設置要望がなされ、早急な対応をお願いされておりました。また、曾谷第2自治会が中心となって、事故を防ぎたい、なくしたいとの思いから、署名活動では3,000名以上の署名が集まり、それと併せて本年2月には千葉県警に要望書の提出が行われています。

そこで、1、2月定例会にて回答された件の進捗状況についてです。

当該箇所は千葉県警より、信号機の建柱スペースがないことから設置は困難との見解が示されましたが、令和5年2月の定例会において、交通事故が度々発生し安全性が懸念されるため、引き続き信号機設置を含めた安全対策について千葉県警と協議をしていくと答弁されましたが、定例会以降の進捗状況をお伺いします。

初めに、ア、建柱スペースの確保についてです。建柱スペースの確保についてはどうなりましたでしょうか。また、これまでの経緯を踏まえてお伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

初めに、この交差点の概要についてですが、曾谷2丁目、春日神社前の交差点は、東西に延びる県道264号高塚新田市川線に北から市道2084号、南から市道2095号が接続する十字路の交差点で、交差点東側には横断歩道が設置されております。この交差点につきましては、以前より信号機の設置要望が本市に寄せられており、平成30年8月に信号機の設置を所管する千葉県警察の市川警察署と本市が現地で立ち会い、市川警察署からは、信号機の設置は建柱スペースがないことから困難であるとのことでもございました。このため、信号機設置に代わる安全対策として白線の復旧やカーブミラーの設置を行ってまいりました。しかし、その後も度々交通事故が発生しており、令和2年から4年の3年間におきましても7件の交通事故が発生し、令和4年9月には死亡事故が発生しております。

このような事態を踏まえ、昨年11月15日には市川警察署の指導の下、県道の管理者である千葉県葛南土木事務所と交差する市道の管理者である本市が改めて現地で立ち会い、協議を行いました。このときも市川警察署からは、信号機の設置は建柱スペースがないことから困難との見解が示されたところでございます。また、このときの協議では、新たな安全対策として、千葉県は交差点四隅へ外側線を設置することとし、本市は市道側に交差点事故注意の電柱幕2か所の設置とカーブミラーの調整、さらには千葉県が設置した四隅の外側線上へオレンジールを設置することとしました。このほか、本市から春日神社に対し、見通し等をよくするため、道路に張り出している樹木の剪定をお願いしました。これらの対策については、令和5年3月末までに全て完了したところで

ございます。その後も本市では、地元からの要望である信号機の設置が実現できるよう、御質問の建柱スペースの確保について、市独自で調査を進めました。調査の中では、市川警察署の見解のとおり、現状の道路形態で建柱した場合は県道を通行する歩行者、自転車が信号機柱を避けるために車道側にはみ出し、大変危険な状況となることが推察されました。このため、建柱スペースについては土地所有者の協力を前提とする中で交差点周辺の民地内への建柱が必要と考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 ありがとうございます。3年間で7件の事故があり、死亡事故も発生している交差点で電柱幕、カーブミラー、オレンジポール等を設置し、樹木の剪定も行い、安全対策を行ってこられ、努力をされているのが分かりました。しかし、建柱スペースの確保は現在も調査中であるということで、遅々として進んでいない状況であると認識しました。

では、続いてイ、千葉県警察との協議についてです。千葉県警とも協議をされるとおっしゃっていましたが、協議はできましたでしょうか。また、その際の内容を教えてください。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

これまでの調査等により、信号機を設置するためには民地内への建柱が必要であることを千葉県警察の市川警察署に相談してまいりました。しかしながら、警察の考えでは、たとえ土地所有者の協力があったとしても、民地内へ建柱する信号機の設置は行わない方針であるとのことでした。このほか、信号機の設置に当たっては、横断歩道周辺に人だまりを確保しなければならないが、現状では適当なスペースがないことなどについて意見がございました。このような見解等でしたが、今後も信号機の設置に向け、市川警察署とは継続して相談や協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 警察としては、土地所有者の協力があったとしても、民地内へ建柱する信号機の設置は行わない方針とのこと。本年3月に曾谷第2自治会の会長と副会長が千葉県警の田中本部長に要望書を提出した際に、建柱と待機スペースの確保ができればぜひ設置したい、信号機の必要な場所と認識しているとの前向きなお返事をいただいております。民地では将来的に所有者が替わることもあり、また、何か事故があった際のことを考えると難しいのかもしれませんが、春日神社の一角、民地やユニディ曾谷店の一角等、簡単なことではありませんが、土地確保の検討等も視野に入れ、御協力を得られるよう、引き続きお取り計らいいただきたいと思えます。

次に、2、県道264号高塚新田市川線と交わる曾谷地域の市道についてです。

さきにも述べました県道264号高塚新田市川線なのですが、曾谷三差路から国道298号線との間の道が、東京外環自動車道と国道298号線が平成30年6月に開通した後に渋滞やスピードを出す車が多くなり、もともと歩道が狭く危険な道路だったこともあってか、交通事故が増えています。本年4月にはドクターヘリが出動する大きな事故もあり、安全対策を手厚くする必要があります。

そこでお伺いします。

ア、現状の安全対策の内容についてです。現在までにされてきた安全対策を教えてください。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

曾谷地域を東西に延びる県道264号高塚新田市川線と南北方向から接続する市道の交差については、18か所の交差点が形成されております。一部の交差点では、道路の形状や交差点周辺の建物等の立地状況によりまして、曾谷2丁目2番地先の市道2092号との交差点や春日神社前の市道2084号との交差点など、市道から交差点に進入する際に見通しの悪い状況も見られます。そこで現状での安全対策としましては、見通しの悪い交差点10か所にはカーブミラーを設置し、さらに市道上に「危ない飛び出し」等の注意喚起の看板や路面標示を4路線に設置するなど、安全確保に努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 10か所にカーブミラーを設置し、注意喚起の看板や路面標示を設置されたとのこと、分かりました。

次に、イ、今後の安全対策の内容及び課題についてです。自動車の運転手が右左折時に急発進や激しくハンドルを切る場面を何度か見かけております。また、自転車の斜め横断等、運転手のモラルの問題や、そもそも交通ルールを守っていないのが全面的によくはないことなのですが、安全対策は必要な道路です。その中で、事故のあった場所に注意喚起の電柱幕を取り付けたり、路面標示をしたりと努力をされていますが、これから行う予定の安全対策の内容及び課題点がありましたら教えてください。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

今後の安全対策としましては、日常的なパトロールを実施するとともに新たな建築行為など、交差点周辺の土地利用の状況に変化が生じた際は、これらに応じた安全対策を行うこととしております。また、県道に接続する市道につきましては、近隣住民等からの要望内容に応じ、現地調査をした上で実施可能な対策に取り組んでまいります。あわせて、本線であります県道高塚新田市川線の安全対策につきましては、道路管理者である千葉県葛南土木事務所に対し要望等を伝えるとともに協議も行ってまいります。

一方、今後の課題でございますが、もともと県道部は千葉県が管理する都市計画道路でございますので、路線として整備予定等の位置づけがなされているため、各交差点の改良など、局所的な整備が進まないものと考えられます。このほか、一部の交差点では、県道に接続する市道が上り坂で接続されているなど、地形的な問題で安全対策を十分に講じることができない場合もございます。本市では、県道高塚新田市川線は都市計画道路3・5・28号として重要な交通機能を担うため、外環道路の受入れの際、県に対しても整備を要望する路線として位置づけ、これまでも全線での整備を要望しておりますことから、今後も未事業化区間である曾谷橋から曾谷三差路までの整備要望を継続するとともに、交差点等の安全対策についても相談してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 ありがとうございます。パトロールを適宜実施する、また、都市計画道路で局所的な整備が進まないとのことでした。県道と市道が交差する道でもあり、都市計画道路でもあることから、市としてできることに限りがあるかもしれませんが、同道路は車の交通量が多い中、歩道が狭く、カーブやアップダウンもある道です。また、通りには国分小学校、スイミング教室や塾があり、子どもたちも多く使います。また、高齢者が手押し車やショッピングカートを引いて歩くことも多い道で、車、自転車、人が行き交う道路です。道路一帯を安心して使えるよう、引き続きの御検討をお願いし、県道264号高塚新田市川線に係る安全対策に関する質問を終わります。

次に大項目、学校教育についてです。

初めに、1、市川スマイルプランについてです。

平成22年に開始された市川スマイルプランですが、取組から13年が経過します。切れ目のない個別支援計画が立てられていることから、とても大切な事業だと思っています。

そこでお伺いします。ア、内容と取組の状況についてです。市川スマイルプランによって、幼稚園や保育園から高校生まで引継ぎ等が円滑に行われるようになったかと思います。軌道に乗るまでは大変な御苦労だったと思いますが、様式と内容はどのようなものなのか、お伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

市川スマイルプランとは、発達に課題のある、もしくは課題があるかもしれない幼児、児童生徒に対して、保護者の希望の下、幼稚園、保育園、学校、医療機関や福祉機関または相談機関などと連携し、対象となる子ども一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、幼児期から小中高等学校まで切れ目のない一貫した支援を引き継いでいくために作成する市川市独自の支援計画であります。同プランは、保護者が記入する様式、幼稚園または保育園、学校、就学前機関のそれぞれが作成した様式で構成されており、家庭、学校、また放課後の様子などをそれぞれが記入いたします。対象となる子どもの実態を様々な視点で捉えることで、必要とされる教育的ニーズを関係者同士で共有することができるツールの一つです。同プランを活用することで、対象となる子どもに対して適切な指導、支援を進めていくことが可能となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 様々な視点で捉え、必要とされる教育的ニーズを関係者で共有することは、対象となる子どもたちの特性上、一貫した支援が必要なので、とても大切なことだと思います。

次に、イ、総合的な成果と課題についてです。市川スマイルプランが始まり13年がたったということは、小学校へ入学する子どもが高校を卒業する年月となります。

そこで、総合的な成果はいかがでしょうか。また、その中で課題点も見えているかと思いますので、お聞かせください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

市川スマイルプランにつきましては、年々作成数が増えております。令和4年度は平成30年度の作成数と比較して、小学校で約2倍、中学校では約4倍となっており、関係者の間で活用されています。年を追うごとに対象となる子どもに対して、医療、福祉、相談のそれぞれの関係機関が連携して切れ目のない支援を提供できる体制が整ってきております。

課題としましては、特別な支援が必要と思われる児童生徒の保護者の一部には、同プランの作成までに至らない場合があることです。原因といたしましては、同プランの狙いが十分に御理解いただけないことが挙げられます。また、市川スマイルプランに関する教職員の理解が十分でないために、作成した後に保護者と学校間で市川スマイルプランが十分に活用されていないケースもあるとの報告を受けております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 同プランの作成が5年間で、小学校では2倍、中学校では4倍になったことは、市川市も全国の統計と同じように、支援が必要な子どもが増えていると認識しました。また、課題点では、保護者や教職員の理解不足、せっかくの同プランが生かし切れていないとのことで、とてももったいないと思います。

そこで、次のウ、どのような改善を考えているのかです。お聞かせいただきました課題を今後どのように改善していくのかお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

これらの課題に対しましては、支援を必要とする幼児、児童生徒の市川スマイルプランが着実に作成され、関係者が連携して切れ目のない支援を実施できるよう、市内関係者が集まる特別支援連携協議会や市川市特別支援教育振興大会を通じて市川スマイルプランの狙いや目的、具体的な活用や連携の必要性について周知してまいります。また、昨年度から市川スマイルプランの書式を変更し、1年間の目標や手だてを保護者とともに確認していけるようにいたしました。このことにより、保護者と教職員が互いに手だてなどを理解でき、よりきめ細やかな支援につながると考えます。さらに、次年度に向けての項目を設け、保護者と教職員が引継ぎ事項を確認することで、同プランを具体的かつ効果的に活用できると考え、準備を進めているところです。各学校におきましては、特別支援教育コーディネーターが中心となって、全職員で市川スマイルプランを活用できるよう、各種研修会等で周知を図ってまいります。あわせて、全ての幼児、児童生徒に対しても適切な支援が適宜行えるよう、ユニバーサルデザインの視点を生かした教室環境の整備、授業改善について指導助言してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 今年度より保護者と教職員が確認をしながらの支援、そして次年度に向けた項目を設けたとのこと。対象となる子どもたちは、接する人たちの対応が異なると混乱し、自身で整理することが困難な場合もあり、他害行為や自傷行為等の二次障害を起こすこともあります。関わる人が共通認識、また、同じ対応で支援に取り組むことはとても大切かと思えます。市川スマイルプランは、未来の宝である子どもたちをサポートするためにすばらしい事業です。ぜひ周知をしていただき、今後も発展的な取組をぜひともお願いいたします。

次に、2、特別支援学級及び通級指導教室についてです。これまで幾度となく繰り返されてきた質問かと思えますし、先日、先順位者も質問され、課題と今後の設置計画のお話をされていましたが、改めてお伺いさせていただきます。

令和4年12月の日経新聞紙上にて、文部科学省の調査で、小中学生の8.8%が学習や行動に困難のある発達障がいの可能性があると記載されていました。小学生で10.4%、中学生で5.6%、高校生では2.2%とのこと。通常級35人学級であれば、クラスに3人、学習や行動に困難のある子どもが在籍していることとなります。程度に応じて特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室にて学習しますが、そのほかの子どもたちは、通常級にて補助の先生がついて学習をしているケースや、補助がつかずに担当教諭のみで支援をしているケースもあります。

私自身、昨年未まで放課後等デイサービスの現場におりましたので、現場のお声を直接伺う機会が多い中、先生方は一人一人に合った支援がしたいと思い、試行錯誤。保護者が学校生活や子育てに悩む姿を見てまいりました。支援を必要とする子どもたちは、程度に応じて特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室、通常級にて学習をします。支援を必要としているクラスの人数は、特別支援学校の小中学部では1クラス6人、高等部では1クラス8人を基準としていて、特別支援学級では1クラス8人、通級指導教室では1クラス13人に対して、それぞれ担当教諭は1人以上となっています。学校によっては、OBやOGの先生が補助として入っているケースもあります。通常級35人学級であれば、クラスに3人、学習や行動に困難のある子どもが在籍していると言われていた中で、住んでいる地域の学校に特別支援学級や通級指導教室がない場合は学区外から通学をしています。

そこで改めてお伺いします。ア、概要及び学区外から通学している児童数についてです。現在、特別支援学級及び通級指導教室、それぞれ子どものニーズに合わせて分類され、それも細分化されています。どのような種類

があり、利用者は小中学校で何人いますでしょうか。

また、対象となる子どもの自宅近くの学校に対象学級がない場合、学区外に通学をしていると思いますが、学区外に通学している子どもの人数を教えてください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、概要について御説明いたします。

特別支援学級は、発達の課題等により、特別な教育的支援が必要な子どもたちが少人数で個に応じた支援を受けながら学校生活を送る学級です。1学級当たり8人を上限とし、本市は知的障がい、肢体不自由、自閉症、情緒障がいの特別支援学級を設置しています。特別支援学級では、一人一人の状況に応じて、通常の学級の子どもたちと行事や教科学習、給食の時間、休み時間などを通して交流も行っております。一方、通級指導教室は、通常の学級に在籍しながら、特別な教育的支援を必要とする子どもたちが一人一人の課題に応じた特別の学習を個別または小集団で学ぶ教室であります。対象者は言語障がい、難聴、自閉症、情緒障がい、LD、ADHD、弱視、肢体不自由のある児童生徒となっております。週に1時間から8時間程度、通級指導教室に通って学びます。

次に、学区外から通学している児童生徒の5月1日現在の人数等についてお答えいたします。特別支援学級小学校29校、約400名のうち、学区外から通学する児童数は約200名、中学校14校、約200名のうち、学区外から通学する生徒は約100名となっております。通級指導教室は小学校15校、約200名のうち、学区外から通学する児童数は約100名、中学校及び義務教育学校7校、約50名のうち、学区外から通学する生徒数は約20名であり、特別支援学級、通級指導教室、ともに在籍する児童生徒の約半数が学区外から通学しております。

なお、特別支援学級につきましては、通常の指定学校変更制度はなく、学区内の特別支援学級や障がい種により、近隣の特別支援学級に就学いたします。学区内に特別支援学級がある場合でも、本人、保護者の意向や安全面などを踏まえて、近隣の学区外への特別支援学級に就学することもあります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 通常級との交流があるのはとても大切なことと思います。また、ニーズに合わせて教室が開室されていることも分かりました。ただ、学区外から通学している子どもたちが特別支援学級にしても、通級指導教室にしても、約半数の子どもが学区外に通学しているのは充足していると言えるのでしょうか。

そこで、イ、今後の開室計画と現状の課題についてです。現在、市内の小中学校は55校あり、特別支援学級及び通級指導教室の数は、自閉症、情緒障がいのみや肢体も含め、特別支援学級が約67%、また通級指導教室は約32%で、巡回を含めると約40%です。自宅近くに特別支援学級や通級指導教室がない場合、学区外から通学していますが、対象となる子どもの特性上、ほとんどの保護者が送迎をし、兄弟児がいる家庭や仕事に行かれる保護者には負担が大きい状況です。子どもたちは1人で通学ができるようになると自立が早くなるかと思えます。学習や行動に困難のある子どもが年々増えている中で現在の開室数は少ないと感じます。また、コミュニケーションを苦手とする子どもの担当教諭が1年で替わったこともあります。

そこで、特別支援学級及び通級指導教室をどこまで開室する目標があるのか。また、教職員の現状の課題をお聞かせください。そして、現在の課題点もお聞かせください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 設置につきましては、学校、保護者のニーズの増加に対応して、毎年1から3校程度を順次新設しているところでございます。令和5年度は平田小学校、行徳小学校、柏井小学校の3校に自閉症、情緒障がいの特別支援学級を新たに設置しております。今後も先順位者への答弁で申し上げましたとおり、特別支援学級、通級指導教室の設置を拡充し、さらなる特別支援教育の充実を目指してまいります。

続きまして、教職員の現状についてです。教職員の人事異動は、毎年、千葉県教育委員会より出される公立学校教職員人事異動方針に沿って行われます。担当教諭が毎年替わってしまうことについてですが、特別支援学級の1学級の児童生徒の定員は8名で、担任が1名配置されます。近年、特別支援学級を希望する児童生徒も多く、学級も増加傾向にあり、正規職員の配置ができず講師の配置となっております。また、産休、育休を取得する教職員も増えているため、代替の講師が増えています。6月1日現在、市内公立学校の特別支援学級の講師の担任は小学校で22名、中学校で8名となります。

課題といたしましては、児童生徒の切れ目のない支援を提供すること、担当教諭が替わった次年度も、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えることですので、市教委といたしましては、教職員間の引継ぎを丁寧に行うように指導するとともに、児童生徒の実態や保護者、学校のニーズ等を受け止めた上で適任者を配置するよう、人事異動を行っていくことに努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 自宅近くの学校に通うことを望んでいる子どもたちや保護者の方がたくさんいます。また、これらの学校や教室に通う子どもたちの中には、人との関わりを苦手とする子どももいます。私が見てきた子どもの中に、小学校入学後、担当教諭を受け入れるようになったのが2学期の中頃からという子どもがいました。2年生に進級後、担当教諭が替わり、1年のときの講師だった担当教諭は退職、その子どもは新しい担当教諭をなかなか受け入れることができず、他害行為を繰り返すようになりました。2年の担当教諭は、自分が特別支援学級から外れば子どもが落ち着くのではないかと自身を責めるようになり、担当教諭もつらい思いをされたと思います。

しかし、一番つらい思いをしているのはその子どもです。本当は優しく素直な子どもが、特性から他者を受け入れるのに時間がかかってしまうゆえの出来事でした。その後、少しずつ落ち着き、3学期には少しずつ教室で過ごせるようになり、3年生に進級後は1年時の講師である担当教諭に復活をしていただき、毎日落ち着いて過ごせました。これは1つのエピソードでしたが、このように取り巻く環境がとても大切な子どもたちです。その環境を整えることができるのは私たちだと思います。自身の住んでいる地域の学校に通学ができるよう、全小中学校に特別支援学級及び通級指導教室の早期開室をお願いし、学校教育についての質問を終わります。

最後の項目、放課後等デイサービスについてです。

コロナ対策が始まり、利用者が自粛する中で閉室した事業所もありましたが、放課後等デイサービスは年々増えています。需要は高く、利用したい事業所に空きがないと空き待ちで待機をされている方や、入れる事業所を探して御苦労されている方もいます。両親が働きに出ている家庭も多く、放課後等デイサービスに求められる療育機能、居場所機能は、現代社会において、とても大切な場所となっております。事業所も増えていますが、年々支援の必要な子どもが増える中で希望の事業所を利用できない現状があると聞きます。

そこで、1、放課後等デイサービスの現状についてお伺いします。

さきにも言いましたが、事業所と利用者が増えている状況の中で、入学時前健診頃から新年度が始まる3月頃まで、利用希望の保護者は事業所を探すことに時間を費やしています。

そこで、ア、市内の事業所数と利用者数についてお伺いします。現在、どれぐらいの事業所と利用者がいますか、お教えください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 放課後等デイサービスは児童福祉法に位置づけられた障がい児通所支援の一つで、小学校、中学校、高校などに就学している障がいのある児童に対し、授業の終了後または休業日に生活能力の向上の

ために必要な訓練、また社会との交流の促進、その他必要な支援を行っています。御質問の市内の事業所数と利用者数につきましては、今年の5月1日現在、放課後等デイサービスを実施する事業所は81か所、また、放課後等デイサービスを利用するための受給者証の交付を受けている人数は1,230人となっています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 事業所が81か所、利用者は1,230人とのことで分かりました。利用者は利用したい日があっても、その曜日に空きがない場合は受け入れてくれる事業所を探さなくてはなりません。

そこで、イ、定員150%を超えると行われる定員超過利用減算についてお伺いします。

厚生労働省により、放課後等デイサービスでは、サービス提供を正しく行い、手厚くしていた場合には加算報酬が行われ報酬額が上乘せされ、逆に業務を怠った場合には報酬額が減算されることになっています。その中で、厚生労働省に届けている定員を超えないようにサービス提供する決まりがあり、それを超えると定員超過利用減算と言われ、減算されます。各事業所が努力しながら定員調整をしている状況ではありますが、そのことにより、利用したい曜日に利用できない利用者が出てくることもあります。

そこで、市内の事業所では定員超過利用減算をされているところはあるのかお聞かせください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 放課後等デイサービスの運営につきましては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準において、虐待その他やむを得ない事情を除き、利用定員を超えてサービスの提供は行ってはならないとされており、事業所においては、利用定員を超過しないよう、利用する曜日等の調整などを行っています。また、この基準により適正なサービス提供が確保されるよう、利用定員を一定程度超えてサービス提供を行った場合は、当該事業者に対して支払われる報酬を7割に減額する定員超過利用減算制度が設けられています。具体的には、1日当たりの利用人数が利用定員の150%を超える場合などにおいて報酬を減額するものです。

御質問の定員超過利用減算につきましては、令和4年度実績におきまして、該当する事業所はありませんでした。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 定員超過利用減算が行われている事業所はないとのことで、事業所の努力を感じますし、行政の御指導も丁寧に行われているのだと思います。

次に、ウ、放課後等デイサービスを利用できない御家庭へのフォロー体制についてです。学校の新入学時や進級時に放課後等デイサービスを探される保護者が多く、毎年、希望の放課後等デイサービスに入ることができないと悩まれる保護者がいらっしやう、中には入学式が迫っても事業所が決まらず、涙ぐみながら説明を聞きに来られる方もいらっしやいます。その方たちのほとんどが、近隣に放課後等デイサービスの事業所がない、またはサービス内容がニーズに合っていない等の理由で放課後等デイサービスの利用ができないとのお声も聞きます。

そこで、希望の事業所が利用できない方や、探す際のフォローはどのようになっているかお聞かせください。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

放課後等デイサービスは、障がいのある児童が利用可能な福祉サービスの一つであり、利用するためには障害児支援利用計画の作成が必要となります。これは幅広い福祉サービスの中から、子どもと保護者の意向に沿った必要な支援を組み合わせ、利用するサービスの具体的な内容や、例えば週に何日利用するとかのサービスの量に

ついて記載した計画書となっております。作成方法は、専門的な知識を持つ相談支援専門員に作成を依頼する場合と御家族が自ら作成する場合があります、どちらかを選ぶことができます。相談支援専門員に依頼する場合は、専門員は保護者と面談を行い、子どもや保護者のニーズを聞き取り、放課後等デイサービス事業所などと連携を図りながら、可能な限り要望に合わせたサービスが利用できるような計画書を作成しております。

そこで、放課後等デイサービスの利用が困難となっている方からこども発達相談室に相談があった場合には、子どもや保護者の要望を伺った上で、市公式ウェブサイトに掲載している相談支援専門員の所属する相談支援事業所や放課後等デイサービス事業所の情報を紹介するなど、円滑なサービスの利用につながるよう努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 保護者は新入学前や進級前にはやらなくてはいけないことがたくさんあります。また、支援の必要な子どもの学校生活への心配事もある中で、の事業所探しの時間は負担が大きいです。

そこで、インターネットの検索時に出される一覧をリアルタイムの情報にしてみたいかでしょうか。現在の事業所一覧は開室曜日、特徴等が記載されていますが、利用状況は記載されておらず、利用希望者は1件1件電話で問合せをし、なかなか空きがないと10件近く電話をされた方もいます。基本、事業所は利用希望者を断つてはいけないことになっており、事業所としても心苦しい提案をしないといけないのが現状です。

そこで、開室曜日に曜日ごとの欄を設け、そこに丸は利用可や、四角は1から2名か、三角はスポット利用か、バツは定員満了と記載をしてみたいかでしょうか。本市が出している情報を見ると、探しやすくなるのは保護者の負担が軽減されると思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

次に、2、放課後等デイサービスの課題についてお伺いします。

市内で81の事業所があるとのことでしたが、利用者の中には、発語や表現が困難であったり、行動が困難であったりする子どももいます。そして、言葉の理解が困難な子どももいます。

そこで、ア、子どもや障がい者等を取り巻く環境における虐待防止についてお伺いします。子どもや障がい者等の施設で行われた虐待のニュースを耳にすることがあります。虐待は、何かあった際に訴えることが困難な者に対して行われることが多く、許すことのできない行為です。

そこで、放課後等デイサービスで子どもたちが過ごす指導訓練室や相談室、または送迎時に使用される車の中に防犯カメラ等、記録に残るものを設置等されているのでしょうか。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 事業所内における虐待につきましては、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律におきまして明確に禁止されているとともに、国、地方公共団体は、障がい者虐待の予防及び早期発見、その他の障がい者虐待の防止に関する体制整備に努めることとされております。本市におきましては、基幹相談支援センターえくるの中に、障がい者虐待の通報窓口として障害者虐待防止センターを設置し、障がい者支援課とともにその対応をしています。また、令和4年度にはサービス提供事業者等庁内関係各課に対し、障がい特性の理解に関する虐待防止研修を実施するなど、虐待防止の啓発活動を行っています。

御質問のカメラの設置につきましては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員設備及び運営に関する基準においては義務づけがされておきませんが、国からは、障がい者施設等において不審者に対する防犯対策強化の観点から、建物内のカメラ設置を勧奨する通知が出されるなどの動きもあります。建物や送迎車へのカメラの設置につきましては、肖像権やプライバシーへの配慮、また記録媒体の保存方法や提供する範囲、利用者や家族からの同意など、設置に当たっての留意点を整理した上で、放課後等デイサービスを含む市内のサービス提

供事業者に対し、その必要性を周知、啓発してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 防犯カメラに関しては、強制は難しいかと思いますが、ぜひとも推進していただきたいと思っております。利用している子どもの中には、テレビのヒーロー物の怪獣が現実にいると思っていたり、夢に出てきたことが現実になったことと思ったりして、フラッシュバックを起こしてパニックになることがあります。また、発語や表現、行動が困難な子どももいます。指導員も子どもを守るため、記録に残すことはお互いの身を守るためのことかと思っておりますので、ぜひともお願いいたします。

最後に、イ、事業所数が不足していると思われるが、本市の認識について伺います。先ほど市内には81の事業所があると伺いました。十分な数なのでしょうか。さきにも述べましたが、毎年繰り返される保護者の事業所探しは新生活前の不安な中で行われています。また、現役の幼稚園や保育園の先生方に伺うと、クラスに3から5人ほど多動や発達遅延と見られる子どもがいると言われていました。発達障がいだけを見ても増えている状況で、事業所を学校の卒業とともに退所する子どもの人数よりも新規利用者は年々増えることになります。

そこで、現在、利用希望者は全員事業所を使っているのでしょうか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 今年の5月1日現在、放課後等デイサービスの受給者証交付人数、先ほど申し上げた1,230人に対し市内事業所81か所の定員合計は790人となっており、受給者証交付人数が定員を上回る状況にあります。一方で放課後等デイサービスの支給決定に当たりまして、障がいの種類及びその程度、その他心身の状況、児童や保護者のサービスの利用意向等を勘案して1か月当たりの利用上限日数が決定されるほか、利用希望者の家庭環境は保護者の就労状態や世帯構成など多様であることから、利用者によってサービスの利用頻度に差があります。また、先ほども少し触れましたけれども、定員超過利用減算の実績はなく、このような状況を踏まえたと、直ちに事業所数が不足している状況にはないと、そのように認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 利用者のニーズに沿えているかどうかは分からないが、数的には足りているとのことでしたが、保護者は子どもの特性に合った事業所を利用したいと思うのは当たり前のことだと思います。そのため、様々な事業所に電話をして必死になって探します。また、現在、事業所では送迎加算がついています。これは学校から事業所に、また、事業所から自宅に子どもが1人で通所できない場合に、事業所が送迎する際につけられている加算報酬です。これが2年に一度の法改正では、毎回、送迎加算がなくなると騒がれます。利用者の自立を妨げないよう配慮するという考えらしいのですが、支援の必要な子どもが遠い事業所に1人で通所するようになるためには人と時間が必要になり、現場からの反対意見が挙がっています。そういった中で、現在の事業所は送迎範囲を縮小している傾向があります。送迎をするのに車の維持費や人件費がかかり、加算報酬なしでは行えないからです。

そこで御提案なのですが、現在行われている放課後子ども教室のように、空き教室を使って放課後等デイサービスを外部委託してはいかがでしょうか。市内の小中学校では、中学校のブロックで分かれています。そのブロック内にある空き教室であれば、自宅近くの事業所が利用可能となります。また、事業所の特性は様々なため、ニーズに合ったものの提供となった際、近隣のブロックで運動系、集団活動系を交互に入れてみてはどうでしょうか。例えば一中ブロックには運動系、二中ブロックには集団活動系、三中ブロックには運動系とすれば、いずれもフォローできるかと思えます。帰りは学童保育クラブのようなスタイルにすることも可能になるかと思いま

す。支援の必要な子どもが増えている現代です。療育を早いうちから行うことで人間関係等のトラブルが軽減でき、社会で活躍することができることも期待できます。本市の行っている子育て事業は全国的にも一歩進んでいる中で、ぜひとも支援の必要な子どもたちにも一歩進んだ事業を行っていただきたいと思います。子育てしやすい市川になるためにも、未来の宝である子どもたちのためにも、ぜひとも御検討をお願いし、放課後等デイサービスについての質問を終わります。

御答弁いただいた皆様、ありがとうございました。以上で一般質問を終わります。

~~~~~

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 会派市民の力の石原よしのりです。

最初の質問として、子ども支援政策の広報について伺います。

田中市長は就任以来、子ども支援を政策の中心に据え、大胆な施策を次々と実現させてこられました。給食費完全無償化は、この4月から市川市立の小中学校全校生徒3万1,000人を対象に実施され、子ども医療費助成の高校生までの拡大並びに一部の自己負担軽減もこの4月から実施、そして第2子以降の保育料無料化も今定例会で承認され、今年10月から実施の運びとなりました。

これら子ども支援政策の取組について、本市としてどのように評価しているのか、まず本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市は、令和5年1月からの学校給食費の無償化を皮切りに、子ども医療費助成の対象を高校生相当年齢まで拡大するとともに、ひとり親家庭等医療費等助成の自己負担金の無償化、今定例会で提案した第2子以降の保育料無償化など、子どもを支援する様々な施策を他の自治体に先駆けて打ち出してまいりました。

それぞれの施策について申し上げますと、学校給食費の無償化については、中核市規模の自治体としては県内初であり、昨年度の条例改正時点では、全国的にも市立学校全てで実施している市は少ない状況でございました。医療費助成につきましては、ひとり親家庭等医療費等助成の自己負担金の無償化に加え、子ども医療費助成の対象年齢の拡大と一定回数以上の自己負担金の無償化を組み合わせることにより、県内有数の子ども医療費助成制度を整えております。今回提案いたしました第2子以降の保育料無償化もまた、市としては県内初の実施となります。これらの施策は、保護者にとって経済的負担の軽減が強く実感でき、子どもの健やかな成長の支援につながるものであることから、少子化対策に資する支援として全国有数の体制を整えることができたと考えております。また、先進的な取組を複数組み合わせることは本市の子育て応援メッセージとなり、安心して子どもを産み育てることのできる市川市を実感していただけるものと思っております。今後も保育の質の向上や地域子育て支援施設の拡充、支援が必要な子どもへの対応の充実など、親子が安心して生活できる環境整備やサービス向上にさらに努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 御答弁ありがとうございました。今の部長の答弁の中でも県内初だとか、全国有数だとか、こういったことをちりばめられた答弁だったと思います。本市として非常に評価をしているんだと理解しました。

所信表明でも市長が述べられていた、子どもたちの未来は市川の未来であるという強い信念に基づく取組だと私は理解しています。そして、これらの施策の遂行に係る毎年の財政負担も給食費無償化で18億円、医療費助成

拡大で2億円、そして保育料無償化で6億円、合計で年間26億円にも上ります。他市では簡単にまねができません。すごい子ども政策の政策パッケージだと私も思っています。

これまで昨年9月定例会で給食費無償化を、そして12月定例会で子ども医療費助成の拡大を、そして今回、第2子以降保育料の無償化と次々と施策を決めてきたのですが、市民、マスコミなどにどのように本市は広報しているのか伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

本年1月から始まりました学校給食費の無償化を皮切りといたしまして、一連の子ども支援政策につきましては、まずは「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、各種SNSなどを通じまして広報しているところでございます。具体的に申しますと、「広報いちかわ」では、令和4年12月の1週号で学校給食費の無償化について特集記事を記載しており、今後始めさせていただき第2子保育料無償化につきましても、子ども支援を特集する記事の中で掲載して周知していく予定でございます。また、「広報いちかわ」の中で昨年より始めました市長のコラム記事でも、3回ほど子育てしやすい町に向けた様々な施策の紹介を、その思いを自ら書いていただき、政策について周知させていただいているところでもございます。「広報いちかわ」の特集コーナーでは、イラストなどを用いて分かりやすく、そして親しみやすく掲載することで、社会全体で子どもたちを支えることの大切さが伝わるような紙面づくりを心がけているところでございます。

また、報道機関に対しましては、令和4年度に5回、今年度はこれまでに2回、子どもに関する施策についてプレスリリースを行い、各種新聞やテレビなどでも取り上げていただいたところであります。さらに、動画による広報といたしまして、令和5年3月にはフードリボンプロジェクトの紹介動画を2本作成したり、ユーザー目線の広報動画番組「いちにゅ〜」の中でも広報番組を作成し、配信しているところであります。このように、従来の広報はもとより、新たな媒体や視点を用いることでより身近に、より魅力的に、そして広く伝わるような広報に努めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 本市のそのような広報活動の結果、実際にどれだけマスコミが取り上げて紹介してくれたのかというと、ちょっと寂しい限りだと思っています。給食費無償化が決まったときのメディアの紹介は地味なもので、拍子抜けしてしまいました。その直後に後追いで給食費無償化を決めたお隣の葛飾区のほうのはるかに大きくメディアに取り上げられていました。また、子育て関係のいろいろなニュースだとかは、よく松戸市が取り上げられて評判を上げているわけです。子育てについて、流山のような特殊なところは別にして、お隣の松戸市に比べてもなかなか取り上げられてもらっていない、ちょっと残念に思います。市川の子ども支援政策がいま一つ話題になっていない、広く評判になっていないと感じるのは私だけでしょうか。これまでの本市の広報活動の結果、実際に本市の子ども支援についての評価が上がることに結びついているのか、本市の認識を伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

子ども支援策をはじめとする施策や事業については、本市の広報活動のみならず、新聞やテレビなどで取り上げていただければ広域にわたって周知されます。そのような場合、反響は大きく、所管部署には御礼のメールや問合せなど様々な声が寄せられており、広報活動に一定の成果があったものであると認識しているところでございます。このように、すぐ反響が表れる面もあれば、本質を御理解していただいたり、実際に満足していただく

ためには一定期間要することもあり、評価が難しい面もございます。

また、別の角度から考えますと、本年4月からスタートいたしました市川市総合計画第三次基本計画では、子育て世代の定住促進と出生率向上を重点課題に位置づけ、施策横断的に取り組むこととしており、その評価として、子育てや情報発信といった施策ごとに設定された指標である市民満足度についても、中期的な視点での評価の一つと考えているところでございます。広報活動による評価につきましては、短期的な評価や中期的な評価などございますが、現在の本市の子ども支援政策については、市民の皆様から一定の評価をいただいているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 市川市の命題の一つが、少子・高齢化社会に向かっていく日本の将来傾向の中で、市民が幸せに暮らし続けられる持続可能な都市として生き残るということだと思います。人口減少と高齢化を食い止め、活力ある町とするために本市が手を打たなければならない最も重要な課題が、本市の構造的な問題である子育て世代の転出超過を解消することです。このことは本市の総合計画でも、平成28年8年に作成したまち・ひと・しごと地方創生総合戦略でも明確に打ち出されています。

今回取り上げているこの一連の子ども支援政策は、まさにこの課題へのどんぴしゃの政策だと私は思っています。この政策が内外で広く評価され、子育て世代に他市に転出することを思いとどまらせ、また、市外に住む子育て世代に市川に引っ越してこようと思わせなければならないのだと考えます。それには、市川が手厚い子ども支援策を提供していることを広く知ってもらわなければなりません。そういう意味で、積極的で効果的な広報が必須なのではないでしょうか。

子育て支援で先進的で全国的に有名になった兵庫県明石市は、今や30代の人口流入が大幅に増え、10年連続人口増加、毎年の市税収入も8年間で32億円増加したそうです。明石市では子育て支援の5つの無料化と言っていますが、主なものは中学校給食費の無償化、子ども医療費の無料化、第2子以降の保育料無料化の3つの支援策です。しかし、市川の給食費無償化は小中学校9年間、明石市の3倍も手厚い完全無償化です。市川市の支援策のほうがはるかに大きいことは間違いありません。本市が各種SNSで市外の子育て世代、子どもを持つと考えている人などにアピールするというのがまず手始めでしょう。新聞、テレビ、雑誌はもちろん、ネットメディアなどの取材にも積極的に応じることです。そして取材してくれるよう、こちらから働きかけることです。ツイッター、ユーチューバー、インフルエンサーなどに取材してもらうような要請も必要かもしれません。

東京駅などの駅広告、ポスター掲示やサインボード、デジタルサイネージなど、総武線や京葉線、東西線、京成線などの電車広告なども考えられるかもしれません。「広報いちかわ」など、市民に向けての広報だけでなく、市外に向けてのPRこそが重要だと思いますが、本市の市外に向けてのPRの考えをお伺いします。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

市外に向けてのPRでございますが、本市は10代後半から20代前半の若い世代が転入超過である反面、30代から40代前半と5歳未満のいわゆる子育て世帯の転出超過という傾向が顕著となっております。このことから子育て世代の定住化に向けまして、まずは本市市民に向けての広報を中心に行っているところでございますが、一方では、市川市で子育てがしたいと思って転入されてこられる子育て世帯が増えるよう、市外へのPRも大切なことであると認識しておるところでございます。広範囲に情報を拡散するためには、市で行う広報だけでなく、報道機関へ情報提供であるパブリシティをより効果的に活用することが重要であると認識しており、より多くの魅力が伝わるような政策的な伝え方、効果的な動画配信、そんなことなど、メディア戦略をしっかりと練り上げ

て提供していくことが広域的なPRにつながるものと考えております。本市の魅力を広く着実に周知すること、また、それに対する市民の皆様の声聞き、子育て施策にフィードバックさせていくことで子育て世代の定住促進や少子化対策につながるよう、引き続き所管部署と連携し、より効果的な広報に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 今回、私がこの質問を取り上げたのは、子ども支援政策の広報を例に本市の広報の在り方に課題があると感じたからです。やはり求めている方や知ってもらいたい方に必要な情報をタイムリーに効果的に届けて、そして、ある意味では積極的にPRしていくことが重要です。それが十分にできていないと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

別の例ですが、昨年、東山魁夷記念館が半年以上も休館して展示内容の改修を行った際、なぜ休館しているのか、いつ再開するのかといった情報が市民に知らされませんでした。何か月も経過してしまっていて、そんな状況でなぜ閉館し、何をしているのかということをしちんと発表できないことに内外から多くの疑問やクレームが来ていると聞きました。本市の広報について、まだまだ改善、充実の必要があると考えます。

最後に市長に、本日の議論を踏まえまして、ちょっとお考えを聞かせていただければと思います。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 石原議員から御質問いただきました。市川市が進めていく施策についての市民、あるいは市外へのPR不足。メディアの力は大変に大きいものがございますから、各メディアの皆さん方に御協力をいただいてPRしていくということがまず第一だというふうに思います。そのためには分かりやすく、そして言葉づくりのアイデア、さらにはタイミングが必要になるというふうに考えていますが、明石市の市長さんのように、かなり独創的な個性を發揮するということまではいってないように私自身も反省しています。

政策面では5つの無償化というのを、当時、明石の市長さんは掲げておられました。給食の無償化、医療費の助成、さらには第2子以降の保育料の無償化。その規模も、質問者がおっしゃってくださったように、市川のほうが規模は大きいと。そこにおむつの無料、それと市内の施設の無料化と、5本を並べてうまくPRをされました。こんなことも、正直勉強になるなというふうに見ているところですけども、しかし、同時に私が常々感じるのは、千葉県における近隣の自治体との関係も大切でありまして、首長の人間関係も重要にしていかなければいけないと。あまり市川だけが突出して、また市川の特定の市長だけが目立ち過ぎるということもいかなものかという気持ちは常に私の中にはございます。

さらに、財政面での負担は無理強いをしてはならないと。ここも重要なところでありまして、財政部との協議をしながら着実に進めていくところを常々考えております。

次には、75歳以上、後期高齢者という名称をゴールドシニアという名称に置き換えていろいろな事業を進めていきたいというふうに思っておりますので、この点も福祉部と協議をしながら、うまく広報活動ができればなというふうに考えているところでございます。

同時に御質問いただきました東山魁夷記念館の、半年以上にもわたり閉館をしていたのはなぜなのかと。きちっとそのことを市民に伝えていたのかという御質問があり、実は私も常々この問題は考えているところでありまして、この際、議場の議員の皆さん方にも、ちょっと状況を伝えさせていただく機会にさせていただければというふうに思います。

手短かに申し上げますが、2005年（平成17年）に開館となりました東山魁夷記念館、この設立に向けましては、東山魁夷画伯の御夫人であります、すみ様の深い御理解を受けて、大変貴重な東山魁夷先生の旧蔵資料を御寄贈いただいた、そこからスタートでございます。東山画伯の日本画家としての偉大な功績とともに、人間・東山魁

夷を顕彰する記念館として、すみ夫人の御同意を尊重して市内外から来館者が絶えない、そういう状況が続いてまいりました。

しかしながら、ここからがちょっとお伝えして皆さんにお知恵を拝借したいんですが、すみ夫人の御逝去によって、著作権や旧東山魁夷邸の権利をめぐる裁判に発展するなどした中で、残念ではありますが、市川市、本市は東山画伯の著作権の許諾を得られない現状がございます。そこで見識者の助言を受けながら、記念館の運営が存続できるように、どのようにしたらよいかということを探した中で昨年のリニューアルということに至った次第でございます。この際、重ねて申し上げますが、故東山すみ夫人の御逝去を受けて、東山魁夷氏の著作権が得られない可能性が極めて高いことによって、様々な問題や制約が生じておりました。これが事実であります。

一方で、すみ夫人の実弟で、東山画伯の唯一の門弟であった川崎鈴彦画伯が記念館の運営に対して深い御理解とお力添えを常にくださいます。さらに、この鈴彦画伯のお父様であります川崎小虎画伯の作品はじめ、東山画伯ゆかりの重要作家の作品を多く記念館に御寄贈いただいたという大きな功績もこの記念館にはございます。こうした東山画伯以外の作家についても、研究と展示の充実につなげていくことも本市の重要な役割ではないかというふうに考えております。

今後は、間違っても部長や施設長に責任を押しつけるということではなく、執行機関の意思決定者である私といたしましては、東山魁夷記念館の運営上で最も重要な課題となっている著作権の問題を先送りすることなく、抜本的な検討をすべき時期を迎えているというふうに考えているところであります。引き続き学芸員はじめ見識者の意見を求めながら、東山画伯ゆかりの近現代の重要作家を意欲的に取り上げる東山魁夷画伯の偉大な功績を顕彰することのできる施設として永続的な展開というのを目指しているところであります。

御質問の機会をいただきましたので、そのような私の考えていることをお伝えさせていただきました。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 市長、ありがとうございます。特に東山魁夷記念館の事情もよく分かったところです。今後の本市の広報活動の充実に期待して、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。

次は、環境行政についてです。

カーボンニュートラルについては、市長は所信表明時から、地球温暖化対策は喫緊の最重要問題であると位置づけ、政策の中心の一つに据えられました。昨年、平田仁子さんを環境施策推進参与に任命し、今年4月には市長直属のカーボンニュートラル推進課を新設し、その活動が始まりました。そろそろ新組織として、どのような取組をどのように進めていくかということがまとまり、実行に乗り出す段階に来たと思いますので、本市のカーボンニュートラル推進の取組と今後について、市民に向けて整理して説明いただけませんか。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

政府が目標として掲げています2050年におけるカーボンニュートラルの実現には、市民、事業者、行政が一体となって具体的な行動を今起こすことが不可欠であり、そのためには、まずは行政が率先して実効性のある取組を進めることで地球温暖化対策への意識を高めていく必要がございます。そこで、本市は市長公室内にカーボンニュートラル推進課を新設いたしました。昨年10月に政策参与に就任いたしました、環境分野のノーベル賞と言われるゴールドマン環境賞を受賞いたしました平田仁子氏のアドバイスをいただきながら環境政策を進める体制を整備いたしました。

本年4月以降に進めている取組といたしましては、まずは職員全員がそれぞれの事務事業に対して常にカーボンニュートラルを進める意識を持って取り組むよう、今年度の組織目標にカーボンニュートラルの実現に関する

ことを位置づけて業務を行うようにしているところでございます。また、特にカーボンニュートラルの推進に係るある部署の方を中心に庁内検討会を組織いたしまして、既存の取組を点検、整理したり、2030年までの削減目標に向けた実行メニューとなるロードマップの作成などを進めているところであります。さらには、平田政策参与から先進的な情報をいただきながら、本市の地域特性を踏まえ、特に重点的に進めるべき事業や国、県の動向も踏まえた新たなアイデアを盛り込んだ取組などについて積極的に検討しているところでございます。

カーボンニュートラルの実現に向けましては、市民の皆様、事業者の皆様が一体となって取り組むことが重要でございます。そこで、CO<sub>2</sub>削減に向けた様々な視点に立ったきめ細やかで分かりやすい情報を発信するとともに、事業者の皆様とのヒアリングを通じまして協働体制を築いていくことなど、全ての皆様が自分事として捉えていただき、そして行動していただけるような実効性のある取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 御答弁いただきましたが、もう少し施策の具体的な取組についての答弁がいただけるかと思いましたが、残念ながら、まだ検討の域を出ていないようです。一番大きなのはロードマップの作成を進めている、ここが重要なんでしょうね。

再質問します。国は脱炭素先行地域というのを募集しています。既に千葉市などが採択され、先進的な取組を進めています。カーボンニュートラル元年をうたう本市では、この脱炭素先行地域への応募についてどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

国が進める脱炭素先行地域は、都市部の街区など、多様な地域において再生可能エネルギー設備を最大限導入することや、脱炭素社会に向かう取組を実施することにより地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現していくことを目的としているものでございます。その選定につきましては、2025年までに100の地域が選定される予定で、これまでに3回の選考の結果、62の地域が採択されており、第4回の募集が本年の8月頃に予定されているところでございます。本市といたしましても、新しいアイデアを盛り込んだ取組を起点としてカーボンニュートラルをさらに推進させていくことは重要と考えておりますことから、この脱炭素先行地域への応募も視野に入れ、平田政策参与にアドバイスをいただきながら、市川市独自の取組についても検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 脱炭素先行地域の申請には、本市だけでできるわけではなくて、民間企業などとの共同提案が必須条件となっています。こういったことも含めて時間かかるでしょう。しっかりと取り組んでください。

何にしましても、カーボンニュートラルの中間目標である2030年まではあつという間です。これからもしっかりと環境部との協働、そして市役所の全組織に横串というのか、網かけというのか、刺して、他部署にも同じ方向を向いてもらって、一丸となって成果を上げていただくことを期待して本件の質問を終わります。

3つ目の質問、チャレンジドオフィスについてに移ります。

皆さんはチャレンジドオフィスいちかわというものを御存じでしょうか。市役所内にある職場の一つです。ここでは、障がいを持つ方が市役所の職員として働いています。しかし、どんなことをしているのか、また市役所のどこにあるのか、ほとんど知られていないのではないのでしょうか。

そこで、まず、市役所にあるチャレンジドオフィスいちかわの目的と業務内容について伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 チャレンジドオフィスいちかわは、働く意欲がありながらも、なかなか就労に結びつかない障がいのある方を対象に、会計年度任用職員として一定期間採用し、その職務経験を生かして一般企業等への就労につなげるもので、平成23年4月に開設したものです。現在は第1庁舎、第2庁舎、須和田の丘支援学校の3か所にオフィスを設けており、本年6月1日現在では合計で10名の方がスタッフとして勤務しております。

次に、スタッフの主な業務内容について申し上げますと、庁内各課から依頼された文書封入、宛名貼り、シュレッダー作業、資源物回収など、一般的に軽作業と言われる業務を行っております。また、一般企業等へ就労するためには、日頃の業務経験に加え、社会で働く上で必要な心構えやマナーを身につけることが必要でありますことから、就労指導員などがスタッフに対し様々な指導を行うとともに、障がいの種別や特性、抱えている就労の課題の克服に向けたきめ細やかな支援も行っております。その上で、市内の障がい者就労支援機関である市川市障がい者就労支援センターアクセスと連携を図り、スタッフの日々の業務状況を情報共有しながら、一人一人の状況に合わせて実習の受入先の確保や面接の支援などを行っているところであります。こうした一連の取組の結果、これまで23名のスタッフが様々な業種の一般企業に就労してきており、十分な成果を上げているものと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 御答弁ありがとうございました。市川市は障がい者就労支援のためにいいことをやっているんですよ。これは、平成19年に千葉県庁にチャレンジドオフィスができた後、市川市では、県内他市に先駆けて平成23年にチャレンジドオフィスいちかわをつくり、地道に活動を続け実績を上げてきたんです。

そこで、チャレンジドオフィスいちかわの活動をどのように市民に知らせているのか伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 市民に対する周知につきましては、市公式ウェブサイトにおいてチャレンジドオフィスいちかわの事業目的、主な業務内容、オフィスの場所などを掲載しているほか、就労に必要な知識、能力の取得のための訓練を行っている民間事業所などにチャレンジドオフィスいちかわの募集チラシを配布し、業務内容、採用要件、応募方法などの必要な情報が、働く意欲がありながらも、なかなか就労に結びつかない障がいのある方に届くように努めております。

以上であります。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 市川のホームページには一応載っていますね。でも、市民に本気で知らせてきたのでしょうか。市民のみならず、市役所の職員だって、チャレンジドオフィスいちかわの存在と役割をちゃんと知っているのでしょうか。

なぜ今回、この質問を取り上げたかについてお話しします。チャレンジドオフィスの近況を知りたいと思い、直接訪ねることにしました。新庁舎になって、どこにあるか、私、知らなかったもので、場所をまず探しました。ところが、庁舎入り口の案内板にも記載はありませんし、私たちに配られた、こういった各部署の配置図にも載っていません。エレベーター内の各階の部署案内表示にも記載がありません。そこで、1階の総合受付でどこにあるのか尋ねたところ、最初の案内職員は知りませんでした。別の案内職員に聞きに行くと、その方が教えてくれたのは、人事課の部門ですので4階の人事課に行ってくださいと。4階の人事課に行きましたが、見当たりません。そこで4階の人事課の職員に聞いてみると、チャレンジドオフィスは3階だということでした。そして、チャレンジドオフィスの所長を呼んでもらってチャレンジドオフィスに連れていってもらった。これでいいんで

しょうか。せめて庁舎配置図やエレベーター内の案内板にチャレンジドオフィスを記載しておくべきではないでしょうか。

確かに一般の市民がチャレンジドオフィスを訪ねるケースは少ないと思いますが、来庁した市民に、こういう障がい者の職場があることを知ってもらうことはとても有意義だと思います。市民は、市役所が福祉にいろいろ取り組んでいると知ることで安心を感じ、市に対する信頼を持つことができるのです。早速対応していただけないでしょうか、御回答を求めます。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 チャレンジドオフィスいちかわでは、庁内各課から依頼を受けた業務を担っており、市民と直接関わることを想定しておらず、これまで庁内の案内という観点での周知は行っておりませんでした。しかしながら、御質問にありますように、庁内案内としての表示は、オフィスがある以上、必要でもあると考えております。さらに、本事業をより多くの方に周知していただくことは障がい者の就労支援に取り組む本市の姿勢を知っていただくよい機会ともなりますことから、他市の状況や各関係部署の調整なども踏まえまして検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 意義は分かっていたようです。ただ、検討してまいりますという回答ではなく、やりますと言ってほしかったですね。ぜひやってください。

最後に、今後、チャレンジドオフィスいちかわが障がい者の就労の増進にどのように取り組んでいこうと考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 人々は障がいの有無にかかわらず、共生できる社会づくりを目指すため、障害者雇用促進法により、国や民間企業などの事業者は、従業員数に対して一定の比率で障がいのある方を雇用することが求められております。こうした中、この雇用率が今後令和6年4月と令和8年7月にそれぞれ引き上げられる予定でありますことから、さらなる障がい者雇用の促進が求められてくるものと認識しております。このように広がる障がい者の雇用に対し、今後もチャレンジドオフィスいちかわでは、障がいのある方を積極的に採用し、その職務経験を生かして一般企業等への就労につなげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 今の御回答のとおり、しっかりと取り組んでいただきたいと申し上げて、この項目を終えます。ありがとうございます。

最後の質問、本八幡駅北口にある商業ビルの耐震強度不足問題についてに移ります。

JR本八幡駅北口広場に面して、8階建てのパティオという商業ビルがあります。正式名称は本八幡駅前共同ビルといいます。耐震改修促進法改正により耐震診断の実施と報告が義務づけられ、その診断の結果、耐震性に問題があるとされたビルの一つです。このビルは耐震強度を示すI<sub>s</sub>値が0.29で、市内で唯一、震度6強の地震で倒壊の危険性が高いと判断された最も耐震強度の低いビルです。この耐震診断の結果は平成29年3月に市のホームページで公表され、市から所有者には早急に耐震改修工事など、適切な耐震対策を講じるよう要請しています。ところが、その後、改善の対策が取られることなく、令和3年11月には、法律に基づいて令和7年度までに耐震化対策を取るよう、市から指導書も交付されました。それから1年半たちましたが、耐震強度が著しく不足しているまま現在に至っています。

そこで最初の質問として、法改正の経緯や本市の対応、本八幡駅前共同ビルの耐震化の方針と本市の認識について伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 初めに、特定建築物の耐震診断結果の公表に至るまでの法改正等の経緯とその対応でございませう。東日本大震災において建築物にも甚大な被害が発生したことから、国は平成25年11月に建築物の耐震改修の促進に関する法律を改正いたしました。この法改正では、旧耐震基準で建設された建築物で、かつ用途が店舗や病院などの不特定多数の方が主に利用する施設などのうち、一定規模以上の建築物は耐震診断の義務づけ、さらに耐震診断の結果を市に報告することも義務づけられました。本市では52棟の建築物が該当しており、平成29年3月にその結果を市の公式ウェブサイトで公表しております。その後、耐震化に至っていない特定建築物の所有者に対し、電話や書面等で耐震化に対する認識や状況などの調査、耐震化の周知、助言を行っているほか、国の支援事業説明会の案内送付などを行っております。

令和3年に、国は耐震診断義務づけ対象建築物について、令和7年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消するという目標を掲げ、特定建築物の所有者に対する指導や助言の位置づけを強化いたしました。これを受け、本市では令和3年11月に、本八幡駅前共同ビルを含む耐震化に至っていない特定建築物6棟の所有者に対して、耐震改修促進法第12条に基づく指導書を送付しております。本八幡駅前共同ビルの耐震化につきましては、令和4年2月に所有者より指導書に対する報告書が市に提出されました。報告書によりますと、耐震化の方針は、本八幡駅北口駅前地区再開発事業による建物の建て替えとする。また、それまでの対応として、避難経路の点検や避難誘導を徹底し、来店者やテナント従事者への安全確保に努めると示されております。本市としましては、再開発事業の着手までに大規模な地震が発生する可能性も否定できないことから、着手までの安全性の確保は重要と認識しております。段階的な耐震改修を行っている建築物の所有者がいる一方で、法改正後10年が経過してもなお、耐震診断報告時の状況から耐震に関して改善が見られないことは市として重く受け止めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 重く受け止めているんですね。本件については、令和3年12月、1年半前、市議会の一般質問で公明党の当時の堀越議員が取り上げています。その際、答弁に立った部長は、令和3年11月に耐震改修促進法に基づく指導書を通知し、耐震改修の促進を働きかけた。ビル所有者には非常に真摯に受け止めていただいていると承知している。今後については積極的に事情聴取するとともに実態の把握に努め意見交換を行うなど、耐震化が促進していくよう努めていく。耐震対策の補助金や耐震認定制度の周知などに引き続き努めて耐震化につなげていきたいと考えているという趣旨を発言しております。

しかし、先ほどの部長答弁では、ビルの所有者から、昨年2月に耐震化は更新、つまり再開発事業による解体、建て替えにより行い、それまでは避難経路を点検し、避難誘導の徹底で安全確保に努めるとの報告があったと発言されました。これは、耐震対策はやりませんという拒否回答ではありませんか。毎日、多数の買物客や一般市民が出入りしている商業ビルで大震災が起これば倒壊の危険性が高いということが分かっているが、耐震対策をせずにやり過ぎそうという対応は許されるはずがありません。それに対して本市はどのように対応、指導してきたのか、お尋ねします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 建物所有者に対しては、令和4年2月以前より、耐震化促進のため耐震改修に関する助言や国の補助制度を案内しております。令和4年2月以降も、同様の内容の指導助言を継続的に行っていると

ころでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 今、部長がおっしゃったのは、継続的に行って今回はちゃんと関与しようという表れなんだろうと、私はちょっと思っているんです。数億円をかけて根本的な耐震改修工事を行うという方法だけではなく、耐震強度を上げる対策というのはいろいろ考えられます。一部可能なところにブレース、つかえ棒、これを入れるとか、柱脚、大黒柱の根元に鉄板を巻いて補強する、上の階の不要設備を撤去して軽くするなど、各種の耐震化対策を組み合わせて施工していくことも検討していけばいいと思います。

いずれにせよ、市民の命を守るために一刻も早く耐震対策を実施することは必然だと思います。今の部長の答弁、明言こそ避けられましたが、市の直接の関与、支援で打開していこうという方針を述べていただいているんだと受け止めます。市からの助言や指導はするけれども、所有者が従わなければ強制できないという言い訳は、今回のこのケースは立たないんです。

このビルの所有者は2社で、本八幡ビル株式会社が62%、株式会社市川ビルが38%を保有しています。この62%を持つ本八幡ビルというのは、昭和47年に駅前再開発に伴い、地権者団体と関係金融機関などが共同出資して設立した会社で、市川市は32%の持分を持つ筆頭株主です。そして、歴代本市の職員OBが役員として派遣もされてきました。かつては本市の健康増進センターが置かれていたり、また、ワクチンの接種会場にも使ったことがあります。このビルは、本市と資本関係もある関係の深いビルです。取るべき対策を取らずに大地震発生によるビルの倒壊で犠牲者が出る大惨事になった場合、本市の責任は免れられないどころか、負い切れないほどの重大な責任になるんだろうと思います。ここをしっかりと踏まえていただいて前に進めていただく、直接関与していく、支援していく、手伝っていく、いろんなことを考えていかなきゃいけないんだろうと思います。

そこで最後に、重大な問題なので市長のお考えと決意をお伺いしたいと思います。お願いします。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 石原議員の御質問にお答えしたいと思います。

当該ビル、通称パティオビルは不特定多数の市民が利用する商業ビルであります。再開発が始まるまでの期間であっても、可能な限り耐震安全対策について積極的に行っていただけるように建物の所有者に働きかけておりますし、これからも続けて働きかけていきたいと考えております。そのために指導助言、必要な支援を引き続き行うように、所管する部署に指示をしているところであります。

再開発事業は、本八幡駅北口駅前地区の防火、消防強化、あるいは耐震性をさらに高める、地権者の要望への対応など、様々な課題解決につながる、それが期待できることから、一つ一つの課題を早期にクリアをしてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 市長からも決意を述べていただきました。これ、やっぱり時間かかっているのに動かないというのが私も非常に問題だと思っています。今回はさすがに市長が替わられて、そして街づくり部も真剣にということか、直接自分たちも手を下しながらしっかりと進めていこうという決意を述べていただいたと私は思っています。ぜひしっかりと進めていただいて、再開発まで待つことなく、その前の対策をしっかりと早期に一刻も早く実現していただくことを望みまして、この質問を終えます。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1一般質問を継続いたします。

富家薫議員。

○富家 薫議員 こんにちは。チームいちかわの富家薫です。通告に従い、初回から一問一答にて質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

大項目1、市立学校における政治教育の推進についてです。

今回の定例会では、さきに数名の議員の方々が市川市の投票率の低さに、この関連の様々な質問をされています。重複を避けて、違う観点から考えてみたいと思っております。

質問(1)政治がもっと身近になるために学校でどのような指導が行われているか、現状を伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

平成27年の公職選挙法改正により、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。令和2年度から順次全面実施されている現行の学習指導要領では、よりよい社会の実現を視野に国家社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成することが重要とされております。小中学校では、学習指導要領の内容を踏まえながら、選挙権年齢である18歳に向けて社会参画力の基礎を養うために、社会科での学習に加え、道徳や特別活動等との連携を図り、実際に自分たちの学校をよりよくするための活動を行うなど、教育課程全体を通じた指導の充実を図っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。18歳に向け、社会科での学習に加え、道徳や特別活動等との連携を図っているということで理解いたしました。私は、子どもが社会とつながっていく、興味が広がっていくときの時期というものが大切なのではないかというふうに思っています。

そこで、質問2に入ります。(2)学校現場で具体的にどのような実践が行われているかを伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

小学校の社会科では、問題をつかみ答えを予想する、調べるための計画を立て、そして調べてまとめるという一連の問題解決的な学習を行っておりますが、子どもたちに社会参画力の基礎を養うために、単元によってまとめるの後に生かすという学習活動を設定しております。例えば中学年において、地域の安全を守る消防署や警察署などの働きについて問題を見出し、調べ学習を行い、まとめるという学習を行います。その後、地域の安全を守る働きについて学習したことを基に、地域の安全を守るために自分たちにできることを考え、発信する活動を行います。このような学習活動を通して社会参画力の基礎を子どもたちが身につけることができるようにしております。

高学年の6年生では、国の政治の仕組みと選挙についての学習をした後で身近な市の政治の動きについて学習します。市民の願いを実現する政治の働きについて問題を見出し、調べ学習を行う中で、国の政治との関連を踏まえながら市役所や市議会、税金の働きについて理解を深めていきます。中学校社会科公民分野では、架空の市の市長選挙を題材に、各候補者のまちづくりの考えや市民の声を参考にしながら、誰に投票するか自分の考えを

まとめ、その候補者に投票する理由についてクラスで話し合うという学習活動を行っております。また、市の選挙管理委員会から、実際の選挙で使用している投票箱や記載台を借用し、生徒会選挙を実施している中学校もあります。このように、各学校において政治の働きへの関心を高め、社会参画力の基礎を養うための様々な教育活動を行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。自主的に問題や課題を自分で考えて自分で予想して、自分で計画を立てて調べてまとめて、その後に生かしているということがよく分かりました。私は、昭和の頃に教育を受けたときは本当に詰め込みの教育で、今とは全く違うということをすごくよく感じます。分かります。実際に授業参観などに出かけたときは、やっぱり自分で自主的に発言をしたり、そして自分たちでこうしようと思ったりすることを思いついてやっている様子を見て、本当にすばらしい自主性のある授業で、とてもいいと思っています。先生方の御努力に感謝しております。

そこで、その自主性を持ったところで再質問なんですけれども、小山田議員の質問で、児童議会と称するタウンミーティングについての答弁がありましたけれども、これは政治教育の役割を兼ねているのか、市の見解を伺いたいと思います。

○つちや正順副議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

本年8月に予定しております児童議会は、市民の皆様と市長が直接意見交換を行うタウンミーティングの一環として開催するものであります。児童議会では、子どもならではの目線で様々な御意見や御質問、あるいは画期的な御提案をいただくことを期待しているところでございます。活発に議論が行われることが未来のまちづくりに関わっている点においては、間接的ながら、政治教育につながっていく可能性はあるものと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。児童議会は単発の開催であること、また、副次的というところで直接的な政治教育ではないということを理解いたしました。直接的ではないかもしれませんが、文部科学省の主権者教育推進会議での「今後の主権者教育の推進に向けて」という最終報告の中に、「主権者教育の『入口』は幼少期の頃から社会の動きに関心を持つことにある」というふうにありました。もちろん、ほかの時期も大切だと思いますけれども、私はこの関心を持ち始めた最初が肝腎なのではないかと思っています。児童議会では、子どもたちが自分のことを考え、この議場で、しかも、市長に直接自分の言いたいことを伝えられるということ、初めて接する社会といいますか、本当にきつとわくわくするような体験だと思うんですね。これは文科省が言っているその入り口といいますか、社会の動きに関心が持てる事象なのではないかと感じています。

私は、この幼少時のタイミング、これをいつも毎年市長にお願いをするとかということではなくて、それを各学校でもやっていただいていると思いますけれども、各部署や各家庭、各地域それぞれが働きかけを考え、社会総がかり、市川総がかりで子どもたちを育てていく、そういう種まきのような作業、そのような意識を持って主権者教育をそれぞれが取り組んでいくことを提案して、この質問は終わりたいと思います。

では、次の質問に移らせていただいてもよろしいでしょうか。大項目2、第1庁舎7階オープンスペースについてです。

実は私、南の端っこに住んでおまして、今まであんまりこの市役所を訪ねることがなかったんですけども、最近、日々、毎日のように市役所に来るようになって、この施設がとてもすばらしいということに気づきま

した。それで、7階のスペースのことをもっといろんな方に知ってもらいたいと思いました。

そこで、7階スペースの活用について伺いたいと思います。

〇つちや正順副議長 稲葉管財部長。

〇稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

第1庁舎7階のオープンキッチン及び休憩スペースにつきましては、当初、市川市庁舎整備基本構想に基づき食堂の設置を検討しておりましたが、貸付金額などの条件を提示した上で、食堂事業者をはじめ障がい者就労事業所などへのヒアリングを行ったところ、営業時間の制約に加え、周辺の飲食店の状況などを理由に、採算性の観点から参入は難しいとされた経緯がございます。これらのことから、庁内検討委員会において食堂の設置は難しいと判断をし、7階のスペースは市民や職員が気軽に利用できる飲食可能な休憩スペース並びに食育や特産品を使った料理教室などに活用可能なオープンキッチンとしたところでございます。現在、休憩スペースはW i - F i を完備し、飲食をはじめ仕事や自習などにお使いいただけるフリースペースとして開放しております。また、オープンキッチンにつきましては、これまで広報活動の一環として、市の特産品を使った料理動画や食育動画の制作などに活用してきております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 冨家議員。

〇冨家 薫議員 ありがとうございます。理解いたしました。フリースペースとして活用されているとのことですが、7階は本当に見晴らしもよく、市役所全部が1階まで見晴らしがいいといたしますか、それもありますし、あと7階で議場での傍聴をすることができることに気づく人もいて、傍聴してくださる方、議会に興味を持ってくださる方も増えるかもしれません。そんなすばらしいところをもっとたくさんの方に知ってほしいと思っております。

食堂がいろいろな経緯があって断念をしたと。食堂は無理でも、ほかに方法があると思うんです。今、職員の方は使われていると思うんですけれども、市民が、もっと一般の方がお食事できるように、お弁当などを提供するようなことができるのではないかとこのように思います。ほかのところからの人を呼ぶために、道の駅いちかわなどの企画をそのまま持ってくるか、例えば大学の方々に考えていただいて、その企画を持ってくるか、いろいろなイベントができれば、ほかの外の人たちも興味を持って来てくれるのではないかと思います。また、専門のコンサルタントにお知恵をいただくような、そういう方法もあるかもしれません。少しでもこの市役所のことを知ってもらいたいと思います。特に7階の展望は本当にいいので、市民の方々にもっと来てもらえるような工夫があればいいかなと思ひまして、幾つかの提案をさせていただいて、この質問は終わりにいたします。

続いて大項目3、猫実川護岸沿いの塩美歩道橋についてです。

昨年度、令和4年度の9月定例会において荒木議員からも質問がございましたが、この橋は塩浜地域の住民にとって、海に、そして新浦安のほうへ向かうための非常に重要な橋となっています。9月の答弁内容としては、通行量を調査し、バリアフリーでの歩道橋として改修されるとのことでしたが、その後の進捗はいかがでしょうか。

〇つちや正順副議長 秋本行徳支所長。

〇秋本賢一行徳支所長 塩美歩道橋は、本市が塩浜体育館に隣接する塩浜1号公園から浦安市境を流れる猫実川下流方向約300mのところに水路をまたぐように平成4年11月に設置したもので、通勤、通学等のためJ R京葉線新浦安駅に向かう方や、猫実川沿いを散策する、主に塩浜地区にお住まいの方が利用されております。

なお、この歩道橋は、行徳臨海部の貴重な水辺の自然環境に恵まれた地域を市民が歩いて楽しめるよう、延長

約7kmの遊歩道を整備する南行徳水辺の周回路の中に位置しております。歩道橋の構造といたしましては、長さが6.1m、幅が1.8mの鋼鉄製で、橋の前後が階段状となっており、併設のスロープは急勾配な上、幅も大変狭く、バリアフリー化はされておられません。そのため、ベビーカーや車椅子利用者の通行、さらには高齢者が自ら自転車を押して上がることは困難であり、これらは課題であると認識しております。この課題を解消するため、現在、歩道橋の改修に向けた設計作業を行っておりますので、今後なるべく早い時期に工事に着手できるよう進めてまいります。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 富家議員。

〇富家 薫議員 伺いました。現在、改修工事に向けた設計を行っていることを理解いたしました。順調に進んでいることを確認して感謝しております。私は、今回の歩道橋の設計内容についてを市民に広く周知して、風通しのよい進め方をしてほしいと思っています。市民が直接意見を言う場やお時間があるのかを再質問いたします。

〇つちや正順副議長 秋本行徳支所長。

〇秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

塩美歩道橋改修の設計案がまとまり次第、地域にお住まいの方々に説明会を開催するとともにパブリックコメントを実施するなど、広く市民の皆様から御意見を伺いたいと考えております。

以上であります。

〇つちや正順副議長 富家議員。

〇富家 薫議員 ありがとうございます。地域の方々に説明をしていただけること、パブリックコメントなどを実施していただけること、本当によかったですと思っています。できてから、こんなんじゃないかなと思うようなこと、自分で家を建てたりするときも起きたりすることがあると思います。設計の段階で住民が納得できるようにしっかり説明をしていただくことを強く望みます。そして、これ以降も経過を見守りたいと思います。これで、この質問は終わりたいと思います。

続きまして大項目4、市川塩浜駅周辺のまちづくりについて。こちら度も度々質問をしている、市川塩浜のまだまだ開発されていない三番瀬の海の地域についてです。

質問(1)市川塩浜駅前広場及び塩浜2丁目市有地の現在の状況と今後の活用について伺います。

〇つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

〇小塚眞康街づくり部長 市川塩浜駅周辺のまちづくりは、平成17年8月に策定した塩浜地区まちづくり基本計画に基づき、市の未利用地約5.4haを含む約11.3haの区域を、本市を含めた6名の地権者による土地区画整理事業で整備いたしました。平成29年3月から事業を始め、市有地約3.7haを海側に換地したほか、駅前広場や駅から海までのプロムナード、塩浜三番瀬公園などの公共施設を整備し、令和2年3月に完了したところでございます。海側に換地された市有地は、基本計画の土地利用方針である自然環境と市川塩浜駅周辺のにぎわいの共存、人と海との触れ合いを実感する空間などを踏まえ、施設整備の検討をしております。しかし、コロナ禍による経済状況の悪化や社会情勢の変化などから未整備の状態が続いており、現在は多目的広場と利用者のための駐車場以外は使用されていない状況であります。また、駅前広場につきましても、同様の理由からイベントなどは実施されておらず、活用されていない状況が続いております。今後は経済活動や市民の活動も回復すると想定されますことから、再び土地活用の検討を進める時期と考えております。市有地の活用につきましては、庁内関係部署だけではなく、周辺の民有地とも調整を図り、魅力ある市川塩浜駅周辺のまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。塩浜2丁目の護岸が、白い石が積まれてきらきらしていたんですけども、それを最初に見たときに本当にきれいになったなと思って、みんなでそこに何が建つんだろうねと言ってわくわくしていたこと、すごくその気持ちを思い出します。でも、なかなか開発が進まなくて仕方がないねとみんなで言いながら、そしたらコロナ禍になってしまい、仕方がないよねと言いながら、このまま止まってしまっているのを地域で寂しく見守っているんですけども、これからはコロナが5類になって土地活用の検討を進める状況というふうにご回答いただき、また、駅の周辺も同様に前向きな回答でとてもうれしく思います。

日本に市町村、いっぱいあると思うんですけども、海のない市町村、たくさんあると思うんですね。この海は、私は海の近くに住んでいますけれども、市川の全体の宝物だと、そう思うんです。浦安もある程度開発されて、とてもきれいになっています。船橋も海浜公園などもできています。これから市川がもっと開発されてくれば、そこは必ず注目されるはずだと私は思うんです。とても可能性がある場所だと思います。小さい子どもを連れての方が訪れるようなすばらしい場所になれば、市川にも住みたいと思う未就学児を連れて御家族の世帯の方も訪れるのではないかと思います。それぐらい、市川の海は可能性を秘めていると思います。また、今後、駅前などでもイベントなどを開催したら人がたくさん集って、小さいお子さんと一緒に集まってくれることを望んでおります。

そして、次に移りたいと思います。大項目4、(2)塩浜2丁目護岸前面の干潟化を県に要望する考えについて。

塩浜2丁目の護岸は、現在、先ほども言いましたように、本当にきれいに整備がされていて、新しくできた塩浜三番瀬公園の海側に階段状に海の近くまで降りられる場所ができています。そこを干潟化にするという、干潟化に向けたこれまでの取組と市の考えをお聞かせください。

○つちや正順副議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 塩浜2丁目護岸は延長約1,100mの区間で、以前、市川二期埋立事業が計画されていたことから、鋼矢板を使用した直立護岸として暫定的に整備されたものでありました。平成13年に千葉県がこの埋立事業の中止を決定したことから、経年劣化により老朽化した直立護岸の再整備が課題となっております。現在の護岸は、平成18年度から令和3年度まで県事業として整備を行い、護岸の後背地に計画されている遊歩道の一部を除き完了したところであります。護岸の構造といたしましては、三番瀬の生態系に配慮するため石積みとしており、一部の区間は、市民等が水際近くまで下りることができる階段式護岸となっております。本市は、かねてから県に対して、階段式護岸前面に市民が海に親しめる場の創出について干潟化の実現を要望してまいりました。

一方、千葉県においても、自然環境の再生、保全と地域住民が親しめる海の再生を目指して三番瀬再生計画を策定し、その取組の中で、平成21年度から23年度にかけて、2丁目護岸前面に人工干潟の可能性について砂づけ試験を行いました。砂は定着せず流出が確認されたところであります。これを踏まえ、県は、平成26年度に干潟の構造や自然環境への影響及び整備費用の観点から検討を行い、人が海と触れ合える親水性については一定の効果が認められるものの、三番瀬全体の自然環境の再生への効果が限定的であること、また多額の整備費や管理費を要するなどの理由から、県事業として実現するのは困難であるとの見解を示したところであります。しかしながら、本市にとりましては、市民が直接海と触れ合える昔の水辺を取り戻すことは大変重要なことであると考えておりますので、これまでも県に対して、干潟の整備について要望を行ってきたところであります。今後も県に対する働きかけは継続していきたいと考えております。また、市民が安心して海に接することができるエリアの創出につきましては、本市といたしましても調査研究を行ってまいります。

以上であります。

〇つちや正順副議長 富家議員。

〇富家 薫議員 ありがとうございます。理解いたしました。県での事業としては困難だというふうになったということなんですけれども、県への要望書は、昨年は提出されていないことを確認していますけれども、本年度は出していただけの方向ということで安心いたしました。

千葉県の議会会議録というのが県のホームページで誰でも見ることができますけれども、その令和元年（2019年）6月の会議録で、市川塩浜2丁目の干潟化についての県の回答があります。県は、「県事業として実施することは困難という結論に達しました。なお、市川市から具体的な提案等が示されれば、それに応じて協議を行います」というふうにあります。市川市からの具体的な提案というのがなければ、県は協議しないというようなことでしょうか。市川市が市として、しっかり主体となって何か提案をしないと、もう県は動かないということでしょうか。

市川の行徳港に入る船の道みたいな、みおというところがあるんですけども、そのみおに砂がたまるので、それを取る作業があるんですね。それをしゅんせつ土砂というんですけども、そのしゅんせつ土砂を、この干潟のほうに移すとかということができないものかという提案をちょっと一つさせていただきたいと思うんですけども、市が提案をしない限りは、もう県は動かないですね。なので、市から一つ、二つ提案を持って県に差し出すような形をお願いしたいと思っております。再質問はいたしませんけれども、市川の大切な海を市民が安心して親しめる干潟化に努めていただくように切にお願いして終わりたいと思います。

続きまして大項目4、(3)塩浜3丁目護岸整備の今後の予定について。

こちらは昭和40年頃に埋め立てたときに整備をしたもので、かなり老朽化が進んでいると思われまして。市民としては、一刻も早く安全な護岸を整備してほしいと望んでおります。今後の整備予定について教えてください。

〇つちや正順副議長 秋本行徳支所長。

〇秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

塩浜3丁目区間の約600mにつきましては、塩浜2丁目護岸と同様に、埋立てを前提に構築された直立の暫定護岸となっております。この3丁目護岸は、千葉県が平成16年度に、2丁目護岸とともに津波や高潮被害から海岸を防護し、護岸後背地を保全するため海岸保全区域に指定し、高潮対策事業として検討を進めてまいりました。また、県では平成30年度に3丁目護岸の健全度調査を実施しており、護岸改修の必要性があることを確認しておりますが、現段階では具体的な改修の時期は示されておられません。

そこで3丁目護岸の改修について県に確認をしたところ、現在、調査設計等の検討を行っており、今後は学識者、漁業関係者、地元関係者、行政関係者から構成される市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会において、具体的な行動等を議論するとのこととあります。本市におきましては、令和4年度より行徳支所長が護岸整備懇談会の委員に加わりましたことから、委員の立場から、塩浜3丁目護岸の早期整備に向けて積極的に意見を伝えてまいります。

以上であります。

〇つちや正順副議長 富家議員。

〇富家 薫議員 伺いました。ありがとうございます。行徳支所長も加えて参加の護岸整備懇談会でも引き続き前向きな取組を期待いたします。そこには地権者や市の所有地だったり、あと漁協がありますね。港があるんですけども、たくさんの方々とお話をしなければいけなくて、なかなかうまく進んでいかないのは分かります。漁協の中の港でお仕事をする行徳港での漁師さん、すごく減ってはきているんですけども、そのうちの一人の方は子ども食堂に魚とか貝を提供して下さったりするんですけども、そんな優しい漁師さんもいらっ

しゃって、友好的で平和的な話し合いをできればよいかなと思っております。市川には本当に素晴らしい海があるので、このまちづくりを前向きに進めていただきたいと思いますと思っております。

これで私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~

**〇つちや正順副議長** 加藤圭一議員。

**〇加藤圭一議員** こんにちは。自由民主の会の加藤圭一でございます。通告に従いまして、初回より一問一答形式で一般質問いたします。どうぞよろしく願いをいたします。

大項目1つ目、行徳近郊緑地の周辺環境についてでございます。

同緑地は総面積83ha、行徳地区の内陸部の湿地帯や東京湾の埋立てが進む中で、野鳥の生息の場と緑地を保全することを目的にして人工的に造成された地域です。行徳鳥獣保護区と宮内庁新浜鴨場とで構成されており、東京に近いという土地柄ではありますが、貴重な自然環境が整っております。野鳥にとって貴重な生息空間であると同時に、市民の皆さんが自然と触れ合える憩いの場となっております。しかしながら、タイトルに挙げましたように、周辺環境には改善を図る点があることを指摘いたしたいと思っております。この問題は、令和4年9月に松井努議員も質問で取り上げておりました。発展的に継承してまいりたいと思っております。

(1)鳥のふん被害対策でございます。

特に南側の行徳鳥獣保護区、カワウが営巣する地域では、ふんの臭いがひどいと私も感じますし、また周辺住民の方からも何とかならないものかと、そういった意見を伺います。これから夏本番を迎え、高温多湿ともなれば悪臭の度合いが増すことが予想されます。ここで名前を挙げましたカワウという鳥につきまして、簡単に調べたところを御紹介いたしたいと思っております。日本野鳥の会のホームページによりますと、カツオドリ目——これは人間の目の「目」でございます——ウ科に分類され、体は黒くて大型。首も尾も長く、海に潜って魚を捕まえるという生態だそうでございます。

何やらこういった本を持ってまいりましたけれども、実際にカワウにつきまして、皆様に御紹介いたしたいと思っております。こちらでございます。理事者の皆さん、本の上、こちらがカワウという鳥、全体的に黒いという印象があるかと思っております。ぜひ議員の皆さんも、こういう鳥ですよということで御紹介いたしたいと思っております。ちなみに下はウミウですから、また別の鳥でございます。こういう鳥であります。

余談でありますけれども、この質問に先立ちまして先輩の議員の皆さんに、先輩、これがカワウですよなんて紹介しようと思ったら、いや、それ、何かちょっと違うんじゃないかということで、あれっと思って見ましたらカッコウのページを開いておまして、別のページを開いていたということで、参考資料につきましては正確性を期す必要がございます。閑話休題であります。

さて、本題の鳥のふん被害につきまして、(1)のように、現状と対策について伺いたいと思っております。

**〇つちや正順副議長** 二宮環境部長。

**〇二宮賢司環境部長** 悪臭の原因は、千葉県が管理を行っている行徳鳥獣保護区内の緑地に生息しているカワウによるものです。カワウの大量のふんは臭いのほか、樹木を枯らす、乾燥し飛散するなどの被害も出ています。令和4年度の県の調査によると、カワウの生息数は、令和元年度に比べ約3倍の1万5,000羽を超えている状況です。これまでも本市から県に対し、カワウの個体数の適正管理及び緑地の管理について要望してきました。県はこの要望を受け、生息範囲の拡大を防ぐための定期的な追い払いや、一部の区域では巣の撤去を行っています。また、歩道の歩行者へのふん被害を軽減するため、周辺道路に伸びている枝葉の剪定を実施してきました。そのほかにも、周辺道路から離れた場所に巣をつくるよう、人工の止まり木を設置するなどの対策を行っています。本市としては、引き続き県と情報共有を図りながら、カワウの個体数の適正管理や行徳鳥獣保護区の環境改

善を要望していきます。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 加藤圭一議員。

**○加藤圭一議員** ありがとうございます。何よりも県が所管する土地でございますから、市としても要望を行っていただきましたし、また、このたびは具体的な対策についても御回答いただきました。御尽力されていることは理解いたしました。特に周辺道路から離れたところに木を設置する、巣を道路から離すということについてはお願いいたしたいと思っております。これからは、こういった臭いの原因となっているもの、消臭につきましても、専門的な知見を取り入れまして、県と共同して引き続き対策を取っていただきたいということを御要望申し上げます。この点につきましては、再質問はございません。

続いて、(2)に挙げました国道357号沿道のごみの不法投棄問題でございます。

道路口東側は首都高速湾岸線、国道357号に接しており、その延長は1 kmを超えております。先述したような貴重な自然環境である中、その外側の国道の路上には飲料容器、ビニール袋等のごみが落ちており、市民の皆さんから何とかならないものかと指摘をいただいております。例えば防犯カメラの設置など、ごみのポイ捨て防止策を講じるべきではないかと思うのですが、この点、市の御見解、また対策を伺いたしたいと思います。

**○つちや正順副議長** 岩井道路交通部長。

**○岩井忠良道路交通部長** お答えいたします。

国道357号は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所が管理している道路でございます。このため、沿道に投げ捨てられたごみについての対応は同事務所にて行っているものでございます。この道路におけるごみの投げ捨てに関する通報等は本市でも度々受けており、令和元年度以降は11件で、年間で申しますと3件程度でございました。これらのごみは空き缶やペットボトル、ビニールごみ等の生活ごみが大半を占め、通報のあった場所としては、塩浜交差点から千鳥町交差点付近にかけての区間が多く、ゼブラゾーンの中や停止線付近、あるいは歩道部の植栽帯の中などであります。このような通報等があった場合の市の対応としましては、その都度、国へ連絡し、状況によっては現地を確認し、対応を依頼しているところでございます。その後の国の対応についてでございますが、千葉国道事務所に確認したところでは、通常の補修等の維持管理工事、あるいは道路パトロールの際などに発見した場合は、その都度回収しているとのことでございます。一方、外部より通報を受けた際は、現地を確認した上で後日回収を行っているとのことでございます。ただし、車両通行に支障が発生している場合には、緊急作業により回収を行っているとのことでございました。

また、これらに関する国の防止対策としましては、中心寄りの高架側においては、道路施設のフェンスにネットを張るなど、場所によっては投げ捨て防止措置が行われております。しかし、歩道部側については植栽帯等があるため、フェンスの設置等を行うことが難しいとのことでございました。本市としても、度々ごみ等の状況については目にしており、良好な道路環境の維持のため、例えば防止看板や防犯カメラの設置、定期的なパトロールの実施などが効果的な対策の一つとして考えられますことから、これらについて国へ働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 加藤圭一議員。

**○加藤圭一議員** ありがとうございます。警察と連携したパトロールや看板や防犯カメラの設置、ぜひお願いいたしたいと思います。ごみのポイ捨てに対する抑止効果が期待できます。

この問題につきましては、一体どのような事情で捨てられているのかという分析も必要だろうと思っております。それが歩行者なのか、それとも走行中のドライバーなのか。また後者である場合、一般乗用車からなのか、あるいは

はトラックなど事業用自動車からなのかといった具合でございます。また、ごみが捨てられやすい時間帯も把握していただきたいと思います。こういったごみの問題につきまして、「隗より始めよ」という言葉もありますので、私自身も清掃活動に取り組む必要性についても、この問題を取り上げたときに思いました。この点は再質問いたしません。

大項目1についてまとめますと、この行徳近郊緑地は貴重な環境資源ではありますが、先述した諸問題で、やはり影響を被るのは市民の皆さんであるということでございます。確かに理事者の方の御答弁にありますように、市のレベルだけでは解決できないような課題も多いのですが、県や国との調整能力が問われてこようかと思えます。そして、やはり市民の皆さんからいただきました要望、課題を取り上げまして、生活環境の改善を図っていくのがまさに政治の役割であると思うのでございます。このごみの問題、また鳥のカワウのふんの問題につきましては、町の景観に関わることでありまして、やはり町の印象にも通じてまいりますので、ぜひともこれは皆さんと一緒に改善に取り組んでまいりたいと思います。

以上で大項目1つ目は終わります。続いて項目2つ目、市内のいわゆる買物難民、または買物弱者という言葉のほうがよくないかもしれませんが、その状況と対策についてでございます。

経済産業省の定義によりますと、流通機能や交通網の弱体化等、多様な理由により、日常の買物機会が十分に提供されない状況に置かれている人々と定義されております。これらの背景にございますのは商店の衰退、特に中小規模の店舗の減少が背景にあらうかと思えますが、やはりこういった買物弱者の方々が増加するということは、単に個々の生活者が困っていくというだけではなく、QOLという言葉がございますね。生活の質の低下にもつながるんだらうと考えます。そして、この問題は決して過疎地域だけに限られた話ではなく、都市部においても顕在化していると思うのでございます。

そこで、この質問に移りますが、市内のいわゆる買物難民の皆さんの状況、それから対策につきまして、もちろん買物が難しい高齢者には支援が必要でありますけれども、移動販売車や買物代行サービスといったものが支援策として浮かびますが、本市の施策を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

**○つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**○菊田滋也福祉部長** 本市では、買物不便地域の解消及び市民の交流促進を目的として、令和2年度に株式会社ダイエーと移動販売の実施に関する協定書というのを締結しまして、現在、市内26か所で移動販売を実施しています。実施に際しては、ダイエーは地域貢献の一環として、販売のための車両やスタッフの確保、また商品の調達などを総合的に担い、市は買物不便地域の把握と利用する市有地の無償貸付け、また地元関係者との調整等を行っています。移動販売の情報は市のウェブサイトのほか、高齢者サポートセンターやケアマネジャーにもお伝えし、周知を図っています。また、市内における移動販売は、ダイエーのほかにも個人と契約し、直接個人宅に伺う民間事業者もあると聞いています。

買物弱者への支援に関しては、移動販売のほかにも様々な方法があります。買物に行くことができない方へのサービスでは、民間事業者による買物代行や日用品宅配、また宅配弁当などもあります。また、買物に行くことはできても荷物を持って帰れないような方には有料の即日配達サービスを実施している販売店などもあります。また、地区社会福祉協議会が主体となって住民同士で支え合う生活支援の取組でありますお互いさま事業として、ここでも買物代行なども一部の地域では行われています。このような民間事業者を含む生活支援サービスや地域活動の情報については、いちかわ支え合いネットでネット検索することができます。また、インターネット検索以外にも、ホームヘルプサービスや福祉有償運送などのインフォーマルサービス情報を掲載しました「市川市生活おたすけ情報」という、こういう冊子を作成しております。主に高齢者サポートセンターや第1庁舎2階の介護保険課の窓口、また行徳支所介護福祉相談窓口で配布をしております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 加藤圭一議員。

**○加藤圭一議員** ありがとうございます。御答弁にございました、既に本市とダイエーさんとの協定を締結しているということでございます。また、個人宅に直接伺って商品を届けるという民間事業者もいると。サービスがきめ細かいなという印象を受けました。

また、地区の社会福祉協議会が主体となっているお互いさま事業も、まさに地域住民の皆さん同士の支え合いでございます、大変いい取組だとも思いますし、さらに挙げていただきましたいちかわ支え合いネット、これも大変先進的な取組だとも思います。ぜひとも利用方法の案内に力を注いでいただきまして、より多くの方々に御活用いただけるようお願いをいたします。

そこで再質問であります。御紹介いただきました移動販売車でございますけれども、具体的にどのようなサービス内容なのかということ。それから、移動販売車の展開している場所ですとか、また、展開することによって生じる効果につきましても伺いたいと思います。

さらに、私が住んでおりますのが行徳地区であります、主に行徳街道沿いがスーパー、コンビニさんが少ないのではないかという印象もありまして、この地域に展開しているのかということも含めて御答弁いただきたいと思います。

**○つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**○菊田滋也福祉部長** ダイエーの移動販売車では、野菜や果物、また肉、魚などの生鮮食品のほか、お弁当やパン、加工食品、調味料、洗剤、歯ブラシなどの日用品など約300品目を扱っています。また、販売価格はダイエー市川コルトンプラザ店の当日の店頭価格と同額でありまして、別途手数料はかかりますが、1品につき税込み11円、上限が55円と、手数料は大変安価になっております。移動販売の場所については、地域の実情や生活上のニーズ、また他の候補地との兼ね合いなどを総合的に勘案しまして、ダイエーさんと協議の上、対応可能な範囲で調整を図りながら選定しております。

また、御質問の行徳街道沿いの地域におきましては、市としても買物不便地域と認識をしておりまして、現在、本行徳公民館や行徳ふれあい伝承館、また源心寺さんにも駐車場敷地をお借りしまして、現在、この3か所で実施をしています。

移動販売の効果につきましては、利用された方からは、品物を実際に見て買物ができてうれしいとか、近くに来てくれてありがたいなど、大変好評をいただいております。また、一部の地域では、移動販売車の到着後に会場の設営とか買物後の荷物の持ち帰りについて、地域の方がお手伝いをしているということも聞いています。このように移動販売を行うことで買物不便地域の解消だけではなく、高齢者の外出のきっかけ、また住民同士の交流促進を図る機会となることから孤立の防止や地域での見守り、こういった効果も期待しております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 加藤圭一議員。

**○加藤圭一議員** ありがとうございます。行徳街道沿いでも移動販売車が展開されており、しかも、安価であるということで安心いたしました。移動販売車は単に商品を売るだけではなく、商品を求めて人が集まってはまいります、住民同士、またお店の方とお客さんとの間にやり取りが生まれます。まさに人的交流のきっかけになると考えまして、大変いいことだとも思います。

また、商品、何でも構いませんけれども、果物でも、この商品はどこ産なんですとか、あるいは、この魚についてはどういう調理方法がいいんですとか、こういう商品を媒介に会話が生まれるというのもいいんじゃないかとも思います。ただ、屋内店舗と比べますと天候の影響を受けるのかなという難点もあろうかとも思います。商

品が濡れてしまう可能性もあろうかと思えます。ぜひこのような民間事業者との連携を強化して、いわゆる買物弱者対策に取り組んでいただきたいと思います。

以上で大項目2つ目の市内のいわゆる買物難民、買物弱者の方の状況、対策についての質問を終わります。

続いて大項目の3つ目、市内学校のプールにつきまして質問をいたします。

小中学校では、体育の授業で水泳の時間が確保されております。もちろん全校ではありませんけれども、学校に主に屋外プールが備えつけられているかと思えます。ちょうど今、プール開きのシーズンということもありまして、質問のタイミングはいいのかなという気もいたしますが、ここでちょっと申し上げますと、小中学校における水泳の授業につきましては、文科省が定める学校体育実技指導資料におきまして水泳指導の手引というのがあります。低、中、高学年ごとに到達目標が定められていると認識しています。

また、水泳の授業を取り入れる意義としまして、以下に申し上げる効果があろうかと思えますが、例えば全身運動で基礎体力と代謝が向上する。水泳は全身を使う有酸素運動でありますけれども、陸上の運動の4倍から10倍の運動量があると言われております。継続することで基礎体力もつきまして、免疫力の向上、例えば風邪を引きにくくなるとか、こういうことが効果として見込まれるわけでございます。それから、全身を動かしまして、まさに地上で運動するよりかは全身の筋力がバランスよくつくということで基礎代謝が上がるということでもあります。私ごとでありますけれども、ちょっと腹回りが気になる者にとっては、まさにうってつけの運動なんだろうと思えます。ほかにも心肺機能の向上ですとか、メリットとしては体への負担が少ないとか、あと水の浮力によるリラックス効果なんかも挙げられるわけであります。

さて、本題に入りますと、市内の学校プールにおきまして、当然維持していくにはお金がかかるわけございまして、質問項目(1)維持管理費、どのぐらいかかっているのかということを知りたいと思えます。

**〇つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

**〇藤井義康学校教育部長** お答えします。

市内学校のプール維持管理費には、修繕費としてプールろ過装置の修繕費用及びプール槽などを修繕する施設修繕費用、また、業務委託費用としてプール循環ろ過装置の保守点検に関する費用、消耗品費としてプールの水質を管理する薬品などを購入する費用がございます。加えて塩浜学園と行徳小学校の水泳指導における民間施設の利用費用とバスで送迎する業務委託費用があり、これらの費用を合わせた令和4年度のプール維持管理費は約4,500万円でございます。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 加藤圭一議員。

**〇加藤圭一議員** ありがとうございます。やはりプールを維持するには様々な費用がかかるということでございます。

また、プールの水質管理も重要でありまして、例えば塩素濃度なども規定値があろうかと思えますので、そういうところに薬品などを購入する費用ということで使われているんだろうと思えます。

また、一部学校では授業で民間施設を使っているという事例、主にスポーツクラブであろうかと思えますけれども、民間施設を使っているということも分かりました。

そこで、続いて(2)でありますけれども、修繕の実施状況及び今後の取組についてを知りたいと思えます。お願いします。

**〇つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

**〇藤井義康学校教育部長** お答えします。

令和4年度は、コロナ禍の影響により3年ぶりにプール施設を稼働させるため、設備の不具合やプールろ過装

置の修繕のほか、小学校4校のプール槽の修繕などを行いました。今年度、プールろ過装置の修繕に加えてプールフェンスの修繕やプールサイドの補修等を予定しております。今後は小規模な修繕で現状維持できるプールにつきましては修繕を行い、プール本体の改修など、大規模な修繕が必要な場合は自校のプールを改修するか、または民間のプール施設を利用するかなど、学校や地域の状況を踏まえた上で適切に対応してまいります。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 加藤圭一議員。

**○加藤圭一議員** ありがとうございます。やはりコロナ禍ということもありまして、しばらく施設や設備が使われていなかったということもございました。これはプールに限ったことではありませんけれども、こういった施設は使っていない期間が長くなればなるほど劣化が進行するだろうということが言えるかと思えます。おのこのプールの状況により、改修するのか、あるいは改修せず、民間のプールの施設を使うのかという御判断があるということでもございました。

そこで再質問でございますが、プールの修繕のうち、具体的に学校名を挙げるんですが、行徳小学校におきまして、保護者の方から、しばらくプールが使われていないという御指摘がございました。同校のプールを修繕するのかしないのかということについて再質問いたしたいと思えます。お願いします。

**○つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

**○藤井義康学校教育部長** お答えします。

行徳小学校のプールは、平成29年7月下旬にプールサイドが破損したことを受けて改修費用を見積もりしたところ、約7,000万円でした。7,000万円をかけて改修するか、あるいは近隣にある民間施設を利用して水泳授業を実施するか検討した結果、平成30年度から妙典駅前にある民間施設の利用を開始いたしました。民間施設を利用した水泳授業につきましては、児童への水泳授業アンケート結果によりますと、楽しかったと回答する児童が9割以上でした。行徳小学校では、民間施設を利用した水泳授業は、コロナ禍で実施しなかった2年間を除き、今年度で4年目の利用となります。今後も民間施設を継続して利用することを考えております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 加藤圭一議員。

**○加藤圭一議員** ありがとうございます。結論としては、修繕しない方向性ということでよろしいでしょうか。となりますと、民間施設を使う。具体的には、御答弁にもありましたような妙典駅前の民間の施設ということでございます。初回のこの質問におきまして、令和4年度のプールの維持管理費用が約4,500万円という数字が出てまいりましたが、今回の再質問では、行徳小学校1校でプールサイドの破損で7,000万円という高額な費用がかかるという話でもございました。もちろんプールの管理費と修繕費というのは、性質は全く異なりますけれども、改めて行徳小学校のプールサイドの修繕費用は高額であるとの印象を受けました。一方で、水泳の授業を民間委託するということにつきましても、生徒からおおむね高評価であったということでもございまして、これはいいことじゃないかなと思えました。

そこで再々質問になりますけれども、このように行徳小学校では水泳の授業の民間委託が行われておりますが、今後、こういった同じような傾向というのは、ほかの学校でもあり得るのかと。民間施設を利用した場合、水泳の授業評定につきましては、やはり民間のインストラクターの方が水泳の授業を行いますので、それこそ学校の教職員の方が授業に関わることができるのか、評価、評定ができるのかという心配も出てまいりますけれども、この点いかがでしょうか。

**○つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

**○藤井義康学校教育部長** お答えします。

民間施設で水泳授業を行う場合、教員が指導者として全体指導を行い、民間施設の職員が児童に対し個別に支援する授業形態と、民間施設の職員が全体指揮を行い、教職員が児童に個別に支援する授業形態があります。どちらの授業形態につきましても、教員が児童の活動を観察し指導することから、水泳授業の評価は可能となります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。幾つかの授業形態がある中、教職員が授業全体をつかさどり、責任ある立場で授業の評価、評定ができるということで安心いたしました。学校教育でありまして習い事ではありませんので、やはり教職員の方がそれ相応の責任ある立場で授業を行っていただきたいという確認でございました。

では、(3)番に移りますけれども、行徳小学校においては、民間の施設を使って水泳の授業を行っているということもございました。この水泳の授業の民間委託につきましては、今後、全市的に実施する可能性について伺いたいと思います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

本市では、現在、行徳小学校、塩浜学園の2校の水泳授業で民間委託を実施しております。今後、市内小中学校のプールは、施設設備の老朽化により、自校のプールを使用できない学校が増えることも想定されます。そこで令和2年度に策定した市川市学校環境基本計画では、プールなど学校の附属施設の老朽化が進む中、水泳授業環境の整備については、民間施設を利用する形態や複数の学校でプールを共有する形態が有効であると整理いたしました。行徳小学校のように民間施設を利用する場合は、児童が移動可能な範囲に受入れ可能な民間施設があることや移動の際の安全確保が図られることなどの条件はありますが、今後、プールの老朽化に伴い水泳授業の環境を整備する場合は、民間施設を利用する形態についても検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。このたびは学校プールの問題を取り上げましたけれども、学校施設の老朽化というのはやはり避けて通れない問題なんだろうと思います。少子化も絡まりまして、今後あらゆる学校施設の維持管理というのは、全部が全部というのは難しいのではないかと認識でございます。特に屋外プールは夏場だけしか使えない、あるいは天候不順で使えないという場合もございます。学校の水泳授業は夏場のみ限定して行う必要はなく、通年使える屋内の民間のスポーツクラブで行うというのも私は時代の流れではないかと思うのでございます。例えば千葉県佐倉市においては、公民連携の一環で本件と同様の事例がございまして、学校プールに限らず、あらゆる施設面で民間の施設を使って授業を行うですとか、こういうことができないか、議論の可能性について指摘をさせていただきまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時45分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1一般質問を継続いたします。

越川雅史員。

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。一般質問を行います。

最初の質問は、宮田小学校の建て替えについてです。

宮田小学校の建て替えについては、令和2年8月に新校舎推進会議が設置されたものの、コロナ禍を受け基本構想、基本計画策定が1年延長された経緯があったところまでは、学校関係者や地域の方々も認識を一にして進んでおりました。ところが、本年2月、公共施設個別計画の見直し案が示される中で、宮田小学校の建て替えについては、令和8年以降まで少なくとも3年間は先延ばしになる計画案が突如として示されたことから、地元では困惑と怒りの声が上がりました。

前市長時代、地域の方々とともに進められていたはずのこの本庁舎の建て替えが前市長の鶴の一声で突如として変更になり、それまで本市から説明されたスケジュールに沿って御協力して下さっていた地元八幡の方々の間では怒りと混乱が生じた結果、これがいわゆる1億5,000万円中央階段事件として、後の市長選落選につながっていった経緯が思い出されますが、私は、この宮田小学校建て替えの先送りは宮田小学校に限った話ではなく、大変重大な問題に発展するリスクをはらんでいるものと危惧しております。

そこで、私はさきの2月定例会において、この問題を取り上げるべく質問通告に至ったところ、あたかもアリバイづくりであるかのように、新校舎推進会議だけは3月17日に開催され、一定の説明はなされたようですが、だからといって、建て替え先送りについて地域の皆様からの御賛同が得られたわけではなく、私が地元関係者とお話しする限りにおいては、少なくとも3年間は先延ばしになるなどという案に御納得されている方はお一人もおらず、自分たちの庁舎だけ立派にして、ガラス張りのシャワールームまでつけておいて、子どもたちの施設を後回しにするなんてふざけているとお叱りの声もいただいております。

こうした地元の声を意識してか、さきの2月定例会における私の質問に対しては、当時の企画部長より、地域の皆様からの求めに応じて丁寧に個別に対応していく旨の答弁がありました。この答弁を踏まえるのであれば、いまだに地域の皆様との合意が形成されていない以上、この公共施設個別計画に示された少なくとも3年間は先延ばしになる計画は、今日現在においても案として示されたままの状態であり、何ら進展はしていない、決定に至っていないものと認識しておりますが、念のため、企画部長にこの点確認をいたします。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

公共施設個別計画につきましては、令和5年3月31日付に改定済みでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 さきの2月定例会において、地域の皆様からの求めに応じて丁寧に個別に対応していく旨の御答弁があったはずですが、個別計画は3月末日に改定されてしまったとのことでした。

それでは、改定に至るまでに地元の自治会や商店会、あるいはPTAや学校運営協議会などといった地域の皆様にも御説明をした上で御意見を聴取されたのでしょうか。個別計画改定に当たり、地域の皆様からの求めをどのように丁寧に酌み取られたのかどうか、御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

地域の皆様から個別に意見を聴取することは行っておりません。意見を聴取する方法といたしまして、令和5年2月18日から3月19日までの期間でパブリックコメントを実施したものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 地域の皆様からの求めに応じて丁寧に個別に対応していくと答弁していたにもかかわらず、新校舎推進会議において一定の説明をただで個別計画を改定したわけですが、一体どこが地域の皆様からの求めに応じて丁寧に個別に対応していくということなのか、さっぱり理解ができません。こうしたやり方は、まさに前市政をほうふつとさせるものですが、市長お一人が替わっても、残るプレーヤーが同じメンバーである限り、同じ思想と同じ発想の下、同じ行動が繰り返されてしまったものがっかりした次第です。

御答弁は想像はできるのですが、念のため伺いますが、地域の皆様方の御了承は得られているのでしょうか。この個別計画改定に至る手続に瑕疵はないとお考えなのでしょうか。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

個別計画の改定に当たりましてパブリックコメントを実施いたしました。住民説明会等は行っておらず、十分に地元の了承を得たものであるとは考えていないところではございます。今回、パブリックコメントを実施したことで手続上の不備はなかったものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 新校舎推進会議における一定の説明とパブリックコメントを実施しただけで了承も取り付けずに改定したあげく、改定に至る手続に瑕疵はないと開き直っているわけですが、地域の皆様に対しては、個別計画が改定されたという事実をお伝えし、当該計画を改めてお示しされたのでしょうか。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

地域の皆様に対しましては、改めて個別計画をお示ししてはおりませんが、改定した公共施設個別計画につきましては、6月上旬、これ13日でございますけれども、市公式ウェブサイトに掲載を行ったものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 私は、この議場において様々な方のお話に耳を傾けておりますが、民主主義の一丁目一番地は情報公開の徹底であるというフレーズが特に記憶に残っております。その言葉が意味するところは、平等でなければ議論は生まれません。情報公開というものは万人に平等でなければならない。しっかりとした情報がなければ議論が深まらないどころか、民主主義が成り立たないということだったと理解をしておりますが、まさにそのとおりかと思えます。何か形式的にパブリックコメントを実施したことだけで全てを正当化しているようですが、新校舎推進会議を除き、地域の自治会や商店会、あるいはPTA、学校運営協議会などといった地域の皆様に御説明すらしていない、しっかりとした情報が届いていないわけですから、議論が深まるはずもなく、パブリックコメントに十分な御意見が寄せられるはずがありません。これでは民主主義が成り立たない状況、市民不在の状況と指摘せざるを得ません。

あの村越前市長ですら、令和元年における個別計画の見直しの際には、パブリックコメントに限らず市政戦略会議に諮り、さらには市民説明会を仮本庁舎と行徳I&Iホールで開催していたものと記憶しております。これでは現市政下における情報公開の度合いは前市政よりも著しく後退していることになるわけですが、丁寧な説明や情報提供もせず形式的にパブリックコメントを実施したことで、今回の改定を正当化するという手法は許されるのでしょうか。執行部は、「市政清明」という言葉の意味を正しく理解されているのでしょうか。

疑問は尽きませんが、学校教育部長に伺います。市内の小学校は大体何年を目安に建て替えるものなのでしょ

うか。また、宮田小学校は、現在の建物は竣工から何年が経過しているのでしょうか。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

学校の建て替えを検討する場合の築年数としましては、築60年を目安としております。また、宮田小学校の築年数につきましては、最も古い校舎が昭和35年、西暦1960年に建設されており、築63年となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 次に、管財部長に伺います。公共施設個別計画では、学校は築年度等を踏まえて順番に建て替えを行うことが明記されています。素直に解釈すれば、宮田小学校の建て替えが先送りになれば、後に控えている築年数61年の市川小学校、同58年の八幡小学校、同62年の第一中学校と第二中学校の建て替えも同様に先送りされるものと理解しております。さらに、それ以降には築年数58年の中山小学校などの建て替えも控えておりますが、これら後順位の学校が宮田小学校より先に建て替えになることはないということで間違いがないのかどうか、御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

現行の公共施設個別計画では、ただいま御指摘のとおり、学校は築年度などを踏まえ順番に建て替えを行うとの考えの下、築年度の古い順に、令和8年度までに宮田小学校、令和9年度から12年度までには第一中学校など4校の建て替えに着手することとしております。したがって、現計画の下では、仮に宮田小学校の建て替えの着手が遅れたとしましても、他の4校を先に着手することは想定しておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 私は宮田小学校の建て替え先送りに伴い、危機管理上のリスクがたなごらしになることを懸念しております。宮田小学校は災害時の避難所にも指定されておりますが、体育館は4階にあり、エレベーターは設置されていないことから、高齢者や車椅子利用者の方々などが避難できないのではないかと指摘されている状況です。そこで、建て替えに伴い体育館が1階に移設されるほか、エレベーターも設置されるとの期待が高まったことから、地域の皆様も早急な建て替えに御賛同され、これに協力を惜しみなかった経緯がございます。

そこで危機管理監にお尋ねしますが、宮田小学校の現状は危機管理上、課題はないと胸を張れるのかどうか、地域の皆様が安全、安心に避難できる施設と言えるのか、御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

災害時には様々な方が避難所に避難してくることが予想され、避難者の中には何らかの支援が必要な要配慮者の方もいらっしゃいます。宮田小学校は体育館が4階にありますが、エレベーターは設置されていないため、お体の不自由な要配慮の方が避難された場合、1人では階段を上がれず、体育館に行くことが難しい場合も想定されます。そのような場合に備えて、1階に設置予定の福祉避難室や救護室を利用して避難していただく考えてございます。これらの部屋は、収容人員が最大でも40人程度であり、体育館と比較すると2割程度の収容数となってしまうとともに、本来の福祉避難室や救護室としての活用が困難になるおそれがあることは課題と考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 宮田小学校建て替え先送りのあおりを受けて、市内の全ての学校の建て替えが遅れる事態に発展すれば、その分だけ各学校の規模の適正化やG I G Aスクール構想実現へ向けた環境の整備、ようやく進んでいくものと期待されていた小中各学校体育館への冷暖房の完備、バリアフリー化やトイレの改修などといった施設の改善も遅れることになるのだと思います。端的に言えば、市川市内はまさに見た目も古くさく、みすぼらしいばかりか、機能も時代遅れのしょぼい学校だらけになってしまうものと危惧する次第ですが、教育委員会としては、宮田小学校建て替え先送りに伴い、教育現場にどのような影響が生ずると考えているのか、御認識を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

宮田小学校につきましては、既に耐震補強工事は行われておりますが、築年数が60年を超えている校舎もあり、学校機能としても老朽化が進んでおります。建て替えにより学校にもたらされる機能改善としては、これからの時代に求められる個別最適な学びと協働的な学びやI C Tの進捗に対応できるフレキシブルな教室環境の整備、教職員の職場環境の改善、エレベーターの設置などによるバリアフリー化、トイレ改修や児童用更衣室の整備などの生活関係施設の改善などが挙げられます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 新校舎推進会議を立ち上げた際には、家庭、学校、地域が一体となって取り組む必要があるとの触れ込みで地域の皆様にも幅広く協力を求めておきながら、突如として、ろくに説明もせず、了承も得ずに変更の既成事実化を図っています。地域の皆様からの求めに応じて丁寧に個別に対応していくと言っていたにもかかわらず、形だけパブリックコメントを実施したことだけをもって計画改定を正当化しています。宮田小学校建て替え先送りの判断は、単に宮田小学校の建物にとどまらず、危機管理をはじめ地域において多方面に影響を及ぼすものであるばかりか、市内全域の学校に次々と波及していくものであるにもかかわらず、そのような全体構造は一切説明されておられません。本件は取扱いを間違えると重大な問題にも発展しかねないと繰り返し警鐘を鳴らしているわけですが、本市は本当にあらゆるリスクを正しく評価した上で、その覚悟をもって事に当たっているのでしょうか。

菅野駅前ロータリー施設計画の件では、地元の方々に対する説明や地元の方々からの意見聴取が圧倒的に不足していたことで計画変更を余儀なくされたばかりですが、その反省は、この短期間で一体どこに消えてしまったのでしょうか。私は、個別計画が改定されてしまった事実までも覆してほしいとは申しません。ただ、本件は個別計画とは切り離して、それ単体として地域の皆様への説明と意見聴取を通じて御納得いただけるよう対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。企画部長に御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

公共施設個別計画につきましては、建て替え時期の目安を示しているものでございます。しかしながら、地域の実情など様々な要因によりまして、各施設の建て替え時期が変更になる場合も想定されます。地域の皆様から御理解をいただくことが前提であり、御意見には丁寧に対応する必要があることから、各施設の建て替えは個別に適宜対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 現時点においては、宮田小学校建て替え先送り問題の本質にまだまだ多くの方がお気づきではな

く、重大な問題に発展すると言っても、ぴんとこないのかもしれませんが、宮田小学校建て替え先送りのあおりを受けて市川小や八幡小、中山小までもが、特段の合理的理由もなく建て替え先送りになる事態に発展したら、きっとあの方々も黙っていないだろうと、何名かの方々のお顔を思い出さずにはられません。宮田小学校建て替えはやろうと思えば、今日からでも明日からでも今すぐに始動できるはずだと指摘して、次に進みます。

次は、学校給食費無償化についてです。

本市では、子どもの成長を社会全体で支える施策の一つとして、本年1月に中学校等から学校給食費の無償化をスタートさせました。誤解のないよう申し上げますが、私は子どもたちの健やかな心と体を育むために、子どもの成長を社会全体で支える施策の一つとして、本市が学校給食費の無償化に取り組むこと自体に何ら異存はございません。大賛成の立場です。学校給食費の無償化は、従前より市民からの強いニーズがあったものの、多額の財政負担が生じるだけではなく、一度実施したらやり続けなければならないわけですから、安定的に継続的に財源を捻出できるのかどうか課題となって長年の懸案事項になっていました。そうした中、昨年の市長交代を経て、教育委員会と財政部が学校給食費の無償化に係る財源につき協議を重ね、市全体として事業の見直しを図りつつ優先順位を見定めたという説明の下、令和4年9月定例会に補正予算が提出された経緯があったかと思えます。

そして政治的には、この優先順位を見定めたという点がポイントです。財源には限りがあるわけですから、田中市長が年間約23億円を要しながらも、それに見合った費用対効果を見出せない中核市への移行を選択するのか、それとも前市長ではなし得なかった学校給食費の無償化を選択するのか、これら政策の優先順位を田中市長がどのように見定めるのか、我々無所属の会のみならず、多くの会派も同様に注視していたかと思えます。もちろん田中市長は前市政からの転換を図っているわけですから、前市長と全く同じ発想で中核市への移行など進めるはずがないと思っておりましたところ、学校給食費の無償化に係る補正予算が提出されたことから、ああ、これは市長は政策の優先順位を見定めたんだと理解をいたしました。つまり前市政からの転換を図り、暗に中核市への移行は断念したという高度な政治的メッセージが発せられたものと私は受け止めました。中核市移行さえ断念すれば、年間約18億円を要する給食費無償化に係る財源は、将来にわたっても安定的、継続的に捻出することができる、財源の心配をする必要はないと判断し、補正予算に賛成した次第です。

いずれにしましても、この学校給食費無償化の方針が発表されてから約1年、本年1月の中学校等における実施から約半年が経過しました。この4月からは、全ての市立学校において無償化が実現しております。本来であれば、学校給食費の無償化についてはもろ手を挙げて称賛したいところでしたが、とっくに解消されるべき課題が積み残されたままで、全国に先駆けてスタートしたことだけが過度にPRされているような気がします。

そこで企画部長に確認いたしますが、この施策を開始するに当たっては、全国に先駆けてスタートするために課題が積み残ったまま見切り発車をしたという御認識があるのかどうか。それとも、綿密かつ緻密に制度設計を行った上で胸を張って施策を開始できたのかどうか、御認識を伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、社会全体で子どもたちの成長を支え、健やかな心と体を育みたいとの思いから実施したものでございます。学校給食の無償化を始めるに当たりまして、予算措置や条例改正などの必要な措置を行い、対象となる生徒児童も適切に設定していることから制度設計上の問題はないものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 学校教育部長に伺います。ただいま企画部長からは、対象となる生徒児童も適切に設定されており、制度設計上の問題はないと認識しているとの御答弁があったかと思えます。私には、にわかには信じられない御答弁であります。食物アレルギーなどにより、給食を食べたくても食べられない子どもたちがいる、そうした子どもたちは無償化の対象となっていない、社会全体で成長を支える子どもたちの枠からはみ出していると思うのですが、いかがでしょうか。学校教育部としても、対象となる生徒児童を適切に設定しており、制度設計上の問題はないと認識しているのかどうか、御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、条例改正をはじめとする諸手続を経て制度を開始いたしました。しかし開始時点より、食物アレルギーなどにより、給食を食べたくても食べることができない子どもたちは無償化の対象とならないことから、このような子どもたちへの支援の在り方について、課題と認識しておりました。しかしながら、物価高騰の社会情勢なども考慮し、まずは長年の課題であった学校給食費の無償化を早期に実現することを目指し、中学校の無償化から段階的に始め、着実に無償化を実現させていくことを優先したところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 様々な理由により、無償化の対象となっていない子どもたちがいる、社会全体で成長を支える子どもの枠からはみ出している子どもたちがいることを確認いたしました。私は、「学校給食費の無償化」という言葉は、子どもの成長を社会全体で支える施策として位置づけられていたことから、親の所得に左右されないことはもちろんのこと、どのような事情があろうが、義務教育課程下にある子どもたち全てが対象であると理解をしておりました。しかしながら、本市は的確な制度設計よりも、全国に先駆けてスタートするというパフォーマンスを重視したのかどうか分かりませんが、無償化の対象となっていない子どもたちの存在を認識しているのであれば、給食費相当額をお弁当代、あるいは昼食代として支給すれば済む話であるにもかかわらず、そんなことはやろうと思えば今すぐにでも、スタート当初からでもできたはずであったにもかかわらず、「検討」という言葉を安易に使って重要な課題を放置し続けてきたように感じられます。

そこで、いま一度、この施策の意義を確認させていただきます。この施策は、単に市立学校に通う児童生徒のうち、給食を申し込んだ者に限って経済的負担を軽減することが目的なののでしょうか。あるいは、単に給食費徴収事務に係る費用対効果やリスク回避の観点から、給食を無償にしたほうがよいと判断されたものなののでしょうか。それとも、義務教育過程にある全ての児童生徒が健やかな心と体を育むために必要な栄養価の高い食事を取れるよう、社会全体で支えていくための施策なのか、御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校給食費の無償化は、子どもたちの未来を見据え、子どもの成長を社会全体で支えることを大きな目的とする施策の一つとして、子どもたちの安心で充実した食環境を整えることがこの施策の意義と認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 それでは、この施策は無償化の対象となっていない子どもたちに限った場合、どのような効果をもたらしているのでしょうか。市長公室長、御説明ください。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

学校給食費の無償化では、アレルギーや不登校により対象外となる方々もおりますことから、そのような方々への配慮が必要であると考えております。しかしながら、所管部署には御礼の問合せや様々な声が寄せられていることから、定量的に示すことは難しいものの一定の効果があつたものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 私は無償化の対象となっていない子どもたちに限った場合、本施策はどのような効果をもたらしているのでしょうかと質問したわけですが、一定の効果があつたという御答弁でした。無償化の対象となっていない子どもたちに効果なんてあるはずはないと思います。答弁というものは、強弁すればよいというものではないと考えます。

もう一度、学校教育部長に同じ質問をします。この施策は、無償化の対象となっていない子どもたちに対してはどのような効果をもたらしているのでしょうか。正確にお答えください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校給食費の無償化の効果といたしまして、家庭環境や社会情勢によらず、安心して給食を食べることができる環境を整えることをはじめとして、子どもの食に関する諸課題への対応や、その他家計の負担軽減により、家庭における子どもの教育環境の充実につながるなどを期待しているところです。しかしながら、制度の検討段階より課題と認識しておりました食物アレルギーなどにより、給食を食べたくても食べることができない子どもたちにつきましては、学校給食費の無償化により期待される効果がもたらされていない状況と認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 効果がもたらされていないとの御答弁でした。当たり前の話です。

続けますが、無償化の対象となっていない子どもたちを対象として、給食費相当額をお弁当代、あるいは昼食代として支給した場合、どの程度の財源が必要となるのでしょうか、御説明ください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 本年4月当初時点における学校給食の申込み状況では、食物アレルギーや不登校等を理由として学校給食を申し込んでいない児童生徒は合計約100人ですので、給食費相当額にしますと約500万円程度となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 仮に給食費無償化の対象となっていない児童生徒全員に給食費相当額を支給したとしても、それに要する費用は年間500万円程度といったことも確認をできました。やらない理由があるのでしょうか。こうした児童生徒の存在は昨年9月から指摘されていましたが、その際は検討してまいりたいという言葉を使って、すぐに対応いたしませんでした。そして、やろうと思えばすぐにでもできることを半年どころか、もう1年近くも放置している状況です。公平、公正、平等といった観点から、本当にこのままでよいのでしょうか。

今回、私が質問通告に立ったところ、不登校の子を持つ親の方の御所見に触れる機会に恵まれました。その方が感じていることは、お金の問題のみならず、本市が社会全体で支えるという大々的にPRしておきながら、人知れず、その対象から外され、置き去りにされている子どもたちがいるということが悔しくてならないとおっしゃっていました。給食を申し込まないことには相応の理由があるにもかかわらず、他の子どもたちには課せら

れない経済的負担を強いられる、社会全体で支える対象から外される、こんな状況が放置されてよいはずはありません。ましてや一定の効果があつたなど、どうして言えるのでしょうか。もうこれ以上検討する必要はないと思います。現状において無償化の対象となっていない児童生徒もひとしく社会全体で支えていく、健やかな心と体を育むことができるよう、給食費相当額を支給すると力強くお約束いただきたいのですが、田中教育長に御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 田中教育長。

○田中庸恵教育長 それでは、私から御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、学校給食費の無償化でございますけれども、これは食を通じてこれからの日本を支える、そういう子どもを育成する施策の大きな1つであると、そのように受け止めております。しかしながら、答弁にもありましたし、御質問者からもありましたけれども、学校に通えていない子ども、あるいはアレルギーによって毎日お弁当を持ってくるお子さんがいると。そして、このような御家庭から給食の申込みがされていない、こういう実情とございますか、現状があります。この現実をしっかりと受け止めて、そして子どもたちに対して適切な支援、あるいは対応を今後実施してまいりたい、そのように考えているところでございます。

私からは以上です。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 「画竜点睛」という言葉がございます。発育期にある子どもたちの健やかな心と体を育むため、子どもの成長を社会全体で支えるというのであれば、私立の小中学校に通う児童生徒さんたちは、いまだにこの枠組みから外されたままになっていることを指摘して、次に進みます。

次は、デジタル地域通貨についてです。先順位者に対する答弁もありましたので、端的に伺ってまいります。

実証実験参加者の募集期間のみならず、実証実験期間も延長されております。当初予算の説明に際してなされた議会答弁と実証実験の実態が大きく異なってきております。そして、こうした重要な論点につき、議会に対する事前説明があつたわけでもなく、一方的な通告のみで至極当然のようにこうした変更が行われています。これでは議会における質問や答弁が意味をなさなくなってしまうばかりか、実証実験の実態と異なる説明に基づいて、私たちは予算案に賛成してしまったことになるわけですから、予算の正統性そのものに疑義が生じないとも限りません。当初は12日間もあれば1万5,000人は集められる、募集人数を超過して抽せんとなることを想定していると豪語していたにもかかわらず、実際には当初の募集では2,000人しか集まらず、延長を経て再募集に及んでいるわけですから、インングを制限して野球をやると言っていたのに、いざ始まってみたら延長戦があつたり、それでも決着をつけずに再試合をしているような感じがしてしまいます。例えて言うなら、とんねるずのリアル野球BANでも見ているか、あるいは、延々と決着がつかないクリケットの試合でも見ているかのような印象です。

また、実験という言葉の定義は、ある理論や仮説が正しいかどうかを一定の条件の下で決まった手順により試してみることだそうですが、今回のように、その時々都合で前提条件がころころ変わってしまうようでは、いかなる結果が出ようとも、この実験結果の正当性すら揺らぎかねません。前市政においては、市民にも市議会にも説明がないままコロギパウダーの実証実験が延期されていたり、VRプールの実験方法が原形をとどめない程度にまで変更されるという事件が相次いで、市政に対する市民からの信頼が著しく失墜したことは記憶に新しいところですが、今の実証実験の進め方にはデジャビュを感じてしまいます。

いずれにしても、予算案説明時や議会で答弁した内容と異なる事業展開をすることは、市議会を軽視していることにほかならないと私は受け止めておりますが、議会における理事者の答弁というものは、いつからそんなに軽いものになってしまったのでしょうか。議会で答弁した内容と異なる事業展開が繰り返されることをどの

ように正当化できるのか、総務部長に御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

予算を計上する事業には必ず目的があります。予算執行時までの状況の変化を踏まえ、その目的の達成のためにより効果的な手法がある場合には、議決いただいた予算の範囲内で事業の実施方法を柔軟に変更することは十分にあるものと考えております。基本的には、事務事業の執行は所管部署の職責の範疇であります。議決いただいた予算について、事業の実施方法を変更、いわゆる延長、拡大、中止などをする場合には、できる限り市議会等への情報提供をすることが望ましいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 昔の流行語、何でしたっけ。「ああ言えば上祐」というフレーズを思い出してしまいました。素直に議会の議決に瑕疵があるとの疑義が生じてはならない、予算の正統性が疑われることがあってはならない、予算の説明や議会答弁に際しては正確を期す答弁を心がけなければならないと言えいいものを、長々と御答弁いただきましてありがとうございます。今の御答弁に基づけば、今後も議会に諮ることなく、実証実験期間をさらに延長する、ポイント利用期限を延長するなど、予算案説明時や議会で答弁した内容と異なる事業展開をためらいなく続けるということなののでしょうか。それでは、今日、ここでどのような質疑をして、いかなる答弁をしたとしても意味がないという話になってしまいます。

そもそも市民ニーズを調査して制度設計を綿密に練り上げた上で利害関係者との調整を的確に行っていたのであれば、今回のように延長や再募集を繰り返す必要はなかったはず。自分たちの見通しが甘い上にプロジェクト管理にも不備があるからこそ、事業の実態が議会答弁から大きく乖離しているだけではないかと指摘をしたと思います。端的に言えば、議案の質が低い、予算精査のレベルが低い、事業管理の質が低い、答弁の質が悪いというだけなのに、何か強弁して正当化している、こうした答弁が繰り返されているように感じます。

さきのVRプールの実証実験について、TEAM市川プライドという機関が発行した「季刊市川モンダイ」においては、このでたらめぶりは底なしだと批判されていたことに対する真摯な反省というものはないのでしょうか。今や前市政ではなく、市政清明が求められる市政であるにもかかわらず、幹部職員の意識に変化が感じられないことが残念でなりません。

松丸副市長に伺います。議会の議決に瑕疵があるとの疑義が生じてはならない、予算の正統性が疑われることがあってはならない、議会答弁とその後の事業展開が大きく乖離することは財政民主主義の観点からも望ましいことではなく、予算案の説明や議会答弁に際しては正確を期すよう慎重に答弁しなければならないと私は考えますが、副市長の御見解を伺います。

○稲葉健二議長 松丸副市長。

○松丸多一副市長 行政運営、あるいは行政経営の基本原則として、継続性であったり効率性、あるいは正確性、さらには公正、透明性、こういったものが担保されている必要があると思っております。したがって、議決事件を審議、あるいは審査していただく過程におきまして、理事者の説明、特に予算事業につきましては、正確な説明が求められております。これが担保されないときには議決そのもの、あるいは予算の執行に疑義が出る可能性もございますので、理事者側、答弁者として、そういった説明と実際の事業展開に大きな乖離があってはいけないと思っております。ただ、議会説明の後に事情の変更、あるいは想定を超えるような状況の変化があれば、軽微な変更を事業の執行の中で伴うことはございますので、その際はしっかりと議会にも説明をさせていただいて、事業の執行をしっかりと監視していただければなと思っております。

以上です。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 事前説明から1mmたりとも変えてはならないなどということを申し上げているわけではありません。ただ、基本姿勢、基本的な考え方がどこにあるのか、ここは確認する必要があると思い、この質問をさせていただきます。2億円もの多額の自主財源を用いている事業であるということを目覚めて事に当たっていただければと思います。

続けます。実証実験終了後には効果の検証をしなければなりません。本年2月定例会における御答弁によれば、I C H I C Oの魅力や強みは、30%ものプレミアムが付与されていることのみではなかったはずですが。だとするならば、実証実験終了後には次のような方法で効果を検証すべきと考えます。

まずは、I C H I C Oの実証実験に参加した方々についての検証方法です。I C H I C Oの実証実験に参加した人数は1万5,000人だったかと思われませんが、この方々が実証実験に参加された動機としては30%、最大9,000円ものプレミアムポイントが付与されるということが大きかったものと想定されます。ただ、本市のこれまでの説明どおり、30%ものプレミアムが付与されていること以外にもI C H I C Oの魅力や強みがあるのであれば、こうした方々が今回の実証実験を通じて、そうしたI C H I C O固有の魅力に価値を見出すことができたかどうか、これが評価軸になるのだと理解します。

だとするならば、1点目としては、こうした方々がプレミアムポイントが付与される限度額を超過してチャージしたのかどうか。もう1点は、プレミアムポイントの利用期限終了後においてもI C H I C Oへのチャージを繰り返し、他のキャッシュレス決済ではなくI C H I C Oを使い続けたのかどうか。これら2点を検証することで、実証実験参加者が30%のプレミアムポイント以外にもI C H I C Oに魅力を見出したどうかははっきりするかと思われま。

次に、プレミアムポイントが付与される実証実験には参加しなかったものの、新健康ポイント事業に参加した市民5,000人の方々と、ボランティア活動を通じて行政ポイントを獲得された方々についての検証方法です。新健康ポイント事業に参加した市民5,000人の方々とボランティア活動を通じて行政ポイントを獲得された方々は、恐らく獲得されたI C H I C Oをほぼ全額、市内各地で費消されるのだと想定されますが、本質的な検証を行うのであれば、こうした方々が獲得点を費消した後の行動に着目すべきです。こうした方々がI C H I C O特有の魅力や強みを感じられたのであれば、獲得点を全額費消した後においてもなお、I C H I C Oへのチャージと費消を繰り返すのだと思われま。だとすると、新健康ポイント事業に参加した市民5,000人の方々と、ボランティア活動を通じて行政ポイントを獲得された方々の大体何%ぐらいがI C H I C Oへのチャージと費消を繰り返したのかという点もK P Iとなるはずですが。

というわけでまとめますと、1つ目は、I C H I C Oの実証実験に参加された1万5,000人の方々が、プレミアムポイントが付与される限度額を超過してチャージしたのかどうか。もう1点は、プレミアムポイントの利用期限終了後においてもI C H I C Oへのチャージを繰り返し、他のキャッシュレス決済ではなくI C H I C Oを使い続けたのかどうか。3つ目は、新健康ポイント事業やボランティア活動を通じて獲得した行政ポイントを費消した後においてもI C H I C Oへのチャージを繰り返したのかどうか。

私は、これら3つの手法に基づく検証で高い数値を示すことができれば、I C H I C Oの魅力が客観的に証明されることになると思うのですが、御見解を伺います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

先順位者に御答弁しましたとおり、今回の実証実験では参加者や加盟店を対象としたアンケート調査を行っ

て、デジタル地域通貨の導入が市内におけるお金の循環にどれだけ寄与したかを検証する予定です。このことに加えて御提案をいただいた3つの指標につきましては、事業効果を検証する上で非常に有効なものであると考えます。今後、実証実験の結果を検証してから明らかになった課題を整理いたしますが、事業を展開する運びとなった場合には、3つの指標を検証項目として設定することを検討いたします。

なお、今回の検証に御提案をいただいた3つの指標を取り入れるかという点でございますが、I C H I C Oをチャージして使い続けられるようにするためには、参加者に対して確実かつ丁寧な周知が必要となる上、チャージ金額に相当する予算の確保やシステムの設定変更など、幾つかの課題があることから慎重に検討を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 誠実な御答弁ありがとうございました。この実証実験の当初の目的は、市民活動を後押しする地域通貨として市民に幅広く認知されるかどうか、幅広い世代にとって使いやすい地域通貨であるかどうかを検証することにあつたはずだと思います。ただ、現状では当初の目的からややずれ始めていて、何日間かければ参加者数が1万5,000人に達するか、何日間かければ参加店舗数が200店に達するか、何日間あれば付与したプレミアムポイントが完全に費消されるのかについて実証実験をやっているかのように感じられ、本末が転倒していることを懸念する次第です。

私は、本市が数々の社会実証実験で大失敗を繰り返しながらも、答弁者が失敗を一向に認めずに強弁を続ける姿は正直見飽きており、率直に申し上げれば、もうこりごり、辟易しております。どうか一度ぐらい、執行部が市民や議会に対して事前に説明したとおりに、正攻法で真っ当な実証実験を展開され、企画部長なのか、総務部長なのか、どなたでも構いませんが、どうだ越川さん、これなら突っ込みどころはないでしょうと勝ち誇った笑みを浮かべて、その成果を報告されるお姿をぜひとも見せていただきたいと、これは要望で結構ですが、切に御要望申し上げ、質問を終わります。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時35分散会

第 9 日

令和5年6月26日（金曜日）

令和5年6月市川市議会定例会議事日程（第9号）

令和5年6月26日（月曜日）午前10時開議

- 第1 一般質問 野口じゅん
- 第2 議案第24号 副市長の選任について
- 第3 発議第1号 市川市議会会議規則の一部改正について
- 第4 発議第2号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について
- 第5 委員会の閉会中継続審査の件
- 第6 委員会の閉会中継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第24号 副市長の選任について
- 日程第3 発議第1号 市川市議会会議規則の一部改正について
- 日程第4 発議第2号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について
- 日程第5 委員会の閉会中継続審査の件
- 日程第6 委員会の閉会中継続調査の件

---

出席議員 42名

|   |   |      |     |
|---|---|------|-----|
| 門 | 田 | 直    | 人   |
| 野 | 口 | じゅん  |     |
| 丸 | 金 | ゆきこ  |     |
| 富 | 家 |      | 薫   |
| 沢 | 田 | あきひと |     |
| 太 | 田 | 丈    | 之   |
| 小 | 山 | な    | おと  |
| 川 | 畑 | いつこ  |     |
| ほ | と | だ    | ゆうな |
| 国 | 松 | ひろ   | き   |
| や | な | ぎ    | 美智子 |
| と | く | た    | け   |
| 中 | 町 | け    | い   |
| つ | ち | や    | 正順  |
| つ | か | こ    | し   |
| 加 | 藤 | 圭    | 一   |
| 浅 | 野 | さ    | ち   |
| 久 | 保 | 川    | 隆志  |
| 西 | 村 |      | 敦   |
| 中 | 村 | よし   | お   |

|   |   |   |    |   |    |
|---|---|---|----|---|----|
| 大 | 久 | 保 | た  | か | し  |
| 石 |   | 原 | た  | か | ゆき |
| 清 |   | 水 | み  | な | 子  |
| 廣 |   | 田 | 徳  |   | 子  |
| に | し | む |    |   | 勲  |
| 石 |   | 崎 | ひ  | で | ゆき |
| 堀 |   | 内 | し  | ん | ご  |
| 細 |   | 田 | 伸  |   | 一  |
| 青 |   | 山 | ひろ | か | ず  |
| 石 |   | 原 | み  | さ | 子  |
| 宮 |   | 本 |    |   | 均  |
| 大 |   | 場 |    |   | 諭  |
| 稲 |   | 葉 | 健  |   | 二  |
| 小 |   | 泉 | 文  |   | 人  |
| 石 |   | 原 | よし | の | り  |
| 増 |   | 田 | 好  |   | 秀  |
| 越 |   | 川 | 雅  |   | 史  |
| 中 |   | 山 | 幸  |   | 紀  |
| 松 |   | 永 | 鉄  |   | 兵  |
| 竹 |   | 内 | 清  |   | 海  |
| 加 |   | 藤 | 武  |   | 央  |
| 岩 |   | 井 | 清  |   | 郎  |

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

|    |       |   |   |     |
|----|-------|---|---|-----|
| 市  | 長     | 田 | 中 | 甲   |
| 副  | 市長    | 松 | 丸 | 多   |
| 代表 | 監査委員  | 植 | 草 | 耕   |
| 教  | 育長    | 田 | 中 | 庸   |
| 危  | 機管理監  | 本 | 住 |     |
| 市  | 長公室長  | 麻 | 生 | 文   |
| 総  | 務部長   | 蛸 | 島 | 和   |
| 企  | 画部長   | 小 | 川 | 広   |
| 財  | 政部長   | 田 | 中 | 雅   |
| 管  | 財部長   | 稲 | 葉 | 清   |
| 情  | 報管理部長 | 小 | 林 | 茂   |
| 文  | 化国際部長 | 森 | 田 | 敏   |
| ス  | ポーツ部長 | 立 | 場 | 久美子 |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 市 民 部 長           | 佐 藤 敏 和   |
| 経 済 観 光 部 長       | 根 本 泰 雄   |
| こ ど も 部 長         | 鷺 沼 隆     |
| 福 祉 部 長           | 菊 田 滋 也   |
| 保 健 部 長           | 川 島 俊 介   |
| 環 境 部 長           | 二 宮 賢 司   |
| 街 づ く り 部 長       | 小 塚 眞 康   |
| 道 路 交 通 部 長       | 岩 井 忠 良   |
| 下 水 道 部 長         | 藤 田 泰 博   |
| 行 徳 支 所 長         | 秋 本 賢 一   |
| 消 防 局 長           | 角 田 誠 司   |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 岩 井 滴     |
| 事 務 局 長           |           |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 藤 城 久 保   |
| 会 計 管 理 者         | 六 郷 眞 紀 子 |
| 教 育 次 長           | 小 倉 貴 志   |
| 生 涯 学 習 部 長       | 板 垣 道 佳   |
| 学 校 教 育 部 長       | 藤 井 義 康   |

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 之 |
| 事 務 局 次 長 | 町 田 茂 幸 |
| 議 事 課 長   | 米 津 孝 成 |
| (議事担当)    |         |
| 主 幹       | 宮 嶋 茂   |
| 主 査       | 尾 本 悠   |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 介 |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一 |
| 主 任 書 記   | 三 澤 啓 成 |
| (調査担当)    |         |
| 主 幹       | 渡 辺 孝 文 |
| 主 査       | 前 田 悠   |
| 主 査       | 岡 澤 英 康 |
| 主 任 書 記   | 関 口 舞   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴 |
| 書 記       | 福 井 寿 明 |

# 会 議

午前10時7分開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

野口じゅん議員。

[野口じゅん議員登壇]

○野口じゅん議員 おはようございます。会派チームいちかわの野口じゅんでございます。定例会最終日、お疲れのところでございますが、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、通告に従いまして、初回総括2回目以降一問一答で質問させていただきます。

大項目1つ目、外国人支援について。

6月17日に発行された「広報いちかわ」の最新号には、「市内に広がる『国際化』」という特集がありました。そこにも記載があるように、本市には多くの外国籍の方が住んでいて、人口の3.6%に当たり、28人の1人は外国籍の方という計算になります。今日はこの議場には、恐らく90名近くの方がいらっしゃると思いますので、この中に3人外国籍の方がいる、そのような割合です。このように、現実として外国人の方が身近な存在になっているということ、そして、情報化社会において、国外についての様々な情報をインターネットで得ることができ、そして海外へ行き来が以前に比べて容易になっているような現代において、多文化共生社会の推進は、非日常としての国際交流というような枠組みとしてだけではなく、まさに生活に関わる日常の問題として取り組まなければならない問題だと考えます。地域社会を構成し、共に生きていく外国出身の皆さんが、文化や習慣の違いから困難に直面することがなく、暮らしやすい地域を一緒につくっていくということは、まちづくりの観点からも重要であり、また、多様性社会を推進する本市としての重要な課題だと考えます。外国人の方にとっても住みやすい市川が実現できれば、それは日本人にとっても住みやすい町になることにつながると考えます。

そこで、在住外国人に対する支援の内容と課題について伺います。

次に、(2)として、法務省が交付している外国人受入環境整備交付金の金額と補助対象の内容について伺います。この交付金は、外国人のためのワンストップ型の相談窓口の設置、運営などの費用の一部を法務省が地方自治体に交付しているもので、本市も交付を受けていると聞いています。その交付金の活用の内容と金額について教えてください。

次に、その交付金を利用して設置している外国人相談窓口における相談件数と内容について伺います。

次に、少し違った視点から質問します。外国人と自治会などの地域コミュニティーとの交流促進についてですが、国籍にかかわらず新しく市川に移り住んできた方たちと、もともとその地域に住んでいる方たちとの交流が進まないという課題は、地域の課題として存在していると思います。自治会への加入率の低下の問題が本議会でも取り上げられましたが、新しく移り住んできた比較的若い世代、子育て世代と、もともと住んでいる住人との交流が進んでいないことも、この加入率低下の要因の一つではないでしょうか。文化や習慣の違う場所に住んでいて、身寄りの少ない外国出身の方にとって、既存の地域コミュニティーへの関わりは、安心して市川で生活するためには何よりも必要だと考えます。(4)として、在住外国人の方が住んでいる地域のコミュニティーとつながったり、交流したりするために市が行っている取組にはどんなものがあるか教えてください。

続いて、大項目の2つ目です。KUGURU展について。

市川市は文化都市として歴史的・文化的資産を有し、たくさんの文化人が住んでいた、もしくは住んでいるこ

とも知られています。本年度策定された市川市総合計画の第三次基本計画の中にも、基本目標として「彩り豊かな文化と芸術を育むまち」とあり、文化芸術に触れる機会の拡充や文化芸術活動への支援が掲げられています。文化芸術が身近に感じられるまちづくりは、市民の皆さんの心の豊かさをもたらします。また、若手アーティストなどへの支援は、市川のブランド力を上げ、選ばれる町を目指す上でも重要な取組と考えます。令和2年度から町なかアートギャラリーの取組の1つとして、アーティストを公募し、その作品をのれんとして展示するイベントKUGURU展が真間のエリアを中心に開催されました。歴史と文化のある真間山弘法寺から延びる参道、大門通りの商店の軒先に、アーティストが真間をテーマに作成したのれんが飾られましたが、これはアーティストの活動の発表の場の創出だけでなく、参加者に真間エリアの歴史的価値を再認識していただいたり、地域の商店も巻き込むことにより、地域の交流とにぎわいの創出も図られたイベントだと確認しています。

これまで令和2年度、令和3年度と2度開催されたKUGURU展について、(1)として、その開催の経緯と概要、また、事業の位置づけ及び実施体制について伺います。

(2)として、KUGURU展は、2度の開催において、市川市内外からたくさんの方が見学に来られるなど好評であったと聞いています。KUGURU展の開催による反響と、その成果について伺います。

次に、昨年度から、KUGURU展については市では行わないことから、地元の商店会の有志を中心に、今年9月に開催されると聞いています。そこで、(3)市民による自主的な開催としてこのKUGURU展が継続されることについて、本市の支援体制について伺います。

次に、大項目の3つ目、生活困窮者への食の支援についてです。

20年以上にわたる日本経済の長期低迷に加え、新型コロナウイルス感染症による打撃、また、物価高騰などにより生活に困窮されている世帯が全国的に増えています。また、子どもの相対的貧困も問題となっていますが、本市では、子どもの居場所づくりへの支援として、子ども食堂への補助金による支援が開始されています。既に子ども食堂団体からは、とても助かっているという声を聞いています。そして、子ども食堂団体の数も増えています。

同じように、食の提供を通じた支援活動を行っている団体として、フードバンク団体があります。フードバンクとは、品質に問題がないにもかかわらず、市場で流通できなくなった食品や家庭で余っている食品を廃棄される前に集め、生活困窮者や福祉施設に配布する活動です。生活困窮者への食の支援として、フードバンクの活動は全国的に注目されており、田中市長も今年2月10日に市内のフードバンク団体の倉庫を視察されています。

そこで、まず(1)として、子ども食堂とフードバンク団体、そして市の3者が現状どのように連携しているのか。また、今後の活動をどう考えているのか伺います。

子どもの貧困問題は、当然のことながら、大人の貧困問題と密接に関わっています。生活困窮者への食の支援として、本市はどのような取組を行っているのか、その現状と課題について伺います。

続いて、(3)として、先ほど説明したフードバンク活動は、フードロスの削減と生活困窮者への食の支援という側面があり、全国的に広がっている活動ですが、フードバンクの活動では、食品を保管する倉庫の賃料や、運搬に関わる人手や経費の確保など、活動を維持するのに様々な課題があります。フードバンクのような活動を持続可能なものにするために、国も農林水産省によるフードバンク活動支援事業を行っていますし、今月頭には、千葉県による千葉県フードバンク活動物価高騰対策支援事業補助金が発表されました。そこで、(3)として、そのようなフードバンクへの支援の他市の事例について、どのようなものがあるのか教えてください。そして、そのような先例がある中で、本市におけるフードバンクへの支援の考えはないのか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。答弁の内容に応じて再度質問させていただきます。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

森田文化国際部長。

〔森田敏裕文化国際部長登壇〕

○森田敏裕文化国際部長 私からは大項目1番、外国人支援についてと2番目のKUGURU展についてお答えいたします。

初めに、外国人支援の(1)支援の現状と課題についてであります。本市には令和5年5月末現在、国籍110か国以上の約1万8,000人の外国人の方がお住まいになっています。本市に在住する外国人への支援の内容といたしましては、主に外国人相談窓口の設置、日本語教室を通じた言語支援及び多言語での情報提供の3つを行っております。それぞれ具体を申し上げますと、1点目の外国人相談窓口につきましては、第1庁舎と行徳支所において平日の週5日、英語、中国語、スペイン語のほか、テレビ電話通訳も含めると17言語に対応し、在住外国人が安心して暮らすことができるよう、行政手続の通訳サポートや各種関係機関への案内、日常生活における相談などを行っております。

次に、日本語教室につきましては、ボランティアによる日本語教室が15教室あり、日本語を習得したい在住外国人が希望するレベルに応じて学習できるよう支援しております。

最後に、多言語での情報提供につきましては、外国人相談窓口や日本語教室などの支援に係る情報提供のほか、日常生活において必要となる情報が得られるよう、月に2回、市公式LINEにおいて、行政サービスやイベントなどの情報を英語と易しい日本語で配信しております。

次に、支援に係る課題でございますが、本市の在住外国人の増加や日本語教室を担っていただいているボランティア指導者の高齢化に対応するため、新たに指導者となる人材の確保がございます。その対応として、本年度は、コロナ禍で3年間中止しておりました日本語ボランティア養成講座を再開予定であり、人材の確保に努めてまいります。

次に、(2)外国人受入環境整備交付金についてであります。同交付金は、都道府県及び市区町村が在住外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て及び教育など、生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の設置、拡充等の経費の一部を法務省が交付しているものであります。この交付金の目的は、地域における在住外国人の受入れ環境整備を促進し、多文化共生社会の実現に資することであり、本市では、令和元年度から交付を受けております。令和4年度は、外国人相談窓口の相談員やテレビ電話通訳サービスに係る経費の2分の1に相当する約276万円が交付されております。なお、過去の交付実績といたしましては、令和元年度が約253万円、令和2年度が約357万円、令和3年度が約296万円となっております。

次に、(3)外国人相談窓口の相談状況についてであります。外国人相談窓口は、第1庁舎及び行徳支所ともに市川ボランティア通訳の会に依頼し、それぞれ1日2人体制で相談を受けていただいております。令和4年度の実績として、相談者数が約5,700人、相談件数は約7,000件となっており、コロナ禍前の令和元年度と比較し、相談者数、件数ともに増加している状況であります。相談内容といたしましては、出入国を伴うものを含め転入、転出の手続に関する事及び健康保険、年金、税金に関する事が多い傾向となっておりますが、日常生活に関する相談など多岐にわたっているところであります。なお、相談内容が専門的な場合、千葉県国際交流センターが実施している弁護士及び行政書士による外国人のための無料法律相談など、それぞれの相談内容に応じた専門機関を御紹介しております。

次に、(4)自治会などの地域コミュニティとの交流促進についてであります。多くの外国人の方が暮らす本市においては、在住外国人と市民との交流を促進することが多文化共生社会の実現に資するものと考えております。在住外国人との交流につきましては、市民まつりや行徳まつり、いちかわドイツデイなどのイベントにおい

て、各国の紹介のほか、飲食ブースへの出展やステージで民族舞踊等を披露していただくことなどにより、地域住民の交流や異文化理解の促進を図っているところであります。また、市川市国際交流協会をはじめとする市民団体の協力により、在住外国人が着物を着て日本の文化に触れたり、各国の歌やダンスと一緒に楽しむなど、交流を促進するイベントも行っております。これらにより、自治会などが主催する地域の行事にも、その地域に住んでいる外国人の方が積極的に参加されることがあると伺っております。

今後も、関係機関や関係団体などと連携し、在住外国人が地域社会の構成員として積極的に参画してもらえようようにすることにより、地域コミュニティとの相互理解や交流が深まるよう取り組んでまいります。

次に、大項目2番目のKUGURU展についてであります。初めに、(1)開催の経緯と概要についてであります。市民が日常的に芸術や文化に親しみ、触れる機会の拡充を図るため、令和2年度から文化施策活性化事業を開始いたしました。この事業の一つとして、地域や民間企業と連携協力を図りながら、作品を展示する場を創出する町なかアートギャラリーの取組を行うこととし、アーティスト、学識経験者、民間事業者及び行政により構成するICHIKAWA ART CITY実行委員会を立ち上げ、様々な企画を実施することといたしました。そして、この取組の一つとして、アーティストからデザインを公募したのれんの展示等にちなみ、イベント名をKUGURU展と称し企画いたしました。なお、コロナ禍での開催となったため、感染症対策に留意しつつ、コロナ禍でも実施できることを念頭に企画し、実施に至ったものであります。

第1回KUGURU展は、令和3年3月8日から4月11日まで、「アートな暖簾の参道を歩こう」と題し、公募デザインにより制作したのれんを、真間の大門通り、市川手尻奈通りを中心とする地域の協力店舗に展示したほか、真間山弘法寺での立体アート展示や、オンラインサイトにおけるアーティスト紹介などを実施いたしました。第2回KUGURU展は、令和4年3月1日から同月27日まで、「アートな暖簾をくぐろう」と題し、前回展示したのれんに加え、新規公募したデザインによるのれんを制作し、新たに市川駅前西通り周辺を加えた地域に展示したほか、立体アート展示を実施いたしました。また、展示のほか、商店会と協働し、アーティストの作品販売KUGURUマルシェを実施するとともに、新たにアーティストトークを開催いたしました。

次に、(2)開催による反響と成果であります。第1回、第2回ともにコロナ禍であったこともあり、集客のための積極的な広報活動や来場者数の集計は実施いたしませんでしたが、参加アーティストや店舗へのアンケートで反響や効果を確認いたしました。参加アーティストへのアンケートでは、コロナ禍で活動の機会が少ない中、作る楽しさと発表できる喜びを与えてもらった、想像以上の反響でよい経験となり、他のアーティストや店舗、さらに市民との新たなつながりを持つことができたなどの意見をいただきました。また、参加店舗からは、通常とは異なる客層の来店があり、店の知名度アップにつながった、のれんの展示でお店が華やいだなどの声が寄せられました。計2回にわたるKUGURU展開催の成果として、アーティストには作品発表の機会が、市民にはコロナ禍でも楽しめる多様なアートが提供できたほか、店舗へののれん展示がアートを通じた地域の活性化にもつながったものと認識しております。

次に、(3)本市の支援についてであります。2回のKUGURU展の開催に当たり、市は実行委員会への負担金として開催費用を負担するとともに、職員が実行委員会の一員として企画の実施に参加しております。現在、市川真間地域の商店会有志等から、市の補助金等を活用しながらKUGURU展を自主的に開催したいとの申出をいただいているところであり、これらに係り、本市では地域の方たちの手による開催が円滑に行われるよう支援してまいりたいと考えております。具体的には、活用できる補助金等を調査し、その申請の手続をサポートすること等が考えられます。

なお、これまでのKUGURU展で制作したのれんなどの備品は、実効委員会での保管が難しいことから、本市で保管しているところであります。地域の方たちによる自主的な開催の際には、手続等の支援のほか、可能な

範囲で支援に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

〔鷺沼 隆こども部長登壇〕

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目、生活困窮者への食の支援についてのうち(1)についてお答えをいたします。

支援が必要な子どもたちに食事と交流の場などを提供する子ども食堂に対して、市は補助金を交付するほか、パンフレットを子どもたちや学校へ配布するなどの周知活動や、市民の方からの食材の寄附やボランティアの申出を取り次ぐなど支援を行っております。また、市内のフードバンク活動につきましては、NPO団体と市川市社会福祉協議会がいちかわフードバンクとして寄附された食品を生活困窮者や福祉施設、そして子ども食堂などに配布しているところでございます。こうした団体に対して、本市は食料を必要とする人に円滑に届けられるよう情報提供や、対象者と団体をつなぐ調整などの面で連携を図っております。例えば、子ども食堂に来所する生活困窮が心配される大人に対し、フードバンク団体が行う食品配布の案内を行うとともに、生活保護制度などの公的支援につなぐことにも取り組んでおります。また、市が支援している要保護児童のいる家庭へフードバンク団体から提供された生理用品や食品を配付したり、子ども食堂などのイベント情報の案内などの実績がございます。

なお、今年度からの取組として、市内の子ども食堂の取りまとめを行う市川こども食堂ネットワークとフードバンク団体の協力により、中央こども館で中高生に向けた食品配付を試験的に実施しております。これは、フードロス削減の啓発として行っておりますが、支援が必要な状態でも自ら声を上げることのない子どもたちに、子ども食堂やフードバンクの存在を知っていただく目的もでございます。このように、日常生活に欠かすことのできない食品を介した関わりは、自ら支援を求めず、公的機関につながりにくい人々と自然に対話できる方策であることから、今後も市内のフードバンク団体との連携について関係団体とも協議しながら、多様な方法を模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

〔菊田滋也福祉部長登壇〕

○菊田滋也福祉部長 私からは生活困窮者への支援についての(2)から(4)についてお答えします。

初めに、(2)生活困窮者への食の支援の現状と課題についてです。平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、新たに生活困窮者自立支援制度が創設されました。この制度は、既存の制度では十分に対応し切れなかった生活保護に至る前の生活困窮者に対し、自立相談支援等を実施することで自立の促進を図ることを目的としています。本市では、生活困窮者に係る自立相談について、平成27年度から市川市生活サポートセンターそら——以降はそらと言います。こちらに委託をして実施しております。具体的には、本市に居住する生活困窮者に対し自立相談支援、住居確保給付相談支援、家計改善支援、就労準備支援、また一時生活支援を実施し、自立の支援を進めております。食の支援については、そらにおいて、生活の立て直しを目的として、住む場所を失った方に一時的に住居を提供する場合がありますが、こういう場合に食料を提供しております。1回当たりの食料は、状況に応じてですが、おおむね1人当たり3食を4日分とし、米やレトルト食品、ラーメン、乾麺、ペットボトルなどです。昨年度の支給状況は12件で、984個となっています。

そらの相談窓口には、今日食べるものがないなど、直接的に食の支援を求める相談というのは少ないため、食の支援ニーズについて把握をすることというのは難しい状況です。食の支援を求める相談は、直接フードバンク

活動を行う支援団体などに寄せられているのではないかと想定しております。当該支援団体から、緊急性の高いケースについてはさらに情報が寄せられ、支援にその後つながるケースもあります。また、当該支援団体が支援する方の中には、緊急性は低いものの生活に困窮し、行政の支援を必要としている方もいらっしゃいます。当該支援団体は、食の支援活動を通じて様々な悩み事を打ち明けられる場所であるとも聞いておりまして、生活に困窮する方と身近に接することから、行政の支援を必要とする方を早期に発見することができます。生活困窮者の早期発見・支援につなげるためにも、今後さらに当該支援団体などとの協力連携体制を構築していく必要があると考えております。

次に、(3)他市におけるフードバンクへの支援の事例についてです。千葉県では、フードバンク活動を実施する団体に対し、食料支援を必要とする生活困窮者に円滑に物資が届く体制の整備充実を図るための補助金として、千葉県フードバンク活動物価高騰対策支援事業補助金を創設し、今月から受付を開始しています。この事業の対象は1年以上かつ年4回以上の活動実績があり、食料の受入れ・提供拡大のための取組をしている県内に事務所を置く法人、またはこれに準ずる団体としています。補助額は人件費、消耗品費、配送費、賃借料、また備品購入費、電気料金など対象経費の2分の1で、1団体当たり100万円を上限としています。また、近隣では船橋市が昨年12月にNPO法人与連携協力に関する協定を締結しており、協定の目的として、「経済的に困難な状況にある家庭が食に不安を抱くことなく安心して暮らすことができる社会の実現を目指す」としています。この協定をきっかけに、より連携を深め、フードバンク事業や食品ロス対策のさらなる周知啓発と推進、そして生活困窮者への安定的な食料支援につなげるとしています。また、食料関連企業などから寄贈された食品等を食料支援の必要な方に無償で提供するフードバンク活動を行う団体を対象に助成金を交付しています。

このほか、全国的に見ても複数の事例があります。横須賀市では、平成30年10月に公益社団法人と連携協定を締結し、同法人の倉庫から食品を運搬し、食品の無料配布を行っており、食品の運搬については市がNPO法人に委託しています。また、奈良市では、令和2年12月より新型コロナウイルスの感染拡大に際し、社会的・経済的困難を抱える子育て世帯を対象に、子どもの食の支援を行う拠点となるフードバンクセンターを開設し、NPO法人に委託し実施しています。当初、フードバンクセンターでは、家庭や企業等で余っている食品の受け取りから保管や仕入れ作業ができる物流倉庫で、まずは子育て中の500世帯の配布を目標に、余剰食品の受付を開始しました。また、その後、市役所などでも食品の受け取りを行うフードドライブを実施し、集めた食品を市内5か所の配布拠点で対象となる世帯に配布していると聞いています。このほかにも市役所や公共施設にフードバンクの倉庫を設置した事例を確認しております。

次に、(4)本市のフードバンクへの支援についてです。本市の食に関する支援といたしましては、食品を寄附できる場所を確保するため、昨年10月に株式会社ファミリーマートと市が合意書を交わしましてフードドライブ事業を開始しました。市民から寄せられた食品は市社会福祉協議会のいちかわフードバンクを通じ、生活困窮者や子ども食堂、また福祉施設等に配布をしております。このように市はフードバンク活動を担っている団体と協力しながら、生活困窮者等への食の支援を行っているところです。

なお、本市でフードバンク活動を担っている団体は、市社会福祉協議会とNPO法人フリースタイル市川の2団体ありますが、現時点において他市の事例のように、食品運搬の事業委託や団体への助成金の交付、また公共施設内に倉庫を設置するなど、こういった支援というのは行っておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

野口議員。

○野口じゅん議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。順次再質問をさせていただきます。

外国人支援についてですが、(1)外国人支援の現状について、外国人相談窓口の設置や日本語教室を通じた言語支援、多言語での情報提供の3つがあるということが分かりました。そして課題として、日本語教室のボランティア指導者の人材確保が必要だということが分かりました。私も20代の頃、7年間海外留学をした経験がありますが、言葉も通じず文化の違う国で生活する苦労は身を持って体験しています。その言葉のハンデを少しでも取り除くことができる支援としての日本語教室や多言語での情報提供は、最低限必要な支援と考えます。ぜひ課題である人材確保、人材不足の解消を進めていただきたいと思います。こちらについては再質問はありません。

次、(2)法務省の外国人受入環境整備交付金の活用状況についてですが、外国人相談窓口の相談員への報酬やテレビ電話通訳サービスの運用の経費などについて、約276万円の交付を受けているということでした。この交付金の上限は1,000万円なので、上限までは利用していないということが分かりました。これについても再質問はありません。

(3)について再質問させていただきたいと思います。この交付金を活用して設置している外国人相談窓口における相談件数と内容についてですが、この在留資格など出入国に関する相談の内容は、年間7,000件あるうちのどのぐらいの割合があるか教えてください。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えします。

出入国を伴うものを含め、転入、転出の手続に関する相談は約2,300件あり、そのうち在留資格のことなど入管に関する相談は約70件であります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。窓口では専門家の方が対応しているわけではなく、案内として通訳的な役割が大きいというふうに聞いています。在留資格に関することなど専門的な内容について、その場で相談ができるように、先ほどの交付金を活用して専門家を配置することができないのか伺います。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えします。

外国人の方が日本で生活される際には、文化や習慣の違いから困難に直面することが多々あり、また、言葉の問題から、自分で調べたり、どこかに相談することも容易ではないものと推察されます。法務省の外郭団体である外国人在留支援センターが発行する一元的相談窓口設置・運営ハンドブックでは、このような課題に対応するため、多言語で行うワンストップ型の相談窓口により、在住外国人が必要としている適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供等のサポートをすることが求められている旨が示されております。このことから、現在、出入国や在留等の手続に関することは外国人在留支援センターを紹介するなど、専門的な相談につきましては情報提供や関係機関への取次ぎを行っておりますが、今後、近隣市の相談体制の状況などを研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございました。御答弁で、出入国や在留等の手続に関することは外国人在留支援センターに案内するとありましたが、そのセンターは新宿区にあるようです。市川市の設置する相談窓口は、先ほどの御答弁にもあったようにワンストップ型の窓口として在留外国人が必要としている適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるように設けられているということなので、もっと近くの窓口が案内できたら、利用者にとってありがたいのではないかと考えます。調べたところ、市の外国人相談窓口とは別の取組として、行

政書士の有志の皆さんが行徳支所の場所を借りて、月2回、ビザに関することなどを相談することができる外国人相談を行っていると聞いていますが、その窓口との連携は取れているのか伺います。

また、同じように、仮に市として弁護士や行政書士などの専門家を月に2回ほど窓口配置する場合に、費用などの想定される課題はどんなものがあるのか伺います。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えします。

御質問者のおっしゃられますとおり、行徳支所において月2回、千葉県行政書士会による外国人相談を実施していただいております。外国人相談窓口では、相談者の相談内容等、必要に応じてそちらの相談窓口も御案内しているところであります。

また、弁護士や行政書士などの専門家を外国人相談窓口配置することの課題といたしましては、外国語を話せる専門家の確保や、相談窓口の人員の増加による経費の増大及び各相談窓口内のスペースの確保などが考えられます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。行政書士の有志の皆さんが行っている相談窓口には、年間100件以上の在留等に関する相談があるそうです。市の設置する相談窓口には70件の相談があるという御答弁でしたが、実際にはもっとニーズがあるということかなと思います。出入国に関することや在留の手続は生活に関わる問題として、相談窓口がもっと身近にあることが望まれています。ぜひ市での専門家の配置を御検討いただければと思います。

続いて、(4)外国人と自治会などの地域コミュニティとの交流促進についてですが、外国の方との交流というと、やはり国際交流イベントのような非日常の単発のイベントばかりが想定されるようですが、そのような単発のイベントだけでなく、日常における地域コミュニティとのつながりづくりが必要と考えます。そもそも地域コミュニティの中心とされている自治会という存在が地域にあることを知らない外国の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。例えば、現在、市民部では、地元の不動産業者と協力して、新しい入居者に対して自治会に入るための案内を配布しているとのことですが、同じような案内を多言語で配布したり、同時に市のサービスや防災のガイドブックなどを配布することはできないのでしょうか。そのような取組があるのかどうか教えてください。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えします。

外国人の方が本市に転入された際には、外国人相談窓口において、必要に応じて英語版などの日本語教室の案内チラシやごみの出し方ガイド及び防災ガイドマップなどを配布しております。現在、多言語で作成していない自治会への加入案内などのパンフレットにつきましては、今後、関係部署と作成について協議していくとともに、各種パンフレットやガイドの配布方法についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございました。ぜひできることから進めていただきたいと思います。市川市に住む外国籍の方、約1万8,000人のうち行徳エリアの外国籍の方の数は約1万人で、全体の55%が行徳エリアに住んでいることとなります。行徳では16人に1人が外国人という計算になります。その行徳エリアにお住まいの外国人の皆さんの中で、行徳に残る歴史的建造物やおみこしの文化、海産物に地元愛を感じて住んでいる方がどれ

だけいらっしゃるでしょうか。もちろんある一定数はいらっしゃると思いますが、それよりも都心への交通の便のよさや、もともと多くの外国人が住んでいることから、外国人同士のコミュニティがあったなどの理由から住んでいる方も多いのではないのでしょうか。本当の意味で行徳、そして市川に愛着を持ってもらい、共生していくためには、その地域に根差したコミュニティとのつながりが非常に重要と考えます。市川市の第三次基本計画には、本市の8つの重要課題が挙げられていますが、その中に、4「多様性を意識した施策展開」、5「地域コミュニティの再構築」とあるので、そのような観点からも、外国籍の方との共生を考慮した地域コミュニティの再構築を進めていただきたいと思います。

外国人支援についてはこれで終わります。

続いて、KUGURU展について。開催の経緯は分かりました。(2)アーティストの皆さんの作品発表の機会を創出し、町の人々との間で交流が生まれ、商店を巻き込むことにより地域活性にもつながったというとてもよい反響があったということでした。また、幾つかの商店会にまたがって開催したことにより、近隣商店会同士がコラボレーションする機会となり、商店会同士の交流も促進されたとも聞いています。そのような反響があったKUGURU展が昨年度から中止になった経緯をお伺いします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えします。

文化施策活性化事業は、市内全域を視野に入れ、様々な取組を行うものであり、毎年、取組内容について検討し、実施しております。その取組の一つとして、真間地区において令和3年3月、令和4年3月の2回にわたりKUGURU展を開催いたしましたが、その継続を望む声がある一方、のれんの展示場所やデザインの変化、また、KUGURU展と異なるアートイベントを望む声もございました。令和4年度は令和3年度まで実施した同事業の取組内容の検証及び見直しを含めた検討を行うこととし、文化施策活性化事業自体の実施を見送ったものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。様々な事情があったのだらうと思います。このKUGURU展に関わった皆さんに話を伺うと、2回目以降に手応えを感じたといいます。市外から外国の方がわざわざ見に来られたという方もいらっしゃる、そしてアーティストの皆さんと商店の皆さんとの交流が生まれ、アーティストの皆さんが町を知るきっかけにもなったと聞いています。このような企画は継続性を持って行うことで、その効果が見られると考えます。市の関わり方はいろいろ考えられると思いますが、ぜひ長い視野でサポートを行ってほしいと考えます。

(3)の答弁にあったように、今年度の市民の皆さんの自主的な開催については、できる限りのサポートを行っていくとのことでした。市の担当された職員も含め、実際にイベントに関わられた皆さんは熱意を持ってやられていたと思います。そのような熱意があったからこそ、今年度もできる範囲で開催の協力をされているのだらうと推察いたします。そのような皆さんの期待や思いを持続する意味でも、市としてきちんと継続性を持った支援を進めていってほしいと思います。

この大項目の最後の質問として、若手アーティスト等の育成や創作活動の支援につながるイベントや展示は今後あるのかどうか、その計画を教えてください。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えします。

文化施策活性化事業は、若手アーティスト等の育成や活動の支援を行うことも目的の一つとしております。同

事業では、今年度、千葉県補助金を活用し、千葉県誕生150周年記念事業として、県立現代産業科学館や本市の生涯学習センター及びニッケコルトンプラザ等を会場に、アート作品の展示や関連イベントの開催を検討しており、その中で若手アーティストの育成や支援につながる内容についても検討しております。今後も様々な形により、市民が文化芸術に親しむ機会の創出に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。千葉県誕生150周年記念事業として、若手アーティストの育成や支援につながる内容を検討中ということで、楽しみにしたいと思いますが、開催自体は恐らく1回だけだったとしても、開催後も何か新しい動きにつながるように、地域を巻き込んで交流を促進して、アーティストの皆さんと地域をつなげるような企画を期待しております。

次の項目に移ります。生活困窮者への食の支援について。(1)既に市はフードバンク団体と子ども食堂との食品のやり取りや情報のシェアなど、連携して公的支援につなげる取組を行っているということでした。こども部長の御答弁にもあったとおり、食品を介したつながりをつくることで、支援を必要としているにもかかわらず公的機関につながりにくい人々にアウトリーチするきっかけにもなっているということだと思います。そこで、他市のフードバンクの支援の例では、子どもの福祉の観点から支援を行っている事例がありますが、本市では、ひとり親家庭や子育てをしている生活困窮家庭、子ども食堂への支援の方策として、フードバンク団体への支援を行う考えはないか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

フードバンクと連携して子ども食堂を運営する団体からは、ひとり親家庭や生活に困窮する子育て家庭へ食品配布を行うに当たっての課題として、食品を必要とする人どどのように結びつけるか、消費期限のある食品をどれだけ速やかに届けられるかといったものがあると伺っております。こうした課題に対しては、関係団体が密接に情報交換しながら、迅速かつ柔軟に対応する必要があるとございます。本市といたしましても、高度に連携できる体制づくりを目指して、情報発信や連絡調整などの面でさらなる支援ができるよう、関係団体と協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 分かりました。まずは情報発信や連絡調整などの面で支援ができるように、連携の体制づくりを主導していくという御答弁だったと思います。ぜひよろしく願いいたします。

次、(2)生活困窮者への食の支援の現状と課題について。生活困窮者支援窓口において食の支援は行っているが、それを求めてくる方は少なく、食の支援ニーズについて把握することが難しい状況という御答弁でしたが、まさにアウトリーチの難しさということだと思います。一方、フードバンク団体が行っている月1回の食品の無料配布会では、毎月60から70組の方が食品を取りに来られるそうです。福祉部長の御答弁にあったとおり、フードバンクの利用者がそれまでに公的機関の支援を受けておらず、フードバンク団体が生活困窮者支援窓口につながって、そして生活保護につながったという事例を聞いております。つまり、フードバンクは、単に食品を受け取り、保管して配布するという役割にとどまらず、その過程で関係する団体や個人、困窮している方とのつながりをつくる役割もあるということになります。また、その活動に賛同する方たちの中には、ボランティアとして関わることで地域との関わりをつくるきっかけにもなっているといえます。

我が会派チームいちかわが代表質問において重層的支援体制整備事業について質問しましたが、福祉部長の答

弁でも、重層的支援体制のために支援関係機関等とこれまで以上に連携することで、支援が必要な人に対して適切な支援が届けられるようにするとありました。

そこで質問ですが、市内のフードバンク団体は、そのような連携すべき支援関係機関等に当てはまると考えますが、市の考えを伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 フードバンク活動中にお困り事を抱えた方を見かけた場合は、その内容によって高齢、障がい、子ども、生活困窮といった市のそれぞれの相談窓口、あるいは来月中旬に開設しますけれども、福祉よりそい相談窓口、こういうところで引き続き相談を受けたいと考えております。また、御連絡をいただくことで支援が必要な方の早期発見につながり、適切な支援が速やかに届けられるものと考えており、フードバンク活動を行っている団体は支援関係機関等に当てはまるものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。国の重層的支援体制整備事業の説明が載っているポータルサイトの中でも、各市町村がこの取組を進める際の留意点として、このように書かれています。「既にある地域のつながりや支え合う関係性を十分理解し、地域住民の主体性を最も尊重し、関わる住民の意見を聴いた上で、行政から必要な範囲で活動を応援するというボトムアップの視点を重視」するようにとあります。そのような視点をぜひ大切にしていきたいと思えます。

次に移ります。続いて、(3)の都市におけるフードバンクへの支援の事例についてですが、お金の支援だけでなく様々な支援の形があることが分かりました。

そして、(4)に移りますが、市ではフードバンクの支援について、食品を集める部分で連携している事業があるということでしたが、直接的にはフードバンクへの支援は行っていないということでした。例えば、市が行っている就労準備支援の一環として、支援が必要な方にフードバンクの活動に参加していただくというような形でのフードバンクの支援も考えられるかなと思います。また、すぐ始められる支援としては、先ほど御答弁もあったように、フードバンクとの協力、連携を構築することではないかと考えます。民間の団体だからこそできること、行政でなければできないこと、きちんと役割分担を考え、連携していくことが、フードバンク団体の活動が円滑に進められるための支援になると考えます。

そこで、どのような連携が考えられるのか、具体的なことがあれば教えてください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 生活困窮者への支援としてフードバンク活動団体は食材を確保し、子ども食堂などに提供、また、子ども食堂は地域の多様な人々と子どもの交流や遊びの場となり、子どもたちに食とともに学習支援を行っていると同っております。一方、行政は、住居を持たない方や住居を失うおそれが生じているなど不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供しており、その後の生活に向けて就労支援などのサポートを行うなどの支援も行っております。このように生活困窮者への支援については、現在、NPO団体や法人、また行政などそれぞれの立場で支援を行っていることから、今後、連携を強化していく必要があると考えております。

このような中、今年の4月に初めてフードバンク活動を行っている2団体と市の関係部署等が集まり、食の支援に関する意見交換を行いました。ここでは同じフードバンク活動を行っている団体でも集めた食品の提供方法や提供先が異なるなど情報の共有が図られ、当該団体や行政の役割について様々な意見を交換することができました。今後、生活困窮者の早期発見・支援につなげるためにも、フードバンク活動団体等との連携協力体制を築

いていけるよう、意見交換などを適宜引き続き行いながら、現状の把握、課題の整理に努めまして、それぞれの果たすべき役割等を認識していくとともに、引き続き他市の事例などについても調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。まとめます。7月から開始されるよりそい支援事業は、複雑化、複合化した課題を抱える方に対して、福祉部が主導権を握って適切な支援を実施するものとして、私も大変期待しております。そのよりそい支援事業にある参加支援、そして地域づくりに向けた支援において、フードバンクをはじめ市民の皆さんの熱心な活動が活かされるよう、連携を図ってサポートしていく。そのために、文字どおり主導権を発揮していただき、旗振り役となっていただくことを要望させていただき、この項目を終わります。

今回の一般質問では、私の質問の中にも、御答弁の中にも、何度も連携という言葉が登場しました。連携という言葉が単なる掛け声に終わってはいけません。価値観が多様化し、複雑化した社会課題に対して、各部署間での連携はもちろんのこと、私たち議員や市民の皆さんと一緒にあって、1つのチームとなって取り組んでいきたいと考えています。そのためには、常に相手をリスペクトしたコミュニケーションを心がけたいという私の抱負を付け加えさせていただき、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○稲葉健二議長 これをもって一般質問を終結いたします。

---

○稲葉健二議長 日程第2議案第24号副市長の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 議案第24号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

副市長の選任につきましては、市政の円滑な運営を図るため、総務省大臣官房付、現内閣官房新しい資本主義実現本部事務局参事官、本間和義氏を新たに副市長に選任いたしたく、市議会の同意を求めるため提案するものであります。

なお、任期につきましては、令和5年7月18日から令和9年7月17日までといたします。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○稲葉健二議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

市民の力、石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 市民の力の石原よしのりです。議案第24号について質疑させていただきます。

まず最初に、副市長についてです。

以前には、条例で本市の副市長は2名置くというふうに規定されておりました。しかし、大久保市長時代に、2名いた副市長のうち1名が辞職されたのに伴って1名体制になりました。その際、議会におかれましていろいろな質問があった中の答弁でも、1名で十分市政運営ができるとの見解を示され、以降、大久保市長は1名体制で続けられました。前村越市長時代にも、一時期副市長1名の期間があったと認識しています。田中市長が就任して以来1年強、これまで庁内から選任された副市長の1人体制で経過しています。今回、この場において副市長を2名体制にしようと考えた理由について伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 副市長を2名体制とすることにつきましては、本市の行政規模や様々な行政課題への対

応、国や県との連携の重要性などを鑑み、これまで継続して検討してまいりました。今般、関係機関との協議が調いましたことから、これまで以上にスピード感を持って行政課題を解決し、本市がさらなる発展をしていくためにも、速やかに副市長を2名体制としく、今定例会に議案を提出したものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 御答弁では、2名体制とすることについて、これまで継続して検討してこられたということでした。そして、これから、これまで以上にスピード感を持って行政を円滑に進めていくというようなことに鑑みて2名体制にしたいということだと思えます。おっしゃるとおり、田中市長は大変スピード感を持って施策を進められておられます。そういう意味でも、そういう2名体制にして、より円滑に進めたいという理由は分かりました。

それでは、新副市長を選ぶに当たって、この2人目の副市長についてはどのような役割を期待し、そのためにはどのような条件の候補者を探したのか、その要件についてお伺いしたいと思います。

また、どういう役割を期待しているのか、そこも含めてお答えください。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 まず、副市長の役割につきましては、市長を補佐し、職員の担任する事務の監督など、市政の幅広い行政分野を見ていただき、的確に判断、対応していただく役割がでございます。また、カーボンニュートラルをはじめとした気候変動への対応や少子化対策、子育て支援など、本市単独では解決が困難な課題や国、県との連携が求められる課題にも対応していく必要があるため、重要な場面での国や県との調整役としての役割も担っていただく必要があると考えております。

次に、これら副市長の役割を踏まえた選任の要件についてでございますが、市政に関する幅広い見識を持っていること、それから、国や県との連携、調整を円滑に進めることのできる調整力があることが副市長の選任の要件であると考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 要件として、結局、市政に関する幅広い見識を持っていること、それから、国や県との連携や調整という役割を期待しているというのは分かりました。こういうことからいうと、国から呼ぶということ以外にはなかなか考えにくくなってしまいますね。

さて、それでは、どのような人材を求めたかについての理解は分かりましたが、この当該候補者、本間和義氏がどのような経歴というのか、こういうのを踏まえまして、この方が副市長として適任であるとお考えになった理由を伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 まず、本間氏の経歴でございますが、平成5年4月に現在の総務省であります自治省に入省し、その後、内閣府の職務を併任しながら、幅広い職務に携わった後に、地方自治体の幹部職員や総務省消防庁、全国市町村研修財団で手腕を発揮され、現在は内閣官房新しい資本主義実現本部事務局参事官として御活躍されております。こうした経歴を踏まえますと、幅広い行政分野に携わってこられている点、それから、国家公務員でありながら地方自治体の幹部職員としての職務も経験し、双方の立場や役割を踏まえた調整を期待できる点が、先ほど申し上げた選任の要件に合致しております。このことから、本間氏は本市の行政課題に対し市政を円滑に運営するための知識、経験を備えていらっしゃるため、本市の副市長として適任であると考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 私も本間氏の経歴書を見せていただいて、なるほど地方行政をやられたことや市町村アカデミーの教職もやられたとか、あるいは総務省消防庁など幅広い経歴をお持ちのこともよく分かりました。これを見る限りは経歴が適切だということは、私もよく分かりました。しかし、本当にこの候補者が適任であるかということにつきましては、直接面談してお考えを伺ったりし、そういったことで人物評価をされた上で、この方なら任期4年間しっかりお任せし、市長や職員と協力して市政発展に寄与してもらえるか、こういうことが考えられるかどうかだと思います。この点をしっかり確認して、適任であると御判断されたということであれば、私たちはまさにこの候補者をぜひ推したいと思っているわけですが、これがきちんと適任であると御確認ができたと考えてよろしいでしょうか。総務部長で結構です。お答えください。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。本間氏とは、市長、副市長御面談後、内容的にはとても適任者というようなことを御判断なさったということであります。

以上であります。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 分かりました。この経歴書を見ただけではなく、人物もちゃんと判断して、この方であれば4年間しっかりやっていただける、途中でお辞めいただくようなことがないというふうに判断されたんだと理解いたしました。

それでは、私の質疑については、以上でよく分かりましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、創生市川、加藤武央議員。

○加藤武央議員 創生市川の加藤武央でございます。それでは、通告どおり質疑をさせていただきます。

議案第24号副市長の選任に至った経緯についてを質問させていただきますが、今回提案された副市長候補者の人事案件は、市政の円滑な運営を図るため、新たに副市長を選任するとの理由でしたね。過去に、平成20年6月には2人の副市長が任期を残した状況で同時に辞職。その後、1人体制となりましたね。その後も市川市の副市長職の人事案件に対し、私は平成26年9月定例会、平成30年2月定例会、平成31年9月定例会、そして令和4年7月臨時会で取り上げ、副市長職の1人体制の条例違反や副市長職の内部からの2人体制の見直し等を取り上げ、質疑してまいりました。令和4年7月臨時会では、副市長職を「2人とする」から「2人以内とする」と条例を改正し、現状の副市長職1人体制は違反はしていませんよとの答弁もいただきました。私は、ぜひとも49万人を超える市川市として、副市長職は2人体制にすべきであり、さらには、人選は内部から1人、外部から1人の2人体制を目指していただきたいと田中市長に質疑をしましたね。市長は副市長2人体制が望ましい、前向きに検討したい、そして課題に対応できる官庁の都合も聞いた上で、状況が整ったら皆様方にお諮りさせていただくとの答弁もいただきました。

そこで質疑しますが、今回提案された人事案件はどのような経緯によって提案されたのか、お伺いします。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 加藤議員から御質問いただきました。私も加藤議員と同様に、副市長は2人体制で、また、人選に関しては国の機関からの採用が望ましいと就任以来考えておりました。本当のところを申し上げて、本市は外環道路が平成30年6月に開通いたしまして、また、令和7年度をめどにまとめていく用途地域の見直しがございます。さらには、新駅の課題などを前に進めていきたいという思いの中から、国土交通省を対象として副市長

の選考というものを考えておりました。実際に、私自身も国土交通省に出向きまして、そのお願いをしかるべき方にしてまいりましたが、残念ながら、昨年末、適任者はいないというお答えが返ってまいりました。そこで、大変僥越に当たるかもしれませんが、私にとっては旧友であります松本総務大臣にお願いをいたしましたところ、快く4月上旬に、御本人自ら市川市の庁舎にいらしていただきまして、私は入院中でしたのでZ o o mで、そして庁舎では副市長が対応をしてくれたと、そういう場面がございました。しばらく時間はかかりましたが、松本大臣御本人から電話で、市川市のために役に立ちそうな職員が見つかりましたという連絡が入った次第です。言うまでもなく、地方の行政運営、国民の生活基盤全般にわたる行政機能を担う総務省からのそのような副市長候補が挙がったことは大変にうれしいと、ありがたいことだと。その方が本間さんでありまして、総務省の職員としてのみならず、内閣官房、内閣参事官も兼任され、幅広い分野で活動された方であります。また、政令指定都市でありますさいたま市の審議監から始まりまして、副市長に選任され、まさに地方自治体の行政運営に精通した方、その認識を持たせていただき、私としましては、国や県とのパイプ役としてだけではなく、地方行政のプロフェッショナルとして本市職員をリードしていただくためにも、素晴らしい人材であると確信をしているところでございます。

○稲葉健二議長 加藤武央議員。

○加藤武央議員 田中市長、ありがとうございます。詳しい御答弁、本当にありがとうございます。私としては長い期間、強く要望してきた副市長職の2人体制、そして内部、外部からの人選、この提案された本間和義副市長案、これは松丸多一副市長同様に、大変に素晴らしい市川市で大活躍される議案だと私も思っておりますので、私はこの議案は賛成をさせていただきます。

そこで再質疑しますが、田中市長は来年の11月3日までには中核市移行の是非を判断する考えを示したと昨日の新聞紙上に大きく記載されました。取り上げられましたね。今回の総務省からの人事案件の提出と、この中核市移行について、市長はどのように考えているのか、その確認をさせてください。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 この紙面だと思います。

○加藤武央議員 そうですね。大きいですね。同じ大きさか。

○田中 甲市長 このたびの副市長人事が中核市移行に影響を与えることが目的となっていることなどという、その意図は一切ございません。副市長の2人体制で、さらに議会、市民の期待に応えてまいりたいと思っております。

○稲葉健二議長 加藤武央議員に申し上げますが、これでいいですかね。

○加藤武央議員 いいです。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 人事議案なので、あまり幅は広げないように。

○加藤武央議員 いいですよ。これでもうまとめますから。とにかく長い時間をかけ、副市長の内部、外部からの2人体制となる人事案件は、ぜひとも早急に解決をしていただきたいと思っております。

以上で議案第24号副市長の選任についての質疑を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、無所属の会、越川雅史議員。

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。ただいま議題となっております議案第24号副市長の選任について質疑を続けます。

(1)の選任理由については、御答弁がありましたので割愛いたします。

その上で、(2)になります。地方自治法第152条には、市長が欠けた場合の職務を代理する順位についての規定があるかと思っております。副市長2人体制になった場合には、この順位をどのように想定されているのか伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 本市では、これまで慣例といたしまして、先に着任している副市長が第1順位となっておりますが、順位を決めるに当たっての特段の定めはございません。今回、国での実績、経験が豊富な本間氏に第1順位の副市長となつていただくことも考えられますが、御本人の意向も伺いながら協議してまいります。なお、船橋市におきましては、慣例といたしまして、国からの副市長を第1順位としていただいております。

以上であります。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 伺ってはおりますが、まだ決まっていないということかと思いますが、これは順位ですから決めないといけないと思います。ただ、これも形式にとらわれ過ぎるのはよくないと思いますので、どのような形であったとしても、両副市長の機能が最大限発揮されるように御調整いただければと思います。

その上で、副市長の事務分担についてです。これもきっちり分けるのか、あるいは総合的に2人で見ていくのか、いろいろ選択肢はあると思いますが、どのようにお考えなのか伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 副市長の事務分担でございますが、本間氏には国、県との協議事項が多い部署を中心に担任いただくことが考えられます。その上で、これまでの経験や実績を踏まえるとともに、業務の関連性及び業務量のバランスを考慮するなどし、議会の同意をいただいた後、本間氏及び松丸副市長との協議の上、事務分担を決定してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 先ほど、結局、国や県と調整を要するカーボンニュートラルだ、少子化だ、子育てだ、いろんなこちら側からの要望はあると思います。ただ、この経歴からぱっと読み取れるだけでも、消防に知見はあるでしょうし、それに関連して防災、危機管理などにも知見はあるかと思ひますし、また、以前勤務されたところで、もし再開発などの御経験などがあれば、今後、本市における再開発などでも貴重な大所高所からの御意見をいただけるんじゃないかということも考えられます。このあたりも、本当に繰り返しになりますが、最大限知見が生かされるよう、形式的な枠にとどまらない分担になっていただければと思います。その上で、いずれにしろ危機管理には関与されると思ひます。

ということで、(4)に進みますが、今、県外にお住まいということなのですが、危機管理の際、早急に駆けつけられる体制をどのように整えていくのか、あるいはそこに課題があるのか伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 本市の地域防災計画では、災害対策本部長であります市長が何らかの事情で不在の場合には、第2順位として副市長が本部長を務めることが決められております。本部長の代替職員については、第4順位まで定めており、万が一の際に確実な指揮命令が行える体制を整備しております。また、災害対応を円滑に行うため、本部長である市長はもとより、副市長や各対応本部長などの責任者には災害時優先電話を配付し、常に連絡が取れる体制を確保しております。災害時には庁舎に参集して対応することが原則ではありますが、本人の被災等で参集できない場合や、時間を要する場合等に備えまして、極力対応に支障がないよう準備していることから、円滑に危機管理対応が行えるものと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 御答弁からにじみ出るのは、今の御住所を前提としたお話なのかなと思ひます。本市に住居を

提供するという選択肢があってもいいかと思いますが、そのあたりは、そういう住居を提供するということはお考えにならなかったのかどうか伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 今回の段階では、本間氏とそういうようなお話は出ておりません。

以上であります。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 これも一概に言える話ではございませんが、本市には県外から通勤してこられる。退庁後は県外に帰宅をされる。お休みの日は地元で過ごす。だけど、危機管理上重要な地位を担っているということであれば、例えば本市に住んで地域で生活をする中で、地名を覚えるところから始まり、地形を覚えるところから始まり、課題に気づく機会、そうしたものが限られてしまうことが懸念されます。もちろんこれは人の能力によって様々ですし、勉強の仕方によって、これは幾らでもカバーできることですので、限られると断言するわけでもありませんが、ただ、特に災害時、危機管理対応時において、どこの場所で何が起きていると、具体的にどのようなことなのか、そのイメージをしながら的確な指示を出せるということが重要かと思います。御答弁は求めませんが、この点を指摘をしまして、では、ちょっと総括的に伺いますが、今までいろんな話をしましたが、逆に、先ほどこの方の御経歴を見れば、防災、危機管理とか、消防とか、再開発とか、もしかしたら知見があるかもしれないような話をしましたが、この方自身としては、市川市のリクエストは分かる。自分としてはこういうところにも力を発揮できますよ。それは事務分担が決まっている、決まっていなにかかわらずですね。具体的に言うと、例えば僕も経営コンサルタントをやっていますとしても、こういう分野が得意ですとか、こういう状況だったら経験がありますよとか、自分からPRしたいことがあると思います。当然、御面談されている中で、そういうお話も出てきたと思うんですが、この方が市川市としてどのような課題に取り組みたいと思っているのか、そのあたりは御確認されていますでしょうか。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 大変申し訳ないんですけど、今の段階ではそういったお話ができる段階ではございません。御選任をいただいた後にしっかりとお話は伺っていきたいと思っております。

以上であります。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 あとは、本市の魅力をこの方はどこに見いだされているのか伺います。

○稲葉健二議長 越川議員に申し上げますが、その部分においては通告と離れていると思います。答弁は結構です。

○越川雅史議員 分かりました。すみませんね。この議案第24号についていろいろお話を伺った上で、総括的に最後にそういうことを伺う。これによって議案の可否を判断しようという思いで尋ねたつもりですが、議長の御見解が変わらないのであれば、引き下がりますし、そういう意味で、関連されていると御判断されるのであれば御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 関連はしていないと思っています。

以上です。

○越川雅史議員 分かりました。では、質疑を終わります。

○稲葉健二議長 以上で通告による質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号副市長の選任についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

---

○稲葉健二議長 日程第3発議第1号市川市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長 起立者多数。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号市川市議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

○稲葉健二議長 日程第4発議第2号特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長 起立者多数。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思えます。

す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

---

○稲葉健二議長 日程第5委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

○稲葉健二議長 日程第6委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

○稲葉健二議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年6月市川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時41分閉議・閉会

## 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

- 1 派遣目的 国際交流及び友好親善を推し進めるため、市川市議会を代表して、アメリカ合衆国・ガーデナ市の歴史・文化・政治・経済について広く見聞し、相互理解を図るとともに、ガーデナ市の行政当局及び市民との交流を深める。なお、昨年度姉妹都市締結60周年をむかえたが、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を受け、相互訪問が延期されたため、今年度が両市の公式代表団が相互の都市を訪問する年となっている。
- 2 派遣場所 アメリカ合衆国・カリフォルニア州・ガーデナ市
- 3 派遣期間 令和5年7月2日から7月6日まで
- 4 派遣議員 稲葉 健二 議員

※ただし、内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

令和5年6月13日

市議会議長

稲葉健二様

総務委員長 国松ひろき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

| 事件番号  | 件名                                   | 審査結果 | 理由又は意見 |
|-------|--------------------------------------|------|--------|
| 議案第3号 | 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について          | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第4号 | 市川市税条例の一部改正について                      | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第5号 | 市川市火災予防条例の一部改正について                   | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第6号 | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された事項 | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第7号 | （仮）市川市八幡市民複合施設新築工事請負契約について           | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第8号 | 損害賠償請求事件の和解について                      | 可決   | 原案妥当   |

令和5年6月13日

市議会議長

稲葉 健二様

健康福祉委員長 西村 敦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

| 事件番号  | 件名                                   | 審査結果 | 理由又は意見 |
|-------|--------------------------------------|------|--------|
| 議案第6号 | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された事項 | 可決   | 原案妥当   |

令和5年6月13日

市議会議長

稲葉健二様

環境文教委員長 石原たかゆき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

| 事件番号  | 件名                                   | 審査結果 | 理由又は意見 |
|-------|--------------------------------------|------|--------|
| 議案第6号 | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された事項 | 可決   | 原案妥当   |

令和5年6月13日

市議会議長

稲葉健二様

建設経済委員長 小山田 なおと

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

| 事件番号   | 件名                                   | 審査結果 | 理由又は意見 |
|--------|--------------------------------------|------|--------|
| 議案第6号  | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された事項 | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第9号  | 損害賠償請求事件の和解について                      | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第10号 | 市道路線の廃止について                          | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第11号 | 市道路線の認定について                          | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第12号 | 市道路線の変更について                          | 可決   | 原案妥当   |

閉会中継続審査申し出書

(令和5年6月定例会)

○東京外郭環状道路に関連する特別委員会

東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について

閉会中継続調査申し出書

○総務委員会

- 1 人事管理について
- 2 男女共同参画について
- 3 総合計画について
- 4 行政改革について
- 5 行政組織について
- 6 広報広聴について
- 7 財政運営について
- 8 契約及び工事検査について
- 9 情報政策について
- 10 ボランティア支援事業について
- 11 消防行政及び危機管理対策について
- 12 他の常任委員会の所管に属さない事項について

○健康福祉委員会

- 1 保健・医療・福祉行政について
- 2 高齢者支援について
- 3 介護保険事業について
- 4 児童福祉対策について
- 5 母子（父子）福祉対策について
- 6 心身障がい者（児）福祉対策について
- 7 生活保護について
- 8 霊園、斎場について
- 9 国民健康保険事業について

○環境文教委員会

- 1 文化振興について
- 2 国際交流について
- 3 スポーツ振興について
- 4 環境保全、公害対策について
- 5 ごみ対策について
- 6 し尿処理対策について
- 7 学校施設及び管理について
- 8 教育振興対策について
- 9 生涯学習について
- 10 保健体育について

○建設経済委員会

- 1 商工業行政について
- 2 労働対策について
- 3 農水産行政について
- 4 観光行政について
- 5 都市計画事業について
- 6 建築物に係る紛争の調整等について
- 7 建築行政について
- 8 土地区画整理事業について
- 9 都市再開発事業について
- 10 住宅行政について
- 11 交通安全対策について
- 12 一般土木事業について
- 13 河川対策について
- 14 下水道事業について
- 15 みどりの保全及び推進事業について

○議会運営委員会

- 1 議会の運営に関する事項
- 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 3 議長の諮問に関する事項

会議録署名議員

市川市議会議長 稲葉健二

市川市議会副議長 つちや正順

市川市議会議員 野口じゅん

” 岩井清郎

令和5年2月市川市議会定例会会議録正誤表

| 正 誤 箇 所           | 正     | 誤     |
|-------------------|-------|-------|
| 本 文 237 ページ 24 行目 | 20ℓ   | 20ℓ L |
| " 270 " 18 "      | 給 与 表 | 給 付 表 |